

平成27年

島本町議会2月定例会議 会議録

平成27年 2月27日 開議

平成27年 3月26日 散会

平成27年 2月27日 (第1号)

平成27年 3月 2日 (第2号)

平成27年 3月 4日 (第3号)

平成27年 3月 5日 (第4号)

平成27年 3月26日 (第5号)

平成27年島本町議会2月定例会議会議録目次

第 1 号 (2 月 2 7 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	6
・村上議員	6
・関 議員	11
・河野議員	22
・佐藤議員	35
・戸田議員	41
・田中議員	54
・外村議員	59
・平野議員	71
○延会の宣告	84

第 2 号 (3 月 2 日)

○出席議員	87
○議事日程	89
○開議の宣告	91
○第 1 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	91
○第 2 号議案 町道路線の廃止及び認定について	92
○第 3 号議案 島本町行政手続条例の一部改正について	94
○第 4 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	112
○第 5 号議案 島本町税条例の一部改正について	121
○第 6 号議案 島本町手数料条例の一部改正について	128
○第 7 号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算 (第10号)	131

○第 8 号議案 平成 26 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）	131
○延会の宣告	171

第 3 号（3 月 4 日）

○出席議員	173
○議事日程	174
○開議の宣告	176
○第 9 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	176
○第 10 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）	176
○平成 27 年度施政方針	188
○第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について	197
○第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	197
○第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	197
○第 14 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について	197
○第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正について	197
○第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	197
○第 17 号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	197
○第 18 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について	197
○第 19 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について	197
○第 20 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	197
○第 21 号議案 平成 27 年度島本町一般会計予算	197
○第 22 号議案 平成 27 年度島本町土地取得事業特別会計予算	197
○第 23 号議案 平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	197
○第 24 号議案 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	197
○第 25 号議案 平成 27 年度島本町介護保険事業特別会計予算	197
○第 26 号議案 平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	197
○第 27 号議案 平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計予算	197

○第28号議案	平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	197
○第29号議案	平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	197
○第30号議案	平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	197
○第31号議案	平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	197
○第32号議案	平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	197
○第33号議案	平成27年度島本町水道事業会計予算	234
○大綱質疑(第11号議案から第33号議案)		237
・公明党(川嶋議員)		237
・自民無所属の会(清水議員)		246
・人びとの新しい歩み(戸田議員)		258
・日本共産党(佐藤議員)		272
○延会の宣告		287

第4号(3月5日)

○出席議員		289
○議事日程		290
○開議の宣告		291
○大綱質疑(第11号議案から第33号議案)		291
・自由民主党クラブ(野村議員)		291
・会派に所属しない議員(外村議員)		304
・会派に所属しない議員(関議員)		311
・会派に所属しない議員(田中議員)		316
○第34号議案	平成26年度島本町一般会計補正予算(第11号)	320
○散会の宣告		374

第5号(3月26日)

○出席議員		377
○議事日程		378
○開議の宣告		380
○諸般の報告		380

○各常任委員長報告（第11号議案から第33号議案）	380
○第11号議案から第33号議案の討論・採決	382
○第35号議案 教育長の任命につき同意を求めることについて	445
○第36号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	450
○第37号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第12号）	451
○第38号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について	463
○散会の宣告	465
※付議事件の議決結果	469

平成27年

島本町議会2月定例会議会議録

第1号

平成27年 2月27日(金)

島本町議会 2月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成27年2月27日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	柴山 則文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由岐 英
健康福祉 部 長	近藤 治彦	都市創造 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌
消 防 長	木下 光平	教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美
教育こども 次 長	川畑 幸也	都市創造部 環境課長	安藤 鎌吾		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議会総務 課 長	猪倉 悟	書 記	村田 健一
書 記	小東 義明				

議事日程第1号

平成27年2月27日(金)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

村上議員 「まちづくり事業推進プロジェクトチーム」の組織と職務

関議員 これまでに一般質問で取上げた諸課題のその後について

河野議員 1. 住民(文化)ホール・町立プール廃止後の弊害を問う

2. 第四保育所建て替え一超過密化解消を問う

3. し尿中間処理施設 町内建設について問う

佐藤議員 1. 高齢者の交通権について

2. JR島本駅の西側を出て桜井方面に至る里道の拡幅について

戸田議員 1. 子ども・子育て事業の充実をめざして 子どもの権利の視点から

2. 中学校給食に完全米飯導入を～和食を中心とした献立の意義～(その2)

3. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う(その3)

田中議員 ふるさと納税について

外村議員 し尿中間処理施設の町内建設事案と今後の広域行政への取り組み姿勢について問う

平野議員 1. 島本町のし尿処理問題について

2. プライバシー侵害はないのか、共通番号制(マイナンバー制)

日程第4 第1号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第2号議案 町道路線の廃止及び認定について

日程第6 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正について

日程第7 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

日程第8 第5号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第9 第6号議案 島本町手数料条例の一部改正について

- 日程第10 第 7 号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第10号）
 第 8 号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算
 （第2号）
- 日程第11 第 9 号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
 （第4号）
 第10号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部改正について
 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利
 用者負担額等に関する条例の制定について
 第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の
 実施に関する基準を定める条例の制定について
 第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する
 基準等を定める条例の制定について
 第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正
 について
 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
 第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算
 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
 第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
 第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
 予算
 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
 第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
 第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
 第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

- 第 3 1 号議案 平成 2 7 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第 3 2 号議案 平成 2 7 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第 3 3 号議案 平成 2 7 年度島本町水道事業会計予算
日程第13 第 3 4 号議案 平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 1 1 号）

(午前 10 時 00 分 開議)

平井議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中ご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、ただいまから平成 27 年島本町議会 2 月定例会議を開きます。

本日は、昼から第二中学校の生徒さん 24 名、また先生も傍聴にお見えになるということでございますので、よろしく願いしておきます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から 3 月 26 日までの 28 日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番 清水議員及び 14 番 佐藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成 26 年度 11 月分及び 12 月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第 235 条の 2 第 3 項の規定により、また平成 26 年 10 月実施の定例監査結果が「地方自治法」第 199 条第 9 項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

清水議員 (登壇) おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成 26 年 12 月 22 日午後 3 時から、大阪市の同組合事務所会議室におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、報告第 1 号の「平成 25 年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」は、監査委員の意見を付し報告され、全員賛成で認定されました。

報告第 2 号「平成 26 年度淀川右岸水防事務組合定例監査結果報告の提出について」は、「地方自治法」第 199 条第 9 項の規定により実施された平成 26 年度分の定例監査結果が報告されました。

報告第 3 号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果報告の提出について」は、「地方自治法」第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査結果の報告がありました。

次に、議案第 14 号「淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例の一部を改正する条例案」

については、職員及び議員等の出張旅費の支給について、経路によって、その支給を制限するため条例の文言を改めるもので、全員賛成で可決されました。

議案第15号「平成26年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第1回）」については、歳入歳出それぞれ816万1千円を追加し、総額を1億3,074万2千円とするもので、慎重審議の結果、全員賛成で可決されました。

最後に、「淀川堤防強化等治水事業促進についての報告」については、常任委員長より、国に対して「淀川堤防強化等治水事業促進についての要望書」を提出した旨の報告がありました。

以上が概要のご報告であります。詳細につきましては、議会事務局に資料を保管いたしております。

以上、大変簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

平井議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、村上議員、関議員、河野議員、佐藤議員、戸田議員、田中議員、外村議員、平野議員の順で行います。

それでは、最初に村上議員の発言を許します。

村上議員（質問者席へ） 皆さん、おはようございます。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

「まちづくり事業推進プロジェクトチームの組織と職務」について、一般質問させていただきます。

①昨年の4月の機構改革において、まちづくり事業推進プロジェクトチームが発足してから1年近くになりますが、「現在までの取り組みと、その評価」について、お伺いします。

まちづくり事業推進プロジェクトチーム部長 それでは1点目のご質問のうち、「プロジェクトチームの現在までの取り組み」について、ご答弁申し上げます。

まちづくり事業推進プロジェクトチームは本町の政策案件の円滑な推進のため、長年の行政経験と専門的知識を有する職員の能力を活用し、各部局と連携して懸案課題の解決にあたるための臨時的組織として、昨年4月の機構改革に伴い発足いたしました。

現在までの取り組みといたしましては、まず、年度当初に各部局と意見交換を行い、町長・副町長並びに総合政策部との調整のうえで、プロジェクトチームとして本年度携わるべき懸案事項を設定したところでございます。

具体的な取り組み内容につきましては、建て替えや移転も視野に入れた検討が必要となっておりました第一中学校をはじめとする学校施設の耐震化手法の検討、3月1日に開設されます民間保育所「高浜学園」の開設に向けた支援、JR島本駅開業以来の懸案

でありました町道桜井 50 号線の用地整理、昨年 4 月に国から策定要請がありました「公共施設等総合管理計画」にかかる検討、町立プール廃止に伴う周辺施設及び町有地を含めた用地整理、町道尺代 5 号線の完成に向けた取り組み、企業との協働による森林整備の推進に向けました企業及び地権者との調整、特別養護老人ホームの整備手法の検討、東大寺公園のバーベキュー対応等々につきまして、それぞれの所管部局と連携し、事務を進めてまいったところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 続きまして、村上議員の 1 点目のご質問のうち、「プロジェクトチームの評価」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、組織が発足してから間もなく 1 年を迎えるわけでございますが、取り組んできた懸案事項のうち、ある一定の案件につきましては、課題解決の目途が立った段階に至っているものと考えております。しかしながら、本町におきましては、まだ多くの課題が山積もしております、今後とも積極的な取り組みが必要である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

村上議員 発足から 1 年経って、一応、成果を報告していただきました。

それでは 2 点目として、現プロジェクトチームの現状は、プロジェクトチームと言うよりは、各職場が抱える諸課題に対する支援チームであると考えますが、その点についてお伺いします。

総合政策部長 次に、2 点目の「現在のプロジェクトチームの現状等について」でございます。

「プロジェクトチーム」につきましては、一般論として、「新製品の開発、新工場の建設など、特定の課題や計画を解決したり完成したりするために編成された臨時の業務遂行組織」と言われております。また、プロジェクトチームにつきましては、「特定の新規事業の立ち上げのための特命組織」という考え方もございますが、必ずしも決まった形があるわけではなく、それぞれの目的や活動内容、組織の事情等に対応するなど、様々な形態があるものと考えております。

なお、本町の「プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程」におきましては、複数の部局に関係する緊急または懸案の重要事項にかかる調査・研究、計画策定等の他、町長が特に必要があると認める事務を行う必要がある場合に、臨時的組織としてプロジェクトチームを設置するものとされております。

ご質問にあります「プロジェクトチームというよりは、各職場が抱える諸課題に対する支援チームである」と、こういったご指摘につきましては、「本町の懸案事項等について、その所管部局と連携をして事業の初動事務を行う」という本プロジェクトチームの所掌事務内容からいたしますと、確かにご指摘のような側面が大きいものと、このよ

うに認識をいたしております。

以上でございます。

村上議員 再度、質問します。

私の思いますプロジェクトチームというのは、町として抱える大きな課題の解決に向け、ある一定期間内に与えられた課題解決に取り組み、課題を遂行するために特別に結成された臨時組織のことであり、プロジェクトチームの目的達成のために職務を果たすもので、目的が達成されれば解散するものであると理解しています。

しかしながら、本町のまちづくり事業推進プロジェクトチームの現状については、先ほど答弁がありましたように、各職場が抱える諸課題に対する初動事務から、諸課題の解決に向けた支援チームと言えるのではないですか。お伺いします。

総合政策部長 本町のまちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、村上議員ご指摘のとおり、本町の懸案事項等について、その所管部局と連携をして事業の初動事務を行うことを所掌事務としており、諸課題の解決に向けた支援チームと、このように言えるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

村上議員 プロジェクトチームというのは問題解決のための特別編成チームであり、課題に対して責任を持って主体的に取り組み、結論をまとめ、解決を図るために編成されるものであると理解しております。その点について、いかがお考えか、お伺いします。

総合政策部長 プロジェクトチームにつきましては、様々な課題に対しまして、責任を持って主体的に取り組み、その結論をまとめ、解決を図ることが重要である、このように認識をいたしております。

しかしながら、本町の抱える懸案事項は山積をいたしてございまして、また、それぞれの懸案課題の解決には相当の期間を要するものもございまして、そのような状況を踏まえますと、まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、主体的な立場として課題解決にあたるのではなく、初動事務に専念をし、初動事務を終えた段階で所管部局にその業務を引き継ぐことによりまして、より多くの懸案課題の解決に繋げていくべきものと、このようには考えているところでございます。

以上でございます。

村上議員 それでは、本町の例規集には「プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程」の趣旨として、「事務分掌条例施行規則第9条第2項の規定に基づいて、プロジェクトチームの設置及び運営に関し必要な事項を定めるもの」とされております。また、臨時的組織の設置については、「町長は、特定の事務を処理させるため必要があるときは、期間を定めて臨時的組織を設置することができる」と規定されていますが、この本町の例規集とまちづくり事業推進プロジェクトチームとの関係は、どのように理解したらいいか、お伺いします。

総合政策部長 まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、議員お尋ねのとおり、島本町の「事務分掌条例」の施行規則第9条に規定をする臨時的組織に該当するものでございます。従いまして、特定の懸案事項の処理にあたりまして設置をしたものでございまして、施行規則の設置目的に基づくものでございます。

以上でございます。

村上議員 ただいまの答弁の中で、「臨時的組織に該当」するものであるとのことですが、期間を定めて、はじめて設置するのであれば理解できますが、まちづくり事業推進プロジェクトチームの期間はどのようになっているのか、お伺いします。

総合政策部長 まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、懸案課題の解決にあたるための臨時的な組織でございます。従いまして、一定の懸案課題の解決の目処が立つまでの間の組織であるというふうに考えておりまして、懸案内容によりまして、その期間を定めるというのは、今現在、明確にはご答弁できるような状況ではございません。

以上でございます。

村上議員 なかなか、ちょっと理解しがたいところはございますけれども、ご説明については、一定理解をいたします。

それでは3点目の、最後に、1年が経過したことを踏まえ、今後、「まちづくり事業推進プロジェクトチームをどのような体制で進める」か、再検討する必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

総合政策部長 次に3点目の、「プロジェクトチームの今後の体制について」でございます。

昨年の4月の機構改革に伴いまして創設をいたしました、まちづくり事業推進プロジェクトチームも間もなく1年を迎えるわけでございますが、これまで取り組んできた懸案事項のうち、一定の案件につきましては、その課題解決の目途が立った段階に至っているものと認識をいたしておりますことから、案件に応じて、所期の目的は達成できたものと考えております。

いずれにいたしましても、公共施設の耐震化をはじめ子育て支援の充実、定住促進策の検討など、本町の課題は山積をいたしてございまして、まちづくり事業推進プロジェクトチームが果たすべき役割は今後とも大きなものがあると考えておりますので、これまでに以上に各部局との連携を図り、懸案課題のスピーディーな解決にあたってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

村上議員 プロジェクトチームの一つの考え方としては、まちづくり事業推進プロジェクトチームの職務・体制を現状のまま維持するのであれば、名称変更をすべきであると考えます。その場合、現状程度の職務内容であれば、部長職を設ける必要はないと思います。

もっと職責に合った職場で頑張ってもらいたいと思いますし、課長職で十分対応できるのではないかと考えております。

さらに、もう1点としては、現状の名称を継続するのであれば、職務内容の変更と体制の充実を図る必要があるものと考えています。課題の解決にあたっては、プロジェクトチームが初動事務の支援をするのではなく、主体的立場で職務にあたり、部長はすべての課題の総括責任者として職務を行うべきであると考えます。

そのための体制を充実させることが必要であります。直接、プロジェクトチームの職員を増員するのではなく、プロジェクトのテーマごとに当該職場の職員を兼務とし、課題解決の直接部隊とするなどの体制づくりはいかがでしょうか。お伺いします。

総合政策部長 まちづくり事業推進プロジェクトチームにつきましては、本町の懸案事項の課題全般をスピーディーに解決し、まちづくり事業の推進に寄与するための臨時的な組織でございます。また、昨年4月に新たに創設をした組織でもございますことから、現時点では十分に総括はできておりませんが、一定、所期の目的を達成しているものという現状とともに、ただいまご指摘の点を踏まえまして、今後の新たな組織見直しを行う際には、「プロジェクトチーム」という名称の変更につきましては、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

また、職員体制につきましては、本町の抱える懸案課題について、初動事務を通じて解決に導けるよう、そういった人材を配置すべきものと考えております。本町の抱える懸案課題は山積をしております。また、それぞれの懸案課題の解決には相当の期間を要するものと考えております。従いまして、まちづくり事業推進プロジェクトチームにおきましては、主体的な立場として課題解決にあたるのではなく、これまでどおり初動事務に専念をし、初動時務を終えた段階で所管部局にその業務を引き継ぐことによりまして、より多くの懸案課題の解決に繋がるものと考えております。

また、懸案課題の解決につきましては、多角的な視点や、様々な専門的な知識が必要となります。従いまして、それらの専門的な知識を集約するためにも、プロジェクトチームの職員を各課に配置するのではなく、これまでどおり、まちづくり事業推進プロジェクトチームとしての本務を果たしつつ、兼務として各課における後進の指導を担っていただきたいと考えておりますが、機構改革後、間もなく1年を迎えることとなりますことから、改革後の組織全体の総括を行う中で、ご指摘の点につきましては今後の検討課題であると、このように認識をしているところでございます。

以上でございます。

村上議員 これまで私の思うプロジェクトチームと、行政の考えておられる、いわゆるプロジェクトチームの違いが、ある程度出てきたわけですが、最後に、4月から組織変更できるのか、またできないのであれば、今後の課題として改善を要望いたしますが、これまでの質疑から、町長としてのお考えがあれば、お伺いします。

川口町長 まず、この4月からの組織変更というのは少し無理があるように思っております。村上議員がおっしゃっている「プロジェクト」というのは、前にと申しますか、「攻め」という意味合いが強いのうな、一般的なそういう印象がございますので、そこら辺は、村上議員のご意見を参考にさせていただきたいなと思っております。

昨年4月に、8年ぶりに機構改革を行ったわけでございますが、当然のことながら、いい点もあれば悪い点もあると思います。それらの課題につきまして、今、部長に組織変更に伴う総括をして欲しい、そういうリクエストをしております、その総括がまとまりましたら、村上議員のただいまのご意見なんかを参考にさせていただきながら、改善すべき点については改善していく必要がある、そのように思っております。

村上議員 今、町長のほうからご答弁いただいたんですが、先ほど来から言うてます、いわゆる例規集にも、ある程度、期間を定めて設置するというような文言も入っているわけです。やっぱり、その辺をもう少し重要視していただいて、それに沿った形のを進めていただくというのが、本来の行政の仕事ではないかと思えます。

それで最後に、職員の少ない中での業務であります。スピーディーに業務を遂行していただくためにも、人材を適材適所に配置して、有効活用をぜひお願いしたいと思えます。

以上をもって、質問、終わります。

平井議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、関議員の発言を許します。

関 議員（質問者席へ） 大阪維新の会・関重勝です。よろしくお願いいたします。

平成25年4月に行われました選挙で当選させていただいて、同年6月の定例会議で、初めて一般質問させていただいてから、今回が8回目の一般質問になります。議員の任期前半の締めくくりとしまして、これまで行った質問の中で、私が要望したこと、あるいは早期に判断したいと答弁をいただいたことについて、その後の状況、結果について、確認をしていきたいと思えます。

それでは、一般質問を始めます。「これまでに一般質問で取り上げた諸課題のその後について」。

平成25年度6月定例会議において、学校及び子どもへの安全対策の取り組みについて質問した際に、第一・第四小学校では警察による防犯訓練がないなど、各学校によって訓練の内容が違うことがわかりました。

その状況については、「警察の指導を受けながら訓練が進められるように、学校と協議してまいりたい」との答弁をいただきましたが、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

教育子ども部長 それでは、まず1点目の「学校及び子どもへの安全対策の取り組みのその後の状況」について、ご答弁申し上げます。

学校における子どもへの安全への取り組みにつきましては、各学校におきまして、「不審者侵入を想定した防犯訓練」及び「交通ルールや自転車の乗り方などの交通安全指導」「地震や火災を想定した避難訓練」を、それぞれ年1回、実施しております。

防犯訓練につきましては、平成26年度、全小・中学校で6月の「子どもの安全確保推進月間」にあわせて実施したほか、5月には第三小学校、9月には第二幼稚園でPTAも対象とした防犯訓練を、島本町いきいき・ふれあい教育事業の家庭教育支援部会による「親子防犯教室」として開催し、声掛けや誘拐などから身を守るためのDVD鑑賞や、警察官からの指導をいただきました。

この親子防犯教室は52人の参加があり、保護者からは、「着ぐるみを活用するなど、子どもたちの関心を引く演出もなされ、親子で防犯意識の高揚が図れた」、また「子どもも大人も繰り返し訓練を行うことの大切さ」や「家庭においてもしっかりと指導して行きたい」といった感想もございました。

今後とも、通学時の安全ボランティアの方々による児童・生徒の見守りや指導、「子ども110番の家」の登録者の増員を図るなど、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら取り組みを継続するとともに、訓練内容につきましても、引き続き警察官等の指導をいただきながら、取り組みの充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 先日、和歌山県紀の川市で、小学5年生の児童が殺害されるといった痛ましい事件が発生しました。子ども達には、学校内ではもとより、通学時や放課後に事件に巻き込まれることも含めた指導が必要であるというふうに考えますが、その点については、今後の指導方法を含め、どのように進めていかれるのでしょうか。

教育こども部長 学校内におきましては、不審者の侵入を想定した教職員や、児童生徒への連絡体制、あるいは避難経路に重点を置いた訓練を実施しておりますが、通学時や放課後においては多様な場面が想定されますので、統一した指導が難しいというのが現状でございます。

現在、「子ども110番の家」運動において、子ども達には五つの約束を、就学前から指導しております。一つは「1人で遊びません」、二つ目は「知らない人についていきません」、三つ目は「連れて行かれそうになったら大声を出して助けを求め、『子ども110番の家』へ逃げ込みます」、四つ目は「誰とどこで遊ぶか、いつ帰るかを、家の人に言ってから出かけます」、五つ目は「お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます」、この五つの約束でございます。

しかしながら、昨今では身近にいる大人であったり、青少年による犯罪が増加しており、防ぎきれない事件もございますが、地域における大人による見守りや、地域での防犯意識の高揚が、何よりも犯罪を防ぐ抑止力になるものと考えておりますので、引き続き、地域の方々のご理解、ご協力を得て、子ども達が犯罪に巻き込まれない環境を地域で確

立できるよう、警察をはじめとする関係機関のご協力も得ながら、学校における指導を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 一度、子ども達が被害にあうようなことがあれば、例え、その犯人が逮捕されても、被害にあった子ども達の心や体の傷を回復することができないことを考えますと、防犯に関しては、やり過ぎるということはないと思いますので、引き続き対策をよろしくお願いいたします。

続いての質問に移ります。

同じく平成 25 年 6 月定例会議において、本町においても「暴力団排除条例」の必要性を訴え、条例の制定を求めましたところ、早急に条例の制定をしていただきましたが、その運用については、今はどのような状況になっているのでしょうか。

総務部長 それでは、2 点目の「暴力団排除条例の制定に伴う運営状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、「島本町暴力団排除条例」を平成 26 年 8 月 1 日付けで施行するとともに、同日付けで大阪府高槻警察署及び大阪府警察本部と「島本町の暴力団排除に関する協定書」及び「島本町が締結する契約からの暴力団排除に関する覚書」を締結いたしました。その後、警察機関と連携を強化し、暴力団の排除を推進しているところでございます。

制定後の具体的な運用といたしましては、町が実施する事務及び事業が暴力団の利益とならないよう、契約金額が 30 万円以上の契約締結時には、相手方から暴力団または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収しております。また、競争入札を執行する場合には、指名通知の折りに同様の誓約書を徴収しております。これまで、誓約書を提出しなかった契約相手方等はなく、条例施行以降、一定の適切な制度運用がなされているものと認識しております。

また、「島本町の暴力団排除に関する協定書」に基づき、本年 2 月末までに町営住宅の新規入居者を対象として「島本町営住宅条例施行規則」により、また、ふれあいセンターレストランの新規事業者を対象として「島本町ふれあいセンター喫茶・レストラン営業事業者募集要領」により、合計で 4 件の照会を高槻警察署に対して実施しております。結果は、いずれも該当しないという旨、回答を得ております。

今後につきましても、暴力団等の排除に関し、警察機関と連携しながら適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 これだけ全国的に、官民一丸となって暴力団の排除に向けて取り組みがなされている中においても、未だ暴力団壊滅に至ることができない状況が続いております。いったん、島本町内に暴力団事務所なりの介入を許してしまえば、その排除には、相当な

対策と時間がかかります。そうなる前に早期に条例を制定されて、暴力団に対する強い対決姿勢を示されたことは、住民の安心・安全を守る観点からも、大変大きく評価されるものだと思います。

それでは、次の質問に移ります。

平成 25 年度 9 月定例会議において、「合併してでも学校の耐震化を優先すべき」と題して、学校の耐震化について質問をいたしました。その際に町長は、「平成 27 年度を目標に、様々な方法を講じてまいりたい。子ども達の安全を守るために、早期に判断したいと思っている」とのご答弁でしたが、平成 27 年度が目前に迫った今の状況は、どのようになっているのでしょうか。

教育こども部長 それでは、「学校の耐震化の状況」について、ご答弁申し上げます。

学校施設の耐震化につきましては、平成 27 年度末の完了を目指し、事務を進めてまいりました。

しかし、すでにご案内のとおり、町立第一中学校の耐震化につきましては、平成 22 年度に耐震診断を実施し、文部科学省の耐震基準である I s 値 0.7 以上に満たないという結果が明らかとなりましたことから、平成 24 年度には耐震化のための設計業務を行いました。しかしながら、建物の基礎となる杭に問題があることが判明し、耐震補強工事での対応が困難となりました。そのため、減築または現地建て替え・移転も含めた検討が必要となり、授業やクラブ活動への影響、移転する場合の用地確保などの課題について、検討を進めてきたところでございます。

検討の結果、建て替えや移転となりますと、町財政への影響はもとより移転する場合の用地確保などの課題が山積しており、耐震化を早期に進める必要があることから、耐震補強と減築による耐震化を進めることとし、平成 27 年度と 28 年度の 2 ヶ年をかけまして耐震化に取り組むことといたしました。

また、第三小学校につきましては、3 棟ある建物のうち、1 棟が耐震補強では多くの耐震壁などが必要となり、教育施設としての機能を果たさないことが明らかとなりました。このため、保育所や学童保育室との一体的な整備も含めた基本構想の検討を進めることとし、現在、事務を進めており、平成 27 年度中のできるだけ早期に一定の方向性をお示ししたいと考えております。

この他、第二中学校につきましては今年度に耐震工事が完了し、第一・第二・第四小学校につきましても今年度に耐震化のための設計業務が完了し、平成 27 年の夏休みを中心に耐震補強等の工事を実施する予定でございます。その結果、小・中学校で 25 棟ある建物のうち、平成 27 年度末には、耐震化の必要な 13 棟のうち第一中学校の 1 棟を含む 9 棟の耐震化が完了予定でございますが、残りの 4 棟のうち、第一中学校の 1 棟につきましては、平成 28 年度末には完了予定となっております。

今後、第三小学校の 3 棟の基本構想を早期にお示しし、一日も早い学校施設全体の耐

震化を完了したいと考えております。

以上でございます。

関 議員 学校の耐震化については、平成 27 年度末を目標とし取り組まれてきましたが、結果として平成 27 年度末で、第一中学校の 1 棟と第三小学校の 3 棟が完了しない、との答弁をいただきました。

第一中学校については、平成 28 年度中に完了する見込みが示されましたが、第三小学校については明確な時期が示されていません。いつ完了できる見込みなのかを、再度答弁、お願いします。

教育こども部長 第三小学校につきましては、保育所や学童保育室との一体的な整備を含めた基本構想の検討を進めており、平成 27 年度中のできるだけ早い時期に一定の方向をお示ししたいと考えており、平成 27 年度内には実施設計に取りかかり、その後、できるだけ早い時期に工事を実施していきたいと考えております。

現時点では、明確に完了時期をご答弁できる状況にないことを、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

関 議員 昨年まで全く手がつけられていなかった学校の耐震化が、やっと進み始めたことについては評価したいと思います。

しかし、本年 2 月 21 日に読売新聞の夕刊に、全国の未だ小・中学校耐震化ができていない行政の記事が掲載されており、その記事には本町の状況も載っておりました。全国的に後れを取っている本町の状況は、子ども達の安心・安全を考えたときに疑問を持たざるを得ないものであり、人の親として、何としても早期の耐震化率 100%を望むものです。残された第三小学校についても、一日も早く方向性を示したうえ、工事の早期完了をお願いいたします。

次の質問に移ります。

平成 25 年度 12 月定例会議において、「大雨による非常時の職員の配備体制について」と題して質問した際に、本町内に居住される職員の割合が 22.1%であり、平成 20 年から平成 25 年までの 5 年間に本町の人口が増加しているにも関わらず、町内に在住する職員の方の数が約 10%も減っていることが判明しましたが、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、その際に「先進自治体の状況を調査・研究する」とのご答弁をいただきましたが、どのような研究結果が出ているのでしょうか。

総合政策部長 それでは、「本町内に居住する職員の割合と、先進自治体の取り組みの調査研究」につきまして、ご答弁を申し上げます。

本町内に居住する職員の割合につきましては、平成 27 年 1 月 1 日現在では 20.3%でございます。平成 25 年 10 月時点と比較をいたしますと、約 1.8%減少いたしております。

ます。

このため、災害時等における職員の配備体制を勘案いたしますと、町内の職員の居住割合を高める必要がありますことから、本町におきましては、平成25年4月から本町の独自手当として、本町内に居住する賃貸の居住者に対しましては、国や他自治体の基準額である最高2万7千円に5千円を加算をいたしまして、最高3万2千円とする制度を新たに創設したところでございます。

なお、本町以外の先進自治体の取り組みといたしましては、これまでのような賃貸居住者と持ち家の居住者で住居手当の支給額の差異を設けることではなく、当該自治体の行政区域内の居住の有無で住居手当の支給額を決定する、そういった制度を創設した自治体もございます。

いずれにいたしましても、職員の居住地につきましては、日本国憲法第22条によりまして居住移転の自由が保障されておりまして、職員個々のライフスタイルによって決定をされているものではございますが、住民の皆様の安全安心の確保のため、先進自治体の事例などを勘案いたしまして、職員の町内居住者の増加に向けた新たな取り組みを研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

関 議員 非常に残念な結果ですけれども、国や他の自治体の基準より手厚い本町独自の施策を取られているにも関わらず、町内に住居を構える職員の流出が止まらない。この背景、あるいは原因については把握されているのでしょうか。

総合政策部長 職員の皆さんが、どのような理由で町外に住居を構えるかにつきましては、個人の実情等もございまして、明確な理由につきましては把握はいたしておりませんが、これについて確実に申し上げますのは、退職者につきましては、定年退職者を中心に本町の居住者が多くおられますが、一方で新規の職員の採用者につきましては本町の在住者が少なく、結果として、本町内に居住する職員の割合が低下をしている一つの要因ではないかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

関 議員 再確認しますが、島本町の住民の方々が口々に、島本町は自然が豊かでコンパクトタウンであり、とても住みやすい町だと言っている中で、行政のプロである職員の方から見ると、本町の行政サービス、福祉サービスを顧みると、高槻市なり他の市町村のほうが優れていて住みやすいと判断されているのではないんですか。

総合政策部長 ただいまの関議員のご指摘でございますが、本町では、そのようなことはないのではないかなというふうには考えております。職員個々の皆さんがどのような理由で住所地を決定されているのかということについて、それぞれ個々の実情等がございしますので、詳細については把握はいたしておりませんが、高槻市と比較して本町が劣っているというふうなことから、そういった結果になっているということではないと、このよ

うに考えております。

以上でございます。

関 議員 一昨年の12月議会のこの質問の答弁では、総務部長（当時）は「先進自治体の取り組みを調査・研究してまいりたいと考えております」と締めくくられております。また、先ほどの総合政策部長の答弁では、「先進自治体の事例などを勘案し、職員の町内居住の増加に向けた新たな取り組みを研究してまいりたいと考えております」とのことでしたけども、一昨年の答弁と比べてみても、内容的には「調査・研究」が「取り組みを研究」というふうに語句が変わっただけであり、あわせて「職員が、どのような理由で住所地を決めているかは把握していません」と言い切る状況から見ますと、積極的に調査・研究をされているようには感じませんけども、いかがでしょうか。

総合政策部長 先進自治体の取り組みの調査・研究の状況でございますが、これにつきましては先ほどのご答弁の中で、例えば町内居住者において、賃貸借であるのか、また持ち家であるのかといった点につきまして、金額で、本町の場合は差異をつけているんですが、他の自治体では賃貸借、また持ち家に関わらず手当の増額というふうなことが行われております。

こういったことも本町については今後検討していく必要がある、このように考えておりますし、その手当の額につきまして、自治体によって様々な考え方がございます。現在の5千円の増額でいいのか、あるいはもっと増額して、例えば町内に住んでいただくと通勤手当の支給額も当然減るわけでございますし、住民税も本町に納めていただける。そういったことで、大きな本町にとってのメリットもございます。

そういったことも十分勘案して、今後の施策についてこういった形がいいのか、額の増額、あるいはその他の福利厚生での充実、そういったことも当然考えていく必要があると思いますし、私、常に考えておりますのは、やはり災害時の緊急対応、こういったことが即時に行えるような、そういった職員体制が必要であると、このように考えておるところでございますので、こういったことも含めて、今後の検討課題、研究課題というふうな認識をしておるところでございます。

以上でございます。

関 議員 ちょっと話を飛躍し過ぎるかも知れませんが、自分のところの職員が住居地を選択する理由さえ知ろうとしない島本町に、人を呼び寄せることができるのでしょうか。

この北摂地域では、吹田市にアウトレット、海遊館、ガンバスタジアムができますし、箕面では北大阪急行が千里中央から箕面まで延長されます。また、茨木市では大学誘致を成功されております。これを受けて、高槻市では危機感を持って定住促進のプロジェクトを立ち上げて、広報活動がすでに盛んに始まっております。

JR島本駅西側の開発にさえ一歩も進めない本町では、昨年来から答弁にあるような「研究」というのは、いつになったら終わるのでしょうか。

総合政策部長 関議員ご指摘のとおり、職員が居住しないというふうな状況の中で、転入者と呼び寄せるといふことについては非常に難しいといふことについては、私も全く同感でございます。他の自治体で、今、ご指摘のありましたいろんな施設、大学の誘致、アウトレットの誘致、そして若者が集えるような施設の誘致、そういったことも当然、他の自治体では積極的に取り組んでおられます。

今、ご指摘のありましたJRの西側区画整理事業、これも現在、あまり進捗していないといふふうな実態もございますので、こういったことも今後の課題でございますし、それを積極的に進めることによって、他の転入者、集客を増やす、そういったことが極めて重要な喫緊の課題であると、このように考えておりますので、ご指摘の点につきましては、今後、早急に――いつの時点ということでございますが、これは早急に研究結果を出していきたい、そしてお示しをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

関 議員 わかりました。前回、質問した際にも申し述べましたが、職員の方々がどこに住んでも良いという権利を制限するつもりは、決してございません。しかしながら、職員の方々が職場としてだけでなく住まいとしても本町に魅力を感じて、1人でも多く町内に住んでいただくことは、町のにぎわいや、役場としての危機管理体制を構築することにも繋がりますし、ひいては行政の責務である住民の生命と財産を守ることにもなりますので、ぜひとも職員の方の町内在住に関しては、さらなる努力をお願いいたします。

続いて、質問を移ります。

同じく平成25年度12月定例会議において、「ごみ処理問題についての町の姿勢について」と題して、北摂地域の市町村の中で、本町だけが協定を結んでいない「緊急事態に伴う協力体制について」という協定に関して質問をいたしました。

その際の答弁では、「本町が加入することに積極的に事務を進めてまいりたい」というご答弁でありましたけれども、その後の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

都市創造部長 それでは、5点目の「廃棄物の災害等相互支援協定の進捗状況について」、ご答弁申し上げます。

本町の広域化に向けた取り組みといたしまして、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）において、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときに協力をするという相互支援協定が、本町を除いた北摂市町等における施設長との間で締結をされておりますことから、平成25年度において、相互支援協定に加入させていただきたく申し入れをさせていただきました。

これを受けまして、平成26年度は、北摂地域による廃棄物の災害等相互支援協定検討部会が設立されました。検討部会の開催状況といたしましては、これまで3回開催され、首長等との間での協定締結を予定しております。協定書の内容や締結の方法と時期及び

運営方法等を検討しており、平成 27 年度中の協定締結に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

関 議員 前回に質問した際の都市環境部長（当時）のご答弁では、「本協定の締結に向けて積極的に事務を進めてまいりたい」とのことでしたし、本町が協定へ加入することについては他市町から異論が出ていない、とのことでした。

しかしながら、その後 1 年以上経過した今でも、なお、相互協定が締結されていない。このことについては、何か理由があるのでしょうか。

都市創造部長 本協定への加入にあたりましては、すでに協定を締結しております北摂の各市町及び一部事務組合に私が直接お伺いをして、支障がなければ、ぜひ本町も加入させていただけるようお願いをさせていただいたところでございます。

各団体、いずれにおかれましても了承していただきましたが、協定が施設長レベルのものになっておりますことから、より実効性があるものにするため、首長レベルでの協定にし、また協定はごみ処理だけでなく、新たにし尿処理についても加えたものに見直していくということが議論されましたことから、協定の締結に時間がかかっているものでございます。

以上でございます。

関 議員 災害等総合支援協定に向け、都市創造部長自らが他市町に足を運び、調整に励んで努力されていることはわかりましたし、これまでの協定が施設長レベルであったものが首長レベルまで引き上げられ、さらにはごみ処理だけでなくし尿処理も協定に加えられたことは、両施設ともに不安を抱えています本町にとっては、万が一のためにも喜ばしいものであり、将来的に広域行政に通じるやも知れないという希望を持ちます。

平成 27 年度中の協定締結に向け取り組まれるとのことですので、まだまだ、ご苦労は多々あると思いますけども、ぜひとも早期の締結にご尽力をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

平成 26 年 9 月定例会議において、「東大寺公園でのバーベキュー等の利用」について質問した際に、「東大寺公園でのバーベキュー行為は条例違反である。バーベキュー禁止に向けての看板付け替え等、広報を通じて周知する」との答弁であり、町長からも「来年のバーベキューシーズンまでには一定の対策を講じる」との答弁をいただきました。

今年もバーベキューシーズンが近づいてまいりましたが、具体的にどのような周知をされているのでしょうか。また、その効果はあったのでしょうか。

都市創造部長 それでは、6 点目の「東大寺公園におけるバーベキュー対策」について、ご答弁申し上げます。

現在、東大寺公園ではバーベキューのご利用が増加し、ごみの放置や路上駐車、水質の問題など、近隣の皆様へ多大なるご迷惑をおかけしている状況となっております。

現時点での対策といたしましては、自治会と協議を行い、当該公園内に、バーベキューや花火等「火気使用禁止」の旨を周知する看板を、名神高速道路側に5カ所、調子橋側に1カ所の計6カ所設置しており、町ホームページにおきましても、近日中に当該公園内でのバーベキュー行為を禁止する旨の周知を予定しております。本年度のバーベキューシーズンを迎えるにあたり、対策を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 公園に隣接します道路については駐車禁止道路でなく、車の駐車により通行が妨げられていても、駐車取り締まりができないという課題がありました。

その対策については、「高槻警察署と駐車対策について協議を重ねる」とのご答弁をいただきましたが、その後の進捗状況、有効な対策については、どのようになっているのでしょうか。

都市創造部長 「駐車場対策」についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、当該公園沿線の町道東大寺広瀬幹線につきましては駐車禁止区域ではなかったため、多くの路上駐車により、一般通行の妨げとなっておりました。しかしながら、高槻警察署と当該路線の駐車対策について協議を重ねた結果、平成27年1月30日付けで、名神高速道路から調子橋までの区間が駐車禁止区域に指定されたものとなっております。

以上でございます。

関 議員 わかりました。昨年のバーベキューシーズンの休日には、1日に250人以上の人と、40台以上の車が東大寺公園に押し寄せました。そのほとんどが町外から来る人であり、火のついた炭を放置し、使ったものを川の水で洗うなど、無秩序の現状を放置できないと思い、町に対策を要望したのですが、本年度のバーベキューシーズンに間に合うように看板設置、駐車禁止措置など、早急な対策を講じていただきました。住民の一人として、謝辞を申したいと思っております。ありがとうございました。

そして、昨年までは数多くの方々がバーベキューに来られた場所を今年から禁止にするのですから、最初は、思いがけないトラブル等が発生するかも知れませんが、町の貴重な財産を守るためにも、行政として、引き続き毅然たる対応をよろしく願います。

それでは、最後の質問に移ります。

同じく平成26年9月定例会議において、「職員の労務管理」について質問した際に、偏った時間外勤務の実態が判明し、その対策として「管理職員が管下職員の時間外勤務の状況を適宜把握し、特定の職員に業務の偏りが見受けられた場合には、年度途中であったとしても、年度当初に決定した事務分掌の再考、部局内での対応なども検討し、人事部局と担当部局が随時情報の共有を図りながら連携を図り、そして心身面への配慮を最大限講ずるような取り組みをしてまいりたい」との、なかなか難しい言い回しの答弁をい

ただきましたが、具体的に成果は見受けられたのでしょうか。

総合政策部長 それでは、「時間外勤務縮減への取り組み」につきまして、ご答弁を申し上げます。

職員の時間外勤務につきましては、職務専念義務を遵守し、住民福祉の維持向上に努める行政職員として職務を遂行するにあたり、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないものであると、このように判断いたしておりますが、常態的に発生をしたり、また特定の職員にのみに偏ることは決して好ましいものではないと、このように考えております。

しかしながら、平成 26 年度当初におきましては、8 年ぶりの大規模な機構改革の影響などによりまして、相当な時間外勤務が発生し、職員の健康面への懸念につきまして、ご指摘をいただいたところでございます。

これらのご指摘を踏まえまして、平成 26 年 10 月 24 日付けで職員の健康の維持増進とともに仕事と家庭の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの観点から、今後の時間外勤務のあり方につきまして、「時間外勤務の適正化方針」を策定いたしまして、町長名で全職員に通知をしたところでございます。

その後は、同方針に基づき、管理職員のマネジメントのもと適正化に取り組んだ結果、適正化方針策定後におきましては、時間外勤務時間は約 22%の縮減に繋がっております。また、適正化方針策定以前において見受けられました、特定の職員のみへの時間外勤務の偏りについても、顕著な実態はございません。平準化が図られたことというふうに考えております。

なお、時間外勤務につきましては、同時に住民サービスの視点から、その低下を招かないような、そういったことについても十分留意をすべきであるというふうに認識をいたしております。

今後におきましても、時間外勤務の適正化方針に基づき、職員の健康管理、時間外勤務の必要性の確認及び時間外勤務実施後の実績確認などにつきましては、日々、確認を行うよう、引き続き所属長に対しまして注意喚起を行い、時間外勤務の縮減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

関 議員 1 点だけ、再確認いたしますけれども、前回質問した際には、数ヶ月にわたって時間外勤務が 80 時間、あるいは 100 時間を超える職員がいることがわかりました。そのため、労働安全衛生の観点から問題提起をいたしましたが、その点については改善されているのでしょうか。

総合政策部長 ただいまの関議員からの時間外勤務のご指摘を受けまして、平成 26 年 10 月 24 日付けで時間外勤務の適正化の方針を策定をいたしました。そして、時間外勤務の適正化に努めてまいったところでございますが、その結果、平成 26 年の 10 月以降、複

数月にわたって時間外勤務が 80 時間、あるいはご指摘をいただきました 100 時間を超える時間外勤務という実態はございません。

以上でございます。

関 議員 わかりました。職員の方々は、住民の財産であると思っております。一人の職員が欠けても、貴重な財産を失うこととなります。その貴重な財産である職員が、偏った、度を越す時間外労働によって健康を害することがないように、また体調面や精神面でバランスを崩すことがないような職場環境の構築に、最高責任者の町長の責任として引き続き努めて下さるようお願いしたいと思いますが、町長はいかがですか。

川口町長 本町は、少ない職員の数で多くの業務を担っております。ここ近年も、やっぱり職務がどんどん増えていっている状況でございますので、職員自らが、やっぱり行政職員が本来的にやるべき業務、どなたかにお願いできる業務、その仕事の仕方を、自分が担っている業務を再点検することと、それと自分自身の仕事の仕方を、やっぱり再度検証して効率よく仕事をできるように、職員を指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

関 議員 その言葉を信じて、よろしく願いいたします。

本町には、日々これほど頑張っておられます職員がいるのですから、早急に、頑張った者が報われる制度の確立をしていただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

平井議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 10 分～午前 11 時 25 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員 (質問者席へ) よろしく願いいたします。日本共産党・河野恵子より、一般質問をさせていただきます。毎度のことですが、盛りだくさんでございますので、簡潔明瞭な答弁を、よろしく願いいたします。

1 点目です。「住民ホール、いわゆる文化ホール及び町立プール廃止後の弊害」について、伺います。

①点目です。2014 年度に町立プール廃止解体後、「2014 年の学校夏季長期休業中の子ども達の過ごし方」について、実態や、子ども達の思いや要望について、伺います。

教育こども部長 それでは、河野議員の一般質問の 1 点目の「町立プール廃止」につきまして、ご答弁申し上げます。

町立プール廃止後につきましては、団体から 3 件、個人から 4 件のご意見・ご要望をいただいております。主な内容といたしましては、老朽化した町立プールの改修にかかる施工方法についてのご提案と、新たな町立プール建設に向けた年次計画策定と、夏休

みの子どもの居場所づくり事業のあり方の見直しについて、子どもが水遊びできる施設の整備や、水に触れる機会の提供についてのご意見等をいただきました。

とりわけ、第一小学校PTAと第四小学校PTAにおかれましては、保護者を対象に町立プール廃止に関するアンケート調査を実施され、この中で、町立プール廃止が子どもたちに与えた影響として、水に触れる機会の低下や、水無瀬川での水遊び、家でテレビを見たりゲームをして過ごすことが増えた、などの事例があげられております。

そのため、これらのご意見を踏まえまして、夏休みの子どもの居場所づくり事業のより一層の充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 多少、①番と重複するかも知れませんが、さらに廃止後の保護者やPTA、有識者の意見については、いかがですか。

教育こども部長 先ほどご答弁を申し上げました部分と、ちょっと重複をいたしますけれども、特に有識者という方からのご意見はいただいておりますけれども、先ほどご紹介をいたしました第一小学校のPTA、それから第四小学校のPTAにつきましては、アンケート調査も実施をされまして、子ども達への影響というものは、教育委員会のほうにお伝えをいただきました。

それを踏まえまして、町立プールの廃止条例の提案をさせていただくときにもご答弁を申し上げましたけれども、学校の耐震化等、最優先に進めなければならない事業があるという中で、一定、それらの事業終了後に、町立プールのあり方については検討してまいりたいというご答弁をさせていただいておりますので、そのことについては、引き続き、まずは耐震化を進めるということで、プールについても、今後、あり方というものについては検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

河野議員 さらに、町外のプール・施設利用時の優待などの手法などについて、屋外での活動を保障するために、でき得るすべての努力をするべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

教育こども部長 町立プール廃止に際しましては、住民の皆様が、隣接する自治体のプールを使用された場合の使用料の助成などについても検討をいたしました。

しかしながら、事務処理の問題といたしまして、助成額の上限や期間、本人の利用確認、助成対象とするプールの範囲など、課題も多くございました。そのことから、夏休みの子どもの居場所づくりの事業を充実するという中で、各種事業やイベントを夏休みに集中させたり、募集する人数を増やすなどの対応を行ったところでございます。

今後も、夏休みの子どもの居場所づくりの充実につきましては、一層充実するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 ここでも、いろいろと議場や委員会でも議論がありました。例えば、大阪府内におきましては、大阪狭山市などのように公立小・中学校のプールを公共の用に供するために、条例化などをされています。そういった先例について、費用面なども含めて検討・調査はされたのかどうか、答弁を求めます。

教育こども部長 「学校プールの活用」につきましては、学校休業期間中であっても、使用対象者を当該学校に在籍する児童・生徒に限定し、かつ当該学校の教員が監視・指導を行う形態でしか使用することができず、使用者を限定せずに一般開放を行うためには、施設を「大阪府遊泳場条例」に規定されている基準に適合させる改修工事を行ったうえで、大阪府から開設許可を受ける必要があります。

基準に適合させるための最低限の改修工事を行うとしても、多額の財源を要するほか、トイレや更衣室等の建設に伴ってグラウンドの一部を削減する必要があるなどの影響があります。また、これにより開設許可を受けたとしても、幼児用プールがないことや、不特定多数の利用者が出入りすることを前提にした運営は望ましくないことから、使用対象者を小・中学生及び保護者に限定せざるを得ないことなど、利用者数が伸び悩む要素を抱えることとなります。このような状況のもとでは課題を残すおそれがあるため、学校プールの活用には至らなかったものでございます。

学校プールを基準に適合させるための改修工事の費用につきましては、去る平成 26 年町議会 6 月定例会議に資料請求がありました「島本町立プール対応案比較表」にお示ししておりますとおり、第一小学校を例に試算した場合、少なくとも約 5 千万円以上の費用が必要というふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 できない理由を、今、種々答弁でいただいたわけですが、小・中学生と保護者に限定されるから、課題が残るということをおっしゃってます。それ以上に、小学校・中学校のプールを使うことは経費的な課題が大きいということも、過去の答弁では十分に承知しているものですが、先ほど言われた小・中学校に限定されてしまうというように、これは課題のうちに、私は入らないであろうと。

それは廃止した弊害を考えますと、室内の行事で満足する、室内の行事以外は保護者の経済状況で有料のところに来て行ってあげられる、保護者が連れて行ける、そういう環境にある方。室内の行事で満足される児童生徒の方であれば、夏休みは十分に過ごされたものと想定しますが、島本町内のお子さん全体を見たときに、そういうお子さんばかりではない。かえって、そういう方のほうが多いのではないかと考えておりますので、対応策のないまま、特にプールというものについての代替策がないまま、次の夏を迎えることについては大急ぎでの検討を求めておきますが、これについては予算の審議に関わることでもありますし、予算常任委員会などにおいて大きな議論があろうと想定し

ますので、踏み込みません。

ただし、この後に続く質問にも関わりますが、それでは一方で、室内に関わる文化や生涯学習の拠点である住民ホールも廃止され、ケリヤホール、ふれあいセンターに限定されているというふうな形になってきている。双方向でいろいろな弊害が、青少年健全育成や、子どもさんの夏休みなどの活動に影響を及ぼしているというふうに、非常に懸念しております。

これは、後年度において、いろいろな形で現れるのではないかと考えておりますので、続けて質問をさせていただきます。

もう1点は、「住民ホール廃止」について、伺います。

結果としまして、ふれあいセンターにあるケリヤホールへの申請申込数が増加しているというふうに私は推測しております。例えば予約の際に、2回、3回、窓口に行っても、毎度抽選で漏れてしまう。結果として、活動上の見通しが持てないなど、住民主体の文化芸術活動が縮小されていくのではないかと、大いに懸念しています。

さらに、300人以上の集客を誇る島本町内の様々な文化芸術のグループなどは、町外の施設使用を余儀なくされ、移動にかかる交通費や施設使用料の負担の増により、参加を断念する青少年や子ども達もいるという実情を聞いております。これは実際に、茨木や長岡京市に場所を借りてやっておられる現場に、私も見に行かせていただいて、会場の保護者や参加者の中からは、そのつど、かなりの数を聞いております。

「青少年健全育成の観点」から、島本町としての見解を伺います。

総務部長 続きまして、1点目の⑤の前段の「住民ホール廃止とケリヤホールの利用」について、ご答弁申し上げます。

住民ホールにつきましては、成人祭など町主催のイベントを中心に幅広く使用され、長年、多くの住民の皆様が親しまれる施設として活用してまいりましたが、経年劣化による老朽化が著しいものとなっております。

本町の厳しい財政状況と、茨木労働基準監督署からのアスベスト対策に関する是正勧告などを理由に、平成25年第4回定例会6月会議におきまして、「島本町ふれあいセンター条例」の一部改正をご可決いただき、平成25年9月末をもって、その機能を廃止し、現在、解体工事を実施しているところでございます。

また、ケリヤホールの利用につきましては、住民の皆様の様々なご要望にお応えするためには、さらに規模の大きい施設を新たに保有することが考えられます。しかしながら、本町の厳しい財政状況等を勘案いたしますと、ケリヤホールの定員であります300人を超える収容機能を有したホールを新たに建設することは非常に困難な状況であることから、事業規模や開催時期などの検討をしていただき、お申し込みいただくようお願いせざるを得ない状況となっております。

私のほうからは、以上でございます。

教育こども部長 それでは続きまして、「青少年健全育成の観点から」ということのご質問に、ご答弁を申し上げます。

現在、ＹＹワールドや青少年健全育成大会、文化祭、成人祭等の各種イベントにおきまして、ふれあいセンターをはじめとする現有施設を最大限に活用して、各種事業を展開しているところでございます。その中でも、青少年健全育成大会では、住民ホール閉鎖後、事業内容を見直し、ふれあいセンターのケリヤホールを利用して、青少年による舞台発表の機会の場を提供し、文化芸術活動の発展に努めたところでございます。

今後におきましても、限られた施設の中で、青少年が多様な文化芸術活動ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 私は今、実態とか実例については、あまりたくさん紹介したわけではありませんが、今、答弁されたような内容で、はたして青少年の健全育成や文化・スポーツの振興が図れるのかというのはね、聞いていて、とてもそれは子育て中の保護者や子ども達に、なかなか、かえって説明はしづらいというふうに聞いております。

しかしながら、これは島本町だけに限った傾向ではないということも一方では聞いておりますし、これは国の調査だと思いますが、1996年から2008年の12年間の最新の調査だと聞いておりますが、こういったスポーツ行政に関わる施設、例えば屋内プール・屋外プール、体育館、テニスコートなどが、12年間で1万2千カ所近くも減っているそうで、平均すると、年平均1千カ所減っているというようなデータも、一部聞いております。

島本でどうなのかと言いますと、この期間においては、確かに閉鎖する施設は少なかったかも知れませんが、この1年間だけを見ましても、公私ともにスポーツ施設、文化関係の施設が次々閉鎖をしているということで、今言えば、ふれあいセンターが最後の砦になりかねないという状況です。

その中では、この間、利用者からの様々な運動や意見などを受けて、例えば照明器具や舞台装置——ふれあいセンターにおいてですが——貸出備品の費用の見直しとか、お蔵入りされていたような高価な照明器具などを改めて貸出をすとか、そういった努力を総務・債権管理課においてやって来られたことは、十分に承知しております。

さらにお尋ねいたしますが、今、ふれあいセンターとしては、まだまだ使用できるデッドゾーンがあると私は思っておりますが、以前にも常任委員会で質疑をさせていただきました。例えば、音楽室の横の閉鎖された録音室、これを機材持ち込みで貸し室として再開する、そのようなことも含めてデッドゾーンの検討などは行われたのか、答弁を求めます。

総務部長 ご質問の部分は、⑥のことになるのかと思うんですけども、「音楽室横の録音室の再開」につきましては、ふれあいセンターが開館した平成8年度に購入した機器が

ございまして、現在、ビデオデッキ・カセットデッキをはじめ、ほとんどの機器が老朽化等により使用できない状況となっております。

このようなことから、平成27年度の当初予算におきまして、音楽室内の防音壁の改修や、現在設置されております機器の撤去及び音楽室と録音室の間の配線等の更新を行い、機器の持ち込みにより使用できるように整備を行う予定でございます。

なお、録音室の使用につきましては、今回の整備を完了した後に、音楽室の貸館として、利用していただけるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 今までの文化・スポーツ施設の衰退を考えたときに、この録音室の貸出の再開というのは非常にささやかなことかも知れませんが、それはそれで専門家の方や、ケリヤホールを毎年使っておられる方、音響の仕事をしている方からも、私もお意見をお聞きして、昨年の委員会などや、現場に、担当課などについては申し入れを行ってきたところです。

ただ、ふれあいセンターも1990年代のときの大型公共事業の一つであり、維持補修の計画も立てずに使用を開始した施設の一つだということは十分認識しておりますので、今、これが文化、あるいは部分的には生涯スポーツなどの砦になっているということでは、やはりさらに社会教育分野、そして音響や照明、設備管理の専門職や、使っておられる利用者から、さらに意見を聞くことが大切であると思います。その点について、改めて、これは町長に答弁を求めたいと思います。

もう1点は、この録音室の貸出についてですけれども、たぶん、音楽室は今、1時間400円、ピアノを1台借りたときには1時間300円で貸出をされている。これに録音室をセットで借りたときも、400円で貸し出されるおつもりなのでしょうか。答弁を求めます。

総務部長 それでは、再質問の住民の方、利用者の方からのご要望とかという部分でございますが、最終的に要望・苦情という形でお受けいたしまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の音楽室の利用料金、今現在400円でございますが、平成19年度に策定いたしました「第4次行政改革プラン」の推進計画の中におきまして、原価計算をしております。その中では、いわゆる減価償却をした場合としない場合の試算をしております。一定、減価償却を算入するというのは基本的なベースで、どこも利用料の計算ではやるんですが、一気にそういうふうな形で上げることはできないので、段階的な形で上げてまいりたいというふうに考えてます。

また、消費税が5%から8%になった折りに、国のほうから、いわゆる消費税分の転嫁というふうな形で利用料の見直しというのが、通知がございますので、今後、消費税の

8%、これは決算で8%分の部分でランニングコストとか出てまいりますので、そういった数字を見ながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 誤解があつてはいけませんので。音楽室の使用料を見直せと言っているものではありませんが、録音室というのはやっぱり特殊な装置を、また防音装置、そのケーブルを繋げる工事をされると先ほどおっしゃいましたので、そういったことについては、やはりシビアに減価償却と申しますか、録音室の併用については値段設定の際には、やはり民間施設との比較とか、あるいは利用者の声を聞くというのは大前提でありますけれども、その点は再調査される必要があるのではないかと考えております。

もともと、この音響技術の方のご意見を聞いて提案したわけですが、その点では、民間で今貸し出しされている録音用のスタジオなどの使用料を見たときにどうなのかということをお願いして申上げてます。詳しいことは踏み込みませんが、再調査されて、最終的には利用者の意向調査をしっかりとしたうえで、値段設定はしていただきたいと求めておきます。

これを一つのきっかけとして、ふれあいセンターのデッドゾーンの使用検討ですね。プールの関係については夏を迎えるまでに、今までよりも悪い状況に子ども達が追い回られるということのないように鋭意努力を求めて、この点については質問を終わります。

2点目に移ります。「第四保育所建て替え——超過密化解消」を問います。

国は、保育所を造らずに、待機児童対策のために定員の弾力的運用を行ってきました。さらに島本町は、この間、2カ所もの公立保育所を廃止するなど、一層、過密化を進めてきています。第一保育所廃止、国の「施設面積基準の弾力的運用」が行われて以来、保育環境は悪化の一途を招いてきております。

本来は、「児童福祉法」の改正によってこそ、最低基準を改めることが求められていると私は考えておりますが、今回は、島本町での児童1人当たりの面積の変遷をもとに、「児童の最善の利益」「保育士の専門性発揮」のための条件整備について伺います。

①点目です。「弾力的運用」を認めた年度以前、第一・第二・第四保育所、山崎保育園の4カ所が存在した時点と、2014年度、第二・第四・山崎保育園、3カ所での時点で、公立保育所における入所児童数1人当たりの面積についての変遷を伺います。遊戯室、ホールの面積は除いてください。答弁を求めます。

同時に、保育室・ほふく室以外の余裕教室の有無の変遷についても伺います。

教育こども部長 それでは、2点目の「第四保育所建て替え——超過密化解消を問う」について、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「弾力的運用を認めた年度以前と、今年度での公立保育所における入所児童数と、1人当たりの面積及び余裕教室の有無の変遷について」でございます。

保育所の入所につきましては、女性の社会進出や働き方の多様化、また家庭と地域の

子育て機能の低下等が進む中で、特に、都市部を中心として乳児をはじめとする保育ニーズが高まり、保育所待機児童が増加する状況となってまいりました。

国におきましては、平成10年に、認可上の定員を、所定の割合を超え年度途中で受け入れることを可能とされました。その後、都市部のみならず全国的な保育需要の高まりに対して、待機児童が発生するなど保育の供給不足への対応策として、国の認める弾力的な運用が順次緩和され、平成22年度には、定員超過の制限がなくなり、「児童福祉施設最低基準」に定める児童の居室面積を満たす範囲内で受け入れを行うことが可能となりました。

本町でも、就学前児童の人口増加や社会経済情勢の変化等による保育需要の高まりにより、年を追うごとに保育所入所を希望するご家庭が増加する中、国が示す「定員弾力化規定」により、現場職員の努力や工夫により、極力受け入れを行ってきたものでございます。

「弾力的運用を活用する以前と、現在における入所児童数の変遷」につきましては、4園が存在した平成12年度末の状況といたしましては、町立保育所全体での入所児童数は0歳児が34人、1歳児が48人、2歳児が36人、3歳児が41人、4歳児が43人、5歳児が55人、合計で257人でした。また、そのときの児童1人当たりの面積は、0歳及び1歳児が児童1人当たり1.65㎡、ほふくをする児童では3.3㎡と規定されているところ、5.74㎡の確保ができておりました。また、2歳児以上に関しましては、児童1人当たり1.98㎡と規定されているところ、4.23㎡の確保ができておりました。

一方、本年3月1日現在の状況といたしましては、町立保育所全体での入所児童数は、0歳児47人、1歳児66人、2歳児71人、3歳児65人、4歳児81人、5歳児83人、合計413人と見込んでおり、児童1人当たりの面積は、0歳及び1歳児では児童1人当たり3.54㎡、2歳児以上では児童1人当たり2.01㎡となっております。

次に、「余裕教室、保育室の有無の変遷」でございますが、第一保育所におきましては、年度によって児童数が変動する中、児童数が少なかった年度では、一定数の集団を確保するため異年齢混合クラスを編成し、保育室1室の余裕が生じていたこともございます。また第四保育所でも、昨今の保育需要が高まる以前には、年度によって複数の保育室に余裕が生じることもあったと認識しておりますが、その他の多くが全ての保育室を活用して保育を行っており、現在もその状況は変わっておりません。

以上でございます。

河野議員 今、数字をお聞きしまして、明らかにこの保育所減らしプラス国の「弾力的運用」のもとで、特に3歳児、2歳児以上のお子さんの1人当たりの面積が、簡単に言いますと半分には減らされてきた。やっぱり、一人歩きを始められて、室内で走るということがどうかという意見もありますけども、そういった移動ができるときに、人との接触を心配しなくても、のびのびと過ごせるということが容易に想定できます。私自身の息

子ども 2000 年度末に卒園してしますので、こういった恩恵を十分に浴びながら保育を受けさせていただけたいと思いますが、今に至れば望むべくもないというふうに思います。

その点に関わって、次の質問に移りますが、「第四保育所耐震化・建て替え構想」について、保育士、保育所長さんから出されている要望内容について、伺います。

教育子ども部長 それでは、②点目の「第四保育所耐震化・建替え構想について、保育所長等からの要望内容について」でございます。

現場保育所からは、乳幼児の午睡時間帯等における小学校の騒音に関する配慮、送迎スペースの確保及び安全に対する配慮、園庭及び保育スペースの確保、原則的には小学校と保育所のスペースは明確に分けるべきであるが、互いがスムーズにコミュニケーションを図ることができること、などの要望がございます。

保育現場におきましては、今まで保育所単体で存在し、運営していたものが、小学校、学童保育室及び保育所を同じ敷地内に配置することになれば、新たな取り組みができ、相互の成長・発達に資する効果が生まれるのではないかと、この期待もされているところでございます。

いずれにいたしましても、現時点では具体的にお示しする状況にございませんが、小学校における一体的な整備を行う場合には、現場の声を聞きながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 これは今後の構想ということですがけれども、それを策定され、計画を立てられるにあたっては、やはり「弾力的運用」ということを前提にされずに、しっかりと「児童福祉法最低基準」、そういったものを堅持し——今も守っているということでしょうけれども、余裕教室の問題や、そういったことも含めて、しっかりと検討していただきたいと思っておりますし、島本町の今の現状から含めて、本来であれば国に対して、ヨーロッパやアメリカなどと比べても、1人当たりの3.3㎡という確保すべき面積自体が、全体的には日本は低い水準にあるということからすれば、「最低基準」の改正・見直しこそ必要だということは、声を大にして言っていただきたいと思っております。今の構想については、そのことを求めておきます。

次の質問ですが、「今年度の町立保育所の担任数と職員用の机の数、職員室の面積について、町立幼稚園との比較」を伺います。

教育子ども部長 それでは、③点目の「町立保育所の担任数と職員用の机数や、職員室の面積の町立幼稚園との比較について」でございます。

本年3月1日現在、町立保育所2園で、クラスに配置する予定の保育士は正規職員と臨時職員を合わせて70人、職員用の机が12台、事務室の面積は74㎡であり、その他に休憩室や和室で90㎡、また更衣室がございます。

町立幼稚園につきましては、2園で、クラスに配置した教諭及び介護員は正規職員と

臨時職員を合わせて 17 人、職員用の机が 24 台あり、事務室の面積は 131 m²であり、その他更衣室がございます。

以上でございます。

河野議員 今も数字を聞けば明らかなんですが、お子さんの居室についても、保育所はもうギュウギュウ詰めというふうに私は言わせていただきますが、一方で、働かされている保育所の職員さんにおいても、1人1台の机は望むべくもない。実際には、保育室にある子どもさんの机を使って、お便りを書いたりしておられたり、おもちゃを作ったりされてるわけで、別にこのことについて私は一切、現場の保育士さんから要望を受けて質問しているわけではありません。

しかしながら、今の厳しい環境のもとで第四保育所の構想をつくられるにあたっては、職員室や、あるいは昨日も高浜学園を視察させていただきましたけれども、各保育室に、椅子に座って仕事ができる職員用の机が配置されていました。保育所というところは、特に保育士さんは、頸肩腕症候群とか腰痛などが職業病といわれているような職場で、本来であれば、子ども用の小さな机とか、ときにはこどもの椅子を使って書き物をしたり物を作るということは、本来、望ましい形ではないと私は思っております。昨日の高浜学園などでは、職員室の机、各クラスの机、ちゃんとした椅子と机がありました。

そういうことも含めて、町内の公立保育所の環境整備も、この際、構想の中に入れていただいて、少しずつ改善を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 保育所の保育室の環境整備ということにつきましては、私も昨日、高浜学園行きまして、町立との大きな差があるということは十分認識をいたしております。また、町立幼稚園と町立保育所の差についても相当あるというふうに認識をしておりますので、その点につきましては、一気に改善というのは難しい状況にはありますけれども、環境改善には今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 2問目については質問は終わりますが、かと言いまして、昨日、視察させていただいた高浜学園は入所児童定数が 200 人ということですから、そういうことを考えるとね、立派な施設で、子どもさんがおられませんでしたので、広々と見えたんですが、はたして 200 人定員としてはゆとりがあるかと言われたら、そうでもないかも知れないと思っておりますし、3月1日開所という異常な事態を強いてしまったという点では、現場の保育士さんのご苦勞も大いに推察される場所ですから、その点も私たちは気をつけていかなければいけないと思っております。2問目については、終わります。

3問目に行かせていただきます。「し尿中間処理施設町内建設」について、伺います。

現在、行われております一般廃棄物処理計画案、この「パブリックコメントの現時点での集約状況」を伺います。

都市創造部長 それでは、3点目の①「一般廃棄物処理基本計画案のパブリックコメントの現時点での集約状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村が定めなければならないものでございます。平成22年3月に策定いたしました本計画は、5年ごとに見直し改定を行っており、平成26年度は見直しの年度にあたります。本年2月1日から3月2日までパブリックコメントを実施しており、2月26日現在では、まだ、ご意見はいただいております。

以上でございます。

河野議員 次の質問に移りますが、2014年度のし尿中間処理施設町内建設候補地での説明会で、住民意見や疑問を受けて、少なくとも10月末までの間、島本町としての環境対策や、中間処理施設以外の付加価値などについて、議論や検討はされたのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 次に、②の「環境対策や処理施設以外の『付加価値』等についての議論や検討について」でございます。

し尿中間処理施設の建設にあたりましては、建設候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが不可欠でありますことから、これまでに地元自治会の役員及び会員の皆様に、それぞれ2回説明会を開催させていただき、また、四條畷市立環境センターの現状につきましても視察をしていただいたところでございます。

これまでの説明会や施設の視察における会員の皆様からの主なご質問やご要望につきましては、候補地の選定の過程や、施設に対する臭気対策やその安全性及び搬入路の対策など施設の運用面などについてであり、地元自治会の皆様に、ご理解が得られるよう説明をさせていただいているところであります。

現在、環境対策を含む処理施設に関するご意見以外についての議論や検討等は、されておられません。

以上でございます。

河野議員 今、部長のほうで「されておられません」と答弁されたんですけど、私が訊いたのは、執行部において検討はされたのか、という意味で「された」ということですので、住民さんがされるものではないと。執行部においてどうだったのかと訊いておりましたが、今の答弁は、執行部において検討された内容であるということは、間違いはないのでしょうか。

都市創造部長 これまでの説明会におきますご質問やご意見等を踏まえた中でもございませんですけども、現在といたしましては、環境対策を含む処理施設に関する、ご質問にあります「付加価値」等についての検討につきましては、行っておられません。

以上でございます。

河野議員 仮に、交渉の仕方としていろいろなことを想定されて、候補地を定めていって

次の段階に進むということについては、様々なことを原課では検討はされているだろうと思いますが、正式な答弁としては出せる状態ではないのかなというふうには思っております。これは私の想像ですので、答弁は必要ありません。

ですが、昨年12月1日付けで、この候補地とされた当該自治会から、広域行政の方向性を求める要望書を私たち議員もいただいております。それ以降は、その要望書をいただいで以降は、島本町としては一切、当該の自治会には再度の説明や、理解を求めるような行動、あるいはこういった要望をされるに至った背景についての確認などの作業はされたのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 地元自治会長及び役員の方々から、平成26年12月1日付けで要望書をいただいたところでございます。それ以降の取り組みということでございますが、本要望書の提出にあたりましては、桜井自治会長の方に再度、提出にあたっての思いというか、理由につきましては確認をさせていただいたところでございます。平成26年12月3日に確認をさせていただきました。

以上でございます。

河野議員 私たちとしても、公式・非公式を問わず、様々な形で地元の方のご意見を聞ける機会をと思いつながら、私自身としては十分にできている立場ではありませんが、質問としてお訊きたいのは、この要望書をいただいで以来、町内建設の方向がいったん中断をしているということですが、この間、私たち議員全員協議会の中で、あるいは様々なヒアリングの中で明らかになったのが、自治会の役員の方が、要望という書面を出される以前に、私たちの議会のほうにもご相談があったということを知り及んでおります。一方で、あの要望書については会長名及び役員一同ということで示されておられましたけれども、地域の方にお訊きするところ、住民の方で、この要望を出されていたことをご存じない方が複数おられるということがわかりました。

そういった意味で、地元の要望として受けとめるということにおいては、そのような事実を島本町執行部は把握しておられますか。

都市創造部長 先ほどもご答弁させていただきましたけども、自治会長との面談ということで実施させていただいた折りにも、その点については確認をさせていただいております。

以上でございます。

河野議員 ですので、桜井自治会の構成員の中の住民の中には、広域行政を求めるというこの役員一同の要望書について、賛同されている・いないということについての確認はされていたうえで出されていたのかということ、再度、お尋ねいたします。

都市創造部長 本要望書の提出にあたりましては、自治会長が一任をされているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

河野議員 一任をするということ、微妙な表現ですけれどね。出すことについて一任をする、すべてにおいて一任をする、いろいろあると思うんです。自治会のあり方もいろいろですから。ですが、要望を12月1日付けで公式な文書として出されていたこと、事実をご存じない方がおられたということ、私は一定知っておりますので、その点の状況について、把握をしていただきたい。答弁を求めます。

都市創造部長 先ほど、本要望書の提出にあたりましては、自治会長が一任をされているということにつきましては、会員の皆様方からの問い合わせについても一任をされているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと違う質問をさせていただきますが、時系列が飛びますけれども、私自身は、そうは言いましても、6月末に一定、3カ所の候補地を定められ、基礎調査をされて、桜井の住民ホールの跡地ということを定められたことについて、その妥当性を問う質問を再三させていただきました。

しかし、この場において、町長、副町長おられる場所で、あの妥当性について、一切、こちらの指摘することを認められておられません。調査はあくまで妥当であったということ、それを繰り返し主張されておられますが、その点は、今でもお変わりはありませんか。

都市創造部長 今回の候補地選定にあたりましては、平成25年度におきまして検討させていただいた結果ということで、本町といたしましては、結果に基づく中で一番評価が高かったのが、住民ホールの跡地とその周辺ということで決定をさせていただいております。

以上でございます。

平井議長 時間、30秒しかございませんので、お願いします。

河野議員 ちょっと、なかなか予定どおりに行かないところもあるんですが、これはまた2015年度予算の審査にも関わることですけれども、私自身は、今、住民の方から、そしてこれはもしかしたら、当該地以外の自治会住民の方からも同様の要望が出る可能性もあるなというふうな推察もしているところですが、昨年度のパスポートセンターの一件、あるいは過去の平成の大合併の後、やはり高槻市に行って要望するということについては相当な冷却期間が必要であると考えております……（質問時間終了のベル音）……。答弁を求めます。

都市創造部長 今回、要望書をいただいたわけでございますけれども、その点につきましては、議会と一体となって進めていく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

平井議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時10分～午後1時10分まで休憩）

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員（質問者席へ） 日本共産党の佐藤和子です。一般質問をさせていただきます。

まず1問目、「高齢者の交通権について」です。

島本は坂が多く、高齢者の町内での移動、これは困難を伴うことが多くなります。町内での買い物・通院の手段について、町として何らかの支援、対策を考えておられるでしょうか。お訊きをいたします。

都市創造部長 それでは、佐藤議員の一般質問の1点目のご質問のうち、1点目の「交通手段確保」についてご答弁申し上げます。

高齢者をはじめとする地域の皆様に対する交通手段の確保については、必要であるものと認識をいたしております。そのため本町におきましては、福祉ふれあいバスの運行をはじめ高齢者や障害者の移送サービス、山間部にお住まいの方々へのタクシー代の助成など、町の財政状況を踏まえながら、目的に応じて複数の支援策を講じております。また、民間のボランティアグループにおかれましても、通院の付添い、買い物支援の活動を取り組んでいただいております。

なお、現在、具体的な支援等の拡充については予定しておりませんが、今後、庁内の各関係部局並びに関係機関と連携をしながら、引き続き、支援等の拡充につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。検討いただくということですが、具体的に言っていきます。

高齢者が外に出て刺激を受けて、歩く。こういうことは、非常に高齢者の健康促進にも寄与すると、様々な調査でも出ているところです。それを助ける、例えばデマンドタクシー・バス、これを走らせるというお考えはないでしょうか。

都市創造部長 つきまして、2点目の「高齢者の健康促進」について、ご答弁申し上げます。

これらの目的を達成するためのデマンドタクシーやバスの運行につきましては、本町の地理的な環境をはじめ他の支援等により、現状のニーズに一定対応できていること、また、新たな事業実施による財政的な負担の増大等を総合的に勘案した結果、現時点では予定をいたしておりません。

なお、ご質問にあります高齢者の健康増進に寄与するための施策の拡充については、今後、庁内の関係部局との連携とともに、近隣自治体の状況等も注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 まず、そしたら一つ、福祉ふれあいバスについて、お訊きをいたします。

福祉ふれあいバスが走ってます。無料で乗れて、非常に良い事業だというふうに思っておりますが、使用目的が限られ、利用者が限定されています。今、1台だけなので、始終回ってくるというわけにもまいりません。自分で手押し車を上げられるなら、手押し車を乗せることもできる、そういうことなんですけれども、車体が小さいため邪魔にならないようにと気を使うとか、あるいは低床バスではないので自分で乗るだけが精一杯、手押し車までは乗せられないというふうなこともお聞きをし、手押し車に頼っている足腰の弱った方には使いにくいところがあるようです。

福祉ふれあいバスを低床型にし、台数を増やす。乗降場所も増やす。これらの検討をぜひお願いしたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 福祉ふれあいバスの、まず、「低床化について」でございますが、前の議会でも、他の議員の方からご質問いただいております。現行の福祉ふれあいバスにつきましては、今、おっしゃっていただいたような高齢者の方の乗降の補助的な部分といたしまして、乗降時にステップが出て、乗りやすくするような対応は、まず、させてはいただいております。

現在の福祉ふれあいバスにつきましては、もう8年が経過しておりますので、今後、数年後には更新というのが必要になってくると思いますので、そのときには、いただいておりますようなご意見を踏まえまして検討はしていきたいと思っております。ただ、平成27年度につきましては、現行のバスを利用という形で予算計上させていただいておりますので、その点、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

それから、乗降場所につきましては、現在、大沢を除きまして、ほぼ市街地内を巡回をさせていただいております。概ね、今の停留箇所からいいますと、半径300m以内に1カ所の停留所がございます。平成23年度に、一部運行ルートを拡充をいたしまして、今、現時点では一定の300mの範囲内に一つの停留所があるような状況で運行させていただいております。ただ、今年度も自治会からご要望等いただいているところもありますので、その辺は、できるだけ停留箇所を設置させていただくような形で、今、検討を進めている状況でございます。

以上です。

佐藤議員 福祉ふれあいバスについては、いろいろなご意見もお聞きしますけれども、できるだけ、1台で回っておられるのでね、好きな時間に乗ることができないというふうなことも、よくお聞きをする点です。台数が増やせないかという点は、今、お話、今年予算では今のままでというお話でしたけど、できれば、検討がお願いできたらというふうに思います。

次ですが、買い物や通院のときに自由に使える乗り物が欲しいと。多少、お金を負担しても良いから、そういう乗り物が欲しいと、そういう声もよくお聞きをします。

名古屋市では敬老パスを廃止する、そういうつもりで、その効果を調査されたそうで

す。ところが、家からバス停まで歩く、バス停から目的地まで歩く。そのことと、その間の人とのふれあい、受ける刺激、これが非常に健康に良いということがわかり、あるいは出歩けば多少なりともお金を使うという、その経済効果も決して少なくない。そういうことがわかりまして、敬老パスへの出費に余りある効果が敬老パスにはあるということで、敬老パスをなくすという案が取り下げられた、ということがあったそうです。

お隣の高槻市では、健康寿命、これが大阪府の平均よりも6～7歳は上回る、そういう結果が出ておりました、健康高齢者が多いというのが、この市バスの敬老パスを使って出歩く、これができる、そのせいではないかというふうなこともご意見として出てきて、敬老パスの効果、これを金銭面だけでなく、様々な面から検証する必要があるのではないかということで、こういう調査を改めてされるというお話も聞いております。

島本町内を、車体の大きなバスが走り回るということは無理があると思います。車体の小さなバス、それで、今、申しました低床型、あるいはタクシー、これで地域を巡回する。あるいは家と駅、病院、スーパーなどの間、この点を結んで走る。どんな形式がこの島本町にあうのか、ちょっと私にもまだわかりませんが、島本にとって良いのか、それを各地いろんなところでデマンドバス、あるいはコミュニティバス、いろいろな呼び方でされているところがありますので、そういうところも参考にしながら、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

都市創造部長 今、いろいろと、特に敬老パスとかの効果の事例ということでご報告もあったところでございますが、デマンドバスの運行等につきましては、先ほどもご答弁をさせていただいたところでございます。特に財政的な面とかということで、一定、今、現状難しい点があるということではご認識いただいているところだと思っております。ただ、先進的な事例というのはご紹介あったとおりでございますので、今後もそういうことは注視しながら、検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひ、積極的に検討を、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと、阪急バスです。若山台とJR島本、水無瀬の駅の間を走っておりますが、今、阪急バスは5台で、この間を走っているということだそうです。3台がワンステップバスで、2台が従来のステップの高いバスということになっております。あとの2台も、お聞きをすると、今度、更新のときにワンステップバスになると、そういうふうにお聞きをしております。

けれど、このワンステップバス、バスの中に乗ってから後、ステップがもう一つあるというバスです。このワンステップバスからノンステップバスにする。どうしても体の不自由な方、足腰の弱った方には、やっぱりノンステップバスがいいと思います。このノンステップバスにするためには、地元の自治体からの要請がないと1台当たり400万円ほど高価だそうで、自治体から要請があつて、高齢者の移動の、そういう法律があり

まして、それに則って、国とか府とか自治体からの補助金がないと、これが導入ができない、そういうことになっております。「高齢者の移動の円滑化のための促進に関する法律」というのがあるそうです。ぜひ、島本町においても、このノンステップバスの採用について検討をお願いしたい。ぜひ、阪急バスにそういう申し入れをしていただきたい、そういうふうに考えます。いかがでしょうか。

それと、阪急バスでは高齢者向けにパスを出しておられます。このパスがグランドパス 65 という、65 歳以上の方向けのパスだそうです。このグランドパス 65 というパス、これの購入について各自治体で補助を出しておられる、そういう自治体が幾つかあるそうです、阪急バスの走っている沿線の自治体で。ぜひ、この点についてもご検討をお願いしたいと思います。この件については、いかがでしょうか。

都市創造部長 まず、ご質問の 1 点目のノンステップバスの導入という点でございますけれども、現在、島本町におきましても「バリアフリー基本構想」というのを立ててございます。まず、その中での取り組みとしましては、ワンステップバス、低床バスの割合を高めるということで、その一つにはワンステップバス、それからノンステップバスということの位置づけはあろうかというところでございますが、現状では、ワンステップバスの導入に向けて、阪急バスさんとも協議を進めさせていただいておるところでございます。

島本町の「バリアフリー基本構想」につきましても、町内で島本町バリアフリー基本構想継続協議会を立ち上げておりますので、その中でも、こういう点については検証してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

それともう 1 点の、阪急バスさんの取り組みとしましてグランドパス 65 ということで、これへの一定の補助ということにつきましては、先ほどもありましたけれども、一定、財政状況を勘案しながら、他市の状況というところもございしますが、検証していく必要があるというふうには認識をしております。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひとも、こういう点についての検証も、よろしく願いをします。

島本町、これから高齢化が進んでまいります。ますます、坂の多い町ですから、足腰の弱った方、でも、まだまだ元気で出歩ける方、こういう方が出歩けるように、高齢者の移送サービスも要支援 1・2 が削られたという、出歩ける方の補助が削られたということになっております。こういう点から言っても、とにかく高齢者の方、どんどん外に出ていただく。このことの補助をするということは、非常に島本町にとっては大きな課題であり大切なことだというふうにも考えますので、ぜひ検討、よろしく願いいたします。

次の質問、いたします。

「JR 島本駅の西側を出て、桜井方面に至る里道の拡幅について」です。

JR の西口出まして、桜井方面に抜ける道というのが、一本道で里道、細い道ですけ

ども、ございます、真っ直ぐの道がございます。この道、最近、非常に通行量が増えて、混雑をいたしております。もともと、たぶん農道だったんだと思いますけれども、今、島本高校と、それからトッパンフォームズ、ここに通われる方たちが通られる道になっております。すれ違うだけの道幅もないので、すれ違うときには、一方が田んぼに避けるようなことになっております。田んぼに一度降りて、通られてからまた戻るみたいなね、そういうことになっております。

この道の拡幅、ぜひとも必要だというふうにも思うんですけども、いかがでしょうか。

都市創造部長 それでは、2点目の1点目の「里道拡幅」について、ご答弁申し上げます。

当該里道の拡幅につきましては、平成20年3月にJR島本駅が開業して以降、駅利用者の増加に伴い、当該里道を利用される歩行者の方々が増加していることは認識をいたしております。

これまでの地権者との協議の経過や、今後、土地区画整理事業の見通しがある現況を踏まえ、現時点では拡幅を予定いたしておりませんが、歩行者の方々が安全にご通行できるような対策について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 もとより、この西側開発について今回意見を述べる、そういう意図はないのですけれども、あの里道が、今、桜井側に抜ける真っ直ぐな道として非常に便利に使われている状況。そして位置的に見ても、あの道が整備をされて、きちんと道路として位置づけられたら、これは西側開発のときにも、あそこをまずは道路として位置づけて考えられても、十分、それに耐え得る道路になるのではないかというふうにも思っております。この点での検討を、ぜひ、お願いをいたします。

都市創造部長 今、ご指摘のございます、里道と将来の区画整理事業との兼ね合いということでございますが、将来、区画整理事業が実施される際には、区画内道路ということで、また道路付けが検討されることになろうかと思いますが、その道路付けにつきましても、今後、具体的な検討が始まるということで、現状の里道の通行状況等踏まえた中で、あの位置に道路をつけるのがいいのかというのは、その段階で再度、検証されるものというふうには認識をしております。

現状、今の里道につきましても、里道幅としましては0.8から1メートル程度、それから幹線道路との接続部分につきましては2.5メートル程度の待機場所がございます。通常、歩く際にも一定——私も歩いてきたんですけども、離合ができる状態ではあるのかなと。それと、道路もコンクリート舗装がされておりますので、非常に歩きやすい状態にはあるのかなという点がございますので、一定、現状の中で安全確保という点につきましては、今後も注意をしていく必要があるかと思いますが、現状の里道ということの中で、通行に際して支障のないようには取り組んでまいりたいなというふうな考え

ております。

以上でございます。

佐藤議員 この道、取りあえず今、里道ということなのですが、そういうことなので、夜など非常に、真っ暗になります。田んぼの中の道でもありますので、電灯はもとよりついておりません。桜井側にJR側から歩いてこられて、夜、その道を通られて出てこられる方があるとき、車などで走っておられる方が非常に怖い、見えないというふうにお聞きをしております。何とか、その出口だけでも何か対策を取る、そういうことができるのでしょうか。

また、降りるところと上がるところが非常に急な坂になっております。その急な坂というのも、何とか手が打てないものか。これは応急の安全策としても、このことはちょっと必要かと思うのですが、この2点について、いかがでしょうか。

都市創造部長 里道から幹線道路に出る際の安全対策ということでのお尋ねでございます。特に夜間ということもございしますが、現在、幹線道路側にも、ちょうど接続するあたりに街路灯がついてございます。一定、それで夜間の状況が、ある程度照明等は、それで今の現状、果たされているというように認識をしております。

また、道路標識につきましても、里道側から見ますと左右の確認、それから道路側につきましても「飛び出し注意」ということでの標識等は掲げられております。それから、幹線道路につきましても30キロということでの一定の速度規制等がされておりますとともに、現状、幹線道路側とそれから里道側ということで、実際に歩いてみたんですけど、双方の見通しというのは非常にあるのかなと。ただ、夜間ということにつきまして、一定、ご質問の中でもご指摘があるんですけども、現状の範囲の中でも、非常に安全対策ができてないかという、そうでもないというふうには認識をしております。ただ、飛び出しという部分で、なかなか飛び出しということについても、今の道路標識等で一定周知はできているというふうには認識しております。

それと、幹線道路と里道と、やはり1メートルぐらいの落差がありまして、その間が幅としましては2.5メートルほど確保されてございます。傾斜があるというのは事実でございすけども、一定、普通に歩行するというものでありましたら、そう支障にはならないのかなという部分は、体験をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 実際に見てきていただいて、ありがとうございます。

運転手さんの不注意などというようなことがなければよろしいんですけども、非常に、夜、真っ暗な中から突然出てこられたらびっくりする、ドキッとしたことがあるというふうなこともお聞きいたしましたので、その点、もう一度、やっぱり夜間の点については、確認をしていただけたらありがたいというふうに思います。

坂につきましてもね、お年寄りが非常に怖いというふうにおっしゃっているのも

しも何か安全対策が取れるものならば、考えていただけたらというふうに思います。そういう点でのご配慮をお願いをいたしまして……、答弁いただけますか、今の点については。

都市創造部長 再度のお尋ねということで、坂の部分の歩行の対策、それから夜間の対策ということで、特に夜間であれば、今、街路灯があるんですけども、設置するなら防犯灯等、そういうものが設置できるかどうか。場所の問題等々、いろいろあるかと思えますので、そういう点は再度検証が必要かなというふうには認識をしております。

それとあと、坂道の歩行についてですが、確かにお年寄りと言われますと、私が歩く場合とは違うというふうに認識をしますので、その点は何か工夫ができるのであれば、検討はしたいなというふうには思います。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひとも、その点、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平井議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ） それでは、平成27年2月定例会一般質問、大きく三つのテーマで、戸田より質問させていただきます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度のもと、島本町の子育て支援が新たに始まります。保育をビジネスと捉えて、内需を拡大するという発想から生まれた制度ではありますが、常に子どもの立場に立って運用し、町が責任を持って保育の質と量を確保すれば、多様化していく保育のニーズに柔軟に対応できる、地域に根ざした子育て環境がつかれると考えるものです。

「島本町子ども・子育て支援事業計画（素案）」の記述に基づいて、質問いたします。

1)一つ、「福祉ふれあいバス」について、問います。

妊婦への拡充は、大変ありがたいものでした。利用状況は、どのようになっていますか。満席で乗れない高齢者の方が出てしまうということもないようですので、未就学児、少なくとも3歳までのお子さんとその保護者まで、対象者を拡充することが可能ではないでしょうか。

在宅での子育て、第2・第3子の妊娠・出産・育児を支える有効な施策になると思います。いかがでしょうか。見解を問います。

健康福祉部長 それでは、戸田議員の一般質問にご答弁申し上げます。

1点目の①「島本町子育て支援プラン後期計画（平成25年度）」の進捗状況の、「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成23年11月21日から運行目的と乗車対象者の見直しを行い、現在、1日6便の運行を行っております。バスの運行目的につきましては

は、高齢者などが町内の公共施設へ出かけることを支援することとし、乗車対象者につきましては、65歳以上の方、障害のある方——障害者手帳をお持ちの方でございます、それと介助者、妊婦の方——同伴する就学前の児童を含む——でございます。

福祉ふれあいバスの運行現状につきましては、毎年1回、乗降量調査を実施しており、本年度は、昨年の11月28日から12月4日までの間の4日間実施し、延べ乗降者数は486人、一日平均乗降者数は122人となっております。本年度の乗降量調査期間中におきましては、妊婦の方のご利用はございませんでしたが、月に数名程度、妊婦の方のご利用をいただいております。

今後、広報しまもとやホームページで福祉ふれあいバスのご案内を行うとともに、ふれあいセンターでの母子健康手帳交付時に、福祉ふれあいバスの利用につきまして、周知してまいりたいと考えております。

次に未就学児、「少なくとも3歳までのお子様とその保護者まで対象者を拡充できないか」とのお尋ねでございます。

本年2月1日現在、本町の0歳から5歳までのお子様は1,849人で、うち0歳から3歳までのお子様は1,210人でございます。保護者の方もあわせると、かなりの人数が乗車対象となります。現時点におきましては、福祉ふれあいバスの運行中に乗車できない方が出るような状況はございませんが、時間帯によっては、ほぼ満席となる場合もございますので、現行のバスで乗車対象者を拡大することは、大変厳しい状況になるものと認識をしております。

従いまして、子育て施策として、福祉ふれあいバスの対象者を拡大することにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁の内容は、よく理解できました。しかしながら、定期的に乳幼児健診が行われている福祉の拠点に行くのに、なぜ福祉ふれあいバスが使えないのかという、子育て世代の思いを受けとめていただきたいなと思います。送迎バスの席が空いているとき、子連れの方が乗れるようにしてほしい、雨の日など少し困っていると、素直な思いが「私の声」にも寄せられていました。

自転車に乗せることができない0歳、1歳児を抱いて、雨の日にふれあいセンターに健診に行くのは本当に大変です。利用者対象をこどもの年齢で区切ったり、あるいは現行のバスで拡充したりということが難しい状況ならば、せめて乳幼児健診のときは乗せていただけるバスがある、そういった要望に応じていただけないでしょうか。お尋ねいたします。

健康福祉部長 乳幼児健診時のみ福祉ふれあいバスに乗れないか、というお尋ねでございます。

乳幼児健診につきましては、4ヵ月、それから1歳6ヵ月、それから3歳6ヵ月の健

診がございまして、4ヵ月健診につきましては、毎月実施をしております。1歳6ヵ月と3歳6ヵ月につきましては、それぞれ年9回、実施しております。

平成25年度の受診者数の実績から、単純に、今、申しあげました回数で割りますと、4ヵ月健診でしたら1回当たり23人、1歳6ヵ月でしたら1回当たり34人、3歳6ヵ月でしたら1回当たり41人の、お子様が対象になります。その保護者の方もおられるでしょうし、またご兄弟おられましたら、今、議員がおっしゃっているような形で健診時のみ仮に乗車を認めたといたしましても、このうちで何人の方が乗られるかは、ちょっと把握は難しいんですけども、仮に半分でも乗られましたら掛ける2倍になりますので、福祉ふれあいバスは26席しかございません。現行の年長者の方、障害者の方もご利用いただいております、先ほど申しあげましたように、時間帯によってはほぼ満席になる場合もございますので、当初、ご答弁申しあげさせていただいたような状況で、今、ご質問の中身も踏まえて検討させていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

戸田議員 先ほどお示しいただきました未就学児の人口を考えましても、ニーズはあると思います。試行的運行、あるいは予算を伴う施策も含めまして、別の機会に議論を深めたいと思います。

次に、二つ目の「就労支援型幼稚園」について、問います。

現状・課題のまとめに、「新たに実施した就労支援型幼稚園の利用状況を踏まえて事業の検討を行う」と書かれています。導入以来、利用者はなお少ない状況と認識しています。見直し、廃止を視野に入れた表現なのでしょうか。事業検討の内容をお示し下さい。

教育子ども部長 それでは、「幼稚園における預かり保育」の現状につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、幼稚園における預かり保育につきましては、保護者が必要に応じて利用する預かり保育は、平成25年度、第一幼稚園で延べ6,124件、第二幼稚園で延べ2,411件のご利用があり、第一幼稚園では、教育課程開始前の午前8時からの預かり保育と教育課程終了後の午後6時までの預かり保育により、利用者が増加傾向にございます。一方、同時期に実施した定期利用である就労支援型の長時間の預かり保育につきましては、現時点では定員を満たしていない状況にございます。

なお、「子ども・子育て支援事業計画」の素案にお示ししております「利用状況を踏まえて、事業の検討を行う」とは、当該事業がより保護者ニーズに即した事業内容となるよう、見直しを視野に入れた検討を行うとの考えを示したものでございます。

以上でございます。

戸田議員 利用促進を目的とした再検討、それから周知の徹底をされるということですね。廃止の検討ではない、ということを理解しました。せっかくあるのですから、有効な支

援となるよう、引き続きニーズの掘り起こしに努めていただきたいと思います。

2)に移ります。「子ども・子育ての基本理念」について、問います。

「児童の権利に関する条約」について、もう少し具体的に書かれているのが望ましいと考えます。条約の四つの柱とされる「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」について追加することで、この計画の目指すところが、より明確になると考えます。記載を求めるものです。いかがでしょうか。

教育こども部長 それでは、続きまして、「子ども・子育ての基本理念について」でございいます。

「児童の権利に関する条約」は、世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約であり、日本では平成2年に署名、平成6年に批准しております。

このことは、児童福祉の観点から重要な位置付けとなる国際規約であることから、現在策定中の「子ども・子育て支援事業計画」や、現行計画である「島本町子育て支援プラン（次世代育成支援対策行動計画）」でも、基本的な理念として明記しております。

以上でございます。

戸田議員 子ども・子育て会議を傍聴してまいりましたけれどもね、素案については、直近の会議で、用語の解説のところに加えておられるということも確認しておりますので、通告の後に一定の改善がなされているなどと思っています。

私としては、基本理念に明確に示されているのが望ましいと思うものですが、要は、こどもの利益を最善に生かすこと、これに基づいて施策が行われる、展開されることが目的ですので、記述については、今後の課題として、要望に止めておきたいと思えます。

3)「病児・病後児保育事業」について、問います。

平成31年度から、「供給量357人」という記載がございます。実現可能と見込んで明記されたのですか。

また、「第5章 基本施策の展開」には、訪問型病児保育について「可能性を検討します」と書かれています。具体的に、どのようなものを想定しておられますか。ご答弁を求めます。

教育こども部長 続きまして、「病児・病後児保育事業」について、ご答弁申し上げます。

病児・病後児保育事業につきましては、病中・病後の児童を病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業であり、新制度上は、保育所・幼稚園・認定こども園、また地域型保育事業とともに、3本目の柱となる「地域子ども・子育て支援事業」の13事業の一つとなるものでございます。

新制度では当該事業は3タイプ示されており、病院・保育所等で行う「病児対応型・病後児対応型」、それと「体調不良児対応型」と、病児・病後児の自宅に看護師、保育

士等が出向き、保育を行う「訪問型」に分類されております。病院等施設で行う事業は、病院のご理解やご協力が必要となり、スペースの確保、動線の分離など、実現に向けたハードルは高いものと考えられますが、初期投資が少なく、比較的準備が容易と考えられる訪問型については、本町でのサービス提供の可能性も含め、検討する旨を記載しているものでございます。

以上でございます。

戸田議員 わかりました。病院等施設での病児・病後児保育事業については、確かにハードルは高い、課題も多ございますけれども、現在、計画を進められている駅西側のまちづくりの中で、可能性があるとしたら、そのときは機を逃さずに対応していただきたいなと思っています。

また、訪問型に関しては前向きに検討されるということですので、現場保育士の意見を聞き取っていただき、本計画内での実施に向けて、引き続き調査・検討に努めてください。

4)「子育て支援センター」について、問います。

何かあれば、子育て支援センターにまず相談と、明確にわかる拠点が必要だと思います。島本町が行っている様々な取り組みが、市民の誰にでも見えることが重要ではないでしょうか。シングルマザー、離婚、児童虐待、貧困からの不登校、そして発達障害の問題、これらが様々に絡み合い、困難を抱えておられるご家庭、そして保護者の方がワンストップ窓口で、わかりやすく支援の入り口に向かえる拠点、窓口はやはり公設公営が望ましいと、私は考えます。

島本町（水無瀬川）左岸には、山崎保育園の充実した支援がありますので、右岸に新たな拠点を設けていただきたいと思いますと考えています。見解を求めます。

教育こども部長 それでは、「子育て支援センター」について、ご答弁申し上げます。

計画では、保育所など地域子育て支援拠点や行政窓口などで、子育て家庭を対象に、そのニーズにあわせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用いただけるように、情報の提供や援助を行う事業として「利用者支援事業」を新たに導入したいと考えております。

そのあり方につきましては、実施場所や、町直営で行うのか、また民間に委託して行うのかなどの課題もございますが、子育て家庭に対しまして、可能なかぎりワンストップで子育て支援サービスや幼児教育・保育にかかる情報が提供できるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、従来から本町では、2人体制により社会福祉士等の家庭児童相談員を配置しており、両事業が連携することで、課題のある家庭への支援、また必要な社会資源への接続が円滑に行えるものと考えております。

なお、町立第四保育所におきましては、子育て支援室及び子育て支援相談室を設け、

専任の保育士及び臨床心理士を常時配置しており、町直営の事業や、様々な子育て・発達に関する相談の受付、発達に不安がある児童を対象としての「親子の教室」の開催とともに、幼稚園や民間保育園等の町内子育て関係機関や、町の関係部局間の横の連携は図られております。

以上でございます。

戸田議員 決して完璧ではなくても、本当に子育て支援、充実した支援をしていただいているということは認識しています。

新たに設けられるという利用者支援事業ですか、そして子育て支援センター。しかし、高浜学園もまた子育て支援センターという言葉を使っておられますし、第四保育所には子育て支援室・子育て相談室と、様々な名称のものがございますので、一度、定義を明確にして、役割を整理して、そして市民にわかりやすく発信する必要があると思います。妊婦さんや保護者の方だけじゃなくて、市民にとって、誰でもが「あっ、島本町頑張っているな」と思えるような、そういう発信をしていただきたいなと思っています。

今ある第四保育所の子育て支援室・子育て相談室、そういったものを、市民に常に見えている地域子育て支援の拠点であると、そういうふうに「見える化」するということだけでも、行政サービス効果は高まるのではないのでしょうか。ご答弁を求めます。

教育こども部長 確かに子育て拠点という意味合いでは、先ほどもご答弁申し上げましたように、町が中心を担っていかなければならないというふうに思っております。そういった意味で、利用されている方にはご存じの方もいらっしゃるけども、多くの住民の方に、より知っていただくという意味では、もう少しPR、あるいは工夫が必要ではないかなというふうに考えておりますので、その点も含めて、町が担う役割として、積極的にPRもしていきたいというふうに考えております。

戸田議員 ぜひ、お願いしたいと思います。日々、頑張っておられる職員の方の達成感にもなりますし、また市民の安心にも繋がりますので、お願いしたいと思います。

次に、「思春期健康対策の充実」について、問います。

「喫煙・薬物に関する啓発活動の推進」と書かれていますが、加えて、性の問題を人権・生命の視座から考える取り組みが必要です。また、10代の妊娠・出産・育児、特に未婚の女性の育児を支援する環境が必要です。

今までの価値観、あるべき姿で判断することが、ときに若者を深く傷つけています。性的マイノリティー、GLBTあるいはLGBT、すなわちトランスジェンダー、同性愛カップルなども含めて、地域社会が多様な価値観、多様な生き方を、どのように受け入れ、理解していくかが問われています。幅広い取り組みを求めるものですが、見解を問います。

教育こども部長 それでは、「思春期の健康対策の充実」について、ご答弁申し上げます。

性の多様性への理解に関しましては、わが国では平成16年に「性同一性障害者の性別

の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、諸外国と比較しても、十分ではないのが現状でございます。

そのため、本計画では「思春期保健教育の充実」を掲げ、学校現場におきまして、児童生徒の発達段階を踏まえた集団指導や個別指導を効果的に組み合わせた性教育を行い、多様な生き方・価値観について理解する取り組みを目指すとともに、計画を推進するうえで、教育現場のあらゆる場面での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 ぜひ、お願いしたいと思います。男女を問わず、性差を問わず、自分が自分らしく生きられる社会、本当に必要だと思います。また、性的少数者の人びとが思春期を迎えて、命を絶つほどに苦しみ抜くことがない社会を目指して、今後、積極的、なおかつ慎重な取り組みを求めておきたいと思います。

5)です。現在、障がい児枠は、保育所において20名と認識しています。なぜ、そのことを計画に記載しないのですか。島本町の事業計画として、数値を明確にしておくべきではないでしょうか。高浜学園は、この点、どういうお考えなのか。協議ができていますか。

教育こども部長 続きまして、「障害児枠」について、ご答弁申し上げます。

「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、国等の指示に基づきまして、原則として保育・幼児教育、地域子育て支援事業の指定の項目について、統一された計算式によって記載することになっておりますことから、本町の障害児枠については記載していないものでございます。

なお、本町の障害児保育につきましては、対象児童の状態を勘案して保育士の加配を行っており、既存3園での人的、またスペース的な受託能力等総合的な判断から、「島本町障害児保育事業実施要綱」に障害児の入所定数は20人以内とする旨規定し、実施しているところでございます。

高浜学園につきましては、高槻市にて同法人が運営する保育園において、すでに障害児保育を実施されており、受け入れにあたるノウハウや実績も十分備わっていると認識しております。平成27年3月の開園にあたりまして、当初から障害児保育を実施していくことも協議いたしました。開園当初は、保育所運営を軌道に乗せることを最優先に考え、新たに入園した児童及びその保護者を支える保育体制が整った段階で、より具体的に、障害児保育事業について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 協議されている、というご答弁でした。島本町が培ってきた障がい児保育の良いところを、引き続き高浜学園にも住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。教育こども部より積極的な働きかけ、既存保育所との連携の場や、協議の機会を設けて

いただきたいと思います。

大きなテーマの2に移ります。「中学校給食に完全米飯導入を ～和食を中心とした献立の意義～（その2）」です。

平成26年第1回定例会2月会議において、一般質問をさせていただきました。和食がユネスコの無形文化財に登録されたことをきっかけに、その後、全国的に関心が広まり、毎回、米飯を提供する学校が増えています。保護者の間では、給食の牛乳を見直すべきではないか、という議論も活発になっています。大きな流れとして、今後、給食は米飯を軸とした和食中心の献立にならざるを得ないと、私は考えています。

1) 文部科学省は、日本経済新聞の取材に「伝統的な食習慣を育むため、米飯給食をさらに推進したい」と答えていました。

新たに導入する中学校給食においては、週5日の米飯を基本に、「和」の献立を中心とし、時々パン、麺類、パスタを提供するのが最良の選択ではないでしょうか。中学校における米飯給食の導入について、その後、検討は進んでいますか。

2) 導入に際しては、人件費増額と光熱水費増が課題になると理解しています。米飯を中心とした給食は、生徒の将来にわたる健康的な食生活の基盤になり、このことが費用対効果を最大限に活かす教育効果と考えますが、炊飯に伴う作業手順が増えることによって、どのくらいの費用負担増が想定されるのでしょうか。試算できる範囲内で、数字をお示しください。

教育こども部長 それでは、2点目の「中学校給食に完全米飯導入を」のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1) 点目の「中学校給食」につきましては、今年度、給食棟設置の実施設に伴う施設・設備面の検討を行っており、献立までの検討にまでは至っておりませんが、以前にもご答弁申し上げましたように、完全米飯給食を導入し、自校炊飯方式を採用した場合、調理員の増員に伴う人件費や光熱水費、機器にかかる維持管理費が必要となります。また、米飯給食に関しましては全国的にも様々な取り組みがなされており、課題等も出てきておりますので、献立を含めた実施面につきましては、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

次に、2) 点目の「米飯給食を実施した場合の費用負担について」でございます。

自校炊飯方式を採用した場合、計量・洗米・炊飯・配缶・洗浄といった作業手順が増えるため、米飯給食を週何回実施するか、また喫食数が何食であるかなどの条件にもよりますが、調理員を1～2名増員する必要があるとございます。賃金構造基本統計調査に記載されています一般労働者の栄養士または調理師を1人雇用するものとして試算した場合、法定福利費を含めまして年間約400万円が見込まれます。

調理業務を委託した場合、委託業者が計算する委託料のうち、人件費が占める割合はどの程度かは不明ですが、800～900食程度を調理するにあたり、調理員2人の増員が必

要であると仮定いたしますと、年間約 800 万円が必要になるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 あくまでも概算ということで、数字をお示しいただきました。ありがとうございます。財政的な課題はありますが、価値ある選択のため、引き続き調査・検討をお願いしたいと思います。

また、今日は奇しくも傍聴に中学生の方がたくさん来られていますので、当事者である中学生の意見も反映させられるような、そういう学校給食を導入していただきたいなと思っております。

3)牛乳を試験的に取りやめ、注目を集めている新潟県三条市の取り組みをご存じでしょうか。ご答弁をお願いします。

教育こども部長 次に、「三条市の取り組みについて」でございます。

新潟県三条市におかれましては、保護者らから出された「ご飯が中心の和食に牛乳はあわない」という声をきっかけに、昨年 12 月から今年 3 月までの予定で、試行的に牛乳なしの給食を提供する取り組みがされているものでございます。

国の示す栄養基準を満たすために、牛乳分の栄養を補う方法として、主菜の量を増やしたり、牛乳以外の乳製品を提供したりと、様々な献立の工夫をされているようでございますが、児童生徒をはじめ、関係者の反応には賛否両論があると聞き及んでおります。

以上でございます。

戸田議員 牛乳については、もう数年来論争がありながら、あまり報道されない。このことに私は違和感を持っていますが、個人的には、あえて飲む必要はなく、できることなら避けたほうが良いという方も少なくない。コーヒー、紅茶に入れる嗜好品程度にしておくのが良いなど考えるものです。しかしながら、そんなに簡単なことではないというふうには認識しています。全国的に議論が深まるのを、少し待ちたいと考えています。

確認します。例えば、牛乳を飲まないという選択、これは生徒や保護者の希望に個別に対応するという取り組みが可能ですか。

教育こども部長 牛乳につきましては、やはり給食の中で大きな、今、実施条件の一つというふうになっていると認識しております。また栄養につきましても、牛乳から摂取する量というのは非常に大きく、それに代わるものというのは、なかなか、先ほどの新潟県の三条市においても苦労されているという状況でございますので、給食として実施する以上は、一定の統一性というものは必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 戦後 70 年、ミルク給食、ミルクがあることをもって学校給食とするという捉え方、いよいよ大きく見直すときではないかと私は考えています。実際に、規則で定めただけで、必ずしも牛乳がなくても良いという見解もあるようです。

これについては別の機会の議論として、四つ目の質問に移ります。

三条市における試行的な取り組みは、平成 26 年 4 月からの消費税増税による給食費の値上げを回避する狙いもありました。消費税は 8 % になりました。さらに 10 % との、政権の方針です。

従来と同じ給食費で、これまでと同等の内容を業者に求めると、結果的に消費税増額分を業者に負担させているということになり、買ったとき、あるいは減額に相当する可能性があり、民間であれば、これは厳しく問われるものと認識しています。この点、どういった配慮がなされているのでしょうか。確認しておきます。

教育こども部長 それでは、4) 点目の「給食費」に関しまして、ご答弁申し上げます。

給食費に関しましては、消費税増税や天候不良による食材等の購入費用への影響はございますが、発注する食材の部位や種類を安価なものにするなどの努力により対応しており、業者に負担を求めるといったような対応は行っておりません。

なお、その具体例といたしまして、牛肉を豚肉に変更したり、鶏もも肉をむね肉に変更したりといった対応により取り組んでおります。今後も、栄養や食材の質、また安全性を維持しつつ、給食を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 限られた材料費で、日々、献立を組み立ててくださっていることに、本当に感謝しております。消費税増額分につきましては、搬入業者に不当な負担がかからないよう配慮されているとのこと、確認しました。これについては、今後の課題があると思えます。

時間の都合もありますので、大きなテーマ 3 に移ります。

「JR 島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う（その 3）」

2014 年 7 月 14 日、準備組合理事会が、「事業の進展を目標に議論を重ねましたところ、再度、本事業の実施に際して貴社のご協力が必要であるとの結論に至りました」という文書を、総会の総意を得ることなく大成建設さんに提出されていた。このことについては前回の一般質問で、問題であると指摘いたしました。末尾に、「総会開催における地権者の総意をもって、貴社と協力関係を構築する必要があると考えております」とありましたが、半年以上経った今も、総会は開かれていません。

①総会が開かれていない理由を説明してください。

②今なお、地権者の多くが、この文書の存在さえ、ご存じないのではないですか。

③総会の議決を経ず、地権者への説明責任も果たさず、事業協力者との円満解決に向けての協議ができると考えておられるのでしょうか。

④平成 26 年度当初予算に計上されている「まちづくり活動支援業務」180 万円について、大阪府都市整備推進センターとの事業契約、土地価格の鑑定、いずれも今なお執行されていません。どういうことなのでしょう。現状と課題をお示してください。

都市創造部長 続きまして、「JR 島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況」について、ご

答弁申し上げます。

①点目の「総会の開催」についてのご質問でございます。

J R島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、平成26年7月14日付けで準備組合理事長名により、「J R島本駅西土地区画整理事業へのご協力について」と題し、大成建設株式会社関西支店統括開発部長宛てに対して書面を提出されており、総会開催を踏まえた、地権者の総意を前提とする協力関係の構築を依頼されております。

本件につきましては、事業の実施に際し、協力関係の構築について、ご検討いただきたい旨を準備組合側から依頼されたものでありますことから、大成建設株式会社関西支店のご意向を踏まえ、総会の開催を予定されていたものでございます。

なお、平成26年7月22日付けで大成建設株式会社関西支店からは、時間の経過によるスケジュールに関する新たな問題等が提示され、それ以降、本土地区画整理事業にご関心を示していただいている法人との調整が継続されている段階でございます。これらの調整が完了し、大成建設株式会社関西支店との協力関係の構築にかかる目途が立った段階で、総会を開催されるものと認識いたしております。

続きまして、②点目の「平成26年7月14日付け文書の地権者への周知」についてのご質問でございます。

昨年11月20日に開催された全体説明会におきまして、当該文書による依頼をされた経緯等の説明を行われ、会議資料として、会議出席者には当該文書をお示しされております。

なお、全体説明会を欠席された方につきましても、当日の説明内容やご意見を添え、会議資料一式を事務局から送付させていただく予定でございます。

次に、③点目の「地権者への説明責任と大成建設株式会社関西支店との円満解決」についてのご質問でございます。

現在、地権者の皆様に対しましては、総会や全体説明会、意見交換会などを開催されたうえで、現状報告やご意見を聴取されているところではございますが、経過を踏まえ、一定の方向性についてお示しできる状況になった段階で、総会等で報告をさせていただくことが望ましいと考えられております。

なお、当然のことながら、準備組合としての重要な意思決定は総会において行われることとなり、そのための地権者に対する説明責任は不可欠なものと考えておりますが、準備組合理事会とされましては、まちづくりの実施に際し、まず大成建設株式会社関西支店との問題を解決しなければならないとの認識から、現在も円満解決に向けた協議を重ねられているところでございます。

円満解決への道筋については、現在、当地区に置かれている諸々の課題を整理し、大成建設株式会社関西支店のみならず、本事業に関連するその他の法人と調整を重ねる必要があるものと考えております。

最後に、④点目の本年度予算に計上させていただいております「まちづくり活動支援業務」について、ご答弁申し上げます。

今年度予算を計上させていただいた際には、契約を予定していた大阪府都市整備推進センターとの契約及び土地の鑑定業務は執行いたしておりません。本件にかかる経緯といたしましては、町と大阪府都市整備推進センターとの協議の中で、現状において本事業は大成建設株式会社関西支店との問題の解決が先決であり、当該地区のまちづくりを進展させる支援が実施できないことから、現時点における契約は見送りたい旨のご意見をいただいております。

また、土地の鑑定業務につきましても、現状を鑑み、事業の進展の際に最新の鑑定価格を把握する必要があることから、現時点におきましては保留させていただきたく、判断をさせていただいているものでございます。

以上を踏まえ、本議会の後半議会における第12号補正において、減額補正をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

戸田議員 丁寧で、誠実なご答弁、いただいたと思います。

当該地については保留区域に再設定すると、平成26年11月20日、準備組合全体説明会で確認されました。11月28日、大阪府知事宛てに川口町長より「個別地区調書 保留フレーム設定」という文書を提出されていますね。平野議員の情報公開請求により、同文書を入手いたしました。書かれている事業経緯は、事実と異なっています。

第5回総会において、前に事業協力者との協議を白紙に戻すという決定をされたことが、全く書かれていません。どういうことですか。第3回の総会のみ、書かれている。第3回総会において事業協力者を選定したことのみが記載され、あたかも継続して、まちづくりの協議が行われている、進んでいるように書かれています。私は、これが納得できません。どう釈明されますか。

都市創造部長 ただいまご質問いただいた件につきましては、確かに第5回総会におきまして、事業協力者の白紙撤回ということで総会において決定されているのは事実でございます。

その点の記載がないというご指摘でございますが、ただ、白紙撤回をさせていただいておりますけれども、それ以降につきましても、先ほどのご質問でもご答弁させていただいておりますとおり、当時、大成建設株式会社関西支店が事業協力者ということで、いったん決定をされて白紙撤回されたという経過の中で、大成建設との円満解決ということについても手続きをさせていただいております。その中では、再度、事業協力者として大成建設さんをお願いしたいという旨の文書も、総会の議決をもってということで、踏まえての決定にはなるわけでございますけれども、一定、理事会等の中で意思決定がされたうえで手続きがされているということもありますことから、現在としましては、白

紙撤回そのものの記載ということはさせていただいていない、ということでございます。
以上でございます。

(「隠蔽や」と呼ぶ者あり)

戸田議員 公文書のあり方として、大変問題があると思います。事実と違うことが書かれている。おっしゃっていることは、わからなくもない。私自身も、このことは大阪府の担当の方にもお電話をしました。そして自分自身の中で、このことが記載されていないということをもって、今後の島本駅西側の将来像をどのように描いていくという大きなビジョンの中で、このことにとられるということは、あえて慎みたいなという気持ちはあります。事はもっと大きい。

しかしながら、こういう文書の作成の仕方はほんとにやめていただきたいんです。JR島本駅西側のあり方を考えるとき、市民レベルの熟議、町長自らが語られる政策判断が欠かせないと、私は繰り返し述べてきました。人口3万人の市民が望む町の将来像、それを反映した自治体としての政策判断、地権者の皆さんの資産運用、この三つをうまく融合させるのが、土地区画整理事業です。市民が望む町の将来像を決めるのは、誰ですか。地権者のご意向ですか。お答えいただきたいと思います。

都市創造部長 「町の将来像」ということの観点でのご質問でございます。

確かに、JR島本駅西土地区画整理事業につきましては、組合施行ということで事業を進めるということで、今、準備段階ではございますが、取り組んでおるところでございます。本町といたしましても、まちづくりに関しましては本町の意向というのものも、その中で十分精査をさせていただく必要があると思っておりますし、町全体としての位置づけの中で、今回のJR島本駅西土地区画整理事業が進められていくべきだということふうには認識をしております。

今後、そういう観点の中ではございますけども、組合施行ということでの施行手法を選択をしているということでもございますので、やはり地権者のご意向というのは最大限配慮していく必要があるというふうにご考えております。

以上でございます。

平井議長 時間30秒少々なんで、その辺、お願いします。

戸田議員 では、重ねて問います。市民が望む町の将来像や、自治体の政策判断は、地権者の資産運用を妨げるとお考えなのでしょうか。

都市創造部長 地権者の資産運用を妨げるかどうかということについては、ご答弁は難しいなというふうに思います。

以上でございます。

戸田議員 最後に、町長に聞きたいと思います。当該地区のまちづくりに関して、町長は、どのようなビジョンを持っておられますか。

川口町長 島本町は小さな町でございます。戸田議員も、よく質問の中で発言されるよう

にコンパクトシティでございます。

私、島本町というのは自然が近いところにある、そのことが島本町の良さであると思っておりますので、自然と共生できる、そんなまちづくりが島本町の進むべき道である、そのように考えております。

戸田議員 引き続き、この問題については調査・研究を進めて、質問していきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

平井議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時24分～午後2時40分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員 (質問者席へ) 無所属の田中修でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。内容は、「ふるさと納税について」であります。

まず、「ふるさと納税」とはどのような制度なのか、また、それが節税対策や、お得な制度として、新聞紙上等でどうして話題なのか、お答えください。

都市創造部長 それでは、田中議員の「ふるさと納税」に関する一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「ふるさと納税制度の概要について」でございます。

ふるさと納税制度につきましては、特定の地域に対して貢献または応援したいという方の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金制度として実施しているものでございます。

次に、②点目の「新聞紙上等で話題となっている理由」でございます。

ふるさと納税制度におきましては、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2千円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税・住民税から全額が控除されるものでございます。

このため、一定の特典を設けている地方公共団体に寄附した場合には、2千円の負担で特産品などのユニークな特典を受けられるという動機付けが生まれ、たくさんの方が寄附をされている現状から、話題となっているものと考えております。

田中議員 一つ、抜けてる点があると思うんですけども、あと、その寄附金の使い道が選べるというふうにはならないんですか。

総合政策部長 ふるさと納税についてでございますが、この寄附金につきましては、その寄附者の方のご意向で、例えば福祉、教育、様々な施策に充てていただきたいというふうな、そういうふうな選択ができる、そういう制度になっております。

以上でございます。

田中議員 次に、平成 26 年度、つまり今年度ですね。ふるさと納税の自治体ランキング上位 10 位までを、市町村名と、その納付金額をお答えください。

都市創造部長 次に、③点目の「平成 26 年度におけるふるさと納税自治体ランキングの上位団体と寄附額について」でございます。

現在のところ、総務省等から発表される公的なデータはございませんが、先日、報道発表されました、ふるさと納税幹旋事業者による平成 26 年 1 月から 12 月の集計結果について、ご紹介申し上げます。

歳入ベースの寄附額順に、1 位が長崎県平戸市で 12 億 7,884 万円、2 位が佐賀県玄海町で 9 億 3,206 万円、3 位が北海道上士幌町で 9 億 1,098 万円、4 位が宮崎県綾町で 8 億 3,248 万円、5 位が島根県浜田市で 6 億 2,170 万円、6 位が鳥取県米子市で 4 億 9,511 万円、7 位が山形県天童市で 4 億 7,538 万円、8 位が佐賀県小城市で 4 億 2,822 万円、9 位が宮崎県都城市で 4 億 121 万円、10 位が大阪府泉佐野市で 3 億 8,977 万円となっております。

以上でございます。

田中議員 それでは、本町における平成 23 年度、24 年度、25 年度のふるさと納税の件数と寄附金額をお答えください。あわせて、平成 25 年度・26 年度の予算についてもお答えください。

都市創造部長 それでは、④点目の本町における「ふるさと納税の実績と予算について」でございます。

実績につきましては、平成 23 年度が 9 件で 180 万 5 千円、平成 24 年度が 33 件で 23 万 1,500 円、平成 25 年度が 20 件で 27 万 1,500 円でございます。また予算額につきましては、平成 25 年度、平成 26 年度とも 100 万円でございます。

以上でございます。

田中議員 それでは⑤番目の、前のランキング 1 位の長崎県平戸市と本町について、平成 26 年度時点の両市町の人口、予算額、ふるさと納税の寄附金額、それぞれの予算に占めるふるさと納税寄附金額の比率をお答えください。

都市創造部長 次に、⑤点目の「長崎県平戸市と本町との比較」でございます。

長崎県平戸市の平成 27 年 2 月 1 日現在の人口は 3 万 3,781 人、一般会計当初予算額は 249 億 2 千万円、ふるさと納税による寄附額は 13 億 3,335 万 1,861 円、一般会計に占める寄附金額は約 5.35%でございます。

また、本町の平成 27 年 2 月 1 日現在の人口は 3 万 718 人、一般会計当初予算額は 104 億 4,400 万円、ふるさと納税による寄附額は 37 万 2 千円、一般会計に占める寄附金額は、約 0.004%でございます。

以上でございます。

田中議員 それから、全国各地の自治体が、ふるさと納税寄附金を少しでも多く確保する

ため魅力ある特典を設けていますが、例えば、鹿児島県伊佐市、山形県白鷹町、北海道猿払村、三重県多気町、北海道夕張市、静岡県浜松市、それぞれについて、その特典をお答えください。

都市創造部長 次に、⑥点目の「他自治体における特典」でございます。

鹿児島県伊佐市では農産物・畜産品、酒類や加工品を、山形県白鷹町では農産物・畜産品、酒類や加工品のほか郷土民芸品を、北海道猿払村では畜産品・海産物や加工品を、三重県多気町では農産物・畜産品、酒類、加工品や工芸品のほか地域のレストランの食事券など、北海道夕張市では農産物を、静岡県浜松市では農産物・畜産品、酒類や加工品のほか工芸品などを特典とされております。

以上でございます。

田中議員 ところで、本町の特典は何でしょうか。

都市創造部長 次に、⑦点目の本町の「ふるさと島本応援寄附金に関わる特典について」でございます。

ふるさと島本応援寄附金制度におきましては、2千円以上の寄附をいただいた方に対しまして、水無瀬駒の携帯電話用ストラップをお渡ししているところでございます。

以上でございます。

田中議員 私も議員になる前に、ふるさと納税寄附金5万円いたしました。そのときにいただいたのは携帯のストラップ、これ（実物を見せて）ですね。これは3日目にして水無瀬駒取れちゃいまして、未だなしです。それから、その当時は島本の絵はがき、今の歴史資料館で売ってますけど、その5枚入りのセットをいただきました。それから、町長の感謝状をいただけるということだったんですけど、それは辞退いたしました。

そんなことなんですが、このストラップ、これは何人もいただいていると思うんですけども、これについて、ほんとに良かったとかいう感謝の手紙とか、お礼の電話なんか、来たことがありますでしょうか。お答えください。

都市創造部長 次に、⑧点目の「寄附者からのお声について」でございます。

お渡ししております水無瀬駒の携帯電話用ストラップに関しまして、お礼のお電話等をいただいたことや、直接、窓口でのお礼のお言葉をいただいたこともございました。また、ご寄附いただく際に、ストラップを目的とした寄附をしたいとお申し出をいただいたこともございました。

以上でございます。

田中議員 それで、お酒やビールを、ふるさと納税の特典にしている自治体もありませんか。例えば、京都府の宮津市、岡山県の津山市、この特典を教えてください。

都市創造部長 次に、⑨点目の「お酒やビールなどを特典とされている自治体」でございます。

先ほど例示された自治体にもございましたとおり、日本酒や焼酎のほか、ワインや地

ビールなどの酒類を特典とされている自治体は全国に多数あると認識をいたしております。また、京都府宮津市では農産物・海産物、酒類や加工品を、岡山県津山市では農産物・畜産品、酒類や加工品のほか、市内事業者の製品や施設利用券を特典とされております。

以上でございます。

田中議員 今、そのお答えいただいた他に、やっぱり宮津市とか津山市はお酒とかワインを扱っているんですね。そういうことがあるんです。

それで、良く話題になります。現在、NHKの連続テレビ小説『マッサン』では、本町で生産されるサントリーのウイスキーが一躍有名になりました。そのウイスキーについて、ふるさと納税の特典としてウイスキーを充ててはどうかというような議論、あるいはそういう検討をされたことはございますか。

都市創造部長 次に、⑩点目の「サントリーのウイスキーをふるさと島本応援寄付金の特典として活用することについて検討したか」とのご質問でございます。

サントリースピリッツ株式会社が本町内の山崎蒸溜所で製造されているウイスキーにつきましても、名実ともに大きな知名度があるものと認識をしており、本町といたしましても、町の知名度向上のツールとすべく打診させていただいたことはございます。

しかしながら、昨今のウイスキーブームの中、売り上げが好調であり、同社での在庫が不足していることから、安定した商品供給は困難であるとの回答をいただいたこともあり、特典としての導入等を見送っているところでございます。

また、他の自治体で行われている特典を用いたふるさと納税のPRにつきましても、過度の特典品を提供することによる寄附の争奪戦となっているとの批判もあり、また総務省からも適切に良識を持って対応するよう通知が発出されておりますことから、慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

田中議員 総務省からそういう、あまり行き過ぎないようにというふうに勧告があるという事は私も存じておるんですが、サントリーさんのウイスキーを、例えば、ふるさと納税の特典に使うということが、すなわち「行き過ぎた」アクションなんではないでしょうか。お答えください。

都市創造部長 サントリーさんのウイスキーを特典にするという件につきましても、一定、町のほうも検討させていただいたところではございます。ただ、サントリーさんの現状を踏まえますと、安定して商品を提供することは困難であるというご回答をいただいているのが現状でございます。また、他市では酒類等も特典としてされているところも、今、ご紹介にあったところがございますので、一定、そういうことでの対応されている自治体もあるというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

田中議員 実は、私は今週の火曜日、2月24日に東京お台場にあるサントリーの本社、総務部を訪ねてまいりました。総務部長と総務課長にお会いしたときに、島本のふるさと納税の特典として、ウイスキーについて島本町民も強い希望があるということを伝えておきましたので、再度、そういう場合は向こうに相談されたいかがかと思います。その仲介も、私、やってみたいと思いますから、ぜひ言って下さい。

それから、私の大学の後輩に奈良県御所市の東川裕市長がおります。ちょうど4年前です。財政危機に瀕していたときに彼が当選して最初に手がけたのは、職員給与の10%カットと、職員にふるさと納税の呼びかけをしたということを知られました。その際に、職員がこぞって、そのふるさと納税に協力して、大変助かったというふうに私に話しておりました。

本町においても、このふるさとを愛してやまない職員が大多数だと思います。ぜひ、ふるさと納税を奨励するような雰囲気を作っていたいただきたいと思います。まずは、町の幹部職員の皆さんが、率先して「島本応援寄付」をしていただきたいと思います。

今日、質問させていただいた中で、本当はまちづくりプロジェクトチームがお答えになるのかなと思って期待をしておりました。ふるさと納税の取り組みというのは、格好なテーマだったと思います。こんなビッグプロジェクトがなぜ見逃されているのか。私は不思議でなりません。ぜひ来年度、まちづくりプロジェクトチームが存続するようであれば、そちらのほうにバトンタッチをして、真剣に、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

総務部長 参考までにご答弁させていただきたいんですが、本年の1月23日付で「平成27年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等」というのがございます。その中で、個人住民税の対応でふるさと納税のことがうたわれております。一つは、特別控除額の上限を、現在、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充する、これは有利になります。また申告手続きの簡素化、これはふるさと納税ワンストップ特例制度創設という形で、今は確定申告をしないといけない。しかし、いわゆる寄付された自治体が、寄付した方の住所地のほうに通知をするという形で、そういうことが創設されようとしております。

また、先ほどから議論になっております返礼品、特産品の送付ですね。これにつきましては、今回の「地方税法」の改正案の成立後、改めて大臣通知により要請を行う予定であるということがございます。

なお、「返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当することについても留意すること」というふうに書いておきまして、一定の国の見解が出るような形になっております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、最後の⑩点目の、「職員からのふるさと島本応援寄附金への協力について」でございます。

「ふるさと島本応援寄附金」につきましては、職員への呼びかけも行っており、これまでも多くの職員からの寄附を受けているところでございます。今後におきましても、職員をはじめ多くの皆様からご寄附いただけるよう、より積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員（質問者席へ） それでは通告に従いまして、一般質問を行います。タイトルは、「し尿中間処理施設の町内建設事案と今後の広域行政への取り組み姿勢について問う」ということです。

本町のような小さな自治体にとって、広域行政の推進は財政負担の面からも重要な課題であり、特にごみ処理・し尿処理・消防の3事務は、近隣との広域連携するのがお互いにとってメリットがある事務であります。大阪府下でも、京都府においても、多くの一部事務組合なり広域連合が結成されています。

本町を取り巻く過去の事情や経緯はともかく、財政状況がますます厳しくなる現状においては、最優先課題として真剣に取り組み、信念を持つて的確な判断を下さねば、時間の浪費と税金の無駄遣いが生じるばかりであります。

そこで、以下、質問します。

①点目、平成23年9月12日、高槻市長より「し尿処理事務の受託は困難」という回答を受け、10月28日の議員全員協議会にて、「し尿処理施設は町域内に建設してまいりたい。設置場所は現在複数の候補地を選定している。確定次第、報告します」との説明がありました。そして、昨年6月に候補地選定の報告があるまで、私は何度となく、いつ、どこに決めるのか、と問い質してきました。

この間、2年8ヵ月の間に、どのような選定作業をして候補地を決定されたのか。時系列で、簡潔に説明してください。

都市創造部長 それでは、1点目の①「し尿中間処理施設の候補地選定作業」について、ご答弁申し上げます。

平成23年10月28日に開催されました議員全員協議会におきまして、本町域内の公有地において、新たなし尿中間処理施設を整備することを正式に表明いたしました。その後、平成24年度におきましては、町域内の公有地を候補地として選定作業を進め、平成25年度には6月会議におきまして、住民の皆様、し尿中間処理施設の設置や候補地の選定などについてご説明させていただくための報告書等作成費用を補正予算として計上し、ご可決いただき、「島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書」及び「島

本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書」を作成いたしました。

そして、平成 26 年 6 月 5 日開催の議員全員協議会において、議員の皆様へ「島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書」及び「島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書」の概要をご説明させていただいたところでございます。

現在は、調査報告書の評価点数が最も高い結果となった「住民ホール跡地の一部及びその隣接地」を施設建設計画の候補地として、周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られるよう、説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

外村議員 ありがとうございます。2年8ヵ月かけてされた割には、あまり内容の説明がなかったわけですが、少なくとも、過去にやった16ヵ所から3候補地に絞られたということは聞いておりますので、その3候補地に絞る過程において、どういうことをなされましたか。何か、されたことはありますか。

都市創造部長 平成14年度におきましては、今、議員ご紹介のありました16地点ということで候補地を抽出させていただいたところでございますが、今般の候補地選定にあたりましては、公有地ということで選定作業を進めるということで今日に至った中で、16ヵ所のうち、公有地というのは1ヵ所ございました。それプラス2ヵ所ということで、今般3ヵ所ということで抽出をさせていただいて、評価を行ったものでございます。

以上でございます。

外村議員 この調査報告書、6月5日にももらいましたけども、これは3月にできたものを6月5日にもらったんですけども、この調査報告書は、どこが作ったんですか。

都市創造部長 本町がコンサルティングに外部委託いたしまして、作成いたしましたものでございます。

以上でございます。

外村議員 この説明のとき、私自身は非常にこの点数の付け方、特に評価の重み付けと評価点ということで出されましたけど、私はこの項目もさることながら、この重みの付け方については非常に個人差が、感覚的に感じ方も個人差があるというふうに思っていましたので、非常に違和感を持った次第ですけども、この3点に絞る過程では、どうも経済性ばかりを強調されてますけど、この3点に絞る過程で、当該地元へのアプローチはされたことはないのでしょうか。

都市創造部長 今回、公有地というということで、3地点をピックアップさせていただきました。その過程で、地元への協議というのは実施しておりません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。ということは、今回、地元自治会と言われるのは桜井自治会でございますけども、桜井自治会はあくまでも決めてから、前にお訊きしましたように、昨年の5月25日に自治会役員向けに第1回目の説明をされたというのが初めてなんで

しょうか。

都市創造部長 地元への説明に関しましては、今、議員ご指摘のありました5月25日をもって、まず自治会の役員さんレベルに概要説明をさせていただいたというのが、地元の説明としては最初でございます。

以上でございます。

外村議員 そのときの第1回目の説明会は、自治会役員向けというふうに聞いてますけども、具体的には何人出席されて、具体的にどんな反応があったんでしょうか。

都市創造部長 5月25日に開催させていただきました地元役員への説明会につきましては、役員の方といたしましては、会長さんを含め7名の方がご出席をいただいたところでございます。その際には、本町のほうから「し尿中間処理施設設置にあたっての概要説明」ということで、説明をさせていただいたところでございます。

その際のご質問につきましてでございますけども、一つには、「計画している施設の場所に隣接している方は桜井自治会の会員の方だと思いますが、我々役員が主導権を取る場合によっては、土地所有者の方に圧力をかける可能性があります。町としては、土地所有者とのお話をされていますか」ということで、その結果を教えていただきたいという点のご質問がございました。

以上でございます。

外村議員 じゃ、その結果、土地所有者との接触というのは、いつされたんでしょうか。

都市創造部長 隣接の方へのご説明ということで実施をさせていただいたのは、直接にお話しさせていただいたのが……、隣接地の方への説明ということにつきましては、5月2日の日にご説明にあがらせていただいたところでございます。

以上でございます。

外村議員 そうすると、役員さんへの説明の前にされたということですね。わかりました。

それで続きまして、6月29日に、今度は自治会員向けの説明会をされていますね。これが第1回目と聞いていますが、これは何人来られて、どんな反応でしたか。

都市創造部長 6月29日に桜井自治会の会員さん対象にということで、第1回目の説明会を実施させていただきました。当日の参加者といたしましては、27名の方に参加をいただいております。その際のご質問ということにつきましては、搬入道路、それから現状、高槻市のし尿処理場における地域住民の皆さんの何か苦情があるのかどうか等々、ご質問をいただいたところでございます。

以上でございます。

外村議員 わかりました。

いずれにしても、あと7月17日に2回目の役員向けの説明会をされたということと、それと、今お聞きしているのでは、資料では8月31日にさらに2回目の、今度は自治会員向けの説明をされた。この第1回目と第2回目の違いは何だったんでしょうか。

それぞれ教えてください、役員向けと会員向けと。

都市創造部長 まず、平成26年7月17日に開催いたしました第2回目の役員への説明ということにつきましては、一定、6月29日に会員さん宛てに説明会をさせていただいたという経過もございましたので、その経過説明等をさせていただいたものでございます。

また、第2回目の会員さん説明ということで、平成26年8月31日に実施をさせていただきました。その際には、第1回目でのご質問等がございました点、それから、それまでの間に施設見学ということで四條畷市立の環境センターの視察も行っておりますので、そういうことも踏まえた中で、本町の現在計画している内容について、再度、ご質問等があるかということも踏まえまして、ご意見を伺うために実施をしたものでございます。

以上でございます。

外村議員 いずれにしましても、計、役員向けと自治会向けに4回された、2回ずつですね。それと7月31日ですか、四條畷の環境センターを視察された。この四條畷のセンター見学は、主にどういうことが目的だったのでしょうか。

都市創造部長 今回、ご紹介させていただいた四條畷市立環境センターにつきましても、一定、し尿中間処理施設として稼働して10数年が経っているということで、ある程度、施設そのものが稼働後にどういうことで、特に臭気の対策等々、そういう点で経年劣化に伴いまして、どういう環境に影響があるのかということで、実際に稼働、ある程度経験をされている施設の見学ということで、選定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

外村議員 そうしますと、いずれにしましても、ここに決めたという桜井、住民ホールの跡地ですね。そこに関して、地元自治会役員さん及び地元自治会員は、あそこに造るということについては、概ね異論はなかったというふうに理解していいのでしょうか。

都市創造部長 地元との協議ということで、役員さん宛てに2回、それから会員さん宛てに2回、それと施設見学を通じまして、担当といたしましては、一定のご理解が得られる段階にあったものというふうに認識をしております。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしましても異論はなかったということで、次の②点目に移ります。

昨年6月5日の全員協議会にて、ようやく候補地の選定過程と決定候補地の報告がありました。しかし、候補地絞り込みの過程や選定調査報告書には納得し難い面も多くあったというのが私の率直な感想でしたし、そういう面もあったんですけども、私としては地元自治会、企業にも事前に説明し、特に反対意見はなかったという——今も説明がありましたように——そういう説明があったことと、これ以上結論を先延ばししても何にも得るものはないと判断し、事実上の決定と私は受けとめていました。

しかし、半年後の昨年12月1日になって、地元桜井自治会の会長外役員一同の名前で、再度、高槻市にお願いして欲しい旨の要望書が町長宛て及び議長に出されました。この要望書を受けて、町長は今日まで、どのような対応をされてきたのか、お伺いします。

都市創造部長 次に、②の「要望書を受けてから今日までの対応について」でございます。

本町といたしましては、過去の経緯も踏まえ、行政として慎重かつ総合的な検討などを行う必要があるものと考えております。そのため議会とも十分協議をさせていただき、地元自治会のご要望にお応えすることができるのか否か、状況を見極めて判断してまいりたいと考えております。

このような考えのもと、現状を踏まえ、しばらく猶予をいただけるよう平成27年2月20日付けで、地元自治会長宛てに回答をさせていただいております。

以上でございます。

外村議員 私、ちょっとびっくりしたのは、12月1日にこういう話があったら、過去に異論はなかったということなのに、半年経った12月になって、いきなりこういう手紙が来たら、普通、その日のうちにでも自治会役員のところに行って、どういうことですかというのを訊くのが普通なんですけど、これを受けてから先週の20日まで回答を出されなかったというのは非常に遺憾なんですけど、なぜ、こういうような対応が遅くなったんでしょうか。

都市創造部長 今回、平成26年12月1日付けで、地元自治会長と役員の名義での要望書が提出されました。それを受けまして、担当といたしましても平成26年12月3日に、自治会長と面談をさせていただいております。その際には、一定、要望書を提出された理由等につきましてはご確認をさせていただいたのと、実際に回答にあたりましては時間がかかる旨は、その際にもお伝えをして、今日まで至っているというところでございます。

以上でございます。

外村議員 この12月3日に会長と面談をされた、その主なやりとりというのは、どんなことだったんでしょうか。

都市創造部長 やりとり、12月3日の自治会長との面談についてでございますけども、特に今回の要望を提出された理由ということでお聞きをする旨、面談をさせていただいたのが第一でございます。その際に自治会長のほうからは、要望書の中にも記載されておりますところでございます。再度、高槻市との広域連携についてお願いしたいという旨で、お話を再度いただいたところでございます。その際には、過去の経過についても再度、ご説明をさせていただいております。

担当といたしましても、議長宛てにも要望書が提出されているということもございしますので、一定、今後の要望書に対する対応につきましては慎重な対応が必要ということもございしますので、お時間がかかる旨をお伝えしたものでございます。

以上でございます。

外村議員 この要望につきましては、一定、過去のことも理解しているけど、再度高槻市に行ってくれ、というお願いが主でありますけども、その回答が20日、先週出されたそうなんですけども、その内容を見ますと、議会と十分協議して判断したいというふうに言われてますが、12月1日に受けてから、議会との話をするというのは1月でもいっぱいあったわけですが、未だに協議していないというのはなぜですか。

都市創造部長 議会との協議についてのお尋ねでございます。これまでの経過の中で、議会におかれましても一定、全員協議会の中で8名の議決案についての対応とか、いろいろ協議を、結構検討させていただいた経過もございますので、一定、ある程度、議会での方向性がまとまった段階で、やはり行政としてもそれを受けて協議を進める必要があるというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 いずれにしましても、12月1日にもらって20日まで放っておくというのは、私としてはおかしい。こういうことは速やかに対応する。同じ文書の内容になるか知りませんが、もっと早く、この回答の内容なら、もっと早く出せたんじゃないかと思いますが、こういうことがお互いの信頼関係をなくしていくことに繋がっていくんじゃないかと懸念しております。

次、③点目行きます。昨年12月議会における岡田議員の一般質問の中で、「ぜひ高槻市さんのほうに、もう一度、町長、足を運んでいただきたい。住民のために、再度高槻市さんのほうに足を運ぶべきだと思うが、町長、いかがですか」という問に、川口町長は「行政間では一定決着がついている問題である」と言いつつ、最後のほうでは「広域行政が実現することを願って行動してまいりたい」と答弁されています。

一体、このし尿処理事務についてはどう考えておられるのか。改めて、あのときの答弁の真意をお聞かせください。町長、よろしくお願いします。

川口町長 し尿の中間処理施設の建設につきましては、地元自治会、そして隣接する地権者の皆さんのご理解をいただくことが、これはもう不可欠でございます。今まで地元自治会、そして隣接者の方にはご説明を申し上げておったんですが、今回、こういった要望書が出てまいりまして、地元自治会のご理解、隣接の地権者の皆さんのご理解と言いますか、納得していただくためには、そのご要望に沿って行動していく必要があるというふうなことから、12月議会ではご答弁をさせていただきました。

以上でございます。

外村議員 ということは、少なくともこれを広域行政とおっしゃるので、高槻市以外のところに対する広域行政なら理解できるんですけども、高槻市とは一定決着がついて、受託困難と言われた。その日のうちに町内建設という表明をして、東上牧の自治会にも町内に建設しますというようなことされているそうですから、少なくとも、この件に関し

ては、誰が何と言おうと行政間では決着がついていますし、今さら高槻市に再度お願いに行くなんてことはできないと、私が町長ならそう思うんですけども、ここで、じゃ「広域行政が実現することを願って行動して」まいるということは、再度、高槻市に広域行政についてお願いに行くということを意思表示されたといコールですよ。

川口町長 そういった意味で申し上げたわけではございません。「願って」というふうな言い方をしたと思います。し尿の受け入れ、広域行政については、今までにも何度かお願いをしてまいりましたが、断られてまいりました。タイミングを見て、様々なチャンネルを使って、何度かお願いしてきた経緯がございます。今回、地元自治会からこういった要望書が出てまいりましたので、議会とも連携しながら、こういった行動を取っていったらいいのかは、これから検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

外村議員 町長以下、いわゆる町の考え方、腹が据わってないというか、こう言われればああやということで、ああふやな答弁をされるから、かえって民意を惑わすようになるんじゃないかと私は思っております。少なくとも、高槻市に対しては21年に行って、それからずっとかかって、ノーの回答もらって、わかりましたということになっているわけですから。

少なくとも、この件に関して「広域行政が実現することを願って行動する」というのであれば、高槻市以外のところに行くということ、私はそういうふうに理解しますけども、そうじゃないというのであれば、ほんとに高槻市にどんな顔して行かれるんでしょうか。再度、答弁してください。

川口町長 先ほども申し上げましたように、要望書は私宛てと議長宛てにまいっておりますので、議会と連携して行動していく、そのことが何より大切である、そのように考えております。

外村議員 わかりました。だから、「広域行政が実現することを願って」、私も広域行政をやるべきだというのを、ずっと言っておりましたので、ということは高槻市以外の自治体に行くことも、当然、その中には選択肢として持っておられるんでしょうか。

川口町長 府県をまたいだ広域行政の可能性の低さ、ほとんどもう不可能に近いということは、今までもご答弁申し上げているとおりでございます。

外村議員 私、府県をまたがって、言ってますよ。例えば、そのときも岡田議員から紹介がありましたように、摂津市が豊能町にお願いしたというようなケースもあるということ聞いてますので、大阪府下の他の自治体に対してお願いに行くという腹はあるんですか、と訊いてます。

川口町長 豊能町は、もうキャパシティ的に限界であると、そのように聞いておりますので。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしましても、現実と答弁がだいぶ矛盾している点もございまして、こういう混乱が起こっているんだと思います。

これについてはまた、いろいろな機会で行いますけども、④点目に移ります。

私は、高槻市との広域行政勉強会が再開されて以降、何度も中間報告をするよう要請し、ようやく平成23年6月になって実施されました。その後、当初の目的であったし尿処理事務の委託を断られ、町内に中間処理施設を建設するという大きな方向転換と意思決定をされました。これは大きな方向転換であり、町民にとっても重大な案件であるにも関わらず、一度も町民への説明会は開催されませんでした……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

しかし、今回、このような要望書が出されるに至った以上、また広報における記事訂正などの状況を考えれば、この際、住民ホール跡地に建設するという案はいったん白紙に戻して、住民説明会を開催のうえ、改めて高槻市以外の自治体に広域連携をお願いするか、それとも再度、一から町内建設候補地の選定作業をするか、決めるべきだと思いますが、いかがですか。

都市創造部長 次に、④の「住民説明会をしたうえで他の自治体と広域連携をするか、再度、町内候補地の設定作業を行うかについて、決定してはどうか」とのお尋ねでございます。

本町が、し尿処理について広域連携を行うには、これまでの経緯や地域性、他の広域連携をすでに実施している実績等を踏まえますと、高槻市以外は基本的には極めて困難であると認識しております。また候補地の選定につきましては、複数の候補地を総合的に評価した結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」が最も評価が高いことから、当該地において施設の建設をすることが望ましいものと考えております。

住民の皆様への説明につきましては、町広報やホームページを通じて、適宜情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

外村議員 結局は、町民に対してちゃんとした説明責任を果たしてこなかったことのすべてのツケが、ここに来て一挙に出てきたというふうに私は思っておりますが、ほんとに、ちゃんとした説明というのは、中間報告した時点から町内建設という大きな方向転換したというときに、やっぱり町内合意形成をいただくためにも、この説明会すべきだったと思うんですが、今になってどう思われますか。

都市創造部長 し尿中間処理施設の建設にあたりましての建設候補地の選定にあたっては、やはり、今回、公有地ということで3カ所選定させていただいたところでございますけども、その中で一定の評価をするということは必要になってくると思います。その結果をもって、今回、事務を進めさせていただきまして、地元説明ということで実施をさせていただき、地元の一定のご理解を得て次の段階に進むということで、事務を進め

させていただいております。

全体説明ということについても、その必要性ということは個々のケース、いろいろあるかと思えますけれども、今回の候補地選定にあたりましては、まず地域の方のご理解が必要ということが大前提であるというふうに認識をしております。その点で、事務を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

外村議員 いろいろ議論をしてきた結果、いずれにしても、再度高槻市にお願いに行くというふうなことは、よもやないと私は思います。というのは、あの町内建設を決定した以降、お互いの自治体において何か状況が大きく変わっているなら、また行くチャンスもあるでしょうけれども、何も変わってないんであれば行けるはずがないと思っています。

そうなるとう動的に、町内建設するということは、すなわち、これは町内だけの問題というふうに思うんですけども、未だに高槻市にまだ可能性を見出そうとされているのでしょうか。その気持ちだけ、もう一度お聞かせください。

都市創造部長 高槻市さんとの広域連携についての取り組みにつきましては、特にし尿中間処理施設の建設にあたっては、一定の決着が見込まれておるところではございます。

ただ、今回、それにあたりまして町内建設ということで意思決定させていただいて、候補地の選定ということで事務を進めさせていただく中で、地元の説明をさせていただいたところでございますが、結果として、地元の会長と役員連名ではございますけれども、要望書ということでいただいたところでございます。

その要望の中で、高槻との広域連携について再度検討願いたいというご要望があったのは事実でございますので、その点を再度、これまでの経過等、慎重に判断をする必要がございますけれども、それと議会と連携をしながら、一定、ご要望に対しての対応が必要というふうには認識をしておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしましても、議会と早急に協議してからというふうになってますから、議会と早く議論するような場を持っていただきたい。それで、そのときには当然町としての方針なり、こう考えている、だからこうだ、というような議論になるように、議会に丸投げして決定してください、みたいな議論にならないように、ぜひ、よろしくをお願いします。

最後に⑤点目、本町にとって広域行政の必要性は、し尿処理事務だけではありません。ごみ処理事務も限界に来ています。清掃工場の維持管理と延命策問題も、大きな課題であります。現在、包括運営委託について検討委員会で議論されていますが、これとて10年後にはどうするかなど、抜本的な解決策が見出せていません。やっぱり、広域連携の手法や相手先探しが必ず必要になってきます。

この「ごみ処理事務の広域行政実現に向けて」は、どのように考えているか。町長の、

現状での見解を伺います。

都市創造部長 次に、⑤「ごみ処理事務の広域化について」でございます。

本町の広域化に向けた取り組みといたしましては、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）において、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となった時に協力をするという相互支援協定が、本町を除いた北摂市町などにおける施設長との間で締結されておりますことから、平成 25 年度に相互支援協定に加入させていただきたく、申し入れをさせていただきました。

これを受けまして、平成 26 年度におきまして、北摂地域による廃棄物の災害等相互支援協定検討部会が設立されました。検討部会の開催状況といたしましては、これまで 3 回開催し、首長等との間での締結を予定しております。協定書の内容や締結の方法と時期及び運営方法等を検討しており、平成 27 年度中の協定締結に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。

本町といたしましては、引き続き広域化に向けて努力を行うとともに、実現するまでの間は現施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転を行い、住民の皆様の生活環境の保全を図る必要があると考えております。

以上でございます。

外村議員 今の答弁は災害時のあくまで相互協定であって、我々が今非常に関心を持っている、抜本的な本町のごみ処理事務の広域連携というのとは、ちょっと違うと思いますので、その点について、高槻市との広域連携を進めるということについては、いかがなものでしょうか。再度、答弁願います。

都市創造部長 施設の安定的な運営にあたりましての、広域化に向けての努力ということでございます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたが、ごみ処理の広域化に向けましては、まずは現有施設の長寿命化を図り、さらに安定した運転をしていく必要があるというふうに考えておまして、その間に、広域化につきましても引き続き検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 高槻市との、はっきり言うて、これまでの広域行政勉強会では、ごみ処理について一切テーマにあげておられないということでしたから、今言っていることと、我々が迎えている非常事態と、ほんとに切迫感がないし、現実には、じゃ高槻市との広域行政勉強会の中で、いつからテーマにあげてやっていくつもりなんですか。お答えください。

総合政策部長 本町のごみ処理についての高槻市との勉強会との関係でございますが、これまではし尿処理につきましては勉強会で、高槻市とワーキングというふうな形で協議させていただいておりましたが、ごみ処理については具体的にはテーブルには乗っておりません。

今後、本町の清掃工場も老朽化が著しくなってくるわけですので、そういったことも含めて、具体的にいつからというふうなお話はいたしておりませんが、これにつきましても、今後、広域行政勉強会の中で取り上げていきたいというふうには思っておりますので、そういったことで高槻市さんのほうにお話は、協議はお願いしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

外村議員 ぜひ、先ほどの町長の答弁でも、府域を超えての連携はないんだということであれば、うちは高槻市しかないということですから、し尿処理以上に問題であるごみ処理の広域化について、早急に高槻市との勉強会の中で、最重要テーマとしてあげていただきたいというふうにお願いします。

最後に、実は12月の議会だったと思うんですけども、「し尿処理の中間処理施設の整備について」ということで、関議員から、8月15日号の広報に載せた記事が誤解を招くということで、2月1日付けで「し尿処理中間処理施設の整備の取り組み状況についてお詫びと訂正」ということで出されたんですけども、私自身は、この8月15日の記事のどこに誤解を招くという記事があるのか、よく見てみましたら、決して、そんなに誤解を招く——要するに「計画しています」と書いているだけで、これがあたかも決定したかのような誤解を与えるということで、それを認めて出されました。

これを出したということは、今後、広報するにおいて、議会で議決がない限りは何も広報できないという形になりますけども、常にこういう文言を加えるわけですか。今回のように「議会におきまして予算の議決をいただく必要があります」というのを、必ず、記事の最後につけるということでしょうか。今後の広報のあり方について、姿勢を私は訊きたい。お答えください。

都市創造部長 今回の平成27年2月1日号の広報におきまして、「し尿中間処理施設の整備の取り組み状況 お詫びと訂正」ということで、記事を掲載させていただきました。

ご質問の中でもありましたとおり、住民の方からも、やはり、そういう誤解を招くというか、招いたということもお声いただきましたので、一定、きっちりと掲載する必要があるのであるというふうに判断をさせていただいたところでございます。ご説明の中でも、「計画をしております」ということの中で、やはり事業を進めるにあたっては、予算等では議会の議決が必要ということをご説明もさせていただいておったところもございしますので、その点については記載をきっちりとしておくべきであったというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 いや、私が言っているのは、今後、こういうことを先行的に広報することがあると思うんですけども、常に一言、議会の予算の議決をいただく必要があるということをお話を加えなきゃならんことになりますよ、そういうことでいいんですか、というこ

とを訊いているんです。

都市創造部長 今回は、お詫びということで記事を掲載させていただきました。記事の内容によっては、いろいろと誤解を招くことがあってはならないということでございますので、その点については、今回、きっちりと記事としてお詫びを申し上げたということでございます。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしましても私が思うには、地元自治会の桜井の自治会が、自分ところに持ってくるのは困るということじゃなくて、再度、経済的なこともあって広域行政でやられたらどうかということをお願い書を出されているという趣旨を踏まえれば、この場所が、私はいったん白紙撤回にしたほうがいいんじゃないかと思えますけども、町として、この場所で、もう一度理解をいただくような努力をする、そして最後はそこに落ち着くというふうには踏んでおられるんじゃないかと思えます。

そういうことからすると、こういう誤解を招く、いったん住民ホールの跡地になったんだな、いろいろ異論はあるけど仕方がないなと思った人が、また、やっぱり白紙に戻ったんだ、こう思われるわけですね。その辺が、ほんとに腹が据わってないからフラフラして、せっかく町民の民意を惑わすことになりますから、その辺で注意をしていただきたいということでお願いしたんですけども、そのことについては、広報担当、誰か知りませんが、一言、お願いします。

総合政策部長 広報についてでございますが、これにつきましては町の情報発信というふうなことで、正確に住民の皆さん方に現状と今後の課題、そういったことについてお知らせをする最大のツールとなっております。

そういった中で、今回のし尿処理の問題につきましては、非常にデリケートな問題でもございますし、一部住民の方から誤解を招くというふうなご指摘も、私のほうにもいただいたわけでございます。そういったことで、特に慎重を期する記事と――軽重の度合いはございますが、今回の記載につきましては、やはり誤解を招いたというふうなご指摘がございましたので、より正確にお知らせをする必要があるといったことから、あいつた形での訂正の記事を掲載をさせていただきました。

今後の広報の掲載、またホームページでの発信、こういったことにつきましては十分留意をしながら、正確に、住民の皆さん方に情報の提供に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 ありがとうございます。いろいろご答弁いただきまして、ありがとうございました。

いずれにしましても、このし尿処理の中間処理施設を町内建設すると決めた以上、早くしないと、ほんとに無駄な税金がどんどん使われるということになりますので、意思

決定したなら速やかに、ただ、その中で、やはり説明責任を果たしてないということになるということを、よく肝に銘じていただいて、今後の行政運営に携わっていただきたいとお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

平井議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 46 分～午後 4 時 10 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員 (質問者席へ) それでは、一般質問の最後になります。よろしくお願いします。

「島本町のし尿処理問題について」、前に河野議員、外村議員の質問がありますので、少し重なりますが、改めて質問させていただきます。

島本町のし尿処理問題については、現施設の老朽化、処理量の減少、維持管理費の財政負担、周辺自治会からの撤去要望もあり、約 15 年にも及ぶ懸案の課題であると認識しています。この間、町内で施設建設するのか、現施設を下水道放流方式に転用するのか、他自治体への委託処理、広域化を目指すのかが、迫られていました。

遡りますと、そのような中で、議会にも知らせないで、2009 年(平成 21 年)12 月に、川口町長は高槻市長に対し、し尿処理の事務委託の依頼の申し入れをされました。このことは、島本町の存続にも関わる合併問題にまで波及することになりました。

なぜならば、平成の合併のときに設置した高槻市・島本町広域行政勉強会を再開のうえ、「合併議論も含め、広域行政のあり方など協議・検討すること」が条件であったからです。申し入れには議長も同席していることが、後にわかりました。

この件を議論する高槻市議会地方分権推進特別委員会の大半は合併議論でしたし、委員会でも当時の奥本高槻市長は、次のように言われました。「勉強会再開と言うより、町議会議員が見えて、し尿処理をどうするかという問題で来られたので、自分ところのことは自分で処理することが原則でしょう、と言った。しかし、町議会議員の皆さんが、合併してもらったほうがありがたいという意見があった」と、その発言で、島本町議会の一部の議員の動きがあったことが表面化し、住民の間で大きな問題になりました。

また、高槻市長、川口町長が、当時の橋下知事を訪問し、同勉強会への大阪府の協力を要請した際に、知事が「府としては 2018 年に府内市町村を中核市程度に再編していくこととしており、合併は不可欠。ぜひとも、島本町長には合併を考えてもらいたい」と言われた面談は、ニュースや新聞でも報道され、記憶されていると思います。

同勉強会で、約 2 年間にわたり協議をされましたが、2011 年(平成 23 年)9 月に、高槻市長から「現時点では、当該事務の受託については困難である」と断られています。広域連携の協議が進まなかったのは、合併議論を条件としたことにも要因があるのでは

ないでしょうか。再び、高槻市とのし尿処理の広域化の議論が起きていますので、前回の協議の総括は、町執行部も議会も、しっかりしておくべきだと思います。

また、し尿中間処理施設を町内で建設する方針を示された際に、私は、「候補地選定にあたっては専門家や住民代表などを交えて、し尿処理施設設置検討委員会を作り、会議を公開し、住民への説明・合意はオープンにして検討すべきである。そして施設整備にあたっては環境アセスメントも実施すること。住民の合意形成の難しい施設の建設においてこそ、透明性のある住民参加の手法が必須である。このような施設の立地を困難にしているのは、用地選定手法や情報公開等の合意形成手法が問題になっているからである」と議会質問で提案し、何度も指摘してきました。

しかし、町だけで候補地を決められ、昨年6月5日に議員全員協議会にて、「し尿中間処理施設整備に係る候補地選定調査報告書」に基づき報告があったところです。全町的な住民説明会も開かれないまま、候補地の住民ホール跡地のある地元桜井自治会へ説明をされております。そして、昨年12月1日付けで地元自治会長及び役員名で、「し尿処理の広域化について、再度高槻市にお願いされたい」という要望書が町長及び議長宛てに提出されたところです。

し尿処理問題については、そのような経過を踏まえまして、施設の整備のあり方を含めて質問いたします。

1点目です。12月会議の一般質問で岡田議員が、「し尿処理の広域連携を検討すべき、島本町の住民のために再度高槻市さんのほうに足を運ぶべき」と問われたことに対し、川口町長は「広域行政が実現することを願って、そういうふうに行動してまいりたいと思っております」と答弁されました。

し尿処理の広域連携については、2011年の9月に高槻市長から断られております。「過去は過去」という発言も聞かれますが、再度、広域化を口にするならば、合併議論を含めて議論する高槻市・島本町広域行政勉強会での協議のあり方を含め、し尿処理事務の委託がかなわなかったことについて、町としてはどのように検証し、総括しているのか、まずはお伺いしたいと思います。

総合政策部長 それでは平野議員の一般質問のうち、1点目の「し尿処理問題」に関するご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「広域化への取り組みについてのこれまでの検証について」でございます。

平成21年12月11日付けで高槻市長宛て依頼をいたしました「し尿処理の事務委託」につきまして、平成23年9月12日付けで高槻市長から回答をいただきました。

回答の趣旨といたしましては、「高槻市としては、両市町の合併が重要な将来的課題であると認識をされ、将来を見据えた様々課題のさらなる検討と、住民の皆様も含めた議論が必要であり、さらには両市町間での議論はまだ不十分であり、現時点において当

該事務を受託することについては困難であると考えます。」と、こういった内容でございました。

これを受けまして本町といたしましては、両市町の合併の問題については、長期的な将来のまちづくり構想であり、それに向けた議論を重ねることは必要であるものと考えております。しかしながら、衛生化学処理場の老朽化や近隣住民からのご要望への対応の必要性など、現在のし尿処理の問題を早急に解決をしなければならない、こういった現状を考慮いたしますと、合併の問題につきまして、短期間でその議論を重ね、一定の方向性を導くことは非常に困難であると、このように判断をいたしました。

その後、し尿中間処理施設の町内での建設を決定をいたし、建設候補地であります桜井自治会と協議を進めておりましたが、平成26年12月1日付けで、当該自治会から町議会議長並びに町長に提出されました要望書にありますとおり、高槻市との広域行政の取り組みにつきましては、今後、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進するうえで大変重要であり、その実現を願うものでございますが、課題も多くありますことから、あらゆる可能性を模索する必要があるものと考えております。

なお、本勉強会における広域行政に関する様々な調査・研究につきましては、本町といたしましては、今後とも継続する必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

平野議員 いろいろな行政事務の広域連携、それはそれぞれの自治体が連携して行うことですが、合併は、自治体と自治体が一つの大きなとか、規模の大きい自治体になることですから、こういうふうに広域連携と合併議論をリンクさせて事務を行うということは、かえって混乱させますし、町内での合意形成がない中でこういった協議をされたということについては、本当に私は深く反省していただかないといけないというふうに思っております。

引き続き、2点目にまいります。川口町長の発言は、一議員の質問に対し答弁する内容にはなじまないと考えています。『議会だより』にも掲載され、大きな波紋を与えています。住民の皆さんから、町内での施設整備はなくなったのかと問われていますし、また高槻市からは、島本町行政の意思として町内でし尿中間処理施設を造る方針を翻し、再度、し尿処理の委託を考えていると解釈されています。

そのような、町内外への影響を認識したうえで、このような発言をされたのでしょうか。

都市創造部長 次に、1点目の2についてご答弁申し上げます。

現在の計画につきましては、様々なご意見・ご要望をいただいておりますが、当該候補地にし尿中間処理施設を建設するにあたりましては、仮に、地元のご理解が得られたといたしましても、議会におきまして慎重審議のうえ予算の議決をいただく必要がありますことから、現時点におきましては計画段階であり、最終的な議会の議決を得られな

ければ、計画が頓挫することも十分考慮して進める必要がございます。

効率的かつ効果的な行財政運営の観点から、一部の自治体におきましては、広域連携による事務委託、あるいは一部事務組合による共同処理などにより運営されています。しかしながら、本町におけるこれまでの経緯等から、広域連携が実現しない場合のリスクと混乱を十分踏まえた対応が求められているものと考えております。

本町におきましても財政状況が厳しい中、また、今後さらに厳しさは増していくものと見込まれますことから、広域連携による事務委託が最も効率的な行政運営であり、本町の願いが叶う見込が多少でもあるのか否か、総合的な検討などを行い、早急な課題解決に向けまして、最大限の努力を行う必要があるものと認識をしております。

なお、12月議会で町長が答弁させていただきました内容につきましては、先ほど申し上げた認識に基づきまして申し上げたものでございます。過去の経緯とともに本町の実情や将来的な課題も踏まえまして、また、当然のことといたしまして議会と行政間での協議もさせていただき、その結果を十分に考慮したうえで行動してまいりたいという主旨でございます。

しかしながら、本町独自でし尿中間処理施設を建設することを対外的に明確に表明し、すでに計画を進めている中で、広域連携の実現に向けましては課題も多く、慎重な対応が必要であると認識をしております。

以上でございます。

平野議員 この町長の発言ですけれどね、3点目の質問に関わるかと思えますけれど、かつて2012年6月、乾副町長が就任されたときの挨拶で「広域連携は連携する相手側の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係のもと、双方の利益を生み出すものでなければ実現は困難」とおっしゃっています。

ですから、そもそも、再度高槻市とし尿処理の広域連携の協議ができ、実現できるという確固とした見通しはあつての発言だったのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。また、今、このし尿処理の広域行政の交渉が、今後のごみ処理の交渉に支障はないという判断のもとで発言されたことでしょうか。確認します。

都市創造部長 それでは、3点目の「広域連携の実現の可能性と、ごみ処理の広域化」について、ご答弁申し上げます。

本町独自でし尿中間処理施設を建設することを対外的に明確に表明し、すでに計画を進めている中で、広域連携の実現に向けましては、大変困難な課題であると認識をしております。広域連携は、こちら側の一方的な都合で実現するものではございません。相手側の自治体の同意が不可欠でございます。そのため広域連携は、連携する相手側の立場や状況などを十分理解したうえで、相互の信頼関係などが重要となります。

このようなことや過去の経緯も踏まえ、慎重かつ総合的な検討などを行いまして、重ねて申しあげますが、町議会とも協議をさせていただき、議会と行政が一丸となった対

応が必要であると認識しております。

また、ごみ処理の広域化につきましても、し尿処理と同様に、議会と行政が一丸となった対応が必要であると認識をしております。

以上でございます。

平野議員 川口町長が、「広域行政が実現することを願って、そういうふうに行動してまいりたい」とおっしゃったわけですが、そういった言葉の根拠にはね、当然、広域連携の協議ができ、何か見通しがあって、そういう発言をされたんだというふうに思いますが、その点はいかがだったのでしょうか。町長、お答えください。

また、高槻市にはこの報告書、町内建設をするということの報告書を持って報告に行かれていますと思いますが、そうであるならばね、今回の、町内のことが解決できないからお願いするという姿勢であればね、それはやはり島本町の行政能力が問われているというふうに思っております。その点、非常に安易な発言ではなかったかというふうに私は思っていますので、その点、町長にお答えいただきたいと思います。

川口町長 広域行政の必要性というのは、今まで何度もお話をさせていただいておりますし、折りに触れて、高槻市長とも広域行政の本町にとっての必要性というのは、お話をさせていただいております。

12月会議での答弁の趣旨でございますけれども、先ほども他の議員にご答弁申し上げましたけど、当該自治会からそういう要望書をいただきましたので、その要望を無視して行動するわけにはまいりませんので、その要望書の趣旨を真摯に受けとめて行動してまいりたい、そういう意味でございます。

以上でございます。

平野議員 地元自治会に対して理解は不可欠だということ、納得していただくということは、ほんとに最大の努力をしないといけないというふうに私も思っております。

しかしながらね、やはり何度も行政側がおっしゃっている、相手があることだから、広域行政は相手のあることだからと何度もおっしゃっていますが、今、そのことを交渉するということが、ほんとに将来的に、特にごみの施設については大変なんですから、そういった交渉に、やはり私は支障になるというふうに思っているんです。今、そのことをするという事は。

その点については、ちょっとはっきりしたお答えがありませんでしたけどね、先ほどから「議会と一体になって」ということばかりおっしゃっていますが、具体的に「議会と一体になって」というのはどういうことか、お答えください。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 し尿処理に関連いたしまして、今後のごみ処理の広域化について、今回のことが今後の議論の支障になるのではないかと、いったお尋ねでございますが、これにつきましては、ごみ処理について、今、高槻市さんと具体的にテーブルに乗っていると

いった状況ではございません。

し尿処理については一定の行政間での結論が出ておりますが、ごみ処理につきましては今後の課題というふうなことで、今後、どういった形で議論が進むのか、今現時点で明確にご答弁できるような状況ではございませんし、高槻市さんのご意向も十分踏まえる必要がございますので、そういったことも踏まえて、今後、適切に対応してまいりたいと、このように考えているところでございます……（「平野議員・質問者席から「議会と一体というのとは」と発言）……。

今回の要望書につきましては、町長及び議長宛ての要望書が2通出ているわけがございますので、そういったことで、議会での議論も十分にいただいて、その結果を踏まえて、行政としてどういう対応が適切なのか、そういったことも含めて今後の議論の重要なポイントになるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

平野議員 「議会と一体となって」とおっしゃいますがね。12月1日の要望が地元から出てきて、一度として、行政としては議会に対して説明や報告などもされたことはないですよ。それなのに、何か「一体となって」と言われても、私たちはどういうふうに対応していいか、なかなか理解できません。

それから、やはり住民の皆さんのご意見というのが大事だというふうに、私も思っております。特に、4点目に関わりますが、本年度策定しています「生活排水処理基本計画」、これは当然島本町のし尿処理問題に大きく関わる計画です。

ここにはね、「現在、新たなし尿中間処理施設を本町内に建設する計画を進めています」と、将来計画の中に書かれているということです。そういった案が公表され、パブリックコメントされています。当然、こういったものに対しては、住民の意見があれば、一定、それは反映させたり尊重したりすることもあり得ることですから、このパブリックコメントですけどね、まだ実施中ですけど、どのくらい、「高槻市との広域化を目指す」という意見がありますか。お尋ねします。

都市創造部長 次に、4点目の「パブリックコメントの意見内容」でございます。

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により市町村が定めなければならないものでございます。平成22年3月に策定いたしました本計画は5年ごとに見直しし、改定を行っており、平成26年度は見直しの年度にあたります。

本年2月1日から3月2日までパブリックコメントを実施しており、2月26日現在では、ご意見はいただいております。

以上でございます。

平野議員 いわゆる客観的な住民意向の把握としては、パブリックコメントというのがありますので、そういう中では、高槻市との広域化というような意見はなかったというこ

とですね、一応、確認をしました……（「それは違う」と呼ぶ者あり）……。

5点目ですが、「し尿中間処理施設の町内整備の方針」というのは町的意思決定でありますので、変えずに、改めて住民説明会を開き、町内建設の必要性を、私は全住民の説明、報告すべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

現在は、報告書結果に基づき、住民ホール跡地が候補地となっておりますので、地元への説明に努力し、ご理解を得る必要があります。しかし、ご同意いただけないならば、再度、候補地の検討をし直すことも視野に入れるべきです。その際は、専門家や住民代表なども交えてし尿処理施設設置検討委員会を作り、会議を公開し、全町的な問題として取り組む必要がありますが、見解を問います。

都市創造部長 まず、5点目のご答弁の前に、4点目の関連したご質問で、「パブリックコメントの実施状況」ということで、2月26日現在で、まだ意見は1件もいただいてないということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に5点目の「住民説明会及び候補地の再検討について」でございます。

候補地の選定につきましては、複数の候補地を総合的に評価した結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」が最も評価が高いことから、当該地において施設の建設を進めることが望ましいと考えております。また、住民の皆様への説明につきましては、町広報やホームページを通じて適宜情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

平野議員 この2月定例会に、定例監査結果報告書というのが出ています。平成26年10月ということ、提出は本年、平成27年1月20日です。島本町監査委員・岸川利行さん、島本町監査委員・伊集院春美さんがまとめられた報告です。その中に都市創造部環境課という項目があって、その中に記述がありますが、「し尿中間処理施設の建設に向け、地元自治会等に説明を行っているが、今後も建設に関する質問や疑問には丁寧に対応し、できるだけ地元の方の不安などを取り除き、ご理解いただいた上で建設を進められるよう対応されたい」という意見があります。

こういった監査委員の意見を、町行政としてはどのように受けとめていますか。

都市創造部長 今回の定例監査結果報告書の件でございますけども、その中で監査委員から、今、平野議員がご指摘のあった内容で意見が出されてございます。

担当といたしましては、今後も、地域の住民の方々のご理解を得るために一定の説明をさせていただくことが必要だと思っておりますし、疑問に対しても丁寧に対応させていただく必要があるということは考えております。

現在は、候補地選定にあたって、一定、ご説明をさせていただいておりますが、今後、具体的に施設の建設にあたって、また実施設計等進める中で、やはり地域の方々のご意見等も踏まえた中で事務を進める必要があるというふうに認識しておりますので、今後も引き続きご意見等、伺いながら、適切に事務を進めてまいりたいというふうに考え

ておるところでございます。

以上でございます。

平野議員 前の議員の答弁にね、町長が、もちろん地元自治会には理解していただかなくちゃいけない、納得していただくためにも行動が必要だということをおっしゃっております。そのことについては、議会としても種々議論をしているところですけども、町としては、町内整備の方針を変えたわけではないというふうに私は認識しております。

それならば、やはり引き続き、誠実に周辺住民と話し合うということが何より大事だというふうに思っておりますし、高槻市とのし尿処理の委託の行動につきましてはね、かなり熟慮を要するものだと思います。あらゆることを考えて、安易に行うべきではないということをお願いして、次の質問にまいります。

Ⅱ点目です。「プライバシー侵害はないのか、共通番号制（マイナンバー制）」

2015年10月、住民登録のあるものすべてにマイナンバーが通知されます。2016年1月からは、様々な行政手続や就職などの際にマイナンバーを記載したカードを提示して、番号を記入することが義務になります。2017年8月からは、行政機関等で税や社会保障（医療の給付情報、介護、障害、生活保護、母子、雇用、年金）などの個人情報の共有利用が始まります。その後、民間にも利用を広げ、預金情報などにも情報を共有することが予定されています。

マイナンバーは、今、様々な個人の番号を繋げる共通番号で、「国民総背番号」と言われてきたものです。この番号制度に対して、政府自らも「民主主義の危機を招くおそれがある」と認識し、国家による個人情報の一元管理や個人情報の漏洩、差別的利用、不正利用や改ざんによる財産の被害などが生じることを認めています。さらに、住民登録を失った人が行政サービスから排除されないか、世帯単位で通知される番号通知カードがDV加害者の手に渡らないかなど、様々な不安も指摘されています。

この番号制度は、税と社会保障の給付と負担の公平や、「真に手を差し伸べるべき者」へのサービス提供のために必要、と説明されてきました。しかし、番号制度による所得の把握に限界があることは、政府も認めています。福祉や医療の利用の抑制に使われるおそれもあります。警察等の治安管理や、「特定秘密保護法」でも利用されようとしています。番号制度の構築にかかる経費は不明確なままで、自治体の負担も大きくなる可能性があります。

そのような問題を抱えた共通番号制（マイナンバー制）において、自治体が行うべきことや懸念事項について、質問いたします。一括して質問します。

1点目．島本町におけるマイナンバーの利用事務は何ですか。独自利用の予定はあるのですか。

2点目．マイナンバー制導入のために、島本町の経費は幾らかかるのですか。

3点目．制度導入に伴う個人情報保護を目的とする特定個人情報保護評価及び「個人

情報保護条例」改正については、住民への説明や周知・公表等を行うことが重要ですが、どのように取り組んでいる状況ですか。

4点目．利用事務として、「番号法」第19条第12号で刑事事件捜査が、そして政令で「破防法」など治安立法での利用が認められ、今後、「特定秘密保護法」の適正評価での利用も検討されています。知らない間に、警察や公安機関が特定個人情報を利用、行政機関が提供した場合の保護の規定はありますか。

5点目．番号通知・通知カードについて、本人に確実に届く方法を取るのですか。特に、住民登録を動かさずにDVから逃げている被害者のカードが加害者の手に渡らない方法を、どう講じますか。また、DVやストーカーで住民票情報の閲覧を制限していても、住基ネットから特定個人情報利用機関に最新の住民情報を提供した場合、そこから加害者側に伝わる可能性がないか、それをどう防止するのですか。

6点目．複雑な情報連携システムの中で、個人情報の突合のミスや、コンピュータシステムの不具合によって、誤った個人情報の結合や情報連携がされる可能性はありますか。

7点目．民間利用が拡大すると、個人番号やカードの「成りすまし」詐欺被害が拡がり、法律で防ぐことは困難ではありませんか。

8点目．マイ・ポータルについて、アクセスできない人の不利益や情報過疎への対応をどうしますか。また、他人が成りすましたり、代理で不正な情報閲覧や手続きを行ったりする危険をどう防止するのか。

お答えをお願いいたします。

総合政策部長 それでは、平野議員の一般質問の「マイナンバー制度」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「島本町におけるマイナンバーの利用事務について」でございます。

マイナンバー制度につきましては、現在、住民基本台帳システムなど、関係するシステムの改修や関係例規の整備など、本制度の導入のための準備に取り組んでいるところでございます。

マイナンバー制度につきましては、社会保障・税・災害対策の各分野の事務に利用することができ、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」に具体的に掲げられております。本町につきましても、「番号法」に掲げられた事務について利用するものでございます。また、福祉や保健、医療をはじめ地方税または防災に関する事務などで、地方公共団体の長その他の執行機関が条例で定めるものにつきましても、マイナンバーを利用することが可能となります。

なお、国におきましては、市町村で単独で実施をしている医療費助成の支給に関する事務などを想定されておりますが、現時点におきましては、本町独自で利用する予定の具体的な事務は、決定はいたしておりません。

次に、2点目の「マイナンバー制度の導入経費について」でございます。

平成26年度の歳出につきましては、関係システムの改修や整備、システムへの影響度調査、また例規整備支援業務を行い、2,992万5千円を見込んでおります。また歳入につきましては、システムの整備補助金として1,450万9千円を見込んでおり、一般財源としては1,541万6千円となっております。

また平成27年度の歳出につきましては、引き続き関係システムの改修や整備、例規整備支援業務、番号通知カード及び個人番号カードの関連事務委託について、1億745万5千円を予算計上いたしております。また歳入につきましては、システム整備補助金及び通知カード・個人番号カードの発行にかかる委託の補助金といたしまして4,687万2千円を予算計上いたしており、一般財源といたしましては6,058万3千円となっております。

今後につきましては、人事給与システムの改修、国のシステムとの情報連携テストにかかる費用などが新たに発生する見込みとなっております。

なお、制度導入にかかる補助金につきましては、国の制度でありますことから、町財政への負担を可能な限り軽減できますよう、引き続き、町村長会などを通じて国に要望をしまいたいと考えております。

次に、3点目の「特定個人情報保護評価及び個人情報保護条例の改正について」でございます。

「番号法」では、制度面における保護措置として、特定個人情報を取り扱う実施機関に対しまして、特定個人情報保護評価の実施を義務付けられております。これは、個人の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、軽減させるための適切な措置を講ずることを宣言するものでございます。

なお、特定個人情報を保有するまでに評価を実施する必要がありますことから、先日開催をいたしました個人情報保護に関する職員研修におきまして、その旨を周知したところでございます。今後は、担当課との連携を密にしながら、適切に評価事務が行われますよう努めるとともに、評価した事案につきましては、ホームページ等で広く住民の皆様公表をしまいたいと考えております。

また、「番号法」施行に伴う本町の個人情報保護制度の見直しにつきましては、「番号法」における規定と本町の条例等の規定との間に整合性が取れているかどうか、こういったことを確認したうえで、実施をしまいたいと考えております。現在の状況といたしましては、島本町個人情報保護運営審議会へ条例の改正案を諮問をいたし、その内容を検討していただいているところでございます。

今後につきましては、審議会におきまして、本条例改正に関する答申をいただいた後、パブリックコメントを行い、広く住民の皆様からご意見をいただいたうえで、議会へご

提案をさせていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、4点目の「特定個人情報の利用事務について」でございます。

「番号法」第19条では、不正に利用されることなどを防止するために、同条各号におきまして例外とした14のケースを除きまして、特定個人情報の提供を禁止されております。このうち、議員ご指摘の「番号法」第19条第12号においては、衆参各議院における審査や調査、訴訟等の手続き、刑事事件の捜査、会計検査院の検査、省令で定める公益上必要な場合などを提供制限の例外としており、調査等の対象となります資料の中で特定個人情報が含まれる場合などを想定して、そのような場合におきましても調査等を制限することなく行うために、設けられているものでございます。

この規定によりまして提供が行われた情報につきましても、提供先におきまして「番号法」が適用され、提供が制限されるほか、個々の調査等の目的を逸脱した利用は禁止をされているなどの保護措置が設けられております。また、提供を受けた機関等において、他の個人情報と同様に個別の保護措置などが講じられているところでございます。

5点目につきましては、後ほど、健康福祉部長のほうからご答弁を申し上げます。

続きまして、6点目の「誤った個人情報が情報連携される可能性について」でございます。

マイナンバーにつきましては、本年10月に住民の皆様へ通知することが予定されており、通知までに各システムで個々に管理されている宛名情報の紐付けを行う必要がございます。現在、本町の基幹システムにかかるシステム影響度調査の結果をもとに、整理及び紐付け作業を進めており、適正に情報連携ができますよう引き続き作業を進めまして、国のシステムとの情報連携につきましても、十分なテストを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「民間利用の拡大による成りすまし詐欺のおそれについて」でございます。

「番号法」では、成りすまし被害を防止することを目的として、マイナンバーの提供を本人から受け、本人確認を行う場合には、顔写真付きの個人番号カードの提示が求められております。また、顔写真のない通知カードを本人確認の手段として用いる場合には、通知カードとあわせまして、運転免許証やパスポートなどの写真付きの身分証明書などの書類提示を必要とされております。また、犯罪等の不正な取得を行った場合についても、「番号法」の罰則規定が設けられております。

なお、国では、今後、民間利用の拡大の方針が示されておりますことから、本町におきましても、住民の皆様に対して、犯罪やトラブル等にあわないよう、個人番号カードの取り扱いに関する情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、8点目の「マイ・ポータルについて」でございます。

マイ・ポータルとは、行政機関がマイナンバーの付いた本人の情報を、いつ、どこの

機関とやり取りしたのかを確認できるシステムでございまして、特定個人情報や医療・健康・介護等にかかる自己情報をはじめ、国等の行政機関からのお知らせなどの必要な情報を、自宅のパソコン等から確認できるようになるものでございます。

なお、インターネットの画面設計等につきましては、高齢者や障害者の方々にも使いやすいうように一定の配慮がなされる予定であり、また、自宅にパソコンをお持ちでない方々にもご利用いただけますよう、公的機関への端末の設置を予定をされております。またマイポータルを利用できなくても、自分の情報を確認できる方法として、別途、情報保有機関に書面による開示請求をする方法についても、検討されているところでございます。

さらに、成りすましにより特定個人情報を搾取されることのないように、個人番号カードのICチップに搭載をされます公的個人認証を用いたログイン方法を採用するなど、利用の際には、情報セキュリティ及びプライバシーの保護に配慮した厳格な本人認証が必要となる予定となっております。

今後、マイ・ポータルの取り扱いに関する情報提供につきましても、住民の皆様に対して、積極的に行ってまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、5点目の「番号通知及び通知カードの本人への通知方法について」でございます。

番号通知につきましては、本年10月以降に、本町の住民基本台帳に登録されている全住民に対し世帯毎に通知いたしますが、現時点におきまして、国から通知方法についての詳細は示されておられません。

番号通知を受領された住民の皆様のうち個人番号カードの交付を希望される方は、番号通知に同封しております交付通知書を返送いただくと、個人番号カードを作成し、平成28年1月以降に本人が役場に来庁していただき、本人の身分を確認したうえで交付いたします。

次に、「住民登録を動かさずにDVにより避難されている被害者のカードが加害者の手に渡らない方法をどう講じるか」とのお尋ねでございます。

通知カードにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、住民基本台帳に登録されている方に対し送付することとなっておりますが、DV被害者の方々に対する詳細な要領につきましては、現時点におきまして、国から内容が示されておられません。今後、具体的な内容がわかりましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「住基ネットから特定個人情報利用機関に最新の住民情報を提供した場合、そこから加害者側に伝わる可能性がないか、どう防止するか」とのお尋ねでございます。

システムにおける個人情報の保護措置につきましては、個人情報を一元管理せずに分散管理すること、住基ネットワークシステムを利用した情報提供に際して個人番号とは

別の符号を使用すること、アクセス制御によりアクセスできる者を制限・管理すること、通信の暗号化などの十分な措置を講ずることにより、対応することとなっております。

本町におきましても、個人情報の漏えいや不正利用のないよう、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 たくさんのお答え、いただきました。

国の制度でありながら、地方自治体の非常な財政負担になるということについては、今、お示しされました経費と、それから、いわゆる国からの財源について、わかりました。2014年、2015年、合わせて1億5千万ほどの経費がかかる。しかし、財源としてはその半分ぐらいしか充てられないということですね、半分もないということですね。ですから、町負担が大きいということだと思います。

その町負担が大きい割には、いわゆるメリットとなるものが私は少ないのではないかとこのように思いますし、それ以上にプライバシーの侵害というか、その辺の懸念については、まだまだ、今、ご答弁をいただいた限りでは払拭できていないという状況です。

一番大事なことは、この共通番号制度を導入するにあたって、やはり個人情報保護を万全にするということだと思うんですね。島本町としては、一つは特定個人情報保護評価というのをやる。それからもう一つは、「個人情報保護条例」を改正をするということだと思うんですけど、特定個人情報保護評価というのは、国の指針によれば、プログラムを開発する前に実施するというふうになっているんですけど、それはちゃんと行われていますか、遅れているのではありませんか。

それから、条例の改正ですけど、昨日、個人情報保護審議会が開かれて、初めて、この条例改正に取りかかりをされました。これについても、十分な審議ができる期間がないと思います。9月議会に提案されるということですけど、はたして十分な審議がほんとはできるのかなという心配があります。その点は、どうでしょうか。それから、委員さんにはシステムの専門家はおられるのかどうか、お尋ねいたします。

総合政策部長 まず、今回の国の制度改正に伴います、番号制度に伴う自治体の財政負担でございますが、これはご指摘いただきましたとおり、かなりの自治体の負担というふうなことになっておりますので、この点につきましては、今後とも町村長会等を通じて、今後の補助金の増額等については要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、番号制度と本町の個人情報保護制度との関わりでございますが、これにつきましても、特にプライバシーの問題、秘密漏洩の問題、こういったことが非常に重要になってまいりますので、こういったことについては十分精査を行いまして、昨日、個人情報保護運営審議会のほうへ諮問をさせていただきましたが、そういった場面で十分審議をしていただいて、慎重に、この事務を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

また、審議会委員の皆様方におかれましても、昨日、いろんな問題提起等がございました。そういったことも含めて、それぞれの委員の皆様方も、この制度について十分関心を持っていただいておりますので、そういったことも含めて、今後、この審議会ですら審議をしていただいで、いろんな問題点等もご指摘をいただきたいというふうを考えておりますし、それについて、実際の運用にあたっては慎重を期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます……（平野議員・質問者席から「特定個人情報保護評価の、プログラム開発前に実施することになってるけど、遅れてますよ」と発言）……。

実際の事務について、プログラムの検証等も含めて、国のほうの通知等も若干遅れているのではないかなというふうには考えておりますし、事務处理的に、本年の10月には、この個人番号を通知をするというふうな、そういった事務が発生するわけでございますので、少し事務的には遅れているような感がございますが、これにつきましても、国のほうの今後の通知等に基づきまして、迅速に、スピーディーに事務処理が行えるように努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

平井議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

時間ございませんので、よろしくお願ひします。

平野議員 10月1日には番号が通知される。それ以前に、当然、いろいろな事務、付番をするという事務もしていかななくちゃいけないと思います。そのためのプログラムなんかも、今、いろいろ改修作業に着手されていると思いますが、こういった開発前に、この評価をするということになってますので、そういったことができないままにスタートされては困りますので、しっかりと徹底して、個人情報保護の取り組みをしていただきますよう要望して、質問を終わります。

平井議長 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、3月2日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は3月2日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時59分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

村上議員 「まちづくり事業推進プロジェクトチーム」の組織と職務

関議員 これまでに一般質問で取上げた諸課題のその後について

河野議員 1. 住民（文化）ホール・町立プール廃止後の弊害を問う

2. 第四保育所建て替え一超過密化解消を問う

3. し尿中間処理施設 町内建設について問う

佐藤議員 1. 高齢者の交通権について

2. JR島本駅の西側を出て桜井方面に至る里道の拡幅について

戸田議員 1. 子ども・子育て事業の充実をめざして 子どもの権利の視点から

2. 中学校給食に完全米飯導入を～和食を中心とした献立の意義～

(その2)

3. JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う (その3)

田中議員 ふるさと納税について

外村議員 し尿中間処理施設の町内建設事案と今後の広域行政への取り組み姿勢について問う

平野議員 1. 島本町のし尿処理問題について

2. プライバシー侵害はないのか、共通番号制（マイナンバー制）

平成 2 7 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

平 成 2 7 年 3 月 2 日 (月)

島本町議会 2 月定例会議 会議録（第 2 号）

年 月 日 平成 2 7 年 3 月 2 日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番 平 井 均	2 番 関 重 勝	3 番 外 村 敏 一
4 番 田 中 修	5 番 村 上 毅	6 番 清 水 貞 治
7 番 岡 田 初 恵	8 番 川 嶋 玲 子	9 番 戸 田 靖 子
10 番 平 野 かおる	11 番 伊 集 院 春 美	12 番 野 村 行 良
13 番 河 野 恵 子	14 番 佐 藤 和 子	

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川 口 裕	副 町 長 乾 知 範	教 育 長 岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長 島 田 政 弘	総 務 部 長 柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長 由 岐 英
健 康 福 祉 部 長 近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長 水 木 正 也	上 下 水 道 部 長 今 中 良 昌
消 防 長 木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長 北 河 浩 紀	会 計 管 理 者 妹 藤 博 美
総 合 政 策 部 次 長 岡 本 泰 三	総 務 部 次 長 名 越 誠 治	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長 杉 木 利 徳
都 市 創 造 部 都 市 計 画 課 長 西 谷 輝 男	都 市 創 造 部 環 境 課 長 安 藤 謙 吾	教 育 こ ど も 部 教 育 総 務 課 長 多 田 昌 人
行 政 委 員 会 事 務 局 課 長 伊 藤 康 浩		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議 会 総 務 課	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第2号

平成27年3月2日(月)午前10時開議

- 日程第1 第1号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 第2号議案 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第3 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正について
- 日程第4 第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 日程第5 第5号議案 島本町税条例の一部改正について
- 日程第6 第6号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 第7号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第10号)
- 第8号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 第9号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第10号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第9 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
- 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算

- 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
予算
- 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算
- 日程第10 第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第1号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

(第1号議案 朗読)

提案理由といたしましては、任期満了に伴い、再任いたすものでございます。

次に、1の2ページに議案資料として、略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和40年3月に同志社大学法学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和51年4月から昭和54年9月までの間、池田法律事務所
所に勤務をされた後、同年9月に小村法律事務所を開設されておられます。

また、平成9年3月から固定資産評価審査委員会委員をお願いをし、現在に至っております。

なお、小村氏におかれましては、固定資産評価審査委員会委員以外に、本町の審議会
等の委員には就任されておられません。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いた
だき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第2、第2号議案 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇） それでは、第2号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第2号議案 朗読）

提案理由といたしましては、道路の廃止及び新設に伴い、路線の廃止及び認定を行うものでございます。

路線の廃止につきましては、当該路線に関わる道路の機能が失われて、当該道路を一般交通用に供する必要がなくなった場合に行う手続きでございます。一方、路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るための手続きでございます。

なお、廃止する旧路線と認定する新路線で、起点もしくは終点、またはそのいずれもが変更する場合等は、路線の変更の手続きによることができず、旧路線の廃止と新路線の認定の手続きを別々に行う必要がございます。

それでは議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書2の5ページに、今回、廃止する路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、議案書2の10ページの次の議案参考資料1ページ路線廃止図にその位置を、また議案書の2の9ページに、今回、新規認定する路線の路線番号・路線名・起終点地番及び重要な経過地を、議案参考資料2ページ路線認定図にその位置図を記載しておりますとおり、今回、廃止する路線は1路線、新規認定する路線は6路線となっております。各路線の概要につきまして、議案参考資料3ページ以降に添付させていただいております詳細図に基づき、順次、ご説明させていただきます。

まず、議案参考資料3ページをご覧ください。路線番号4061・路線名広瀬61号線についてでございます。

本道路につきましては、広瀬四丁目町内での小規模開発行為（1戸建て住宅20戸）により新設道路が整備され、新路線の終点に変更が生じたため、いったん旧路線の廃止手続きを行うものでございます。

次に、議案参考資料4ページをご覧ください。路線番号2063・路線名山崎35号線についてでございます。

本道路につきましては、当初、平成17年において施設整備後、町へ移管する予定でしたが、道路表面の補修が一部未了であったため、町への道路施設の移管を見送っていたものでございます。このたび道路補修が完了し、町が道路施設の移管を受けたことから、新たに認定するものでございます。路線の延長は237.20メートルで、幅員が最

大 10.2 メーター、最少 6.4 メーター確保されており、住民の安全性に寄与する道路であります。

次に、議案参考資料 5 ページをご覧ください。路線番号 2064・路線名山崎 36 号線についてでございます。

小規模開発行為（戸建て住宅 9 戸）により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。路線延長は 35m で、幅員が最大・最少とも 5 m 確保されており、また「大阪府道路位置指定基準」により転回広場が設けられており、地域住民の安全性に寄与する道路であります。

次に、議案参考資料 6 ページをご覧ください。路線番号 4061・路線名広瀬 61 号線についてでございます。

小規模開発行為（戸建て住宅 20 戸）により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。

また、先ほどご説明いたしました廃止する旧路線では行き止まり道路となっておりますが、今回の新路線では起終点とも公道に接し、行き止まり道路も解消されております。路線延長は 42.42m で、幅員も最大 4.8m、最少 4.78m 確保されていることから、緊急時の避難など、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路に改良されております。

次に、議案参考資料 7 ページをご覧ください。路線番号 4100・路線名広瀬 88 号線及び路線番号 4101・路線名広瀬 89 号線についてでございます。

先ほどと同じ開発行為により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。路線延長は、広瀬 88 号線が 94m で、広瀬 89 号線が 26m です。幅員が最大・最少とも 4.7m 確保されており、住民の安全性に寄与する道路となっております。

次に、議案参考資料 8 ページをご覧ください。路線番号 4102・路線名広瀬 90 号線あります。

小規模開発行為（戸建て住宅 11 戸）により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものでございます。路線延長は 49.5m で、幅員が最大・最少とも 6 m 確保されており、また「大阪府道路位置指定基準」により転回広場が設けられており、住民の安全性に寄与する道路であります。

なお、廃止及び認定予定日は、平成 27 年 3 月 31 日でございます。

以上、簡単ではございますが、第 2 号議案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 特に賛否に関わる、認定に関わることではないのですが、先ほどご説明にありました認定の詳細図 4 ページの山崎 35 号線、2063 番ですが、ご説明の中にあつた平成

で言えば17年移管予定だったのが、補修未了だったために見送っておられて今回の認定になったということですが、補修未了というところはどこの辺りだったのか、参考までにお答えいただければと思います。

都市創造部長 申しわけございません、ちょっと詳細な場所については、後ほどご答弁させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 暫時休憩いたします。

(午前10時12分～午前10時13分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市創造部長 申しわけございませんでした。

今回、舗装の補修が未了となっていたということですが、全体的に道路舗装面がいたんでおるということで、再度、補修をお願いしたものでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは引き続きまして、第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

(第3号議案 朗読)

提案理由といたしまして、「行政手続法」の改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、「行政手続法の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることにあわせまして行うものでございます。

この改正は、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる処分等の求めの手続きや、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続きを新設することなどにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利・利益の保護に資することを目的として制定されたものでございます。

「行政手続法」につきましては、法第 3 条第 3 項の規定により、地方公共団体の機関がする処分で、その根拠となる規定が条例または規則に置かれているもの及び行政指導については、適用除外となっております。また、法 46 条において「地方公共団体は、法の規定を適用しないとされた処分等に関する手続きについて、法の規定に則り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされております。これらのことを踏まえまして、このたび、本町の「行政手続条例」におきましても、法と同様の趣旨で改正を行うものでございます。

それでは改正の内容につきましては、議案参考資料の「島本町行政手続条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1 ページの目次でございます。

このたびの改正で、第 4 章の最後に 1 条を加え、また新たに第 4 章の 2 を加えますことから、表記を改めるものでございます。

次に、第 3 条関係でございます。適用除外とする本条例の規定の範囲について、このたび新設する「第 4 章の 2 処分等の求め」をその範囲に加えるため、規定の整理を行うものでございます。また、第 3 条において使用する文言の表記について、あわせて整備を行うものでございます。

次に、1 ページから 2 ページにかけての第 33 条第 2 項関係、「行政指導の方式」に関する規定の追加でございます。

本項は、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する町の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、「行政指導に携わる者は、その相手方に対し当該権限の根拠となる法令の条項や、当該権限の行使が当該条項に規定している要件に適合する理由等を示さなければならない」とし、不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利・利益の保護を図ることを目的とするものでございます。

なお、本項の追加につきましては、現行の第 33 条第 3 項を第 4 項に、第 2 項につつま

しては規定の整理を行ったうえで、これを第3項にするものでございます。

次に、2ページの第34条の2関係、「行政指導の中止等の求め」に関する規定の新設でございます。

「行政指導の中止等の求め」は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律または条例に規定されているものにつきましては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生じるおそれがあることに鑑み、相手方からの申し出を手がかりとして、「当該行政指導をした町の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律または条例の規定に違反する場合は、その中止その他必要な措置を講ずることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利・利益の保護を図る」ことを目的とするものでございます。

本条につきましては、第1項で、その手続きの内容について規定しております。また、第2項で、申出書の提出及びその記載事項について定めております。第3項では、申し出があったときの町の機関の措置について規定しております。

次に、3ページの第34条の3関係、「処分等の求め」に関する規定の新設でございます。

処分等の求めは、処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申し出を手がかりとして必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、「その是正のための処分または行政指導を行うことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利・利益の保護に資することを目的とする」ものでございます。

本条につきましては、第1項でその手続き内容について、第2項で申出書の提出及びその記載事項について、第3項で申し出があったときの処分庁または町の機関の措置について、規定しております。

次に、改正案本文の3の5ページでございます。附則関係でございます。

まず、附則第1項 施行期日でございますが、施行期日は改正法の施行期日と同じ平成27年4月1日でございます。

最後に、3の6ページの附則第2項 島本町税条例の一部改正でございます。このたびの改正により、現行の「行政手続条例」第33条第2項及び第3項が繰り下がることから、当該条項を引用している税条例の規程を整理するものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町行政手続条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員 それでは、第3号議案 行政手続条例の一部改正について、質問をいたします。

「行政手続法」の一部を改正する法律そのものにつきましては、国会のほうでは全会一致ということでしたので、大きく、その法の内容について異論があるわけではありませんが、具体的に島本町が条例等に根拠を持って、このような行政指導の方式、それから処分等の求め、行政指導の中止等の求めの三つの新たな手続きに関わることを運用する場合に、運用にあたっては、いろいろと考えていただかないといけない点があるかと思しますので、質問いたします。

まず最初に、現行における行政指導をする際の、根拠となる法令などの明示をすることとはしておられるかどうか、ということですね。実際、行政指導をするときには、どういう根拠法令に基づいてしていますよということを、必ずそのことをおっしゃっているのか、それとも言わない場合もあるのかということですね。

2点目に、「行政指導」というものの定義ですね。よく開発にあたっては、行政指導というのが、例えば住民の求めることがあって、町に行政指導して欲しいといったときに、開発事業者の場合、行政指導だから別に従わなくてもいい、というような姿勢というものを持たれる場合もあるんですけど、行政指導ということの定義については、単なるお願いなのか、根拠法があるのかということか、両方あるかと思うんですけど、その定義についてが、変わるというわけではないのかどうかを確認します。

それから、「行政指導の中止等の求め」の対象となる行政指導についてはね、法律、それから島本町の条例に置かれているものだと思いますけど、大阪府の条例というのに関わるということですね。確認のため、お尋ねします。

次に、「処分等の求め」ですけど、これにつきましては、第34条の3に「何人も」と書かれています。ということは第三者であっても、行政庁に対して、この是正を求めることができるということですね。通常の処分というのは、処分を受けた側、被処分者と行政庁との関係ですけど、これは「何人」も申し出ができるということですから、処分を受けた者でない者でも申し出ができるということになりますので、かなり範囲が、対象というか、当事者が拡がるということになりますけれども、そのことによって、たくさん、たぶん事例が発生するのではないかなというふうにも思いますし、行政のほうでも、いろいろな法律なども熟知していただかないといけないということになりますけど、その辺の行政としての、この新たな手続条例を運用されるにあたって、どういうふうに庁内では、しっかりと研修したり、いろんなことを熟知するというのを徹底したりすることをされる予定でしょうか。

よろしくをお願いします。

総務部長 まず、1点目の、現行の行政指導において法令等を示しているかということですが、基本的には行政指導を行うときに、いわゆる勧告とか、そういう場合、文書を出すときは、そういうものを一般的には明記をするという形になります。ただし、口頭による場合という部分では、その運用によって、いろんな場合がありますので、そ

の辺はちょっと、確認はしておりません。

ただ、相手方が当然、求めがありますし、それからあと口頭で行政指導する折りにあっても、一定、そういうものを言う必要があるかなというふうに思います。

それから、行政指導の定義が変わらないのか、ということですが、基本的には変わりません。行政指導は、町の機関がその任務または所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実施するため、特定の者に一定の行為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものということとなっております、その変化はございません。

それから、3点目の大阪府の条例も影響するのか、という部分ではありますが、そういう行政指導をする権限がうちにあれば、これも影響しますけども、うちになければ、大阪府の指導そのものが、そちらのほうで対応するという形になります。

それから、4点目の「何人も」ということですが、結論的には「何人も」というのは不特定な方でございますが、まず、法令に違反する事実は何人にも影響を与えるものでありますので、是正されることは当然であります。この条項の規定による手続きは、「行政庁または行政機関が、その是正のためされるべき処分又は行政指導を適切に行う手がかり」として、行政庁または行政機関の職権発動を促す制度でございますが、申出人個人の権利や利益の保護を図るものではないことから、主体を限定せず、「何人も」というふうな規定となっております。

それから、職員への周知でございますが、施行にあたりまして準備として、やはり行政指導の内容、その根拠の規定の整理を一定行う必要があるだろうと思っております。

それから、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度への対応、それからあと申出書その他書面の整備という部分で、特に法のほうで書式というのは定めておりませんので、そういった一般的な書式というのを定める必要があるかなというふうには考えております。その辺の部分で、ある程度まとめまして、職員のほうに一定、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 答弁いただきましたけれども、大阪府の条例に根拠がある場合にね、大阪府に権限があるような行政指導だったら、もちろん大阪府のほうでするでしょうけど、例えば大阪府の条例に反しているということが、もう明らかな場合は、当然、それは島本町としても、これは大阪府の条例に反していますよということについては、反する行為をしている場合とかには、指導ということなのかどうか分かりませんが、口頭での助言なのか分かりませんが、そういったことはできるのではありませんか。これは今回の手続条例とは別かも知れませんが、ちょっと、今のご答弁で少し気になりましたので、お訊きいたします。

それから、この行政指導の中止等を求めたり、処分等の求めに対して、行政に対して

求めるわけですが、それに対して行政側が応じなかった場合、こういった場合は、その申出人というのは何か不服申立などができる仕組みになっているのかどうか。その辺、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点ですけれど、そうなりますとね、行政指導をする場合、いろいろ島本町には要綱がありますよね、いろいろな要綱が。特に開発指導要綱、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づいて、いろいろな行政指導をされていることがありますし、島本町におきましても、いろいろな住民紛争も起こったときに、この「指導要綱」に基づいて、事業者に対して行政指導されたことがあるかと思えますけど、その際、やはり要綱なので、なかなか事業者のほうでその指導を受けてもらえなかったりとかする場合もあったと思うんですね。なかなか、その住民紛争が解決しないということもあったと思うんですけれど、そういう意味においては、やはり要綱を条例化していくという必要性があるのでは、特に、この「開発指導要綱」に関しての条例化をしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

総務部長 まず、1点目の大阪府の条例で、そういう条例違反があるのではないかという場合の行政指導でございますが、行政指導は、その根拠が国の法律、それから根拠が条例の場合は、本町の「行政手続条例」の中で運営する形になりますので、それが先ほどおっしゃった大阪府の条例に違反するのではないかという場合でも、本条例の適用を受けるというふうな形になります。

それから、中止の求めに対して行政が従わなかった場合という部分でございますが、まず、中止の求め、34条の3でございますが、「何人も」ということで始まっておりますが、「処分又は行政指導」ということでございまして、まず、「処分」については島本町の条例、規則に対する処分でございますが、その処分を行わないということであれば、一定、行政不服審査の対象になるのではないかというふうに考えております。それからあと「行政指導」のほうですが、これは処分ではございませんので、行政不服審査制度の対象にならないというふうに考えております。

それからあと、「開発指導要綱」の部分での条例化というのは、必ずしも条例化の必要がないというふうに考えております。「指導要綱」に定められている事項は、すべて条例に規定することは事実上不可能であり、「行政手続法」「行政手続条例」に、自治体はその政策を実施するうえに必要な行政指導を行うことが根拠にございます。ですから、「行政手続法」「行政手続条例」の趣旨に従い、基準の公開など、行政手続の公正の確保や透明性の向上のための措置を取れば十分であるというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 処分の求めに対しては、行政側が応じなかった場合には不服申立が可能だと、しかし、行政指導に関しては対象ではないということですが、ちょっと、わからな

い。行政指導の中止に関して、法律とか条例に基づくものであれば、それは不服申立の対象になるのではないかと思うんですけど、その点、もう一度お願いいたします。

それから、「開発指導要綱」に関しましては、もう過去に何度も、そういう条例化を求める議会からの要望もたくさんありまして、行政側、執行機関としても、条例に向けて検討するというようなこともご答弁があったことがあったと思うんですけどね。それは、すべての要綱を条例化することは難しいでしょうし、「開発要綱」のどの部分を条例化するかということについても非常に精査が要るかと思っておりますけども、そういうことに向けて検討していただかないと、何か行政指導というのが、せっかく、こういった「行政手続条例」の改正をすることで住民の権利・権益の保護というのが保障されるにも関わらず、結局、要綱に基づく指導でしたら全く効力がないということになりますので、その点は、こういった改正を契機にして、求められていた条例化というのは必要かというふうに思っております。それはまた、担当課においても、またご答弁いただけたらと思います。

総務部長 再度のご質問でございます。先ほどの行政指導、処分を求める行政指導でございますが、先ほど申し上げましたように、行政指導につきましては処分ということではございませんので、先ほどの答弁と同様でございます。

それから、今回の「行政手続条例」につきましては、まず、一般法的な取り扱いでございますので、個々の、いわゆる案件につきましては、個々でまた検討という形になるかと思っておりますので、今回の条例改正の部分におきましては、あくまでも一般法の改正という形で、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

外村議員 参考資料の5ページを見てますけども、(1)のほうですね、改正の〔見直し内容〕の(1)。今までは、あくまでも行政と当事者間であったということで、今回、新しく、誰でもそういうことを申し出て、行政指導してくださいと言えると。

それで昨年度、いわゆる平成25年度及び26年度現在までで、行政指導された件数が何件ぐらいあるのか。それと、今までは住民が役場に、ここをこんなことやってるで、何とかしてくれという話があったときは、それは住民に成り代わって行政指導してたのか。その辺はどういう手続きになってたのかというのを、お聞かせください。

それと行政指導した、今、何件か訊きますけど、その件数の中で何度かもめて、両者の間で不服があって、いろいろ何かやったというケースがあるのか、その事例があれば、教えてください。

以上です。

総務部長 行政指導の件数ということでございますが、25年度ということでございますが、行政指導の件数という部分では把握はしておりません。

それから、町に寄せられたいろんなお尋ねとか、そういうものもございまして、いわ

ゆる苦情とか要望というのがございますが、その苦情・要望という部分は、あくまでも主観的な部分でございまして、「行政手続条例」が対象としておりますのは、法律とか条例、規則に違反しているという、そういう事実関係が必ずないとあきませんので、要望・苦情につきましては、要望・苦情の件数というのが、確か事務事業成果報告書の中に載ってたと思うんですけども、議員おっしゃっておられます、ダイレクトの行政指導、件数というのは、申しわけないですが、把握はしておりません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。そうすると、今後、こういう条例改正するわけですから、当然、町民にとって目に余るものは行政指導の申し出ができる。そういう場合はちゃんと、これはこういう手続きに従って、こういう項目を満たしてくださいって、何かちゃんとした指導をしていただけるということなんですか、1点ですね。

それと、この4月1日ですか、これをやる、告知ですか、こういうことになりましたよと、特に「何人も」できるようになったということは、やっぱり告知しなきゃなりませんので、具体的に町民にはどういう形で知らされるのか。

2点、お願いします。

総務部長 今回の「行政手続条例」の改正に伴いまして、「何人も」というパターンで、いわゆる権利を一定主張することができるんですが、それにつきましては、先ほど、庁内で申出書の書面とかの一定整備も考えておりますので、住民の方々につきましては、そういう整備も行ったうえで、広報なりで周知をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます……、すいません、失礼いたしました。

今後、手続きについても指導してもらえるのか、というご質問でございまして、当然、そういう申し出がありましたら、34条の3の第2項に要件を書いております。ですから、窓口なりに来ていただいて、お話をさせていただくときにご納得いただけない場合は、ここに掲げております要件を書いていただくなり、ご説明はさせていただくという形になります。

以上でございます。

河野議員 たくさんの質問があって、そこで理解できる部分もあるんですが、基本的には、この条例を改正されることについては説明のあったとおりで、権限乱用の行政指導から、救済規定や、処分や行政手続に申し出制度が追加されるということについてはね、大いに賛成するものです。

ただ、先ほど行政処分、行政指導の件数については把握されていないという答弁がありましたけども、たぶん、申し立て制度、申出人による文書での申し立てというものがこれから新たに加わりますと、今まで、例えば、よくある民地や、あとは公有地の不法占用とか、解体工事のときのアスベストの問題とか、そういうことで例えば行政処分

が、本来、直接指導しなければいけないようなところを、第一発見者が住民であったり、住民から通報を受けた議員であったり、そこから口頭によって今まで連絡し、それ相応の対応をしていただいたり、なかなか長年解決が図られないものが出てくるということ、たぶん議員であれば大なり小なり経験をしております。

それが申出書というものによって、はっきりと求めがあった場合は、それ相当に対応する窓口も結果を出していかなければならない。曖昧にしてきたことが、そういうことが一気に、住民がその手法を身につけたらいなや、それはそれで小さい町ですから、たくさん件数があがってくるという可能性も、ちょっと今、お聞きしてありまして推察しております。

その点についての窓口なり職員の体制整備ですね。私たち議員は通報のもと、なかなか名前を、自分が直接行政に行くのに敷居が高い、あるいはなかなか民間同士でトラブルが発生するので、議員というものを使って、条例等に違反してないかということを一地点検をしていただく。私たちはいったん受け止めたものについて、公共の福祉に反する場合は、やはりそれは担当窓口に申し入れなどをするという流れは過去にもありましたが、それが今後は直接あるということですのでね。そこを曖昧にできなくなることも、町、全課にわたりあると思うんです。

その点について、対応される職員の研修だけで済むのかなという点ですね。小さな町ですから、この制度が普及すればするほど、そういうことが起こりますし、今、他の議員がおっしゃった、特に開発、あるいは用地の不法占有など、そういったことについてはたくさんあがってくる可能性があります。その点の対応の体制ですね。これはやはり町長のほうにお答えいただきたいんですが、そういったことも整備をしていかなければならないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、あとは申出書についての整備ですけども、それはそれで住民の方が申し出の意思を持ったときに、どのようなところに備え付けをされるというようなご予定があるのか。あるいはまた、それに広報ですね。こういったことに変わりましたという広報は、どのように考えておられるのか、答弁を求めます。

総務部長 処分の求め、もしくは中止の求めというふうな部分で、それぞれ申出書というものを提出しなければならないというふうになっております。ただ、双方とも何に一体、反しているかというのを、まず法的に問題ないかどうかという部分でお示しをさせていただいて、町のほうで調査をするという形になって、その調査をした結果、その事実がいわゆる法とか条例に違反をするということが明らかになった場合は、それぞれの必要な措置を取ることをございますので、単なる要望・苦情というふうなことは、ちょっと違うという形でございます。

当然、おっしゃっているように、何でも出してこられる可能性はありますが、その辺は窓口のところでの申請書を提出していただいて、そこで審査をするという形になっ

て、一定、ふるいにかかるのではないかというふうに考えております。

それからあと、研修だけで、こういうものが職員に全部周知できるのかということですが、実際に今回、こういった申出書という部分を提出しなければならないということになっておりますので、そういった部分では様式を定めて、一定、事務のフロー、そういった部分も作成して周知をしてまいりたいというふうに考えております。

それから広報関係、先ほども他の議員からもご質問がございました住民に対する周知ということですが、この辺は内部のほうで、わかりやすく今回の改正の中身を、そういった図も含めて、わかりやすく、広報でお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

今回の条例改正につきましては、国の「行政手続法」の改正に伴うものでございまして、何ら差はございません。従前から、国のほうでもパブリックコメントを実施しておりますし、一定、国のほうでも周知に努めているということでございますので、本町につきましても、この改正を踏まえまして、広報に、そういった図も含めてお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 一定、答弁で理解はいたしました。私としましては、質問の趣旨としては、申し立てをしたいという意図を持たれたときのことを想定して質問させていただきますので、まだ、これからのことですから、あくまで想定しているだけです。

ただ、今、一定窓口で精査をされるというような答弁をいただきましたけども、申し出をされる人たち、要望・苦情とおっしゃいますけども、私たちが日常的に地域に暮らしながら、いろいろな住民の方や団体の方とお会いして、いろいろなご意見を聞きながら、この議会に臨むわけですが、何も要望や苦情ではなく、入り口は苦情ですが、やはりそこに聞いたときには、公共の福祉に反していないか、あるいは法令・条例に適合しているのかということ、いろいろと判断しながら窓口へ出向くこともあります。

その申出書の中としては、申出人の書かれる内容としては、適合する法律や条例まで書く必要はないと私は思っているんですね。何か現象があって、それに気づいて、これはおかしいのではないかと、そういったものに至られたときに、申し出になられる。そのときに、該当する条例・法令までを、その住民が調べあげて書かなければいけないのか。その点の扱いを適切にやっていただかないと、絵に描いた餅ということになりかねませんので、答弁を求めます。

総務部長 今回の、具体的に言いますと 34 条の 3 の処分の求めでございますが、処分または行政指導について、括弧で、その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限るというふうになっておりますので、そういった部分で、一定、明確化しなければならないというのは必須でございます。具体的には、条文の文言まで示す必要はないというふうに『逐条』ではなっております。

それから、若干、誤解があったら駄目なんですけど、あくまでも町が実施しなければならないという部分でのことでございますので、民衆での争いとか、そういった部分については適用はいたしません。

それからあと、前段の答弁と重なるんですが、34条の2につきましても、34条の3につきましても、申請をいただきまして、一定、条例とか法律そのものがどこに書いているかという部分につきましては、窓口でご相談をさせていただいて、親切に、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。そのうえで、それが申請は適切や、内容には適合だということであれば、調査をして、調査の結果、是正すべきものについては是正をするという形が、今回、明記されたというのが大きな特徴でございます。

以上でございます……（河野議員・自席から「職員の窓口体制は」と発言）……。

すいません、答弁漏れがございました。体制ということでございますが、実際にそれぞれ処分を実施した課なりに行っていただきますので、今回の案件で、特に別の組織を作るということは考えておりません。

以上でございます。

田中議員 先ほどから、いろいろ質疑があるんですけども、この「行政手続法の改正の概要」というページがありますけれども、この中段に、現行制度「一定の処分を求める申出」から、その右に「改正後」というのがありますね。一般的な問題をこういうふうに書いていると思うんですけども、これに該当するような具体的な事例をあげて、説明していただけますか。

総務部長 添付させていただいております資料の具体的な事例というふうな、あくまでも例でございますが、まず、この資料の上段のほうの「一定の処分を求める申出」ということでございますが、例えば、住民の方が長期にわたり所有するバイクを放置禁止区域に駐車し続けている場合においては、住民の方が、それが違反であるというふうな申し出をされて、その状況を見て、役場に対して撤去の求めをされるというケースが考えられます。これにつきましては、その事実関係を調査いたしまして、放置禁止区域内にそのバイクが駐車され続けておれば、いわゆる撤去を含めて行う、というふうな形になります。

それから、下段のほうの「行政指導に対する是正」でございますが、これにつきましては、例といたしまして、「暴力団排除条例」の場合でございますと、「暴力団排除条例」の9条の2項に基づく報告義務を正当な理由なく怠った、という場合がございます。それに対して、報告をしなさい、という形で行政指導を行う。相手方のほうは、その指導は正当な理由がないというふうなやりとりが生じた場合が想定されます。このような場合は、それにつきましても調査をして、それが妥当であれば、そのまま行政指導に従っていただく形になりますが、その指導が条例上、規則上も問題であるということであれば、中止や変更の措置を行うというふうな流れになるかと思っております。

以上です。

田中議員 今の説明をお聞きしますと、例えば、駐車禁止区域のところにバイクが放置されてたと。現行の場合だと、その発見者、具体的に言うと住民が行政庁、つまり役場に言っても、放置されたバイクを移動させてもらえないというような形になっているんですか。もう、すでに改正後の図式になっていると思うんですけども、現在は、そのページの中段にあるように、法令違反を発見した申出人、それが言えないというような状況なんですか。実際に、もうすでに先ほどの総務部長のお話では、住民の方が放置バイクがあるよ、それも駐車禁止区域にあるよということを受けて、町のほうは、その放置者に対して、どけてくれと、今も言っているんですけども、どこがどう変わるのかということ、ひとつ、説明していただきたいということ。

それから、下段のことに対しては、今まで一方的に事業者に、法律違反やで、直しやと言ったのが、改正後は事業者が、俺たちは条例の解釈はこんなふうにしてるから、おかしいんじゃないの、なんでそんなことを言うんや、違反じゃないんじゃないかというふうになるのか。

その2点について、ちょっともう1回、見解を示していただけませんか。

総務部長 議案参考資料の、まず、一つ目の例から申し上げます。

今回、先ほど例として申し上げました、放置禁止区域に駐車し続けているバイクの事例でございますが、最終的には、今回の「行政手続条例」の改正によって明文化しておりますので、町は必要な措置を取らないといけないというふうな義務づけが、今回の特徴でございます。

それから、下の行政指導に対する是正の申し出でございますが、いろんなケースはあろうかとは思いますが、最終的に、報告義務を怠ったという相手方の事実に対して行政指導を行う。その指導そのものに対して、それは理由がない指導だというふうな形になりますが、最終的には条例に明記されているということであれば、それに従っていただくという形にはなります。すべて根拠を示して、根拠に基づいて動くというふうな形になりますので、よろしく願いいたします。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時04分～午前11時15分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

伊集院議員 ちょっと初歩的な部分なんですけど、先ほど来ありました、この一部改正の中の部分もありますが、全体的な部分で、必要な調査というのをされていくと。申し出、先ほど河野議員からありましたように、住民さんから出るのに具体の詳しいところというのはなかなか難しいので、バクツとした形で、提出していく、申し出をしていくという水準のラインが低く、ハードルを下げているような状況になっているので、

たくさん、もしかしたら出てくるだろうと考えます。出てきた中で必要な、法律に違反してるか、してないか。我々でも住民相談いただいた分で、我々にわかる範疇はできるだけさせていただきましても、そうでない場合に、いろんな問題が出てくるのが、基本的にまず、ちょっと予算的なところをお訊きしますと、この一部改正された部分、もし調査に入るということになると、やはり我々の予算から財源というのは出ていくのかどうかの確認と、そうなりますと必要な調査、中には申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合、また詳細な調査を行っており、事実確認が明らかで、申出書の記載によっても、それが揺るがない場合など、各行政庁、または行政機関の判断によって、改めて必要な調査を行わない場合もあり得るという状況があるみたいなんですが、この「必要な調査を行わない場合」というのは、例えば本町の場合は、一度調査して、もうはっきりと結果が出ている場合はない、というふうに考えていいのか。その点の確認をさせていただきたいと思います。

総務部長 今回の条例改正の中で、新たに追加されてる部分では、「それぞれ必要な調査を行い」というふうになっております。この調査費用につきましては、いわゆる町の単費でございます。

それから、「必要な調査」を行って、その事実関係がわからない場合という部分でございますが、その辺はいろんなケースがあるかと思えます。町で判断できない場合は、大阪府なりに判断の材料といたしますか、そういった部分で指導していただくのが想定されるんですが、一定、今回の中では、法律・条例に適合しないと「認めるときは」でございます。また処分の求めにあつては、必要があると「認めるときは」でございますので、やはり事実関係をきっちり調査をして、その結果、対応、措置するという形になりますので、わからないという場合は引き続き調査をして、結果を出して、それに基づいて措置をするという形になろうかと思えます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。先ほどの答弁の中では審査もすると。要は申し出が出てきて、その内容の審査というのは、我々の行政職員さんでされていくと。例えば、専門的な問題になると、府なりのご判断を賜ったりすると。別に専門機関に出す委託料とか、そういうものが出てくることはあり得ない、ちょっと想定できるのかどうかわかりませんが、基本的には、そういった中でやられていくのかどうか、その点、お伺いします。

総務部長 再度のお尋ねでございます。調査の結果、それが本町でなかなか判断しにくい場合というのも、当然、出てこようかと思えます。それは先ほど申し上げましたように、大阪府のほうにも照会をかけたりというのもございますし、町の顧問弁護士もございしますので、今回の関係で新たに調査をするために委託料を組むということは、現在、考えておりません。

以上でございます。

伊集院議員 すいません、最後に1点。今の時点では、そういう委託料とか出てくるようなことはないということですね。適用除外の中に、島本町の議決によって処分されるものとか、議決を経てという場合があるので、例えば、その委託料というのが発生するのであれば議会の議決に入ってくるんだらうなど。そう考えると、ちゃんと議会をいっぺん経られるということになるのかなと思いましたが、委託料が組まれない場合もあり得るということですかね。そこだけ、最後、確認させていただきます。

総務部長 再度のお尋ねでございます。先ほども申し上げましたように、案件が大阪府に照会してもわからない、弁護士に照会してもわからないということであれば、予算を組むなり必要な措置は取っていかねばならないというふうには考えておりますが、まだ、そういう状況の想定というのは現在しておりませんので、当初予算なりには組んでおらないという状況でございます。

以上です。

岡田議員 確認とともに、質問をさせていただきたいと思います。

今まで町のほうに、要望・苦情として皆さんの声があったかと思うんですけどね。その中でも、やはり住民の皆さんが申し出をすることによって、この仕事が増えてくるという可能性は、私は大いにあると思うんですね。

その場合、例えば、これは一つ確認なんですけれども、その中で法律的とか条例に関しては、担当のほうに教えていただけるということ为先ほどお聞きしましたので、これに関しては、書けると思うんですね。これの調査をするには、「行政手続法」で30日以内に――受理してから――行政指導をしなければならないというようなことが書かれてあるかと思うんですけども、この行政指導をしまして、行政のあれを聞き入れられない場合ですね、その場合の処分というのは、どのようにされるのでしょうか。

先ほど、ここに書いてありますように自転車とか、そういう物があるときは処分等を実施する場合があるというようなことが、改正後、書かれてますが、例えば、私たちも何度も何度も言うてました、町道をしっかりと不法に使われて駐車をされてるとか、町道を駐車場に堂々と使われている家庭とかございますよね。それとか水路の上にはずいぶん植木を置いていらっしゃるとか、目に見えてわかっていることも、今まで要望・苦情の中で、口頭で町のほうに申し上げてまいりましたが、それはなかなか、というふうにして、あやふやになっている状況というのもたくさんあるかと思いますが、それをきちんと、この申し出をすると行政指導ができるということで、それをする場合、行政指導をされて、そして、町民の皆さんがそれを聞き入れられない場合ですね。その場合は、町としてどのような、ここにはちょっと処分的なことは書いてないんですが、不服申立に関して、結局、結論が出せなかった場合の町の対応はどのような形になっているのでしょうか。

総務部長 行政指導に関わりまして、町道や水路の事例をお示しいただいたところなんで

すが、それが法令違反であるということに該当すれば、町は必要な措置を講ずる必要が出てくるということが、今回、明記されておりますので、最終的にはそれが法律違反に該当するかどうか、それが一つのポイントになるかと思えます。

以上でございます。

岡田議員 ですからね、違反をされてるかどうか、もちろん調査される。当たり前なんですけども、調査されて、そして行政指導されて、そこで住民さんが行政指導に従わなかった場合ですね。その場合は、町としてどのような扱いをされるのか、ということをお訊きしております。

総務部長 再度のお尋ねでございます。行政指導をするということは、やはり行政にとっても一定、法令違反をしてるのではないかということが前提でございますので、その法令違反の部分で是正する義務がございますので、個々の具体的な事案に沿って対応していくというふうな形になります。

具体的な部分は、それぞれの条例、規則、それから法律に一定盛り込まれておりますので、それぞれの対応は、それぞれの法令に基づいて、町は措置をするという形になるかというふうに考えております。

以上です。

岡田議員 最後、3点目なんですけど、これに関しましてはね、ものすごい、今までと違って職員一人ひとりの責任が、やはり、ほんとに重みがかかってくると思うんですね。今まででしたら口頭で言って、口頭で、できませんわって言われたら、そうかなって引いてたんですけれども、でも、これはほんとに申し出をすると、このようにしっかりとした結論が出るころまでやっぴいかなければならないというのはね。やはり職員の立場と言うんですか、そういうことがものすごく重たくなってきますし、また職員1人だけではね、なかなかできない面もあるかと思うんですけれども、今の職員体制で、この条例の一部改正に関しまして、大丈夫なんですかね。そこをすごく心配しております。手がかかるんじゃないか、時間がかかるんじゃないか。

また、今までの簡単に通り越していたことが、こういう行政指導ということになりますので、ほんとに職員の立場としては重くのしかかってくると思うんですけれども、その辺は大丈夫なんですかね。それでなくても少ない職員の中で、一生懸命、今、仕事をされているような状況の中でね、またこういうふうな国からの、条例がこういうふうに変更になっておりますが、今の職員体制で大丈夫なんですかね。その点だけ、最後にお聞かせいただけますでしょうか。

総務部長 職員体制のお尋ねでございます。確かに義務づけ、こういう調査して是正なり、調査の結果、必要な措置を講じなければならないという義務づけされますので、一定、仕事量が増える可能性はございます。ただ、他の議員のときにも申し上げましたように、一定、職員研修なり、あと必要な申請書の整備、それからフロー、事務の流れを一つに

まとめまして、職員研修を実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、原課でなかなかわからない場合というのはございますが、そういうやり方とかでございますけども、そういう場合は、法規を担当しております総務・債権管理課も支援をしながら、全庁的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 34条の3項の規定等、新設することによって、これを根拠に申し出をされること、これからは出てくると思うんですけども、これを根拠にして申し出を乱用されては、また業務に支障を来すことがあると思うんですけども、一つの案件に対して申出書は1回限りとか、一事不再議的な乱用防止の縛りなんかはかけるんでしょうか。それと、当該処分または行政指導をしなければならないということなんですけども、ある程度の行政指導をした結果、あるいは行政処分をしなかった旨の通知というのは、申出者に対して行われるんでしょうか。

総務部長 1点目の、申出書について、1件当たり1件の申出書が要るかということですが、現在、想定しておりますのは、1事案当たり一つの申出書が要るというふうに考えております。

それから、第34条の3の「処分の求め」に対する、申出人に対する通知でございますが、申出人に対する通知は、法律上、権利まで付与をしなければならないものではないというふうに考えられております。ただ、運用においては、適切に対応することが適当であるというふうに『逐条』でも書いております。ですから、対応結果につきましては、調査結果も含め、通知するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます……。一事不再議のことでございますが、お見込みのとおりでございます。1回につき1回という形で、再度するということはできない、ということでございます。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第3号議案 行政手続条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成をいたします。

「行政手続法」の、改正された法律というものにつきましては、国民の権利・利益の保護の充実を図るためされたものでありますし、また地方自治体においては、同じよう

に「行政手続法」の規程の趣旨に則り、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という法律に基づいて、今回、「行政手続条例」の改正が行われるものというふうに思っております。具体的には、行政指導の方式等、行政指導の中止等の求め、処分等の求めについて規定するものです。

質疑の中で述べましたが、多岐にわたる分野の業務を行政としては抱えておられますので、法律や条例、または制度について熟知していただくということが必要ですし、適正な行政手続きを執行されるにあたっては、その点、庁内でのしっかりした研修というのを、改めてお願いしたいというふうに思っております。

さらに、行政指導の中止等の求めや処分等の求めに関して、住民の皆さんから申し出があった場合には、親切に、条例とか法律が詳しく書かれてなくても、これはこういうことだというようなことを助言しながら、その申し出をできるだけスムーズにできるようにしていただくということも、サポートしていただくということも大事だというふうに思っております。また、処分等の求めに対して行政側が応じられない場合は、当然、申立人は「行政手続法」に基づく不服申立ができるわけですから、その点についてもきちんと、申し立てができますよということを周知するということが大事なことだというふうに思っております。

処分の求め、それから行政指導の中止の求めをされた申出人に対しては、十分な調査を行い、また、その調査結果、それから対応結果については通知するということでしたので、その点は義務ではないけれども、町としては、執行機関としては、必ず行っていたと申すべし、この条例改正に対しては賛成いたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

問題点や疑問点については、先ほどの質疑で種々申し述べましたので割愛させていただきますが、本来、この「行政手続法」の改正は、第186回国会において成立をし、全会一致を見た聞いております。従来の権限乱用型の行政指導から、救済規定や処分、行政手続について申し出制度が追加されるものとして、権利救済について資するものとして評価をし、賛成するものです。

質疑にもありましたように、今後、この権利救済についても十分に住民に周知すること、窓口での丁寧な対応、さらには、この改正についての広報について体制を整えていただくことについては要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正の改正について、討論を行います。

本件は、国の「行政手続法」の改正内容に準じて改正されるもので、行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえて、公正性の向上、使いやすさの向上、国民救済手続きの拡充・拡大の観点から、見直しが行われたものです。

見直しの内容は、国民が、法律違反をしている事実を発見した場合、行政に対して適正な行政行使を促すための法律上の手続きを定めるもので、また法律に基づく行政指導を受けた者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申し出を法律上の手続きとして位置づけられるものであります。

国民の権利・利益の保護の充実のための手続きを整備されるものであることから、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正につきまして、公明党を代表して討論を行います。

要望・苦情と違いまして、不服申立を受けた町長は、内容や根拠、条例・法律に基づいて調査をされ、その結果、行政指導を行い措置されるわけですから、職員の責任の重さ、また仕事量が増えることは間違いないと思っております。

そして研修等、また全庁的に対応されるということですが、透明性を持って、住民の納得されるよう努力されますことを要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第3号議案 島本町行政手続条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

第186回国会で成立しました、この「行政手続法の一部を改正する法律」、処分等の求めの手続きや、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続きを新設することなどを決められたものでございますが、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利・利益の保護に資する」ことを目的とされております。

本町におきましても、行政指導の方式、権限等を行行使し得る根拠を示さなければならぬ規定など、また行政指導の中止等の求め、処分等の求めに関する規定などが、今回、改正をされております。

質疑でも申しましたように、この権利において執行できる部分ではございますが、この権利を執行するまでに、やはり事務処理などでしっかりと行政の指導をすでにしながら、町内でも開発が進められているという前提におきまして、こういった件数が増えないよう努めていただき、そして出たものにおいては必要な調査を行わない場合が具体的に示されておりますので、こういった内容も、しっかりと申し出の方々にはきちっと伝えられるよう、一事案に対してお一人様1回という形になっておりますので、こういった

中で、無駄にたくさんされないように、きちっと手続きをしていただきますように要望いたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第4号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第4号議案 朗読)

提案理由といたしましては、島本町職員採用候補者試験面接選考委員会の委員の定数を増員するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案参考資料「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、ご説明申し上げます。

本条例別表に規定しております島本町職員採用候補者試験面接選考委員会の委員の定数を、現行の5人から10人へと増員するものでございます。

具体的に申し上げますと、現在の委員といたしまして、副町長、教育長、人事担当部長、民間の人事担当者2名の合計5人でございますが、実際に現場で実務に携わる課長級職員の視点も取り入れることとし、幅広い視点から職員採用を行うため、10人に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

村上議員 今回の提案において、委員の定数を5人から10人に増員される、5人増員されるということですが、今回、増員されるにあたっての大きな目的と、なんで5人では具合悪かったのか、問題点、ありましたら、お願いします。

総合政策部長 今回の提案の趣旨でございますが、本町の職員採用試験におきましては、一次試験、二次試験、三次試験とございまして、それぞれの選考の結果に基づいて採用を決定いたしております。

なお、特に専門職の職員の採用にあたりましては、当該部局の部長級の職員が第二次試験の面接官として選考にあたっておりましたが、特に若手職員の見線とともに、実際に現場で実務に携わる職員の見線も取り入れた面接官を導入することによりまして、より広い視点からの職員の採用が期待できるものと、このように考えまして、平成26年4月採用予定の職員の採用試験から、こういった形に変更させていただいたということでございまして、より優秀な人材の確保というような視点から、その面接官の増員ということで、今回、お願いをいたすものでございます。

以上でございます。

村上議員 5人のときの、一応構成員につきましては町内の、いわゆる民間企業から推薦された方が面接官として入っておられるわけですが、5人のときの面接官の人数の内訳、民間から何名、本町のほうから何名が関わって、面接にあたられたか。今回、また10人に、5名増員になるわけですが、その際の構成員について、お尋ねします。

それと、どういった企業から推薦されて面接官になっておられるのか。その点についても、あわせてお願いします。

総合政策部長 面接官の構成でございますが、一次試験につきましては教養試験ということで、筆記試験で一定選考するわけでございますが、二次試験につきましては、共通する面接官といたしましては、総合政策部長、そして総合政策部の次長、総合政策部の人事課長というふうな形で、面接官として予定をいたしてございまして、職種別の、例えば事務職以外の社会福祉士、保健師、管理栄養士、土木、幼稚園教諭、こういった職種の方につきましては、それぞれ所管する、例えば健康福祉部長ですとか都市創造部長、また教育子ども部長、こういった職種の担当する部長級が、それぞれ面接官として試験の実施を行っております。

そして、三次試験につきましては、まず共通する部分といたしましては、副町長、教育長、総合政策部長、それと民間の評定者2名ということでございまして、民間の評定者については2名の面接官をお願いいたしております。これは町内にございます企業さんのほうから、それぞれ1名ずつ出いただきまして、合計、共通する部分では5名ということでございます。その他、特に専門職といたしましては、例えば健康福祉部長、また都市創造部長、上下水道部長、教育子ども部長、こういった職種ごとに担当する部長もそこに入っております。

そして、町内の企業さんの選考につきましては、特に町内、青葉会という組織がございまして、その構成される企業さんのほうから2年、3年、ないしは、その時期に応じて、そういった面接を2名から構成されてございまして、そういった意味で申し上げます。

すと、共通する面接官としては5名ということになります。

特に、民間の企業さんにつきましては、その企業の人事担当の担当部長にお願いしておるところでございます。

以上でございます。

村上議員 民間から、いわゆる人事の中でも、採用担当の方を推薦されておるのだと思いますけども、そういったところでの大きなメリットを、最後に1点、お願いします。

総合政策部長 民間の試験官ということで、企業さんのほうからお願いをいたしておりますが、特に、やはり行政マンとして、そういった行政マンとしての視点、それから民間企業からの経営感覚を持った視点、そういったことが特に重要になってまいります。そういう意味では、やはり民間でいろいろ、そういった選考に携わってこられた企業さんの担当部長さんのご意見というのは非常に貴重であるというふうに考えておりますし、これまで面接にあたりましても、そういった民間の経営感覚の視点からのご質問等をお聞きいただいておりますので、こういうことが非常に大きなメリットではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 町職員の採用に関わるわけですが、今回、その面接選考委員会の委員を「5人以内」から「10人以内」というふうに増やされた理由というか、構成員とかは、今、答弁でわかりましたけれども、そもそもの採用基準として、筆記試験と面接試験の比重というのはどのようになっていますでしょうか。

それから、過去には町内の民間企業が推薦する者という形での外部委員の面接官を登用しての選考というのはなくて、やはり外部委員を入れるということには、それなりの意味があったというふうに思います。もちろん、今も入れておられるわけですが、町の職員が増えれば、それだけ比率としては外部委員の比率が低くなるわけですから、そういう意味では外部委員が入っておられることの意義というか、そういうのが少し低下するのではないかなという、ちょっと心配もありますので、その点、いかがでしょうか。

総合政策部長 まず、一次試験は筆記、一般教養試験ということでございますが、それと面接の占める比重ということでございますが、これはやはり一定の一般教養がもちろん求められるわけでございますし、そのうえで人間性といいますか、社会での将来、有効に活用できるというふうな、そういう視点もございますので、一定、筆記試験の中では、採用の予定者が400人から500人程度というようなことで、毎年、応募がございますので、その結果、その筆記試験の結果に基づいて、例えば50点以上、60点以上というような形で、一定の、一次試験では大きな枠をもって採用を決定し、そして最終的には、いわゆる人間性というんですか、社会での将来の有効活用ができるというふうな、そういうふうな視点から最終的に選考いたしておりますので、その年によって、若干変動はいたしております。

それと、外部委員の方に2名、お願いいたしておりますが、これは行政マンとしての視点と、やはり外部委員からの、多くの一般企業からの採用を見ておられます、そういうふうな大きな企業の人事担当部長さんでございますので、かなり幅広い視野を持っておられますので、そういったことで、そのご意見を参考といたしまして、最終選考しておるといってございますので、特に民間の企業さんに入っていただくことについては、大きな意義があるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

平野議員 職員採用においてね、町の職員をたくさん入れて採用するということでね、特に専門職の場合は担当の部署の部長、それから課長も含めてあたられるということについては、それはそれで一つの、よい人材というか、を採用するという意味では、一つは有効だというふうに思いますけど、反面、やはり、いわゆる情実人事だったり恣意的な採用というか、そういったことがなされないかという心配もあるわけですけど、その辺の、いわゆる職員採用における公正さと公平さというのが大事なわけですから、そういうふうに庁内の職員が多くなることによって、そういった弊害がないのかということをごどのようにお考えかということだけ、お聞かせください。

乾副町長 先ほど、担当部長からご説明がございましたように、一次試験は筆記試験です。二次試験は専門職を選考するという事で担当部長、三次試験が町内の民間企業の人事担当者2名、それから私と教育長、総合政策部長、三次試験は、この5名で構成をするわけです。この三次試験を構成する5名で最終的な採用・不採用を決定しますので、職員数が増えると民間企業の比率が減ると、こういうことはございませんので、ご指摘の点をご心配ないと、このように考えております。

以上でございます。

平野議員 理解しました。つまり、二次試験の場合は担当部長、それから課長なども含めての面接をするが、第三次の最終の面接には町職員採用候補者試験面接選考委員会規則にあります町内民間企業の推薦する者2名と、副町長、総合政策部長、教育長の5名で最終選考するということですね。確認いたしました。

平井議長 他に質疑ありませんか。

田中議員 だいぶわかってきましたけどね、例えば、島本町職員を募集して100人の応募者があった場合、一次・二次・三次、どんなふうに、この採用試験が行われるのか。そのフローチャート的なものを口頭で言っただけませんか。

そして次に、2番目の質問ですが、最後の三次試験、面接試験において、町長、副町長、総合政策部長、教育長、それに加えて民間の方1人ということになってますけれども、専門職を採用するにあたって、例えば一級建築士を採用するにあたって、その5名の方での確かなジャッジができるのかどうか。そのあたりの判定についての信頼度は、どういうふうに評価されますか。

最後、もう一つは、外部から1人来られるということですので、その方は面接するにあたってボランティアでやってもらっているんですか、それとも費用が必要なのですか。それに対する予算は、どのようにして確保されるのか。

その三つの点について、お答えください。

総合政策部長 まず、1点目のお尋ねでございますが、一次試験につきましては一般教養試験ということで、筆記試験を実施いたしております。そして二次試験でございますが、これにつきましては集団討論、集団面接というふうな形で、二次試験で一定、選考をいたしております。そして三次試験につきましては、最終の選考というふうな形になりますので個別の面接試験という形で、個別にやりとりをして、その職員の人間性について最終判断をさせていただいておるといった状況でございます。

それと三次試験については、先ほど副町長、教育長、そして私・総合政策部長の3人と、あと民間の企業さんのほうからお二人、1社お一人ずつ、各社1人ということで、お二人ということで、5名の面接官というふうな形で、それに加えて専門的な見地から例えば幼稚園教諭、保育士、社会福祉士、また土木、そういった専門的な分野につきましては担当する部長が入っておるといような状況でございます。

それと、外部委員については委員報酬として謝礼をお支払いしておりますが、企業さんによっては、それはご辞退されておるといふようなこともございますので、当初予算では2名の予算を計上させていただいておりますが、結果的には、ご辞退された場合については不用額というふうな形で処理させていただいております。

以上でございます。

外村議員 先ほど、ちょっと聞き漏らしたんで、申しわけないですけども。5名増える枠の5名は、あくまでも町の職員の中の人数が5名になるということの理解でよろしいんですね、それが1点。要するに、あくまでも民間は2名ということよろしいんでしょうか。

あと、先ほど田中議員からもお訊きしましたように、例えば、この4月1日から来ていただく新卒の採用者が何人だったか知りませんが、一次試験が例えば27年度の4月、新卒採用で来たということで、一次試験で何人来て、何人が合格で、二次試験が何人残って、三次試験に何人行ったのか。最終的に三次試験では何名から何名になったのかというのを、わかったら教えてください。

総合政策部長 まず、1点目のお尋ねでございますが、この5人の枠が今回増えるということで、今回、増員となりますのは町の職員でございます。民間の方については、二次試験には入っておりません。

それと……、失礼いたしました。平成27年4月採用予定の職員の状況でございますが、例えば事務職で申し上げますと、出願者数が185名、実際に受験に来られた方が140名。そして一次試験の合格者が43名、二次試験の合格者が14名、そして三次試験では5名

というような状況となっております。その他、例えば学芸員ですとか身体障害者の別枠で採用も予定もいたしておりますし、技術、そして技術の中でも土木・建築というふうに分かれますが、その他保育士、そういった形で27年4月の採用予定をいたしております。

以上でございます。

外村議員 そこで、先ほど言った、二次試験では専門分野の担当が面接にあたる、集団面接・集団討論と聞きましたけど。その、今回でしたら14名を推薦した、三次試験に上げた。そこで最終的に5名になったということは、9名が落ちたわけですね。この9名落とすときに、最終面接者の5名で決めてしまって、これでいいかと。ほんとに二次試験の専門分野の長が、いや、この子はどうしても入れて欲しかったというようなことがあるとは思いますが、この辺はどういう議論をされるのか、一切されないのか。

総合政策部長 職員の採用選考にあたりましては、それぞれの立場で公平・公正な、もちろん選考をしているわけですが、あくまでもそれぞれの5人の、例えば委員の合議制でもって最終点数付けを行いますので、その評価の最も高い者から、順次採用を決定しておるということではございますので、決して恣意的な、そういった試験というふうなことではございませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

外村議員 恣意的にやっていると、そんなこと言ってないです。要するに、二次面接で14名残ったわけですね。その中かなり使えるやつがおった。しかし、それが5名の中に入らなかった、そういうことがあったとき、二次面接をした人と最終面接の人で、議論というか、こういうことで5人にしたんだ、了解くださいというような、何か、そういう場を設けているのか、ということ。

総合政策部長 二次試験につきましては、集団面接・集団討論というような形で、そこで一定の選考をさせていただいているわけですが、その中で最終に残った方が三次試験の個人面接を受けられるというような形になります。その中で、それぞれの評価に基づいて、上位から選考していくわけですが、中にはいろいろと意見を調整する必要がございますので、最終試験の結果に基づいて、それぞれ5人の面接官の意見をお聞きして、そのうえで合議制で決定をしておるということではございますので、それぞれの点数付けは若干異なりますが、合計点をもとに最終決定をして、そして、それで良いかどうかということの確認を取って、最終の選考結果としておるということではございます。

以上でございます。

田中議員 今の話で、もう一つ質問したいんですけども、例えば、二次試験で、その集団の討論があって、それを当然何人かの委員で聞いて評価されると思うんですけども、その中で、例えば、その委員の中のリーダーが次の第三次試験の面接官に、つまり5人の

方に報告されると思うんですけど、その答申の仕方というんですかね、その報告の仕方、具体的にどんな形でやられているんでしょうか。

総合政策部長 二次試験につきましては、集団討論・集団面接ということでございますが、その中で、一定の評価の高い者を三次試験へ移行するわけでございますが、その際、所管いたしております人事担当のほうに、ある程度、調査結果を取りまとめますので、その結果をもとに三次試験の面接官の方に、事前に、例えば、まず職員採用の申込書の内容、そういったことから一定説明させていただいて、三次試験に合格された方の内容についても一定、情報としてお示しをして、そして最終的な選考をさせていただいているというふうな形でございますので、手続き的には、公平・公正に進めているということでございます。

以上でございます。

岡田議員 確認をさせていただきたいと思うんですけれども、ちょっと、しっかりと議案の説明も事前にお聞きしております。

今回の条例改正というのは、三次試験、要するに最終の三次試験の委員の定数を改正するというようなことで理解をして、今日の議会に臨んでいるんですけれども、先ほどから5人、5人っておっしゃっているんですね。5人というのは、要するに副町長、教育長、人事部長、そして民間企業からのお二人ということで5人が、「10人以内」という委員の定数を今回の条例で改正するには、その5人の中にプラス担当部長が入られるということで、委員の定数を「10人以内」にするというようなことで議案説明をお聞きして、今日に臨んでいるんですけれども、何かお一人お一人の答弁が、全部バラバラの状態でお聞きするような気がしているんですけれども、正しいことは、どういうことなんでしょうか。

要するに——いや、バラバラなんですよ。今回の一部改正の条例っていうのは、三次試験の委員の定数の改正をするための条例なんですか。その辺は、お聞かせいただけますか。

総合政策部長 申しわけございません。ちょっと、ご説明のほうが少しまじったのかなと思いますが、今回は、三次試験の面接官の増員を、5名から「10名以内」というふうな形をお願いをするといった提案の内容でございます。そして、増員する面接官につきましては、専門的な見地から、そういう担当している部局の部局長が面接官として三次試験には登用する、こういうことで、今回、改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。その説明で、私も納得いたします。今回、何か二次とか三次とっておっしゃっているんですけれどもね。私たちは、三次試験の面接の委員の定数を条例改正するというようなことでお聞きいたしておりますので、今の説明で納得いたします。

要するに、三次試験というのが今まで5人だったのが、結局は担当部長も入れるということで「10人以内」ということの改正かと思っております。そのようにおっしゃいましたので、私もそれで納得いたします。

そうしますとね、一般職員として採用される方の面接に関しまして、私たちが一番心配しているのは、やはり女性の目線という観点から、この構成で、はたしていいのかなというのが、すごく疑問に思ってる場所なんです。やはり民間企業のお二人にしても、男性の方がたぶん参加されていると思いますし、また部長といたしましても、過去において、なかなか部長というのは、私が知ってる限りでは、お1人だけの女性部長というのは知ってますけど、なかなか部長も女性の方は難しいんじゃないかなって、今の行政の中でね、思いますので。そうしますと、一般職の方で女性の方の面接において、女性の目線というのがものすごく大切になると思うんですが、その辺は人事部として、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

総合政策部長 ただいま、岡田議員のほうからご指摘がありましたとおり、女性の視点というんですか、女性目線というのが非常に重要であると、私も全く同感でございます。そういった中で、実際には女性の方の面接官がいる時といない時というのがございますが、27年の4月採用では、二次試験では担当の課長が入っておりますが、最終的な三次試験の中では男性のみでございます。そういった中で、やはり男女共同参画というような視点、女性の地位向上、そういったことで、今後、行政としても当然進めていく必要がございますので、そういった、今、ご指摘のありました点も十分踏まえて、例えば私のほうから、特にそういうふうな視点からの質問をさせていただいて、それで一定、それなりの最終の評価をさせていただいているというふうな状況でございます。

今後につきましては、そういったことも十分踏まえて、面接官の構成については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 もう一度改めて、ちょっと説明して欲しいんですけど、一次試験はペーパーテストということでいいんですが、二次が集団面接と集団討論ということで、当初、そこへ各部の部長とかが入るという説明で理解してたんですが、それが間違いなのですか。あと、それと三次試験は今さっき言われてた副町長、教育長、総合政策部長、あと民間2人プラス、5名以内で誰かが入るんですか。今の説明ではそういう話だったと思うんですけども。

それと、あと1点、民間企業から来られる方というのは、毎年同じ方なんですか。

総合政策部長 一次試験については、一般教養試験というようなことでございます。二次試験につきましては、集団討論・集団面接ということでございますので、この際は人事担当と、あと専門職としての担当の課長が二次試験のほうには面接官として入っております。そして最終的な三次試験が、先ほど申し上げた5人の試験官と、あと担当する部

長について三次試験のほうに面接官として入っていただいている、そういう状況でございます。

以上でございます……、失礼いたしました。民間企業の方の面接官でございますが、これにつきましては、これまで2年ないしは3年ぐらいのサイクルで交代していただいておりますが、その年によって、人事担当も当然、企業さんのほうが人事異動がございますので、そういったことを踏まえて、基本的には2年ないし3年ですが、担当が代わられたときには、また民間の面接官の方も代わっていただいているというふうな状況でございますので、1年ごとということではございませんが、大体2年から3年という形が多くございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。あと、人事担当が代わったら代わるのは当たり前なんですけど、企業さんとしても変わられることがあるんですか、民間の審査員。

総合政策部長 民間の面接官の方でございますが、この方については、通常2年ないし3年ぐらいの人事異動が多くございますので、それに伴って面接官も代わるということ……、企業自体も当然、それぞれ青葉会に加入されている企業さんの中から、2年ないしは3年ぐらいで交代をしていただいております。

以上でございます。

伊集院議員 企業さんの場合は2年から3年ということなんですけど、島本町職員採用候補者試験面接選考委員会の規則では、委員の任期というのは1年以内とするという規定が定められておりますね。だから、1年ごとで代わられて、再度、お願いしたときに、たまたま一緒の方が出てくるのかどうかわかりませんが、一応、委員会の規則では「委員の任期は1年以内とする」と記載されておりますので、その点の追加答弁、よろしくお願ひします。

総合政策部長 面接官の採用にあたって、基本的には1年というようなことになっておりますが、これは「再任を妨げない」ということでございますので、引き続いて、2年目、3年目をお願いするというふうなケースもございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時18分～午後1時20分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第5号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第5号議案について、ご説明申し上げます。

(第5号議案 朗読)

提案理由につきましては、市民公益税制を導入することにより、本町における民間公益活動を活性化させ、地域課題の解決の促進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、これまでの背景について、ご説明申し上げます。

市民公益税制につきましては、平成20年度地方税制改正におきまして創設されたものでございます。これまで、寄附金控除の対象としておりました都道府県・市区町村への寄附金、納税者の住所地の都道府県内に事務所を有する共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金に加えまして、今回、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄付金を追加するものでございます。

具体的には、「地方税法」第314条の7第1項第3号に規定されており、地方公共団体が寄附金控除の対象となる社会福祉法人等への寄附金を、条例で指定するものでございます。

条例により指定した寄付金に対する寄附金控除件数は、東日本大震災を契機として全国的に増加している状況でございます。府内では、大阪府の条例改正が平成26年10月27日に可決され、平成27年1月1日より施行されることを受けまして、府内の多くの団体が同様に条例改正を進めている状況でございます。このようなことから、今回、本町におきまして大阪府が条例により指定した寄付金について、一定の条件のもと、寄附金控除の対象として追加させていただくものでございます。

今回の改正につきましては、地域における民間公益活動の活性化により、地域課題の解決に向けた諸活動の推進を図ること及び寄附文化の機運の醸成や、各法人の財政基盤

の強化を図ることを目的として、個人が一定の法人等に行う寄附金について、個人住民税の寄附金控除の対象とするためのものがございます。

改正内容につきましては、議案参考資料として添付させていただいております「島本町税条例の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、1ページの第21条（寄附金税額控除）でございます。

これまで、個人町民税の寄附金控除の対象とされていた「地方税法」第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金に加えまして、同項第3号に掲げる所得税等の寄附金控除の対象寄附金の中から、住民の福祉の増進の寄与するものとして条例で指定する寄附金を追加するものがございます。具体的には、寄附金控除の対象となる寄附金として条例で指定するための条件を規定するものがございます。

1点目の条件は、第21条中「次に掲げる寄附金若しくは金銭」として、第1号から第3号に掲げる所得税等の寄附金控除の対象である寄附金が、対象となるものがございます。

2点目の条件は、第21条中「次に掲げる寄附金」の条件として、括弧内の町内に事務所または事業所を有する法人または団体に対するものに限る、としております。

3点目の条件は、大阪府の条例において寄附金控除の対象として指定されているもののうち、町長が指定したものと、としております。これにつきましては、第21条中「住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの」と規定しております。規則の内容につきましては、議案参考資料の3ページの「島本町税条例施行規則の一部を改正する規則案」をご覧ください。「島本町税条例施行規則」第16条の次に、第16条の2を追加し、「条例第21条第1項の規則で定める寄附金及び金銭は、大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例第2条に規定する指定寄附の中から、本町に受益があるものとして町長が指定したもの」としております。

以上の3点の条件を満たした法人等に対する寄附金を、寄附金控除の対象として条例に追加するものがございます。

次に、条例新旧対照表の1ページの下段の、附則第10条の2（公益法人等に係る町民税の課税の特例）でございます。

これにつきましては、第21条第1項第3号におきまして「租税特別措置法」を引用したことにより、本条におきましては施行年及び法律番号を記載する必要がなくなったため、当該部分を削除するものがございます。

最後に、本条例案の施行期日につきましては公布の日からとしておりますが、大阪府が平成27年1月から施行していることから、本町におきましても平成27年1月以降に支出した寄附金から適用できるように、経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 「新しい公共」の理念を具現化するため、その担い手となる公共性のある法人、例えば認定NPO法人や社会福祉法人が寄付を集めやすい環境を整備することを目的としている。また個人住民税の寄附金控除の対象を、その目的のため拡充するものと認識しています。

質問します。規則にある大阪府の指定寄附金とは、具体的にどのようなものを言うのですか。もう一つは、例えば環境保全団体、世界自然保護基金（WWF）ですか、あるいは国際連合児童基金（ユニセフ）に寄附した場合は、大阪府の府民税や、島本町の町民税の控除は受けられますか。

2点です。

総務部長 まず、第1点目の大阪府の規則でございますが、大阪府の適合基準では、大阪府内に事務所または事業所を有すること、また大阪府内において主たる目的である業務を現に行っていること、府税の滞納がないこと、それから「大阪府暴力団排除条例」第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと、その他規則で定める要件に該当すること、というふうにされております。

それから、2点目のユニセフとかというのは、該当はいたしません。

以上でございます。

戸田議員 わかりました。そうすると、私は思うのですけれども、寄附を行う市民の立場からすれば、ある公益団体の担う社会的な使命に賛同して、自らの意思で寄附をするのですから、その団体が大阪府にあるか、島本町にあるかどうかによって、税控除のあるなしが判断されるのは、本来ならば納得できかねるところなんです。

この寄附という行為の本来の趣旨を、町民税収入という視点から制限してしまうのではないかと懸念していますが、この点はどうなのでしょう。例えば茨木市のように、対象を市内や府内と指定することなく、全国に広げておられるところもあります。税額控除の対象が、ユニセフなど世界規模の公益団体への寄附でも町民税の税額控除が受けられる、茨木市のような、全国にということは考えられなかったのでしょうか。

総務部長 寄附金のお尋ねでございますが、本町の今回の条例案におきましては、町内に事務所・事業所を有することというのが大きな点でございますが、府内の今現在の状況でございますが、市域とか町域で事務所・事業所があることを条件としている団体は22団体でございます。大阪府内全域を対象としているところが4団体、全国を対象としているのが2団体ということで、まだ条例改正の時期が不明で、あとの9団体は未定という形になっておりまして、多くは、先ほど冒頭に申し上げましたように、自分のところの自治体の市域・町域を限定とした形で運用される形になっております。

以上でございます……、すいません、ちょっと答弁漏れがございました。

考え方といたしましては、規則の中で一定、後段のほうですが、「本町に受益がある

ものとして町長が指定したもの」という形で、本町にということでございますので、町内の事業者さん、事務所、そういった形で限定をさせていただいておるといってございます。確かに、寄附がありますと住民税は減ってしまいます。ただ、町内の事業者さん、事務所さんのほうにある法人・団体などにお金が回ることによって、その地域内でお金が循環しているというふうな判断のもと、「町内に事務所・事業所」があるというのを条件にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 確かに、ご説明いただいたように、本町に受益があるものとして、というのは町税ですから、町内にというふうな、自分のところに限定するというのもわからなくはないなというふうに思います。

しかし、こういった考え方ができないかなということでは視点を変えてお訊きするんですが、地域の公共性を担うものを積極的に支援するというのはわかります。例えば、本町でしたら水上隣保館、この養護施設は全国的に規模も大きく、寄附されるところが全国にわたっていると思います。町内外から多額の寄付を得られておられると認識しています。各都道府県、市町村が、自分ところの公益団体に寄附すれば住民税の税額控除を受けられますよと決めてしまうと、結果的に本町のように規模の小さな自治体にある公益団体にとっては不利な条件になるのではないかなと懸念しています。そういった考えは成り立たないのでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、周知方法について問います。住民並びに本町内に事業所を持つ対象法人に、この島本町における市民公益税制をどのようにお知らせされますか。確認しておきます。

総務部長 まず、第1点目の、地域に限定した寄附金になると、島本町のような中小の団体は困るのではないかなということは、ちょっと、よくわからないんですが、一定、全国を対象としている団体、それから府内を対象としている団体がございますが、その辺は、どういう影響を受けるかというのは、ちょっと不明でございます。少なくとも本町に利益があるというふうな判断というのは、本町では町内に事務所・事業所があるということに条件にさせていただいているので、少なくともうちの住民税が外に流れるということはないのかなというふうに考えております。

あと、周知方法でございますが、最終的には、大阪府さんのほうに当該団体と申しますか、町内に事務所・事業所がある該当する団体は、本年の9月末を期限として大阪府のいわゆる指定を受ける必要がございますので、条例を可決していただいた折には、今、候補としてあがっております団体について、町のほうから、こういう制度になりましたという形で、個別にご説明をさせていただく。それから、住民の皆様方につきましては、広報により周知をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

田中議員 ちょっと、今の答弁で確認したいんですが、この資料の3ページにあります、

「大阪府地方税法第 37 条の 2」以下、ありますね。そこに、ちょっとはしよりますが、2 条に規定する寄附金の中からというふうにあつて、先ほど総務部長の答弁で、それが対象として 22 あるというふうに聞きました。その中で、我々が事前に受けたヒアリングでは、先ほどの水上隣保館のほか、それも含めて 6 件あるというふうに聞いてたんですが、その差引をしますと 16 件、これは、いわゆる本町に受益がないということで町長は指定しなかったのかどうか、そのあたりですね。

それと同時に、いわゆる「本町に受益」があるというジャッジをする、その根拠ですね。その根拠はどんなものなのか。そのあたりを、お訊きしたいんですね。それと同時に、受益があるというふうにジャッジした、その団体の具体的な活動実態、これはどのようにしてチェックしたのか、あるいは寄附金の使途をちゃんと公開してるような団体であるのかどうか。その点について、お答えいただきたいと思います。

それに加えて、例えば私が 1 万円の寄附をしたとすれば、所得税で幾ら、住民税で幾ら、確定申告において還付をもらえるのか、そのあたりについてもお答えください。

総務部長 まず、第 1 点目の 22 団体という部分でございますが、私の、ちょっと説明不足でございました。いわゆる、その団体というのは地方公共団体という意味でございまして、事業所さんではございません。先ほど申し上げました 22 団体というのは、市民公益税制を導入するうえで、町内に事業所または事務所があるところに限定しているか、それとも府内にあつても、いわゆる住民税の控除を受けられるかというふうな、そういうことを申し上げただけでございまして、この 22 団体というのは、その市域とか町域に事務所・事業所があるかどうかで限定している地方公共団体ということでございます。

ですから、資料でお配りさせていただいております、今現在 6 団体でございますけれども、資料請求でございました部分で言えば 6 団体、それには変わりありません。ですから、地方公共団体と当該団体というふうな違いでございます。

それから、税額控除、どれぐらい寄附すればという部分でございまして、基本的には税金の計算がございまして、基本的に寄附を受けた部分から 2 千円を引きまして、その分が国税、それから住民税という形で、それぞれ返ってまいります。ただ、限界がございまして、総所得の 30%を限度とするというふうになっておりますので、金額が幾らでもいいというわけではありません。具体的には、総所得の把握が必要となっておりますので、同じことを繰り返してしまいますが、寄附が 1 万円されたという場合であれば、そこから 2 千円を引きまして、住民税で言えば 10%の税率を掛けるというふうな形になってまいります。

以上でございます。

田中議員 今、一つ答弁漏れがあると思うんですが、町長が「本町に受益がある」とジャッジして、町長が指定するわけですよね。その基準を、まず言って欲しいということを申し上げましたね。それから、その基準にあたって、団体の活動実態をしっかりチェッ

クしているのかどうか、あるいは寄附をしたら、その寄附金の使途をちゃんと公開しているのかどうか。そのあたりを対象としてジャッジしてるのかどうか、そのあたりをお答えください。

それから、対象となる6団体以外に、例えば島本町の体育協会なんかがNPOとして活動されてますが、その認定NPOと、島本の体育協会のようなものと、どこで線引きがされて、島本の体育協会は寄附金控除を受けられないのかどうか。その点についても、お答えください。

総務部長 1点目のご質問の「本町に受益がある」というところでございますが、まず条件として、説明のときに申し上げましたように、いわゆる所得税等の控除対象であるというのが大きな条件でございます。次の条件が大阪府の指定寄付金であると、いわゆる大阪府の基準に則っているということが第2の基準。それから第3の基準が「本町に受益がある」ものとして町長が指定したもの、という形でございます。「本町に受益があるもの」としては、町内に事務所・事業所が存在するというふうな形でございます。

それから、その基準という部分で申し上げますと、まず大阪府の指定を受ける必要がございます。先ほど体育協会さんのことも言われてましたが、資料請求がございました外1で、対象寄附金というのを一覧表でお示しさせていただいておるところでございます。これは「租税特別措置法」第41条の18の2第2項に掲げる特定非営利活動に関する寄附金という形でございます。具体的には都道府県知事、それから指定都市市長が認定した認定NPO法人でない対象とはならないということでございまして、今現在、その対象となる団体は、町内にはまだ存在はいたしません。

以上でございます。

田中議員 そうすると、これは(チラシを示して)1階の売店の前に置いてあったチラシなんですけどね、「寄附金に対する税額控除がスタートします」、その中に書いてあるわけです。例えば、先ほどの1万円を寄附したら2千円は引かれて、所得税が40%で3,200円、個人住民税が800円、控除される金額は4千円。これが一つのモデルなんですよ。しょうけれど、大幅に変わるものなんですか。

総務部長 税額控除の話でございますが、この40%の控除というのは、国税のレベルは、総所得金額の40%でございます。住民税は30%という形でございます。

先ほどお示しされました例というのは一例でございます。当然、その方の所得によっても若干変わってまいります。基本的には住民税の計算といたしましては、その寄附金から2千円を引きまして、その10%が税額控除になるという形でございます。その10%の内訳は、府民税が4%、市町村民税が6%という形でございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第5号議案 島本町税条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

特に質疑はいたしませんでしたが、今回、条例の提案をされた提案理由における、「市民公益税制を導入することにより」以下、「本町における民間公益活動を活性化させ、地域課題の解決の促進を図る」という、この目的において、一定、賛成をするものです。

一部拡充をするということですが、この件について、地域課題の解決、あるいは本来の公益活動の活性化というものに、いかに資するかというものについては、今後の町税収入や、あるいは様々なこういった控除の申請、こういった動向は注視していきたい。このことを申し述べまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第5号議案 島本町税条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

使途に制約がある補助金や助成金に比べて、使途の自由度が高い寄附金は、公益団体にとって重要な支援財源です。NPO法人のスタッフの多くが女性であり、女性の社会参画を支えるためにも、市民公益税制は不可欠なものと考えています。

都道府県、市区町村が、自ら条例で指定した寄附金を、新たに個人住民税の軽減措置、寄附金控除の対象にするものですが、全国一律ではなく、条例制定が遅かった大阪府においては、まだ条例化が進んでいない市町村も少なくないと認識しています。そのような中、島本町がコミュニティ推進課の立案のもと行われるこの税条例の一部改正は、町域内の市民公益活動を、市民の寄附行為を促すことによって活性化するものとして評価するものです。対象となる法人等の公益性は、すでに厳格に審査されているものであり、問題がないと判断できます。

しかし、市民の自主的な寄附行為に、地方公共団体が自らの域内に限って税額控除の制度を設けるということが良いことなのか。これは悩ましいところです。本来ならば、島本町においても対象を全国に拡げておきたいところですが、島本町の規模では町税収入への影響も懸念され、このことを理由に、本条例に反対するものではありません。

多様な価値観のもと、多様な市民活動が「新しい公共」を担い、それを市民が寄附行為により支える、これにより、寄附による事業の仕分けが行われるというのが、市民公

益税制の趣旨の一つでもあります。

よって、島本町自身が信頼できる地方公共団体として納税者に評価されるよう、公平かつぬくもりのある行政サービスに引き続き努めていただくよう求めるものです。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第5号議案 島本町税条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

個人が一定の団体等に対する寄附金について、所得税及び個人住民税の税額控除が受けられる制度であり、平成20年度の「地方税法」改正により、各市町村が条例を改正することにより導入可能となり、大阪府が平成27年1月1日より施行されました。大阪府内では、17自治体が制定済み、また本町を含み制定予定で検討中の自治体が19自治体あります。

市民公益税制を導入することにより、本町における民間公益活動を活性化させ、地域課題の解決の促進を図るため所要の改正を行うもので、個人が一定の団体等に対して行った寄附金について、所得税及び個人住民税の税額控除が受けられます。対象となる法人等は、独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、認定NPO等で、大阪府の指定寄附金及び本町内に事務所もしくは事業所がある、2点を満たすもの等が対象となります。本町では、社会福祉法人の島本町社会福祉協議会、大阪水上隣保館、山崎幼稚園などの6法人、事業所が対象です。

本町内にある社会福祉法人などからも本制度の導入の要望もあり、条例の改正を活用し、本町内にある公益的活動を行う法人等を支援することは、住民や事業者等との協働によるまちづくりになると考え、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第6号議案 島本町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第6号議案 島本町手数料条例の一部改正について、ご説

明申し上げます。

(第6号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてでございます。

今般、ニホンジカ、イノシシなどによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化したこと及び狩猟者の減少・高齢化などにより狩猟・捕獲の担い手が減少したことなどを受けまして、鳥獣の捕獲等の一層の促進と、捕獲等の担い手育成が必要となったことから、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が一部改正されることとなりました。この改正によりまして、本条例が引用しております法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められたことから、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部改正が、政令により平成27年5月29日施行とされましたので、本条例につきましても同日付けで施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第6号議案 島本町手数料条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

外村議員 改正内容を見ましたら、現行と改正後の案で見たら、どの条文にも「管理並びに」というのだけが付け加えられると。別表第8も同じように、各3項に同じような文言が追加されるだけなんですけども、対象の金額は変わらない。

具体的に島本町において、じゃ、どういうふうになるのか。これが変わることで、何が島本町にとって、いいほうになるのかというのがあったら教えてください。

都市創造部長 今回の条例改正に伴います島本町への影響ということでございますが、今回は法律名の中に「管理」という言葉が挿入されたということで、今回、特に手数料が変わるわけでもなくて、影響というものは特にございません。

以上でございます。

外村議員 いや、「管理」が付け加えられるわけでしょう。何か当然、これに対する、いい方向のアクションがあるんじゃないですか、ということを訊いているんです。

環境課長 今回の法律改正に伴いましての「管理」の部分でございますけれども、これまで有害鳥獣として本町では駆除いたしておりましたイノシシとかシカですね、これが農業被害が増えているということから、頭数管理を今後、国のほうでも力を入れてやっていきたいということで、今回のこの法律名には「管理」という部分の文言が入っております。

これを受けまして、本町のほうで何か影響があるのかという部分につきましては、特段影響はなく、これまでどおり事務等を進めていくことによって、農業被害の軽減等を進めていきたい。

今回の手数料の部分でございますけれども、これにつきましても、これまで町といたしましては、過去に、平成19年に大阪府から権限委譲を受けましてやっておる事務でございます。特に何をしていたかと申しますと、愛玩目的で使用するメジロとか、そういった部分での登録とか、そういったものはこれまでやっておったんですけれども、今現在は権限委譲につきましては、大阪府下においては愛玩目的で飼育することができない。こういったことから、手数料等につきましても変更なく、今回の法律名の改正の部分のみを条例改正としてあげさせていただいたものでございます。

以上でございます。

外村議員 先ほども言いました「管理」ということで、頭数管理というふうにおっしゃいますけれども、現状、頭数管理は何頭というふうに決められていて、これをさらに増やそうとされているのか。その辺についてお伺いします、現状と。

環境課長 今回の、この「管理」という部分でございますけれども、頭数を増やすということではなくて、農業被害を受けておりますイノシシ、それからシカにつきまして、国のほうでは推計して頭数を把握しておるんですけれども、これを10年後には半減をしたいということで、頭数のほうを減少させるということでの「管理」という部分で、今回の法律名には入っております。

以上でございます……、（外村議員・自席から「現状の頭数管理、してないの」と発言）……。島本町での頭数管理はいたしておりませんが、今現在、国のほうで推計をしておりますのが、シカが261万頭、それからイノシシが88万頭を、全国でいると。ですから、これを半減させるということを国のほうで目標を掲げておりますので、今回の「管理」という部分は、そういう意味合いでございます。

戸田議員 鳥獣の「管理」とは、今もおっしゃったように生息数を適正な水準に減少させること、あるいは生息地を適正な範囲に縮小させることと認識しています。野生動物の保護だけではなく、生息数を適正規模に減少させる「管理」を目的に追加することで、野生鳥獣行政は、保護から捕獲へと移行していきます。

そこで、お尋ねします。島本町が今後行うべき野生鳥獣行政は、どのように変わっていくのですか。今回の条例に関連して、手数料を支払い、登録を受けた者の役割も変わる、そういうものなのでしょうか。

環境課長 今回の「手数料条例」の改正に伴っての本町の事務手続きにつきましては、特段、変わるものはございません。

今後の野生鳥獣の管理の部分で申しますと、これまでも取り組んでおります有害鳥獣としてのシカ、それからイノシシ、これらの頭数を減らす、駆除する、これが本町とし

での、今後引き続きやっていく事務であろうと考えております。

それから、今回の手数料条例で、もし本町が許可等する部分でございますけども、これにつきましては、例えばですが博物館とか動物園とか、これらに類する施設における展示等をする場合には、今回の登録の許可手続きというものが入ってまいります。これらにつきましては、今現在は島本町のほう、本町域については島本町でしておりますので、今後、こういう手続きが必要な場合のみ、手数料としての手続きというのは発生してまいります。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第7号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第10号)及び第8号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第2号)の2件を、一括議題といたします。

なお、本案2件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

(午後2時05分 河野議員退席 同2時07分 河野議員出席)

総務部長(登壇) それでは、第7号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第7号議案 朗読)

次に7の7ページでございます。「第2表 繰越明許費」でございます。

「第一中学校耐震補強工事設計等業務」につきましては、平成 26 年度一般会計補正予算（第 6 号）におきまして、建築単価の上昇に伴う耐震補強工事設計費の単価の入れ替え及び仮設校舎等の建築確認申請などを実施するため、予算措置させていただき、事務を進めてまいりました。しかしながら、学校運営に支障が出ないようにするための学校側との調整や、改修についての大阪府との協議に時間を要しており、今後、予定されている建築確認申請等の審査にも 1 ヶ月以上を要する見込みであることなどから、年度内に事業が完了できないため、繰り越しさせていただくものでございます。

次に 7 の 8 ページ、「第 3 表 地方債補正」でございます。

「公共事業等債」につきましては、防災行政無線整備工事の財源である防災・安全交付金にかかる補助事業の地方負担額に充当する地方債でございます。今般、防災行政無線整備工事の金額が確定するとともに、防災・安全交付金の交付金額が確定し、それらに伴いまして公共事業等債の起債額も確定いたしましたことから、補正させていただくものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、通常予算ベースでの最終補正でありますことから、事業費の確定など決算見込みを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、7 の 11 ページ、「歳入」でございます。

第 10 款 地方交付税、第 1 項 地方交付税、第 1 目 地方交付税 368 万 9 千円の増額につきましては、国の平成 26 年度補正予算（第 1 号）におきまして、普通交付税の調整額が復活交付されることになることから、増額となるものでございます。

第 12 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 民生費負担金、第 1 節 年長者福祉費負担金 57 万 4 千円の減額につきましては、年長者援護施設入所者が 1 名減となったことによるものでございます。

第 13 款 使用料及び手数料、第 1 項 使用料、第 1 目 総務使用料、第 1 節 ふれあいセンター使用料 72 万円の減額についてでございます。ふれあいセンター地下 1 階レストランススペースの行政財産の目的外使用につきましては、平成 26 年 6 月までは従前の事業者、また本年 1 月からは新事業者に許可したものでございます。そのため、平成 26 年 7 月から同 12 月までの 6 ヶ月間の予算を減額するものでございます。第 3 目 教育使用料、第 1 節 幼稚園使用料 617 万 8 千円の減額につきましては、当初見込みより利用者が減となったことによるものでございます。

続きまして、第 14 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 民生費国庫負担金 1,937 万 8 千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」の自立支援給付にかかる扶助費の増額に伴うものでございます。

次に 7 の 12 ページでございます。第 2 項 国庫補助金、第 2 目 民生費国庫補助金 131

万円の減額につきましては、母子福祉費にかかる高等技能訓練促進事業費の減額に伴うものでございます。第3目 衛生費国庫補助金 95万5千円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業費の確定によるものでございます。第4目 土木費国庫補助金 9,132万5千円の減額につきましては、防災行政無線事業にかかる交付額の確定によるものでございます。

第3項 国庫委託金、第1目 総務費国庫委託金 133万9千円の減額につきましては、衆議院議員総選挙執行経費の確定に伴うものでございます。第2目 民生費国庫委託金 113万4千円の減額につきましては、国民年金システム改修事業費の減額に伴うものでございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金 968万9千円の増額につきましては、国庫支出金と同様に、「障害者総合支援法」の自立支援給付にかかる扶助費の増額に伴うものでございます。

次に、7の13ページでございます。第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金 76万3千円の減額につきましては、高齢者在宅福祉事業費の減額に伴うものでございます。第3目 衛生費府補助金 95万5千円の減額につきましては、国庫支出金と同様、合併処理浄化槽設置整備事業費の確定に伴うものでございます。

第3項 府委託金、第1目 総務費府委託金 182万4千円の減額につきましては、各種統計事業の確定、また大阪府議会議員選挙の告示日が4月3日に決定したことにより、本年度中には投票所入場券の発送は行わないことに伴うものでございます。

第16款 財産収入、第2項 財産売却収入、第1目 不動産売却収入 74万2千円の増額につきましては、広瀬四丁目地内の法定外公共物売却による収入を計上させていただくものでございます。なお、当該収入につきましては、全額を公共施設整備積立基金に積み立てをさせていただくものでございます。

第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第3目 大字大沢財産区特別会計繰入金 1千円の増額についてでございます。これにつきましては大字大沢財産区内の府営林伐採の案件が発生し、大阪府に対し支払われました伐採補償金のうち40%にあたる2,146円が、分収金として大字大沢財産区に支払われました。この財産区の収入の取り扱いにつきましては、昭和47年9月5日付け大阪府総務部長通知に基づきまして、その歳入の2割相当分となる430円を一般会計に繰り入れることとなっておりますので、増額させていただくものでございます。

次に7の14ページでございます。第2項 基金繰入金、第1目 公共施設整備積立基金繰入金 3,371万7千円の減額につきましては、歳入歳出における財源調整として、同基金からの繰入金を減額するものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入 87万1千円の減額につきましては、文化教室参加者数の減によるものでございます。第5目 過年度収入 8万2千円の増額

につきましては、過年度精算額の確定によるものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第1目 総務債 8,220万円の減額につきましては、「第3表 地方債補正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、7の15ページ「歳出」でございます。

歳出につきましても、年度末の事業費の確定など決算見込みを勘案し、主に減額補正となっております。

なお、人件費の補正につきましては、内容が多岐にわたっておりますので、最後に一括して説明させていただきます。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費 28万2千円の減額につきましては、議員調査研修費や負担金の確定によるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 484万8千円の減額のうち、第8節 報償費 6万4千円の減額、第13節 委託料 180万5千円の減額、7の16ページの第19節 負担金、補助及び交付金 25万4千円の減額までにつきましても、それぞれ事業費の確定や決算見込みによるものでございます。第3目 防災計画費 5,883万5千円の減額につきましては、本年度の防災行政無線整備にかかる事業費確定によるものでございます。次に7の17ページにかけて、第6目 企画費 43万2千円の減額でございます。これにつきましては、それぞれ企画調整事務事業の金額確定によるものでございます。第7目 広報費 209万1千円の減額でございますが、これにつきましては広報事業における印刷製本費及び宅配単価の確定によるものでございます。第9目 人権推進費 39万4千円の減額でございますが、人権・平和啓発にかかる事業費などの確定によるものでございます。次に7の18ページでございます。第11目 人権文化センター費 188万4千円の減額でございますが、耐震化にかかる事業費などの確定によるものでございます。第13目 財政調整基金等積立金 74万3千円の増額のうち、財政調整基金積立 1千円の増額につきましては、歳入でもご説明させていただきましたとおり、大字大沢財産区特別会計繰入金を積み立てるものでございます。また公共施設整備積立基金積立 74万2千円の増額につきましては、法定外公物売却に伴う収入を全額積み立てさせていただくものでございます。第14目 ふれあいセンター管理費 5,400万円の減額につきましては、主に住民ホール解体撤去工事にかかる工事費について、本年度は前払金のみの支払いとなったことから、減額させていただくものでございます。なお、残金につきましては、平成27年度当初予算に計上させていただいております。

第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費 51万4千円の減額から7の19ページの第4項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費 4千円の減額、第3目 衆議院議員選挙費 133万9千円の減額、7の20ページの第4目 大阪府議会議員選挙費 85万円の減額、第5項 統計調査費、第1目 諸統計費 97万4千円の減額及び7の21ページの第6項 監査委員費、第1目 監査委員費 12万5千円の減額の、以上につきましては、それぞれ事業費確

定や決算見込みによるものでございます。

次に7の22ページの、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費62万9千円の減額につきましては、委託料の確定によるものでございます。第2目 障害者福祉費3,875万7千円の増額につきましては、「障害者総合支援法」の自立支援給付にかかる扶助費の増によるものでございます。続きまして、第4目 年長者福祉費252万3千円の減額から、7の23ページの第6目 後期高齢者医療費47万7千円の減額、第7目 介護保険費14万円の減額、第8目 母子福祉費194万6千円の減額につきましても、年長者・母子等にかかる事業費確定や決算見込みによるものでございます。

次に7の23ページから24ページにかけての、第2項 児童福祉費、第3目 児童福祉施設費530万4千円の減額につきましては、保育所運営及び施設整備費の決算見込みによるものでございます。

第4項 国民年金費、第1目 国民年金総務費113万4千円の減額につきましては、委託料の確定によるものでございます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費1,281万4千円の減額から、7の25ページの第3目 予防費837万1千円の減額につきましては、がん検診や妊婦健診等の保健事業及び予防接種事業の決算見込みによるものでございます。

第2項 環境衛生費、第1目 生活環境総務費321万3千円の減額、第2目 環境保全費323万7千円の減額につきましては、生活排水対策事業、環境保全対策事業及び大気環境測定事業の金額確定によるものでございます。

7の26ページの第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費510万9千円の減額及び第3目 し尿処理費300万8千円の減額につきましては、ごみ処理事業及び清掃工場施設維持管理事業、し尿処理事業及びし尿施設維持管理事業の金額確定及び決算見込みによるものでございます。

7の27ページの、第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費10万円の減額につきましては、広域再就職説明会において、本町は引き続きホームページ掲載の担当となったため、予算額が不用となったものでございます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育委員会費6万4千円の減額につきましては、教育功労者表彰事業及び負担金の金額確定によるものでございます。7の28ページの第4目 放課後子ども支援費381万7千円の減額につきましては、学童保育室運営事業及び放課後子ども教室推進事業費の決算見込みを勘案し、減額となるものでございます。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費、第13節 委託料4,290万4千円の減額のうち、7の29ページの耐震補強工事設計業務3,713万2千円の減額につきましては、各小学校の耐震補強工事設計業務の完了によるものでございます。第三小学校改築基本構想業務272万円の減額につきましては、入札による金額確定でございます。その他につき

ましても、事業費確定や決算見込みによるものでございます。第18節 備品購入費 64万9千円の増額につきましては、第一小学校・第二小学校及び第四小学校で児童数及び学級数が増加する見込みであり、机・椅子等の備品が不足することから年度内に購入させていただくものでございます。第2目 教育振興費 132万円の減額につきましては、当初の見込みに比べ、就学援助の認定児童数及び支給金額が少なくなったことによるものでございます。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費 93万1千円の減額のうち、第13節 委託料の生徒健康診断 20万4千円の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。中学校給食棟設計業務 32万4千円の減額につきましては、入札による金額確定でございます。公有財産測量等業務 110万円の減額につきましても、町立第一中学校用地境界確定業務について、入札による金額確定でございます。第14節 使用料及び賃借料 10万8千円の減額につきましても、事業費確定によるものでございます。第18節 備品購入費 80万5千円の増額につきましては、第二中学校で生徒数が増加する見込みであり、机・椅子などの備品が不足することから、年度内に購入させていただくものでございます。次に7の29ページから30ページにかけての第2目 教育振興費 219万6千円の減額につきましても、事業費の確定や決算見込みによるものでございます。

第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費 140万9千円の減額のうち、第7節 賃金 67万1千円の減額及び7の31ページの第13節 委託料 28万1千円の減額につきましては、幼稚園管理運営事業費の金額確定や決算見込みによるものでございます。

第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費 23万1千円の減額につきましては、主に会議の開催回数の確定によるものでございます。次に、7の31ページから32ページにかけての第2目 青少年費 99万3千円の減額につきましては、青少年人権教育事業、青少年教育事業、成人祭事業及びキャンプ場事業の事業費確定によるものでございます。次に7の33ページでございます。第3目 文化財保護費 31万3千円の減額、第6目 生涯学習費 124万6千円の減額につきましても、それぞれの事業費確定によるものでございます。

最後に、7の34ページ、人件費の補正についてでございます。「特別職」につきましては、各会議の開催日数の確定などによるものでございます。次に7の35ページでございます。「一般職」につきましては、職員手当の確定など、決算見込みを勘案し、現計予算を精査したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは続きまして、第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第8号議案 朗読）

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

8の7ページ、「歳入」でございます。

第2款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入 2千円の増額でございます。

大沢地区の山林につきましては、大阪府が地上権を設定し、府営林としております。今回、テレビ大阪株式会社におきまして、立木の遮蔽影響によりテレビ電波の送受信に影響があることから、樹木の伐採を行うこととなり、大阪府に対し支障木補償金として5,364円の伐採補償金が支払われました。これに伴い、大阪府と昭和44年に締結いたしました地上権設定にかかる契約に基づき、その40%にあたる2,146円が財産区に分配されたものでございます。

次に、8の8ページの「歳出」でございます。

第2款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金1千円の増額でございます。これにつきましては、先ほど第7号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第10号）の提案説明のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後2時36分～午後2時50分まで休憩）

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案2件に対する質疑を行います。

岡田議員 補正予算の中から、7の29ページにあります第三小学校の基本構想業務に関して、お訊きしたいと思います。これに関しましては大綱質疑等もございますので、答えられる範囲で結構ですので、簡単にお答えいただければよろしいかと思っております。

まず、この基本構想業務は3月末までということになっておりますが、これは今現在は、まだできあがっては来てないと推察いたします。その中で話をさせていただきたいと思っておりますが、先日、2月21日の読売新聞の夕刊ですが、これにちょっと関係がありますし、私のおうちのほうにも住民の方からの問い合わせ等もございますので、この件に関しての、ちょっと関連の質問をさせていただきたいと思っております。

担当部署の方、町の担当者は「見通しが甘かった」というようなことを話されておられますが、この「見通しの甘かった」というのは、何を指すのでしょうか。それを教えていただきたいということが1点ですね。

これに関しての期限が、一応15年度末までが国からの補助金ということになっておりますが、これに関して、第三小学校に関しましては、国からの補助金が下りるのでしょうか、どうでしょうか。簡単で結構です、大綱質疑もしておりますので、よろしく願いいたします。

教育こども部長 それでは、第三小学校の基本構想に関して、ご答弁を申し上げます。

先日、読売新聞のほうで報道されまして、「見通しが甘かった」という一文がございました。私、実際に取材も受けまして、私自身も回答させていただいたんですけども、これまでの第一中学校の想定をしていなかった杭の部分であったり、第三小学校もそうなんですけども、耐震補強によりまして使えなくなる教室が出てくる、というような部分がございました。

本町では、耐震診断業務から時間をかけて、27年度末にはすべての学校の耐震化をするという目標でやってきたわけなんですけども、実際、平成27年度にすべて終わらないという現状を突きつけられたときに、当然、最終的には何があったにしろ、見通しが甘かったという結論になってしまうのかなというふうに思いますので、そういった意味合いで、事情は説明はしたんですけども、記者のほうはそういうふうに、最終、取られて書かれたということでございます。

それから、今後、第三小学校耐震補強なり建て替えも必要になってこようかと思えますけども、そこに対する国庫補助につきましては、嵩上げ部分については平成27年度で終了いたしますけども、最低限、国庫補助は3分の1の補助というのは残っておりますので、補助金については最大限活用して対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 耐震化におきましては、私たち公明党も、国のほうでもすごく力を入れておりますので、やっぱり文科省だけの予算は限られているということで、国の防災予算も一部使っていくということで、政府をあげて、毎年、学校の耐震化の予算は下ろしていくというようなことで、一生懸命、国のほうでも頑張らせていただいたという経過がございますので、ほんとに耐震化に関しては、27年度までに終わるといような態勢を取って欲しかったという思いは持っております。

この新聞の取材に関しましても、これはやっぱり教育委員会がそういう強い思いがあっても、財政のほうとか、いろんなところの調整もあって遅れたということもあるかと思えますんですがね、何か教育委員会だけが、別に見通しが甘かったというような、そういう悲観的なことを新聞社のほうにおっしゃらなかつても良かったのかなというふうには、内心、思っております。

教育委員会のほうも、お聞きしますところ、やっぱり12月の末には全学校の子ども達を通じて、父兄の皆さんに町立の小・中学校における耐震化の現状と、平成27年度における工事予定ということでね、全子どもさんに事情説明というんですか、そういう文書も持って帰らせておられますし、また1月1日付けの広報におきまして、住民の皆さんにもしっかりと周知徹底され、一生懸命されていらっしゃるのにも関わらず、読売新聞が、このようなことを書きましたのでね。ほんとに残念だなという思いを持っている次第でございます。

あと、すいません、長くなりますので。そうしますと、27年度には、この基本構想業

務の結果を受けて話し合いをされて、そして今度は実施設計という段階に入るかと思うんですけども、この実施設計というのは、この27年度の中の補正予算等を出されてされますか。その辺のスケジュールというのがあれば、ちょっと教えていただければありがたいかなと思います。

あとはまた川嶋議員のほうに、大綱でパトタッチしますので、その辺まで、よろしくお願いいたします。

教育こども部長 27年度の第三小学校の基本構想に関わる設計でございますけども、まだ今現時点でお示しできる状況にはございませんけれども、一定、幾つかの案をまとめまして、その中から、どういった形で耐震化を進めていくのかということについては、また改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、それが決まりましたら、できれば平成27年度中の早い時期に補正予算を計上させていただいて、基本設計と実施設計、同時並行的な形で進めさせていただいて、何とか27年度中に設計ができたらいいなというふうに考えておりますが、この点については、まだちょっと、今後、いつの時期ということは明確にはご答弁できませんが、最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 最後に要望で止めておきますが、できるだけ来年の夏休みには、少しでも工事に取りかかれるような、そのように努力をしていただきたいことを要望いたしまして、終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

河野議員 第7号議案及び8号議案において、質問させていただきます。

今、質疑が出まして、重ならないようにとは思いますが、やはり、この2015年2月21日土曜日の夕刊、読売新聞の小・中校、「耐震不足2,400棟残る」という、この大きな記事、見出しと、そこに採用された写真が町立第三小学校だったということで、さすがにやはり21日、22日には、住民の方から私たちのほうにもお問い合わせや不安の声が寄せられました。

ただ、この記事が、時系列で言うと、この時期にこの報道をされたことによって、それまでに様々な議決をしていって、学校関係者やPTAにも周知をされてきた直後であったと思うんですね。そういう意味で言うと、正直申し上げて、やはりその記事を見たときには、何か新たなことが発生したのかという、一番、議決の当事者である私自身も不安がよぎったというのが正直なところであります。何か知らないところで新たなことが起こったのか、というふうに思わせるような記事だったということですね。

その点では一定、間違っただけではなかったかも知れませんが、その時期的なもの、2月21日土曜日ということでこういう報道をされたことによる波及ということでは、何か報道関係者には照会なり、その後、申し入れなりとかいうことの必要性を感じておら

れるのかどうか。その点、それは取材を受けられた当事者が一番ご存じだと思いますので、答弁を求めたいと思います。

これで言われている小・中校、1校ずつ「建て替えか、より大規模な工事が必要と判明」というのは、あくまで第三小学校と第一中学校のことを指すのか、ということですね。ちょっと、記事を皆さんが持っているわけじゃないので、ですが、ここで示されている小・中1校ずつが耐震化完了は2016年度以降になりそうだということは、第一中学校・第三小学校を指すのかということですね。その点、確認をさせていただきます。

先ほど、岡田議員からも質問ありました、議決もし、議論し、一定の方向性を出し、一気にこれから進めようとしている矢先の記事ですので、新たな不安ということで、そちらにもいろいろ問い合わせがあったのではないかと思います、その現状とともに、再度の広報が必要になってきたのではないかというふうにも思いますが、いかがでしょうか。再度、教育委員会として学校の耐震化の今後のスケジュール、見通しについて、広報の必要性が生じているのではないかと思います、いかがでしょうか。答弁を求めます。

あと、資料要求を一定しております。議案で言う衛生費の委託料ですね。保健衛生費のほうの衛生費です。そちらの委託料で言う、様々な健診の事業費確定による減額補正が出ております。この減額の金額は、私自身としては小さくないなと思っておりまして、今、「健康しまもと21」とか、あるいは女性の乳がん検診の関係ですね。致死率等の関係なんかも含めてね、より勧奨し、推奨していくものだと思っておりますが、これだけの減額が出るという背景について、何らかの検証をされているのか。

これは決算でしっかりやらなければいけない課題ではありますけれども、かねてから私たちとしては、やはり子宮がん・乳がんの検診においては、女性の医師や女性の検査技師を配置しているような医療機関の情報提供であるとか、あるいはマンモグラフィーなどの検診車の投入について、回数や、その機会を増やすということを求めてきましたけれども、そういったことは年々されてきているのか。ただ、女性の医師や検査技師の情報提供については積極的な答弁は得られていないと記憶しております。しかしながら、地域を歩いておると、やはり、そういったこともあって検査にちょっとハードルが高くなっているという該当者もおられるように私たちは感じてますので、やはり、そういったことも、やれることは積極的にやっていただきたいと思うんですが、その点の検証はどうかおられるのか。この金額について、どう把握されているのかというか、どう認識されているのか、答弁を求めます。

それから企画費の、一般質問で何度も問うてきたものです。水無瀬駅前の高槻茨木交通のタクシーの車庫跡地の土地を、施政方針でたぶん2年連続、この土地は売却するんだということを明快に、その方針だけははっきりと出しながら、丸2年、予算を計上しながら、2年とも執行せずにマイナス、ゼロに減額をするということを繰り返されてき

たということはね、由々しき事態だと思っております。

あくまで私は売却を急ぐなど、売却ありきで事を進めるなという立場で求めてきましたが、繰り返し求めても、売るんだ、売るんだということを町は言い続けたわけですね。しかし、事務執行においては全くできなかったということについては、本当に現場の職員も振り回されたのではないかというふうに、ちょっと思っております。これは明らかにトップダウンの施策だろうと私は想像しますので、議員からは問われますし、何に売るんだというふうに、地域から、近隣から要望は出ますし。それを丸2年も繰り返したということは、ほんとに職員が少ない、超過勤務といいながら、こういったことを繰り返すことが私は一番の問題だと思っておりますが、その点について職員が、この事務事業が全く進捗しない、2年連続ゼロ執行になって、やはりこれはトップの決断や判断の問題だと、結果的には仕事ができなかったという喪失感にも繋がると、業務の不効率や、職員のやる気にも繋がると思っておりますのでね。その点はちょっと、副町長にもお尋ねしたいと思っております。これは単なる減額補正ではないと思っておりますので、答弁を求めます。

参考までに言いますと、翌年度予算には当然、計上されていないというふうに聞き及んでおりますので、予算案、聞き及んでますので、そこは大きな反省を持って、ちょっと答弁をいただきたい。あとはトップの、トップダウンとしての施政方針ではないのかということでは、町長の答弁も求めたいと思っております。

教育こども部長 それでは、学校の耐震化に関しまして、読売新聞の記事に関することでございます。

この時期に報道されたということなんですが、それ以前から、取材は何回かございました。私の推測ですけれども、阪神・淡路大震災から20年が過ぎまして、その1月17日が過ぎての記事でございますので、その辺での学校の耐震化への取り組み状況、これは島本町だけの記事が載ったわけではございませんので、全国的な読売新聞としての取材の中で、現状と、国の嵩上げと言いますか、学校施設の耐震化の目標が平成27年度ということで、あと1年しか残されてない段階で、今後どうなっていくのだろうかという現状も含めて、この時期に報道されたんだろうというふうに思っております。特に読売新聞へ、その後照会したわけではございませんけれども、時期的にはそういうことが考えられると思っておりますので、特に照会の必要もないというふうに考えております。

それと、この記事に関しまして、第三小学校と第一中学校のことが内容に含まれていると。一部、第一中学校については2年間かけての耐震工事をやりますので、2棟あるうちの1棟については28年度にずれ込んでしまうという、細かいところ辺までの記事は書かれてませんでしたけれども、取材の中では、そういうことはきっちりとお説明をさせていただいております。

それから、この記事に関して町への問い合わせですけれども、特に住民の方からの問い合わせは、教育委員会にはございませんでした。また、学校のほうにも直接、そういう

問い合わせがあったとかいうふうには聞いておりません。

それから、今後の広報の必要性でございますけども、平成27年度、小学校3校、それから第一中学校の耐震化を進めてまいりますので、改めて、その辺のスケジュールとか、そういった部分については、これは学校施設全体になるか、また各学校ごとになるかわかりませんが、そういった周知については、保護者の皆さんにしていく必要があると思っておりますので、その辺については十分検討したうえでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 2点目の乳がん検診、それから子宮がん検診の総括的な部分と、それから女性の医師等の情報提供ということでございます。

まず、乳がん、それから子宮がん検診につきましては、コール・リコールという形で今年度も実施をさせていただいております。通常の健診、それからコール・リコールで受診をしていただく方も見込みまして、当初予算を計上させていただいておりますが、結果的にコール・リコールの方の受診率がなかなか伸びなかったというのが現状でございます。

コール・リコールの方の受診されてない方、アンケート調査もさせていただいておりますけども、結果的には人間ドックを受けられておられたり、または職場の健診で受けられておられたりとか、あとは他の医療機関で受けられておられるというのが、上位1位から3位の件数という形になっております。

それ以外の、大阪府内でも、なかなか、これらの検診につきましては受診率が低い状況でございますので、本町といたしましても、広報で頻りに周知はさせていただいたり、また新たな取り組みといたしまして、乳幼児健診に来所されます保護者の方に専用のチラシを作りまして、女性特有のがんでございますので、若年化が進んで、20～40歳の方でも発症される方もおられますよというような文言もつけて、検診の受診のPRにも努めているところでございます。

結果的に、本町におきましては府内でも受診の比率が上位のほうではございますけども、なかなかPRをしても受診していただけないという現状がございますので、これからもなお一層、周知とか啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、女性の医師、あるいは検査技師の件は、以前もご質問いただいたと思うんですけども、高槻市の医師会にもその旨、お話をさせていただいたこともございます。ただ、女性のスタッフの方も病院で異動等もございますので、なかなか広報させていただいても、その方が実際そこに勤務されているかどうか、転勤されているという場合もございますので、その辺はちょっと難しいということでございますので、個別に、いきいき健康課に住民の方とかお問い合わせがありましたら、その時点での情報としての提供はさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地の売却についてでございます。

これにつきましては、以前にもご答弁申し上げましたが、まず周辺自治会の皆さん方との話し合いに一定時間を要したこと、それと本年10月から「番号法」、いわゆるマイナンバーの通知がされるというようなことから、すでにコンビニ交付、住民票等のコンビニ交付が実施されている自治体もございますが、こういう「番号法」が施行されると、かなり急速な勢いでコンビニ交付が進んでいくであろうと、そういったことが見込まれるわけでございます。

そういったことから、その車庫跡地にどういった公共的な機能を付加するのか。それが当初の段階から少し、再度の内容の精査が必要になってきたというようなこともございまして、今現在、詰め段階ではございますが、売却には至っておりませんが、こういったことを十分踏まえまして、どういった公共サービスを付加していくのかというふうなことを早急に決定して、これにつきましては平成27年度中には売却をしてまいりたいということで、事務を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

(河野議員・自席から「質疑で、町長、副町長に求めたんですが」と発言)

川口町長 先ほどの件でございますけど、あの土地を売却したいという考えが変わるものではございません。ただ、駅前が目立つ場所でございますので、早く事務を進めたいというのはみんな思っているところなんでございますけど、先ほど部長のほうからご説明申し上げましたように、どういった機能を、行政サービスの機能、どんな機能を担わせていくかによりましてスペースも変わってまいりますので、そのあたりで今、検討に時間を要している、そういうことでございます。

以上でございます。

河野議員 今、質問させていただいたものについて教育委員会の耐震化、繰越明許に関わって質疑をさせていただいておりますけども、再質問はいたしません、その分、問い合わせもなかったということですから、厳密に言いますとね、私たちが地域で聞いた声があったので、それについては報告させていただいて、どうですかという照会をしますので、全くなかったかと言えば、複数あったんだということだと思っんですね。そこは、それほど別に不安の声は寄せられてないということですから、これ以上は求めませんが、引き続き、広報については必要であるということは求めておきます。

委託料の、確かに女性の検査技師・医師が長期にわたって、そこにずっとおられるかどうかという保障はありませんので、情報提供のタイミングは難しいというふうに思いますが、このがん検診に関しては、やはり受けておられない方の意見としては、そういった情報が欲しいということはおっしゃっておられて、でも、町では情報提供する

という答弁がなかったので、個人的には私たちも調べて、個別にお知らせしたりして、ぜひ受けてくださいということはやってきたつもりですけども、後日訊くと、やはり受けておられないということもあるんですね。

ですし、この高槻島本の管内でいうと、乳がん検診と子宮がん検診を一緒に受けられるようなことを医療機関でもやっておられるところがありますし、町も健康福祉事業室でチラシも配っておられて、私もそういったチラシを使って活用させてもらった経緯もありますが、実際に行ってみますと、申し込みが非常に少ないということがわかりました。10月の第3日曜日、ある機関で両方同時に受けられる、一定女性のスタッフもいるという機関ですので、大いに利用していただければいいんですが、非常に申し込みが少ないようですね。しかし、島本町で国保であれば両方受けても無料であるということがありますから、もっともっと勧奨し、情報提供していただきたいと、それは重ねて申し上げておきます。

それから、あとは回数の増ですね。集団的に受けられる環境にある方——特に女性の場合ですね、この場合——は職場でも勧奨しますし、いけます。しかし、個人とか国保の加入者であるとか、そういった環境にない、夫が非正規労働でとかいう方が、今、すごく増えてますので、そういうような人たちに対しては、やはり町の検診、ふれあいセンターなどでの検診の機会が非常に貴重となってまいりますので、今、日曜日などもやっておられますけれども、夜の検診とか、そういったことも必要ではないかと思いますが、再度、何かお考えがありましたら、答弁をお願いします。

あとは非常勤の報酬の件ですね、この水無瀬駅前の土地の売却に関わる委員報酬の減額については、近隣との調整なり協議が非常に時間を要しているというような答弁がありましたけども、私も水無瀬二丁目に居住してますので、できるだけ近隣や自治会の関わっておられる方にお話を聞いたり、町の動きがあったときにはご連絡いただいたりということをお心掛けてきましたけども、この1年間、それほど近隣の自治会とかと公に、きっちりとした協議をされてきたということは、あまり記憶にないんです。一体、近隣自治会とどのぐらいの件数、回数を、役員さんなどとされてこられたのか。答弁を求めたいと思います。

健康福祉部長 検診についてでございますけども、夜間というのはなかなか難しいですが、個別検診ということで、個別の医療機関でも実施ができますので、その辺もPRはしているつもりですけども、これからも、より受診をしていただけるように積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 駅前のタクシー跡地の件でございますが、これは近隣の自治会との協議ということで、これは、当初は売却の方針を出した段階で、高槻交通さんが撤去されたというような段階で、実際にそこをお使いになっておられる自治会さんと協議をしていっ

て、跡地の問題について、やはり近くにそういうような集会所が必要であるというふうなことから、その際には数回、協議を重ねてまいりました。

一定、その協議が調いましたので、あの状態のままに放置しておくのは非常に治安上もよろしくないということで、売却のときに解体するのか、解体してから売却するのか、そういったことも含めて検討してまいりましたが、取りあえずは当該地については町のほうで撤去して、更地にして、そして事業者を求めるというふうな形で考えておりましたので、今現在、更地になっておりますので、あとはどういった公共的な機能をもって、あの土地を有効活用していくのかというふうなことで、民間の事業者の方の募集を行いまして、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたいということで、27年度の早い段階で売却をしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

河野議員 結局、何回やられたかという答弁がなかったと思うんですね。特に、今、訊いているのは2014年度の予算の中で補正予算の議論しているわけですから、解体にあたっては、たぶん前年度の議論であったと私は思っていますので、厳密にお答えいただきたいと思えます。

私が承知しているのは、自治会の役員さんなどとそういったことの懇談というか情報交換みたいなことをされたのは、近隣自治会でもすべての自治会ではなく、限られた自治会、1回、2回程度でなかったのかなというふうに思っておりますが、情報公開請求したわけじゃありませんので。ですが、もともと、この土地を更地にする、高槻茨木交通跡地としては、もう契約を解除されるときにあたって、第4地区の相当な数の自治会長さんの連名で要望書も出されておりますし、水無瀬駅より淀川側の名店街のほうからも要望書が公式に出されておりました。

しかしながら、町は、その要望書に対しての要望事項の中のかなりの項目については受け入れていないという答弁をね、過去にされています。選定委員の中に住民を入れるということについても考えていないと。そういったことを言いながら、一体、どこでどう議論をされているのか。そこはやっぱりオープンにして、水無瀬駅前全体をどうするのかというふうな形で、今までに要望を出された方などと、しっかりとオープンに議論をする場を作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そうでなければ、どこと、誰としゃべってたんですかと、ストレートに訊きますが、近隣自治会って、何を指すのでしょうか。具体的にお示してください。

総合政策部長 具体的な近隣自治会というふうなことでございますが、これは今、河野議員のほうからご指摘がありましたとおり、周辺の複数の――ちょっと今、手元にはないですが、自治会さんから、今ご指摘のありました要望書もいただいております。それをもって、いつにというふうな資料、ちょっと今、手元にはございませんが、複数回、協議はいたしました。そして、一定、その協議が調った段階で、他の施設を今使っていただ

いておりますので、そこで自治会活動をやっていただいております。また周辺のみなせ名店街からも要望もいただきました。

そういったことを踏まえて、委員の中に自治会の皆さんを入れるということは考えてはおりませんが、庁内でどういった機能を付加していくのかというふうな、そういう内容について、駅前の施設ということもありますので、景観上の問題とか美観上の問題、こういったことも含めて一定の検討が必要であるということで、時間を要しているということでございますので、こういったことが調った段階で、早急に事業者を募集してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

外村議員 3点ほど、お訊きします。

1点目は7の18、航空写真の撮影業務51万4千円の減額。これは一体幾らかかって、残りがこれだけなのか、ちょっと、わかったら教えてください。内容を、何年に1回やるのか、過去に訊いたことあると思うんですけども、改めてお伺いします。

それと7の21、監査委員のやつで、工事技術監査業務を委託されると。これは具体的にはどういう工事を対象にされているのか、委託先はどこなのか、教えていただきたい。

3点目は7の29、小学校及び中学校で生徒が増えるから備品が増えるということですけど、具体的に何人増えるのか。それぞれ小学校で、中学校で。クラス編成に支障がないのか、そのあたりをお聞かせください。

以上です。

総務部長 まず、1点目の航空写真の委託の件でございますが、7の18ページの委託料でございます。これは3年に1回、評価替えというのがございますので、評価替えの前年度に必ず飛行機を飛ばしますので、その費用でございます。委託料は、約430万円でございます。島本町の上空を飛んで、デジタルデータを撮って、デジタルデータとして航空写真に落とし込むというふうな業務でございます。実際には、平成27年1月1日に原則として撮影をしております。

それから、2点目の件でございますが、7の21ページの下段にございます工事技術監査業務でございます。これは町の監査の折りに、工事についても監査の対象としておりまして、具体的に平成26年度につきましては、二中の耐震工事、それから防災行政無線の工事が対象となっております。極めて技術的な監査をしないとイケませんので、業者に委託をさせていただいておるということでございます。契約先は、公益社団法人大阪技術振興協会のほうに委託をさせていただいております。

以上でございます。

教育こども部長 それでは補正予算書の7の29ページの、まず小学校費、学校管理費の備

品購入費の学校管理備品 64 万 9 千円から、まず、ご説明をさせていただきたいと思えます。これは小学校の学校管理備品ということで、現在、第四小学校、6 年生が 2 クラスの 44 人という現状でございますけども、新 1 年生につきましては 95 人が入学をしてくる予定となっております。従いまして、3 クラスになるということで、去年も 1 クラス増えておりますけども、今年度も 1 クラスが増えるということになります。そういった面からしますと、約 50 人が増えるわけでございますので、そういった子どもに対する机であったり椅子等が必要になるということで、今回、増額をさせていただくというものでございます。

それから、中学校費のほうの同じく学校管理備品、こちらにつきましては、現在、第二中学校におきまして、3 年生 116 人在籍しておるんですが、新 1 年生につきましては約 170 人が入学見込みとなっております。こちらも相当増えておりますので、その分で不足する机・椅子を購入するというものでございます。

年度によって、子どもの数は若干増減はしますけども、今回、特に主な理由としては、そういったところ辺で机等が必要になるということでございます。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございます。

先ほどの航空写真の件ですけどね。前も訊いたと思うんですけど、1 月 1 日付けで撮ると。これはどこの自治体でも、そういう撮る期日というのは決められているのかが一つと、ほとんど 430 万円かかったという話ですけども、おそらく、ほとんど飛行機代が高いんじゃないかと思うんですが、これはまさに広域で、同時に高槻も島本も、大山崎町も一緒にとか、枚方も撮るといようなことができないのか。ちょっと素人的に素朴な質問ですが、そうしたら経費が安くなると思うんですけど、いかがでしょうか。

以上です。

総務部長 航空写真の件でございますが、広域ということでございますが、検討したことはございます。実際に、航空写真のこの金額の中で、飛行機代というのはわずかでございます。いわゆる撮影機器が極めて高性能のデジタル機器で撮影するという、そちらのほうが一番費用がかかるのと、あと、いわゆるデジタル化するという作業も入ってまいりますので。

自治体によって、飛ばす時期というのは若干ずれます。それとあと、本町はデジタル画像ですが、アナログ画像のところもございます。そういった意味で、一定研究はしましたが、本町単独でやっておるということでございます。

以上でございます。

外村議員 じゃ、今回、430 万のうち飛行機代は幾らですか。

総務部長 今回の内訳は手元に持っておりませんが、ちょっと後ほど、ご答弁させていただきます。ただ、ほとんどが画像処理といいますか、そういった部分になっておりまし

て、確か100万は絶対いってなくて、数十万だったというふうに記憶をしております。

以上です。後ほど、正確な数字をご答弁させていただきます。

村上議員 1点、お尋ねします。

7の18のふれあいセンター管理費で、工事請負費がマイナス5,400万ということで、先ほどの説明では本年度は前払金のみということで、その残りが減額になったということなんですが、ここに書かれている「施設補修」という文言なんですが、これは解体撤去費的な内容ではないかと思うんですけども、その辺、ちょっと説明していただけますか。それと、この工事に関わる、いわゆる請負金額と前払金と、工事費残金ですね。その内訳を教えてください。

総務部長 7の18ページにございますふれあいセンター管理費の工事請負費、「施設補修」というところに、当初予算で住民ホールの解体撤去工事も入っております。その他の補修工事もトータルで入っております、当初予算では1億2,600万円ほどの当初予算でございました。

それから、今回、住民ホールの解体撤去工事の前払金は4,298万4千円でございます。契約金額は1億768万1,400円でございますので、最終的に約5,800万ほどが、翌年度の予算に計上するというふうな形になってまいります。

以上でございます。

村上議員 金額の内訳は理解しましたんですが、「施設補修」という文言ですね、説明されている中身。これは一見すると、何か補修工事されるのかなというような誤解をするんですけども、その辺はいかがですか。

総務部長 26年度の当初予算で、もう少し説明欄を、二段書きにするなりしておけば良かったというふうに、今、感じておるわけですが、最終的に、この欄は説明文でございまして、27年度の予算におきましては、通常の施設補修と解体撤去工事の二つのほうで計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど契約金額と前払金の差を、若干、不正確に申し上げましたので、正確に言いますと、約6,500万程度が来年度予算のほうにあがってくるものと考えております。

以上でございます。

村上議員 この施設補修ということですけども、内容的に、本来、施設補修業務のウェイトが金額的に高い場合は、ある程度理解するんですけども、今回のこの工事については、解体撤去工事が主な業務になるかと思うんです。そういった意味合いからすると、この「施設補修」という文言は、ちょっとおかしいように思いますが。

総務部長 この「施設補修」という説明欄ですが、これは当初予算が「施設補修」といつてますので、その用語に金額がくっついておりますので、申しわけないんですが、決算まで、その名前を続けざるを得ないということでございます。

確かに、おっしゃっておられますように解体工事という部分でございますので、27年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる二段書きという形でやらせていただいておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時37分～午後4時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 先ほど外村議員のご質問で、航空写真のときの飛行機の運行費用というご質問でございましたが、消費税込みで約47万円でございます。

以上です。

平井議長 議員の皆様にご報告をいたします。

先ほど議会運営委員会でも報告いたしました、第18号議案について町長より訂正の請求があり、会議規則第20条の規定により、議長において、これを許可いたしました。

本会議終了後に、第18号議案の差し替えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

他に質疑ありませんか。

田中議員 まず、質問の前に要望があるのですが、今回の平成26年度島本町一般会計補正予算(第10号)、これで減額が1億9千万、それに対して、主なところでは防災行政無線の整備工事の減額が5,772万、それからもう一つ、先ほど話題になった、これは住民ホールの件でしょうけども、その減額が5,400万。合わすと1億1,100万ぐらいになりますかね。全体の60%を、この二つで占めてるわけですよ。それで、関連すると大沢の木の伐採で2千円ぐらいの分もあるんですけども、全体で非常に大きいものと、そうでないものと、いわゆるメリハリをつけずに、上から下まで一続きで読み上げていただくというのは、ジャッジ、こちらがするという立場からしますとね、非常に大きい金額のものはより詳しく、そういうふうな説明をしていただければ非常にありがたい。大沢の木を切って2千円ぐらいはどうなってもいいというようなことだと思うんですよ。

それよりも、なぜ住民ホール関係で5,400万減額になったのか、あるいは先ほど申しました防災行政無線の整備工事で5,770万減額になったのか。そういうことを詳細に言って、ウェイト配分していただきたい。予算においてもそういう配慮をして、これから説明していただきたいと思います。

そこで質問です。7の16、防災行政無線整備工事で5,772万円の減額がありますが、どの点が減額されて、どうしてこんなに安くなったのか。そこを、詳細に説明してください。

総務部長 まず、先ほどの補正予算のご説明の部分でございますが、一応メリハリと言い

ますか、大きな減額につきましても、先ほど住民ホールの件につきましても、今年度は前払いだけを払うというふうなご説明をさせていただいたところでございます。それから、防災行政無線の部分につきましても、国費・起債も絡んでおりますので、全体がそういう部分で下がっておりますので、歳出だけが下がっているわけではなくて、特財も同時に下がっておるということで、ご理解賜りたいと思います。

それから、防災行政無線の歳出のほうでございしますが、いわゆる工事費の部分で約6千万近く下がっております。それと、工事監理業務のほうで約55万円ほど下がっておるという状況でございまして、工事のほうの内訳につきましても、ちょっと今、詳細を持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

戸田議員 まず、レストラン使用料について、お尋ねいたします。

行政財産目的外使用許可についてです。平成25年9月の委員会で、私の質問に答えて、総務部長より「賃貸借契約を締結しているとは言え、開館以来18年目を迎える営業をずっとされている。そのあたり法的にどうなのか、学習してみたい。受動喫煙というものについては業者にも引き続き要望、内部でも検討していきたい」とのご答弁をいただきました。どのような検討、議論があつて、前の事業者の閉店に至りましたか。また、法的に何か問題があつたというようなことがあつたのでしょうか。お尋ねいたします。

そして、平成26年6月に募集される場合、使用面積として屋外のカフェテラス30平米が入っておりますが、10月募集の際には、このカフェテラスの面積は入っていませんでした。募集要項にも含まれていません。これは、どのような意味があつたのですか。

使用許可期限は3年間ということです。平成29年12月31日まで、新たな事業者には許可をされました。初動に3年間という期間を設けた、このことはどのような意図があつたのですか。3年後は1年ごとの更新になると認識していますが、間違いありませんか。時期が来たら、更新するか否かを双方が確認し合えることが重要だと私は思っています。万が一にも事業者さんが経営難に陥ってしまわれた場合、頑張り過ぎて、より厳しい状況に陥ってしまわれない環境、重要だと思いますし、また、あるいはこちらのほうから、島本町側から許可を更新しないということの判断を可能にする、そういう協議の場が必要だと思っています。更新に関して、協議の機会をどのように持つのですか。時期や手法などについて、ご説明ください。それが、レストランです。

もう一つは、総務管理企画費、行政評価システム・アドバイザー謝礼について問います。10万円を減額されています。島本町の現状にふさわしいシステムを構築することができるのか、また、する意図があるのか、問いたいと思います。

こちら平成26年9月の総務建設水道委員会において、このことについて確認して尋ねたところ、行政評価システムについては、ここ数年、新たなシステムの構築のために検討を行っている、他市の事例も参考にしながら研究している、アドバイザーの方とも

議論はさせていただいている、という内容の答弁をいただきました。そこで、再び同じ質問をして、ご答弁をいただきたいと思います。島本町の現状にふさわしいシステムを構築することができるのですか、また、する意思があるのですか。

アドバイザーとはどなたで、どういった議論がなされてきたのか。行政評価は、本来、市民意見を反映して議会がそれを果たすものだとは私は考えています。しかし、市民意見を反映するには、客観的なデータとして、この評価システムというのは有意義な部分もあると思います。そして、市民意見を聞くのにも情報提供・共有が必要です。多くの自治体が、この行政評価システムを構築されていると思います。他の自治体の検証はされたのですか。一時期、注目されただけなのか、継続によって地道な成果が得られているのか。このあたりのところを知りたいので、問います。

3点目は、中学校の学校管理費です。他の議員からも質問がありました。第二中学校、机を購入されるとのこと。今回、新しい入学に関しては、第一中学校ではなく第二中学を選択される方が非常に多かったと認識しています。これはクラス編成についてご答弁いただきましたが、第一中学校には、どのような影響があるのでしょうか。現場の教師の方からは、どのような声があがっていますか。その他、課題はありますか。

以上、3点です。お訊きします。

総務部長 まず、ふれあいセンターのレストランの件でございます。

レストランの喫煙ということでございますが、今回につきましては、一応、全面禁煙という形で、その辺の理由は時代の流れというふうなことで、ご理解いただきたいと思えます。

それと、カフェテラスの範囲が今回外れている、1回目の募集と2回目の募集と違う、というところでございますが、これにつきましては第1回目の募集をしたときに、一応、予定者、候補者は決まっていたんですが、最終的に辞退をされたということで、そのときに、外のカフェテラスにウッドデッキなどを付けられるようなことを想定されてまして、いわゆる住民の皆さんが通行するうえで、そういう障害物になると、やはりちょっとまづいなということで、2回目の募集からは、その部分は外させていただきました。

それから、いわゆる今回の行政財産の目的外使用の、いわゆる3年間という部分でございますが、これは「島本町財務規則」の第126条の中に、「行政財産を使用させる期間は3年を超えることができない。ただし、更新を妨げない」ということがございますので、当初は3年間というふうな形で認めております。

それから、更新をする際に、どういうふうな検討ということでございますが、最終的には、相手方さんの意思、引き続き更新をされるかどうか、そういった部分を見極めながら、更新をしないということであれば、また新規募集というふうな形に流れていこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 2点目の、行政評価システムについてのお尋ねでございます。

行政評価につきましては、これまで内部での検討の結果の成果が一定あがった段階で、アドバイザーに対して相談するという事を考えておりましたが、現時点で見直しの案が、まだ固まっていないというふうなことから、年度末までに協議する案件がないというふうなことで、今回、減額の補正をお願いをしたところでございます。

なお、「総合計画」の実施計画にお示しをしております事業につきましては、毎年度評価を実施しております。事業評価という面では、一定、対応してきているのかなというふうには考えております。本町のこれまで実施をまいりました行政評価システムにつきましては、そもそも、現状のまま継続していくのかどうかも含めて、さらなる検証が必要であるというようなことで、まだ、その結果が出ていないという状況でございます。

また、平成27年度の施政方針でもお示しをさせていただいておりますが、既存のイベントについての見直し、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド、これを行って、事業の見直し・仕分けを進めていく必要があるというようなことで、これにつきましては、行政評価システムを今後も活用するというふうなことも視野に入れて、調査・研究をまいりたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

教育こども部長 中学校費の学校管理備品の関係でございますが、現在、中学校では中学校区の弾力的な運用ということをやっておりますけれども、議員ご指摘がございましたように、第一中学校区の子どもさんが第二中学校区へという部分については、数名いらっしゃいます。それについては、引っ越しをされたり、友だち関係等もございまして、逆に第二中学校区のお子さんが第一中学校区へというほうが、どちらかといえば多い状況ですので、弾力的運用によって、第二中学校の子どもさんが急に増えたということではございません。

現在、第二小学校の6年生が117名おまして、通常ですと、大体90名程度が平均的な人数になるんですが、6年生が非常に多い年代であるということで、その部分が第二中学校に中学1年生として入学してまいりますので、その部分での第二中学校での生徒の増というのが、大きな理由になっております。

以上でございます。

戸田議員 第二中学校が多くなった理由は、校区の弾力的運用が理由ではない、ということをお答えいただきました。私の認識が少し間違っていたようです。

それから、レストランなんですけれども、法的に問題がなく、喫煙というようなことが原因、要因であったと理解しているのですが、ちょっと一つ目の質問の答えが違っていたように思いますので、18年間、ずっと同じ業者であったということが、それが法的にどのようだったのか、検討してみたいというふうにおっしゃっていましたので、その

あたりに問題はなかったのか。また喫煙ということに関して、庁内で検討されて、それが原因で撤退されることになったのか、そのあたりのことを問いました。喫煙に関しては、時代の流れということでおっしゃってましたけど、どんな議論があつてなったのか、というところをお示ししていただきたいなと思って質問しました。補足するご答弁があれば、お願いしたいと思います。

ウッドデッキの件は、わかりました。確かに、今も屋外カフェテラスの部分はおそらく通行、あるいは自転車の駐輪場に近いかもあつて使われていると認識していますので、正しい判断であつたなと思いました。

それから、レストランについては再度問いたいんですが、期間満了・撤退の際は、原状回復となつていますが、「原状」とはどこまでを原状とするのか。その大まかな定義をお示し下さい。もともとあつたテーブルや椅子等、そういったものを使われずに改修された場合、こういった分はどう考えればいいのでしょうか。そのところを確認しておきたいと思います。

行政評価システム・アドバイザーです。私が議員になってから、これはずっと気になっていました。つまり、もう数年、6年近く、私が知る限りでも進展がないというか、ずっと検討中ということになっていると思います。ご答弁は、委員会で問うたのと何ら進展がございません。数年にわたるアドバイスを受けても、本町の現状に合うシステムの構築には至らなかつたのだとしたら、今後も新たな成果は得られないのではないですか。職員の仕事としていつまでも残り、いたずらに引き継がれて、そして「検討中」ということで業務が減らないだけという、これこそ、この部分を事業で仕分けしていかなくちゃいけないのではないかと思つているぐらいなんです。この点、いかがですか。

また、島本町の行政サービス、あるいは事業、施設、やむなく廃止しなければならないときがある。そういったときに住民説明会を開いたりすることができない理由に、この評価システムによる客観的なデータが示せない、ということがあるのではないのでしょうか。この点、見解を問います。

以上です。

総務部長 ふれあいセンターのレストランの再度のお尋ねでございますが、18年間、前事業者はやっておりましたんですが、最終的に向こうの経営判断ということでございます。

それから喫煙につきましては、最終的に、あそこを喫煙の部分と禁煙の部分というふうに分けようと思つたら改修工事が必要となつてまいりますので、そういった経費の部分での検討をしてまいりました。

それから、「原状回復」という部分の定義でございますが、それはまさしく貸す時点で、町の持ち物とそうじゃないものという部分で、ちゃんと色分け、具体的に言いますと、テーブルとか椅子、それからロールカーテンは町の持ち物でございます。ですから、一定、パーティションを設けられるとか観賞植物を設けられるとかという部分について

は、業者さんの部分の費用で、イニシャルでやる部分でございますので、最終的に原状回復という部分でいいますと、そういうもの、業者さんが直に設置された部分というのは、撤去という形になろうかというふうに考えてます。

以上です。

総合政策部長 行政評価システムのアドバイザーに関してのお尋ねでございますが、これまで進展がないというふうなご指摘でございましたが、過去には一定、行政評価を導入し、そして当初、例えば書式が非常に複雑になっておったというようなこともありまして、事務負担に繋がるというようなこともありまして、その書式の見直し、もっと簡易にして、できる限り事務負担を軽減しようというふうなことで一定見直しをし、その際にも、アドバイザーの方にもご相談をしてみいました。

そして、そもそも行政評価を実施するということにつきましては、本町の行財政改革の推進の一環として、健全な財政運営を確立するというふうなことから、この行政評価システムを導入したわけでございます。そういったことから、限られた財源を有効活用するために、その施策の優先度ですとか、コスト、そして住民満足度、こういったことの検証をするためのツールとして、この行政評価システムを導入したというようなこともございます。

ただ、一定、進展がないというふうな部分では、今年度も具体的に相談できていないというような状況もございますので、今後のあり方につきましては、いわゆる、いろんな施設のあり方も含めまして、今後、公共施設の適正化の基本方針に基づいて、そういった内容も踏まえて、この行政評価システムの活用のあり方については十分検証しながら、本町の今後の行財政運営の健全な運営に資するよう努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 レストランの件は、ご答弁、理解、わかりました。

しかしながら、行政評価システム・アドバイザーの件ですね、システムの構築の件。ご答弁、ずっと同じなんです。簡易にして事務の負担を軽減する、簡素な、島本町にあうものを作っていく。本当にされるのならば、ぜひとも早くしていただきたいですし、もしできないのならば、このこと自体を見直す必要がある。事務のための事務になるおそれがあると、私は思っています。なぜならば、今まで繰り返し、膨大な事務量、そしてそういった人件費に見合う効果があるのかどうか検討する必要があると、繰り返し、ご答弁をいただいているからなんです。

これについては、部長、あるいは町長、副町長レベルの判断がなければ、前にも後ろにも進めないのではありませんか。最後の質問にします。

乾副町長 ただいま、ご指摘をいただきました行政評価システム・アドバイザー、この件につきましては、慎重に再度検討をさせていただきたい、このように考えております。

総務部次長 先ほど、田中議員からございました防災行政無線整備にかかる、当初予算と実際の契約のときとの差額についてのご説明でございます。

まず、大きく分けまして、防災行政無線につきましては、同報系と申すものと移動系という二つに分かれます。まず、同報系でございますが、同報系についての機器単体費といたしましては約8千万円の減額、続きまして同じく同報系の工事費についてが、プラス6千万、合計いたしまして、同報系では約2千万円の減額となっております。続きまして、移動系についてでございます。移動系の機器単体の分については、約5,200万の減額、あと工事費については1,800万円の増額。プラス・マイナスいたしまして、移動系につきましては合計約3,400万の減額となっており、それらの額、消費税掛けまして、今回、補正でお願いをさせていただいた額となっているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 1点だけ、質問させていただきます。7の22、障害者福祉費ですね。減額の確定というのが多い中で、高額な増額の部分なんです。扶助費——居宅介護費、あるいは生活介護費、1,424万とか、1,223万とかという増額になっております。これはどんどんと、こういう分野の事業の利用が増えているのだという説明を受けておりました、これは、障がい者をずっと家で見ておられたご家族の高齢化に伴って、自分で見られなくなった、そのせいの増額。家庭で、障がいのある方を支えきれるということが難しくなった、そういう影響の現れと考えられるのではないかというふうに思ったのですが、いかがでしょうか、この点は。

健康福祉部長 障害者福祉費の扶助費でございます。全般的に増額をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、当初、利用される方が年度途中でかなり増加しておるといことで、今、在宅での、なかなか介護等ができないからというお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、障害者の手帳の申請をなされる方が年々増加をしておりますので、その件数を、当初見込んでおる以上に利用される方がいらっしゃるということでございますので、今、ご質問になったような部分も若干あるかもわかりませんが、基本的には障害者手帳をお持ちの方が年々増加されておられる、その方がご利用なされるというのが現状であると考えております。

以上でございます。

佐藤議員 手帳申請が増えるというのは、生まれた方に障がいが多い、あるいは途中で身障者になられた方が多い、そういうことですか。あるいは高齢になって障がいが出てきた、どの部分で増えるということなのでしょう。

健康福祉部長 一番多いのは、やはり高齢になられて、いろんな面で、手術をされたりとかいう部分で障害者手帳をお持ちになるのが、数的には一番多いのではないかと、というのが現状でございます。

川嶋議員 防災行政無線の整備工事費に関して、もう一度、確認をさせていただきたいと

思っております。

先ほどございました同報系・移動系、これに関しましての金額の内訳を示されておりましたけれども、これに関しましての国の補助ですよね。そこら辺の件では、どれぐらいの割合であって、最終的にどのような結果になったのか、もう一度、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

総務部長 防災行政無線の特定財源、国費でございますが、今回、歳入予算のほうで減額となっております。7の12ページの土木費国庫補助金の防災・安全交付金で9,132万5千円。本来であれば、防災行政無線の国庫補助は2分の1でございますが、国のほうの防災・安全交付金の予算枠がございますので、その範囲内でしか国が交付してくれませんので、これだけ最終的には下がったというのもありますし、あと事業費が落ちてるというのも同時にございます。

それから、最終的に事業費が5,800万ほど落ちてますが、国費が9,100万ほど落ちてるといってございまして、いわゆる国費の配分という部分が、今回、かなり落ちてるといって、逆に一般財源が増となっております。国費が落ちると同時に、起債も、国費の部分に絡んできますので、起債も8,220万ほど——交付税措置のある起債でございますが、それも落ちてるといって、最終的に事業費、国費、起債、それぞれ落ちているんですが、その関係が、特財があまりにも多く落ちてると関係で、単費が約1億ほど、今回、増えているという形でございます。

以上です。

川嶋議員 説明いただきました。

当初のそういう補助からの計画、当初からの計画からすれば、かなり、これは計画よりも外れたような結論になっているんですかね。また、ここまでの国費が、特定財源からの国費が、ここまでマイナスになった要因というのは何だったのか。もう一度、お示し下さい。

総務部長 これは補助制度の宿命でございまして、補助金というのは国の予算の範囲内でしか執行できませんので、よっぽど補正予算とかでそれを増額するという場合は、その復活交付というのがございますが、あくまでも日本全体の防災・安全交付金に対する需要が26年度あったということで、本町だけの問題ではございませんので、よろしくお願いいたします。

川嶋議員 26年度、全国的にそのような需要があったということではありますが、それでは、この防災行政無線に関しましての特定財源の割合ですね。ここに関してのメニューへの割合というのは、どれぐらい減ったのか。特定財源ですね、この防災行政無線の……、言い方が悪かったですね、もう1回、言い直します。

防災行政無線への国の補助、これが先ほど、26年度、需要が高まったということで、かなり減額になりました。では、この防災行政無線に対して、どれだけ、最初の、当初

の国の補助からは何割ぐらい下がったのか、補助が。

その点についてお聞かせ願いたいのと、先ほどの中学校の施設整備備品の予算が計上されておりまして、学校の管理備品ですね。二中で117人が、今回、入学されるということで、先ほどお聞きいたしました。その中で、今回、第一中学校に関しましては耐震に向けての、来年、27年度においては準備が始まる場所でありましてけれども、その点についての、一中に関しての児童の保護者さんなりの影響というのは、この二中の生徒の入学数から見て、その点においては何の影響もなかったのか。その点について、お聞かせ願いたいと思います。

総務部長 防災行政無線の財源内訳の件でございますが、まず、事業費そのものも約6千万ほど、正確に言えば5,800万ほどですけども、落ちてます。それから、その事業費が落ちたことによる——本来、2分の1の補助なんですけども、それは理論計算でございますが、大体1億6,500万になります。しかしながら、先ほど申し上げましたように国にも予算がございますので、今回、約1億になってるということで、本来であれば2分の1、つまり50%の特財があるんですけども、率にすれば、31%に止まってるということでございます。

以上です。

教育子ども部長 中学校の生徒の数に関してのご質問でございますが、今回、第一中学校で耐震工事が始まりますけども、それへの影響があつて、子どもさんが第二中学校に流れたということではありません。たまたま、こういう年であつたと。

第一小学校・第三小学校でも、第二中学校に行く生徒と第一中学校に行く生徒がございまして、校区的にといいまして、距離で弾力的な運用はございまして、先ほど戸田議員のほうのご質問にもありましたけども、それによる影響というのは特にございませぬので、住んでいる地域が第二中学校区の生徒さんが一小・三小でも多かつたということと、先ほどご答弁申し上げました第二小学校については特に6年生が多かつたので、第二中学校が急に増えたということになりますので、よろしく願いいたします。

平野議員 一般会計補正予算、3点、質問いたします。

7の22の障害者福祉費、先ほど扶助費について大きな増額となっていること、質問があつたと思います。3,875万7千円という増額補正予算になっておりますけれども、私は、この増額につきましてはね、それぞれのいわゆる福祉サービスというか、給付を受けて、当然、その利用した当事者の方が日常生活、社会生活を過ごすというんですか、自立して過ごすために、このサービスの利用が必要なことであつたし、そのことが自立支援になつたのではないかなというふうに、ちょっと思っているんですけども。そういう判断を、この増額補正については判断しております。

ただ、利用見込みの増ということなんですけれども、当初予算でこの扶助費を見込むときには、当然、「障害者福祉計画」とか「障害者計画」とかに位置づけられた、どれぐ

らの利用者があって、どれぐらいの見込みがあるというか、それぞれのサービスをどれだけ利用されるかというのは計画の中にあると思うんですけども、そうなりますと、その計画そのものが実態と合わなかったのかなという気がしますけど、その点は、いかがでしょうか。

それから、2点目です。7の29の町立第三小学校基本構想業務の減額補正に関わってお尋ねします。9月会議のときに、この基本構想の業務委託予算が提案されたときに、この業務が給食室及び校舎の整備の検討を行うとともに保育所や学童保育室の一体的な整備を含めて総合的な検討をする、ということでした。ですから、当然、この検討にあたっては、小学校だけではなくて、保育所や学童保育室の現場の方が、その検討に入っていて、意見を言えるというか意見交換できる、検討できる場が要するというふうに私は思っていましたし、もちろん、保護者も交えてというようなことも言ったと思うんですけど、そういった機会を設けて、この基本構想が策定されているのかどうかということについて、お聞かせください。

3点目ですけど、7の26の島本町清掃工場包括運営検討業務委託、これの減額補正ですね。これについて、お尋ねします。この業務について、昨年の当初予算の予算審議がありました。そのときに、島本町行政のほうから示された資料がありましたけど、そのときには庁内で包括運営の検討をされた。清掃工場につきましては、もう建設から20ほど経っている、現場職員も正規職員は少なくなっているということで、広域化についても、なかなか目処が立たないということで、長期包括運営ですね、民間委託という方針が望ましいというような検討結果が出た。そこで、学識経験者による検討を行ってもらって、平成27年度には包括運営委託契約手続きをして、平成28年度から包括運営委託を開始するというスケジュールというか、案を示されたと思います。

この業務委託ですね、契約書を読みますと、517万3,200円で株式会社日産技術コンサルタントと契約をされております。この業務内容は、今、私が当初予算で町のほうから説明されました、つまり26年度は学識経験者による検討、それから包括運営委託の契約の手続き、そういったところまでも支援するというような業務委託内容になっているのか、そうではないのかどうか。この517万3,200円の内訳というか、そういう業務内容なのか、どういうものなのかということをお示してください。

それと、清掃工場包括運営検討委員会が開かれておまして、当然、今のコンサル会社が検討されたものを、この委員会で検討しておられるということですが、検討状況をお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉部長 1点目の、障害者福祉費の扶助費でございます。

先ほどもご質問いただきましたが、利用者の方が増えているということで、基本的には、前年度の実績等を踏まえまして当初予算を計上させていただいております。

1点目の補装具につきましては、電動車椅子でありますとか義足等の補装具という形な

んですけれども、高額の用具の申請をされる方並びに件数が今年度増加しておるということで、これだけの金額の増額をお願いするということでございます。

居宅介護、それから生活介護、短期入所、就労移行支援につきましても、当初、前年度の実績等踏まえて見込んでおったんですけれども、利用される方が増えて、日数並びに時間等が足りないような状況でございますので、これだけの金額を増額させていただくということでございます。

以上でございます。

教育子ども部長 第三小学校の基本構想に関しましては、保育所・学童保育室も含めた形での検討を進めるということで、進めております。現場の意見等でございますが、保育所等からは要望という形でいただいておりますし、情報については、保育所については所長、学校については学校長レベルまでは、情報としては下ろしつつ、ご意見も聞きながら進めております。

今回、策定します基本構想につきましては、幾つかの課題がそれぞれあるわけですが、全面建て替えであったり一部建て替え、そういった中で、それぞれのメリット・デメリットも出てまいりますので、その辺を整理をしたうえで、最終的にどれでいくかということを決めて、あとは詳細に詰めていく必要があると思っております。そこについては、当然、現場のほうにも広く意見を求めるということをしていく必要があるというふうに思っておりますし、保護者の方々にもご説明する機会が必要であるというふうに思っておりますので、まずは幾つかの構想をまとめ上げたうえで、一定の方向性を出して、今後、設計もしていく必要がございますので、その段階ではいろんなご意見をいただきながら、設計にも反映していくべきだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

都市創造部長 それでは、議案書の7の26の第4款 衛生費の第2目 塵芥処理費の13節 委託料のうち、清掃工場包括運営検討業務の減額についてでございます。

今回の委託業務につきましては、先ほど議員からご質問ありましたとおり、包括運営検討委員会を立ち上げて検討を進めさせていただいております。主には、まず、その委員会の運営支援ということで委託をさせていただいております。内容については、委託支援の中でも清掃工場の管理及び補修費の費用とか、大規模改修項目及び費用等々、資料のデータ整理等も含めて委託をさせていただいております。

それと、検討委員会につきましては、第1回目を平成26年5月29日に開催をさせていただいて以降、第5回目ということで、平成27年3月6日の金曜日を予定してございます。その段階では一応、島本町清掃工場包括運営検討委員会報告書の作成ということで、事務を進めさせていただいております。報告書が作成でき次第、一定、検討結果が出てまいりますので、それを踏まえまして、町としての今後の方向性等、スケジュール等も検討してまいりたいというふうに考えております。当初は12月末、年内にというこ

とで考えておりましたが、若干、スケジュール的には遅れているということで、年度末に一定の報告書が作成できるという状況でございます。

以上でございます。

平野議員 障害者福祉費の扶助費のことは、先ほどからお答えになっていますのでね、利用見込みの増というのが、いろいろ補装具などを購入されたりしたのだと思いますけれど、利用が増えたからということとはよくわかりますけども、この「障害者福祉計画」とか、その中に数値が入っていますよね。その数値自体が、ちょっと実態とは乖離があるのではないかと、ということをおっしゃっているのです。前年度の実績に基づいて予算化されたということですけど、その計画に書かれている、どれぐらいの人が、どれぐらい利用する時間数とかいうのは、何かその辺は、計画と実態が大きく乖離していることなのですか、ということをおっしゃっているんですけど。

それと、例えば居宅介護の時間数がすごく増えた、これも増えているわけですけど、こういったことは、これまで障がい者、少し重度の方であれば施設入所という選択もしておられたけれども、こういったサービスがあることによって地域で暮らせるということですか、そういった方向が選択できているというふうに私は思っているんですけど、そういった意味で、利用が増えているのではないかなというふうに思っているのです、その評価について、お聞かせください。

それから、第三小学校基本構想業務のことですけども、人びとの新しい歩みで請求しました「庁内の検討機関の会議のわかるもの」ということで、提供していただきました。島本町立第三小学校基本構想検討会議の第1回の要点録があります。この検討会議の中には、政策企画課とまちづくり事業推進プロジェクトチーム、都市整備課、教育こども部教育推進課、教育総務課の、いわゆる課長、それから次長、主幹は入っておられますけど、やはり、ここに現場の保育士、特に所長さんですね、特に今回は第四保育所ということで特定されているわけですから、保育所の所長さんとか、第四学童保育室の室長さんも、やはりここの中に、構成メンバーに参加をさせて検討するということが、そのことが一番大事だったのではないかなというふうに思っております。

この検討会議は、もう1回で終わりなんですか。基本構想がある程度まとまったら、それで終わりということなんですか。継続していただくんですけど、必ずそこに構成メンバーとして入れる必要があるのではないかなというふうに思います。それは、この議事経過とか、議事の要点録みたいなのを読みますとね、出席者から出された意見ということで、わずか4行ぐらい、4点出ているのですけれど、その内容は、残念ながら、ほんとに学童保育室とか保育所とか、いわゆる子どもがそこで過ごす、生活する、それから、そこで発達していくという、そういった視点の中から施設を考えるというような視点が皆無ですよ。

何か、浄化槽がなくなれば、保育所が建設されたとしてもグラウンドの面積が広がるの

ではないかとか、保育所の建設場所によって職員室の位置（グラウンドが見えるか）が異なるのではないか、今後の宅地開発なども見込んでおくほうがいい、なぜ保育所を三小の敷地内に建設するのかという理由を明確にする必要がある、というようなことで、小学校の立場からは、こういった意見は出るかも知れませんが、より小さい乳幼児が過ごす保育所ですとか、また学童、放課後の生活の保障ですね。そういった視点からの意見はないわけですから、ぜひとも、この検討会議には所長さん、学童保育の室長さんを入れていただくようお願いしたいと思います。検討会議が継続されるということでしたら、ぜひとも入れていただきたいですし、今後、もっと具体的な設計とかいう段階にあっては、今、意見を聞きますとかおっしゃったんですけど、また別の機関を作られるんだったら、必ず、そこにに入れていただくということを約束していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

それから、清掃工場の包括運営の件ですけど、私が質問している質問には、お答えがなかったと思っているんです。当初予算で示された、平成26年には学識経験者による検討と、その中で清掃工場の包括運営のあり方について検討していくということでしたね、清掃工場の維持管理及び補修に関わる費用、大規模改修項目及び費用、包括運営導入の効果等、ということです。その後、26年、27年度という年次を示して、包括運営委託契約手続きということで書かれております。ですから、私はこの517万円の業務委託料はどの範囲までのことですか、ということをおっしゃっているの、どの範囲までのことをこの1年間でされたのですか。お訊きいたします。

それから検討委員会、私も傍聴しました。非常に委員さんも素晴らしい方々で、正直、良かったと思っています、検討委員会を立ち上げることについては良かったと思っています。包括運営がいいという結論には至っておりませんが、本当に素晴らしい方々で、専門的な環境工学とか、廃棄物処理施設に関わっている方々からのほんとにいい意見が聞かれますのでね、とても良いと思うんですけど、その中にもね、結局、この検討委員会の役割は一体何なのかということ、委員長さんも、また委員の方からも質問がありました、第1回目に。つまり、この検討委員会は包括委託の導入の是非を決めるところなのか、それとも包括運営をします、ですから、よりよい方法でやる、どんな方法がいいのか、ということをするのかどうか、どっちなのかわかりません、というような意見があったと思います。これは委員長さんもおっしゃった、委員さんもおっしゃった。その辺、だから島本町としてのやっぱり方向性がどうだったのか。導入の可否を決める検討委員会だったのかということについて、お訊きしたいと思います。私は、それはそうである必要があると思っていますのでね、そののところ、よろしくお願いします。

健康福祉部長 障害者福祉費の部分でございますけども、まず、議員がおっしゃってました居宅介護につきましては、障害者の方の自宅等にヘルパーの方を派遣いたしまして、身体介護でありますとか家事援助、あるいは通院介助等を行いますので、おっしゃって

ましたように、この利用をすることによって、在宅での障害者の方の生活を支えるという面はあろうかとは思っております。

全般的に、補装具を除きまして、それぞれ「障害者計画」の中で一定の見込み量は推計はいたしておりますけれども、いずれも数名程度の差異があるという部分なんです。ただ、ご利用される日数、あるいは時間等が増えておりますので、全般的に見ましたら、当初、前年度の実績等見込んで計画しておりました予算を超過しておるとというのが現状でございます。

以上です。

教育こども部長 第三小学校の基本構想の件でございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、今の段階といたしましては、大きな絵を幾つか描くという段階でして、詳細を詰めていく段階では現場の方も入っていただく予定にしております。ただ、27年度以降、同じ名称でいくかは別といたしまして、中身を詰めていく関係者の会議というのは引き続きやっていきたいと思っておりますので、そこには、保育所の現場の方にも入っていただく予定にしております。

以上でございます。

都市創造部長 清掃工場包括運営検討業務についての再度のお尋ねでございます。

今回の委託の範囲ということでございますが、本年度につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、委員会の運営支援ということ等の中で事務を進めさせていただいておりますので、現在、進めております委員会での検討報告書作成に向けてということで、実務補助等を、委員会運営にあたっての支援をお願いしているものでございます。

それと、今回の包括運営検討委員会におきましては、本町といたしましても、包括運営ありきではなくて、本町の清掃工場の運営にあたりまして最もふさわしい方法等を、この検討委員会の中で検証していただくということで、一つは長期包括運営、包括運営ということの中で一定の検証をしていただいて、その検討結果をまとめていただくということで考えておるものでございます。

以上でございます。

平野議員 扶助費と、それから第三小学校に関しましては、了解いたしました。よろしくお願ひします。

3回目の質問については、清掃工場の包括運営についてお尋ねいたしますが、清掃工場包括運営検討委員会規則というのがあります。この委員の任期というところに、第3条に、「委員の任期は、委嘱の日から包括運営委託の導入を否とする旨を町長に報告する日又は町長が事業者と当該委託に係る契約を締結する日までとする」というふうに書かれているんですね。そうすると、この検討委員会の所掌事務というか役割というのと、それから、この業務委託の役割というのは違うわけですね、業務の中身というのか、検討の中身というのとは違うというふうに考えたらいいんですね。

27年度予算案のことにはあんまり触れてはいけませんが、特に27年度予算に対しては、この包括運営に関しては何も計上されてませんので、そうしますと、今度、最終的に作られる報告書、6日に最終の委員会があるそうですけれど、この報告書をもとにして、再度、庁内——というのは職員の担当の皆さん、庁内で検討して方向性を決めていくということですね。私は、その場合は必ず、この報告書については議会に対しても説明していただいて、議会の意見も聞いていただきたいと思っています。そういうことを踏まえて、今後どうするかという。突然、補正予算で何か次の、この運営委託に関わる予算を突然出してくるとかということではなくって、やっぱり議会にお示しいただく、報告書をお示しいただいて、十分検討する機会を与えていただきたいなというふうに思っておりますけど、その点、いかがでしょうか。

それから、この報告書案、まだ2月6日の段階のしか私は持っていませんけど、ですから完成版ではありませんけれど、この中には一応、導入するということについては望ましいというようなことが書かれておりますけれども、実際の、いわゆるコスト削減につきましての定量的評価という、バリュー・フォー・マネー、ここでコスト削減がどれだけかという評価をするようなんですけれど、この評価については0.7%から2.3%という指標が出てるんですね。

この検討委員会で、他市が、大和郡山市が調査したアンケート結果——アンケート結果というのは、つまり、たくさん自治体というか、組合も含めてでしょうけど、検討した結果、5%未満、このVFMという数値、バリュー・フォー・マネーの数値5%未満のところはゼロなんです。そのことを考えますと、0.7%から2.3%のコスト削減しかできないということについては、それほど期待できるものではないなという感想を持ちました。

さらに、長期包括運営を導入する場合は、事前に精密性能検査等をしなくちゃいけませんし、それに基づく大規模な改修というのが含まれますと多額の費用もかかりますし、モニタリングというのを、また費用を加算しますと、これはとてもじゃないけれど、直営よりも長期包括運営のほうがコスト削減になるという結果は出ないんじゃないかなという感想を持ちましたけど、見解を問います。

都市創造部長 それでは、再度のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、報告書ができた後の議会への報告ということでのお尋ねにつきましては、一定、時期については今後また判断させていただきたいと思うんですけども、一定のご説明は必要というふうには考えてございます。

それと、先ほど、今回のコスト削減ということで、一定、数字をお示しをさせていただきましたが、この委員会の中でも試算ということで、アンケート調査を取らせていただきました。その結果が、今、平野議員からご紹介があった数値ということで、数値としては算出をさせていただいております。他市でもいろいろと数値が出ておりますが、本

清掃工場におきましても、一定、コストの削減効果はある、可能であるということでの判断はできるのかなというふうに考えております。

それと、精密機能検査につきましては、本来、本町が直営でやる場合でも、今の現状の清掃工場がどういう状態にあるかということ判断する際には、やはり、この精密機能検査というのは必要になってこようかと思えます。この検査は、今後やっぱりやる必要があるということで担当としても考えておまして、包括運営を実施するか否かではなくて、これは、やはり管理責任という中で今後必要になってくるんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 もう、たくさん出ましたので、重複している分はすべて外しまして……、漏れてたら、すいません。

7の28ページの放課後子ども支援費ですね。この削減の説明では、学童運営及び決算の見込みということで冒頭に説明がありました。その指導員ですね、金額366万の賃金が減額してますけど、これはどういう状況での減額なのか、詳細をお伺いします。お1人分と見ていいのかということですね、その点を詳しくお教えてください。

あと1点、確認なんですけど、ふれあいセンターのレストラン使用料ですね。歳入の部分で72万減額。平成26年7月からの6ヵ月分の削減、減額ですね。入らなかった分ですね、収入が、減額でいいのか、その確認とともに、1回目と2回目、募集されましたけども、1回目と2回目の募集要項で何らかの変更があった部分がありましたら、その点のご紹介だけ、賜りたいと思います。

教育こども部長 それでは、まず放課後子ども支援費の臨時職員の賃金の部分ですが、この賃金につきましては、学童保育の入所児童で、障害をお持ちで加配が必要な児童に対して必要な支援をするということで、当初予算では14人の加配児童を見込んでおりましたけれども、実際11人ということで、3名分、必要なくなったということで、その分の必要な指導員の賃金が要らなくなったということで、減額させていただくものでございます。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターのレストランの件でございますが、今回の72万円の減額につきましては、平成26年7月から12月までの6ヵ月間未使用でございますので、その分を減額させていただくものでございます。

それから、1回目と2回目の募集要領の違いでございますが、先ほど、戸田議員からのご質問でもございましたように、カフェテラスの部分というのは、前回から省いております。それからあと、実際に参加資格の中で、1回目のときにつきましては同種同店舗を有している、他に同種同店舗を有していて、現在、営業していることを条件にしておりましたが、そうなりますと、なかなか参加者が集まらないことが危惧されておま

したので、今回、それを省いております。

以上です。

伊集院議員 放課後子ども支援のほうの指導員ですね、その理由というのは、一定理解しました。今後、学童のほうも数が多くなってきているという状況なので、その点、留意させていただきたいと思います。

それと、レストラン使用のほうの要項ですね。カフェテラスの分はお伺いしましたが、参加資格を同店舗の部分を抜かれたというのでありますが、1回目出されて、一応、決定されましたよね。2回目出されるまでの間に、これを変更されたというのは、手をあげるところが少ないのではないかということを見越されたのかどうか。その確認だけ、させていただきます。

それともう1点、学校管理費の中の、中学校給食の給食棟の設計業務で削減いただけてますけど、それに合わせまして公有財産の測量等の業務ですね。第一中学校の用地境界業務の入札の減ということでお伺いをしておりましたが、この点というのは、もう完了したというふうに捉まえていいのか、確認だけさせていただきます。

総務部長 レストランの再度のご質問でございます。1回目のときには同種、先ほど申し上げましたように同種の店舗を有し、現在営業していることというふうに入れておりましたが、結果、1社しか、そのときも集まりませんでした。そういったことから、やはりある程度競争性といえますか、複数参加していただくことが必要となってまいりますので、かなり、これは厳しいハードルでございますので、今回、外させていただいたということでございます。

以上です。

教育こども部長 中学校の公有財産の測量等の業務でございますが、これにつきましては一中の内部の里道等の整理をした業務でございますが、まだ完全には終了はしておりませんが、契約の部分では一定、確定をしておりますので、今回、減額をさせていただいたということでございます。業務については、3月中には完了予定でございます。

以上でございます。

関 議員 1点だけ、気になるので、確認だけさせてください。

先ほど耐震化の予算の関係で、読売新聞の記事等が取り上げられていましたけども、本町では、新聞記者なりメディアから取材を受けた場合は、どのような取り扱いをされているんですか。各担当部署に直接取材があった場合は、言い方は悪いですけど、担当部署長、所属長の判断で好き勝手に——というのはおかしいんですけど、判断で、取材に応じている状況なんですか。

総合政策部長 マスコミ等の取材対応でございますが、これにつきましては、直接、その担当している各部長のほうにお問い合わせがある場合、また窓口でありますコミュニティ推進課のほうにお問い合わせがあつて、各担当のほうに照会するというふうな、ち

よっと決まったルールはないんですが、そこで回答ができない場合については、各担当部局長のほうに、対応のほうはおまかせをしているというふうなことでございますので、直接、私のほうにも来られる場合がありますし、各担当のほうに直接お問い合わせをされるといった場合もありますので、その内容によってケース・バイ・ケースといたしますか、あった場合には報告は受けるという形にはなっておりますが、対応の形というのは特に決まったものはございません。

以上でございます。

関 議員 メディア対応の定まったことがないということなんですけど、大体、企業なり、大阪府警なんかでも、必ず広報課というところが主導を取って、一元化窓口となっております。今回もそうなんですけど、教育こども部長なんかは、おそらくメディアの取材で「見込みが甘かった」と言われた感があるかと思うんですけども、そういうことを防ぐ、防止からも、今後は窓口、広報課なりの窓口を一本化して、他の職員は取材を受けないというようなルール付けというのは、組織を守るためにも必要かと思うんですけど、いかがでしょうか。

総合政策部長 マスコミ等の各メディアからの対応につきましては、基本的には総合政策部のコミュニティ推進課が窓口になっております。ただ、コミュニティ推進課のほうから各原課に回す場合と、直接、マスコミのほうから各原課、担当部局のほうにお問い合わせされる場合もございますので、それについては、その段階で一定ご答弁できる内容についてはご答弁をする。そういった取材があれば、その結果についてはコミュニティ推進課のほうにはご報告をいただくような形にはなっておりますので。

今後は、そういったお問い合わせがあれば、窓口の一本化というふうなことも含めて、いったんコミュニティ推進課のほうで集約をして、そして取材に答えるというふうなことも、一定、そういうふうなルール化も必要かなというふうには考えておりますので、それについては今後精査をして、できるだけそういうふうな一本化を図って、情報の一元化といたしますか、そういったことについては十分留意をしまいたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 最後の1点になりますが、先ほど、ふれあいセンターのレストランの件、参加資格の変更ですね、お訊きしました。前回、1回目のときに1社しかなかったというお話もお聞きしたので変更されたと。ちょっと、巷でいろんな噂をお聞きしますのでね、確認させていただきたいのは、この2回目の参加資格というか募集要領、変更された日付だけ、最後、お伺いしておきます。

総務部長 決裁の日が、ちょっと今、持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 5 時 22 分～午後 5 時 35 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 ふれあいセンターのレストランの募集要領の意思決定と言いますか、変更した意思決定の日は、26 年 9 月の 5 日でございます。この日は、1 回目の業者さんが書面により辞退をするというふうな意思表示があった日でございます。事前に、1 回目の業者さんから口頭で辞退したいということございましたんですが、ちゃんと文書でくださいということでも申し上げまして、その日と同日付けで新しい要領を作成しております。

あと参考に、1 回目のときに 1 社しか来られなかったということから、幅広く募集をしたいということで、26 年 10 月の 8 日付けで、この北摂の地域コミュニティ誌を参考に、それに載っております業者さんに、直接、募集をしている旨をお送りさせていただいて、参考にしてくださいという形で営業をかけております。その内容といたしますか、件数は、高槻市が 12 件、茨木市 2 件、箕面市 2 件、島本町が 8 件、合計 24 件の事業者さんに、一定文書で、募集をしている旨をお送りをさせていただきました。それは一定、広報で募集をしているという部分は当然ありますが、インターネットも当然、ホームページで募集をしているということはわかるんですが、そういうことに気付かれない場合がございますので、広く募集を求めるといって、一定、営業をかけております。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 7 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 10 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 10 号）について、討論を行います。

この補正は、歳入歳出予算総額 104 億 3,025 万 5 千円を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,028 万 4 千円を減額とするものです。減額率は、予算総額に対して約 1.8%になります。

その 1.8%のうち、歳出の減額の最も大きいものは、①防災行政無線整備工事 5,772 万円、住民ホールの解体撤去に関するもの 5,400 万円、3 番目に耐震補強工事設計業務に関するもの 3,713 万 2 千円。この 3 点で 1 億 4,885 万 2 千円となります。これは減額総額の 78.2%にもなります。この 3 点を除けば、他の減額は予算の範囲内かと思われま

す。

こうした観点により、この補正予算（第10号）は、概ね問題のないものと考えます。よって、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第7号議案 2014年度島本町一般会計補正予算（第10号）に対しまして、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

賛成の主な理由としては、全体としては入札等による事業費確定などによる、あるいは住民の暮らしに不可欠な必要最低限の扶助費の増額というものを、賛成として認めるものです。

質問の中で、特に繰越明許費、第一中学校の耐震化、あるいは第三小学校改築基本構想設計業務に関わって質疑をさせていただきましたが、特に、この第三小学校の基本構想におかれましては、他の議員の答弁にも、早期に複数案を示されて、保護者にも説明をするということを考えておられるということがわかっております。しかしながら、当初の取り組みの段階から、保育所・学童保育室の現場職員の意見を聞くということがまだまだ不十分であると思いますので、複数案にまとめられる以前に、この現場職員の意見を聞いて、精度の高いものを示されたうえで、住民、保護者の意見を聞くということを急ぎ取り組まれますように、強く、それは要望いたします。

また非常勤職員報酬、保有資産公募売却等事業予定者選定委員会委員、これが2013年度、2014年度と連続して執行できなかったという結果をもって、マイナスの9万円の減額補正が示されました。質疑の中ですでに示しておりますが、こういったことについて、特に過去にもあります。鶴ヶ池住宅の跡地を民設民営の多目的施設を誘致するとか、若山台調整池の売却であるとか、特に町有地などの不動産の売買などに関わること、開発建設事業に関わる、後年度にわたっても高額な財政収支に関わるようなものについて、特にそこにまた議員や住民、利害関係者などが求める様々な施策・要望があったと思いますが、町長や幹部職がやっぱり毅然とした対応をされ、誠実に判断されて示されるものと思われませんが、実際問題としては、こういったことが繰り返されている。施政方針に関わって出てきたものですから、結果として、これは職員が翻弄される、勤務時間を膨大に浪費する、町財政への結果、影響は計り知れないものと思います。その点は厳しく指摘をしておきたいと思いますので、こういったことを繰り返されないように強く求めておきます。

また、扶助費においても一定、質問をさせていただきましたが、居宅介護、生活介護が大幅な増額を見ておりますが、これはあくまで高齢者の層の障害者手帳の取得によるものが大きく占めているというような答弁を聞いております。特に高齢の障がい者に対しては、安易な介護保険への移行ではなく、こういった障害者福祉費で対応されるという

ところにおいては非常に評価をするものでありますし、今後も窓口での丁寧な対応を求めめるものです。

ちょっと賛成——厳しく指摘する面、前後いたしましたけれども、その点求めまして、全体としては賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 年度末の補正、最終の補正ということで、ほとんどが精算ということで、毎回、毎年そうなんですけども、いろんな人から質問が出ましたように、できたらスムーズに予算審議するためにも、大口の増減のやつは、やっぱり、なぜこうなるのだというのを、ぜひ当初予算があって、これがあるというのを示していただいたら、もっとスムーズに議論ができて、時間が短くて済むんじゃないかと思う。

特に、防災行政無線工事ですね、これはほんとに補助金も大幅に下がった、町債もその関係で減額したと。工事請負費に至っては5,772万円の減額と。これも詳細に訊いていくと、移動系がプラスで、何やらがマイナスで、同報系がとかいう、ほんとに訊いていくと余計わからんようになってしまうので、その辺については、どういう入り繰りがあって最終的にこうなるんだというのを、ぜひして欲しいですね。特に、今、防災行政無線を言いましたけど、ふれあいセンターにつきましても、実際、工事請負費、補修費になってますけど、住民ホールの撤去費が入っていると。それも前払いが入ってて、27年度の方がこれだけという、ややこしいことがいっぱい説明されて。説明されたらわかるんですけども、ぜひ、この今の2点ですね。

それともう1点、障害者福祉費も、先ほどの説明では3,800万増えた理由は、人数はたいして増えてないんだけど利用日数が増えたんだ、ということですけども、やはり大きなプラスですから、具体的に人数増えてないけど、どういう日数で増えたのかというのは、当然データはお持ちのはずですから、それを添付していただければ、すぐわかるわけですから、ぜひ、そういうふうにして欲しい。もう一つ、保健のヘルス事業費にしても、予防費にしましても、大幅な減額になってます。ほんとにこれだけ減額、使いきれなかったということは、ちゃんとした予防や医療ができてるのか、という心配の声も出てました。

まさにそのとおりでございますので、いや、そうではないんだということがわかりやすいように、ぜひ、そういう説明を付けていただいたらありがたいと思いますんで、そういうことで、ぜひ来年、細かく資料要求すればわかったんでしょけども、それはちょっと私もできなかつたんで賛成しますけど、ぜひ来年度、そういうふうにしていただくようお願いしまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第7号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第10号）について、公明党を代表し討論を行います。

主には、金額の確定による減額補正となっております。特に学校の耐震化について、公明党は国において、20年前、阪神・淡路大震災を経験し、避難するときは学校が大切だと声を出してきました。なかなか進まなかったのが現状でありましたが、その後も国交省の技術者を使い、国の防災予算を使って、政府あげて取り組みを進めてきたところでもあります。人の命を守るためにと、これまで訴えを続け、2002年度では耐震化率が45.5%だったのが、2015年度には、全国でほぼ100%達成となります。

本町におきましても、現在、耐震化工事について徐々に進められている計画ではございます。第三小学校改築基本構想業務については、担当部長からも平成27年度中に設計までできたら、とのご答弁をいただいています。各学校の耐震化のスケジュールに関しましては、町の広報、各学校の生徒、保護者へも周知をされているとお聞きし、安心をいたしました。今後、大切な子ども達の命を守り、また災害時、住民の皆様への避難場所ともなる学校の施設でございます。待ったなしの状況であると、私たち公明党は考えております。必ず計画どおり実行され、安心・安全が確保されることを強く要望いたします。

また、その他の事業の補正予算に関しましては妥当と考え、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第7号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第10号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

一般会計の補正予算歳入歳出総額は106億2,053万9千円から1億9,028万4千円の減額で、104億3,025万5千円となっております。

歳入においては、防災・安全交付金9,132万5千円と公共施設整備積立金3,371万7千円の繰入金の減額で、里道の売却による74万2千円の増額などの変動がありました。歳出についても、ほとんど各事業の確定による減額による補正予算であります。障害者福祉費においては利用者の増加による扶助費の3,875万7千円の増額と、学校管理費では小・中学校とも児童生徒数の増加による机・椅子の備品購入が計上されています。

一部増額であるものの、総じて各事業の確定による減額であることから、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

平井議長 起立全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第8号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日3月3日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、明日3月3日を休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会とし、次会は3月4日午前10時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時51分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 町道路線の廃止及び認定について
- 第 3 号議案 島本町行政手続条例の一部改正について
- 第 4 号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第 5 号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第 6 号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 第 7 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 8 号議案 平成 26 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年

島本町議会2月定例会議会議録

第3号

平成27年3月4日(水)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 平成27年3月4日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	柴山 則文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由岐 英
健康福祉 部 長	近藤 治彦	都市創造 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌
消 防 長	木下 光平	教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美
上下水道部 業務課長	新 貴博				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議会総務 課 長	猪倉 悟	書 記	村田 健一
書 記	小東 義明				

議事日程第3号

平成27年3月4日(水) 午前10時開議

- 日程第1 第9号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 第10号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第2 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
- 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
予算
- 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第 3 3 号議案 平成 2 7 年度島本町水道事業会計予算
日程第 3 第 3 4 号議案 平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 1 1 号)

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

なお、皆様に1点、ご連絡いたします。

先日、NHKより番組取材のため議場内での撮影の申し出があり、議会運営委員会でご協議のうえ、議長において、これを許可しております。

つきましては、本日、テレビカメラが議場に入り、撮影をされておりますので、あらかじめお含み置きいただきますよう、お願い申し上げます。

日程第1、第9号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)及び第10号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) おはようございます。それでは、第9号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第9号議案 朗読)

今回の補正予算につきましては、事業費の確定など決算見込みを勘案し、補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

9の9ページ、歳入でございます。

第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 下水道使用料1,777万1千円の増額につきましては、当初見込みより、下水道の処理水量が増加したことによるものでございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 下水道費国庫補助金、第1節 社会資本整備総合交付金1千万円の減額につきましては、交付対象事業の執行見込み額を勘案したことによるものでございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入、第1目 雑入812万円の増額につきましては、平成25年度の流域下水道維持管理負担金の確定に伴う精算金でございます。

第8款 町債、第1項 町債、第1目 下水道債、第1節 公共下水道事業債2,730万円の減額及び第2節 流域下水道事業債980万円の減額につきましては、いずれも社会資本整備総合交付金事業の確定などによるものでございます。

9の10ページ、歳出でございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費、第8節 報償費2万円の増額につきましては、当初見込みより受益者負担金の全額前納される方が増加したことによるものでございます。第13節 委託料66万2千円の増額につきましては、下水道使用料の徴収事務について水道事業へ下水道使用料の調定額の3%で委託しており、歳入でご説明申し上げましたとおり、下水道使用料が増額になったことによるものでございます。第19節 負担金、補助及び交付金の157万2千円の減額につきましては、淀川右岸流域下水道維持管理負担金の確定見込みによるものでございます。第25節 積立金2,775万7千円の増額につきましては、収支の調整を図るため、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費、第13節 委託料1,055万4千円の減額につきましては、入札による落札差金など、事業費の確定及び確定見込みによるものでございます。

主な内容としまして、9の11ページの二つ目、公共下水道污水管渠工事委託916万円の減額につきましては、JR東海道本線の軌道横断部の污水管敷設をJR西日本へ工事委託したもので、工事費の確定に伴う精算によるものでございます。

第15節 工事請負費2,293万9千円の減額の内容としまして、污水管渠築造工事1,200万円の減額につきましては、当初予定の工事につきましては、入札による落札差金などにより1,900万円の減額となっております。しかし、先ほどご説明申し上げました委託料の公共下水道污水管渠工事委託につきましては精算による事業費の減少が見込みより多かったため、社会資本整備総合交付金の交付対象事業費に不足が生じたので、平成27年度に予定しております高浜地区の污水整備の上流側を執行することとし、その事業費として700万円を追加したため、1,200万円の減額となったものでございます。

次の、公共下水道新幹線雨水幹線除塵設備設置工事354万9千円の減額及び公共下水道高川雨水幹線除塵機設置工事1,058万7千円の減額につきましては、入札による落札差金などによるものでございます。

次の、公共下水道雨水接続点(2-7)接続工事(その2)の319万7千円の増額につきましては、出水期における水路の水替えなどにより増額となったものでございます。

第19節 負担金、補助及び交付金959万3千円の減額につきましては、淀川右岸流域下水道建設負担金の確定見込みによるものでございます。

9の12ページでございます。第2款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子、第23節 償還金、利子及び割引料499万円の減額につきましては、地方公共団体金融機構の借入利率について、当初の予定利率より低い利率で借り入れられたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第

4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案について、ご説明申し上げます。

(第10号議案 朗読)

今回の補正予算につきましては、下水道受託収益の確定見込みを勘案し、補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、10の5ページの平成26年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書に基づき、ご説明申し上げます。

収益的収入でございます。

第1款 水道事業収益、第2項 営業外収益、第3目 下水道受託収益66万2千円の増額につきましては、下水道使用料の徴収及び収納事務について、公共下水道事業から下水道使用料の調定額の3%で受託しており、下水道使用料の増額に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

平野議員 おはようございます。公共下水道補正予算について、3点、質問いたします。

まず、歳入の下水道使用料1,777万1千円の歳入について、お尋ねいたします。

この使用料の増加ということについては、歳入が増加するわけですから下水道の会計としては非常に良いことなんですけれども、お尋ねいたしますが、これは企業の、いわゆる下水道使用料が増えたためというふうにお聞きしております。「下水道条例」の第21条第1項第3号に「水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、町長の設置する量水器により計量した量とする。ただし、量水器の設置が困難であるときは、町長が別に定めるところにより認定した量とする。」というふうにあります。

この企業排水につきましては、水道のほうの使用量が増えてないわけですから、当然、地下水を利用しておられるところの排水になるというふうに思っております。この企業につきましては、今、私がお示ししました条例のところの、どういう方法で認定しているのか、汚水排水量を認定しているのかということについて、改めて確認のためにお尋ねします。つまり、「町長の設置する量水器」により計量したのか、それともそうではないのか、というところですけど、お尋ねいたします。

それから次に、山崎ポンプ場施設機器等延命更新実施設計業務の減額です。

これは委託料の確定ということでの減額、というふうに理解しております。この工事につきまして、延命工事につきましても、担当課の努力によって、大山崎町の負担をお願いできるということになりました。今回の2014年度、この工事につきましては、この

工事費のうちの、どれぐらいの負担をしていただいたのか。事業確定に伴って、お尋ねいたしたいというふうに思っております。

3点目です。内水ハザードマップ作成業務に関わって、お尋ねします。

これは水無瀬川左岸地域の、いわゆる浸水の発生が想定される区域等の浸水に関する情報とか避難場所とかが描かれたマップですけれど、すでに7月には配布されているということですが、このマップによりますと、この浸水被害があるところとか想定される場所は、ちょうど、この山崎ポンプ場のすぐそばとか、その付近になっております。ですから、近隣の方にとっては、この山崎ポンプ場の延命工事をすることによって、少なからず浸水被害の対策に寄与する工事なのだということについてね、やはり、せっかくハザードマップを作られるのでしたから、説明をするという必要があると思いますけど、その点はいかがでしょう。

それから、もう1点、英語版のマップが作られております。本当に必要な方とか、内水ハザードマップの必要な方に英語版がちゃんと届いているのかどうか。その辺の方法、届くような方法をどのように工夫しておられるかということをお尋ねします。

それから、公共下水道汚水管渠工事委託ですね。

ご説明もありましたところですが、JR軌道横断部分の汚水管渠工事、青葉地区から桜井地区に渡るもので、いわゆるマンボというところの工事となっております。この工事ですけれど、完了しておりますが、今後の計画として桜井地区の、いわゆるもう市街化されている地域ですね、そういう地域への下水道の整備というのは、年次的にはどの年次で計画されているかということ、改めてお聞かせください。

上下水道部長 2点目でお尋ねいただきました山崎ポンプ場の延命更新にかかる件で、大山崎町の負担額、ちょっとこれ、後ほど資料をお持ちしてから説明させていただくことにさせていただきます。

まず、1点目の下水道の使用料徴収に関わって、今回、1,777万1千円の増額ということになってございます。これにつきましては、議員のほうからもございましたように企業の排水量の増加によるものでございまして、増加の割合で申し上げますと、対前年度で16%ほどの増になる見込みでございます。これの量水器の使用に関わって、町長が量水器を認めるもの、ということですね。設置につきましては、基本的には各企業さんが設置いただいたものを、本町がそれを認めるという形を取っております。

それと、3点目の内水ハザードマップでございまして、これにつきましては、昨年の7月15日に水無瀬川の左岸地区のマップを配布させていただいたところでございます。この配布にあたりましては、当然ながら、いろいろ説明が必要ではないかということもございまして、問い合わせいただければ、それぞれ、こちらで親切丁寧に説明させていただく用意はございますが、改めて説明会等を開いて実施する予定は、今のところはございません。

それと、英語版のほうでございますけれども、この作成については当然行っておるわけでございますけれども、これにつきましても問い合わせただいて、英語版を必要とされる方については配布させていただくということで、あとはそれぞれ、この情報コーナーとかにも置かせていただいておりますので、それらで対応させていただいているところでございます。

それとJRの横断にかかる工事で、今回、JR西日本のほうに工事委託させていただきました公共下水道污水管渠工事委託でございますが、当然ながら、この目的は桜井地区の污水整備をするということが目的になっております。しかしながら、現在、島本駅西側の区画整理事業の区画道路が確定しておりません。その確定したうは桜井地区の整備に向けて工事を実施してまいりたいとは考えておりますけれども、いつからかかれるのかということにつきましては、今、はっきりと申し上げられるような状況ではございません。ただし、この桜井地区の整備につきましては事業認可を受けて工事を実施することになりますので、予定では平成31年度までが一応の期間になっておりますので、その期間に向けて完成を目指してまいりたい、整備を行ってまいりたいと考えております。

それと、先ほどの大山崎町の負担の額でございますけれども、これにつきましては一応、交付金事業で実施しておりますので、単年度に発生する起債等にかかる費用については、その年度、年度でいただくことになっております。今回は、その交付金と起債から外れる額、その単費になる分は当然100%いただきますが、それと合わせて起債に相当する額ということになるんですけれども、初年度ですので起債ございません。あくまで単年度の分になりますので、費用としましては25万3千円を予定させていただいております。

以上でございます。

平野議員 ご答弁をいただきましたのですけれども、大山崎町の負担というのが25万3千円ということで、了解しました。特に疑義があるということではありません。

それから、2点目ですけれど、内水ハザードマップに関してですけれど、近隣の、特に浸水被害が想定されるところについては特に説明会はしませんということですが、問い合わせがあれば説明に行きます、ということですので、そのあたりについては周知を、問い合わせがあれば行きますよ、というようなことも周知していただく必要があるかなというふうに思っております。

それと、英語版のハザードマップですけれどね、今、情報コーナーなどにありますということでしたけれど、「などにあります」の「など」は、いわゆる各公共施設にも置いてあるということでしょうか。お訊きいたします。

それから、やっぱり、いわゆる出水期、大雨の降る時期、そういう時期には、町の広報板というのが非常に良いツールがありますので、その広報板に貼る。もちろん、日本語版も英語版も両方貼るということも、一つの方法かなと思います。3ヵ月ぐらいになるかも知れませんが、そんなに大きなスペースは取らないと思いますので、カラ

一版を広報板に——60ヵ所ほどありますけれど、左岸・右岸とも貼るということも一つの方法ではないかなと思います。マップをもらっても、一体どこに、家の中に置いてるかわからないというところも結構あつたりしますね。もちろん、きちんと貼っておられるところもありますので、そういう意味では、そういう方法はいかがでしょうかと、提案させていただきます。

それから、桜井地区への公共下水道の延伸工事ですね。このことによって桜井地区への公共下水道の整備が進むだろうというふうに予定はしてたわけですけど、結局、西側の開発に伴って行うという予定のようです。しかしながら、その事業認可の年次によりますと、4年後ですか、4年以内にしなければならないということですけど、4年以内にその工事が、西側の開発というのが見込まれるかどうかは全く予想つきませんね。それについては戸田議員が一般質問して、明らかになっていることです。4年以内に西側開発事業が進展しなければ、そうしましたら、その場合は桜井地区への整備というのはどうなるのですか。やはり待ち望んでいる方々もいらっしゃいますので、その点について、お聞かせください。

上下水道部長 大変申しわけございません。1点目の内水ハザードマップの英語版の件でございますけども、今、情報コーナーに置いておるといことで申し上げましたけど、どうもデータのみがあるということで、実際にはペーパー物、紙として現在は存在しておりません。ですから、データとしては当然ながら持つてはおるんですけども、それは、そういうご希望があれば、そのデータから起こして、必要な方にお渡しをさせていただくということに対応させていただいているところでございます。

それと、この内容につきまして、住民の皆さんに周知する方法の一つとして、広報板などに貼って周知する方法もあるんじゃないかということでございますが、その点については、一度、検討はさせていただきますけども、数も多いことでございますし、スペース的にも相当、そうなりますと広報板の一部を取ってしまうことになりますので、そういうことが可能なのかどうかということも含めまして、検討させていただきたいと思っております。

それと、桜井地区の公共下水道の整備でございます。先ほど私、平成31年度までということに申し上げましたように、4年ではなく5年間でございますので、5年の間に実施できることが、今現在、予定させていただいているところでございますが、しかしながら、それがかなわない場合どうなるんだということにございますけども、引き続き、整備ができる状況ができましたら、桜井地区の整備を進めさせていただく。そういうことで申し上げますと、平成31年度までに必ずしも完了するということは、現状では申し上げられないというところでございます。

以上でございます。

平野議員 今回の2014年度の最終の補正予算、特に何か不適正なことがあつたりとかいう

ことでは全くありません。ただ、1年間の事業として、最終ですのでね、確認のために質問させていただいているということです。

内水ハザードマップですけれど、データとしてであると。私もホームページでは見ました。ですから、当然、紙ベースで置いてあるものというふうに思っておりましたが、これについては、わざわざ印刷会社に印刷していただくという必要はないかと思いますが、プリントアウトして、きちんとシートというか、濡れないようなシートなどに挟んで、やはり広報板に貼るということ、前向きに検討していただきたいというふうに思いますし、申請があれば、欲しいという方があれば、すぐに手渡しできるような形で、いつでも公共施設などに置いておくという必要があるかというふうに思っております。その点、公共施設に置くかどうかということも含めて、ご答弁ください。

それから、桜井地区への公共下水道の整備ですけれど、先ほど4年と言いましたのは私の間違いですし、5年間の間にできるかどうかということですが、西側整備を待っていたらね、なかなか、これは先が見込めないところもありますので、西側開発ができなくとも桜井地区は整備するというような方向も、やはり検討していかなくてはならないのではないですか。事業認可している以上は、その認可どおりにするというのが、やはり下水道の使命でもあるかというふうに思っております。その点、改めて、再度お聞かせ願いたいと思います。

上下水道部長 まず、内水ハザードマップの件でございますが、データで持っておりますのは、あくまで英語版のことでございまして、当然、日本語版というんですか、通常の版につきましては、これはペーパーで今現在も部数ございますので、それについては、ご希望があればお渡しすることができる状態でございます。

それと、情報コーナーを含めまして、そういう施設には通常の内水ハザードマップにつきましては、現在、常備させていただいておりますので、それは必要な方は取っていただける状況ではございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと西側の開発、区画整理に伴う整備が遅れても下水道整備ができるのかということでございますけれども、公共下水道事業で汚水を整備するにつきましては、これは道路の高低差等、地盤の高さによって下水管を埋設することになってまいります。そうなりますと、他にルートを求めていくということは非常に難しいというのが現在の状況でございます。当然ながら、今後、桜井地区の皆さんに、そのために汚水がなかなか整備できないということが続くようでしたら、いろいろ検討は加えていく必要はあるとは考えておりますけれども、現状の中では、なかなか、そういうルートが見当たらないというような状況でございますので、区画整理事業が一定進展した時点で、桜井地区の整備を進めてまいりたいという具合に考えております。

以上でございます……。英語版の内水ハザードマップを各施設に貼るというようなことでございますけれども……（平野議員・自席から「置いておく」と発言）……。置いて

おくということにつきましては、一度、検討させていただきたいと思います。

外村議員 3点ほど、お伺いします。

1点目は、9の10の淀川右岸流域下水道維持管理費負担金の精算による減額が157万2千円ですか。それと、9の11の同じく淀川右岸流域、今度は建設負担金の確定による減額というのがあるんですけども、これは当初予算として幾ら見てて、幾ら減額になったから、最終的に幾らになったというのがどうなのかというのを教えていただきたい、それぞれ。それと、それは最終的に負担割合は何%だったのかというのを教えていただきたい。

2点目は、9の9に同じく流域下水道の維持管理費負担金の過年度精算金というのがあるんですけども、これは25年度分とおっしゃいました。毎年、こうやって確定して精算、確定による減額しているにも関わらず精算金が発生するというのは、確定見込みからさらに後に起こったものの精算なのか。来年度もこういう、この26年度分って確定してますね。それなのにまた起こるということは、確定見込みをした時点から年度末までの間に、さらに差額が増えたのかということの理由なのか。その仕組みを教えていただきたい。

3点目、9の12の地方公共団体金融機構への利子ですね。これは499万減額と、当初見込みが1億8,481万3千円だったということですけども、これ、具体的に利率が何%の見込みが何%になったからなのかということと、元金は幾らに対する利子なのか。その点について、お聞かせください。

以上です。

上下水道部長 まず、淀川右岸の流域下水道の関係でございます。

淀川右岸流域下水道維持管理負担金の当初予算でございますが、1億5,414万5千円でございます。それによる今回の補正額として、157万2千円の減額をさせていただいたものでございます。それともう1点が淀川右岸流域下水道建設負担金でございますが、当初予算では1,636万4千円で、今回959万3千円の減額となったものでございます。

それと2点目の、流域下水道の平成25年度、過年度の事業費の確定でございますが、これにつきましては、当然、年度末にも一度確定見込みという形で補正をさせていただいたことがあるように思っておりますけども、ただ、その確定見込みをさせていただいても、維持管理というのは、その年度の末まで必要な費用がございますので、最終的には3月31日にならないと最終の確定ができないということで、その間の差額がどうしても発生してまいります。そのことから、最終的に精算という形での確定をさせていただいたのが、この確定したことの根拠でございます。

それと……（外村議員・自席から「負担割合」と発言）……、申しわけございません、負担割合でございますが、7.49%でございます……（外村議員・自席から「両方ともか」と発言）……。今のは、維持管理負担金の率として7.49%でございます……（外村議員

・自席から「建設は」と発言) ……。

平井議長 勝手にやらないで。

上下水道部長 すいません、後ほど説明させていただきます。

3点目の公債費の利子でございますが、今回、補正させていただく内容としましては5件の借り上げがございます。当初予算では2.5%の利率で計算して予算をさせていただいておりますが、まず、実際の借り入れたものとしましては、借入日が平成26年5月8日に1億2,280万円、この時の利率が1.4%。それと、同日で借り入れたもので借入額が4,830万円、これが1%。これにつきましては、償還期間が20年間のものということで借り入れたものでございます。それと、先ほどのものにつきましては30年の償還となっております。それと次に、平成26年10月30日に借り入れましたのが820万円で、利率が1.3%、償還期間としては30年でございます。以上が、公共下水道事業債として借り入れたものでございます。

次に、流域下水道債で借り入れておりますのが、平成26年5月8日に1,400万円を借り入れておまして、利率は1.4%で、償還期間が30年でございます。

最後に、資本費平準化債として平成26年3月25日に借り入れたもので、借入額は9千万円で、利率は0.4%でございます。償還期限につきましては、10年償還となっております。

それと、先ほどの建設負担金に関するものでございますが、負担割合については8.28%となっております。

以上でございます。

外村議員 ありがとうございます、ご答弁。

この比率は、毎年、見直されるのでしょうか。人口によって変わるのか、その比率の計算式はどういうふうになっているのかだけ、教えてください。それと、先ほどの1億8,400万の利子を見込んでいる、元金は今なんぼ残っているのか、トータル元金だけ教えてください。

以上です。

上下水道部長 まず、下水道の流域下水道からの負担金の割合を決める根拠でございますけれども、建設負担金については建設事業の内容によって負担の割合が決まっておりますので、先ほど申し上げた率が、一応、今のところ変わりはありません。しかしながら、維持管理負担金に関しましては、全体計画の面積、現在、本町と高槻市と茨木市で、それぞれ負担しているわけでございますが、その面積の割合によって負担割合が決まっております。

ただし、それは全体の負担割合の20%に相当するものでございますので、ほとんどの80%にあたる使用排水量に応じての負担につきましては、これは毎年、毎年、有収水量が変わってまいりますので、毎年の有収水量に応じて負担割合が決まっております。

以上でございます……（外村議員・自席から「元金」と発言）……、すいません。現在、下水道事業債の残高でございますが、68億8,937万1千円でございます。

河野議員 今の外村議員の質問に関連してですが、一般管理費の中の淀川右岸流域下水道の問題ですね。今、部長のほうから、流量・計画割合で計算されて精算されるということをお聞きしましたが、2014年度の当初予算の議論の中でも、多少、会派としても申し上げたと思いますが、この計画面積から、いよいよ東大寺の緊急土砂置き場の面積を外す議論を本格的に始めておられて、その事務を進めておられるということだと思いますと、この計画面積2割の中から、すでに緊急土砂置き場の面積は外されていて、その精算の結果、こういう形になったのかどうか。その点について、答弁を求めます。

上下水道部長 この計画面積を、東大寺の土砂置き場の分につきまして、平成26年度で大阪府と協議を進めてまいりました。しかしながら、これはあくまで26年度に進めた結果でございますので、本補正予算の中では、その分については反映はされておりません。あくまで27年度からの反映という形になってまいります。

以上でございます。

河野議員 わかりました。来年度予算の議論、本格的な財政削減の効果額などというのは、来年度の予算によることと思いますので踏み込みませんが、先ほど、大山崎町との負担割合などの交渉について一定前進をされましたし、このことについても、もう来年度以降は、そういった必要のない島本の負担をすることもなくなってくるであろうというふうに推察いたします。

ただし、これを言い始めて10年以上は経っていると思いますので、本来であれば、もっと早く交渉していれば、余分な負担をしなくて済んだ——余分ではないですね、計画面積から外していれば、やはり負担は軽く済んだというふうに思われますので、それは今後も、そういったことは多方面にわたって努力を求めておきます。

質問としては、以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

戸田議員 関戸裏1号水路改良実施設計業務について、1点、お尋ねいたします。

まず、この62万円の増額の理由をお示してください。それと、ここの水路は地権者が多数おられて、大変入り組んでいると認識しております。地権者の皆さんとの協議は、どのように進められましたか。進捗状況を、お尋ねいたします。3点目、この工事の改良の工法について、概要をご説明ください。

以上、3点です。

上下水道部長 まず、今回、62万円の増額になった理由ということでございますが、当初予算で、概算で、この実施設計業務に関わる費用として算出はしておったんですけども、実際に正確な積算をしたところ、若干、当初の予定よりも費用がかかったということで、62万円の実施設計料の増額になったものでございます。

それと、地権者との協議の状況ということでございます。現在、水路に関わる地権者の方、9名の方がおられるわけでございますが、それぞれの地権者の皆さんに説明をさせていただいて、一定の承諾はいただいているところでございます。

それと、今回の水路の改修の伴う工法でございますが、現状も水路は開水路というような形状を取っておりますので、同様の状況の改修ということになってまいります。ただし、出入り口が非常に多ございますので、その箇所は当然ながら蓋をして、通行等には支障のないようにしたいというように考えております。

以上でございます。

戸田議員 増額の理由は、当初予算の積算よりも多くなったという、それは多くなったのはなぜですか、というところを、もうちょっとお尋ねしたいと思います。ご説明していただきたかったなど。

ここなんですけれども、当該地は、西国街道沿いにウイスキー工場に行かれる方がたくさん歩かれます。現在、多くの観光客が歩かれているわけなんですけれども、JR山崎駅からのアクセス道路として、景観に配慮した「おもてなし街道」にしたいと、かねてより申し上げてました。従って、工法がすごく気になるんですが、防水の観点だけではなくて、水のせせらぎが利用できるような、そういうふうな工法は取られますか。確認しておきたいと思います。

上下水道部長 まず、再度のお尋ねでございますが、62万円の増額の根拠でございますけれども、当然、当初予算の段階で概算での積算はさせていただくわけなんです、実際に発注前には、再度精査したうえで積算したことによって増額になったもので、何が増えたとか減ったとか、今回、増えたということで、こういう額が増えたということではございません。

それと、この西京高槻線については非常に古くからある道路でございますし、周りの景観についても一定配慮する必要があるとは考えますけれども、あくまで水路の機能としての断面を確保したうえで整備を考えておりますので、そういう意味では、景観に十分に配慮できたかどうかと申し上げますと、そうとは言えない部分もございます。しかしながら、水路の機能を回復して、それ以上のものにするというのが、この目的でございますので、その点をご理解いただきたいと思いますと考えております。

戸田議員 増額の理由に、特に疑義があったわけではないんです。工法、あそこ、大変複雑になっておりますのでね。まさにおっしゃるとおり、防水という観点を重きにおいて様々な工法が取られると、魅力がなくなってしまうのかなと思って心配しているところです。ご答弁から言うと、懸念していたことが現実にならないかなと心配しておりますが、この点は当該地の特徴を良く理解していただいて工事を進めていただきたいと思います。再度、ご答弁をいただいて、お終いにします。

上下水道部長 ちょっと、言葉足らずのところがございますけれども、一定は、配慮はさ

せていただいているつもりでございます。例えば、水路の一部には化粧ブロックとか、そういうもので、少しは——コンクリートではありますけども、若干、ちょっと、そういう配慮はさせていただいております。

以上でございます。

村上議員 1点だけ、確認させていただきます。

9の11で、公共下水道雨水接続点（2－7）接続工事その2で、319万7千円増額されているんですが、これは工期期間中によるものか、工期期間過ぎてから発生したものか。ちょっと、その辺の確認だけ、させてください。

上下水道部長 今回の工事につきましては、これは昨年度と言うんですか、25年度に引き続いて工事を実施させていただいたものでございます。

本来であれば乾期、渇水期に実施することが、水路改修の本来の姿ではございますけども、諸事情によって一部工事が26年度になったということで、4月以降、雨も非常に多くなってまいりまして、水路のほうも水が非常に多くなってきたということと、それと、農閑期であれば良かったんですが、農繁期になってまいりますので、用水としての水の必要性も発生してまいります。そのために、あの水路自身がもちろん雨水としての水路の機能もございますけども、農業用水路としての機能もございますので、水を確保する必要がございましたので、どうしても水替えが多く必要になってまいりました。そういうことで、今回、増額になったということでございます。

村上議員 要は、工期期間内に起こったということで、よろしいですね。

上下水道部長 今、議員おっしゃるとおりでございます。

村上議員 今後、そういう状況になったとき、いわゆる出水と言うんですか、今回のような状況が現状として起きてくるのかどうか。その辺を、確認しておきます。

上下水道部長 本来、例外的に今回させていただいたところでございますけども、可能な限り、雨が少ない時期を選んで水路改修するのが原則となっておりますので、こういうことができるだけないようには、させていただきたいというふうには考えております。

平井議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第9号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第10号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時54分～午前11時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてから、第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算までの23件を、一括議題といたします。

それでは、町長から平成27年度の施政方針を、また第21号議案から第33号議案までの23件について、順次、提案説明を求めます。

なお、各議案の内容説明につきましては議案書に添付しておりますので、朗読を省略し、朗読したのものとして取り扱いますので、ご了承願っておきます。

川口町長(登壇) 平成27年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより、住民の皆様のご理解とご協力を賜わりたく存じます。

さて、昨年末に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創

生総合戦略」が、平成26年12月27日に閣議決定されたところでございます。本計画は、全国的な少子高齢化・人口減少社会の進展に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくため、地域社会の形成と人材の確保、また就業の機会の創出を一体的に推進するための計画として、新たに位置付けられたものであります。

本町におきましても、人口増加や産業振興、子育て支援などを重点目標に掲げる、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」と長期的な「地方人口ビジョン」を、本年度、新たに策定します。住民の皆様にとって、「住みやすいまち」「働きやすいまち」「子育てしやすいまち」の実現に向け、諸施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

重要な施策の一つであります「子育て支援の充実」につきましては、高浜地区に新たに民設民営による保育所がオープンいたしました。喫緊の課題でありました保育所の待機児童対策として、また既存保育所における過密対策などに資するものと期待いたしております。

さらに、本年4月からは国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることに伴い、新たな枠組みのもとで、教育・保育の質の向上や量の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

また、学校を含む今後の公共施設の耐震化などに関しましても、昨年度に策定いたしました、公共施設に関する長期的なビジョンであります「島本町公共施設適正化基本方針」の考え方をもとに、総合的かつ計画的に整備を進めてまいります。

本町の輝かしい将来を担う子どもたちのために、子育て支援の充実を図ることが、まちの活力に結びつくものと確信しております。

我が国の経済は、株価の上昇などに伴い雇用・所得環境には改善傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調がうかがえるものの、地方や中小企業では、景気回復の兆候を十分に実感できておらず、また地方自治体を取り巻く財政につきましても、依然として厳しい状況にあります。

このような中で、本年度の一般会計予算は町税が大幅な減収となる見込みであり、また小・中学校における耐震補強の工事費や、民間保育所への運営補助費、社会保障関係の扶助費の増大等により、多額の財源不足が生じることとなりました。そのため、積立基金をおよそ10億4千万円取り崩すなど、極めて厳しい予算編成となっております。また、平成28年度以降も耐震補強工事など大型建設事業の実施に伴い、さらに厳しい財政運営を余儀なくされることが見込まれます。

このため、歳入の確保と徹底した歳出の削減に努め、債権の適正な管理を図るとともに、持続可能な行財政構造の確立に向け、不断に行財政改革を進めてまいります。

このような厳しい状況の中であっても、閉塞感を打開するための様々な施策を展開することにより、さらなる住民福祉の維持・向上に努めてまいります。また、「個性豊か

で魅力ある」本町の将来展望を見据え、よりポジティブで元気あふれる職場を目指し、職員のモチベーションの向上につながるような意識改革・職場環境の改善に取り組んでまいります。

これらの基本方針のもとに、平成 27 年度当初予算につきましては、これまでの課題に対応した施策的経費を中心として編成いたしました結果、予算規模といたしましては、一般会計 117 億円、各特別会計 81 億 2,798 万円、水道事業会計 8 億 3,551 万円、合計 206 億 6,349 万円でございます。

それでは、平成 27 年度の主要施策について申し述べます。

まず、「平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であります。引き続き「島本町まちづくり基本条例」や「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、すべての人々の人権が尊重される、差別のない社会の実現に向け、積極的に各種人権施策を講じてまいります。

本年は終戦後 70 年を迎えます。本町は、これまでも「核兵器廃絶・平和都市宣言」の理念に基づき、平和意識の普及・高揚に努めており、今後とも平和の尊さ、大切さについての啓発に努めてまいります。

男女共同参画につきましては、「しまもとスマイルプラン」に基づき、性別に関わりなく、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けた取り組みを展開してまいります。

また、人権文化センターにつきましては、地域に開かれた施設として、より多くの住民の皆様にご利用いただけるよう、バリアフリー化など施設の改善のための実施設計を行います。

次に、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり」についてでございます。

清掃工場の長寿命化や、施設の管理運営費の縮減を踏まえた効率的かつ適切な運営方法につきましては、現在、ご審議いただいております島本町清掃工場包括運営検討委員会の提言をもとに、具体的な取り組みを進めてまいります。また、広域化に向けた取り組みとして、本年度は北摂地域の市町等による「災害時等における廃棄物の相互支援協定」の締結に向け、事務を進めてまいります。

し尿中間処理施設につきましては、町域内の建設に向け、建設候補地を選定し、地元自治会等の皆様に一定のご理解が得られるよう説明をさせていただいているところでございます。現時点においては計画段階でありますことから、今後におきましても、引き続き議会とも連携を図りながら、課題の解決に取り組んでまいります。

災害時における対応につきましては、これまで近隣の地方自治体をはじめ町立施設の指定管理者や民間事業者と、災害時の応援協定等を締結してまいりました。引き続き、民間事業者や地方自治体との応援協定の締結を進めてまいります。

救急需要の増加に伴い、救急車の適正利用や応急手当の普及についての啓発に努める

とともに、救急救命士を各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質向上及び救命効果の向上に努めます。

消防庁舎の自家発電設備の更新を行い、大規模災害時の初動体制の整備・充実を図るとともに、継続して消防分団小型動力ポンプの更新を行い、各種災害に対する対応力の向上に努めます。

防犯に関する施策につきましては、高槻警察署をはじめ防犯委員会、高槻警察署管内防犯協議会等の関係機関との一層の連携を図り、「犯罪のないまち」を目指してまいります。また、防犯カメラの増設につきましては、昨年度に実施いたしましたアンケート調査の結果に基づき、本町における設置の推進・促進につきまして検証を進めてまいります。

農林業の振興につきましては、現在、島本町農業振興団体協議会が実施されている朝市を町立歴史文化資料館正面広場で実施するなど、地産地消にかかる支援を行い、本町の地域特性に合わせた農業振興の取り組みを、引き続き推進してまいります。

「防災」「水源涵養」「地球温暖化防止」といった公益的機能の向上のため、保安林指定などの面的な環境整備のほか、森林ボランティアの育成や、企業と協同による森林整備、病害虫の防除などにより、森林の保全に努めてまいります。

「まちのにぎわいづくり」につきましては、地方創生に関する交付金を活用し、島本町商工会と連携したプレミアム付き商品券の発行や、観光・定住促進のための戦略的な取り組みを進めてまいります。

次に、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」についてでございます。

「島本町まちづくり基本条例」に基づき、情報の共有、情報公開をはじめ住民参画の推進の充実を図るため、調査・研究に努めます。

広報しまもとにつきましては、これまでのタブロイド版からA4版の冊子とし、特集ページを充実させるなど、住民の皆様へ、よりわかりやすく親しみのある広報にしております。

世界的にも多くの方が利用されているソーシャルネットワークシステムの一つであるフェイスブックを、本町のイベントや事業の情報を迅速に発信できる新たな広報媒体と位置付け、導入いたします。

地域の防災力向上を図るため、住民の皆様に対しまして防災意識を高めていただけるよう、島本町防災ハザードマップの更新を行いますとともに、引き続き各自治会・自主防災会への出張講座や訓練への参加勧奨を積極的に行ってまいります。また地域の自主防災組織に対して、防災知識の普及等を行う「防災指導員」の養成に努めてまいります。

昨年度、策定いたしました「島本町環境基本計画」の推進にあたっては、住民、事業者の皆様と行政が協働で事業を進めることが不可欠であります。本年度は、計画の推進に取り組む団体への補助制度を創設するなど、積極的に取り組んでまいります。

また、住民みずからが主体となって、本町の知名度向上や、にぎわい創造につながる事業に対して、実施団体への補助制度を創設し、さらなるまちの活性化に努めてまいります。

次に、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」についてでございます。

J R 島本駅西地区につきましては、諸課題を整理するとともに、J R 島本駅西土地区画整理準備組合に対して引き続き技術的支援を行い、事業化の実現に向け、「魅力あるまちづくり」を推進してまいります。

J R 東海道本線に架かる桜井跨線橋をはじめとする橋りょうにつきましては、「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修工事を進めてまいります。

東大寺公園につきましては、公園内でのバーベキューを禁止し、ごみの放置や路上駐車、水質汚染問題等の解消に向け、対策を強化してまいります。

阪急水無瀬駅前交通広場につきましては、その有効活用を図るため、一時駐車場の設置に向け事務を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、人口3万人以上の団体に対して、平成32年4月までに公営企業会計の適用について要請を受けております。本年度はその準備として、基礎調査を実施してまいります。

下水道整備のうち、汚水整備につきましては、引き続き高浜地区の整備を進めてまいります。雨水整備につきましては、山崎地区の水路の一部を改良するとともに、引き続き、「山崎ポンプ場長寿命化計画」に基づく機械設備の延命・更新工事委託を実施してまいります。

また、高槻市において整備いただいております流域下水道高槻島本雨水幹線の高槻市域内での接続工事につきましては、早期の完成に向けて連携を図ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き、大阪広域水道企業団から、年間配水量のおよそ10%の高度浄水処理水を受水してまいります。また、水質の悪化及び取水量の減少が見られる取水井につきましては、新たな取水施設の整備を進めてまいります。

「水道管路更新等計画」に基づき、老朽配水管の布設替えとともに耐震化を図ってまいります。また大森浄水場の浄水池の新設を行うとともに、中央監視センターの更新にあわせ、自家発電設備の新設及び高圧受電設備の更新を行います。

次に、「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」についてでございます。

健康づくりの推進のため、引き続き、特定の年齢の方に、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診の無料クーポン券の配付を行い、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

高齢化の急速な進展等により、国民健康保険事業の運営は、依然として厳しい状況が続いております。本年度からスタートいたします「データヘルス計画」に基づき、本年度も医療費適正化や生活習慣病の予防事業に積極的に取り組むとともに、引き続き、保険料収納率の向上に努めてまいります。また特定健康診査の実施時に、新たに「ピロリ

菌検査」を実施いたします。

乳幼児等医療費助成につきましては、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、本年7月から通院費助成の対象者を「就学前まで」から「小学校6年生まで」に、また入院費助成の対象者につきましては「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡充し、制度の名称を「子ども医療費助成」といたします。

本年4月に施行されます「生活困窮者自立支援法」に基づき、関係機関と連携しながら、生活保護には至らない低所得の方に対する自立相談支援や家計相談支援などの各種事業を実施してまいります。

昨年度に引き続き、消費税率の引き上げに伴う低所得の方や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を給付いたします。

介護保険事業につきましては、本年度からスタートいたします「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムを構築いたします。また、地域密着型特別養護老人ホームの整備に向けた事務を進めるなど、介護サービス基盤の充実強化を図ります。

認知症高齢者やその家族に対する相談支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターに、新たに認知症地域支援推進員を配置するとともに、地域の関係機関等と連携し、「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」を構築してまいります。

障害者への福祉施策につきましては、本年度からスタートします「第4期島本町障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの提供体制や地域生活支援の充実を図るとともに、地域の相談機関における中心的な役割を果たす「基幹相談支援センター」を役場内に設置いたします。また、自発的活動支援補助金を創設し、障害者や家族の方等が自発的に行う活動を支援してまいります。

町立やまぶき園につきましては、本町の財政状況や障害者福祉施策との整合を図りながら、施設の老朽化を踏まえ、移転等に向けた検討を進めてまいります。

町立保育所で行っている臨床心理士等による巡回相談につきましては、町立幼稚園にも拡充し、相談体制の充実に努めてまいります。

保育所における待機児童対策が大きな課題となっておりますが、本年3月に認可定員200人の保育所「高浜学園」が開設されました。今後、順次入園事務を進め、引き続き民間保育園と連携を図り、子育て支援の充実に努めてまいります。

保育所の耐震化につきましては、第二保育所の耐震補強工事に向けた設計業務に着手いたします。また第四保育所につきましても、第三小学校の整備基本構想の中で一体的な整備の検討を進めており、早期に方針を決定し適切に対応してまいります。

子ども・子育て支援につきましては、本年度からスタートいたします「島本町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に事業を推進してまいります。また学童保育事業の充実に向け、小学4年生の早期受け入れ体制を整えるため、第四学童保育室のプ

レハブ教室建て替えのための設計業務を進めてまいります。

家族等からの育児支援を受けることが困難な産前・産後の母親に対し、授乳・沐浴補助をはじめ調理・掃除などの新たな支援を行う「産前・産後ヘルパー事業」の実施に向け、事務を進めてまいります。

次に、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」についてでございます。

地方教育行政のあり方について見直しを図ることを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が本年4月1日に施行されます。新制度への移行とともに、「総合教育会議」を新たに設置するなど、教育委員会とさらに連携を密にし、教育の一層の充実に努めてまいります。

幼稚園及び小・中学校の耐震化の取り組みにつきましては、第二幼稚園の耐震化の検討を進めるとともに、第一・第二・第四小学校及び第一中学校の耐震補強等工事を実施いたします。また第一中学校につきましては、校舎の減築と耐震補強工事をあわせて行う必要があるため、平成27年度と平成28年度の2カ年にわたる工事を予定しております。

なお、第三小学校につきましては、現在、整備基本構想の検討を進めており、早期に方針を決定し、適切に対応してまいります。

平成28年度から開始する中学校給食につきましては、第二中学校に給食棟を建設し、第一中学校との親子方式による完全給食の実施に向け、事務を進めてまいります。

学校施設の老朽化につきましては、優先度の高い火災報知設備や防火扉をはじめとする消防設備などの改修を進めるとともに、第二小学校西館のトイレ改修及び第二中学校のプール改修に向けた設計業務を進めてまいります。

小中一貫教育の推進につきましては、義務教育9年間で一貫性・連続性のある指導を行うとともに、個に応じた指導の充実に努めてまいります。

また、子どもたちの学力向上につきましては、これまでの学習状況調査に加え、本年度より新たに実施される中学1年生と2年生を対象とした「大阪府中学生チャレンジテスト」に参加いたします。

英語教育につきましては、幼・小・中学校における英語指導助手による取り組みを継続するとともに、昨年度に取り組みを始めました保育所の5歳児を対象とした英語指導助手による英語活動を、引き続き実施してまいります。また中学生に対しましては、中学3年生で実用英語検定3級程度の学力の定着を目指し、検定料の一部助成制度を引き続き実施してまいります。

教育センターにおける特別支援教育相談につきましては、月4回から月5回に拡充し、相談体制の充実に努めてまいります。

また、教職員の労働安全衛生管理の充実に努めるため、小・中学校の教職員を対象として、新たに学校産業医を1名配置し、医師による面接指導や相談ができる体制を整備し

てまいります。

夏休みの子どもの居場所づくり事業につきましては、事業内容の充実に努めるとともに、小学校で実施している放課後子ども教室につきましても、児童が主体的に遊ぶことができるよう、地域のボランティアの方々の協力を得て実施してまいります。

各スポーツ施設につきましては、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む施設の今後のあり方について検討を進めてまいります。

「水無瀬駒 関連資料」をはじめとする町指定文化財等を活用した諸事業を展開し、本町のPRのために積極的に活用してまいります。

最後に、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」についてでございます。

昨年度、策定いたしました「島本町公共施設適正化基本方針」を見直し、道路や上下水道などのインフラを含めた「総合管理計画」を策定いたします。公共施設の総合かつ計画的な管理を推進するとともに、各施設のあり方については、必要に応じて順次見直しを行ってまいります。

本町で実施している各種イベントについては、限られた財源と人員の中でより実効性の高い事業とするため、事業本来の目的と費用対効果を分析し、全庁的なスクラップ・アンド・ビルドを行ってまいります。

阪急水無瀬駅前のまちづくりにつきましては、将来にわたる島本町の玄関口として、長期的な視点に立ち、これまで検討を重ねてまいりましたタクシー車庫跡地の民間への売却を含め、今後のあり方について検討し、事務を進めてまいります。

また、住民サービスの向上を図るため、住民票の写し等のコンビニ交付やブックポスト設置箇所の充実等、新たな行政機能の導入に向けた検討を行ってまいります。

広域行政の推進につきましては、高槻市との協議を継続し、高槻市・島本町広域行政勉強会において、今後の広域行政のあり方について調査・検討を進めてまいります。

マイナンバー制度の実施にあたり、システム改修や条例改正の手続きを進めるなど、全庁的な連携を図りながら取り組むとともに、広報紙やホームページ等を通じて、住民の皆様に対する周知を図ってまいります。

職員の意識改革を進め、人材の育成を図るため発足いたしました人事給与制度改革プロジェクトチームにおきましては、「頑張ったものが報われる」人事給与制度の構築を検討しております。今後、本チームから示される改革プラン（案）に検討を加え、職員のやる気を醸成する、新たな人事給与制度の構築に取り組んでまいります。

円滑な行政運営にとって大きな役割を担っていただいている非正規職員の賃金等につきましては、府内自治体の現状を踏まえ、待遇改善を図ってまいります。

昨年度から継続事業として実施しております住民ホール解体撤去につきましては、本年度中に工事を終える予定でございます。今後の跡地の有効活用につきましては、本町の公共施設のあり方などを踏まえ、総合的に検討してまいります。

ふれあいセンターにつきましては、平成8年の開設以来、すでに20年が経過しており、維持補修の必要な箇所が発生してきております。このため、本年度は「施設等改修計画」の策定に向けて、専門業者による施設等の点検・診断を実施してまいります。

公有財産につきましては、自主財源確保の観点から遊休地の売却を含め、有効活用を図ってまいります。

借地となっておりました旧町立プール用地につきましては、昨年度末に施設の取り壊しが完了したことから、土地所有者に返還させていただいたところでございます。今後につきましては、旧町立プール用地に隣接する町有地と民地の境界確定等の底地整理を進めてまいります。

また、上下水道部別館を廃止し、その機能を他の施設へ統合することにより、施設の効率的な運営を図ってまいります。

以上、平成27年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。昨年秋季からNHK連続テレビ小説『マッサン』が放送されたことにより、本町にある山崎蒸溜所は「日本のウイスキーのふるさと」として各メディアに大きく取り上げられ、本町の誇りである名水とともに、その魅力を町内外に広く知っていただく機会となりました。

この島本の地がウイスキーづくりの理想郷として選ばれた理由は、宇治川・木津川・桂川の三川が合流し、湿潤な気候と、良質な地下水があることでした。また、大阪・京都の都市部への交通の利便性の良さも、その理由の一つとされています。

ウイスキーづくりとまちづくりは非常によく似ています。ウイスキーは、豊かな地下水と森の中で、時間と労力をかけて、一つひとつ丁寧に作り上げるものです。また様々な原酒を掛け合わせ、調和のとれた深みのある味わいを生み出します。

住民の皆様が、そしてこれから島本町に住んでいただく方々が、島本の水とみどりに囲まれた、過ごしやすい静かな環境の中で日々の生活をしながら、お互いを尊重し、助け合い、じっくりと時間をかけて丁寧に作られていくものが、本当の「味わい深いまち」であると考えます。

本町も他の自治体と同様に少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、地域活力の低下が懸念されています。また、公共施設の老朽化・耐震化への対応や、福祉・医療に要する費用の増加などにより、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなると言わざるを得ません。

このような状況下で、これからも「住んでよかったと思えるまち」をつくり続けていくためには、今、直面している課題に真正面から向き合い、そして何よりも変革を恐れず、前へ踏み出す勇気をもって取り組む必要がございます。

島本への想いの強さこそ、まちづくりの力に繋がっていきます。「島本が好きだから」という住民一人ひとりの想いを繋げ、次の世代が、また自分たちのまちに誇りを持っていただけるよう「島本らしさ」を追求し、たくさんの人がその魅力を共有できることを

目指して、まちづくりに全力を傾注してまいり所存です。

議員の皆様はもとより、住民の皆様のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

教育こども部長 第 15 号議案に関しまして、議案書の表題に誤りがございました。本日、議員の皆様には差し替えをさせていただきましたが、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。大変申しわけございませんでした。

総務部長（登壇） それでは、第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてから、第 32 号議案 平成 27 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの平成 27 年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに各予算と関連をいたします条例の制定及び一部改正につきまして、一括して、ご説明申し上げます。

まず、議案書の 11 の 1 ページでございます。第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について。

（第 11 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、12 の 1 ページでございます。第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

（第 12 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、特別職の職員で非常勤のものとの待遇改善として、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、13 の 1 ページでございます。第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

（第 13 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、臨時的任用職員の待遇改善として、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、14 の 1 ページでございます。第 14 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について。

（第 14 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、15 の 1 ページでございます。第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正について。

（第 15 号議案 朗読）

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援新制度の開始及び島本町特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、16の1ページでございます。第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。

(第16号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、17の1ページでございます。第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

(第17号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、18の1ページでございます。第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について。

(第18号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、19の1ページでございます。第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について。

(第19号議案 朗読)

提案理由といたしましては、第1号被保険者の介護保険料率等を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、20の1ページでございます。第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について。

(第20号議案 朗読)

提案理由といたしましては、助成の対象者を拡大することにより、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、予算についてでございますが、平成27年度予算書の1ページでございます。第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算。

(第21号議案 朗読)

続きまして、217ページでございます。第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算。

(第22号議案 朗読)

続きまして、225 ページでございます。第 23 号議案 平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算。

(第 23 号議案 朗読)

続きまして、261 ページでございます。第 24 号議案 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算。

(第 24 号議案 朗読)

続きまして、279 ページでございます。第 25 号議案 平成 27 年度島本町介護保険事業特別会計予算。

(第 25 号議案 朗読)

続きまして、307 ページでございます。第 26 号議案 平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算。

(第 26 号議案 朗読)

続きまして、315 ページでございます。第 27 号議案 平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計予算。

(第 27 号議案 朗読)

続きまして、341 ページでございます。第 28 号議案 平成 27 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算。

(第 28 号議案 朗読)

続きまして、349 ページでございます。第 29 号議案 平成 27 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算。

(第 29 号議案 朗読)

続きまして、357 ページでございます。第 30 号議案 平成 27 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算。

(第 30 号議案 朗読)

続きまして、365 ページでございます。第 31 号議案 平成 27 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算。

(第 31 号議案 朗読)

続きまして、373 ページでございます。第 32 号議案 平成 27 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算。

(第 32 号議案 朗読)

ただいま朗読をいたしました第 11 号議案から第 32 号議案までの内容につきましては、議案書に添付をさせていただいておりますとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各会計の平成 27 年度の予算案資料もあわせて提出させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町事務分掌条例等の一部改正について（案）説明

それでは引き続きまして、第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

「島本町事務分掌条例等の一部改正」につきましては、第1条から第6条までの6条立てとしており、第1条につきましては「島本町事務分掌条例」の一部改正、第2条につきましては「島本町職員定数条例」の一部改正、第3条につきましては「島本町職員の厚生制度に関する条例」の一部改正、第4条につきましては「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正、第5条につきましては「島本町特別職報酬等審議会条例」の一部改正、第6条につきましては「島本町教育委員会の教育長の給与及び旅費に関する条例」の一部改正でございます。

施行期日につきましては、いずれも平成27年4月1日でございます。

第1条の改正内容につきましては、総合教育会議に関する事項を総合政策部の事務分掌として加えるものでございます。

第2条の改正内容につきましては、教育長が特別職として位置づけられることに伴い「島本町職員定数条例」上の職員の定義について所要の改正を行うものでございます。

第3条の改正内容につきましては、第6条の改正において「島本町教育委員会の教育長の給与及び旅費に関する条例」の題名を改正することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第4条の改正内容につきましては、別表第1に規定する教育委員会委員長に関する報酬額の規定を削るものでございます。

第5条の改正内容につきましては、教育長が特別職として位置づけられることに伴い教育長の給料の額を町長及び副町長と同様にその給料額について、島本町特別職報酬等審議会において審議いただくこととし、所掌事項として加えるものでございます。

第6条の改正内容につきましては、条例の題名を「島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例」に改めるとともに、教育長の勤務時間等についての規定を加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町事務分掌条例等の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、まず1点目として、新たに「学校産業医」及び「認知症地域支援推進員」の報酬設定を行うものでございます。

「学校産業医」につきましては、常時50人未満の労働者を使用する事業場については産業医の設置義務は課されていないものの、文部科学省から、学校においても面接指導が実施できるような体制を整備することが求められていることから、教職員の健康管理や職場環境づくりの向上を図るため、教職員を対象とした産業医1名を配置するものでございます。

また、「認知症地域支援推進員」につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、平成30年度までに、全市町村で「認知症総合支援事業」の実施が義務付けられており、本町においても地域における医療と介護の連携及び認知症施策の推進を図るため、新たに「認知症地域支援推進員」を設置するものでございます。

次に2点目として、現在規定いたしております産業医の報酬額につきまして、毎月1回の定期的な健康相談の実施や長期休職者の職場復帰にかかる面談など、近年の大幅な業務量の増加等を踏まえ、報酬額の増額改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、原則、2年に1度の割合で実施する府内9町村及び北摂7市の非正規職員の勤務条件実態調査結果を踏まえて、臨時的任用職員の待遇改善として図書館業務事務員、介護員、保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員、支援講師、延長保育士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の11職種の時間額について、15円から50円の増額改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い

い申し上げます。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について（案）説明

それでは、引き続きまして、第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年4月1日から本格実施されます。

今回提案させていただきます条例につきましては、保育所や幼稚園等の施設型保育事業及び小規模保育などの地域型保育事業に関しまして、新制度における利用者負担を世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされておりますことから、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である本町の条例で規定するものでございます。

国の考え方では、保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度とされており、幼稚園教育を必要とされる場合と満3歳以上で保育を必要とされる場合、そして、満3歳未満で保育を必要とされる場合の、3つの区分で保育認定することになっております。

保育料は、市町村ごとに市町村民税額の階層区分別の保育料を定めるため、同じ認定区分及び階層区分であれば、基本的には、どの施設・事業所でも同一の負担額となります。これまで保育料に関する規定は、「島本町立幼稚園設置条例」や「島本町保育所条例」とともに条例施行規則において定めておりましたが、幼稚園、保育所や小規模保育事業等、いずれも施設型給付・地域型保育給付として財源が一元化されたことに伴い、本町におきましても本条例制定により、利用者負担額等の規定をこの条例に集約するものでございます。

それでは具体的内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の14の3ページをお開きください。

まず、第1条では、条例の趣旨を規定しております。

次に、第2条では、条例において使用する用語は、「子ども・子育て支援法」において使用するものであることを定義しております。

第3条では、利用料について規定しており、利用料とは、特定教育・保育施設、また特定地域型保育事業を利用するにあたって、内閣総理大臣が定める基準により算定した

費用の額であって、公定価格と位置付けられております。この公定価格は、施設型給付または地域型保育給付と、利用者負担額から成り立っているものでございます。

次に、14の4ページをお開きください。

第4条につきましては、利用者負担額を規定しており、第1号では「教育を受けた場合」、つまり1号認定を受けた子どもに関する保育料を、第2号では「保育を受けた場合」の2号認定または3号認定の保育料を規定するものでございます。

次に、第5条では、支給認定を受けた保護者等から利用者負担額を徴収する旨を規定しております。新制度では、私立保育園に関し、利用者は市町村と契約し、保育料は市町村へ支払うとの従来どおりの取扱いとなっておりますことから、第1項でその徴収について、14の5ページの第2項では、町立幼稚園及び町立保育所利用の保護者等から徴収することを規定しております。

次に、第6条では、町立幼稚園において実施しております預かり保育及び長時間の預かり保育の徴収及び保育料について規定しており、第7条では、町立保育所において実施しております時間外保育の徴収及び保育料について規定しております。

次に、第8条では、利用者負担額及び預かり保育料、時間外保育料の納期限と特別な理由がある場合を除き、還付しない旨を規定しております。

14の6ページをお開きください。

第9条では、月途中入退園にかかる利用者負担額について定めており、開園日数を基準に日割り計算を行うこととしております。

14の7ページをお開きください。

第10条では、特別の理由がある場合の利用者負担額等の減免・免除につきまして規定しており、企業の倒産、失業、不慮の事故等適用する事案など詳細につきましては、本条例の施行規則において規定いたしますとともに、第11条では、必要な事項を規則に委任するものでございます。

次に、附則でございます。

第1項では、施行期日を平成27年4月1日とし、第2項では、利用者負担額の経過措置を規則に委任する旨、規定いたしております。

第3項では、本条例において、利用者負担額等に関する規定を集約することから、「島本町立幼稚園設置条例」における入園金、保育料、預かり保育料及び保育料等の減免に関する規定を削除する一部改正を、あわせて行うものでございます。

14の8ページをお開きください。別表第1の、教育を受けた場合の1号認定にかかる保育料でございます。

国が示す水準では5階層でございますが、本町では10階層にまで細分化し、より所得に応じた負担となるよう設定し、低所得者層には安価になるよう設定しております。また、14の9ページの備考3では、小学校3年生までの子どもがいる場合の多子世帯軽減

について規定しております。

次に、14の10ページの別表第2につきましては、保育を受けた場合の2号認定及び3号認定にかかる保育料でございます。

国が示す水準は8階層でございますが、本町では、A、B、CとD1からD12までの15の階層区分と、14の12ページの備考4に規定する、B階層及びC階層におけるひとり親家庭への軽減を含めた17階層にまで細分化し、額面も安価に設定し、所得に応じた負担に設定するとともに、低所得者層には、これまでよりも安価になるよう設定いたしております。

なお、保護者の就労時間等により、標準保育時間として1日当たり11時間、保育短時間として1日当たり8時間の保育の必要性を認定することになっておりますことから、負担額においても個別に設定しております。また、備考5では同一世帯に2人以上の就学前子どもがいる場合の多子世帯軽減を規定しております。

次に、14の13ページの別表第3につきましては、これまで幼稚園条例で規定していた預かり保育料を規定しており、金額に変更はございません。

以上、簡単ではございますが、「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町保育所条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案参考資料の新旧対照表をお開けください。

第1条では、条例の目的といたしまして、根拠となる「児童福祉法」の規定について、法改正に伴い、同法第24条第2項以下で、認定こども園、家庭的保育事業等についても規定されたため、保育所を示す同条第1項を引用するため、改正するものでございます。

また、現行の第3条の2の保育の実施基準につきましては、現行制度では各自治体において規定することになっておりますが、「子ども・子育て支援法」において「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」と規定され、政令で定めることとなったことから、条例の保育の実施基準にかかる条項を削除するものでございます。

次に、第4条では、これまで施行規則で定めていた開所時間につきまして、1時間の保育サービスを提供する保育長時間認定を実施するにあたり、通常の開所時間を午前7時半から午後6時半までの11時間と規定し、整合性を図るものでございます。

また、その後、午後7時までの延長時間も規定しており、実態として、これまでの町立保育所の開所時間を変更するものではございません。

次に、現行の第5条で「保育料の納付」、また現行の第6条で「保育料の減免」を規定していたものを、「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」に一元化することから削除し、現行の第7条で規定しておりました「出席の停止又は対処」を、改正案の第5条の規定するものでございます。

なお、改正案の第5条につきましては、これまでの「保育場、管理上不相当と認めるとき」との規定から、さらに、その内容を「設備その他の受託能力」や「疾病」等においても規定するものでございます。

また、現行の第8条に規定しております「規則への委任」につきましては、条ずれにより、改正後の第6条に規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町保育所条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の制定について（案）説明

それでは、引き続きまして、第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に従いまして、ご説明申し上げます。16の3ページでございます。

第1条（趣旨）でございます。

本条例は、「介護保険法」第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものでございます。

次に、第2条につきましては、本条例で使用する用語の定義につきまして、「介護保険法」において使用する用語の例によることとしております。

次に、第3条につきましては、これまでの基準は、平成11年厚生省令「介護保険法施行規則」に基づき運用されておりましたが、いわゆる「地域主権一括法」により、市町村の条例に委任されたものでございます。内容といたしましては、前述の厚生省令によ

ることとしており、地域包括支援センターの職員にかかる基準及び当該職員の員数及びそれ以外の基準を定めたものとなっております。

次に、第4条につきましては、必要な事項を委任することを規定するものでございます。

次に、附則でございます。施行期日につきましては、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、本議案の資料につきましては、この議案のあとに添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、「島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」の説明を、終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（案）説明

それでは、第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に従いまして、ご説明申し上げます。17の3ページでございます。

第1条でございます。本条例は、「島本町介護保険条例」に定めるもののほか、「介護保険法」の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条につきましては、本条例で使用する用語の定義につきまして、「介護保険法」をはじめ「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を定めておりました厚生労働省令によることとしております。

次に、第3条につきましては、指定介護予防支援事業者の指定にかかる申請者の要件を、「介護保険法」第115条の22第2項第1号におきまして「法人」と定めておりましたので、同様に「法人」とするものでございます。

次に、第4条につきましては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づいております。なお、第2項におきまして、省令と異なる独自の基準といたしまして、事業所における記録の整備を、厚生労働省令では「サービス完結の日から2年間」と規定されているところを、「当該サービス提供の日から5年間」とするものでございます。

これは事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合には、町から介護報酬の返還請求をすることとなり、記録の整備を「サービス完結の日から2年間」としておきますと、サービス提供から2年以降の書類についての確認が困難となる恐れがあることから、「地方自治法」に規定される債権債務の時効にあわせて5年間とするものでございます。

次に、第5条につきましては、必要な事項を委任することを規定するものでございます。

次に、附則でございます。施行期日につきましては、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、本議案の資料につきましては、この議案のあとに添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、「島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、1点目といたしまして、国民健康保険料賦課限度額を引き上げる改正（第15条関係）、2点目といたしまして、低所得者に対する保険料軽減を拡充する改正（第20条関係）、3点目といたしまして、一般被保険者にかかる基礎賦課総額の特例を恒久化する改正、4点目といたしまして「国民健康保険法」の規定の条ずれに伴い、関係規定を整理する改正でございます。

それでは、改正条文につきまして、議案参考資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、国民健康保険料賦課限度額を引き上げる改正でございます。2の(1)の国民健康保険料基礎賦課額を現行の賦課限度額51万円から52万円に引き上げるものです。次の2の(2)の、後期高齢者支援金の賦課限度額を現行の賦課限度額16万円から17万円に引き上げるものです。また、2の(3)の介護納付金の賦課限度額を、現行の賦課限度額14万円から16万円に引き上げるものです。

国民健康保険料としては、基礎賦課分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合わせて、現行の81万円から85万円に引き上げとなります。

次に、2の(4)の低所得者に対する保険料軽減を拡充する改正でございます。

現在、一定所得以下の世帯につきましては、保険料の応益割を2割・5割・7割と軽

減しておりますが、今回、2割と5割の軽減対象世帯を拡大するものでございます。

2割軽減につきましては、現行の「33万円+45万円×被保険者数」から「33万円+47万円×被保険者数」に、5割軽減につきましては、現行の「33万円+24.5万円×被保険者数」から「33万円+26万円×被保険者数」となります。

次に、一般被保険者にかかる基礎賦課総額の特例を恒久化する改正でございます。

この規定は、附則第5項の規定により、保険料率算定の基礎となる一般被保険者の基礎賦課総額算定における歳出見込み額に、「国民健康保険法」附則第26条第2項に規定する保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の2分の1を含め、歳入見込み額に同法附則第26条第1項に規定する保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の額を含めるものでございます。

平成27年度から、保険財政共同安定化事業の対象医療費が30万円以上から1円以上に拡大となり恒久化されるため、附則第5項の規定を削除し、本文に規定し、あわせて附則第5項を削除することにより、附則第6項、附則第7項、附則第8項を繰り上げる改正でございます。

次に、第8条で参照しております「国民健康保険法」の第72条の4が第72条の5に条ずれすることに伴い、同様に変更する改正でございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

なお、条例による改正後の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町国民健康保険条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町介護保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、「介護保険法」第129条に規定されております65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率の改定と、所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減及び「介護保険法」第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を延期するため、経過措置を設けるものでございます。

介護保険料率の改定にあたりましては、平成27年度から平成29年度の3ヵ年の介護保険サービス量を見込むとともに、国の介護報酬の改定や、地域区分の見直し、また、それに加え、本町において低所得者及び中間所得者への配慮を行うための450万円以上の所得区分の追加などを総合的に勘案し、条例第4条第1項第5号で第1号被保険者の保険

料基準額（「介護保険法施行令」第39条第1項第5号に掲げる者）を年額で5万8,800円（現行5万4,000円）とするものでございます。

第4条第1項第1号で生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方を基準額の50%相当額の2万9,400円（現行第1段階2万1,600円、第2段階2万7,000円）、第4条第1項第2号で、世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方について基準額の70%相当額4万1,160円（現行3万5,100円）、第4条第1項第3号で世帯全員が市町村民税非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方を基準額の75%相当額の4万4,100円（現行3万7,800円）とし、第4条第1項第4号で市町村民税課税世帯であります。本人が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方について基準額の90%相当額5万2,920円（現行4万8,600円）とするものでございます。

また、本人が市町村民税課税の場合、第4条第1項第6号で、合計所得金額が120万円未満の方を基準額の120%相当額の7万560円（現行6万2,100円）、第4条第1項第7号で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方を基準額の130%相当額の7万6,440円（現行第5段階6万2,100円、第6段階6万7,500円）、第4条第1項第8号で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方を基準額の150%相当額の8万8,200円（現行8万1,000円）とし、第4条第1項第9号で、合計所得金額が290万円以上450万円未満の方を基準額の170%相当額の9万9,960円（現行8万1,000円）、第4条第1項10号で、合計所得金額が450万円以上700万円未満の方を基準額の180%相当額の10万5,840円（現行9万7,200円）、第4条第1項第11号で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方を基準額の190%相当額の11万1,720円（現行9万7,200円）、第4条第1項第12号で、合計所得金額が1,000万円以上の方を基準額の200%相当額の11万7,600円（現行9万7,200円）とするものでございます。

次に、同条第2項で所得の少ない第1号被保険者の軽減について定めるものでございます。

次に、第6条第3項で、所得区分の追加による文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則第7条として、「介護保険法」第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を延期するため経過措置を設けるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「島本町介護保険条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、助成の対象者を拡大することにより、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要につきましては、通院費助成の対象者を就学前までから小学校6年生までに、入院費助成の対象者を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第20号議案参考資料の「島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1ページでございます。条例の名称でございますが、対象者の拡大に伴い、「乳幼児等の医療費の助成に関する条例」を、「子どもの医療費の助成に関する条例」に改めるものでございます。

次に、第1条 目的でございますが、対象者の拡大に伴い、「乳幼児及び児童」と「乳幼児等」の表記を、「子ども」に改めるものでございます。

第2条 用語の定義でございますが、第1号では、本制度の助成対象となる0歳から中学生までの児童を「子ども」として規定し、第2号では、そのうち入院費助成のみの対象となる「中学生」を別に規定しています。第3号では、「乳幼児等」の表記を「子ども」に改めています。

第3条 対象者でございますが、「乳幼児等」の表記を、「子ども」に改めております。

2ページでございます。第4条 助成の範囲でございますが、ただし書きの入院費助成の規定において、小学生を意味する「児童」の表記を「中学生」に改めています。

第5条 助成の方法でございますが、第1項においては、「乳幼児」を「中学生以外の子ども」に改め、就学前児童及び小学生に対する現物給付を基本とする助成方法を規定しています。

第2項では、「児童」を「中学生」に改め、中学生に対する償還払いによる助成方法を規定しています。

なお、施行期日につきましては、平成27年7月1日とし、改正後の規定は、平成27年7月1日以後の医療にかかる医療費について適用いたします。

以上、簡単ではございますが、「島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

我が国経済は、いわゆる「三本の矢」からなる経済政策の推進により、雇用・所得環境は改善傾向が続くとともに、企業部門も高水準の経常利益を実現するなど、景気は緩やかな回復基調が続いています。他方、個人消費等には弱さが見られ、また、特に地方や中小企業では経済政策の効果を実感できていない状況にあります。

このような中で、平成27年度の国の地方財政対策では、地方創生に取り組むための経費を歳出に計上するなど、地方一般財源総額について前年度以上の水準が確保されました。地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最低限にとどめ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するなど、財源の質の改善も図られたところです。

次に、本町の平成27年度当初予算については、町民税法人分で約1億5千万円の減額となるなど、主な一般財源で約1億3千万円の減収を見込んでおります。

こうした中で、小中学校の耐震事業や中学校給食棟の建設事業などの実施、民間保育園の開園、社会保障関係経費の増大などに対応し、住民の皆様の安全・安心の確保、子育て支援の充実などに努めるべく、予算を確保いたしました。これらの諸事業を着実に推進するため、議会の皆様方にご審議賜りたく、提案させていただくものでございます。

なお、平成27年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定させていただいており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めてご審議いただきたいと考えております。

平成27年度当初予算は、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出総額117億円を計上しています。

予算規模としては、前年度当初予算に比べ12億5,600万円、率にして12.0%の大幅な増となっています。この主な要因は小学校施設耐震事業8億8,477万6千円、中学校施設耐震事業2億840万1千円、中学校給食棟設置事業4億4,331万1千円、橋りょう補修・補強事業1億3,475万円などの投資的事業のほか、平成27年3月に新たに開園する民間保育園に対する扶助費及び補助金等について、前年度予算額を大きく上回っていることによるものです。

第2条の債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」でお示ししています。

「基幹システム機器等賃貸借」については、現在稼働している基幹システムのリース期間が平成27年12月31日で満了となることから、新たに5ヵ年リースするため、設定が必要となるものです。

「LGWAN接続ルータ賃貸借」については、大阪電子自治体推進協議会が廃止されること

に伴い、同協議会が府内で一括契約していたLGWAN接続ルータのリース契約を各市町村が引き継ぐこととなり、その期間が3ヵ年度にまたがるため設定が必要となるものです。

「福祉ふれあいバス賃貸借」については、リース契約期間が2ヵ年度にまたがるため設定が必要となるものです。

「教育用コンピュータ保守点検業務委託（中学校）」については、町立中学校の教育用コンピュータを正常に稼働できる状態を維持するための保守点検業務委託について、複数年契約の入札とするため、設定が必要となるものです。

第3条の地方債は、「第3表 地方債」でお示ししています。

衛生債では、清掃工場施設改修工事にかかる財源として、一般廃棄物処理事業債8,350万円を計上しています。

土木債では、橋りょう補修・補強事業及び町営住宅エレベータの改修工事にかかる財源として、公共事業等債5,880万円を計上しています。

消防債では、消防団の分団小型動力ポンプの更新にかかる財源として、130万円を計上しています。

教育債では、第一小学校、第二小学校、第四小学校及び第一中学校の耐震事業並びに第二中学校給食棟設置事業などにかかる財源として、9億8,650万円を計上しています。

臨時財政対策債は、3億9千万円を計上しています。

第4条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の5億円を設定しています。

歳入

[1] 町税は、前年度に比べ1億436千円、率にして2.2%減の総額44億3,060万3千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ828万4千円増の17億5,379万円を計上しています。

これは、納税者一人当たりの所得の増によるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ1億5,462万4千円減の3億9,887万7千円を計上しています。これは一部大手企業の経営悪化に加え、税制改正に伴い法人町民税の税率が引き下げられたことにより、減額となるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ4,397万3千円増の17億8,032万円を計上しています。

これは、大手企業の設備投資や工場の新築などにより増加が見込まれるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度と同額の2,630万3千円を計上しています。

⑤軽自動車税は、前年度に比べ118万7千円増の2,250万5千円を計上しています。

これは、軽四輪乗用車の取得台数が増加していることによるものです。

⑥町たばこ税は、前年度に比べ297万4千円減の9,585万円を計上しています。これは、健康志向の高まりによる喫煙人口の減少により、減額となるものです。

⑦特別土地保有税は、滞納分として科目設定1千円を計上しています。

⑧都市計画税は、前年度に比べ371万8千円増の3億5,295万7千円を計上しています。これは、工場の新築や小規模な住宅開発などにより、増加が見込まれるものです。

[2] 地方譲与税は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、5,100万円を計上しています。

[3] 利子割交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、1,600万円を計上しています。

[4] 配当割交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、2,800万円を計上しています。

[5] 株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、1,400万円を計上しています。

[6] 地方消費税交付金は前年度に比べ1億7,800万円、率にして67.4%増の4億4,200万円を計上しています。これは、平成26年4月からの地方消費税率引き上げに伴い増額となるものですが、消費税の納入などが平年度化するまでには一定期間を要していたことにより、前年度は小幅な増額となっていたことから、本年度は大幅な増額となっています。

なお、本年度の地方消費税収の17分の7に相当する額については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

[7] ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、4,000万円を計上しています。

[8] 自動車取得税交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、1,400万円を計上しています。

[9] 地方特例交付金は、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、3,000万円を計上しています。

[10] 地方交付税は、11億9,000万円を計上しています。

①普通交付税については、9億6,000万円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補てんするために交付されています。本年度の積算にあたっては、前年度の確定額及び地方財政計画を勘案したものです。

②特別交付税についても、前年度予算及び地方財政計画を勘案し、2億3,000万円計上しています。

なお、特別交付税は、従前は交付税総額の6%とされていたものを、段階的に縮減することとなっていますが、本年度までの東日本大震災の集中復興期間中は、現行の割合が維持される予定です。

[11] 交通安全対策特別交付金は、前年度予算及び前年度決算見込みを勘案し、350万円を計上しています。

[12] 分担金及び負担金については、前年度に比べ2億653万8千円、率にして99.2%減の168万7千円を計上しています。これは子ども・子育て支援制度の施行に伴い、前年度は児童福祉費負担金に計上していた保育所保育料及び保育所時間外保育料の予算を、使用料に計上することになったためです。

[13] 使用料及び手数料については、前年度に比べ2億5,753万5千円、率にして133.7%増の4億5,011万7千円を計上しています。これは分担金及び負担金でご説明したとおり、保育所保育料及び保育所時間外保育料の予算を移動したためです。

[14] 国庫支出金は、前年度に比べ1億9,858万1千円、率にして15.7%増の14億6,390万9千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ9,000万1千円、率にして10.4%増の9億5,355万4千円を計上しています。

民生費国庫負担金のうち、社会福祉費負担金の生活困窮者自立支援事業負担金789万3千円については、平成27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の財源として計上しています。また、施設型給付費等負担金8,921万5千円については、平成27年3月に開園する保育園を加えた2カ所の民間保育園の運営費負担金に係る財源を計上しております。

②国庫補助金は、前年度に比べ1億1,253万円、率にして28.6%増の5億588万2千円を計上しています。

総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度補助金3,621万6千円については、社会保障・税番号制度に伴う各システム改修にかかる費用の財源として計上しています。

民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金5,035万7千円については、平成27年

4月に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく事業、前年度に続き実施される臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業にかかる財源として計上しています。

土木費国庫補助金の防災・安全交付金8,428万3千円については、橋りょう補修・補強事業、民間建築物耐震補助事業、町営住宅改修工事及び公共施設耐震診断等にかかる財源として計上しています。

教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金2億6,410万4千円については、小学校施設耐震事業及び中学校給食棟設置事業等にかかる財源として計上しています。

③国庫委託金は、前年度に比べ395万円、率にして46.9%減の447万3千円を計上しています。この主な要因は、前年度には国民年金関連のシステム改修にかかる財源があったことによるものです。

[15] 府支出金は、前年度に比べ9,163万2千円、率にして12.3増の8億3,432万7千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ6,205万2千円、率にして20.3%増の3億6,785万円を計上しています。この主な要因は、民生費の歳出において障害者自立支援給付費、施設型給付費、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の財政基盤の強化にかかる経費などが増額となっていることによるものです。

②府補助金は、前年度並みの3億8,097万6千円を計上しています。

民生費府補助金のうち、地域福祉・子育て支援交付金2,870万3千円については、前年度に引き続き小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業、地域子育て支援事業、保育所整備事業、乳幼児療育支援事業などの財源として計上しています。また、新子育て支援交付金1,298万7千円については、平成27年7月から対象者を拡大する乳幼児等医療費助成の町独自助成分にかかる財源として計上しています。

教育費府補助金のうち、中学校給食施設整備費補助金2億1,000万円については、中学校給食棟設置事業にかかる財源として計上しています。

③府委託金は、前年度に比べ2,973万7千円、率にして53.3%増の8,550万1千円を計上しています。この主な要因は、総務費の歳出において、国勢調査事業、大阪府議会議員選挙事業及び大阪府知事選挙事業などにかかる財源を計上していることによるものです。

[16] 財産収入は、前年度に比べ61万2千円、率にして11.7%減の460万9千円を計上しています。この要因は、社会福祉法人に貸付けしている土地の賃借料を本年度から

免除することに伴い、減額となるものです。

[17] 寄附金は、前年度並みの680万8千円を計上しています。

[18] 繰入金は、前年度に比べ3億8,145万6千円、率にして57.1%増の10億5,006万5千円を計上しています。

本年度の基金繰入金は10億4,142万9千円で、前年度に比べ3億7,282万円の増額となっています。

本年度の歳出予算においては、民間保育園にかかる経費の一般財源が新たに1カ所開園することにより、前年度に比べ9,252万7千円の増額となっています。また中学校給食棟設置事業においても、一般財源が前年度に比べ2,843万7千円の増額となっています。

一方、歳入では、主たる一般財源である町税が、前年度に比べ1億43万6千円の減額となりますが、地方交付税も「地方財政計画」を勘案し、前年度に比べ1,000万円減額を見込んでいます。また臨時財政対策債についても、前年度に比べ2億円の減額を見込んでいます。

以上のことから、本年度当初予算では、歳入において一般財源収入が減少する中で、歳出において一般財源の負担が増加するため、財源不足額は前年度と比べ、3億7,282万円の増額となるものです。

今後におきましても、多くの課題事業に対応して行かなければならない状況にあることから、引き続き行財政全般にわたる事業の見直しを進め、財務体質の改善を図る必要があります。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

①公共施設整備積立基金繰入金2億7,000万円については、ふれあいセンター、清掃工場、学校などの各公共施設整備にかかる財源として繰り入れるものです。

②職員退職手当積立基金繰入金2,100万円については、退職手当の財源の一部として繰り入れるものです。

③財政調整基金繰入金7億42万9千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。

④減債基金繰入金5,000万円については、町営緑地公園住宅にかかる町債償還等の財源として繰り入れるものです。

[19] 諸収入は、前年度に比べ377万9千円、率にして3.3%減の1億927万5千円を計上しています。この主な要因は、三島救命救急センターへの貸付金が減額となることから、貸付金返還収入においても減額となるものです。

[20] 町債については、前年度に比べ4億6,570万円、率にして44.2%増の15億2,010万円を計上しています。その内訳は「第3表 地方債」でご説明したとおりです。

歳出

[1] 議会費は、前年度に比べ950万円、率にして6.7%増の1億5,130万6千円を計上しています。

[2] 総務費は、前年度に比べ3億3,704万6千円、率にして19.0%減の14億3,518万5千円を計上しています。

(1) 総務管理費

①一般管理費は、前年度に比べ708万1千円、率にして1.2%増の6億2,209万2千円を計上しています。これは主に人件費のうち、一般職給が前年度に比べ2,634万円増額となっていることによるものです。

②財産管理費は、前年度に比べ1,394万3千円、率にして17.1%増の9,542万2千円を計上しています。これは主に、役場庁舎においてトイレ等で使用している井戸水の貯水槽について清掃を行うことによるものです。

③防災計画費は、前年度に比べ3億8,920万2千円、率にして95.0%減の2,049万2千円を計上しています。本年度は、「災害対策基本法」の改正による避難場所の指定要件等の変更に伴う防災ハザードマップの更新及び避難場所に掲示している看板の更新工事を予定しています。

④電算処理費は、前年度に比べ3,733万9千円、率にして38.2%増の1億3,503万6千円を計上しています。これは主に、グループウェア機器等賃貸借にかかる経費並びに社会保障・税番号制度における情報連携に必要なシステムの構築、機器の調達及びその保守等にかかる費用が必要となることから、増となるものです。

⑤財務会計費は、前年度並みの424万7千円を計上しています。

⑥企画費は、前年度に比べ29万円、率にして39.2%減の45万円を計上していません。

⑦広報費は、前年度に比べ270万1千円、率にして8.4%増の3,490万5千円を計上しています。本年度は、広報しまもとについて、平成27年10月1日号より現行の2色刷りのタブロイド版から、カラーページを含むA4版の冊子にリニューアルを予定しています。

⑧自治推進費は、前年度に比べ198万2千円、率にして16.8%減の980万6千円を計上しています。これは主に、前年度に第二コミュニティセンターの施設補修及びAED設置が完了したため、減となるものです。

- ⑨人権推進費は、前年度並みの358万4千円を計上しています。
- ⑩男女共同参画推進費は、前年度並みの115万7千円を計上しています。
- ⑪人権文化センター費は、前年度に比べ294万5千円、率にして19.4%減の1,221万4千円を計上しています。これは主に、前年度に人権文化センター耐震事業が完了したことによるものです。
- ⑫公平委員会費は、前年度に比べ9万2千円、率にして36.1%減の16万3千円を計上しています。
- ⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ25万6千円、率にして5.8%増の465万6千円を計上しています。
- ⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ2,137万9千円、率にして8.3%減の2億3,661万円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き住民ホールの解体撤去工事を実施します。

(2) 徴税費

- ①税務総務費は、前年度に比べ840万4千円、率にして9.5%増の9,656万1千円を計上しています。
- ②賦課徴収費は、前年度に比べ402万4千円、率にして13.1%増の3,483万1千円を計上しています。これは、社会保障・税番号制度に伴うシステム対応業務を行う必要があることから、増となるものです。
- ③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ3万円、率にして18.1%増の19万6千円を計上しています。

(3) 戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ2,188万9千円、率にして20.1%減の8,721万9千円を計上しています。本年度は、社会保障・税番号制度にかかる通知カード・個人番号カードの発行に必要となる経費を計上しています。

(4) 選挙費

- ①選挙管理委員会費は、49万4千円を計上しています。
- ②選挙常時啓発事業費は、7万9千円を計上しています。
- ③大阪府議会議員選挙費は、平成27年4月執行予定の大阪府議会議員選挙に要する経費として832万2千円を計上しています。
- ④大阪府知事選挙費は、平成27年11月執行予定の大阪府知事選挙に要する経費として1,086万4千円を計上しています。

(5) 統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ1,160万8千円、率にして360.3%増の1,483万円を計上しています。本年度は、国勢調査及び経済センサス活動調査の実施年度であることから、調査実施に必要となる経費を計上しています。

(6) 監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ13万8千円、率にして12.6%の減の95万5千円を計上しています。

[3] 民生費は、前年度に比べ1億2,022万3千円、率にして3.2%増の38億9,331万6千円を計上しています。

(1) 社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ553万円、率にして3.3%増の1億7,322万6千円を計上しています。これは、平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、自立相談支援事業等の各種事業を新たに実施することによるものです。

②障害者福祉費は、前年度に比べ7,821万8千円、率にして17.5%増の5億2,582万8千円を計上しています。これは障害福祉サービスの利用見込みの増加により、増額となるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度と同額の34万千円を計上しています。

④年長者福祉費は、前年度に比べ232万3千円、率にして6.4%減の3,401万9千円を計上しています。これは、養護老人ホームへの入所措置人数が減少したことによるものです。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ3,913万2千円、率にして19.6%増の2億3,920万5千円を計上しています。これは、国民健康保険事業特別会計における保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増と、社会保障・税番号制度にかかる国民健康保険システム改修などの事務費の増によるものです。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ3,285万1千円、率にして9.9%増の3億6,475万4千円を計上しています。これは、社会保障・税番号制度にかかる後期高齢者医療システム改修などの事務費の増によるものです。

⑦介護保険費は、前年度に比べ1,262万2千円、率にして3.9%増の3億3,856万2千円を計上しています。これは、介護保険制度改正、社会保障・税番号制度にかかる介護保険システム改修などの事務費の増によるものです。

⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ3,987万9千円、率にして19.1%増の1億8,615万円を計上しています。これは、本年7月からの乳幼児等医療費助成の対象者拡大に伴う扶助費等の増加により、増額となるものです。

⑨臨時福祉給付金事業費は、前年度に比べ4,309万5千円、率にして54.6%減の3,582万1千円を計上しています。これは、消費税率の引上げに伴う低所得者への影響を緩和するため、前年度に続き実施される国の給付金事業の支給単価が減額となったことによるものです。

⑩子育て世帯臨時特例給付金事業費は、前年度に比べ2,309万4千円、率にして

63.3%減の 1,340 万円を計上しています。これは、消費税率の引上げに伴う子育て世帯への影響を緩和するため、前年度に続き実施される国の給付金事業の支給単価が減額となったことによるものです。

(2) 児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度並みの 1 億 9,975 万 5 千円を計上しています。本年度は、子ども・子育てシステムの社会保障・税番号システム対応業務と保守・運用支援業務を計上しております。

②児童措置費は、前年度に比べ 6 億 9,808 万 3 千円、率にして 58.9%減の 4 億 8,776 万 3 千円を計上しています。これは、児童手当及び児童扶養手当の予算を目：児童手当費及びひとり親家庭福祉費に移行したものです。

③児童福祉施設費は、前年度並みの 2 億 9,601 万 5 千円を計上しています。本年度は、第二保育所耐震補強工事実施設計業務を計上しています。

④ひとり親家庭福祉費は、1 億 1,315 万 3 千円を計上しています。これは、従前、社会福祉費の社会福祉総務費及び母子福祉費に計上していたひとり親家庭に対する各種事業の予算と、児童福祉費児童措置費に計上していた児童扶養手当の予算を再編統合し、ひとり親家庭関係の予算として児童福祉費ひとり親家庭福祉費に移動したものです。

⑤児童手当費は、5 億 6,836 万 2 千円を計上しています。これは、従前、児童措置費に計上していた児童手当の予算を目：児童手当費として独立させたものです。

(3) 生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ 1,127 万 8 千円、率にして 34.6%増の 4,388 万 3 千円を計上しています。これは、生活保護システムの更新及び社会保障・税番号制度への対応のためのシステム改修費用の計上により、増額となるものです。

②扶助費は、前年度に比べ 484 万 4 千円、率にして 1.9%増の 2 億 6,377 万 1 千円を計上しています。これは、被保護者の増加によるものです。

(4) 国民年金費

国民年金総務費は、前年度に比べ 319 万 8 千円、率にして 25.6%減の 930 万 6 千円を計上しています。

(5) 災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金 1 千円を計上しています。

[4] 衛生費は、前年度に比べ 1 億 69 万 5 千円、率にして 10.7%増の 10 億 3,854 万円を計上しています。

(1) 保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ 388 万 5 千円、率にして 3.1%減の 1 億 2,000 万

8千円を計上しています。これは、救急医療体制の維持及び運営について三市一町で締結した協定に基づき、三島救命救急センター等に対する運営補助金及び負担金が減となったことによるものです。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ344万5千円、率にして3.3%減の1億75万4千円を計上しています。これは、がん検診等の委託料の減によるものです。

③予防費は、前年度に比べ848万2千円、率にして9.9%増の9,454万8千円を計上しています。これは、平成26年10月から成人用肺炎球菌及び水痘の予防接種が定期接種化されたことに伴う接種者の増によるものです。

④特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として477万5千円を計上しています。

(2) 環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ897万4千円、率にして18.0%減の4,081万2千円を計上しています。これは主に、前年度に実施していた生活排水処理基本計画策定事業が完了したこと、また合併処理浄化槽設置整備事業補助金の内容を見直したことによるものです。

②環境保全費は、前年度に比べ840万6千円、率にして45.5%減の1,007万5千円を計上しています。これは、前年度に実施していた環境基本計画策定事業が完了したことによるものです。

(3) 清掃費

①清掃総務費は、前年度並みの1,773万2千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ1億2,105万5千円、率にして28.5%増の5億4,629万2千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き清掃工場施設改修工事を実施します。

③し尿処理費は、前年度に比べ433万3千円、率にして4.0%減の1億354万4千円を計上しています。これは主に、本年度予定している施設補修工事の規模が前年度に比べて縮小することによるものです。

[5] 農林水産業費は、前年度に比べ842万6千円、率にして9.3%減の8,262万円を計上しています。

(1) 農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ12万5千円、率にして5.6%減の212万2千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ158万3千円、率にして7.1%減の2,084万7千円を計上しています。これは主に、前年度に農地台帳の電子システム化に要する経費を計上していたことによるものです。

③農業振興費は、前年度並みの288万5千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ696万6千円、率にして12.7%減の4,809万8千円を計上しています。これは主に、玉子排水機場にかかる負担金の減額及び負担率を見直したことにより、減となるものです。

(2) 林業費

林業振興費は、前年度並みの866万8千円を計上しています。

[6] 商工費は、前年度に比べ115万円、率にして7.3%増の1,681万1千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ69万8千円、率にして5.1%増の1,426万1千円を計上しています。

②消費対策費は、前年度に比べ45万2千円、率にして21.5%増の255万円を計上しています。

[7] 土木費は、前年度に比べ9,771万7千円、率にして12.4%増の8億8,349万9千円を計上しています。

(1) 土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ2,948万1千円、率にして32.0%減の6,257万4千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ222万1千円、率にして5.8%増の4,043万9千円を計上しています。

(2) 道路橋りょう費

①道路維持費は、前年度に比べ9,905万4千円、率にして157.0%増の1億6,214万8千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、国の防災・安全交付金を活用し、桜井跨線橋及び指手橋の補修・補強工事並びに大通橋の補修設計業務を予定しています。

②道路新設改良費は、前年度に比べ290万円、率にして67.4%増の720万円を計上しています。本年度は、町道広瀬幹線及び町道広瀬桜井幹線の整備工事を予定しています。

(3) 河川費

河川維持費は、前年度に比べ144万5千円、率にして8.5%減の1,556万9千円を計上しています。

(4) 都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ1,909万3千円、率にして64.1%増の4,887万1千円を計上しています。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ47万6千円、率にして15.5%減の259万3千円を計上しています。

③公園費は、前年度に比べ394万2千円、率にして19.2%減の1,655万7千円を計上しています。

④公共下水道費は、前年度と同額の4億7,500万円を計上しています。

(5) 住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ1,071万4千円、率にして88.8%増の2,277万5千円を計上しています。本年度は、平成24年度に策定した「島本町営住宅長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕・改善事業を実施し、居住性・安全性等の維持向上を図ることから、増となるものです。

(6) 交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ153万8千円、率にして10.4%減の1,318万5千円を計上しています。

②防犯費は、前年度に比べ61万7千円、率にして3.9%増の1,658万8千円を計上しています。

[8] 消防費は、前年度に比べ494万7千円、率にして1.4%減の3億5,248万6千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ75万4千円、率にして3.8%減の1,924万2千円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ729万5千円、率にして2.4%増の3億1,158万7千円を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ1,148万8千円、率にして34.7%減の2,165万7千円を計上しています。本年度は、自家発電機設備、広報連絡車、査察車、消防団の分団小型動力ポンプ更新及び消防団災害用資機材購入を実施します。

[9] 教育費は、前年度に比べ12億6,249万9千円、率にして92.5%増の26億2,723万9千円を計上しています。

(1) 教育総務費

①教育委員会費は、前年度並みの103万9千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ1,659万3千円、率にして11.4%増の1億6,274万8千円を計上しています。

③教育センター費は、前年度に比べ330万7千円、率にして58.7%増の894万3千円を計上しています。これは主に、特別支援教育相談員の配置回数増によるものです。また、本年度は教育センターの耐震診断を予定しています。

④放課後子ども支援費は、前年度に比べ1,059万3千円、率にして13.1%増の9,127万4千円を計上しています。本年度は、第四学童保育室のプレハブ建替設計業務を予定しています。

(2) 小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ4億9,971万4千円、率にして80.5%増の11億2,048万6千円を計上しています。本年度は、第二小学校西館のトイレ改修工事にかかる実施設計業務、第一・二・四小学校の耐震補強等工事、各小学校の消防設備改修工事を実施します。

②教育振興費は、前年度に比べ1,024万2千円、率にして24.5%増の5,208万4千円を計上しています。これは主に、本年度から新たに採択した教科書を使用することに伴い指導書を購入する必要があることから、増となるものです。

(3) 中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ7億1,333万3千円、率にして853.8%増の7億9,688万1千円を計上しています。本年度は、第二中学校のプール改修工事にかかる設計業務、第一中学校の耐震補強等工事、第二中学校の給食棟設置工事、各中学校の消防設備改修工事を実施します。

②教育振興費は、前年度に比べ214万円、率にして9.4%増の2,481万3千円を計上しています。これは主に、前年度の途中からリースを開始した各中学校のパソコン及び周辺機器等にかかる賃借料の増によるものです。

(4) 幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ1,232万9千円、率にして9.3%増の1億4,540万4千円を計上しています。本年度は、町立幼稚園の消防設備改修工事を実施します。

(5) 社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ134万2千円、率にして1.2%減の1億1,432万2千円を計上しています。

②青少年費は、前年度並みの1,266万5千円を計上しています。

③文化財保護費は、前年度に比べ495万9千円、率にして28.0%減の1,275万6千円を計上しています。これは主に、島本町『水無瀬駒』による地域活性化事業実行委員会に対する国庫補助金の削減に伴う減や、前年度までの実績に基づく埋蔵文化財発掘調査実施見込みにより、減となるものです。

④歴史文化資料館管理費は、前年度並みの519万円を計上しています。

⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ223万6千円、率にして356.1%増の286万4千円を計上しています。これは主に、史跡桜井駅跡と隣接しているJR京都線側の防護柵について改修工事を予定していることにより、増となるものです。

⑥生涯学習費は、前年度並みの840万8千円を計上しています。

⑦図書館費は、前年度並みの3,356万9千円を計上しています。

⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ202万3千円、率にして5.6%減の3,379万3千円を計上しています。これは主に、賃借していた町立プール用地を所有者に返還することによるものです。

[10] 災害復旧費は、前年度と比べ1,560万円、率にして371.4%増の1,980万円を計上しています。これは主に、職員の動員に伴う時間外勤務手当の支出費目の変更や、これまでの応急復旧工事の実績を勘案した工事請負費の増によるものです。

[11] 公債費は、前年度並みの11億8,419万8千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ1,630万7千円、率にして1.6%増の10億4,317万6千円を計上しています。これは主に、平成23年度に借入れした臨時財政対策債の元金の償還が開始されることによるものです。

次に利子については、前年度に比べ1,727万2千円、率にして10.9%減の1億4,102万2千円を計上しています。これは、町債の現在高が減少していること並びに金利が低水準で推移していることによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため、計上しています。なお、本年度につきましても、基金保有残高を踏まえ、基金からの資金流用を優先することとし、前年度と同額の169万9千円を計上しています。

[12] 予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）もご参照いただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進すべく、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としております。

平成27年度予算総額は、第1条のとおり、歳入歳出総額2億7,400万円で、前年度よ

り10万円の増額となっています。

「歳入」ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の45万円を計上しております。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である2億7,355万円を計上しております。

「歳出」ですが、公共用地先行取得費では、歳入の繰入金でご説明させていただいたとおり、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、2億7,355万円を計上しております。

諸支出金45万円については、土地開発基金から生じる利子収入として、当該基金に積み立てるべく、歳入と同額を計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

国民健康保険制度を取り巻く環境は、産業構造や就労形態、年齢構成の変化、医療技術の高度化等により大きく変化してまいりました。自営業・農林水産業に従事する加入者から、年金生活者等の無職の方や非正規労働者の加入者へ変化し、低所得者層の増加で保険料収入は伸び悩み、また加入者の年齢構成・医療費水準が高くなることにより、医療費は毎年増加し、厳しい財政運営が続いております。

年々増加する医療費は、国民健康保険財政を逼迫させる主な要因であることは言うまでもありません。このため医療費の適正化につきましては、資格点検事務、レセプト点検事務等の強化を図るとともに、ジェネリック医薬品の希望シール配布及び差額通知を実施することで、後発医薬品の普及促進をしております。

また、本年度からスタートいたしますデータヘルズ計画は、レセプトや健診等のデータの分析に基づいた効率的・効果的な保健事業を実施するための計画で、データに基づく科学的なアプローチにより、今後も保健事業に積極的に取り組んでまいります。

さて、こうした状況を踏まえ編成いたしました平成27年度の予算総額は40億2,600万円で、前年度に比べ、5億5,600万円、率にして16%の増となっています。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、保険料でございます。

保険料の算定につきましては、歳出から国庫支出金をはじめとする歳入の一部を除

きました額を保険料として加入者の皆さんに賦課する仕組みとなっております。

本年度の保険料につきましては、一般被保険者の療養給付費の増、後期高齢者支援金等、介護納付金の減に伴い、前年度に比べ、一般被保険者の現年分保険料総額で15万4千1千円の増となっておりますが、年間平均被保険者数を45人増と見込んでおり、一人当たり年間保険料は10万5,078円と、前年度に比べ456円、率にして0.4%の減となっております。また、退職被保険者の現年分保険料総額は、被保険者数の減に伴い、前年度に比べ1,684万1千円の減となっております。

次に、国庫支出金でございますが、7億3,790万円で、前年度に比べ1,344万円の増となっております。その主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費の増に伴い療養給付費等負担金を197万4千円増額、高額医療費共同事業拠出金の増に伴い高額医療費共同事業負担金は348万8千円増額となりましたことと、調整交付金におきまして、一般被保険者の医療費総額の増に伴い、768万5千円増となったためでございます。

次に、療養給付費等交付金でございます。この交付金は退職者医療制度にかかる支払基金からの交付金でございます。その内容は、退職被保険者にかかります医療費、後期高齢者支援金等から退職被保険者に係ります保険料を差し引きしたものです。平成27年度は、前年度までに退職被保険者となった者のみが対象となり、退職被保険者が減となることから、前年度に比べ5,486万9千円の減を見込み、9,397万円を計上いたしております。

次に、前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者（65歳～74歳）の医療費にかかる財政調整制度の創設に伴う交付金で、前期高齢者の医療費増、前々年度前期高齢者の医療費確定による精算分を見込み、前年度に比べ、3,435万1千円増の11億2,807万4千円を見込み、計上いたしております。

次に、府支出金でございますが、高額医療費共同事業府負担金で国庫負担金と同額の2,125万2千円を、特定健康診査等負担金として389万1千円を計上いたしております。また府調整交付金につきましては、一般被保険者の医療費増、保険財政共同安定化事業対象医療費拡大に伴う激減緩和措置の増から、前年度に比べ1,325万9千円の増を見込み、1億6,099万6千円を計上いたしております。

次に、共同事業交付金でございますが、80万円以上の医療費に対しては高額医療費共同事業として、1円以上の医療費につきましては保険財政共同安定化事業として、一定の交付基準に基づき交付されるもので、高額医療費共同事業交付金として4,250万7千円、保険財政共同安定化事業交付金として7億6,523万8千円、合計で8億774万5千円を計上いたしております。

次に、一般会計繰入金でございますが、前年度に比べ3,913万2千円増の2億3,920万5千円を計上いたしております。保険基盤安定繰入金は平成26年度実績額を、職員

給与費等繰入金・出産育児一時金繰入金につきましては、法定繰り入れ分、また財政安定化支援事業繰入金は平成26年度実績額を計上いたしております。また、その他一般会計繰入金につきましては、地方単独事業を行うことによる療養給付費負担金削減額の2分の1と保険料減免分で、328万4千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、前年度に比べ452万7千円の減となっておりますが、この主な要因は、人件費の減によるものでございます。

次に、保険給付費でございますが、過去の医療費の実績、対象被保険者数の増減等をもとに推計し、一般被保険者療養給付費につきましては、前年度に比べ1億620万円の増を見込み20億3,400万円、退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度に比べ6,820万円の減を見込み8,180万円を、それぞれ計上いたしました。また療養費・高額療養費・高額介護合算療養費につきましても、過去の実績、平成26年度の決算見込み、対象被保険者数等を精査いたし、所要額を計上いたしております。

平成27年度1人当たりの医療費につきましては、一般被保険者で28万8,715円、退職被保険者等で23万423円を、それぞれ見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金等でございますが、この支援金は後期高齢者医療制度を支援するため、各医療保険者がそれぞれの加入者数（0歳～74歳の加入者数）に応じて負担するもので、前年度に比べ831万7千円の減を見込み、3億9,588万円を計上いたしております。

次に、老人保健拠出金でございますが、この拠出金につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」附則第38条の規定により、「老人保健法」の経過措置で老人保健拠出金等の納付が義務付けられています。老人保健事務費拠出金は全保険者に対し発生するため、1万3千円を計上いたしております。

次に、介護納付金でございますが、平成27年度第2号被保険者1人当たり負担見込み額、第2号被保険者数の状況等を考慮し、概算納付金分と前々年度精算分を精査し、前年度に比べ2,407万9千円減の1億3,984万6千円を計上いたしております。

次に、共同事業拠出金でございますが、80万円以上の医療費に対しては高額医療費拠出金として、1円以上の医療費に対しては保険財政共同安定化事業拠出金として一定の算出根拠に基づき拠出するもので、前年度に比べ5億5,990万1千円増の9億205万円を計上いたしております。

次に、保健事業費でございますが、特定健康診査等事業費では、特定健診・特定保健指導として、保険者が被保険者等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により健康の保持に努める必要のある被保険者に保健指導を実施すべく、経費3,110万4千円を計上いたしております。また、疾病予防費では、本町が実施いたしております各種検診（健診も含む）の自己負担金助成、前立腺がん検査、今年度から実施いたしますピロリ菌検査、医療費分析をはじめとする医療費適正化関係業務等に、958

万8千円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、財政運営は都道府県を単位とした全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等につきましては市町村が行うものでございます。このため、市町村の事務となります徴収等にかかる予算を、この会計で計上させていただいております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、保険料でございます。

保険料につきましては、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額(応益分)と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額(応能分)の合計で、均等割額、保険料率及び賦課限度額は、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定めるものでございます。平成27年度におきましては、平成26年度と変わらず、均等割額が5万2,607円、所得割率が10.41%、また賦課限度額は57万円となっております。

本町の被保険者数を3,358人と見込みまして算出したしました保険料現年度分は、3億2,682万4千円でございます。また保険料軽減後の1人当たりの賦課額は9万7,148円でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、督促手数料2万円を計上いたしております。

次に、一般会計繰入金でございます。事務費繰入金といたしまして、支弁職員2名の人件費を含めた事務費3,304万5千円、保険基盤安定繰入金といたしましては均等割の軽減総額5,267万6千円を、それぞれ計上いたしております。

次に、歳出でございます。

総務費につきましては、3,247万5千円を計上しており、前年度に比べ640万5千円の増となっております。主な内容といたしましては、職員2名分の人件費、委託料、使用料及び賃借料でございます。平成27年度に社会保障・税番号制度にかかわるシステム改修を行う必要から、委託料837万円を計上しており、総務費の増額の要因となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金・保険基盤

安定負担金を合わせまして、3億8,060万円となっております。

これらに、予備費等をあわせた歳入歳出総額は、4億1,440万円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては予算総額19億9,300万円、前年度と比較して1,400万円の減、率にして0.7%減で計上しております。平成27年度は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする「第6期島本町介護保険事業計画」の初年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものでございます。

まず、歳入ですが、65歳以上の方の介護保険料を、4億5,012万2千円で計上いたしております。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金の3億4,427万1千円につきましては、法定負担割合に基づき、施設分にかかる保険給付費の15%相当額及びその他の保険給付費の20%相当額の合計額で算出しております。また国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金として保険給付費の1.19%相当額2,237万1千円と地域支援事業交付金1,123万1千円の、合計3,360万2千円を計上いたしております。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として40歳～65歳未満の方がそれぞれ加入しております各医療保険から徴収されます第2号被保険者の介護保険料相当額5億2,637万8千円と、地域支援事業支援交付金92万3千円の、合計5億2,730万1千円を計上いたしております。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金2億6,670万1千円につきましては、施設分にかかる保険給付費の17.5%相当額及びその他の保険給付費の12.5%相当額の合計額となっております。また府補助金の地域支援事業交付金は、561万7千円を計上いたしております。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金3億2,640万2千円の内訳は、介護給付費繰入金が2億3,499万円、地域支援事業繰入金が561万7千円、職員給与費等繰入金が2,709万3千円、低所得者保険料軽減繰入金が339万6千円、その他一般会計繰入金が5,530万6千円となっております。

また、基金繰入金3,883万6千円については、保険料の上昇を最小限のものとするため、介護保険給付準備基金を平成27年度から平成29年度で1億2,000万円を取り崩すも

のでございます。

次に、歳出についてでございます。

総務費の総務管理費は、介護保険担当職員4名分の人件費、制度改正による介護保険システム改修、介護保険システムにかかる維持管理費等で5,735万2千円を計上いたしております。介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で、2,177万3千円を計上していません。

次に、保険給付費につきましては、「第6期介護保険事業計画」に基づき平成27年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額並びにこれらサービス利用にかかる審査支払手数料として、介護サービス等諸費で17億29万円、介護予防サービス等諸費で9,272万7千円、高額介護サービス費で3,125万6千円、高額介護予防サービス費で50万円、高額医療合算介護サービス費で494万8千円、高額医療合算介護予防サービス費で5万円、特定入所者介護サービス費で4,970万1千円、特定入所者介護予防サービス費で45万円、介護保険給付準備基金利息として4万6千円の、合計19億7,996万8千円を計上いたしております。

次に、地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターの運営経費を包括的支援事業費で2,213万5千円計上しておりますほか、介護予防事業費で329万7千円、任意事業費で455万1千円を、それぞれ計上いたしております。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として50万円、還付加算金で5万円、予備費として337万4千円を、予算計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第26号議案 平成27年度大沢地区特設水道施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しております。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成27年度予算の総額につきましては、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出それぞれ、前年度と比べ9万円減額の490万5千円を計上しております。

歳入でございますが、水道使用料につきましては、大沢地区の11戸及び町立キャンプ場の年間の使用水量を勘案し、前年度と比べ3万円減額の13万円を計上しております。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠でありますことから、一般会計繰入金として477万5千円を計上しております。

一方、歳出につきましては、一般管理費で489万5千円、予備費で1万円、合計で490万5千円を計上しております。

主な事業としまして、水道施設補修業務82万6千円を計上しており、その他の業務といたしまして、検針・水質検査等業務362万7千円などを計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第27号議案 平成27年度公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本町の下水道事業につきましては、平成2年4月の供用開始以来、公共用水域の水質保全を図るため計画的に供用区域の拡大に努めてきたところであり、平成26年度末の人口普及率は約94.8%に達する見込みであります。

本年度につきましては、下水道事業における公営企業会計の適用拡大に向け基礎調査業務を実施し、雨水整備としましては、山崎地区の関戸裏1号水路改良工事を実施し、また山崎ポンプ場長寿命化計画に基づき、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新事業を引続き実施することとしております。汚水整備につきましては、未整備区域の解消に向け、高浜一丁目及び二丁目の一部における面的整備を計画的に実施することとしております。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成27年度の予算総額につきましては、第1条に定めておりますとおり、歳入歳出それぞれ14億1,000万円を計上しております。前年度に比べ1億3,330万円の増、率にしまして10.4%の増となっております。

第2条 債務負担行為では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償及び山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託（その2）にかかわります事項、期間及び限度額を定めております。

第3条 地方債では、下水道債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第4条 一時借入金の借入限度額では、収支状況を勘案し、4億円と定めております。

第5条 歳出予算の流用では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、給料、職員手当等及び共済費にかかります費用を定めております。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金のうち山崎ポンプ場大山崎町負担金では、通常の維持管理経費に加え、山崎ポンプ場の雨水ポンプ等のオーバーホールに要する費用について、応分の負担を計上しております。

使用料及び手数料のうち下水道使用料では、供用開始区域の拡大に伴う人口増及び企業における排水水量の増を見込み、4億3,762万4千円（対前年度比7.3%増）を計上しております。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金対象事業費の増により、前年度に比べ4,510万円増の1億7,560万円を計上しております。

繰入金のうち、一般会計繰入金では、前年度と同額の4億7,500万円を計上しております。

町債では、2億9,980万円（対前年度比21.8%増）を計上しております。

なお、資本費平準化債につきましては、前年度と同額の9,000万円を発行し、受益者負担の世代間の公平化を図ることとしております。

次に、歳出のうち一般管理費でございますが、2億5,428万2千円（対前年度比12.4%増）を計上しております。

主なものとしまして、委託料では公営企業会計適用基礎調査業務として400万円、負担金、補助及び交付金、淀川右岸流域下水道維持管理負担金では、施設管理費などの増により1億6,105万6千円（対前年度比4.5%増）を計上しております。

次に、下水道建設費でございますが、4億3,511万7千円（対前年度比33.9%増）を計上しております。

主なものとしまして、委託料では、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託を平成26年度から平成27年度までの2ヵ年で総額2億8,510万円のうち、本年度分として2億527万円と、同工事委託（その2）を平成27年度から平成28年度までの2ヵ年で総額1億4,743万円のうち、本年度分として3,683万円の合計2億4,210万円を、工事請負費として、汚水管渠築造工事6,000万円、関戸裏1号水路改良工事1,700万円を計上しております。

また、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金として、高槻水みらいセンターの汚水設備更新費用等2,839万2千円（対前年度比7.7%増）、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金として、接続点2-5及び2-6の工事等にかかります高槻市への負担金974万円を計上しております。

なお、公債費では、下水道の整備に要しました町債の元利償還金7億1,910万1千円（対前年度比0.7%減）を計上しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度公共下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは引き続きまして、第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までについて、ご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額245万2千円に対し、歳出予算額は45万円、差引残額200万2千円でございます。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額159万2千円に対し、歳出予算額は15万円、差引残額144万2千円でございます。

大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額1億3,957万3千円に対し、歳出予算額は445万円で、差引残金は1億3,512万3千円でございます。

大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額131万6千円に対し、歳出予算額は22万5千円で、差引残金は109万1千円でございます。

大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額231万7千円に対し、歳出予算額は40万円で、差引残金は191万7千円でございます。

5財産区特別会計の歳入予算総額は1億4,725万円で、その主なものは、平成26年度からの繰越金でございます。

一方、歳出予算総額は567万5千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金でございます。

なお、各予算ともそれぞれの財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、簡単ではございますが、第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇） それでは、第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。

平成27年度島本町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

（第33号議案 朗読）

ただいま朗読をいたしました第33号議案の内容につきましては、議案書に添付させていただきますとおりでございます。

なお、平成27年度の予算案資料もあわせて提出させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第33号議案 平成27年度水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条 総則では、平成27年度の予算を定めております。

第2条 業務の予定量では、住宅開発等による若干の増も見込んでおりますが、最近の人口減少傾向や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数1万3,081戸、給水人口3万832人、年間総配水量329万8千 m^3 及び1日平均配水量9,036 m^3 としております。

また、建設改良事業の事業費総額につきましては、2億6,849万3千円（対前年度比38.3%減）を計上しております。そのうち、拡張事業につきましては1,656万4千円（皆増）を、施設整備事業につきましては2億2,900万6千円（対前年度比43.2%減）を計上しております。

第3条 収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款 水道事業収益では、6億8,110万円（対前年度比4.1%減）を計上しております。

第1項 営業収益では、5億6,204万8千円（対前年度比1.1%減）を計上しております。そのうち、水道事業の収入の大半を占めます給水収益につきましては、5億5,649万9千円（対前年度比1.1%減）を見込んでおります。

第2項 営業外収益では、1億1,905万2千円（対前年度比26.2%増）を計上しております。その内訳として、負担金では1,453万円、受取利息では39万7千円、下水道受託収益では1,341万円、他会計繰入金では3,179万9千円、長期前受金戻入では5,387万7千円及び雑収益では503万9千円を計上しております。

次に、支出でございますが、第1款 水道事業費用では、5億6,110万円（対前年度比5.6%増）を計上しております。

第1項 営業費用では、5億3,261万7千円（対前年度比7.3%増）を計上しております。その内訳として原水及び浄水費では1億8,520万2千円、配水及び給水費では3,558万3千円、受託工事費では1,340万円、総係費では1億1,308万5千円、減価償却費では1億8,504万4千円及び資産減耗費では30万3千円を計上しております。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から、年間配水量の概ね10%の高度浄水処理水を受水することとしております。

第2項 営業外費用では、1,848万3千円（対前年度比0.4%減）を計上しております。その内訳として、企業債支払利息では848万3千円（対前年度比0.9%減）並びに消費税

及び地方消費税では1,000万円を計上しております。

第3項 予備費では、円滑な企業活動に期するため、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上、収益的収支では1億2,000万円の利益を見込んでおりますが、この中には、他会計繰入金として水道職員の退職に伴う一般会計負担分の繰入金2,867万2千円及び長期前受金戻入5,387万7千円が含まれております。

第4条 資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款 資本的収入では、5,090万円（対前年度比63.9%増）を計上しております。

第1項 加入金では2,439万円（対前年度比25.1%増）、第2項 工事負担金では1,870万円（対前年度比84.8%増）、第3項 特別開発負担金では633万円（皆増）及び第4項 出資金では148万円（対前年度比3.5%増）を計上しております。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出では、2億7,440万5千円（対前年度比37.4%減）を計上しております。

第1項 建設改良費では、2億6,849万3千円（対前年度比38.3%減）を計上しております。主なものとしまして、拡張事業費の委託料として大藪浄水場中央管理センター更新工事委託506万4千円、第二大藪取水施設新設実施設計業務1,150万円を、施設整備事業費の委託料では大藪浄水場自家発電設備新設及び高圧受電設備更新工事委託850万6千円を、工事請負費では大藪浄水場浄水池新設工事を平成27年度から平成28年度までの2ヵ年で総額3億2,990万円のうち本年度分として5,000万円、老朽配水管布設替工事1億3,700万円などを予定しております。

第2項 企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金591万2千円（対前年度比103.3%増）を計上しております。

以上、資本的収支では、2億2,350万5千円の不足額を生じる見込みではありますが、当年度損益勘定留保資金などをもって補てんすることとしております。

第5条 債務負担行為につきましては、大藪浄水場浄水池新設工事にかかわります事項、期間及び限度額を定めております。

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象なる経費として、水道事業会計の職員12人分の人件費8,724万3千円に退職給付費2,867万2千円を含めた職員給与費1億1,591万5千円（対前年度比24.3%増）と定めております。

第7条 たな卸資産購入限度額では、たな卸資産の購入限度額を1,120万円と定めております。

なお、詳細につきましては本予算書に記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時08分～午後1時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、町長の施政方針並びに第11号議案から第33号議案までの23件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、公明党、自民無所属の会、人びとの新しい歩み、日本共産党、自由民主党クラブ、外村議員、関議員、田中議員の順で行います。

なお、本案23件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは最初に、公明党の発言を許します。

川嶋議員(登壇) それでは、公明党を代表いたしまして大綱質疑をさせていただきます。

まず、「1. し尿中間処理施設について」

平成27年度、町税は大幅な減収となる見込みで、学校の耐震補強工事費をはじめ民間保育所への運営補助費、社会保障扶助費の増大と、多額の財源不足のため、積立基金を10億4千万円取り崩すなど、極めて厳しい財政状況となっており、これからも、この厳しい状況が長く続くと言われております。

このような中、5億とも言われる多額なお金を使って町域内にし尿処理施設を建設することは、住民の理解が得られません。現時点においては計画段階ではありますがことから、ぜひ、見直すべきと考えております。住民のため、島本町のためであるならば、方向転換するほうが住民から喜んでいただけると確信いたします。川口町長の決断に期待いたします。「課題の解決」とは、何を意味するのでしょうか。

「2. 災害時の対応について」

「民間事業者や地方自治体との応援協定を進めていく」とのことですが、厚生労働省によると、災害時医療の拠点病院の整備を行うことになっており、災害発生時、24時間態勢で傷病者の受け入れ・搬出ができ、災害派遣医療チームを保有し、耐震構造、病院敷地内にヘリポートの設置などの条件を満たす、となっております。

また、食糧の確保等、スーパー・コンビニとの協定を進めるべきと考えるが、どのように検討されていますか。

「3. プレミアム付商品券について」

家計の支援と地域商店街の活性化へ、国のほうで、公明党が訴えてきたプレミアム付商品券の発行支援が決まりました。他の自治体では、すでに今、議会に提出がされております。島本町での取り組みをお聞かせください。

「4. 東大寺公園について」

公園内でのバーベキューの禁止、ごみ放置・路上駐車・水質汚染の解決に向け、想定

される時間帯に2名の監視員の配置、「1日6時間をゴールデンウィーク前から11月まで、土日及び夏休み期間実施」とありますが、祝日も含め、また「公園条例」第5条の火気を使用しないことや、他府県からの多くの人たちが来ることもあり、大きな立て看板、町のホームページ等にも周知徹底いただきたいと思いますが、検討されていることをお聞かせください。

「5. 阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について」

平成26年、27年と、同じ内容の施政方針になっていますが、売却できないのは、何が壁になっているのでしょうか。「町の玄関口にふさわしい土地利用」「住民サービスの向上にも利用形態ができるよう」とのお答えを平成26年にされておりますが、公明党といたしましては、売却をせず、川口町長の公約の一つでもあります行政サービス窓口として実現されることを考えておりますが、いかがですか。

「6. がん対策について」

国において、公明党は「がん対策基本法」をはじめがん検診受診率向上、治療法、緩和ケアなど様々な対策を進め、成果をあげてきているところであります。特に検診受診率は、無料クーポン券の導入、コール・リコールの徹底などで、目標の50%まで、もう一步となっている状況であります。

本町においても、本年も引き続き特定の年齢の方に無料クーポン券の配付をされます。これまでも期間内に未受診の方に対し勧奨ハガキを送付され、受診率向上に努めてこられたことは大変評価するものであります。さらに、これまでの未受診の方へのコール・リコールに関しての実施においては、どのように計画されているのか、また本年の受診率の目標はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

「7. ピロリ菌検査について」

特定健診の実施時に、新たに実施をされることについては、これまでも主張してきたことであり、大変評価するものであります。対象者等、内容をお示し下さい。

「8. 乳幼児医療費助成について」

本年7月から、通院費助成を就学前から小学校6年生までを対象に、入院費助成を小学校6年生までから中学校3年生までを対象に拡充されることは、保護者の負担軽減等、安心にも繋がり、子育て支援への大きな進展として大変評価いたします。所得制限については継続なのか、また財源確保については。

「9. 地域包括ケアシステムについて」

本町の課題を踏まえ、システム構築への取り組みについての検討内容を具体にお示し下さい。①人材の確保、②サービスの確保、③運営体制の確保、④認知症対策。

「10. 高浜学園について」

本年3月に認可定員200人の保育所として民設民営で開設されることは、待機児童対策に向けて解消され、就労支援の充実にも繋がることから、大変喜ばしいことであります。

す。しかしながら、昨年の12月議会で一般質問をさせていただいたとおり、高浜幹線の交通安全対策は不可欠と考えております。開設にあたり、関係部局との検討はどのようにされたか、お聞かせください。

「11. 学童保育事業について」

本年、小学校4年生の受け入れ体制を整えるため、第4学童保育室のプレハブ教室建て替えのため設計業務を進められます。他の学校についての検討は、どのようにされていますか。また、保育ニーズが高まっている中、保育所から学童保育への流れがスムーズに行くように、各学童保育室の受け入れ体制の充実も図る必要があると考えますが、いかがですか。

「12. 耐震補強工事について」

国においては、公立小・中学校の耐震化が2015年度末までに全体の98%まで進む見込み、とのことであります。本町においても、第一・第二・第四小学校、第一中学校の耐震補強工事が実施されることは、ようやく、ここまで来れたことには大変良かったと思っております。すべてが無事故で計画どおり終わられることを望むとともに、第三小学校の整備基本構想については、スピード感を持っての検討を強く望みますが、具体的なスケジュールをお示し下さい。

また、天井や窓ガラスなど、非構造部材の耐震化についても、十分であるか、再度確認をしていただけるよう要望いたしますが、いかがですか。

「13. 生活困窮者問題について」

本年4月から、「生活困窮者自立支援法」が施行されます。生活困窮者の方は、様々な困難を抱えておられると思います。包括的な相談支援や就労支援等を実施することが重要と考えますが、どのように検討をされたか、お示し下さい。

「14. 産前・産後ヘルパー事業について」

家族等からの育児支援を受けることが困難な産前・産後の母親に対し、授乳・沐浴補助をはじめ調理・掃除など、新たな支援を行う画期的な事業であると思っております。支援態勢、事業の利用方法等、内容をお示し下さい。

「15. 地方教育行政のあり方について」

本年4月1日から、新しい教育委員会制度のもと、地方教育行政の責任体制が明確化され、いじめなど、学校現場で発生する問題への危機管理体制の構築を図る必要もあるとされております。総合教育会議を新たに設置されますが、この果たす役割は何ですか。また、「教育の一層の充実」へのご努力とは何か、お示し下さい。

「16. 教育センターにおける特別支援教育相談について」

本年、相談体制を月4回から月5回に拡充されますが、その理由と、これまでの相談体制の成果と課題をお示し下さい。

「17. 子供の居場所づくり事業について」

事業内容の充実を目指しておられますが、本年、新たな展開等、お考えはあるのか、お聞かせください。

最後に、私たち公明党は現場第一で、徹底して現場に入り、住民の皆様の声を聞いてまいりました。これからも変わることはございません。1人の声を大切にして、私たちは国まで、この声を届けてまいります。ネットワークを活かし、政策を作り、実現していますことをお訴えし、大綱質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川口町長 それでは、公明党を代表されての川嶋議員の大綱質疑につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「し尿中間処理施設について」でございます。

本町では、し尿処理の課題解決に向けまして、本町から高槻市へ、し尿処理の事務委託を依頼いたしました。平成23年9月12日付けの文書では、当該事務を受託することは困難であるとの回答がございました。

このため、本町域内において、し尿中間処理施設を建設することを決定し、そのために必要な基礎調査及び候補地調査を実施いたしました。この結果、建設候補地は、最も評価の高い「住民ホール跡地の一部とその隣接地」として、地元自治会等の皆様に一定のご理解が得られるよう説明等を行ってまいりました。

本町のような小規模自治体といたしましては、さらなる広域連携による効率的な行政運営の積極的な推進が、重要かつ切実な課題であると考えております。しかしながら、本町の一方的な都合で実現するものではなく、連携する自治体のご理解が不可欠でございます。そのため、広域連携を進めるには連携する自治体の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係などが重要となります。

本町の喫緊の課題でありますし尿処理についての課題解決に向け、過去の経緯等も踏まえ、慎重な対応とともに、議会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「災害時の対応について」でございます。

災害時における医療救護体制の確保につきましては、昨年3月に体制整備と円滑かつ迅速な医療救護を実施することを目的として、高槻市医師会、高槻市歯科医師会及び高槻市薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害の発生時には、ふれあいセンターを救護所として、医師が自動的に参集する体制を構築しております。今後におきましても、高槻市医師会が実施する「災害医療救護訓練」に対する協力等を通じて、各関係機関と連携を図り、災害発生時の医療救護体制の確立に努めてまいります。

続きまして、「食糧の確保等、スーパー・コンビニ等との協定について」でございます。

災害時の食糧等につきましては、アルファ化米をはじめとした長期間の保存が可能な

食料品を毎年度購入し、防災備蓄倉庫や各小・中学校に設置しております防災倉庫に備蓄を行っております。現在の備蓄量につきましては、「地域防災計画」に記載しております目標量を上回る量を確保しておりますが、本町での備蓄にも賞味期限や保管場所のスペース等の制限もございますことから、スーパー・コンビニ等との協定を締結し、災害時の食糧のご提供をいただくことが大変有効であると認識しております。

なお、平成 26 年度には、株式会社ダイエーとの協定締結に向けての事務を進めており、今後におきましても、町内にございます他の食料品取扱店等との協定締結に努めてまいりたいと考えております。

次に、3 点目の「プレミアム付商品券」について、ご答弁申し上げます。

プレミアム付商品券につきましては、国の平成 26 年度補正予算に盛り込まれました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として、地域消費喚起・生活支援型の交付金として交付が予定されております。

本町といたしましては、本年 2 月会議の追加議案として平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 11 号）におきまして、島本町商工会への補助金として計上をさせていただいております。主な内容といたしましては、商品券の総額が 1 億 2 千万円、うちプレミアム分としての 2 千万円と、事務費として 890 万円の、2,890 万円を補助することとしております。当面のスケジュールといたしましては、本年夏頃までに準備を行い、年内までの数ヵ月程度を使用期間とし、平成 27 年度中に精算する予定でございます。

本町といたしましては、プレミアム付商品券の発行により、住民の皆様の消費が喚起され、町内の商業振興に大いに期待しているものでございます。

次に、4 点目の「東大寺公園のバーベキューについて」のご質問について、ご答弁申し上げます。

東大寺公園では、バーベキューのご利用が増加し、ゴミの放置や路上駐車、水質の問題など、近隣の皆様へご迷惑をおかけしている状況となっております。このため地元自治会と協議を行い、当該公園内に「バーベキュー・火気使用禁止」の看板を 6 ヲ所設置しており、町ホームページでも、当該公園内でのバーベキュー行為を禁止する旨の周知をいたします。

なお、駐車対策につきましては、当該公園沿線の町道東大寺広瀬幹線で、多くの路上駐車により一般通行の妨げとなっております。このため、高槻警察署と当該路線の駐車対策について協議を重ねた結果、平成 27 年 1 月 30 日付けで、名神高速道路から調子橋までの区間が指定されたところでございます。

これから公園の利用者が増加するシーズンを控えておりますことから、シルバー人材センターのご協力なども得まして、近日中に、これらの対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地」について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口として、にぎわいを創出するため、一定の条件を付して開発事業者を募集したいと考え、平成26年度中の売却手続きを目指してまいりました。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や売却の際の条件設定など、より慎重な分析が必要であると判断し、現時点で事業者の募集には至っておりません。

また、マイナンバー制度の導入にあわせ、今後、全国の自治体においてコンビニ交付が広く普及することが予想されておりますことから、本町といたしましても、費用対効果と住民サービス向上の点から、時間的に、また地理的な面でも大きく住民サービスが向上するコンビニ交付を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、方針が決定次第、速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「がん対策について」でございます。

これまで、乳がん検診や子宮頸がん検診の未受診者を対象に、ハガキによる受診勧奨を行ってまいりました。平成26年度からは、さらなるがん検診の受診率の向上のため、乳がん検診、子宮頸がん検診のコール・リコールを実施しております。コール・リコールの対象といたしましては、平成21年度から平成24年度の間乳がん検診・子宮頸がん検診の無料クーポン券を配付した方で、過去5年間、本町の乳がん検診・子宮頸がん検診を未受診であった方を対象に、再度、無料クーポン券の配付を行いました。

また、本年度も引き続き、特定の年齢の方に対して、乳がん検診・子宮頸がん検診・大腸がん検診の無料クーポン券を配付するとともに、平成25年度に乳がん検診・子宮頸がん検診の無料クーポン券を配付した方で、過去5年間受診されていない方に対しては、再度、無料クーポン券を配付するコール・リコールを予定しております。

なお、本年度のがん検診の受診率目標につきましては、コール・リコールの対象となります子宮頸がん検診は対象者の39%、乳がん検診は23%としておりますが、より多くの方に受診していただけるよう努めてまいります。

次に、7点目の「ピロリ菌検査について」でございます。

ピロリ菌は、胃の炎症や潰瘍等を引き起こす原因の一つであり、胃がんの発症に強く関連していると言われております。本年度から実施を予定しておりますピロリ菌検査につきましては、血液検査で胃の中にピロリ菌が生息しているか否かを検査するもので、検査内容につきましては、問診と血液検査でございます。

対象者につきましては、国民健康保険に加入されている方のうち、年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方で、特定健診の受診時のみ、検査を実施するものでございます。

次に、8点目の「乳幼児医療費助成について」でございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充

実を図るため、本年7月から、通院費助成の対象者を就学前までから小学校6年生まで、入院費助成の対象者を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大するとともに、制度名を、対象者の拡大に伴い「子ども医療費助成」に改める予定でございます。

また、本町におきましては所得制限は設けずに、対象年齢の全てのお子様にご利用いただける制度とする予定でございます。

財源につきましては、従前からの大阪府制度の対象となる医療費にかかる府補助金に加えまして、本年度からは市町村単独助成分を対象とした「新子育て支援交付金」が創設されますことから、特定財源といたしましては、2,823万1千円の歳入を見込んでおります。

次に、9点目の「地域包括ケアシステムについて」でございます。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスを、切れ目なく、一体的に提供するものでございます。

その中で、人材及びサービスの確保につきましては、地域の多様なニーズに対応し、身近な地域資源を活用するため、平成29年4月を目途に、「新しい介護予防・日常生活支援事業」が実施できますよう、本年度から準備を進めてまいります。具体的な取り組みといたしましては、町内の福祉関係機関などで構成する協議体を設置し、地域の社会資源の開発やネットワーク化について検討してまいります。また、在宅医療・介護連携の推進を図るため、医療関係者や介護保険事業者等を対象とした講演会等を開催し、「顔の見える関係」づくりを構築してまいります。

運営体制の確保につきましては、地域の社会資源の開発やネットワーク化を検討する協議体の設置とともに、地域包括ケアシステム構築の要となります地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

認知症対策につきましては、本町におきましても、年々認知症高齢者が増加しており、相談対応件数が増加しております。このため本年度から、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症高齢者やその家族に対する相談支援体制を強化するとともに、地域の関係機関等と連携し、認知症高齢者が行方不明になられた際の早期発見を目的とした「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」を構築してまいります。

なお、昨年度に引き続き、認知症に関する理解をさらに広げるための認知症サポーター養成講座や、講演会の開催を予定しております。

次に、10点目の「高浜幹線における交通安全対策」について、ご答弁申し上げます。

本年3月に高浜学園が開設されたことにより、本町といたしましても、交通量の増加による交通安全対策については、より一層の対策強化が必要であると認識しております。特に朝の通勤時間には、通り抜けの一般通行車両と、阪急水無瀬駅やJR島本駅へ向かう自転車や歩行者の方々との離合が多い状況となっております。

このため、現在、高槻警察署と時間帯による一般車両の通行規制の可否について協議を行っておりますが、他の対策も含め強化できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、13点目の「生活困窮者問題について」でございます。

本年4月から施行されます「生活困窮者自立支援法」につきましては、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談支援やその他の支援を行うこととしております。

なお、相談支援事業等を委託する予定の島本町社会福祉協議会につきましては、小地域ネットワーク活動等を通じて地域住民や関係団体・機関と独自のネットワークを築き、「コミュニティソーシャルワーカー配置事業」「生活福祉資金の貸付」「日常生活自立支援事業」など、生活困窮者支援とも密接に関連する各種事業を実施されるなど、生活困窮者支援に必要なノウハウ、人材を有する機関であります。そのため、本町と島本町社会福祉協議会が密接に連携しながら、一体的に生活困窮者の自立に向けた相談支援・就労支援等を展開してまいりたいと考えております。

次に、15点目の「地方教育行政のあり方について」でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、首長が招集し、教育委員会との協議及び調整の場となる「総合教育会議」を設置いたします。本会議におきましては、教育行政の大綱の策定をはじめ教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずるべき措置を協議・調整することとなっております。

首長と教育委員会が十分な意思疎通・意見交換を行い、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図ることが、本会議の主な役割であると考えております。また教育の一層の充実に向け、総合教育会議におきましては、子どもたちの健やかな成長のために、重点施策やいじめの対応等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整し、効果的な対応に努めてまいります。

私のほうからは、以上でございます。

岡本教育長 それでは続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、11点目の「学童保育事業について」でございます。

近年、子どもの人口増加や保育ニーズの高まりにより、保育所のみならず、学童保育室につきましても入室児童数が増加傾向にございます。また「児童福祉法」上、学童保育室の対象児童が小学6年生にまで拡充されたことに伴い、受け入れ体制の整備が喫緊の課題となっております。

特に、第四小学校区の人口増が顕著であり、第四学童保育室につきましては、プレハブ教室の老朽化にあわせ受け入れ能力の拡充を図るべく、建て替えに向けた設計業務を進めてまいりたいと考えております。また第二学童保育室につきましても、毎年度、待

機が発生する状況にあり、今後も入室児童数の増加が見込まれますことから、プレハブ保育室の新設に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

さらに、第三学童保育室につきましては、保育所も含めた第三小学校の基本構想の中で検討を進めており、また第一学童保育室につきましては、当面の保育ニーズを充足させるため、校舎内での余裕教室の活用等について、学校と協議を行っているところでございます。

次に、12点目の「耐震補強工事について」でございます。

小・中学校の耐震補強工事につきましては、本年度、第一・第二・第四小学校及び第一中学校において実施いたしますが、第三小学校につきましては、現在、保育所や学童保育室を含めた基本構想の検討を進めており、平成27年度のできるだけ早期に一定の方向性をお示ししたうえで、一日も早い学校全体の耐震化を完了したいと考えております。

また、非構造部材につきましては、平成24年度に各学校において点検を実施し、平成25年度には、各学校の書棚などの転倒防止策として固定金物取付工事を実施いたしました。今後、学校校舎の耐震補強工事が終わりましたら、非構造部材への対策につきましても、順次、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、14点目の「産前・産後ヘルパー事業について」でございます。

本事業は、妊婦や、出産を終えた母親で体調不良、不安感やストレスなどを抱える方、日中に他者から育児支援を受けることが困難な方に対し、ヘルパーを家庭に派遣して、授乳・沐浴補助など育児に関すること、調理・掃除など家事に関することの援助を行うものです。

なお、実施にあたっては、産前・産後ヘルパー事業を民間事業者に委託するとともに、一定の利用者負担を求めてまいりたいと考えております。

次に、16点目の「教育センターにおける特別支援教育相談について」でございます。

発達に課題があると思われる子どもに対して、よりきめ細かな検査を行い、今後の保護者から子どもに対する関わり方や、発達にかかる理解を深めていただくため、多くの子どもを教育センターの特別支援教育相談へ繋げております。また、教職員からの個別相談にも応えるため、専門の相談員による予約制の相談事業を実施しており、保護者の同意のもと、子どもの発達に関する諸検査も実施しております。

平成26年11月末の累計相談件数は169件——前年の同時期は138件でございます——であり、年々相談件数は増加しており、その中でもとりわけ、支援学校や支援学級にかかる就学前の子どもの相談の割合が多くなっております。就学事務手続きを進めるにあたり方向性を決定しなければならないことから、優先して予約を受付するため、夏休みの前後に相談が集中しております。

その結果、継続して受けている児童・生徒の相談が、最大で2～3ヵ月待ちという状況にありますことから、本町の就学前児童にかかる障害児保育・支援教育のさらなる充

実のために、回数の拡充を行うものでございます。

次に、17点目の「子どもの居場所づくり事業について」でございます。

各小学校で行っております放課後子ども教室につきましては、ニーズの高い校庭開放事業を充実させ、児童が主体的に遊ぶことができる環境を整備するとともに、屋内でできる様々な遊びの教室を設けてまいりたいと考えております。特に、本町でも核家族化が進んでおり、屋外での遊びとあわせ、子どもの育ちを多面的に保障する機会となるものと考えております。

この他、平成26年度に実施いたしました「夏休みの子どもの居場所づくり事業」につきましては、多くの皆様のご参加をいただき、一定の成果を得られたものと考えております。そのため本年度におきましても、住民の皆様のご意見・ご要望を踏まえまして、限られた人員と予算の中ではございますが、より多くの皆様にご参加いただけますよう、また「参加してよかった」とご満足していただけますよう、創意工夫して事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 種々ご答弁、ありがとうございます。

中でも1点だけ、要望に今回止めさせていただきましても、耐震補強工事についてでございます。

最初の、1日目の議会の中でも申させていただきましたけれども、耐震補強工事、ほんとに国において100%までに届くかという、今年度中の実績状況になっております。何としても島本町、ここまでほんとに計画をこぎつけられたということは、とても私は良かったと思っていますけれども、特に第三小学校に関しまして、「できるだけ早期」という今回のご答弁もございますけれども、本当に具体的な計画に関しまして、スピード感を持ってしていただきたいということを、再度再度、強く要望させていただきたいと思っております。

また、各小学校とも並行してできるのが一番いいと私は考えておりますので、その点についても、しっかり、各小学校、不公平感のない形を取っていただくためにも、ぜひとも早急に要望をしたいと思っておりますので、その点だけ訴えさせていただきます、他の質問項目に関しましては、詳細につきましては、各委員会で質問させていただきたいと思っておりますので、これで大綱質疑を終わらせていただきます。

平井議長 以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

引き続き、自民無所属の会の発言を許します。

清水議員（登壇） それでは、平成27年度川口町長の施政方針に対し、自民無所属の会を代表し大綱質疑を行います。

国政においては、急激な高齢化を背景とする社会保障経費の増額、リーマン・ショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化し、

公的債務残高はGDPの2倍程度まで累積しているとのことで、極めて厳しい状況にありましたが、2年間の「三本の矢」である大胆な金融施策、機動的な財政施策、民間投資を喚起する成長戦略の経済政策の効果もあり、中小、小規模事業者の倒産件数も減少し、有効求人倍率は1年以上にわたって1倍を超え、人を求める仕事の数が多くなってきているとのことであります。

若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進めるために、元気で豊かな地方の創生に全力をあげ、熱意のある地方の創意工夫が求められています。

本町においては、税金の増加が期待できない中、学校施設の耐震化をはじめ社会保障関係の扶助費の大幅な増加等により多額の財源不足が生じるため、10億4千万円の積立金を取り崩しての厳しい予算編成になっています。施政方針にある「住民の皆様にとって住みやすいまち」「働きやすいまち」「子育てしやすいまち」の実現に向けた施策について、伺います。

「1. 財政状況について」

①収支予測について。

平成27年度当初予算の算定において参考にされた、現時点での平成26年度の収支予測について、伺います。

②中長期の財政収支見通しについて。

平成27年度当初予算の一般会計は117億で、前年に比べ大きく増加した予算規模となる中、今後の中長期の財政収支見通しについて、伺います。

③財政の健全化について。

財政の健全化については、財政基盤の確立が不可欠です。27年度の考え方と、その施策をお示し下さい。

④土地の活用について。

公有財産のうち、遊休地で売却可能な土地については自主財源の確保にも繋がるものです。遊休地の売却状況と今後の課題について、伺います。

また、阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地については、昨年議会で「平成26年度中に売却する」と答弁されましたが、進捗状況と、今後の予定についても伺います。

⑤企業誘致について。

平成27年度の企業誘致に関する施策について、伺います。また、町として企業の売却予定地や撤退後の跡地について、町のグランドデザインを考えたとき、跡地利用についての情報収集などの活動をされているのか、伺います。

2番として、「広域行政について」。

①広域行政勉強会について。

平成27年度の予算を踏まえ、進捗状況と、現時点での勉強会の成果について伺うとと

もに、今後の勉強会の具体的な内容とスケジュールについて、伺います。

②し尿処理場について。

老朽化が著しく、建設後 49 年が経過したし尿処理場については、町域内に新たにし尿中間処理施設の建設に向けて進めておられますが、現在までの進捗状況を伺うとともに、住民の声である地元自治会からの要望についての考えをお伺いします。

③清掃工場について。

清掃工場は、長年にわたり毎年約 1 億円前後の補修工事等をしており、現状のままでは、今後もこういった延命策が続くものと思われれます。管理運営経費の縮減、効率的かつ適切な運営方法について、島本町清掃工場包括運営検討委員会で検討されていますが、その進捗状況を伺うとともに、広域化に向けた取り組みについても伺います。

3 番として、「公共施設の適正化について」。

町内の公共施設は、耐震対策や、多くの施設が老朽化し、更新時期が近づいています。すべての施設の耐震・更新をするには多額の財源が必要であり、自主財源である町税の増収も見込めず、減少傾向にあります。早急に公共施設の適正化を図り、維持管理費の経費削減を打ち出し、子ども、孫の時代に多くの借金を残さないよう対応する必要があります。

そこで①として、進捗状況について。

平成 27 年度の予算を踏まえ、公共施設（施設系）の適正化の進捗状況と今後の施策及び長期的な見通しについて、伺います。

②総合管理計画について。

平成 27 年度に策定される「総合管理計画」の目的と内容及び所管部署について、伺います。

4 番として、「危機管理について」。

①災害応援協定について。

町立施設の指定管理者や民間事業者との間で結ばれた災害時の応援協定等の現在までの状況と、平成 27 年度の施策について、伺います。

②防犯カメラについて。

昨年度実施したアンケート調査の目的と、その結果を踏まえた今後の施策について、伺います。

③防災指導員について。

防災指導員となるための対象者の資格と、防災指導者となるまでのフロー及び役割について、伺います。また平成 27 年度の事業の概要と、その後の計画についても伺います。

「5 番. 森林保全について」

本町の約 7 割は山岳丘陵地で、身近に豊かな自然があります。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り、荒廃

が進んでいます。この大切な自然を保全するための施策について何うとともに、土石流等の災害防止に関わる施策についても伺います。

「6. 福祉・子育てについて」

①地域福祉について。

本年度からスタートする「第4期島本町障害福祉計画」に基づき設置する基幹相談センターの役割と構成員について、伺います。

②介護事業について。

本年度からスタートする「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく施策の目的、概要を伺います。

③認知症について。

当町の認知症の状況と、本年度の施策について、伺います。

④子ども・子育てについて。

国は、子ども・子育て支援制度を本年4月からスタートしますが、本町における本年度の子ども・子育ての施策について、伺います。

「7. 教育・生涯学習について」

①子どもの居場所について。

次代を担う子ども達の教育については、のびのびと、遊びも含めた教育の場、居場所が必要だと思います。夏休みや放課後の子どもの居場所についての施策を伺います。

②生涯スポーツについて。

大きな意味での文化も含めたスポーツを普及することで、子どもから高齢者までが心身ともに健康となり、ひいては介護の予防等にも役立ち、扶助費の削減にも繋がるものと考えます。各スポーツ施設の維持管理についての施策と、今後のあり方についての進捗状況を何うとともに、各施設の方向性を出す時期について、伺います。

「8. 情報発信について」

①広報しまもとについて。

広報しまもとA4版化の目的と概要、移行時期について、伺います。

②フェイスブックについて。

フェイスブックによる情報発信については、住民サービスに繋がるものと考えますが、導入の目的と概要、導入時期について、伺います。

川口町長 それでは、自民無所属の会を代表されての清水議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①「収支予測について」でございます。

平成27年度一般会計当初予算につきましては、国の「地方財政計画」及び平成26年度の決算見込みなどを踏まえ、策定したものでございます。

なお、平成26年度一般会計の決算見込みにつきましては黒字決算を見込んでおります

が、これは財政調整基金、およそ5億円の繰り入れを見込んだものであり、実質的には厳しい財政状況でございます。

次に、②の「中長期の財政収支見通しについて」でございます。

平成27年度一般会計当初予算につきましては117億円と、前年度に比べ大幅に増額となっておりますが、これは小・中学校の耐震工事や中学校給食棟整備など、臨時的経費である普通建設事業などによるものでございます。今後におきましても、これらの普通建設事業以外の事業による歳出も見込まれており、同時に特定財源の確保に努めることが重要となってまいります。

また、経常的経費につきましては、自主財源の多くを占める町税収入の伸びが見込めない中で、少子高齢化の進展によりまして社会保障経費は確実に増加するため、依然として大変厳しい財政状況が続くものと考えています。

次に、③の「財政の健全化について」でございます。

平成27年度の考え方とその施策でございますが、本年度は、すでに予定しております普通建設事業の増加や、民間保育所への運営補助費、社会保障関係の扶助費の増大などにより、多額の基金を繰り入れるものとなっております。しかしながら、学校施設耐震工事や中学校給食棟設置につきましては一定の期限のある事業でありますことから、やむを得ないものと考えております。

今後におきましても、平成23年4月に策定いたしました「第5次島本町行財政改革プラン」の考え方をもとに、引き続き財政の健全化に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、④の「土地の活用について」でございます。

公有財産のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、これまで自主財産の確保の観点から、積極的に売却事務を進めてまいりました。

なお、今後につきましても自主財産の確保につなげてまいりたいと考えておりますが、活用予定のない普通財産につきましては、現時点で大規模な土地の売却の予定はなく、小規模な法定外公共物等の売却となるため、大きな収入は見込めないものと考えております。

また、阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、一定の条件を付して開発事業者を募集するため、平成26年度中の売却手続きを目指してまいりました。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や、売却の際の条件設定など、より慎重な分析が必要であると判断し、現在、事業者の募集には至っておりません。

また、本年10月からのマイナンバー制度の導入にあわせ、今後、全国の自治体においてコンビニ交付が広く普及することが見込まれますことから、本町といたしましても、費用対効果と住民サービス向上の点から、時間的に、また地理的な面でも、大きく住民

サービスが向上するコンビニ交付を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、方針が決定次第、速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、⑤の「企業誘致について」でございます。

本町における企業誘致の取り組みといたしましては、平成23年4月に「島本町企業立地促進条例」を施行し、町内に立地する企業に対し奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本町の経済の活性化を図っているところでございます。また、平成25年10月に大阪府から「投資奨励計画を持つ市町村」として認定されましたことから、町内で先端産業分野の研究開発施設を立地する事業者に対しては、大阪府の企業立地にかかる府内投資促進補助金の交付対象となったところでございます。本年度におきましても、これらの制度につきまして、ホームページ等を活用して周知し、新たな企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。

また、企業に関する情報収集につきましては、町内企業で構成されます青葉会をはじめ様々な会議の場におきまして、そのつど、行っております。

なお、今後の土地活用につきましては、本町の「都市計画マスタープラン」の土地利用方針等を踏まえ、必要に応じて協議等を行い、よりよいまちづくりを目指してまいります。

また、本町における財源確保の重要な要素の一つである法人町民税の増収を図るため、新たな企業立地の促進はもとより、町内企業が継続的に活動していただけるよう、引き続き、行政として様々な取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、2点目の①「高槻市・島本町広域行政勉強会」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「これまでの勉強会の進捗状況と成果について」でございます。

平成13年度に設置いたしました本勉強会につきましては、広域行政の連携のあり方等について、合併の議論も含め調査・研究することを目的として、平成21年度に再開し、これまで、両市町の財政状況や行財政サービスの現状の分析をはじめ、し尿処理に関する課題や両市町による事業連携等、様々な広域行政に関する調査・検討を行ってまいりました。また平成26年度におきましては、パスポートの発給に関する事務につきまして、高槻市と本町で協議を重ね、本年1月5日から事務委託を開始したところでございます。

なお、今後の具体的な協議の内容、スケジュール等につきましては、現時点におきまして決定したものはございませんが、本町にとりまして、広域連携の推進につきましては効率的・効果的な行財政運営を推進するための重要な施策の一つでありますことから、今後におきましても、本勉強会を通じて、高槻市と継続して調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の「し尿処理場について」でございます。

本町では、し尿処理の課題解決に向け、本町から高槻市にし尿処理の事務委託を依頼いたしました。平成 23 年 9 月 12 日付けの文書では、当該事務を受託することは困難であるとの回答がございました。このため、本町域内において、し尿中間処理施設を建設することとし、そのために必要な基礎調査及び候補地調査を実施いたしました。その結果、最も評価の高い「住民ホール跡地の一部とその隣接地」を建設候補地として、地元自治会等の皆様に一定のご理解が得られるよう説明を行っております。

また、平成 26 年 12 月 1 日付けの「地元自治会からの要望書について」でございますが、本町のような小規模自治体といたしましては、さらなる広域連携による効率的な行政運営の積極的な推進が重要かつ切実な課題であると考えております。しかしながら、本町の一方的な都合で実現するものではなく、自治体間相互の同意が不可欠でございます。そのため、広域連携を進めるには、連携する自治体の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係などが重要となります。これらの状況や過去の経緯も踏まえ、行政として慎重かつ総合的な検討などを行いまして、地元自治会のご要望にお応えすることができるのか否か、状況を見極めて判断してまいりたいと考えております。

次に、③の「清掃工場について」でございます。

本町の清掃工場の今後のあり方について検討するため、学識経験者 4 名を構成員とする「島本町清掃工場包括運営検討委員会」を設置し、本町にとって最適な運営方法について、議論していただいております。本委員会は、昨年 9 月から本年 3 月まで計 5 回開催し、本年 3 月中には、現状の運転管理や広域化、財政面やサービス水準の確保等、幅広い視点から検証した内容について報告をしていただく予定でございます。

次に、本町の広域化に向けた取り組みといたしましては、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）において、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときに協力をするという相互支援協定が、本町を除いた北摂の各市町等の施設長間で締結されておりますことから、平成 25 年度に相互支援協定に加入させていただきたく、申し入れをさせていただきました。

これを受けまして、昨年度は、北摂地域による廃棄物の災害等相互支援協定検討部会が設立され、協定締結に向けて、協定書の内容や運営方法等を検討する等、積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、3 点目の①「公共施設適正化の進捗状況と、今後の見通しについて」でございます。

平成 25 年 6 月に公共施設適正化調整会議を設置し、各公共施設の状況などを把握するとともに、今後の公共施設の基本的な考え方をまとめた「島本町公共施設適正化基本方針（案）」の策定作業を進めてまいりました。その後、本方針（案）につきましてはパブリックコメントを実施し、庁内の議論を経た後、昨年 6 月に同基本方針として、策定をいたしました。

また、具体的な施設ごとの方針と今後の計画につきましても、関係部局が連携しながら議論を進め、町立プールの廃止や、し尿中間処理施設の候補地選定等について、一定の方針をお示しさせていただいたところでございます。

今後の公共施設の整備にかかる中・長期的な課題といたしましては、「公共施設適正化基本方針」及び、今後策定いたします「公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、人口減少社会を迎える厳しい財政状況下において、施設の総量の圧縮や機能の複合化を目指し、効率的な施設の整備や維持管理を、長期的な視点で計画的に行っていく必要があります。

なお、本年度につきましても、「基本方針」の考え方を踏まえ小・中学校の耐震補強工事を実施することや、第三小学校における機能の複合化の検討をはじめ、またふれあいセンターにおける施設等改修計画の策定に向けた点検・診断を行うなど、各公共施設の適正な管理に取り組んでまいります。

次に、②の「総合管理計画について」でございます。

地方自治体におきましては、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が減少していくことが予想されます。このため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を行うことが必要とされています。

また、昨年4月には、国の通知において、市町村の公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。本計画におきましては、昨年6月に策定いたしました「島本町公共施設適正化基本方針」の対象施設でありました小・中学校や庁舎などの公共施設に加え、道路や橋りょう、清掃工場などのインフラ系・プラント系施設を含めた内容が求められております。

今後、総合政策部が主体となり、まちづくり事業推進プロジェクトチームの支援のもと関係部局と連携を図り、全庁的な議論を経て、素案の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の①「災害応援協定締結にかかる現在までの状況について」でございます。

平成26年度では、7月に、国土交通省近畿地方整備局と災害発生時に必要な人員や物資の提供等について定めた申し合わせを締結し、災害復旧にかかる体制構築等の確保に努めているところでございます。また民間事業者との連携につきましても、昨年8月に、災害時等の避難所に指定しているふれあいセンター及び町立やまぶき園の使用に関し、災害発生時の迅速な避難所の開設等を図るため、両施設の指定管理者と協定を締結いたしました。

なお、平成26年度末までに、トッパン・フォームズ株式会社と、緊急時に住民の皆様

が安全の確保のため一時的な避難場所の提供に関する協定を、また株式会社ダイエーとは食糧の確保に関する協定を締結すべく、調整を進めているところでございます。

平成 27 年度以降につきましては、物資輸送に関する協定や燃料提供に関する協定等の締結に向け関係事業者との調整を進めるなど、今後におきましても、多方面から災害に備える体制の構築に努めてまいります。

続きまして、②の「防犯カメラについて」でございます。

各自治会における防犯カメラの設置について、各自治会のご意向や、すでにカメラを設置されております実態等を把握するため、全自治会に対してアンケート調査を実施させていただいたところでございます。その結果、すでに防犯カメラを設置されている自治会はおよそ 2 割となっており、また、補助金等があれば防犯カメラの設置または拡充を検討している自治会は、およそ 5 割となっております。

今回のアンケートの中では、本町の責務において設置すべきであるのご意見もいただいております。他自治体での対応や管理運営方法についても、引き続き調査等を行う予定でございます。

なお、防犯カメラの設置については、犯罪に対する抑止力として非常に効果的なものであると認識しておりますことから、特定財源の確保等も踏まえ、次年度の予算編成までに、一定の方向性を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、③の「防災指導員について」でございます。

防災指導員につきましては、地域における自主防災活動の質の向上に資するための役割を担っていただきたく考えており、防災に関することに意欲的に取り組みたいと考えておられる本町在住の方を対象に、災害対策の知識及び技術を習得するための研修を実施し、その受講者を防災指導員として登録させていただきたいと考えております。

なお、本年度におきましては、先ほど申し上げました内容に関する研修を実施し、平成 28 年度以降に自主防災組織等への指導に携わっていただくことを予定しております。

次に、5 点目の「森林保全について」でございます。

本町内の私有林におきましては、生活様式の変化や森林所有者の高齢化等により間伐の遅れや竹林の拡大といった荒廃が進んでいる、といった課題がございます。このため本町では、天王山周辺森林整備推進協議会において、天王山地域の雑木林整備、放置・拡大竹林整備など、サントリー「天然水の森おおさか島本」として森林整備するための協定に向けて森林整備を進めているほか、フォレストサポーター養成講座の実施等によるボランティアの育成及び支援を行っているところでございます。

また、「土石流等の災害防止に関わる施策」とのお尋ねでございますが、平成 25 年度から、尺代地区の山林を土砂流出防備保安林として指定すべく事務を進めているところでございます。平成 27 年度中には国からの指定が受けられるものと聞き及んでおり、この指定によりまして、国費事業による森林整備が期待されるものでございます。

本町といたしましては、今後も引き続き国や大阪府の事業活用をはじめ、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と協働し、森林の保全に努めてまいります。

次に、6点目の①「基幹相談支援センターについて」でございます。

本センターは、地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成24年度から国が制度化した機関でございます。設置目的につきましては、障害者への総合的・専門的な相談支援のほか、地域の相談支援事業所の指導や人材育成の支援、入所や入院から地域生活移行の促進、成年後見や虐待防止の取り組みなど、地域の相談機関における中心かつ指導的な役割を果たすものでございます。

現在、町内に一般相談支援事業所がないため、これまでも町職員が障害者の総合的な相談支援を行っており、本年度、本町に同センターを設け、これまでから相談支援を担当しております町職員2名に加え、新たに非常勤の社会福祉士1名を増員し、相談支援体制の拡充を図るものでございます。

次に、②「介護事業について」でございます。

平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」がスタートいたします。本計画は、「超高齢社会を迎えても、すべての住民が地域で明るく活力ある生活を送ることができるまち」を基本理念とし、「地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み、認知症高齢者支援事業の充実、安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり、介護予防と健康づくりの推進、介護サービスの充実強化、福祉・介護サービス基盤の充実、生きがいくりの推進」の七つの基本目標のもとに、計画期間中の介護保険事業、高齢者福祉事業について定めたものでございます。

本計画に基づき、本年度から町内の福祉関係機関などで構成する協議体を設置し、地域の社会資源の開発やネットワーク化を検討するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図るための講演会等の開催、地域包括ケアシステム構築の要となります地域包括支援センターの機能強化、「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」の構築、平成29年度の開設を目途として地域密着型特別養護老人ホーム開設のための事業者募集等の、各種の事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、③の「認知症について」でございます。

本町の認知症高齢者の状況につきましては、要介護認定における主治医意見書に記載の「認知症高齢者の日常生活自立度」でⅡa以上の方の数から推計いたしますと、平成26年4月1日現在で、65歳以上人口の8.1%（597人）、75歳以上人口の17.2%（532人）となっております。

認知症に関する施策につきましては、本年度も引き続き、認知症に関する理解をさらに広げるための認知症サポーター養成講座や講演会の開催を予定しております。また、本年4月からスタートする「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づ

き、地域包括支援センターに新たに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症高齢者やその家族に対する相談支援体制を強化するとともに、地域の関係機関等と連携し、認知症高齢者が行方不明になられた際、早期に発見できますよう「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」の構築を行ってまいりたいと考えております。

次に、④の「子ども・子育て」に関するご質問のうち、町長部局にかかる施策につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、妊娠期から、「こんにちは赤ちゃん訪問」をはじめとする各種の母子保健事業に取り組みます。また、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、本年7月から通院費助成の対象者を就学前までから小学校6年生までに、入院費助成の対象者を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大するとともに、制度名を対象者の拡大に伴い、「子ども医療費助成」に改める予定でございます。

次に、8点目の①「広報しまもと」について、ご答弁申し上げます。

現在、本町におきましては、2色刷りタブロイド版の広報しまもとを月2回発行しており、町のイベントや事業などの周知を行っております。今回、A4版の冊子にリニューアルし、カラーページで本町の重要な取り組みや特色ある活動などを取材し、特集記事を作成することにより、本町の魅力や先進的な取り組みなどを、住民の皆様にはわかりやすくお伝えしてまいります。

なお、A4版の広報紙につきましては、準備期間等も踏まえたうえで、本年10月1日号から月1回の発行を予定しております。

次に、②の「フェイスブックについて」でございます。

フェイスブックは、無料で使用することができるSNSと呼ばれるコミュニティ型のサービスの一つでございます。日本国内ではおよそ2,400万人のユーザーが登録しており、人と人とのつながりをサポートするための効果的な情報ツールであり、現在、全国の多くの自治体でも、導入が進んでいるところでございます。

本町におきましても、行政情報や魅力を迅速に、幅広く情報発信していくとともに、地域のコミュニティ性や人との繋がりといった本サービスの特色を生かし、身近な話題や出来事等を紹介してまいりたいと考えております。

なお、導入時期につきましては、運用ポリシー等を作成のうえ、本年度のできるだけ早い時期に開設する予定としております。

私のほうからは、以上でございます。

岡本教育長 続きまして、6点目の④の「子ども・子育て」に関するご質問のうち、教育委員会所管の施策につきまして、ご答弁申し上げます。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が本年4月から本格的にスタートいたします。新制度では、個々の家庭の教育・保育の希望や就労状況等を勘案し、幼児教育を

必要とされる場合は1号、長時間の保育を必要とされる場合は2号・3号として認定を行い、ニーズに応じて適切な教育・保育サービスを提供することになります。

ここ数年、過密化や待機児童が発生する状況となっておりました保育所につきましては、町内で4園目となる認可保育所の高浜学園の開園に伴い、保育環境の大幅な改善が図られることとなり、今後、それぞれの保育所が切磋琢磨することで、本町全体の保育の質の向上に資するものと考えております。

一方、ハード面につきましては、第二保育所の耐震補強工事設計業務、第四学童保育室の保育環境の改善・スペース拡充を目的とするプレハブ教室建て替えのための設計業務を進めてまいります。

従来から保育所で行っております障害児保育につきましては、町立幼稚園におきましても、それぞれの児童の発達や特性に応じた幼児教育を充実させるため、保育所と同様に、発達心理指導講師による幼稚園巡回相談を実施してまいります。

また、妊婦や出産を終えたばかりの母親で、体調不良、不安感やストレスなどを抱える方、日中に他者から育児支援を受けることが困難な方に対し、ヘルパーを家庭に派遣して、授乳・沐浴補助など育児に関すること、調理・掃除など家事に関することの援助を行う「産前・産後ヘルパー事業」を実施してまいります。

なお、実施にあたっては、民間事業者に委託するとともに、一定の利用者負担を求めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の①「子どもの居場所について」でございます。

各小学校で行っております放課後子ども教室につきましては、ニーズの高い校庭開放事業を充実させ、児童が主体的に遊ぶことができる環境を整備するとともに、屋内でできる様々な遊びの教室を設けてまいりたいと考えております。特に、本町でも核家族化が進んでおり、屋外での遊びとあわせ、子どもの育ちを多面的に保障する機会となるものと考えております。

この他、「夏休みの子どもの居場所づくり事業」につきましては、平成26年度の実績をもとに、本年度につきましても住民の皆様のご意見・ご要望を踏まえまして、限られた人員と予算の中ではございますが、より多くの皆様にご参加いただき、また「参加してよかった」とご満足していただけますよう、創意工夫して事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、②の「生涯スポーツについて」でございます。

本町のスポーツ施設といたしましては、町立体育館、東大寺公園テニスコート、水無瀬川緑地公園スポーツ広場並びに各小中学校の体育館及びグラウンドがございます。いずれも老朽化による施設の維持管理と今後の方向性が課題となっており、公共施設のあり方を、総合的かつ長期的な視点を持って検証していく必要がございます。

とりわけ町立体育館につきましては耐震診断が未実施でありますことから、できるだ

け早い時期に耐震診断を実施し、今後の方向性をお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 ご答弁をいただきました内容の細部につきましては、常任委員会で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

平井議長 以上で、自民無所属の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 30 分～午後 3 時 15 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員(登壇) 前の戦争から 70 年を迎えた今、日本と日本人は、もはや「戦後」と「戦前」の狭間にいると言っても過言ではありません。国際紛争を解決する手段として武力行使を放棄した平和主義によって、ようやく取りもどすことができた他国からの信頼を揺るがしかねない方向に、政治が向かっています。「核兵器廃絶・平和都市宣言」の島本町市民としての誇りを持って、平成 27 年 2 月定例会、人びとの新しい歩みを代表して、戸田より大綱質疑をさせていただきます。

一つ目、「生徒の個人情報自衛隊に提供しないでください」

去年の夏、中学 3 年生、高校 3 年生の個人情報が自衛隊募集のダイレクトメール発送に使われていることが問題になりました。集団的自衛権行使容認の閣議決定とタイミングが重なったことで、子ども達や保護者にかつてない不安が拡がりました。防衛省の自衛官募集を目的とした中学生・高校生の個人情報収集について、これまで島本町はどのように対応してきましたか。防衛省の求めに応じて、適齢者名簿を提供している自治体がありますが、その根拠法は何ですか。

また、自衛隊の地方協力本部が、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集に際し、中学生の個人情報を出すよう、全国の市町村に依頼していたこともわかっています。生徒募集のための情報提供依頼は、「自衛隊法」で認められていないはずですが、住民の個人情報を預かる自治体の姿勢が問われています。島本町の見解を問います。

二つめ、「LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)の社会的地位向上を目指して」

残念ながら、社会に誤った情報や差別が蔓延しているため、多くの当事者が、体の性と心の性が一致しないことに、戸惑いや不安を感じたまま暮らしておられます。男女の性差、性的嗜好、性自認に関わらず、すべての人びとが基本的人権を保障され、自ら望む生き方を選択できる社会を目指していかなければなりません。LGBTについての認識を問います。

三つ目、「島本町の子ども・子育て支援事業」です。

「子ども・子育て支援事業計画」において、島本町の計画において、2015 年度の認可

定員数では不足分があるとされており、保育の需要量と供給量のバランスは引き続き厳しい状況です。子ども達は、4月から保護者が希望する保育所に入ることができるのでしょうか。定数の見直しは過密を解消しません。現場の苦労を考慮しない考え方であり、認めることはできません。

0歳児から2歳児について、町立保育所、山崎保育園、高浜学園、それぞれの入所申請数をお示し下さい。

新制度のもと、保護者にとって最も大きな変化と言えるのは、幼稚園の保育料の見直しです。お示しいただいている経過措置、低所得者への配慮などは評価するものですが、2015年度の申請を行う際、公立か私立か、3年保育か2年保育かを判断する際に、保育料は公表されていませんでした。よって、2016年度からの入園者が卒園するまでの経過措置が望ましいと考えますが、見解を問います。

2014年度からの組織機構改革により、未就学児の保育・教育を教育こども部にまとめられたことにより、得られた成果と課題、今後の展望をお示し下さい。

また、大阪成蹊短期大学との提携により、今後、どのような成果が期待できるとお考えですか。これまでの実績を踏まえて説明を求めます。

四つ目、「し尿中間処理施設の整備計画は町域内」

2015年3月、施設整備に係る基礎調査報告書を作成されました。冒頭、最終的な結論として、「本町独自で新たにし尿処理中間施設を整備することとしました」と、明記されています。また、本町域内で建設用地を確保するとして、建設候補地選定調査報告書を公表、住民ホール跡地を候補地とされました。課題解決に向かって最善の方法であると判断して、覚悟を決めて選定されたのではありませんか。

また、これらの計画書と報告書は、大阪府、高槻市に提出されたと認識しています。いつ、どのように、誰が届けられましたか。計画の見直しは、関係機関からの理解を得られるのでしょうか。見解を問います。

「5. 清掃工場は長期包括運営委託にするのですか」

学識経験者で構成される包括運営検討委員会において、約半年間、専門的な意見を交えて、活発な議論が行われました。結果、委員会は10年の長期委託が可能であるとの考えを示され、導入にあたっては、事前に大規模補修整備を行うこと、業務委託範囲を明確化していくことを課題とされています。

事前に行う大規模補修整備は、誰が、どのようにして決めるのですか。業務委託範囲については、どのような考えを持っておられるのでしょうか。

六つ目、「市民の力をまちづくりに活かして下さい」

ボランティア情報センター開設からおよそ1年、ボランティア活動に関する情報の収集と提供を主な事業内容とされています。中間支援組織の中でも、仲介型支援組織と位置づけられるもので、人と組織、組織と資金を繋ぐコーディネーションやマッチングの

機能を重視されていると思います。

ボランティア情報センターが本来目指すところは、住民自治の成熟と考えます。「新しい公共」と呼ばれるものです。市民の持てる力、意欲と時間と専門性をまちづくりに活かしていく様々な取り組みが行われることを期待するものですが、2015年度の目標と事業計画をお示し下さい。

七つ目。「JR島本駅西地区の都市計画」について。

保留区域再申請にあたり、最短で市街化区域への編入を図る工程案が示されています。2015年度は、どのような事業を進めるのでしょうか。工程案には、「新たな事業協力を公募する」とありますが、大成建設との協議が円満に解決することが条件になると思っています。見通しがついたと理解してよいのでしょうか。

問題は、昨年7月に土地区画整理事業準備組合の理事会より出された文書との整合性です。協力関係を継続したい、という理事会の意向はどうなっているのでしょうか。

8番。「環境基本計画の重点プロジェクトが始まります」

「島本町環境基本計画」の重点プロジェクトを進めるにあたり、2015年度の目標と、現在の取り組み状況をお示し下さい。また島本環境住民会議で議論になった、財源や活動方針は、どのようなものになるのですか。

九つ目。「公共施設のグランドデザイン」です。

公共施設等総合管理計画策定の進捗状況をお示し下さい。行政に都合の悪い情報も、住民にとって都合の悪い情報も、包み隠さず公表する覚悟で臨んでおられますか。

計画策定の狙いは、公共施設の適正な再配置と管理だけにあるのではなく、現状と課題を公表することによって、住民自治を促し、次世代への財政負担軽減を実現することです。住民にわかりやすい説明、興味を持ってもらえる表現になっているのでしょうか。

10番。「クロスセクターベネフィットでイベントの魅力を向上して下さい」

各種イベントのスクラップ・アンド・ビルドを行うとのことですが、どのような改革ですか。行財政改革にしっかりと向き合う機会と歓迎しますが、事業目的と費用対効果についての分析は、いつ、どのような形で公表されるのでしょうか。

YYワールドの会場に日除けを設けて、授乳・おむつ替えができる休憩室を設けるなど、子育て支援、環境教育、防災教育を有機的に繋ぎ、今あるイベントの魅力を倍増してください。

11。「官製ワーキングプアをなくすために」

臨時的任用職員の待遇改善として、保育士など11種類の時間給額を増額されます。多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員の任用と勤務形態は複雑になっています。働いても働いても年収200万円に満たない、いわゆる官製ワーキングプアと呼ばれる人が全国で60万人を超えた、実態としては70万人に達したのではないかとと言われて、社会問題にもなっています。その多くは女性、そしてあるいは若者です。

任用を繰り返すことで、任期の定められていない常勤職員と事実上同様の勤務形態を適用することは、本来、認められていないはずです。その人が臨時かどうかではなく、その仕事が継続的なものかどうかを判断基準とするべきではありませんか。

12. 「使わざるを得ない共通番号」

共通番号制度により、2015年10月には住民基本台帳に登録されているすべての住民に共通番号、いわゆるマイナンバーが送られてきます。定めなければならない条例には、どのようなものがありますか。条例整備は、いつまでに行う必要があるのですか。

民間事業者の利用も視野に入れたもので、そうなれば病歴や負債の有無を調べることが可能になります。「秘密保護法」の適正評価に利用される可能性があるかと懸念しますが、そういうことはないと言えますか。

13. 「ヒトには養生と予防医学が重要です」

乳幼児医療費助成を子ども医療費助成と名称を変え、対象者のさらなる拡充をされるとのこと。病児・病後児保育の実現や子どもの医療費助成拡充は、強く望まれているものです。けれども一方では、本来、ヒトが生き物として持つ自然治癒力や予防医学、過度に薬に依存しない育児から遠ざかってしまうという側面があります。

養生の大切さを学び、実践することにより、本来、必要のない医療費を抑えることができます。安全・安心の食材、質の高い食生活は、免疫力の向上に繋がります。子育て支援には、子どもの医療をめぐる意識改革や啓発が必要ではありませんか。

14. 「生存権を保障する生活困窮者自立支援事業とするために」

4月から、生活困窮者自立支援事業を実施することになります。根拠となる「生活困窮者自立支援法」は、扶養義務を強化する、口頭申請を認めないなど、申請をより厳しい条件にする「生活保護法」の改正とセットで成立したものです。保護に至る前の困窮者への支援そのものは意義があるものですが、自立相談支援において、必要な人には生活保護をきっちりと適用し、当事者にとっての最善の対応を行うべきです。考えをお聞かせください。

また、女性の貧困や子どもの貧困は、大変深刻な社会問題です。女性相談や家庭児童相談、制度の横の連携が自立支援に繋がる場合もあります。島本町では、どのような体制で事業が行われるのですか。

15. 「高齢者の尊厳ある暮らしを支える介護保険制度に」

介護保険制度は大きく変わります。要支援の訪問介護や通所介護を介護保険から外し、島本町では2017年度から日常生活支援総合事業へゆだねられます。要支援者は418名おられますが、必要な方には継続して専門的サービスを提供し、さらに生活支援など、多様なサービスも受けることができる仕組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

中心的役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図る必要があります。そのための専門職などの増員をしてください。

多くの要望があった地域密着型特別養護老人ホームの整備を計画されていますが、運営法人は、公募により厳正な審査で選定されるでしょうか。検討内容を伺います。

16. 「新教育長は所信表明を行ってください」

教育委員会制度は、一般行政からの独立性を掲げたものでしたが、改正後は、選挙で代わる権力の影響を受け、安定的・継続的に教育行政を行うことが難しくなります。首長に任命された委員が、是々非々で意見を述べられるのか。意見の違う委員、委員長を排除しない首長を選べるのか。その意味では、市民も問われています。新教育長には、ぜひとも所信表明を行っていただきたい。

また、市民の目が届くよう、総合教育会議の公開と議事録の公表も求めます。見解をお聞かせください。

17. 「下水道事業は公営企業会計にするのですか」

総務省は、人口3万人以上の自治体に対して、2020年4月までに公営企業会計に移行される考えを示したとのこと。下水道の公営企業会計適用は法律では義務づけられていないと認識していますが、移行の必要経費に対する財政支援措置等はあるのですか。

業界誌によると、施設の縮小や事業の広域化、PPP・PFIの導入などを検討するよう求めているとのこと。そういった認識を持っておられますか。

以上です。

川口町長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「自衛官募集を目的とした個人情報の収集等について」のご質問でございます。

防衛省が自衛官等の募集に伴う広報を目的とした個人情報の入手方法につきましては、住民基本台帳の閲覧と、適齢者情報の提供による二通りの方法により入手をされていると聞いております。

住民基本台帳の閲覧につきましては、「自衛隊法」第29条第1項及び第35条の規定に基づき閲覧の求めがあった際には、「住民基本台帳法」第11条の規定により、閲覧を許可しております。

また、適齢者情報の提供につきましては、「自衛隊法」第97条及び「自衛隊法施行令」第120条に基づき、「自衛官又は自衛官候補生の募集」に際し必要があると認めるときは、氏名、生年月日、男女の別及び住所の四つの情報について、都道府県知事及び市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる、とされておりますが、現在まで本町に提出の求めはございません。

平成21年の法改正により、陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のための適齢者情報の提供については、法的根拠がなくなっております。しかしながら、昨年、18道県21地方協力本部が、法令の根拠がない中学在校生の適齢者情報の提供の依頼を500以上の市

町村に行き、約 200 以上の市町村が、本年 4 月に中学を卒業する生徒の個人情報を提供していたという事案がございました。

なお、住民基本台帳の閲覧につきましては、今後も、法令に基づいた請求であるか否か等を十分に精査したうえで、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の「L G B T について」のご質問でございます。

本町では、日本国憲法の基本的理念に基づき、「島本町人権擁護に関する基本条例」を制定し、住民の皆様の基本的人権の擁護を基本に、各種の人権施策を推進いたしております。

L G B T、いわゆる性的少数者にかかる課題は、法務省が啓発活動の年間強調事項にあげている項目であり、また昨年 7 月には、「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアルハラスメントについての指針が改正され、L G B T に対する言動につきましても、新たにセクハラの対象となったところでございます。このように、L G B T に関する課題はもはや個人の問題ではなく、社会全体で取り組む必要が一層高まっており、本町といたしましても、このような認識のもと、今後、課題解決に向けた施策を推進してまいります。

次に、4 点目の「し尿中間処理施設について」でございます。

本町のし尿処理の課題解決に向け、本町から高槻市にし尿処理の事務委託を依頼いたしました。平成 23 年 9 月 12 日付けの文書では、当該事務を受託することは困難であるとの回答がございました。

このため、本町域内において、し尿中間処理施設を建設することを決定し、そのために必要な基礎調査及び候補地調査を実施いたしました。その結果、建設候補地は最も評価の高い「住民ホール跡地の一部とその隣接地」として、地元自治会等の皆様にご理解が得られるよう説明を行っているところでございます。

本町のような小規模自治体といたしましては、さらなる広域連携による効率的な行政運営の積極的な推進が重要かつ切実な課題であると考えておりますが、本町の一方的な都合で実現するものではなく、連携する自治体のご理解が不可欠でございます。そのため、広域連携を進めるには、連携する自治体の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係などが重要となります。

本町の喫緊の課題であります、し尿処理についての課題解決に向け、過去の経緯等も踏まえ、慎重な対応とともに、議会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基礎調査計画書及び候補地選定調査報告書について、大阪府及び高槻市への提出時期と、その経緯に関するご質問でございます。

候補地に関する関係機関への情報提供につきましては、平成 26 年 6 月、報告書の経過説明を公表後、速やかに行っております。なお、大阪府への書類の提出につきましては

本年2月に総合政策部次長が、高槻市へは昨年6月に副町長及び総合政策部長が行っております。

今後の方針については決定したものはございませんが、課題の解決に向け、関係機関のご理解をいただくよう取り組んでまいります。

次に、5点目の「清掃工場の長期包括運営委託について」のご質問でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに24年を経過しており、本来であれば、新しい施設の更新について検討が必要な時期を迎えております。

なお、施設の更新にあたっては国の交付金対象外となり、町独自の施設整備は財政状況からも非常に困難な状況にあり、また広域化の目途も立っていないことから、清掃工場の長寿命化を図る必要がございます。

清掃工場の長寿命化を図るためには、包括運営委託の導入の可否にかかわらず、今まで部分補修で済ませていたものを、多額の費用をかけてでも維持改修に努める必要があると考えており、本町の財政との整合性を図り、できるだけ早期に決定する必要があると考えております。

また、包括運営委託の業務委託範囲についてでございますが、基本的には運転管理業務に加え、施設の点検・補修、物品・用役の調達など、施設の運営にあたりすべてとなりますが、導入すると決定した際に、再度、業務委託範囲について検討し、受託業者を選定してまいります。

6点目の「ボランティア活動に対する支援」について、ご答弁申し上げます。

ボランティア活動の活性化とともに、情報の一元化を目的として、昨年2月に島本町ボランティア情報センターを開設いたしました。現在、本町のボランティア情報センターに登録されている個人及び団体は10件となっており、登録している団体等からの申請に応じて、ホームページでの紹介やチラシの配架、閲覧ファイルを作成するほか、登録団体の紹介コーナーを広報しまもとに掲載するなど、さまざまな情報発信を行っております。また、ホームページでは、登録団体等が行うイベント情報や団体紹介、民間が行っているボランティア助成などの情報を紹介し、ボランティア活動に関する情報を幅広く迅速に提供するよう努めております。

なお、ボランティア情報センターでは、人と人とを情報で繋ぐ役割を行っておりますが、現在のところ、人と組織、組織と資金を繋ぐなどのコーディネート業務につきましては実施しておりません。ボランティア活動のさらなる活性化を図るためにも、コーディネート業務が重要であることは認識いたしておりますが、コーディネート業務を行うには専門的な知識を持った職員の配置が必要となり、運用に至るまでには多くの課題がございます。そのため、今後、これらの課題を整理するとともに、他市町村での取り組みなどを調査・研究し、運営方法のあり方につきましても、検討してまいりたいと考えております。

また、本年度におきましても、引き続きホームページや広報等でボランティア活動にかかる情報発信の場として、これまで以上に周知を図るとともに、掲載情報の拡充等を行い、一人でも多くの住民の方々にご活用いただけるよう努めてまいります。

次に、7点目の「JR島本駅西地区の都市計画」について、ご答弁申し上げます。

JR島本駅西地区の都市計画手続につきましては、平成22年度に設定いたしました保留区域の設定期間内における市街化区域の編入は不可能と判断し、平成28年度以降の5年間においても柔軟な対応が必要であるため、再度保留区域の設定を行うべく、大阪府と協議を行っているところでございます。

一方、現在のJR島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、事業協力者の選定に向け調整を重ねられているところでございます。このような状況の中、本年度の取り組みといたしましては、平成25年7月の総会議決後も協議を継続されている大成建設株式会社関西支店との問題の円満な解決が喫緊の課題と認識されており、課題解決に向け、時間的な経過によるスケジュール面等の課題の整理を、引き続き行われるものと認識いたしております。

また、昨年7月のJR島本駅西土地区画整理準備組合理事長名で提出された大成建設株式会社関西支店統括開発部長宛の依頼文と、現状認識との整合性でございます。

当該文書内にも記載されておりますとおり、当該事業者との協力関係の構築につきましては検討をご依頼されたものであり、大成建設株式会社関西支店のご意向を踏まえたうえで、総会の開催を意図されているものでございます。

そのため、JR島本駅西土地区画整理準備組合理事の意向とされましては、当該文書のとおり、地権者の代表として大成建設株式会社関西支店との協力関係の構築に際し、両者の間に存在する問題の解決策を模索のうえ、円満な解決を図られるものと考えております。

次に、8点目の「環境基本計画の重点プロジェクトについて」でございませう。

本町では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、昨年8月に「島本町環境基本計画」を策定いたしました。本計画の重点プロジェクトを推進する任意団体が、本年4月に設立する予定となっております。本団体による平成27年度の活動につきましては、まずは住民環境講座などの重点プロジェクトを通じ、多くの住民の皆様に活動内容を理解していただくことを予定しております。さらに、住民一人ひとりが環境問題を自分たちの問題として捉え、環境保全活動等に対して関心を持っていただくことを目指しております。

なお、本団体の財源につきましては、本計画を推進する任意団体への補助として、町からの補助金と、会費をもって活動費とする予定となっております。

次に、9点目の「公共施設の適正化」に関するご質問でございませう。

「公共施設等総合管理計画」につきましては、昨年6月に策定いたしました「島本町

公共施設適正化基本方針」を更新する形で策定を予定しており、現在、調整会議等におきまして、素案の作成に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

本計画につきましては、今後の本町における大きな課題である人口減少問題や、より厳しさが見込まれる財政収支見通しの中で、具体的に数値化し、客観的な検証のもと、課題の整理を行い、将来のまちづくりの方針をお示しする必要があるものと考えております。

なお、本計画が施設の総量圧縮や複合化を前提とした考え方であることから、各施設をご利用いただいている住民の皆様にとっては、今後、場合によっては、ご不便をおかけしたり行政サービスが低下してしまうことも想定されます。しかしながら、長期的な視点に立ち、将来の世代に多大な負債を残すことのないよう、計画的かつ総合的に施設のマネジメントを行っていく必要があります、また、そのためには、住民の皆様には現状や課題を十分ご理解いただけるよう、方針を決定していく必要があります。

これまで、広報しまもと及び町ホームページにおきまして、現在の公共施設の現状と課題や将来的な方針などの概要についてもお知らせさせていただいておりますが、今後におきましても、引き続き住民の皆様には、よりわかりやすくお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「イベントの魅力向上」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町で継続して実施しておりますイベントにつきましては、町主催のものをはじめ実行委員会形式のものなど、年間を通じて実施しております。これらのイベントにつきましては、主役である住民の皆様への参画をはじめ企業や各種団体、また町職員についても、多くのマンパワーが必要であり、同時に多くの行政コストを要しております。

本町のイベントの多くは事業開始から長い年月が経っており、イベントの内容につきましては、毎年工夫をしながらではございますが、基本的にはほぼ同様のメニューで構成されているものが多くを占めております。これまで継続的に行財政改革を進め、町の単独事業についても、住民サービスの維持・向上を図りながら、費用対効果を検証し、見直しを進めてまいりました。

地方分権が進む一方で、本町は今後さらに厳しい財政状況が予測されており、また、住民ニーズが多様化し、地域コミュニティのあり方も変化しております。そのような中、YYワールドも含め本町で実施する様々なイベントにつきましても、事業本来の趣旨・目的に明確に沿いつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方により、部局間を超えたより有機的で魅力あるイベントを目指し、費用対効果を意識した事業メニューを再構築してまいりたいと考えております。

なお、これらの分析の具体的な手法や時期については現時点でお示しすることはできませんが、本年度、計画的に事務を進めてまいります。

次に、11点目の「官製ワーキングプアについて」でございます。

平成 26 年 7 月 4 日付けで総務省公務員部長から、「地方公務員法」第 22 条に規定する臨時的任用職員については、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことにより、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべき、との見解が示されておりますことは承知いたしております。一方で、客観的な能力実証に基づき、あくまで新たな職に改めて任用されたものとして、再度、同一の職務内容の職に任用されることは排除されるものではない、との見解も示されております。

本町では、正規職員を上回る数の非正規職員を雇用しておりますが、現下の厳しい財政状況を勘案したうえで、正職員が担わなければならない事務と非正規職員にお願いすることが可能である事務を精査したうえで、必要な人員確保を行った結果、現行の体制となったものでございます。

いずれにいたしましても、今後とも法令また総務省の見解などを踏まえ、適切な人員確保を行い、住民福祉の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、12 点目の「共通番号について」でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴う関係条例の整備につきましては、平成 27 年 10 月までに行う必要がございます。整備の内容としましては、個人番号の独自利用事務等にかかる条例の制定や、「個人情報保護条例」の一部改正などがございますが、具体的な内容につきましては、現在、その洗い出し作業等の事務を進めているところでございますので、現時点でお示しさせていただくことはできません。

なお、「特定秘密の保護に関する法律」、いわゆる「特定秘密保護法」第 12 条第 1 項には、行政機関の長による適性評価について定められております。

「適性評価」とは、国と国民の安全に関わる重要な情報である特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる者について、その者が当該業務を行った場合、これを漏らすおそれがないことについての評価を実施するものでございます。適性評価につきましては、今後、国においてその内容や方法等の詳細について検討が進められるものと聞き及んでおります。また、「特定秘密保護法」第 12 条第 4 項に基づく資料の提出や、報告の徴収における特定個人情報の取扱についても、その検討過程において、あわせて検討をされるものと認識しております。

なお、マイナンバーの利用範囲の拡大につきましては、現在、国において預貯金口座へのマイナンバーの付番などが検討されておりますが、個人情報保護の観点からも、住民の皆様に対して十分ご理解をいただく必要があり、今後も国の動向を注視し、適正に対応してまいりたいと考えております。

次に、13 点目の「養生と予防医学の重要性」について、ご答弁申し上げます。

人の自然治癒力とは、人が本来持っている怪我や病気を治す力や、その機能の総称であると認識しております。症状等が軽い場合には、薬物を投与したり手術をしたりとい

った特別な医療を受けずとも、生体が本来持っている力で、怪我や病気が治癒する場合があります。ウイルスや細菌に対する防衛反応としての免疫力が強く関係しております。免疫力を高めるためには、一般的に適度な運動やバランスのとれた食事、規則正しい生活、十分な睡眠による休養等が重要であると言われております。

住民の皆様の健康づくりにつきましては、平成24年3月に策定いたしました「第2次健康しまもと21計画」に基づき、個別の栄養相談や運動教室を開催しております。子どもの健康づくりにつきましては、健やかな成長と子育て支援を目的として、乳幼児健康診査や育児相談を行うとともに、食育の取り組みとして、乳幼児健康診査時に管理栄養士による離乳食相談、栄養相談を実施しております。また保育所や幼稚園、小中学校におきましても、食育や保健体育の観点から健康づくりについての取り組みを行うなど、本計画に基づき、予防医学などの観点も含め、継続的に事業を推進してまいります。

次に、14点目の「生活困窮者自立支援事業について」でございます。

本制度につきましては、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、早期に自立支援を行う第2のセーフティネットとしての役割が期待されております。

生活保護に至る前の生活困窮のご相談につきましては、「自立相談支援事業」と「家計相談支援事業」をはじめとした相談支援・就労支援を行うとともに、離職等により住居を失われた方等については、家賃相当額を給付する「住宅確保給付金」の給付を実施するなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。

生活保護制度の対象となるご相談につきましては、ご本人の申請に基づき、適切に生活保護制度の適用を行うなど、両制度を適切に運用し、相互に連携・補完し合いながら、困窮される方の自立支援の推進を図ってまいりたいと考えております。また生活困窮者支援に際しては、子育て・教育・介護・人権・就労など、様々な関係機関との連携や、各種制度・サービスの活用が必要となりますことから、制度の運用にあたっては、関係機関との連携を十分に図ってまいりたいと考えております。

次に、15点目の「介護保険制度について」でございます。

「介護保険法」の改正を踏まえ、本町では、平成29年から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する予定としております。

要支援認定を受けられた方につきましては、基本的に「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となり、住民等が主体になった多様なサービスの提供を受けることとなります。また、介護予防マネジメントの結果、専門的なサービス提供が必要な方につきましては、引き続き、現在のホームヘルプサービス等の利用が可能であると考えております。さらに本年度から、町内の福祉関係機関などで構成する協議体を設置し、地域の社会資源の開発やネットワーク化を検討してまいります。

次に、「地域包括支援センターの機能強化」でございます。

「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の基本目標である地域包括ケア

システムの構築のためには、その要となる地域包括支援センターの機能強化が必要でございます。本年度から新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族に対する相談支援体制を強化してまいります。

次に、「地域密着型特別養護老人ホームの整備について」でございます。

「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、平成29年度に、地域密着型特別養護老人ホームの開設を位置付けたところでございます。事業者につきましては公募を行うとともに、社会福祉施設整備審査委員会におきまして、厳正な審査により選定いただくよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、16点目の「新教育長の所信表明について」でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会制度が抜本的に改正されることとなります。その一つとして、教育長の位置付けが特別職となり、議会の任命同意を受けて、首長が直接、教育長を任命することになります。教育長の任命の議会同意につきましては、新教育長の重要な職責を考慮し、新教育長の資質・能力を確認するため丁寧な手続きを取ることが考えられるとの見解が、文部科学省中等教育局長から示されており、事前の所信表明もその一つの方策として示されておりますことは承知いたしております。

本町におきましても、議会において任命の同意を得られた後には、これまで同様、お時間をいただき、教育長から所信を述べさせていただく予定でございます。

また、総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第6項の規定に基づき、原則、公開することといたしており、また総合教育会議の議事録につきましても、同法第1条の4第7項の規定に基づき、原則公表することといたしております。

次に、17点目の「下水道事業」について、ご答弁申し上げます。

人口減少社会を迎える中、下水道施設の老朽化が進むなど、地方公営企業を取り巻く環境が変化しており、公共下水道も普及・拡大の時代から経営の時代へと、転換期を迎えております。

また、サービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報を的確に把握するとともに、一層経済性を重視することが求められることから、その前提として財務規定等の適用が不可欠とされています。そのことを受けまして、平成27年1月27日付けで総務大臣より「公営企業会計の適用の推進について」の通知があり、人口3万人以上の市区町村については、集中取り組み期間内の平成32年4月までに公営企業会計に移行することが必要である、と示されたところでございます。

法制化につきましては、国においては進捗状況等を踏まえて検討されるとのことで、現時点では法的な義務はございませんが、前に述べた理由から、公共下水道事業につきましては公営企業会計への移行が必要であると考え、本年度において基礎調査業務を実

施し、平成 31 年度までに移行を完了したいと考えております。

国による財政支援措置につきましては、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための地方公営企業債の措置及び当該地方公営企業債の元利償還に対する普通交付税措置となっております。本年度の基礎調査業務の結果を踏まえ、資産調査、システム改修及び条例整備等の移行に向けた全体スケジュールと必要経費が定まりましたら、必要に応じてこれらの措置を受けられるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、公営企業会計の適用による「施設の縮小や事業の広域化、PPP・PFIの導入について」でございますが、地方公営企業については、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り込むことが必要とされており、これらは、その手法の一つであると考えております。従いまして、今後、経営情報を的確に把握したうえで、本町の公共下水道事業の規模や費用対効果等を考慮し、検討をしてみたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

(午後 3 時 56 分 河野議員退席 同 4 時 03 分 河野議員出席)

岡本教育長 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁申し上げます。

3 点目の、「島本町子ども・子育て支援事業」についてのお尋ねでございます。

就学前人口の増加と保育ニーズの高まりを背景に、ここ数年、保育所が過密化し、待機児童が発生する状況がございますが、町内認可保育所としては 4 番目となる高浜学園がオープンいたしました。このことによりまして、待機児童問題をはじめとする保育にかかる課題について、大きく改善が図られることを期待しております。

しかしながら、0 歳児・1 歳児を中心として特に保育需要が高まっていることや、全国の都市部に見られる現象と同様、新たに保育所を整備した場合、潜在的な利用希望が顕在化し、往々にしてますますニーズが増大する傾向を示しております。従いまして、全ての入所希望をかなえることや、既存の保育所の過密状態を解消するには、依然として厳しい状況にあると認識しております。

そのため、待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、認可定員の見直しとともに、高浜学園を含めた既存の教育・保育施設を最大限活用してまいりたいと考えております。また地域型保育事業の整備や、認定こども園への移行などの検討も、引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、本年度の 0 歳児から 2 歳児につきましては、入所申請数につきましては、予約申請期間内で転園希望を含み、町立保育所 76 人、山崎保育園 71 人、高浜学園 95 人ございました。

また、幼稚園保育料につきましては、その経過措置期間を平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 ヶ年度とし、平成 29 年度の取り扱いは、平成 27 年度中のできる限り早い段階に

お示ししたいと考えております。

次に、「機構改革により得られた成果等について」でございます。

最大の成果といたしましては、教育委員会において、保育所、幼稚園、小学校及び学童保育室、中学校という、就学前から義務教育課程の子どもの子育てを、連続性を持って体系的に実施できる体制が整ったことでございます。特に、幼稚園と保育所を一元的に所管することにより、就学前児童を持つ家庭の支援を包括的に実施できたことは、大きな成果であったと認識しております。

新たな取り組みといたしましては、夏休みに第二幼稚園のプールを保育園児が利用し、また、その送迎に幼稚園バスを活用したほか、保育所の運動会を小学校の運動場を借りて開催し、保護者等の参加制限を解消したこと、また5歳児の保育所園児が幼稚園において英語活動を行うなど、教育面での充実を図りました。

さらに、幼児教育のあり方及び障害児保育・支援教育のあり方、それぞれをテーマといたしまして、保育所長・幼稚園長や一般の保育士・幼稚園教諭をメンバーとする研究会を立ち上げ、互いに培ってきたノウハウや知識、見解について共有を図り、それぞれの現場で実践に反映させ、教育・保育の質の向上に努めました。

また、「大阪成蹊短期大学との協定に関する取り組み」につきましては、幼稚園における体育指導業務への講師の派遣、本町の子ども・子育て会議への大学研究者の参画や、前に開催いたしました子ども・子育て支援新制度講演会への講演者の派遣など、教育・子育て支援事業各般にわたり連携したところでございます。今後、教育や保育の実践など、現場における課題についてのスーパーバイズをはじめ新たな制度の施行など、行政分野についても情報提供・情報交換が期待でき、本町におけるシンクタンクの役割についても果たしていただけるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 島本町は今、次世代の転入が進んでいます。年齢に関わらず、この町で暮らすという選択をしていただけることは、大変ありがたいことだと思っております。しかしながら、特に若い方々は、税金を納めるためにこの町に引っ越してこられるのではありません。ここで暮らすと、希望を持って転入してこられました。

行きすぎた自治体間競争は、未来の島本町を疲弊させ、次世代に大きな負担を強いるものです。高槻市はもちろん、文化・歴史が連続する大山崎町とも府域を超えて連携し、互いの強みを活かし弱みを補いながら、ともに創造、競争ではなく施策をクリエイトする、そういう競争を目指すべきと訴えてまいりました。

「ウイスキーづくりとまちづくりは非常に良く似ている」とおっしゃいました。議会もまた同じです。多様な価値観を持つ市民を代表する者が、お互いに尊敬し合い、助け合い、丁寧な議論を交わせる島本町議会を目指し、それぞれの所管委員会にて審議を深めたいと思います。

資料を請求しておりますので、よろしく願いいたします。

平井議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後4時09分～午後4時25分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、日本共産党の発言を許します。

佐藤議員 (登壇) 日本共産党を代表して、大綱質疑をいたします。

「安倍政権の暴走政治から町民生活を守る」

(「いい加減なこと言わんといて」「何が暴走や」他、議場内私語多し)

・島本町民への国政の影響を問う。

株高や円安、法人税減税等、大企業や富裕層を優遇すれば、いずれトリクルダウン効果で国民が潤う、というアベノミクスの経済政策の誤りが明らかになってきています。

OECDが昨年12月9日に発表した「格差と成長」と題する報告書でも、成長の恩恵が自動的に社会にトリクルダウンすることはない、そうした考えは格差を拡大し、経済成長を阻害する、と指摘しています。アメリカのオバマ大統領も、トリクルダウン議論に裏付けはないと、富裕層への増税や大企業の課税逃れの防止を強調し、最低賃金の引き上げや、公立2年制大学の授業料無償化を打ち出しています。世界でトリクルダウン理論が批判されている中でも、安倍首相は、法人税減税、株高政策を、なお推進しています。

このような中で、大企業の2013年度の内部留保は前年度から13兆円も増え、285兆円に達しました。一方、中小企業の7割が赤字です。厚生労働省の毎月勤労統計によると、働く人全体の実質賃金は、円安による物価の上昇と消費税増税で18ヵ月連続マイナスを記録しています。年収200万円以下の働く貧困層は、2013年には史上最多の1,120万人になり、貯蓄なし世帯も2012年の26%から、2014年には30.4%に増えています。

このような日本の国民の生活状況の悪化が、島本町の住民だけを避けて通ることはあり得ません。現に、生活保護件数は増えています。これらの影響は、島本町にどのように現れているか、把握されておられますか。また、このような町民の生活の悪化に対して、町としての認識を問います。

「住民こそ主人公、島本のことは島本の住民が決める」

①住民参加の町政を。住民ホールの解体の仕方。

し尿中間処理施設、子ども・子育て新制度などについての住民説明会が行われたことは評価をいたします。しかし、住民にとって非常に大きな影響のある「介護保険事業計画」については、説明会がないままにパブリックコメントが行われました。町立プールの廃止、住民ホールの解体、これらのときにも住民への説明会がなく、住民からは、「な

んでこうなるのか」の声とともに、すべて決定してから住民に知らせるという、これまでの町のやり方について、疑問や批判の声が出されています。

町が始めようとする事業については説明会を開き、住民に丁寧に説明するべきだと考えます。今後、新たな事業を起こされる場合、また、これまでのやり方を大きく変えようとする場合は、丁寧な住民説明会を行うとともに、その持ち方は、時間・場所・回数も工夫をして、できるだけ多くの住民が参加し、質問や意見を述べる時間を設けることが重要であると考えます。

住民の意向を十分に取り入れ、議会でしっかり審議を尽くし、結果を広く皆さんにお知らせをする。これが住民自治の本来のあるべき姿だと私は考えております。見解を聞きます。

「住民福祉向上を目指して」

①介護報酬、国の過去最大規模の削減について。

国は、介護報酬を過去最大規模で削減しようとしています。介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、事業所の存続を危うくさせる。そして、介護難民を激増させかねないものです。要支援1・2の介護給付の打ち切り、特養ホーム入所の要介護3以上の限定などの改悪も、次々、強行されようとしています。介護保険事業運営委員会でも、ボランティアでやれるのかと、ゴミ出しボランティアの具体的な経験も話しておられました。

このような動きの中、住民を守るため、町としてどう対処する予定でしょうか。お聞かせください。

②介護保険料 負担増の救済策を。

介護保険料が上がります。保険料が8段階であったのを12段階に細分化、所得の高い層に応分の負担をお願いされることは評価をします。しかし、事業計画策定のための実態調査の自由記述の中でも、保険料が高い、保険料と利用料を払うのが大変、という声がたくさん出ております。第1段階で、合計所得金額が80万円以下の方、第2段階で合計所得金額が120万円以下の方なども、家賃など入れれば、生活保護水準以下になりかねないような、もともと生活の楽でない世帯へも、今回の保険料の値上げはかかっています。

この間、消費税が上がり、年金は引き下げられ、生活保護費も削られる。何重もの負担がかかっています。国の軽減策を待つのでなく、独自に困窮世帯には減免を考えるべきではないでしょうか。町長のお考えをお訊きします。

「介護保険事業計画」について、パブリックコメントは行われましたが、説明会は持たれませんでした。実態調査では、保険料は上がるばかり、制度が良くわからないとの記述など、疑問も多くあったところです。介護保険の説明会も、ぜひ必要ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

③国民健康保険制度の広域化を問う。

政府は、市町村国民健康保険の財政運営主体を、2018年度から都道府県化することなどを盛り込んだ医療制度改革関連法案を国会に提出する構えです。この国保の広域化は、国保料の平準化など、さらなる国保料値上げに繋がるとみられます。また、北摂の各市町では、大阪府域での共同安定化事業による交付金より、共同化事業への拠出金のほうが多くなるという傾向があり、島本町でも、この拠出金が国保会計に大きな影響を与えていることになっています。27年度の拠出金、交付金の額をお示し下さい。

住民の負担軽減のために、町から国、府に対し、強く意見をあげる必要があると考えます。見解を問います。

「広域行政の取り組み」

①住民、職員、議会あがての議論を。

平成の大合併で自治体が広大になりすぎたところでは、周辺部の住民サービスの切り捨てが加速され、地域間格差も広がっています。どの地域に住んでいても、教育や医療をはじめ必要な行政サービスが均等に受けられることが重要です。近隣自治体との広域行政を目指すことは、島本が島本として、小さいなりに自治体としてあり続けるために必要なことです。当面、ごみ処理、清掃工場の問題が最大の課題となるのであろうと考えます。

ごみ処理を広域ですするというのは国・府の方針でもあり、島本町での建設には補助も出ないということになっています。広域行政では、お互いに対等平等で臨むとともに、互いの利益も考えあうことが必要です。広域行政の課題について、し尿中間処理施設に関して自治会役員の要望書を受けて、私たちは2015年1月16日、議会に検討組織の設置を求める要望書を5人の議員有志から出したところです。もちろん、議員も勉強会を持つなど調査検討を進めることが必要ですが、町としても十分に住民の意見を聞きながら調査・検討を進めるべきです。見解を問います。

「防災・環境施策について」

①異常気象・大地震から命と財産を守るため、大阪府の姿勢も正させるべきです。

大阪府の姿勢として、土砂災害対策予算は過去5～6年間で半分近くに削減され、当然、技術職員も減少した中で、ここ数年間、今までなかったような集中豪雨が連続して発生しました。2014年度には復元させたと聞き及んでいます。とうてい現状に対応できるものではないことは、周辺自治会、島本町民は痛感させられています。大阪府の河川安全パトロールでは、主として東大寺の指手橋、淀川河口付近が恒例であり、それ以上の上流域には及んでおらず、上流域の護岸崩落・崩壊箇所は、未だにブルーシートで仮止めのまま、具体的な対策の目処が立っておりません。

本来、大阪府は土砂災害対策の予算を2倍にし、10年以内を目処に対策を急ぐべきです。カジノ誘致や、不要不急の鉄道・高速道路などの建設で、孫・子の代までさらに借

金を負わせるようなことは即刻やめ、土砂災害対策こそ急げと、必要な計画と財源見通しを明らかにさせるべきではありませんか。答弁を求めます。

②し尿中間処理施設町内建設方針や、清掃工場の方向性をはじめ「公共施設総合管理計画」は、全住民対象の説明会で合意形成の努力を。

し尿中間処理施設町内建設方針や清掃工場の方向性は、現在、実行中のパブリックコメントに終わらせず、2015年度上半期には策定される「公共施設総合管理計画」を、全住民対象に十分説明し、圧倒的な合意形成のもとで、町として取るべき方向性を定めるべきです。見解を求めます。

「島本町の誇りである名水、森林保全と地下水涵養とともに 100%の水道復活への取り組みを求める」

①地下水 100%の水道復活を。

2013年度以来、水道事業において、大阪広域水道企業団から年間配水量について 10%を超えない旨の協定の見直しが行われたところです。名水を名実ともに、本来、島本町民としての誇りとするために、引き続き受水量見直しとともに、まずは地下水涵養のために、森林保全に国・府をあげて取り組むときではありませんか。答弁を求めます。

②東大寺緊急土砂置き場について。

公共下水道特別会計の公営企業会計適用に向けて基礎調査に取り組み、経済性の発揮と同時に公共の福祉の増進がさらに求められます。2014年度には、東大寺緊急土砂置き場の計画面積の見直しについて協議努力の結果、島本町の負担金軽減に繋がりました。効果額について、答弁を求めます。

「豊かな文化を島本に」

①文化・スポーツ施策を問う。

憲法 25 条が保障する、国民の健康で文化的な生活を営む権利を保障していくことは、国だけでなく、行政としても重要なことです。島本町内では、ここ数年の間に住民ホールがなくなり、町立プールが廃止され、民間施設でも野球場、テニス施設、ゴルフ場と、立て続けに文化・スポーツ施設が閉鎖されています。このような文化・スポーツ施設の減少は、町民が健康で文化的な生活を営むうえでも大きな問題ではないでしょうか。町民の皆さんからは、音楽、ダンス、演劇の発表の場が欲しい、スポーツをしたくても十分な施設がないと、文化・スポーツ施設の拡充を求める声が多く出されています。

島本町にどのような文化施設が必要か、スポーツ施設はどのようなものを幾つ持つのが適当か。住民、関係者の意見を十分聞きながら、今後の島本町の文化・スポーツ施設のあり方を考えていくことが必要だと考えます。見解を問います。

「子ども達に豊かな環境を」

子ども医療費助成制度を、通院・小学校卒業まで、入院・中学校卒業まで拡充されると表明されました。一昨年府議会において、日本共産党の宮原府会議員が行った質問

に、松井知事が、国内ワースト1であった大阪府の乳幼児医療費助成の見直しを表明しました。島本のお母さんたちが署名を集め、町長に切実な要望をしてこられたものでもありました。今回の拡充を高く評価するものですが、なお、通院も中学卒業までを目指して、大阪府に対しての要請も含めて、一層の努力をお願いするものです。

①保育所過密について。

かつて島本の保育所は、第一から第四までの4園の町立保育所と、山崎という私立保育所1園とで、障がい児保育をはじめとして近隣からもうらやましがられる豊かな保育がされていました。それを、子どもが減る、保育ニーズは減るのだとの誤った方針で、第三・第一保育所を廃止してしまいました。

見込みに反して保育需要が減らないとなると、1998年に国が出した年度当初から施設定員の115%、年度途中では125%まで入所させても良いとする「保育所への入所の円滑化についての通知」を受けて、保育所入所の運用を始めました。現在では、年度途中から150%にも達する過密状態です。

「児童福祉法」の規定では、保育所などの児童福祉施設は設備及び運営についての最低基準を定めている、そして入所している者が「明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するよう育成されることを保障するものとする」と書かれています。

「児童福祉法」で定められた基準は最低基準です。これに多少ゆとりがあるからと、150%まで子ども達を詰め込むことは許されるものではありません。例え一時期定員を超えたとしても、できるだけ速やかに基準内に戻す努力をすることこそ、行政のすべきことではないでしょうか。見解を問います。

②幼稚園・保育所の保育料について。

保育所・幼稚園の保育料についてです。幼稚園の保育料は経過措置があるとは言え、大幅な値上げになる層が多くなっています。保育所の保育料は段階を12に増やし、ほぼ3分の2を占めるというD7階層までを、できるだけ抑えた保育料にしたという努力は一定理解するものですが、その上の階層についてはほとんどが負担増となり、月1万5千円以上の負担増もあります。

幼稚園でも保育所でも、保育条件が改善されるということもなく、まして保育所では相変わらず年度当初から定員を超えるという中で、この保育料の引き上げは利用者には大きな負担増をもたらすもので、納得も得られません。見解を問います。

③35人以下学級について。

小・中学校の35人以下学級について、問います。高槻市では、全学年の35人以下学級を実現、その結果、子どもの距離感がゆったりしたためか、怪我が少なくなり、保健室に行く子どもが劇的に減ったと聞きました。教師の子ども達への目配りも行き届き、教室が落ち着いているとも聞きます。

毎年 200 件以上、300 件にも達する年もある学校関係での災害を見ても、よりよい子ども達の教育環境のため、また教師の激務の解消のためにも、35 人以下学級の早期実現が必要と考えますが、いかがでしょうか。

④大阪維新府政による学校警備員等の事業費削減について問う。

維新府政によって削られた学校警備員・部活動指導者派遣事業について、問います。これらの事業は、現在、島本町が単独事業として行われています。そのことは高く評価をするところですが、もし大阪府の事業としてそのまま続いていれば、府から島本町に入る収入は幾らになったのでしょうか。お聞かせください。

子ども達の安全、健全な成長にぜひ必要なこの事業の復活を、府に働きかけてください。見解を問います。

⑤総合教育会議について。

総合教育会議について、お訊きします。総合教育会議において協議する事項は、大綱を策定する場合、教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策、いじめなどの緊急事態に、首長と教育委員会が協議調整する場となる、と聞いています。間違いありませんか。

何でも協議できるということではなく、教育委員会の権限の及ぶ事項については協議の対象にすべきではないということが、国会の場でも明らかになっています。教育委員会の独立性をおかすことなく運営されますよう、強く要請いたします。

「人間らしく働けるルールを守れ」

①島本町の非正規職員について。

非正規職員について、お尋ねします。冒頭述べたように、今、年収 200 万円以下で働く人が 1 千万人を超え、特に女性と若い人の 2 人に 1 人が非正規で働く状態です。安倍内閣は「派遣法」の改悪、「労働法」の規制緩和で、ますます非正規で働かざるを得ない状況を作り出そうとしています。そして、このことが貧困と格差を生み出す元凶となっています。

自治体は、このような流れに手を貸すべきではありません。島本町は、特に保育所、図書館、学童保育室、歴史文化資料館等を非正規職員で運営していると言っても過言でないような状況になっています。国の「小さな政府」の方針以来、公務員は少ないほうが良いとの考え方が生まれ、ことに橋下維新府政が誕生してからは、民間で行うことが善で……（「なんでそんなことばかり」と呼ぶ者あり）……、公務員の存在が悪であるかのような風潮さえも醸し出されてきたところです。

東北大震災で公務員の必要性が見直され、公務員を減らしすぎたとの声も聞かれるようになっていますが、島本町では、この間の世の流れの中で、図書館や歴史資料館は最初から必要最低限の職員を置いて、あとは安上がりに、学童や保育所は資格さえあれば職員でなくとも、と考えられたのでしょうか。どの職場も技術の継承、人間関係の大切な、島本の顔とも言える職場です。

非常勤、臨時職員の待遇のある程度の改善に努力されているのは承知しておりますが、正規職員で、安定した雇用で、良い仕事をしていただくことが、職場環境も良くなり、住民のために力一杯働いていただけると考えます。見解を問います。

最後に、この議会審議に必要な資料を請求させていただいております。お取り扱い方、よろしく願いいたします。

川口町長 それでは、日本共産党を代表されての佐藤議員の大綱質疑に、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「国民の生活状況の島本町への影響について」でございます。

国の「平成 27 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、平成 26 年度の我が国経済につきましては、個人消費等に弱さが見られ、年度前半には実質 GDP 成長率がマイナスとなっております。これに対しまして平成 27 年度には、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施するとともに、強い経済の実現による税収の増加等と歳出削減により、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく取り組みを進め、一定の景気回復が見込まれる、とされております。

本町の本年度当初予算では、生活保護にかかる扶助費について若干の増を見込んでおりますが、社会経済情勢の変化に伴い、今後とも変動するものと認識しております。

なお、「生活困窮者自立支援法」の施行を受けまして、本町におきましても、生活困窮者の方に対しまして、さらなる自立に向けた支援を実施してまいります。

次に、2点目の「住民参加について」でございます。

住民の皆様のご意見を伺う手法につきましては、任意によるものや、法律や条例に定められているものなど様々でございますが、本町といたしましては、限られた予算や時間の中で各種の計画に基づき最も効率的で効果的な手法を選択し、事務を進めているところでございます。

今後も、住民アンケートの実施をはじめ審議会の開催、パブリックコメントの実施、また職員が直接地域に出向き、ご意見をお伺いするなど、様々な手法により、今後も広く住民の皆様のご意見をお聞きし、町政に反映させてまいりたいと考えております。

次に、3点目の①「介護報酬」について、ご答弁申し上げます。

「介護保険法」の改正により、本町では平成 29 年度から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する予定といたしております。要支援認定を受けられた方につきましては、基本的に「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となり、住民等が主体になった多様なサービスの提供を受けることになります。また、介護予防マネジメントの結果、専門的なサービス提供が必要な方につきましては、引き続き現在のホームヘルプサービス等の利用が可能であると考えております。さらに、本年度から町内の福祉関係機関などで構成する協議体を設置し、地域の社会資源の開発やネットワーク化を検討してまいります。

なお、要介護2以下の方への介護老人福祉施設の利用に関しては、大阪府から示された指針などを踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、②の「介護保険料」について、ご答弁申し上げます。

本町の介護保険料につきましては、低所得者の保険料段階区分におきまして、他の自治体と比較して低い保険料率を適用していたことから、これまで、町独自の減免基準を設けず運用しているところでございます。

本年度から平成29年度までを期間とする「第6期介護保険事業計画」を策定するにあたり、保険料の独自減免につきましても検討を行ってまいりました。本計画期間中は、住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以上120万円以下の方につきましては政令より低い保険料率を適用するとともに、消費税を財源とした低所得者への保険料軽減制度を段階的に実施する予定でございます。従いまして、これらを適用することにより、低所得者の皆様の負担軽減が図られるものと考え、「第6期計画」期間中における保険料の独自減免につきましては、導入を見送ったものでございます。

なお、保険料の独自減免につきましては、保険料段階区分ごとの保険料率の考え方を含め、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、「介護保険の説明会」とのお尋ねでございます。

「第6期介護保険事業計画」の策定につきましては、島本町介護保険事業運営委員会におきまして慎重審議をいただくとともに、パブリックコメントにより、広く住民の皆様に周知し、策定いたしておりますので、説明会の開催は予定しておりません。

次に、③の「国民健康保険制度の広域化について」でございます。

本年度の拠出金・交付金でございますが、保険財政共同安定化事業交付金として7億6,523万8千円の歳入、また、拠出金として8億1,701万円の歳出を予定しており、保険財政共同安定化事業では5,177万2千円の拠出超過を見込んでおります。

なお、大阪府の財政調整交付金による激変緩和措置が講じられており、本年度の保険料への影響は少なくなっております。

本町といたしましては、大阪府町村長会を通じて、保険財政共同安定化事業の拠出が超過する市町村に対しては、継続して大阪府の財政調整交付金による激変緩和措置を行うこととし、拠出超過が拡大する市町村に対しては新たな財政支援措置を講じるよう、要望しております。

次に、4点目の「広域行政の取り組み」について、ご答弁申し上げます。

急速な少子高齢化、人口減少社会の進展をはじめ高度経済成長期から建設されたインフラ施設の老朽化が進み、本町をはじめ全国の自治体において、今後、より一層厳しい財政状況が予測されます。

このような中、住民サービスの維持向上を目指し、効率的かつ効果的な行財政運営に

努めるためには広域行政の推進は最も重要な課題の一つであり、本町におきましても自治体間での連携を、これまで以上に強化しなければならないものと考えております。特に、ごみ処理をはじめとする財政的に負担の高い事業を広域行政により取り組むことは非常に効果的な手法であり、国や府においても、積極的な推進が求められております。

本町におきましても、様々な事業において可能な限り広域連携を進めてまいりたいと考えておりますが、実現に向けては、これまでの自治体間での連携の経緯や現状等を十分に踏まえる必要がございます。現在、広域行政のあり方については、高槻市・島本町広域行政勉強会において調査・検討を行っておりますが、本勉強会以外でも、両議会のご意見はもとより、住民の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、行政としての意思決定を行う必要があるものと考えております。

なお、議論の手法につきましては、その内容や必要性に応じて最も効率的かつ効果的な手法を選択し、決定してまいるとともに、情報提供についても丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の①点目の「土砂災害対策」について、ご答弁申し上げます。

現在、一級河川である水無瀬川につきましては、河川管理者である大阪府と本町におきまして、定期的に河川パトロールを実施いたしております。上流域のパトロールについては、現在、実施区間には入っておりませんが、一昨年台風18号や予測困難なゲリラ豪雨等、河川の護岸が破損した場合には、大阪府により応急対応を含む復旧工事を実施していただいております。

また、土砂災害対策につきましても、現在、大阪府におかれまして具体的な実施方法等について検討を進められており、今後、本町といたしましても大阪府の動向を注視し、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、②点目の「公共施設の適正化」に関するご質問でございます。

平成25年6月に公共施設適正化調整会議を設置し、各公共施設の状況などを把握するとともに、今後の公共施設の基本的な考え方をまとめた「島本町公共施設適正化基本方針（案）」の策定作業を進めてまいりました。その後、本方針（案）につきましてはパブリックコメントを実施し、庁内の議論を経た後、昨年6月に「基本方針」として、策定いたしました。

し尿中間処理施設や清掃工場などを含めた具体的な施設ごとの方針につきましても、本基本方針を踏まえ、関係部局が連携しながら議論を進めており、一定の方針が決定いたしましたら、そのつど、住民の皆様にお知らせをさせていただいているところでございます。

なお、町の方針決定にかかる住民参加の手法といたしましては、任意によるものや、法律等に定められているものなど様々でございますが、本計画の策定におきましては、パブリックコメントをはじめ限られた予算や時間の中で最も効率的で効果的な手法を選

択し、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の①点目、「水道事業」につきまして、ご答弁申し上げます。

従前より、大阪広域水道企業団からの企業団水との混合比につきましては、年間配水量のおよそ10%としており、本年度についても、複数水源による安全と安定給水を図るため、これを堅持してまいりたいと考えております。

また、「地下水涵養のための森林保全について」でございますが、本町におきましては、水源涵養だけでなく災害対策や自然環境の保護などを目的として、他自治体、企業やボランティア団体と共同した天王山地域での森林整備、サントリー「天然水の森おおさか島本」の協定に基づく整備等、民間の活力を取り入れた森林保全の取り組みを進めているところでございます。

また、国や大阪府との連携でございますが、平成25年度から、大阪府との協力により、尺代地区の山林の保安林指定にかかる事務を進めているところでございます。また大阪府におかれましては、「大阪府森林の保全及び都市の緑化の推進に関する調査検討会議」を設置し、森林や都市のみどりに関する基本的な考え方や対策、それに伴う財源のあり方を検討されております。本町といたしましては、今後ともこれらの取り組みを推進することにより、森林保全を進めてまいりたいと考えております。

次に、②点目の「東大寺緊急土砂置き場について」でございます。

東大寺緊急土砂置き場の計画面積の見直しにつきましては、昨年6月に大阪府と協議を行い、6.96 haから1.82 haとなり、5.14 ha減少しており、これにより全体計画面積は407.84 haになっております。そのことにより、高槻水みらいセンター及び安威川左岸ポンプ場にかかる維持管理負担金の計算の基礎となる分担率のうち、全体計画面積による分担率が8.28%から8.18%となり、0.1ポイント減少しました。

維持管理負担金の計算の基礎となる分担金につきましては、全体計画面積による分担率の20%の割合と、下水の排水水量である有収水量による分担率の80%の割合との合計となっております。従いまして、有収水量が公共下水道の普及により増加しているため、有収水量による分担率を加算した結果、本年度の分担率は7.65%となり、前年度の分担率7.49%と比べ、0.16ポイント増加することとなりました。仮に今回の全体計画面積の見直しがなければ、分担率は7.67%と試算されますので、見直しによりまして、0.02%分に相当する、およそ36万円の削減効果があったものと考えております。

次に、8点目の⑤点目、「総合教育会議について」でございます。

本年4月1日に施行されます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、「総合教育会議」を新たに設置することとなります。本会議につきましては、教育行政の大綱の策定をはじめ教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、また、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などが、協議・調整事項となっております。

また、本会議では、予算や条例提案をはじめ保育や福祉など首長の権限に関わる事項のほか、教育委員会のみ権限に属する事項につきましても、自由な意見交換を行うことが想定されております。しかしながら、教科書の採択や個別の教職員人事など、特に政治的中立性の要素が高い事項については取り上げることは想定されておられません。

今後につきましては、総合教育会議における教育の政治的中立性の確保に努めながら、教育委員会との連携を一層強化し、地方教育行政の推進に取り組んでまいります。

次に、9点目の「島本町の非正規職員について」でございます。

地方分権の一層の推進、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、一定の職員数の確保は当然必要であると認識いたしております。しかしながら、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用し、住民福祉の維持向上に努めていくためには、正規職員の採用だけではなく、臨時的任用職員や非常勤嘱託員、また任期付職員などの様々な人員確保策を講じていくことは、やむを得ないものであると考えております。

現在、本町における保育所・図書館・学童保育室・歴史文化資料館等は、臨時的任用職員並びに非常勤嘱託員など非正規職員の皆さんのご尽力のもと、適切な施設運営を行っているところですが、「必要最低限の職員を置いて、あとは非正規職員で良い」という、そのような安易な考えは決してございません。

今後も引き続き、「職員採用5ヵ年計画」に基づき計画的な職員採用を行い、適正な定員管理に努めるとともに、限られた財源と人員を有効に活用し、住民福祉のさらなる維持向上に努めてまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

岡本教育長 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁申し上げます。

7点目の「文化・スポーツ施策について」でございます。

文化・スポーツ施設につきましては、住民の皆様の人間関係の構築や、地域の連帯感の醸成などを図るため、重要な役割を果たしております。そのため、本町におきましても、文化・スポーツ振興のために様々な施策に取り組むとともに、住民の皆様がそれらの活動を行うための文化・スポーツ施設の整備・維持に努めているところでございます。しかしながら、多くの公共施設の老朽化が進む一方、今後より厳しい財政状況が予測される中で、施設の更新や維持管理費用に多額の費用が必要となっており、その中でも、住民の生命や安全・安心に直結する建築物やインフラにつきましては、最優先に整備を行う必要があります。

従いまして、様々な住民ニーズがある中、昨年度策定された「島本町公共施設適性化基本方針」や、本年度策定が予定されている「島本町公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、住民の皆様や議会の皆様からも様々なご意見をいただきながら、文化・スポーツ施設の今後のあり方につきまして、調査・検討を行ってまいりたいと考えており

ます。

次に、8点目の①点目、「保育所の過密問題について」でございます。

夫婦共働き家庭の一般化や家庭と地域の子育て機能の低下等が進行する中で、特に都市部を中心として乳児をはじめとした保育ニーズが高まり、保育所待機児童が増加する状況から、国におきまして弾力的な運用が認められております。

本町でも、就学前児童人口の増加や社会経済情勢の変化等による保育需要の高まりにより、年を追うごとに保育所入所を希望するご家庭が増加する中、待機することによりご不便を生じさせることのないよう、国が示す定員弾力化規定を活用し、現場職員の努力や工夫により、受け入れを進めてまいりました。

懸案でありました保育所の過密状態や待機児発生に関しましては、抜本的な解消を目指し、この3月に、町内4園目の認可保育所として高浜学園の開設を迎えることができました。しかしながら、乳児を中心として保育需要が高まっていることや、全国の都市部に見られる現象として、新たに保育所を整備した場合、往々にしてますますニーズが増大する傾向を示すことなどから、保育所の過密状態が大きく解消されることは、当面、厳しい状況にあると認識しております。

この課題に対しましては、高浜学園を含め既存の教育・保育施設を最大限活用するとともに、地域型保育事業の整備や認定こども園への移行などの検討も、引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、②点目の「幼稚園・保育所の保育料について」でございます。

幼稚園や保育所の利用者負担につきましては、新制度上、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっております。

本町では、幼稚園につきましては、国では5階層の所得区分が示されているところ10階層に、保育所につきましては、国では8階層の所得区分が示されているところ17階層にまで細分化し、保護者の皆様が負担しやすい料金設定とさせていただきました。また、これまで保育所の保育料設定で「ひとり親家庭に対する軽減措置」を設けておりましたが、幼稚園保育料につきましても同様の措置を講じてまいります。

本町における保育料設定の考え方といたしましては、いずれの階層であっても国が示す基準を下回る設定とし、低所得者層に対しては、これまで以上に負担軽減を図るとともに、高所得者層に対しましては国基準より安価に設定しておりますが、低所得者層に比べ、若干、国基準に近い設定とさせていただきたいと考えております。

なお、保育料のほか、3歳以上児に対しましては、主食費として別途負担していただくところ、本町では保育料に包括していることや、保育士を国基準よりも手厚く配置していることも含めた保育料設定とさせていただいております。

次に、③点目の「35人以下学級について」でございます。

現在、小学校1・2年生につきましては、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した学校生活を送るための重要な時期であることから35人を基準に、小学校3年生以上につきましては、個々の児童生徒の課題に応じたきめ細やかな指導を効果的に行うため、少人数・習熟度別指導を重視し、40人を基準に編制しております。

35人を基準とした学級編制によって、「教室にゆとりが生じ、様々な教育活動が可能になる」「教員と児童生徒との関係がより近くなる」などの効果があるとされる一方で、教職員人事の面からは、学級経営ができる講師の確保に課題があり、育児休業や病気休暇に伴う代替講師の確保が困難な状況の中では、町単独での制度導入について、慎重な議論が必要であると考えております。

なお、これまでも大阪府町村長会を通じて、35人を基準とした学級編制につきましては小学校3年生以上への拡大を要望しており、大阪府教育委員会からは、国に働きかけていくとの回答を得ております。

次に、④点目の「学校警備員等の事業費削減について」でございます。

大阪府におきましては、小学校における来校者等のチェック及び不審者を発見した際に校長及び関係機関等への通報等を行うための必要な要員の配置に対する補助としまして、過去には学校安全交付金が交付されておりました。また中学校では、学校のニーズに応じた高い専門性を持った外部指導者の派遣に対する補助としまして、運動部活動外部指導者派遣事業補助金が、いずれも平成22年度まで交付されておりました。

平成22年度では、学校安全交付金が325万5千円、運動部活動外部指導者派遣事業補助金が54万9千円の交付を受けておりますので、平成23年度から平成26年度まで制度が継続されていた場合、学校安全交付金が約1,300万円、運動部活動外部指導者派遣事業補助金が約220万円の歳入が見込まれておりました。

本町におきましては、大阪府の補助制度が廃止された後も、学校生活の安全確保や、学校や生徒のニーズに応じて専門性の高い指導を受ける部活動の外部指導者について、いずれの事業も町単独で継続して実施してきたところでございます。

なお、補助金廃止後につきましては、大阪府町村長会を通じまして、特に安全な学校づくりのための事業について必要な財源措置を講じるよう、毎年、国や大阪府に対して要望を行っております。

以上でございます。

佐藤議員 では、少し2問目、訊かせていただきます。

まずは保育料について、お訊きをいたします。両親が2人とも町職員で30代前半、乳児を預ける。すると、所得はどれくらいで保育料の階層はどこになるのか。それを教えてください。

それと、35人以下学級の問題。35人以下学級ですが、つい先日、国会の衆議院予算委

員会でも、我が党の国会議員がこの問題を取り上げて政府に質しております。下村文部科学大臣が、学校を取り巻く環境が複雑になる中、教員が子どもの指導に専念できる環境が重要、財務省の40人学級に戻せというのは、文部科学省の考えや教員など現場・保護者の声と相容れない、と答えられています。安倍首相も、教員一人ひとりが一人ひとりの子どもにきめ細かく対応できるよう必要な検討を進める、と答えておられます。国や府への働きかけを、より強力に進めていただけるようお願いをします。

年度途中で転入があった場合、40人を超える学級ができる可能性があると思うのですが、このような事例はないのでしょうか。

この2点について、お願いいたします。

教育こども部長 まず、保育所保育料に関してでございます。

なかなか、世帯の所得によって、どういうケースがというのは様々ございますけども、国のほうの例えば最高の階層、8階層の考え方といたしましては、年収ベースでは1,130万円以上で、市町村民税所得割が39万7千円以上の世帯という、一番上の世帯があります。それと、家族のモデルケースといたしましては、父親が会社員で、母親がパートタイムで就労しているという世帯で、子どもさんが年少の扶養控除の対象となって、お2人いらっしゃるというようなモデルケースがございます。

ただ、今おっしゃいました、世帯によって様々な控除される金額が変わってまいりますので、なかなか、ここでこういう世帯がというご紹介はしにくい部分がございますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点の35人学級の件でございます。

この件につきましては、先ほどご答弁をいたしましたけれども、町といたしましても、できれば3年生以上も35人学級というのはやりたいという思いはありますけども、財源の問題もございますけれども、やはり人材、今、なかなか講師の先生を集めるのが非常に厳しい状況にあります。ただ人数を揃えればよいというものでもなく、当然、学級経営をできる力を持っている講師の方を集めなければならないという課題もございまして、そういったことも含めて、課題は多く残されているというふうに考えております。

岡本教育長 じゃ3点目の、40人を超えるケースについて、お答えをいたします。

年度途中で1人増えたというようなケースは、現時点で島本町の学校の場合は生じてはおりませんが、実際に仮に起こった場合は、これはもうすでに学級編成がなされて進んでおりますので、学期のどの段階であるとか、その時期によって、新しく学級を組み直すということは大変でありますので、場合によって年度末までそのままという形で、次の年度までお待ちいただくというようなケースもあり得ますし。あくまでも、その時期時期によって、学校長の判断とともに府教委と協議しながら、実際に組み直すかどうかというのを決定するというような形で進んでおります。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。

保育料、モデルケースが夫が会社員、妻がパートということのようですが、両親ともに会社員、教師、あるいは公務員、そういう場合には簡単に最高ランクに行ってしまうというふうに思うのです。そうすると、これは約8万円の保育料、これはもう最高ランクギリギリのところの層としては結構大きな金額ですので、保育料を非常に工夫をして考えて下さっているのは重々わかってはおりますけれども、この層の保育料についても、できれば強く再考をお願いをしたいところでございます。

それから、年度途中での転入については、おそらく1学期の初めだったら学級替え編成ができるけれど、もう2月期も始まっちゃった、3学期も始まっちゃったというところでは無理という、そういうお話だというふうに理解いたしましたけれど、それで間違いないのでしょうか。

教育子ども部長 まず、保育所の保育料の件でございますが、大綱質疑の最初の教育長のご答弁でも申し上げましたけれども、国の基準というのが一定示されておまして、この最高ランクというのは国の基準では、もう10万円を超えた保育料になっております。それから比べますと、本町は基準を下回る形での設定をさせていただいております。

それと、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、低所得者に対しましては、国の基準よりも相当低い設定にさせていただいておりますが、高所得者については、国の示しております基準よりは安くはしておりますけれども、率的には高く設定しているということで、全体の保育料を考えたときに、やはり、そういう設定にせざるを得ない現状にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

それと、本町の場合、主食費を保育料に含めて設定しているということも1点ございますし、保育士の配置につきましても、国基準を上回る配置をしている。その分、人件費が必要になってまいりますので、その辺を勘案をして、今回、設定をさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、40人を超えた場合の学級編成でございますが、先ほど、教育長のほうからご答弁させていただきましたように、ケース・バイ・ケースで、年度途中でクラスを変えることによって非常に影響が大きいというふうに思われます。変えられないということはないとは思いますが、府教委のほうと協議をしながら、どうしていくか。それが一気に5人、10人と超えた場合には、やはり分ける必要があるのかなというふうには思いますが、1人の場合については年度末まで行くのが適切ではないのかなというふうに思いますけれども、その点については、府教委のほうと協議をしながら進めていくということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

平井議長 以上で、日本共産党の大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日3月5日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日3月5日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時25分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 9 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 10 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
- 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正について
- 第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 17 号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 18 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 19 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第 20 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 21 号議案 平成 27 年度島本町一般会計予算
- 第 22 号議案 平成 27 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 23 号議案 平成 27 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 24 号議案 平成 27 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 25 号議案 平成 27 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 26 号議案 平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 27 号議案 平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第 28 号議案 平成 27 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 29 号議案 平成 27 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 30 号議案 平成 27 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 31 号議案 平成 27 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 32 号議案 平成 27 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 33 号議案 平成 27 年度島本町水道事業会計予算

平成27年

島本町議会2月定例会議会議録

第4号

平成27年3月5日(木)

島本町議会 2 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 平成 2 7 年 3 月 5 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	都 市 創 造 部 に ぎ わ い 創 造 課 長	三 浦 了		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第4号

平成27年3月5日(木) 午前10時開議

- 日程第1 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算
第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第31号議案 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算
日程第2 第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第11号)

(午前 10 時 00 分 開議)

平井議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてから、第 33 号議案 平成 27 年度島本町水道事業会計予算までの 23 件を一括議題とし、昨日の大綱質疑を継続いたします。

それでは、自由民主党クラブの発言を許します。

野村議員 (登壇) おはようございます。平成 27 年度の町長の施政方針及び予算に対し、自由民主党クラブを代表し、大綱質疑を行います。

「景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」と、2 月の月例経済報告です。

本町においては、国の施策や景気の動向を踏まえ、27 年度の予算は一般会計 117 億円、各特別会計・水道事業会計を合算し 206 億 6,349 万円であり、町税が大幅な減収となる見込みの中、小・中学校や公共施設等における耐震補修工事費や社会保障関係の扶助費の増大など多額の財源不足が生じることに、積立基金を約 10 億 4 千万円取り崩すなど、厳しい予算編成となっています。

①平成 28 年度以降も、耐震補強工事をはじめ様々な老朽化問題など、大型建設事業の実施に伴い、さらに厳しい財政運営を想定されている中、助成事業など拡充される方向性も示されております。この 28 年度以降の大型建設事業は具体的にどこまでの想定なのか、お示し下さい。

②また、このままでは今後の島本町、島本の将来を大いに危惧していますが、施政方針の結びに、今までにない「正面から向き合い」「変革を恐れず」「勇気を持って」と述べています。町長として、今後の島本町の山積している課題を乗り切るための本丸は何と考えているか、伺います。

1 番. 「財政問題と行財政改革について」

①自主財源について。

町民税個人分や固定資産税に都市計画税、軽自動車税など、増額を見込んでおられますが、特に法人分は前年度より 1 億 5,462 万 4 千円ほどの大幅な減少を見込んでおられ、町税の全般においては前年度比 2.2%減であります。企業立地促進など自主財源の確保と、ご努力いただいておりますが、今後の島本町、また社会情勢の変動を見据えると、

まだ対応し切れているとは言い難く、今後の対策や変動の分析など、見解を伺います。

②積立基金について。

27年度は10億4千万円を取り崩しされますが、残額を伺うとともに、柔軟性のある各基金、財政調整基金の残金と公共施設基金の残金を、それぞれ伺います。

③中長期財政収支見通し・行財政改革について。

各種イベントにおいては、スクラップ・アンド・ビルドの考えを表明されていますが、新規の助成事業などを踏まえられている27年度のプライマリーバランスを危惧しますが、現在、「第5次行財政改革」に基づかれている中、遅れているようにも感じますが、見直しも含め町の考えとともに、「中長期財政収支見通し」の最新版は作成されませんかでしょうか。伺います。

2番. 「広域行政について」

①し尿中間処理施設について。

本町の衛生化学処理場は稼働より49年が経過し、し尿処理経費は年々増加しており、過去数十年の決算からの分析において、26年度決算では、おそらく1億円を超えるであろうと見込んでいます。27年度予算でも、前年度比よりは減額で見られますが、1億円は超えております。それに相反し、処理量も世帯数も年々減少していることに、緑風会、純政会に緑風純政会時代からも広域化を訴えてまいり、行政も長年ご努力をいただきました。しかしながら、現町政時代に、駄目だったと町内での選定を進めてこられ、近隣のご理解のご努力の最中、近隣の自治会からも広域化の努力を求める要望も出たところ です。

一度、断られたからと言っても、やはり島本町の将来を鑑みたとき、再度の広域行政に努める声をあげる同士議員をずっと待っていました。今回、議会としての表明はないとしても、9月議会での議論の中、広域行政を求めているのは議員全員でありました。議員間の意見交換の中でも、広域化の努力することにおいて反対する者はなく、我々の決議案には乗れない方々も、議会ではなく、町長・行政から方向性は自主的に出すべきだと、後にご意見をいただいております。

町長、議会のためではなく、今後の島本町、島本町民のために、ぜひとも再度の広域の努力もするお考えをお聞かせください。もちろん、広域化には本町のみではなく相手方もあることですので、うまくいかないこともあるやも知れませんが、それでも、今後の島本のためと再度動く努力を、結びにありますように「恐れず、前へ踏み出す勇気を持って取り組む」との決意を、このし尿処理場においてもお示しして下さい。

②清掃工場について。

27年度の広域化としては、北摂地域の市町村等と災害時等における相互支援協定締結を目指されますが、評価できる結果を期待し、島本町清掃工場包括運営検討委員会の提言を改めて伺うとともに、具体的な取り組みを進められますが、スケジュールを伺いま

す。

③高槻市・島本町広域行政勉強会について。

広域の突破口となりました、この1月からの旅券発給業務にかかる窓口対応業務については、一定、住民の皆様方も喜びの声をよくお聞きいたします。今後の広域行政のあり方について調査・検討を進められますが、府からの権限移譲のもので、今後、この勉強会で議論できそうな事業はありますか、伺います。

3番. 「地方創生と島本町のまちづくりについて」

①地方創生について。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成26年12月27日に閣議決定され、本町においても、地域の実情に応じた地方版総合戦略と、長期的な地方人口ビジョンを新たに策定しなければなりません。昨年にも準備を怠ることのないようお願いしましたが、町の見解と、今後のスケジュールを伺います。

②公共施設の適正化について。

昨年度、策定された「島本町公共施設適正化基本方針」の見直しと、総合的かつ計画的に整備を進めるため「総合管理計画」を策定されますことは評価いたしますが、急がねばならない中、策定の目処はいつ頃と踏まえれば良いか、伺います。

4番. 「阪急水無瀬駅前について」

①長年、阪急水無瀬駅前駐車場の設置について訴えてまいり、昨年より、過去にないほどの警察の取り締まりが厳しくなり、駅前商工業の方々や、少子高齢化時代の年長者の方々への思いやり、この点において各種団体からも対策案の要望も出ておりましたが、交通広場において一時駐車場の設置に向けることを評価し、事務の今後スケジュールに、時期の目処を伺います。

②阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地については、どうされるのでしょうか、伺います。

5番. 「災害・防災・防犯について」

①災害時について。

対応として、引き続き民間事業者や地方自治体との応援協定の締結を進められますが、現在の数に、27年度の締結目標数を伺います。

②防災について。

ハザードマップの更新をされることは評価いたしますが、27年度の更新は、主として何を更新されるのか伺うとともに、土砂災害地域における防災の見解を伺います。また、水害において、町全域の水路改修計画を伺うとともに、27年度の計画を伺います。

③防犯について。

防犯カメラの増設を検証されますが、大阪府の補助金はあるのか、単費での前提で検証されるのか、伺います。

6. 「上下水道について」

①取水井の廃止・新設と、浄水池の新設について。

一つの取水井の寿命に、新たな取水施設の整備について具体を伺うとともに、大藪浄水場の浄水池の新設のスケジュールを伺います。

②老朽配水管の布設替えと耐震化について。

「水道管路更新等計画」に基づかれ、布設替えに耐震化を図られますが、スケジュールを伺います。

7. 「保健・医療・福祉について」

①国民健康保険事業の運営で、特定健康診査にピロリ菌検査を新たに実施されます。新規分の想定予算額と、特定財源確保があるのか、伺います。

②介護保険事業については、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の第6期がスタートします。また、地域密着型特別養護老人ホームの整備に向けた事務を進められますが、今後のスケジュールを伺います。

③乳幼児等医療費助成について。子どもの健康保持、子育て支援の充実に、7月から通院費助成の対象者及び入院費助成の対象者を拡充されますが、拡充分の増額を伺います。

④町立やまぶき園の老朽化問題に、あの土地ではなど、長年指摘してまいりましたが、移転等に向け検討を始められます。今後のスケジュールを伺います。

8. 「子育て・教育・生涯学習について」

地方教育行政の見直しに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が4月1日より施行や、「島本町子ども・子育て支援事業計画」も本年度からスタートします。機構改革後の教育委員会にとっても四苦八苦されているかと存じますが、初動をしっかりとお願いし、時間の関係上、ここでは数点のみ伺います。

①子ども・子育て支援について。

新制度がスタートしておりますが、今までの厚生労働省や文部科学省の細分予算でありましたが、この4月から内閣府の一本化となります。しかしながら、予算外の本化にはまだ課題が山積しており、当面の時間がかかると存じますが、末端となります地方自治体として、初動の現時点での問題、苦心を、具体があれば伺います。

②平成28年度から開始する中学校給食において、耐震工事等も相まって、開始予定を危惧しております。27年度の課題とスケジュールを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

川口町長 自由民主党クラブを代表されての野村議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭の①「平成28年度以降の大型建設事業の想定について」でございます。

「第四次島本町総合計画」の実施計画における大型建設事業につきましては、平成28年度では桜井跨線橋の補修・耐震工事を予定しております。また、その他の公共施設に

つきましても、順次、耐震化の検討を進めてまいります。

特に第一中学校につきましても、耐震補強等工事を平成 28 年度までに実施する予定であり、工事にあたって仮設校舎を設置するため、平成 26 年度に債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

また、平成 26 年 8 月に作成いたしました「普通会計中期財政収支見通し」におきまして、平成 28 年度以降に想定しております投資的経費といたしましては、し尿中間処理施設整備、第三小学校施設整備、第一中学校施設整備——第 2 期でございます、庁舎耐震工事、保育所耐震工事、桜井跨線橋耐震補修工事、教育センター耐震工事、体育館耐震工事、その他整備工事など、平成 30 年度までの総額を、およそ 48 億円と想定いたしております。

次に、②の「課題を乗り越えるための本丸は何か」とのお尋ねでございます。

行政運営にあたりましては、それぞれの時代の中で景気の好不況はあるものの、人口増加を目指した活力のあるまちづくりが、強く求められているものと認識しております。しかしながら、現在、全国的にも少子高齢社会が進展する中で、本町におきましても、近い将来、急速に人口が減少していくことが予測されることから、身の丈に応じたコンパクトシティの実現を目指すまちづくりに、対応していかなければなりません。

また、今後とも大変厳しい財政状況が見込まれる中、これまで続けてきた行政サービスや施設の運営の維持は、より困難になってくるものと想定されます。本町の将来を支える世代に可能な限り負債を残さないことは、現在住んでいる住民の責務であります。

従いまして、将来における危機的な状況をできるだけ早期に回避し、安定した行財政運営を継続していくためには、長期的な視点に立ち、すべての分野においてソフト・ハードの両面から、批判や失敗を恐れず、聖域のない大胆な変革を行うことが必要であると考えております。

次に、1 点目の①「自主財源について」でございます。

自主財源を確保するためには、本町の歳入の多くを占める町税の確保が極めて重要となってまいります。税収の今後の動向につきましても、国による税制改正や経済情勢などに大きく左右されるため、具体的な変動の分析を行うことは困難でございますが、本町の地域特性や地域資源を活かしながら、引き続き、企業立地の促進や人口の増加施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「積立基金について」でございます。

平成 26 年度一般会計決算見込みにおきましては、積立基金をおよそ 5 億円繰り入れ、黒字決算を確保できる予定でございます。このため、平成 26 年度決算における積立基金残高は、およそ 42 億円となる見込みでございます。また、平成 27 年度一般会計当初予算におきましては、積立基金をおよそ 10 億円取り崩した予算編成となっておりますことから、予算ベースの積立基金残額はおよそ 32 億円となる見込みでございます。

なお、そのうち財政調整基金はおよそ4億円、公共施設整備積立基金はおよそ11億円となる見込みでございます。

次に、③の「中長期財政収支見通し・行財政改革について」でございます。

町の行財政改革につきましては、平成23年4月に策定いたしました「第5次島本町行財政改革プラン」をもとに実施しているところでございます。しかしながら、少子高齢化の進展や新たな行政需要などにより一定の見直しが必要となっておりますことから、今後の行財政改革に関する新たな方針につきましても、現行計画の取り組み状況の分析を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、平成26年8月時点の数値をもとに作成し、同年9月議会におきまして、お示しさせていただいたところでございます。「普通会計中長期財政収支見通し」の改定につきましては、平成26年度決算数値などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の①「し尿中間処理施設」でございます。

し尿中間処理施設の建設につきましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため、町域内の公有地を対象に検討を進め、評価点数が最も高い結果となった「住民ホール跡地の一部及びその隣接地」を建設候補地といたしました。本町といたしましては、し尿中間処理施設の建設にあたりまして、建設候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが最も重要であると考えておりますことから、現在、説明等をさせていただいているところでございます。

本町のような小規模自治体といたしましては、さらなる広域連携による効率的な行政運営の積極的な推進が重要かつ切実な課題であると考えております。しかしながら、本町の一方的な都合で実現するものではなく、連携する自治体のご理解が不可欠でございます。そのため、広域連携を進めるには連携する自治体の立場や状況を十分理解したうえで、相互の信頼関係などが重要となります。本町の喫緊の課題であります、し尿処理についての課題解決に向け、過去の経緯等も踏まえ、慎重な対応とともに、議会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「清掃工場について」でございます。

本町の広域化に向けた取り組みといたしまして、大阪府下清掃施設長協議会（北摂ブロック）において、天災及びその他の理由により廃棄物の焼却処理が不可能となったときに協力をするという相互支援協定が、本町を除いた北摂市町等の施設長間で締結されておりますことから、平成25年度に相互支援協定に加入させていただくよう申入れをさせていただきました。これを受け、昨年度は、北摂地域による廃棄物の災害等相互支援協定検討部会が設立され、本年度中の協定締結に向け、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、学識経験者4名を構成員とする島本町清掃工場包括運営検討委員会は、包括運

営ありきで議論を進めていくのではなく、本町にとって最適な運営方法について検討していただくよう依頼しております。

本委員会は、昨年9月から本年3月までで計5回開催し、本年3月中には、現状の運転管理や広域化、財政面やサービス水準の確保等、幅広い視点から検証した内容について報告していただく予定であり、本委員会の提言内容をもとに具体的な取り組みを進める際に、今後のスケジュール等も含めて議員の皆様にお示しさせていただきたいと考えております。

次に、③の「高槻市・島本町広域行政勉強会」につきまして、ご答弁申し上げます。

大阪府権限移譲につきましては、本来、都道府県が実施する事務のうち、住民に身近な市町村で実施することによりサービスの向上に繋がる事務などについて、市町村が大阪府から任意で移譲を受けるものでございます。

本町が移譲の申出を行う事務の考え方としては、住民サービスの向上に直結する事務、新たな専門職の配置の必要性がない事務、専門的知識の継承が困難でない事務などが想定されます。

パスポートの発給に関する事務につきましては権限移譲の事務の一つであり、ここ数年、大阪府内の多くの市町村で移譲が進んでおります。本町におきましても、本事務が住民サービスに直結するものであることから、大阪府から移譲を受けることを決定し、その後、高槻市・島本町広域行政勉強会におきまして、広域連携のメリット・デメリットなどについて検討を重ねてまいりました。検討の結果、広域連携により高槻市に委託を行うことが実現し、本年1月5日から事務が開始したところでございます。

なお、現時点では、本勉強会で調査・検討が具体的に決定している事業はございませんが、権限移譲の対象事務のうち本町の住民サービスの直結に繋がるもので、かつ広域連携によるメリットが高い事務であると考えられるものにつきましては、本勉強会を通じて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の①「地方創生について」でございます。

昨年末に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が12月27日に閣議決定されたところでございます。本計画は、全国的な少子高齢化・人口減少社会の進展に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくため、地域社会の形成と人材の確保、また就業の機会の創出を一体的に推進するための計画として、新たに位置付けられたものでございます。

本年度、本町におきましても、人口増加や産業振興、子育て支援などを重点目標に掲げる、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」と、長期的な「地方人口ビジョン」を策定するため、精力的に取り組んでまいります。

なお、「総合戦略」の策定に先立ち、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的に、プレミアム付商品

券の発行を行ってまいります。また地域の活性化や子育て支援に関する事業を展開し、まちの魅力を創出することによって、定住人口の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、②の「公共施設の適正化について」でございます。

地方自治体におきましては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、人口減少等により公共施設等の利用需要が減少していくことが予想されます。このため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を行うことが必要とされています。

また、昨年4月には国の通知において、市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。本計画につきましては、国において平成25年11月29日に決定されました「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方公共団体が策定する行動計画になるものであり、遅くとも平成28年度までに策定するよう、国の方針が示されております。

本町におきましては、昨年6月に策定いたしました「島本町公共施設適正化基本方針」を更新する形で本計画の策定を予定しており、本年度中の策定に向け、取り組んでまいります。

次に、4点目の①「阪急水無瀬駅前の駐車場対策」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

水無瀬駅前広場の駐車場設置につきましては、路上駐車対策や交通利便性の向上など有効活用を図るため、調査・研究とともに関係者と協議し、検討を行った経緯がございます。このような状況の中、昨年から駅前広場での違法駐車の取り締まりが厳しくなり、商工会等から一時駐車場の設置についてのご要望等をいただきました。

現在の路上駐車をすべて収容するには大規模な対策が必要であると認識しておりますが、現在の路線バスやタクシーの運行動線を考えますと、収容台数の多い駐車場を設置するには、モニュメントや高尺照明灯の移設など多額の費用を要する可能性があり、財政負担が大きくなります。

このことから、現時点では交通広場内の道路区域外のバス待機場に短時間駐車を目的とした無料の駐車場を試験的に5台程度設置する方向で、各交通事業者との協議が一定完了いたしており、今後も引き続き具体的な整備に向けた事務を進めるとともに、本年夏頃の完成を目処に進めてまいりたいと考えております。

次に、②の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について」でございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、一定の条件を付して開発事業者を募集したいと考え、平成26年度中の売却を目指してまいりまし

た。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や売却の際の条件設定など、より慎重な分析が必要であると判断し、現在、事業者の募集には至っておりません。

また、行政サービスの提供につきましても、これまでも当該町有地への新たな行政サービス機能の設置、またコンビニ交付など様々な手法について検討してまいりましたが、現時点で最終的な結論は出ておりません。

いずれにいたしましても、方針が決定次第、速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の①「災害応援協定の締結について」でございます。

現在までの状況につきましては、平成26年度実績では、7月に国土交通省近畿地方整備局と災害発生時に必要な人員や物資の提供等について定めた申し合わせを締結し、災害復旧にかかる体制構築等の確保に努めているところでございます。また民間事業者との連携につきましても、昨年8月には、災害時等の避難所に指定しているふれあいセンター及び町立やまぶき園の使用に関し、災害発生時の迅速な避難所の開設等を図るため、両施設の指定管理者と協定を締結したところであり、合計3件となっております。

なお、平成26年度末までに、トッパン・フォームズ株式会社と、緊急時に住民の皆様が安全の確保のため一時的な避難場所の提供に関する協定を、また株式会社ダイエーとは食糧の確保に関する協定を締結すべく、調整を進めているところでございます。

平成27年度以降につきまして具体的な数値目標はございませんが、災害時には多種多様な業種との連携が不可欠と考えますことから、引き続き災害時の応援協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②の「ハザードマップの更新について」でございます。

本年度における島本町防災ハザードマップの主な更新内容につきましては、本町域に影響のある桂川の浸水被害想定追加や、前回作成時以降に指定された土砂災害警戒区域等の反映に加え、平成25年6月21日に改正された「災害対策基本法」に基づく避難所等の名称及び用途の変更にかかる掲載内容の見直しを予定しております。

次に、「土砂災害のおそれのある地域についての防災対策について」でございます。

現在のハザードマップに記しております土砂災害警戒区域等に関する自治会・自主防災会の会長様に対し、平成26年8月に、回覧等を通じて土砂災害の危険性を周知いたしました。今後におきましても、特に土砂災害の危険性が高まる出水期には、改めてホームページに掲載するなど、住民の皆様への十分な周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、町全域の水路改修計画につきましては、中長期の視点で取り組んでおりますが、雨水整備には多額の費用が必要になってまいりますので、その財源の確保が重要と認識しております。そのため、整備による効果が高く緊急度の高いものから優先的に雨水整備を進めており、本年度におきましては、山崎地区の関戸裏1号水路の一部の改良工事

並びに東大寺三丁目、四丁目及び百山地区が排水区域になっております五反田雨水幹線の整備に向けた実施設計を予定しております。

また、高槻市域にごございます流域下水道高槻島本雨水幹線と上牧新川水路との接続工事につきましては、青葉地区の浸水解消に向けまして本年度から工事に着手し、平成 28 年度の完成を予定されていると聞いております。

次に、③の「防犯カメラの増設」について、ご答弁申し上げます。

各自治会における防犯カメラの設置について、各自治会のご意向や、すでにカメラを設置されております実態等を把握するため、全自治会に対してアンケート調査を実施させていただいたところでございます。その内容につきましては、すでに防犯カメラを設置されている自治会は、およそ 2 割となっております。また、補助金等があれば防犯カメラの設置または拡充を検討されている自治会は、およそ 5 割となっております。

今回のアンケートの中では、本町の責務において設置すべきであるとのご意見もいただいております。他自治体での対応や管理運営方法についても、引き続き調査等を行う予定でございます。

なお、現行の大阪府の補助制度につきましては、平成 26 年度で終了すると聞き及んでおりますが、防犯カメラの設置は犯罪に対する抑止力として大変効果的なものであると認識しておりますことから、特定財源の確保等も踏まえ、次年度の予算編成までに、一定の方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、6 点目の①「取水井と浄水池」について、ご答弁申し上げます。

現在、保有しております井戸は 9 井でございますが、そのうち溝田、馬渡及び長田取水井の 3 井は取水量の低下が著しく、他の井戸と比べて水質も劣り、取水コストが非常に高くなっていることから、改修工事では機能回復が望めない状況でございます。

平成 26 年度には、大藪浄水場近辺から水無瀬川流域の町有地において良質で適量の原水が取水できる新たな井戸の候補地として、広瀬公園、第一小学校前駐車場及び大藪浄水場東側の水道事業用地の 3 ヶ所を選定し、比較検討を行っております。この 3 ヶ所の候補地につきまして、経済性、施工性及び水質などを評価した結果、大藪浄水場の東側の水道事業用地が新設井戸の予定地に最も適しているとの結果でございました。本年度は、この結果に基づき、取水施設の実実施設計を行い、平成 28 年度には工事を予定しており、水源の確保による安定を図ってまいります。

大藪浄水場の浄水池新設のスケジュールでございますが、本年 6 月に工事の発注を予定しており、着手から竣工までにおよそ 20 ヶ月を要することから、平成 28 年 1 月末の完成を目指しております。

次に、②の「配水管の布設替えと耐震化について」でございます。

平成 25 年度に策定しました「水道管路更新等計画」につきましては、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 ヶ年で、更新延長はおよそ 9.8 km、総事業費はおよそ 13 億 2 千

万円を見込んでおり、耐震適合率は、22.7%から 10.9 ポイント増の 33.4%を予定しております。

本年度は、青葉、桜井及び桜井台地区の一部で老朽配水管の布設替えとともに耐震化を予定しており、今後の財政状況を踏まえながら、計画的な事業の進捗に努めているところでございます。

次に、7点目の①「ピロリ菌検査について」でございます。

ピロリ菌は、胃の炎症や潰瘍等を引き起こす原因の一つであり、胃がんの発症に強く関連していると言われております。

平成 27 年度から実施を予定しておりますピロリ菌検査につきましては、血液検査で、胃の中にピロリ菌が生息しているか否かを検査することが可能でございます。ピロリ菌検査の実施にかかる予算額につきましては、委託料といたしまして 34 万 4 千円を計上しており、特定財源はなく、すべて一般財源での対応を予定しておりますが、受診者からは 1 千円の個人負担金をいただく予定でございます。

次に、②の「地域密着型特別養護老人ホームの整備に関するスケジュールについて」でございます。

「第 6 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、平成 29 年度の地域密着型特別養護老人ホーム開設を位置づけたところでございます。現時点では、平成 27 年度中に事業者を公募・決定し、平成 28 年度に工事の着工を予定しております。

なお、国庫補助金等の交付スケジュール等によりまして、若干の変動があるものと考えております。

次に、③の「乳幼児等医療費助成について」でございます。

今回の対象者拡大に伴う扶助費につきましては、7 月分から 2 月分までの 8 ヶ月分の医療費として、1,760 万円の増額を見込んでいるところでございます。その他事務経費といたしまして、対象者拡大に伴うシステム入力・印刷・発送等のための事務補助として臨時職員賃金のほかシステム改修のための委託料、医療証の印刷費用、発送のための郵便料、審査支払のための手数料を含めると、391 万円の増額を見込んでおります。

次に、④の「町立やまぶき園の移転等に向けた今後のスケジュールについて」でございます。

やまぶき園の現行施設につきましては、建設後 40 年以上が経過しており、老朽化に対応して、移転・建替え等に向けた検討を行っているところでございます。これまでの検討では、築年数や構造、施設の特性等の状況を勘案すると、技術面やコスト面、運営面から、現在地での建替えや大規模改修は困難であると考えており、別の場所への新築移転の方向での検討が必要であると考えております。

今後につきましては、本町の財政状況や障害者福祉施策との整合を図りながら、財源や土地の確保、整備手法、新施設に求められる機能等の諸課題についての詳細な検討・

調整を行ってまいります。

また、本年度中に策定を予定しております「公共施設等総合管理計画」におきましても、今後の施設のあり方についての基本的な方向性を定めたうえで、施設ごとに策定する同計画の個別施設計画においてより具体的な方針をお示しし、その方針を踏まえながら、整備等を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

岡本教育長 続きまして、教育委員会所管分について、ご答弁申し上げます。

8点目の①、「子ども・子育て支援新制度の課題等について」でございます。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が本年4月から本格的にスタートいたします。

この2年間、新制度の施行に向けまして国の子ども・子育て会議での審議がなされている中、適宜、大阪府を通じて府内市町村に情報提供があり、それをもとに本町の子ども・子育て会議においてご議論いただくなど、国での制度設計と市町村での実務が同時並行で進められてきたことにつきまして、非常に苦慮したところでございます。

特に新制度では、個々の家庭の教育・保育の希望や就労状況等を勘案し、幼児教育を必要とされる場合は1号、長時間の保育を必要とされる場合は2号・3号として認定を行い、ニーズに応じて適切な教育・保育サービスを提供することになっております。そのため、手続きについての保護者への周知や事務量の増加、さらには幼稚園の保育料が、現行の一律の料金から保育所と同様に所得階層に応じた応能負担に改められることなどへの大きな変更がございます。

新制度施行を直前に控え、想定外の事案に直面することもたびたびございますが、大阪府と緊密に連携して、円滑な新制度への移行に努めてまいりたいと考えております。

次に、②「中学校給食について」でございます。

平成28年度から開始する中学校給食につきましては、第二中学校に給食棟を建設し、第一中学校との親子方式による完全給食の実施に向け、本年度は給食棟設置工事にかかる設計業務を実施し、施設や設備面での検討を進めているところでございます。第二中学校につきましては校舎の耐震化が完了しており、耐震補強工事が重なることはありませんので、平成27年度に入りましたら、給食棟設置工事、給食用消耗品の購入、委託業者の選定などの事務を順次進めてまいりますとともに、学校現場との運用面での打ち合わせ等を進めてまいりたいと考えております。

特に、給食の実施に向けての課題といたしましては、配膳や後片付けに伴う時間割や教育活動への影響、給食自体の管理運営や生徒に対する指導等に伴う教職員の負担、食物アレルギーがある生徒への対応、事務局や中学校に配置する栄養士や栄養教諭といった人員の確保などがございます。

本年度におきましては、本町の小学校や、中学校給食を実施している他自治体の例を参考にし、円滑な中学校給食の実施に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 ありがとうございます。2点だけ、再質問させていただきます。

3点目の①「地方創生」については、今後のスケジュールも伺いました。ご答弁では、見解や想定の取り組みなどわかりましたが、今後のスケジュールはわかりませんでした。各種、何において、何年を目処にされているのかなど、今後のスケジュールを再度伺います。

2点目として、大型建設事業において、その他整備にどこまで踏まえているかわかりませんが、平成30年度までの総額を伺うと、清掃工場や全域の水路改修など入っていない状況だと思います。それでも約48億円が必要で、そして目的外に柔軟性のある基金残高が、この27年度末で約15億円。単純にでも、約33億円不足している本町の財政現状です。「可能な限り負債を残さないことは、現在住んでいる住民の責務」と述べられました。

また、町長の本丸を伺いましたが、「ソフト・ハードの両面から批判や失敗を恐れず、聖域のない、大胆な改革を行うことが必要」と述べられましたことが本丸だということですね。この厳しい財政状況に、具体的変革を示せるなら示していただき、再度、決意を伺います。

これら2点について伺い、議会運営委員会の決定に従い、詳細は各常任委員会で伺っていきます。よろしく願い申し上げ、大綱質疑のほう、終わらせていただきます。

総合政策部長 まず、1点目のお尋ねでございますが、「地方創生」についての今後のスケジュールでございます。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」でございますが、これにつきましては施策の基本方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」といたしまして、今後5年間、ですから、平成27年度から平成31年度までの間でございますが、この間の総合戦略を平成27年度中に策定をするよう、国のほうから要請がございました。従いまして、そのスケジュールに基づいて、今後、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、「地方人口ビジョン」でございますが、これにつきましては、まちの将来の展望を提示するものでございまして、これにつきましても国の考え方といたしましては、平成22年度までの期間を基本に策定をするということで要請がございましたが、この期間につきましては、地域の実情等、十分踏まえた期間とすることも可能であるという、こういう見解も示されております。

次に、地域消費喚起・生活支援型の交付金でございますが、これにつきましては、本町ではプレミアム付きの商品券の発行を予定をいたしております。スケジュールにつき

ましては、当初、発行事務について夏頃まで準備をしまして、秋口から年末にかけて消費をさせていただけるよう事務を進めるというふうなことで考えておりましたが、国のほうの方針といたしましては、できるだけ早期に実施をし、スピード感を持って生活支援をすべきとの、こういった見解も示されたところでございますことから、できる限り、この事務を前倒しして実施をしたいというふうに考えておりました、現時点では、夏頃から年末にかけて早期に使用できますよう、今後、事務のほうを検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

川口町長 ご指摘いただいておりますように、厳しい財政状況が今後も続く、そのように予測されますので、歳出の削減に向けて、職員が一丸となって、不断の、大胆な変革が必要である、そのように考えております。

以上でございます。

平井議長 以上で、自由民主党クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時51分～午前11時00分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員 (登壇) 皆さん、おはようございます。傍聴に来ていただいている方も、朝早くからお越しいただき、ありがとうございます。

それでは、平成27年度町長の施政方針並びに予算案に対し、大綱質疑をさせていただきます。

本町は、大阪と京都という二つの大都会の中間に位置しながら、山と川に囲まれた、自然豊かで交通至便な町として、昨今の全国的な人口減少傾向にも関わらず増加しているという貴重な存在です。また、大きな災害もなく、アットホームな町の住人であることに幸せを感じています。

しかし、一方では多くの課題が停滞、山積しているように思います。歳入に占める自主財源である町税収入の比率も高く、財政力指数も他の自治体に比べて上位にありながら、経常収支比率が慢性的に高く、財政の硬直化に瀕しています。引き続き行財政改革、議会改革などを進めていかなければなりません、何と云っても、ベースは町民目線での徹底した情報公開と説明責任を果たすこと、そして町民の共感を得られる透明性の高い行政運営が求められています。

7割が山林で、市街地が少ない本町において、企業立地の促進など税収アップ策には限界があります。そうすると、徹底した無駄の排除と歳出削減、限られた財源は民意を得た優先順位付けによる歳出、の両輪による行財政運営が不可欠です。

それでは、以下、質問させていただきます。

1 点目. 「町組織機構の変更に伴う効果と課題について」

昨年4月に大幅な組織変更をされました。ほぼ1年が経過し、良かった点、新たな課題として人員の配置など改善が必要と感じられている点、さらには住民からの要望などについて検証・分析されていると思いますが、見解をお伺いします。

2 点目. 「今年度財政運営と中長期財政収支見通しについて」

今年度は、町民税法人分で1億5千万円の減収見込みの中、耐震化工事や扶助費の増大で積立基金10.4億円の大幅切り崩しが必要なほど、厳しい予算編成となっています。しかし、政府は「ひと・まち・しごと創生事業」に約1兆円を予算化し、さらに3%の消費税増税などで、地方税収は2兆4千億円の増収となっていると新聞でも報じています。

この地方創生事業や消費税増収分の恩恵は、本町予算のどこに反映されているのか、具体的にお示しください。また、今後の「中長期財政収支見通し」についても、お示しください。

3 点目. 「歳出削減については具体的な項目と数値目標を示して取り組むべき」

毎年のように、「徹底した歳出削減に努める」と公言されていますが、具体的な項目と一定の数値目標がなければ、その努力効果は検証できないと思います。私が以前から主張している電力代の削減や電算システムのクラウド化などは、大きな削減効果が期待できる分野です。特に、電力料金は今年も大幅アップするような情勢で、多くの自治体や企業がPPSに切り替えるなど、対策を急いでいます。

本町の支払い電力料金は、昨年も大幅にアップしました。電力料金の削減のための具体的な対応策をお示しください。

4 点目. 「公共施設の適正化基本方針は長期ビジョンであり、個々の具体論は住民説明会が必要」

本方針が出されて以降も、現実には、個々の施設は解体されたり閉鎖されたりしています。町公共施設トータルの統廃合や縮小、改修などについては異論がないにしても、個々の施設については、町民がどのような意見や要望を持っているのか、聞く必要があると思う。現に町民プールは廃止され、その後、代替施設についての考え方や代替策について、今年はどうするのか、また住民ホール解体撤去後の問題にしても、町の考え方を先に説明する必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、緑地公園住宅近くの町有地の活用については、どういうお考えなのか、方針を伺います。

5 点目. 「清掃工場の長寿命化、施設管理運営費の低減策について」

現在、清掃工場包括運営検討委員会にて鋭意検討していただいておりますが、検討状況と、提言書の議会への報告時期、今後のスケジュールについて、お示しください。

6 点目. 「若山台の調整池は今後どういう活用方針なのか」

平成25年に検証結果報告書が出され、両池とも廃止しても問題なしという結論でした

が、その後、2年続けての豪雨に見舞われたことなどを踏まえ、再度検討することとなっていました。以前の「中長期財政収支見通し」の中で、売却益を大きな将来財源として見込んでいた経緯もありますので、現状での今後の扱いについて、方針をお示しく下さい。

7点目、「JR島本駅西地区の開発事業はどうなっているのか」

本件については、平成25年7月以来ストップしたままと聞いています。一体、どこに問題があるのか。施政方針では「諸課題を整理する」と書かれていますが、具体的にどんな課題がネックとなっているのか、お聞かせください。

町としても側面的支援し、町の将来を大きく変貌させるビッグ・プロジェクトだけに、むやみに時間だけが浪費されることだけは許されません。現状の見通しについて、お伺いします。

8点目、「大阪府からの権限移譲と進め方について」

去年は、パスポートの事務の権限移譲を受けましたが、議会とのコンセンサスなど、合意形成の過程で、その進め方には大いに異論や疑問がありました。大阪府の意向や方針もあるのですが、あくまでも町民にとって有益なこと、人材的にも本町で処理可能な事務など、優先していただきたい。何よりも、まずは二元代表である議会への報告、的確な情報提供に心を砕いていただきたい。

本年度の予定の移譲事務について、お伺いします。

9点目、「マイナンバー制度の実施にあたり住民説明会の開催を」

本制度については、個人情報保護の観点や情報漏洩の可能性など、住民にとっては大きな関心事でありながら、制度そのものやスケジュールについては、十分な認識が足りないうまに進められていることを大変危惧しています。

「広報やホームページで周知する」とのことですが、到底、周知徹底などできないと思います。ぜひ住民向け説明会を開催するよう、今から準備していただきたい。町の対応をお示しく下さい。

最後、10点目、「町長の選挙公約について」

町長の任期も、あと2年となりました。2年前の選挙公約では、多くの項目について触れておられますが、特に次の3点、認定子ども園の新設、特別養護老人ホームの新設、もう一つはやまぶき園の新築移転について、現状における計画の準備や進捗状況について、お聞かせください。

以上です。

川口町長 それでは、外村議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

1点目の、「町組織機構の変更に伴う効果と課題について」でございます。

昨年4月に実施いたしました組織機構の見直しにつきましては、「組織規模の適正化を踏まえた組織構築」「住民視点での組織構築」「経営型行政運営実現のための組織構

築」の三つを基本方針として、住民福祉の維持向上はもちろんのこと、多様化かつ専門化する住民ニーズに対しまして、限りある人員と財源のもとで、適切かつ円滑に対応するために実施したものでございます。

当初は、抜本的な組織機構の見直しであったことから、職員の時間外勤務が例年よりも発生するなどの問題も顕在化いたしました。その後は、目指すべき方針に沿って、概ね所期の目的は達成できたものと考えております。

次に、2点目の「今年度財政運営と中長期財政収支見通しについて」でございます。

「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円は、「平成27年度地方財政計画」の歳出項目に計上されたものであり、地方の予算との関連では、普通交付税の算定にあたり基準財政需要額に計上されますので、具体的な交付税額を算定するにあたって、単位費用に影響するものでございます。

しかしながら、「平成27年度地方財政計画」におきましては、地方交付税、臨時財政対策債とも前年度より減額となっており、本町の平成27年度予算におきましても、いずれも前年度より減額になるものと見込んでおります。

なお、本交付税とは別に、国が本町に交付する地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、別途平成26年度補正予算に計上し、その全額を繰り越しさせていただく予定でございます。

次に、「消費税増収分」につきましては、地方消費税収の一部が地方消費税交付金として市町村に交付されており、本町の本年度予算におきましては、前年度より増額となるものと見込んでおります。このうち、地方消費税の税率引上げ分にかかる収入につきましては、社会保障施策に要する経費の財源とすることとされております。

次に、「中長期財政収支見通しについて」でございます。

「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、平成26年8月時点の数値をもとに作成し、同年9月議会におきまして、お示しさせていただいたところでございます。

なお、「普通会計中長期財政収支見通し」の改定につきましては、平成26年度決算数値などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「電力料金削減のための具体的な対応策について」でございます。

東日本大震災後に本町において実施した節電対策につきましては、現在まで継続して実施しておるところでございますが、電気使用量は削減しているにもかかわらず、電気料金の値上げの影響を受け、本町が支払う電気料金は増加している状況でございます。このような状況のもと、電気料金削減方法の一つとして、特定規模電気事業者による電力供給に切り替える自治体が増加しており、さらに平成28年度からは、一般家庭用など低圧受電も含めたすべての電力供給が自由化されることなどから、ますます、その機運が高まっているところでございます。

本町といたしましても、今後とも、さらなる節電対策、電力調達コストの削減に向け、

先進自治体の取り組みについて調査・研究するとともに、本年度を目途に、特定規模電気事業者を含めた総合的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の「公共施設適正化基本方針」に関するご質問でございます。

平成25年6月に公共施設適正化調整会議を設置し、各公共施設の状況などを把握するとともに、今後の公共施設の基本的な考え方をまとめた「島本町公共施設適正化基本方針（案）」の策定作業を進めてまいりました。その後、本方針（案）につきましてパブリックコメントを実施し、庁内の議論を経た後、昨年6月に同基本方針として、策定いたしました。

また、具体的な施設ごとの方針と今後の計画につきましても、関係部局が連携しながら議論を進め、町立プールの廃止や、し尿中間処理施設の候補地選定等について、一定の方針をお示しさせていただき、広報等により、広く住民の皆様にも周知を行ったところでございます。

なお、町の方針決定にかかる住民参加の手法といたしましては、任意によるものや、法律等に定められているものなど様々でございますが、本計画の策定におきましては、パブリックコメントをはじめ、限られた予算や時間の中で最も効率的で効果的な手法を選択し、事務を進めているところでございます。

今後におきましても、「公共施設適正化基本方針」及び今後策定する「公共施設等総合管理計画」等に基づき、町有地を含めた施設全体のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

また、町営緑地公園住宅横のはらっぱ広場につきましては、今後選択肢の一つとして公共施設の新設や移転などのための土地として活用することも想定されますが、現時点における具体的な活用方針につきましては、決定したものはございません。

次に、5点目の「清掃工場の長寿命化、施設管理運営費の低減策について」でございます。

学識経験者4名を構成員とする島本町清掃工場包括運営検討委員会につきましては、包括運営ありきで議論を進めていくのではなく、本町にとって最適な運営方法について検討していただくよう依頼しております。本委員会は、昨年9月から本年3月まで計5回開催し、本年3月中には、検討内容について報告していただく予定であります。

なお、本報告書につきましては、本委員会の提言内容をもとに具体的に取り組みを進める際に、今後のスケジュール等も含めて議員の皆様にお示しさせていただきたいと考えております。

次に、6点目の「若山台調整池」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

若山台にございます2カ所の暫定調整池に関しましては、平成25年に「若山台調整池雨水調整機能検証業務」の報告書におきまして、2カ所の暫定調整池を統合・縮小すると仮定した際の検証結果につきまして、ご提示させていただいたものでございます。

検証結果のご報告以降、およそ1年半が経過いたしておりますが、本報告書の考察部分にも記載されておりますとおり、当該暫定調整池の改廃に際しましては、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、国や大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要がある場合がございます。また、このような条件が整い、仮に当該暫定調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があります。

従いまして、現時点において具体的な方針などお示しできる状況ではございませんが、引き続き、このような条件を整理したうえで、本暫定調整池のあり方について、安全性の確保はもとより、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行い、適切に判断させていただく必要があるものと認識しております。

次に、7点目の「JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況」について、ご答弁を申し上げます。

JR島本駅西土地地区画整理準備組合におかれましては、一昨年7月に開催された第5回総会において事業協力者選定における承認を撤回され、事業協力者を再募集する旨の議案を議決されております。その後の協議を踏まえ、準備組合理事会におかれましては、まちづくりの実施に際し、まず大成建設株式会社関西支店との問題を解決しなければならないとの認識から、円満解決に向けた協議を重ねておられ、当面の課題といたしましては、大成建設株式会社関西支店との円満解決が必須になるものと考えております。

また、円満解決への見通しにつきましては、時間的な経過による当地区のスケジュール面等の課題を整理し、大成建設株式会社関西支店及び本事業に関連するその他の法人との調整を重ねたうえで、再度、協力関係の構築に向け協議を進められるものと認識いたしております。

次に、8点目の「大阪府からの権限移譲と進め方について」でございます。

本年度におきましては、大阪府から新たに12件の事務を受け入れる予定でございます。4月から移譲される事務として、「史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可」をはじめ環境規制にかかる規制基準設定事務等の9件が予定されております。また、10月から移譲される事務につきましては、家畜や水産物にかかる事業所の登録事務など、3件を予定しております。

今後も、新たな事務の移譲の可否等につきまして調査・検討を進め、限られた職員の中ではございますが、事務の内容等を精査のうえ、積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、9点目の「マイナンバー制度の住民説明会について」でございます。

マイナンバー制度の周知につきましては、昨年10月から町ホームページのトップページに新たに「社会保障・税番号制度」という項目を追加し、制度の概要等について一定周知させていただきました。また国におかれましては、本制度を住民の皆様へ周知する

ため専用のホームページやツイッターを運営し、また本制度にかかる疑義に対応するため、コールセンターを設置しております。

今後の予定といたしましては、3月15日号の広報しまもとにおきまして、本制度の概要や今後のスケジュールなど、丁寧に周知をする予定でございます。現時点において、マイナンバー制度にかかる住民説明会の実施予定はございませんが、今後も、国で実施している周知策とあわせて、町広報、ホームページなどで、住民の皆様にはわかりやすく周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、10点目の「選挙公約の実現」につきまして、ご答弁を申し上げます。

私が町長に就任してからおよそ10年が経過し、これまで本町に山積する様々な課題の解決に向け、全力を傾注してまいりました。子育て支援策の充実をはじめ高齢者・障害者福祉の充実は、現在の本町において、特に住民ニーズが高い施策であるものと認識しております。

まず、「認定子ども園」の新設につきましては、当時、幼児教育・保育ともに受入れ可能である認定子ども園の設置について検討することとしておりましたが、今般、高浜学園が開園されたことに加え、今後、町内の公立・民間幼稚園、保育所につきましても、子育て家庭のニーズの変化への弾力的な対応や財源の確保など総合的な判断のもと、認可種別の変更も考えられますことから、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、平成29年度の「地域密着型特別養護老人ホーム」開設を位置づけたところでございます。現時点では、平成27年度中に事業者を公募・決定し、平成28年度に工事の着工を予定しております。

なお、国庫補助金等の交付スケジュール等によりまして、若干の変動があるものと考えております。

次に、「やまぶき園の新築移転について」でございます。やまぶき園の現行施設につきましては、技術面やコスト面、運営面から、現在地での建て替えや大規模改修は困難であると考えており、新築移転の方向で検討を進めているところでございます。今後につきましては、本町の財政状況や障害者福祉施策との整合を図りながら、財源や土地の確保、整備手法、新施設に求められる機能等の諸課題についての詳細な検討・調整を行ってまいります。

これらの公約の実現に向けまして、議会の皆様はもとより住民の皆様のご理解とご支援が不可欠でございます。本年度の施政方針でお示しさせていただいております施策の実現に向け、今後とも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。ほとんどの項目は、私が所属する総務建設水道常任委員会で詳細に質問させていただきますが、1点、所属しない委員会所管の部分

について、1点だけお伺いします。

最後の特別養護老人ホームの、「今年度中に事業者を公募・決定し」というふうにおっしゃっていますが、具体的にどういう事業運営の手法をとられるのか、また規模だとか場所が、ある程度目処がついているのなら、お聞かせ願いたい。

以上です。

健康福祉部長 地域密着型特別養護老人ホームのお尋ねでございますけども、これにつきましては民間の事業者の方を、先ほどご答弁申し上げましたように公募させていただき予定でございます、用地も含めまして、民間の方に提供していただいで建てていただくということでございますので、どこという位置づけはございません。町のほうで、募集要項の中にその辺も含めて位置づけをさせていただいて、あくまで公募させていただく。公募した中で、先般も大綱質疑でございましたけども、選考の委員会を設けまして、その中で公平公正な選考をしていただいで、最終的に決定をさせていただくという段取りでございます。

以上です……（外村議員・自席から「規模」と発言）……、失礼しました。規模につきましては、29人以下の地域密着型という形で進めてまいります。

以上でございます。

平井議長 以上で、外村議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、関議員の発言を許します。

関 議員（登壇） 大阪維新の会・関重勝です。平成27年度町長施政方針に対して、大綱質疑を行います。

一つに、「阪急水無瀬駅前のタクシー車庫跡地について」。

平成26年度の施政方針について、「公共的機能の検討を行うとともに、駅前にふさわしいにぎわいを創出するため、民間業者への売却を行ってまいります」と明確に示されているのに対して、本年度の施政方針では「民間への売却を含め、今後のあり方について検討し、事務を進めてまいります」とのことであり、方針が後退しておりますが、その理由について、お示してください。

一つに、「高槻市・島本町広域行政勉強会について」。

平成27年度においても、高槻市との協賛を継続し、「高槻市・島本町広域行政勉強会において、今後の広域行政のあり方について調査・検討を進める」とのことですが、昨年度の実施状況及び今年度の具体的なスケジュールと、そもそもの勉強会の目的について示してください。

一つに、「人事給与制度改革プロジェクトチームについて」。

本プロジェクトチームの発足の趣旨については、「職員の意識改革を進め、人材育成を図る」とのことですが、本町の現行の給与制度が、職員の昇任意欲・士気をあげる弊害となっていることは明白であり、職員のやる気を醸成する新たな人事給与制度の構築

は喫緊の課題であります。プロジェクトチーム発足後、間もなく1年が経過しますが、これまでの成果と現時点での方向性について、お示してください。

一つに、「阪急水無瀬駅前交通広場について」。

阪急水無瀬駅前交通広場については、「一時駐車場の設置に向け事務を進める」とのことですが、当該交通広場においては全面駐車禁止地域でありながら、昼間帯にはかなり多くの駐車台数が見受けられるのが現状であり、その解消には相当大がかりな対策が必要と考えますが、どの程度の規模の一時駐車場の設置をするのか、お示してください。

一つに、「防犯カメラの増設について」。

防犯カメラの増設については、「アンケート調査に基づき設置の促進、検証を進める」とのことですが、もはや防犯カメラは犯罪の抑止効果、犯罪捜査には欠かすことのできないものであり、すでに箕面市においては700台、伊丹市においては1千台の防犯カメラを通学路に設置することを決め、子ども達の安心・安全を担保する施策を実行している自治体がありますが、本町では、いつまでに検証を終え、その方向性を決めるのかをお示してください。

一つに、「公有財産について」。

公有財産については、「自主財源の確保の観点から、遊休地の売却を含め有効活用を図る」とのことであり、旧町立プール用地に隣接する町有地と民地の境界確定等の底地整理を進めるとのことですが、現時点での整理後の活用方法はどのように考えておられるのか、示してください。

最後に、施政方針の結びにおいて、まちづくりを連続テレビ小説の『マッサン』で脚光を浴びたウイスキーづくりになぞらえた後、「今、直面している課題に真っ正面から向き合い、そして何よりも変革を恐れず、前へ踏み出す勇気をもって取り組む必要があります」と、力強く明言されておりますが、町長に、その覚悟があるのであれば、この施政方針の中で「調査・検討を進める」「検証を進める」、あるいは「早期に方針を決定し対応する」など、曖昧な表現で止まっている困難な課題に対しても、ぜひとも川口町長の任期の中で結論を出していただきたいと思っております。

困難な課題を次世代に引き継がないことこそが、島本町への思いの強さであり、まちづくりの力になるものと考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

川口町長 それでは、関議員の大綱質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目の「阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地について」でございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、一定の条件を付して開発事業者を募集したいと考え、平成26年度中の売却を目指してまいりました。しかしながら、公共的機能の具体的な内容や売却の際の条件設定など、より慎重な

分析が必要であると判断し、現在、事業者の募集には至っておりません。

また、駅前における行政サービスの提供につきましても、マイナンバー制度の導入にあわせ、今後、全国の自治体においてコンビニ交付が広く普及することが見込まれておりますことから、本町といたしましても、費用対効果と住民サービス向上の点から、時間的に、また地理的な面でも、大きく住民サービスが向上するコンビニ交付を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、方針が決定次第、速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「高槻市・島本町広域行政勉強会の昨年度の実施状況と、今年度の予定及び勉強会の目的」について、ご答弁申し上げます。

まず、「勉強会の実施状況について」でございます。

一昨年度から調査検討を進めてまいりましたパスポートの発給に関する事務につきましては、広域連携による事務の委託のメリットがあるとの報告書を勉強会として取りまとめ、本年1月5日から事務委託を開始したところでございます。

なお、今後の具体的な協議の内容、スケジュール等につきましては、現時点におきまして、決定したものはございません。

また、「本勉強会の目的」といたしましては、「広域行政の連携のあり方等について、合併の議論も含め調査・研究するため」と設置要綱に示しております。本勉強会の議題を調査・研究することは、今後、より一層効率的かつ効果的な行財政運営を推進する必要がある本町にとって重要な施策の一つであることから、今後におきましても、高槻市と継続して調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「人事給与制度改革プロジェクトチームについて」でございます。

人事給与制度改革プロジェクトチームにつきましては、従来の年功序列型の人事給与制度を見直し、「頑張った職員が報われる」ことを基本とする新たな人事給与制度を構築するため、設置されたものでございます。チームのメンバーにつきましては、改革意欲の高い職員を公募により募集し、参画を希望した10人の職員で構成されております。

より柔軟な発想で自由闊達に意見提案がなされるよう、年齢を原則45歳以下とし、また管理職については半数以下とすることといたしました。また、民間的発想も取り入れたいとの思いから、メンバーの半数は民間企業等における勤務経験を有することも条件といたしております。

平成26年度においては、本町の現在の給与制度内容とその実態について、メンバーの知識共有を図るとともに、他自治体の先進的な取り組み内容を紹介し、知識を深めたところです。またメンバーの一部については、全国的な先進自治体である箕面市にも先進地視察を行い、人事給与制度改革の実際の内容や運用、構想から制度として成立するま

でのプロセスや問題点など、当時のプロジェクトリーダーやサブリーダーの方から貴重なご意見をお聞きしました。

これらの取り組みを踏まえ、本町のプロジェクトチームとしては、まずは給料にスポットを当てて検討を行いました。チーム内の検討内容としては、年齢や経験年数に重きが置かれている現在の給料表では役職間での給料逆転現象が生じており、この部分を解消しない限り、管理職として責任を持って職務に取り組みたいという意識が生まれず、そのため、役職間での重複部分をなくす給料表の構築が必要であるとの確認がなされたところです。

今後は、その他の手当等についても議論を深め、平成 27 年度のできるだけ早い段階でプロジェクトチームとしての考えをまとめていただき、提案をいただく予定となっております。

次に、「阪急水無瀬駅前の駐車場対策」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

水無瀬駅前広場の駐車場設置につきましては、路上駐車対策や交通利便性の向上など有効活用を図るため、調査・研究とともに関係者と協議し、検討を行ってまいりました。このような状況の中、昨年から駅前広場での違法駐車の取り締まりが厳しくなり、商工会等から一時駐車場の設置要望等が出てまいりました。

議員ご質問のとおり、現在の路上駐車をすべて収容するには大規模な対策が必要であると認識しておりますが、現在の路線バスやタクシーの運行動線を考えますと、収容台数の多い駐車場を設置するには、モニュメントや高尺照明灯の移設など多額の費用が必要となる可能性があり、財政負担が大きくなります。

このことから、現時点では交通広場内の道路区域外のバス待機場に、短時間駐車を目的とした無料の駐車場を試験的に 5 台程度設置する方向で各交通事業者との協議が完了しており、今後も引き続き具体的な整備に向けた事務を進めるとともに、本年夏頃の完成を目処に進めてまいりたいと考えております。

次に、5 点目の「防犯カメラの増設」について、ご答弁申し上げます。

本町では昨年 4 月に機構改革を行い、防災と防犯を一体として所管する危機管理室を創設いたしました。自然災害への対応、住民の皆様の防災意識の向上、犯罪被害にあわないための住民への啓発活動等、防災・防犯について、主にソフト面からの対応を実施し、住民意識の高揚に努めてまいりました。

各自治会における防犯カメラの設置について、各自治会のご意向や、すでにカメラを設置されております実態等を把握するため、全自治会に対してアンケート調査を実施させていただいたところでございます。その結果、すでに防犯カメラを設置されている自治会はおよそ 2 割となっており、また、補助金等があれば防犯カメラの設置または拡充を検討されている自治会はおよそ 5 割となっております。今回のアンケートの中では、

本町の責務として設置すべきであるとのご意見もいただいております。他自治体での対応や管理運営方法についても、引き続き調査等を行う予定でございます。

なお、防犯カメラの設置については、犯罪に対する抑止力として非常に効果的なものであると認識しておりますことから、特定財源の確保等も踏まえながら、次年度の予算編成までに一定の方向性を決定してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「公有財産について」でございます。

本年度当初予算で予定しております境界確定等業務につきましては、昨年度に実施いたしました町立プールの取壊しが完了したことに伴い、借地部分に隣接する町有地と民地の境界確定等の底地整理を進める予定でございます。また町立プールの廃止に伴い、プールに隣接する児童公園や平和塔、門之内観測井や上下水道部別館庁舎といった周辺施設につきましても、今後の方向性を検討してまいったところでございます。

なお、具体的な底地整理後における町有地の活用方法につきましては、現時点におきましてお示しできる状況ではございませんが、底地整理の結果を踏まえ、隣接地等周辺的环境にも配慮しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

今回、申し述べた施政方針は、3期目の任期のちょうど折り返し地点であり、実現できた政策や実現の見通しが立ったものもございしますが、未だに方針が確定していない施策も数多くございます。本年度につきましては、残された課題をできるだけ早期に解決できますよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

(午前 11 時 40 分 戸田議員退席)

関 議員 高槻市・島本町広域行政勉強会について、再質問させていただきます。

高槻市・島本町広域行政勉強会については、名前こそ「広域行政勉強会」ですけども、その中身については、本町の行政サービスを高槻市にお願いするものと考えます。しかし、濱田高槻市長は、合併の議論なくして今後の広域行政はあり得ない、というふうに言っておられます。少なくとも、高槻市議会における大阪維新の会会派には、そのように明言されております。

町長はそのことを十分に承知されながら、合併の議論から目を背けられるから、広域行政勉強会が全くスケジュールすら立てられず、止まっている状態ではないのでしょうか。本当に広域行政を望むのであれば、そろそろ真剣に合併議論に対しても向き合うことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。町長の心構えですので、町長に答弁を求めます。

川口町長 この高槻市・島本町広域行政勉強会につきまして、高槻市長とも何度かいろいろなお話をさせていただいておりますが、今、議員が言われたような内容について、私、高槻市長から直接お聞きしたことはございません。この広域行政勉強会の設置目的は、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますので。

それと合併問題と言いますのは、住民の皆さんに直接、そして大きく関わってくる問題でございますので、しっかりと議論していく必要がある、そのように考えております。以上でございます。

(午前 11 時 43 分 戸田議員出席)

関 議員 その他の質問については、詳細について常任委員会でお訊きしますが、あと 1 点だけ、確認します。

町長は、「残された課題をできるだけ早期に解決できますよう、全力で取り組んでまいりたい」というふうに答弁されました。

2 年前に行われました町長選挙で、大阪維新の会は川口町長を支持しました。私も、「町長には川口ひろしをお願いします」というふうに、住民の皆さんに呼びかけました。私にも町長を支持した責任がありますので、今一度、町長の意気込み、覚悟を確認いたしますが、施政方針で申し述べられたような「直面している課題に正面から向き合い、変革を恐れず、前へ踏み出す」勇気を、本当に持ち合わせておられるのでしょうか。また、残された困難な課題についても、ぜひとも川口町長の任期の中で解決していただき、このままの状態を次世代に引き継ぐことがないように、結論を出していただけることはできないのでしょうか。町長に、答弁を求めます。

川口町長 私の任期の折り返し点でございますので、様々な課題が山積しておりますが、全力で立ち向かっていく、そのような覚悟でございます。

以上でございます……（「頑張って」と呼ぶ者あり）……。

平井議長 以上で、関議員の大綱質疑を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員（登壇） 無所属の田中でございます。町長の施政方針演説並びに平成 27 年度予算案に対し、大綱質疑を行います。

平成 27 年 2 月定例会議議案の冒頭に添付されております監査委員の岸川利行さん、伊集院春美さんの、平成 26 年 10 月定例監査報告によりますと、「本町のふるさと島本応援寄附金は寄付件数が横ばいの状態が数年続いているが、特に実施方法についての見直しが行われていない。職員の創意工夫により本町の応援寄附金制度を魅力あるものとするよう努められたい」とあります。

前の私の一般質問にも関連しますが、この勧告が平成 27 年度予算にどのように活かされ、反映されているのか、お答えください。

2 番目。また、その監査報告の結論の末尾に、以下のような記述がございます。「住民の最も身近なサービス提供を担う地方公共団体」においては、「厳しい財政状況にあっても、住民ニーズを的確に把握し、将来にわたり持続可能な行財政運営を進める必要がある。引き続き、定住の促進、企業誘致による自主財源の確保、施策の優先順位付け、經常経費の一層の削減など、積極的な行財政改革に努められたい。また、各課においては、

事務を行う上で、再度、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を生んでいるかを意識しながら、住民の立場に立って日々の業務に当たるよう要望する」、この一文は、行財政運営の優れた指針を示すものと私は考えます。

そこで二つ目の質問ですが、町長の施政方針演説の中で企業誘致に関連するものはございません。ご承知のように、2月の初旬には、新聞紙上でサントリーホールディングスの新浪社長が、島本町内のサントリーの3カ所の研究施設を移転し、京都府のけいはんな学研都市に、この5月に新たな研究開発拠点を建設すると表明されております。企業誘致どころか、町内の主力企業の一部が撤退するのであります。

監査委員の指摘のように、企業誘致による自主財源の確保は重要な課題です。町長在任12年のうちで、幾つの企業が誘致されたのでありましょうか。また、残された2年の任期の中で、どのように企業誘致を進められるのか、お答えください。

三つ目の質問に移ります。これもまた監査委員の指摘ですが、「各課においては、事務を行う上で、再度、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を生んでいるかを意識しながら、住民の立場に立って日々業務に当たるよう要望する」とあります。先ほど申し上げたとおりです。

昨年9月の議会で、関議員の一般質問で、平成25年度時間外勤務手当が1億円近くになることが明らかになりました。そのことから、平成26年度一般会計補正予算（第4号）が否決されたことは記憶に新しいところです。その後、昨年の10月24日には、町長より「時間外勤務の適正化方針」が出されました。

このような経緯の中、平成27年度予算においては、これらのことが当然反映されていると思いますが、平成25年、26年、27年の時間外手当がどのように推移し、どのように改善されたかをお答えください。

以上です。

川口町長 それでは、田中議員の大綱質疑につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「ふるさと島本応援寄附金について」でございます。

本町の監査委員からも、ふるさと島本応援寄附金につきまして、多くのご寄附をいただけるよう、ご指摘をいただいているところでございます。

本年度当初予算編成時におきましては、ふるさと島本応援寄附金の返礼品として町内の特産品を提供することを踏まえた検討をいたしました。特産品としての数量確保に関する懸念や知名度の不足から、現時点での実施は見送り、例年どおりの予算計上とされているところでございます。

なお、本2月定例会議におきまして、追加で審議をお願いしております平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）の中で、国の補正予算に盛り込まれました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業といたしまして、定住・観光促進プロモーション事業の実施を検討しております。今後とも本町の活性化を目指し、積極的に

取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「企業誘致について」でございます。

町内のサントリー研究センター等が他の自治体に移転されることにつきましては、この島本町で数々の商品等が開発され、本町のまちづくりの発展に寄与されてこられたことを考えますと、非常に残念に感じているところでございます。

企業誘致による自主財源確保につきましては、本町といたしましても、大変重要な課題であると認識いたしておりますが、平成 17 年度以降におきましては、長引く不況や町内でのまとまった土地の不足などから、本町が新たに町内の民有地に誘致を行った企業はございませんでした。しかしながら、研究施設の立地促進に向け、町営鶴ヶ池住宅跡地を、都市計画の変更を行ったうえで民間に売却することを決定し、小野薬品工業株式会社が新たに研究所を建設されることとなりましたことは、今後の自主財源の確保のためには大きな成果であるものと考えております。

今後におきましても、「島本町企業立地促進条例」による奨励措置等につきまして、ホームページ等を活用し、新たな企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の「時間外勤務手当の推移について」でございます。

職員の時間外勤務につきましては、職務専念義務を順守し、住民福祉の維持向上に努める行政職員として職務に従事するにあたり、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないものと判断いたしますが、常態的に発生したり、また特定の職員のみ偏ることは、決して好ましいものではないと考えております。

しかしながら、平成 26 年度当初におきましては、8 年ぶりの大規模な機構改革の影響等により、相当な時間外勤務が発生し、職員の健康面への懸念についてご指摘をいただいたところでございます。

これらのご指摘を踏まえ、平成 26 年 10 月 24 日付けで、職員の健康の維持増進とともに仕事と家庭の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの観点から、今後の時間外勤務のあり方について「時間外勤務の適正化方針」を策定し、町長名で全職員に通知いたしました。その後は、同方針に基づき、管理職員のマネジメントのもと適正化に取り組んだ結果、時間外勤務時間については一定の削減がなされたところでございます。

なお、平成 25 年度から平成 27 年度までの時間外勤務手当の推移でございますが、平成 25 年度決算額は 8,789 万 8,028 円、平成 26 年度決算見込み額は 1 億 252 万 5 千円、そして平成 27 年度当初予算額は、9,680 万 6 千円を計上いたしております。

田中議員 最後の一つだけ質問をして、私の大綱質疑を終わります。

前の野村議員の大綱質疑にもありましたように、平成 27 年度予算では学校校舎の耐震工事等の大型の歳出があるため、積立金を 10 億 4 千万円の取り崩しが予定されています。一方、歳入では法人税の税収が 1 億 4,500 万円の減額が予想されております。そのような直近の状況の中、歳入を増やす努力がなされないのはどうしてでしょうか。

長崎県平戸市では、平成 26 年度にふるさと納税で 10 億円以上もの税収を得ております。本町のそれが、いかに少額かは明らかです。また、10 年以上も町内に 1 社も企業誘致されていないうえ、先ほども申し上げましたとおり、逆にサントリーの研究施設 3 ヶ所が京都府のけいはんな学研都市に移転することを、サントリー社の新浪社長が 2 月初旬に表明されております。

そのことに危機感を持った本町町会議員有志 5 名、岡田、川嶋、関、外村、加えて田中は連名で、2 月 24 日にサントリー本社に要望を提出いたしました。その内容は、「3 ヶ所の研究施設の移転は、サントリー社のさらなる飛躍に必要なものと理解をするものですが、この跡地の利用につきましては、サントリー社並びにその関連会社によって使用していただきたい」というものでした。

多くの議員が、本町の財政状況に危機感を持っております。そこで、お伺いいたします。町長は、現在の財政状況に危機感をお持ちでしょうか。お答えください。

以上をもって、私の大綱質疑を終わります。

川口町長 本町の現在の財政状況でございますが、大変厳しい状況にあると、そのように認識しております。また、この厳しい状況は今後も引き続き続いていくと、そのように考えておりますので、不断の行財政改革が最も必要である、そのように考えております。以上でございます。

平井議長 以上で、田中議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 58 分～午前 11 時 59 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 11 号議案から第 33 号議案までの 23 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案から第 33 号議案までの 23 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 0 時 00 分～午後 1 時 25 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長 それでは日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の開催日は、3月9日（月曜日）、3月10日（火曜日）及び3月11日（水曜日）、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

次に、民生教育消防常任委員会の開催日は、3月13日（金曜日）、3月16日（月曜日）及び3月17日（火曜日）、開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上です。

平井議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

日程第2、第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第34号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、平成26年12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、国の平成26年度補正予算（第1号）におきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されることとなりました。これを受けまして、本町では同交付金を活用し、地域の消費喚起及び「まち・ひと・しごと創生」に向けた、地域の実情に応じた事業を実施するものでございます。

具体的には、地域消費喚起・生活支援型事業といたしまして、プレミアム付き商品券の発行、地方創生先行型事業といたしまして人口ビジョン・総合戦略の策定、定住・観光プロモーション、子育て支援などの事業を実施することとなったものでございます。

次に34の5ページ、「第2表 繰越明許費補正」でございます。

今回、お示しさせていただいております「地域住民生活等緊急支援交付金事業」につきましては、それぞれの目的ごとに四つの費目に分けて翌年度に繰り越しさせていただき、実施させていただくものでございます。

次に、詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

34の9ページ「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金5,021万8千円の増額でございます。これにつきましては、事業実施に対する特定財源でございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金345万8千円の増額につきましては、歳出事業の入札執行に伴い、事業費の減額に備え、あらかじめ交付金を上回る歳出事業費の総枠を確保するため、増額するものでございます。

続きまして、34の10ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 企画費750万円の増額につきまして

は、「島本町総合戦略」策定にかかるアンケート調査及び調査結果の分析等を実施するものでございます。

第3款 民生費、第2項 児童福祉費 第3目 児童福祉施設費 80万5千円の増額のうち、第8節 報償金 45万円の増額につきましては、保育士やベビーシッターなどの子育て支援関係者の質の向上を図るため、地域の課題に応じた研修会や関係機関などとの意見交換会を実施するため、増額させていただくものでございます。第13節 委託料 35万5千円の増額につきましては、産前・産後に育児支援を受けることが困難な家庭に、ホームヘルパーを派遣するため増額させていただくものでございます。

第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費 3,930万円の増額のうち、第13節 委託料 850万円の増額につきましては、定住促進及びにぎわい活性化を図るため、定住や観光にかかるプロモーション実施のため増額させていただくものでございます。次に、34の10から11ページにかけてでございます。第15節 工事請負費 100万円の増額につきましては、観光資源を活用した地域活性化を図るため、若山神社の施設を整備させていただくものでございます。第19節 負担金、補助及び交付金 2,980万円の増額についてでございます。島本町商工会 2,890万円につきましては、地元消費を拡大し地域経済を活性化するためのプレミアム付き商品券の発行のための補助金でございます。にぎわい創造事業補助金 20万円、離宮の水保存会施設管理補助 70万円につきましては、町のにぎわい創造や知名度の向上につながる事業を実施する団体に対し、補助を行うものでございます。

第9款 教育費、第5項 社会教育費、第5目 史跡桜井駅跡管理費 607万1千円の増額につきましては、史跡桜井駅跡におけるイベント実施促進のため、水道設備を整備させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員 一般会計補正予算（第11号）について、質問いたします。

まず、これは地方創生の関連法案に基づく地方への交付金事業であります。まず1点目にお尋ねしたいと思いますが、国がこういった地方創生のためのいろいろな法律を整備したり、いろんな「総合戦略」なども決めておりますけども、地方が、このように疲弊していると言うんですか、元気がなくなっているという要因には、私は平成の大合併や三位一体改革、また構造改革などがあるというふうに思っておりますけど、その反省とか検証が政権のほうにはない、というふうに思っております。その点について、見解をお示しください……（「広すぎるやろ」と呼ぶ者あり）……。

2点目、それから島本町におきましても、「人口ビジョン」「総合戦略」策定をする

ということに義務づけられておりますが、そのための委託料 750 万円が計上されているところですけれども、真に地域活性化をさせる計画づくりや事業とするためにはね、できるだけ地域の声をしっかり拾う、地域の主体的な問題解決のために知恵を出すということが必要だと思いますけれど、この策定の方法ですね、どういった手法で策定されるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、3 点目ですけれども、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、5,021 万 8 千円、国からの補助金が下りるわけですが、その半分は商工会に補助金として支出されます。プレミアム商品券発行ということですね。これは 1 万円の商品券で 1 万 2 千円の買い物ができるというプレミアム付きということですね。その 2 千万円分を島本町は補助し、890 万円は事務費等で補助していくということになっているようですけど、お尋ねしますが、過去にありましたね、地域振興券というのがありました。15 歳以下の子どもがいる家族と 65 歳以上の高齢者に対し、1 人 2 万円分の商品券を配るというものだったんですけどね。過去にそういった施策があったわけですが、そのときの効果というのは、国において示されていますけど、実際は使用額の約 32%に止まったということだったんですけど、今回、このような新たにプレミアム付き商品券を発行するにあたって、過去の検証もする必要があると思いますけど、島本町においては、その地域振興券の活用というんですか、消費を目指す使用額というのはどの程度だったのでしょうか、ということをお尋ねします。

それから、もう 1 点ですけれど、同じく、にぎわい創造補助金というのが新たに創設されました。その補助金として 20 万円を支出されるわけですが、この制度自体は住民団体等の創意工夫による自発的なイベント事業に対する補助ということで、町の活性化及びにぎわい創造に寄与するものということで、この補助金そのものについては、この目的どおり使われれば、それはそれで、良い活用の仕方だというふうに思っていますし、これまで補助金制度についてはね、団体補助より、公募して、公正な審査を経て事業補助に転換をしてくださいということを求めてまいりましたので、こういった補助金のあり方というのは良いというふうに思っております。

しかしながら、今回の提案されてます補助金の支出について、具体的に人 8 ということで資料を請求しました。この 20 万円の使い道というか、それについては、この人 8 の資料でわかったんですけど、「楠公六八〇年祭」という事業、5 月 10 日に行われるということですが、この事業に 20 万円を補助すると。このにぎわい創造事業として、モデル事業というふうに町が判断し、支出するということです。

改めてお尋ねしますが、この史跡桜井駅跡という場所ですね。この場所につきましては、楠公父子別れの石像があって、桜井駅社というところ、そういう碑には楠木正成伝説地の碑ということで書かれておまして、特に、この桜井駅跡というところもそうですし、「楠公さん」と言われているところにつきましては、昭和初期、また戦争

中というか、戦争中にどのような役割を果たしてきたのかということについて、川口町長及び岡本教育長の認識を聞きたいと思います。岡本教育長に関しましてはね、この「楠公六八〇年祭に関わる町の支援について」という起案文書、つまり、今回の補助金を支出するにあたっての起案文書には決裁印を押されていますので、特に史跡を所管する教育委員会としても、見解を求めたいというふうに思っています。どのような役割というか、どのようなことに活用され、利用されてきたかということについて、見解をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

総合政策部長 まず、1点目のお尋ねでございますが、今回の地方創生に関する趣旨と申しますか、「総合戦略」についての考え方でございますが、これは地方が疲弊しているというふうな、そういった状況もある、部分的にはあるというふうに考えております。

ただ、今回の「まち・ひと・しごと創生法」の目的といたしましては、少子高齢化の進展に的確に対応できる、そういう社会の実現、それとあと人口の減少に歯止めをかけるというふうなこと。それとあと東京への一極集中の是正ということが主な目的として、今回、この法律が制定されたということでございます。

これにつきましては、それぞれの地域の実情をまず把握する必要がありますので、その「総合戦略」の策定にあたりましては様々な方法がございますが、まず基礎調査業務ということで、年齢・階層別の人口ごとに、アトランダムにアンケートを実施をしたいということで、特に子育て世代に焦点を当てるとか、就業・居住に関する設問、そういったことのアンケートを実施して、実態を把握するというところでございます。それと、そのアンケートの結果に基づいて分析をするというふうなことが当然必要になってきますので、産業分野ですとか地域分野、福祉分野、教育の分野、そういった分野ごとの分析を行うというものでございます。

それと、もう一つは「長期ビジョン」の策定ということで、将来人口の推計を踏まえて、今後の本町の人口及び年齢構成のあり方、そしてまたまちづくりに関するビジョン、これを策定するというところでございます。

それと、「総合戦略」の策定の支援ということで、27年度中に今後5年間の、5年先を目標年次とした「総合戦略」を検討するわけでございますので、全体の取り組みの仕方、産業分野、地域分野ごとに、その目標を設定し、その効果の検証の方法、こういったことを検討するというふうなことでございます。そして、そのためには外部の検討委員会を設置するというふうなことで、ちょっとメンバーは現在、確定はいたしておりませんが、そういった外部委員、そしてまた庁内委員を含めた検討会議を設置をして、そして検証もしてまいりたいということで、今、予定をしておるところでございます。

それとあと、地域の消費喚起・生活支援型の交付金についてでございますが、基本的な考え方については、2割程度のプレミアムを付けるというふうなことで、国のほうか

らの考え方が示されておりますが、これは地域によって様々でございまして、2割以上の上乗せを考慮される自治体もあるというふう聞いておりますが、今現在、本町では2割程度というふうなことで予定をいたしております。

過去に発行されました地域振興券でございまして、これについての、どの程度の消費効果と申しますか、経済効果があったのかというふうなことでございまして、この点につきましては、ちょっと、そういったデータ、現在、持ち合わせておりませんので、その点については、回答についてはご容赦いただきたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

川口町長 桜井駅跡史跡公園でございまして、私、小さい頃から楠公公園と言って、よく遊んでおりました。それと、小さい頃から楠公父子別れの像は、よく目にしておりました。楠公父子別れの像が建てられた経緯と言いますのは、『太平記』の中でそういった一節があるということから建てられたと聞いております。ただ、平野議員がおっしゃるように、戦時中、戦意高揚のために利用された、そういった悲しい歴史がある。それは時の権力が利用したということでございますので、あの父子の像自身については何ら問題がないと申しますか、利用されたということでございます。

以上でございます。

岡本教育長 戦争中にどうであったかという認識につきましては、今、町長のほうからご答弁がありましたけれども、私も同様でございます。時代の流れとして、「国家総動員法」に基づいて、国全体がそっちへ動いていた。そのために楠木正成の歴史上の役割から考えて、その当時の言葉で言えば「忠君愛国」ということで、精神的な動員に活用されたといえますか、使われたという認識をしております。それ自体が、父子の像がどうかこうかの価値とは、また別問題であるというふうに認識しております。

それから、六八〇年祭についてでございますが、このイベントは、住民有志の皆さんによる、ある意味、自主的な町の有名度の向上といえますか、にぎわいづくりの催し物の一つでありまして、宗教性や政治性が話題になるようなイベントだとは認識いたしておりません。

以上でございます。

平野議員 まず、地方創生に関してね、私は平成の大合併や三位一体の改革や構造改革というのが、地方を疲弊させたのではないかと申すというふうに認識しております。特に平成の大合併などにつきましてはね、ほんとに小さな自治体が消滅していったわけですがけれども、地方の中でも。今度、地方創生の中で「選択と集中」というようなことも掲げられていて、結局、地方都市の中でも中心部に人が集中して、過疎化や限界集落というところがさらに進むのではないかと申す心配を、私としてはしているわけですね。

そういった問題を引き起こしているということが、十分に、ほんとにこういった法律を提案される、いわゆる内閣のほうでね、どの程度認識があったのかなというふうに、

国会議論なんかも聞きますと思いましたが見解をお訊きしましたが、ご答弁には、人口減少というものについて対応していかなくてはならないということだと思います。確かに、人口減少には島本町としても対応すべきだし、地域が元気になるということは大事なことですからね。そのことは大事なことだというふうに思っております。ほんとに住民の暮らしと安心と元気というのは大事だということは、よくわかっております。

2点目についてお尋ねしたいんですけどね、その「総合戦略」策定の方法、今、アンケート、基礎調査など、それから分析をしていく、それから外部委員なども入れながら検討委員会を作る、ということでしたね。結局は委託事業ですから、コンサルタントに任せるといふことだと思うんですけど、私は、せっかくだったら、今ある、いろいろなアンケートがありますよね。「総合計画」もありますし、いろいろな福祉に関する計画もあります。ですから、そういった計画の中から、住民の方が何をどう求めているのか、どんな住みやすい町を求めているかなども、十分、その中からでも把握できるというふうに思っていますし、わざわざコンサルに委託しなくともね、一番、島本町のことをよく知っておられる職員さんが作る。外部委員を入れるということは、私は良いと思いますよ、住民の皆さんの参加のもと、またはまちづくりの専門家の参加のもとに、こういったものを作っていくというのは大事なことですし。計画そのものをコンサルに任せるといふことについては、ちょっと疑義があります。

やっぱり「地域創生」と言うならば、地域のことをよく知っている職員と住民が一緒になって作るということが、一番良いことだというふうに思っております。それについて、ご見解をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、プレミアム付き商品券のことですけれど、過去の地域振興券の、いわゆる評価というんですか、どれだけの消費を生み出したかという効果については、全く検証されていないということですね。また、今度の方は1万円の商品券を、実質1万セット作るということだそうですが、それに対して2千万円の補助金を出すと。幾ら国の財源だと言え大きな金額ですからね、ほんとに有効に活用されないといけないわけですが、ほんとに消費に結びつくのかというか、その辺の有効性はどのようにお考えですか。

それから、消費が低迷しているということについてね、やっぱり根本的には、皆さんの生活実態、賃金が上昇してませんよね。それから正規雇用でもない、正規雇用でない人が働く人の4割もいるという、そういった状況の中で、ほんとに消費喚起をするつもりなら、消費をもっとさせようと思えば、やっぱり賃金アップということだと思いますけど、そういった政策がとられない限りは、なかなか一過性のものではないかなというふうに思っておりますけど、その点、どのようにお考えですか。島本町としては、その辺、安定的な雇用とか、非正規雇用を、特に島本町で働く人たちの雇用を正規にするとか、そういったことをほんとに抜本的に考えていただきたいと思えますけど、それ、いかがですか。

それから、にぎわい創造補助金についてです。今、川口町長と岡本教育長の見解を問いました。私は、この任意の団体であります、皆さんがされる事業ですね、島本町楠公父子の会、それから楠公六八〇年祭準備委員会主催の楠公六八〇年祭、この事業そのものが、やはり住民主体の活動として、事業として行われることに何ら異議がありません。そのことについては自由な活動でありますし、そのことを制約して欲しいと言ってるものでもなんでもありません。あくまでも補助金として妥当性があるのか、ということを問うているわけです。

一つはね、このにぎわい創造事業補助金要綱素案ですけど、第5条に、ここには補助対象事業として「公募」とあります。ところが、今回の事業については公募せずに補助金を支出されています。このこと自体ね、モデル事業だからとおっしゃいますけど、補助金を支出するには根拠が要るんですね。これは要綱に反する支出ではありませんか。そのことをお尋ねします。

それから、桜井駅跡及び楠公父子の子別れの伝説ですね。それについては、島本町史に詳しく述べておられます。わざわざ私が引用することはありませんけど、あえて、この場で紹介したいと思います……（「質疑やって」と呼ぶ者あり）……。質疑に関わることだから、申し上げます。

島本町史第9章「島本村の発展」、「進展する小学校教育」というところにありますが、まず、明治23年に出された教育勅語が「その基本精神を明確に打ち出していた。家族国家観に立ち、儒教的徳目を基礎として、忠君愛国を最高の国民道徳としたこの勅語は、ただちに各学校へ配布され、礼拝・奉読の強制などによって、国民に浸透させられていった」、少し中略します。「こうした思想教育は、学校以外の、在郷軍人会や青年会等を通じて、次第に広汎におこなわれていく。こういう中で、島本では、『楠公訣児所建碑式』がおこなわれた。」、「楠公父子訣別之所」として、「今日、桜井駅跡として知られる西国街道と楠公道路の交わるところで、多くの記念碑のたっている島本町桜井の一画は、大正十年三月三日、史跡に指定され、落合直文作の〔青葉しげれる桜井の、里のあたりの夕まぐれ……〕という歌でもよく知られた、楠公父子訣別の伝説の地である」というふうに言われまして、少し中略しますが、「『楠公父子訣児之所 陸軍大将乃木希典』の大碑があらたにたてられた。以後、こうして桜井駅址は、国家主義的、軍国主義的風潮のつよまるにつれて、ますますそれに利用され、宣伝されていくことになる」ということが書かれておりますし、第4節の「戦時体制下の島本町」というところには、「国民精神総動員」というところで、559 ページに書いてありますが、「こういった風潮が強まれば強まるほど——「こういった風潮」というのは戦争へ向かう士気ですね——桜井駅址、楠公父子訣別之所は、はなやかにもてはやされた。昭和十年は、丁度六〇〇年にあたり、盛大な記念大祭が催された。」、「島本小学校で記念講演会が開かれた……（「時間、もったいない」と呼ぶ者あり）……。講師は林中将で演題は〔楠

公の忠誠と日本精神]であった」と書かれております。「当時の精神教育に大阪で最も重要な場所とされた。もちろん桜井駅跡がさらに整備された。」と、「ここは楠公精神鼓舞の拠点とされ」たということも書かれておりますし、また「皇紀二六〇〇年事業として、阪急水無瀬駅前に建てられていた」楠公父子の石像を、「現在の地に移転したものである。正面には近衛文麿の書になる[滅私奉公]の四文字がきざまれている。たしかに、文字どおり国民は滅私奉公を強制され、全生活を戦争協力にささげることを余儀なくされた」と書かれておりますし、もう1点の『茨木・高槻百年』という本には……（「何の関係があるんだ」と呼ぶ者あり）……。

平井議長 簡潔に質問して。

平野議員 ここにね、「ふるさと風景今昔」、引用しないとわかりませんので。ここには「島本では『太平記』に記され、楠木正成とその子ども正行の訣別の場所とされた桜井の駅が脚光を浴び、顕彰碑が建てられ、郡内の児童生徒の勤労奉仕で広場が整備された」、これは昭和、戦前・戦中期のことです。「茨木からこの駅までの西国街道では、郡内の青少年団などが年中行事として駅伝競走を行うなど、七生報国の忠誠心を養う聖地となっていた」……（「何の関係が」他、議場内私語多し）……ということが書かれておりますし、この桜井駅跡が、いわゆる楠公精神ですね、戦時中の忠君愛国、滅私奉公、七生報国——これは7回死んでも国に報いると、いわゆる特攻隊の精神に繋がるものだと思いますけど、この「お国のために」「天皇のために」尊い命を捧げる軍国精神にもてはやされた。修身教育にも取り入れられたということが書かれているんです。歴史の、島本町の町史にも書かれておりますし、そのことを申しますとね、ここを奉るような事業に関して、島本町が公費を支出していいという、いわゆる公益性というのは、どういうところにあるのでしょうか。

補助金は公益的なもの、「地方自治法」では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と、第232条の2にあります。こういった催し物が「公益」かどうかということについて、どのようにお考えか、お聞かせください。

（「ちょっと考えて」他、議場内私語多し）

総合政策部長 まず、今回の地方版の「総合戦略」の策定の方法についてでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今回、コンサルのほうに委託をして実施をしてまいりたいというふうに考えております。業務の内容も、先ほど申し上げましたが、かなりの事務量がございまして。これを職員が直営でということになりますと、本来の業務に加えて事務量が、かなり膨大な事務量が負担になりますので、これについてはコンサルのほうに委託をして、そして実施をしてまいりたいということで。この交付金の内訳の中にも、各自治体で約1千万程度のコンサルの委託料というのが見込まれております。本町の場合、一定、工夫いたしまして、今回750万円というふうな形

で実施をしてみたいというふうに考えておりますが、この検証につきましては、当然、外部委員、また地域の、庁内の委員も、そういった検証に入る必要があるというふうに考えておりますし、特に前回の地域振興券、それと若干、性格が異なるといいますか、いわゆるPDCAサイクルで、その経済効果についての検証を行いなさい、というふうなことが今回の交付金の中で義務づけられておりますので、そういったことも含めて事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、例えば今ある「総合計画」を活用するというふうな、そういったご意見もございましたが、今回の地方版の「総合戦略」につきましては、いわゆる人口減少に歯止めをかける、そして地方創生を目的としているというふうな、そういった「総合戦略」でございますが、一方、「総合計画」につきましては本町の総合的な、いわゆる振興・発展などを目的としたものでございまして、それぞれの計画の目的、あとその内容、政策の内容ですね。そういったものは必ずしも同一ではないというふうなことから、基本的にはそれぞれの計画として、別の計画として位置づけるというふうなことで予定をいたしております。

それと、プレミアムの商品券でございますが、これは2割程度のプレミアムを今、予定をいたしておりますが、これによって、やはり消費の喚起を促すといいますか、地域の消費の脆弱な部分、そういった部分にスピード感を持って、的を絞った対応をするということが、今回の商品券の交付の目的でございますので、そういったことで実効ある取り組みを通じて地方の活性化に資する、といったものでございますので、こういった趣旨に基づいて、適切に事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

乾副町長 最後のお尋ねの、「公益性」の件でございます。今、平野議員から町史の一部分、ご紹介をいただきました。この件につきまして、町史の558ページから561ページに、その総括的な内容が書かれております。「これまでの政治や社会のあり方は大きく変わり、戦後日本の国民は、今日に直結する新しい歴史の過程を着実にあゆみはじめていく」と、記載されております。

釈迦に説法やと思うんですけども、この楠木正成という人物は、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて活躍された武将でございます。この楠木正成は後醍醐天皇に忠誠を示し、天皇の目指す親政を阻止する鎌倉幕府、あるいは武家の政権を建てようとする足利尊氏と闘った。その際に、楠木正成が後醍醐天皇と京都で、この戦はいかにすべきかという協議をしました。そして、結局湊川の合戦で、少数の楠木正成が完全に負けるということがわかりつつも戦地に赴いた。その際、正成の長男であります正行、これは『太平記』、文学作品の『太平記』にのみ記されているわけですが、この桜井駅跡で長男と別れた。そのときの正成の心境、親子の情、あるいは天皇に対する忠誠、そういったものを明治36年に落合直文さんが作詞をして、全国的に有名になった。そして、その舞台

が、この楠公さん、桜井駅跡そのものでございます。

そして、こういう精神が鎌倉以降、皇国史観、あるいは江戸時代の尊王論、そして戦前には国家主義的忠君愛国、こういうことに時の権力によって吹聴、利用されたというものでございまして、この楠木正成、あるいは伝承ではございますが、その縁の地・楠公さんは、そして桜井の別れの歌、これは全国的に有名でございます。

そういったことから、今回の催しにつきましては、本町にとって意義深いものだと。ただ、過去の思想、そういった思想を決して賛美するものではございません。そういうことで、今回の行事については広く、本町の住民に限らず、遠方の方にも参加していただける。そういったにぎわいづくり、あるいは知名度の向上に役立てられるのではないかと。こういう「公益性」があるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、にぎわい創造事業補助金について、ご答弁申し上げます。

にぎわい創造事業補助金につきましては、住民団体等の創意工夫による自発性のあるイベント事業に対して補助金を交付することで、町の活性化及びにぎわい創造に寄与することを目的としているところでございます。本補助金の運営にあたっては、初めて行われる事業に対して、事業実施前に補助採択を決定することとなりますことから、書面や直接の聴取などを踏まえ、慎重に補助団体の審査を行う必要があるとは考えております。このことから、本年度におきましてはモデル事業として実施することにより、実施の内容や、実施後の集客や知名度の向上の効果などを総合的に検証したいというふうに考えてございます。

一方で、このたび、にぎわい創造事業補助金創設にあたっては、楠公父子の会からの補助要望等がきっかけとなっておりますところも事実ではございますが、これを受けまして関係部局との協議を行った結果、歴史的・文化的にも知名度が高く、本町の最も重要な観光スポットの一つである史跡桜井駅跡史跡公園を活用される予定であることで、JR島本駅前の活性化という平成26年度の施政方針等にも合致することや、5月10日という年度当初にイベントが実施されることから早い時期に検証ができること、また、このイベントが、他市町村からの多くの参加が期待できることもあり、本事業の要件に合致しているものと考えまして、モデル事業として補助金を支出することが望ましいということで判断に至ったものでございます。

以上でございます。

平野議員 「総合戦略」の策定ですけれどもね、コンサルに委託しますという方法に関しましては、変えられないということです。しかし、何かコンサルに、ほんとに丸投げみたいなことになってしまうと、結局は島本の本当の地域活性化なり、島本の地域創造というのが、その辺が欠落するのではないかとということもありますので、やはり検討委員会ですか、ここの役割が大きくなると思います。その検討委員会の役割を、それでは期待

したいというふうに思っております。

プレミアム付き商品券についてですけれど、どの程度有効かどうかはわからないと。もちろん、全くこういった施策ということを否定するものでもありませんし、このことによって島本町の商工というんですか、商店とか事業者がそれなりに活性化したり、消費が喚起できたりとかすることは、結果的には地域経済の中で循環するということで、良い施策ではありますけれどね。やっぱり、これが一過性のものであれば、あんまり、何もならないなという気もいたしますし、効果がほんとにどれぐらいあるかということ。2千万円のお金も出すわけですから、どれだけの効果があるのかということ、やはりきちっと予測というか、しなければならぬというふうに思っております。

私は、この地域創生の交付金ですけど、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ですけどね、地方創生といいながら、結局は国が使い道を決めていますよね。その辺が、結果的には地方のほんとに大事なところに使われないんじゃないかなというふうに思っています。

私は島本町の「水とみどりのまち」というのが一番の特性だと思ってますし、先日、中学生が傍聴に来られたときも、そのことを、どういったまちづくりのビジョンかというふうに戸田議員がお尋ねになったときに、町長はそのようにお答えされていますから、そのことが地域の活性化とか、人を呼び込むという大きな特性になっていると思うんですね。ですから、こういったことからすると、農林業の支援とか環境保全とか、そういったものに活用するということが重要なのではないかとこのふうにも思っておりますので、残念ながら、この交付金の使い道を決めてることについては、私は少し疑義があります。その点、また、お考えをお聞かせください。そういう活用はできなかったのか、ということですね。

それから、にぎわい創造補助金ですけども、今、乾副町長が楠公父子の訣別のところ、というところの歴史的な、『太平記』などに書かれております由縁になっているところをご紹介いただいたところです。町史のところにも書かれております。「楠公父子訣別の伝説の地」というふうに書かれております。そのことについては、この町史のとおりだろうというふうに思っておりますし、他に、島本町に関わるいろいろな方々が書かれた本の中にも、そのように書かれていると思いますけれど、先ほど、歴史観光スポットだからとか——これは部長のお言葉だったかも知れませんが、人を呼び込めるとか、よく知られているということだからというだけでは、公益性は計れないと思うんですね。

別に、過去のそういった、楠公精神をもとにした、楠公さんなり桜井駅跡の、過去のいろいろな思想なりを賛美するわけではないとおっしゃるんですけど、そうではないというものが何か、私はこの補助金を交付するということを決めるにあたって、起案の趣旨とかに何かそういった文言が一言でも入っていれば、多少はそういう認識を持ってお

られるんだなということもありますし、そういったことが議論されたうえで、この補助金が交付されるというふうに決まったのだなということがわかりますけど、どこにもそんなことは書かれていませんし、そういった議論があったかどうかさえもわからないのでね。だからこそ、島本町の職員の皆さんが、こういった過去の歴史、それこそ史実に基づく歴史をどの程度認識しておられるのかということに疑問に思ったわけです。そういったことを踏まえたうえでの「公益的」という判断して、この事業に補助金を出すということにされたんですか。

それと、昨日、施政方針が述べられました。そこには「平和と基本的人権の尊重」ということで、核兵器廃絶・平和都市宣言をしています、その「理念に基づき、平和意識の普及・高揚に努めており、今後とも平和の尊さ、大切さについての啓発に努めてまいります」というふうにおっしゃっているにも関わらず、どうも、そこそぐわないような補助をされるということについて……（「なんで、そういうふうを考えるんだ」他、議場内私語多し）……、私は疑問に思っているわけですから、そうであるならば、この負の歴史をちゃんと認めておられるならば、本来ならば、ここの桜井駅跡の場所、楠公さんの場所、ここは戦争体験とか戦争の被害とか、そういったことをきちんと引き継いでいく、継承していく、そういった事業こそに使われるべきではないかというふうに思います……（「楠公さんを使うたら思想的におかしいのか」と呼ぶ者あり）……。それはどうですか。

乾副町長 ただいまの平野議員のご意見ですが、起案の中にはそういうことが載っていませんでしたかと思いますが、認識といたしましては、十分、理解をいたしております。

楠公さん自身が、先ほど申し上げましたように鎌倉以降の皇国史観だとか、江戸時代の尊皇論とか、あるいは戦前・戦中の国家主義的な忠君愛国、これは楠公さん自身がやったのではなくて、時の国家権力が、その象徴として最大限活用したということでございます。これは史跡として、大正 10 年の 3 月に国の史跡指定がされております。平成 16 年に無償譲渡を受けまして、平成 18 年から史跡公園、それから歴史文化資料館の整備、活用するための整備、今回の予算もあわせると、約 1 億 4 ～ 5 千万円かけて整備を行ってきております。

それは活用するための整備でございまして、単に、あそこに楠公さんの公園を整備する、そういった目的ではございません。先ほど申し上げました、そういう思想的な部分は除きまして、この楠公さんにつきましては「桜井の別れ」も含めまして、今、中高年の方にとっては特に有名な場所でございますので、そういうことも活用して、にぎわい、あるいは本町の知名度の向上に役立つのではないかと。また、そういう負の歴史につきましては、歴史文化資料館の中で適宜 PR するとか、そういうことも考えられるのではないかと、かように考えております。

以上でございます。

川口町長 先ほど、プレミアム付き商品券について、いろいろとご質問いただきました。

議員がおっしゃるとおり、総収入が増えない限り、消費の喚起は招かない。それは、マクロで言えば当然そうでございます。今回のプレミアム付き商品券を発行することによりまして、地域経済の振興に大きな役に立つと思っております。一過性に終わらないかというふうなことでございますが、これは期間限定でございますので、このプレミアム付き商品券については一過性でございますけども、将来的にも、継続的に地元経済が発展していくための大きなきっかけになると思っておりますので、あとは、この期間が終わった後に、引き続きどのようにして地元経済を発展・振興させていくかというのは、商工業者、そして商工会、本町の大きな課題であると、そのように認識しております。

以上でございます。

河野議員 一般会計補正予算に対して、質疑させていただきます。

先ほどの質疑にありましたように、同様に、このにぎわい創造事業補助金が、人びとの新しい歩みのほうで請求された資料を、すみません、僭越ですけど使わせていただきますが、こちらに先ほども紹介あったように第5条、1、2として、補助対象、公募とするというふうにあえて書かれて、これは素案ということですが、議会には示されていると。しかしながら、今の議論と、すでに内示的な対応をされている、補助金対象としてね。この「公募とする」とされたことと、今の答弁とは全く整合しません。その点は、モデル事業だとか解釈で公募というふうに見なせるのかということ、私はちょっと、この要綱だけを見たときには無理があると思いますが、その点はどうされようとされているのか。日付が記されてませんので、今回、このことが議決を得ると、この素案は消滅するのか、ということですね。そういった資料なのでしょうか、答弁を求めます。

また、いろいろと閲覧資料を出されておられます。しかしながら、やはり補助金であり公金でありますので、事業計画及び、その結果報告ですね、収支報告などもあわせて一通りあってはじめて補助金の交付対象としてあるし、それが不適切な場合は補助金の返還を求めるということになると思いますが、その点の手続きについては、先方のほうも十分にご存じなのか、ということですね。答弁を求めたいと思います。

それから、プレミアム商品券のことは、もう閣議決定や、いろいろな報道などによって、事前の説明でも聞いておりますし、単年度の事業が少子高齢化や消費に一気に回復を呼び込むというふうには、ほんまにそれを大いに期待している方というのは、ほとんど皆無に近いと。ただ、そういうことが決まり、一助とするということにおいては、地方自治体としては活用するしかない、というような感じであります。

そういったことで、プレミアム商品券1億プラス2千数百万の助成額ですが、全部売り切るという前提だと思うんですが、その点について、売り切れないとか、そのあたりの助成の手続きについては、どのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

あと、内容もいろいろ資料をいただいておりますが、例えば綴りが1万円とか5千円

とかいう単位になってきますと、購入される方の一定の経済力というものに影響すると思います。それが大きな単位になればなるほど、購入できる人の層は限られてくる。そういうことで、本来の必要とされるところの消費の喚起になるのかなというところでは、どう対応されるおつもりなのか、答弁を求めます。

あとは、商工会のほうの補助金要綱もいただいております。これは特に今回、改めて作られたわけではなく、従前からのものであると、事前に説明もいただいております。この商工会に対してプレミアム商品券の事務を一手に委託という形をされるわけですが、事務費・人件費についてはどのような人員、日数も含めて、どのように換算されているのか、答弁を求めます。それが雇用に繋がるとは到底思えませんけれども、商工会においてはどのような好影響があるのかということですね、答弁を求めます。商工会という事務局だけを指しているわけではありませんよ。商工会全体において、ということをおっしゃいます。

もう1点、最後は、先ほども質疑がありました。「総合戦略」策定支援業務ということで委託だということでおっしゃっておられまして、コンサル任せという言葉も出ておりましたが、一定、国の示しの中では、計画策定においてはコンサル全面委託や任せるということは認められていないということは事前に説明を聞いておりますので、その答弁とはちょっと整合しないなと思って、訊いております。そこの区別は、これもすみません、他の会派の方の資料要求を引用させていただくと、外村議員2、人びとの新しい歩みの2でいくと、①から⑥の実務が示されています。委託料の内訳です。委託料についての年間のスケジュールを、まず、ちょっと示していただきたい。この業務のスケジュールを示していただきたい。まず、そここのところで答弁を求めます。

都市創造部長 それでは、にぎわい創造事業補助金について、ご答弁申し上げます。

まず、今回、資料請求ということで島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱（素案）ということで、資料提供させていただいております。その点では、一応、事業実施にあたりましては公募ということで、素案では記載をさせていただいているところではございます。今回の国の補正予算に伴いましては、モデル事業ということで考えておられて、モデル事業等については、附則等で定めさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、今回のプレミアム商品券につきましては商工会へ委託をするということで、その際には、商工会への補助につきましても島本町商工会補助金交付要綱がございます。これに基づきまして手続き等も考え、必要な手続きにつきましては、これに基づきまして行っていただく形になります。

それと、先ほどありました、今回は商工会の補助金ということで支出をさせていただきますので、補助金交付要綱にはございますけれども、第10条に補助金の返還ということで、一定、今回、精算をしていただく中で事務を進めますので、最終実績報告等の中で

精査をしてみたいなというふうに考えておるところでございます。また、人件費等の取り扱いにつきましても、それから今回の事業執行にあたっての人員の配置等につきましては、今後、商工会とも協議をさせていただくこととなりますが、人件費等の取り扱いにつきましては、今回の交付金の中で経費として見込まさせていただいております。

以上でございます。

総合政策部長 今回の「総合戦略」の策定にあたっての考え方でございますが、これにつきましては先ほど、業務の内容についてはアンケート調査等の実施と、あと、その結果に基づく分析、分野ごとの分析を行うというふうなことで予定をいたしております。

これの年間スケジュールということでございますが、まず、初めに基礎調査を実施して、そのうえでアンケート調査を実施するというふうなことで、最終的には27年度中に策定をするというふうなことで予定をいたしております。今、時系列に、この時期にこれをするというふうなことは、ちょっと申し上げられるような状況ではございませんので、その点についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

それとあと、今回の「総合戦略」策定にあたりましては、今回、都道府県と市町村というふうな形での事業が求められているわけございまして、やはり都道府県と市町村との役割分担、こういったことを、まず明確にする必要があるということでございます。そのうえで、国のほうでも今回、その検証というふうなことで、実施にあたってはPDCAサイクルに基づいて検証しなさい、というふうなことも言われております。

それと、基本目標と基本的な方向をしっかりと定めるということでございます。それと、施策の5原則というふうに国のほうでは言われておりますが、いわゆる自立性、将来性、地域性、それと直接性、結果の検証の重視というふうな、こういう趣旨を踏まえて「総合戦略」を策定しなさい、というふうなことでございますので、こういったことを十分踏まえたうえで、計画を策定をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 申しわけございません、答弁漏れがございました。商品券についてのお尋ねでございます。商品券につきましては、500円分を24枚綴りで販売するという形になります。

以上でございます。

河野議員 先ほど、都市創造部長の答弁で、にぎわい創造事業補助金交付要綱は、ちょっと私の質問への答弁とは思えない、認識できなかったんですね。

第5条に「公募する」というふうに明記をされていながら、今までの質疑を聞いてみますと、もう特定されているということが、この議場ではっきりしているわけですよ。団体を特定されているということで、一定の議論があつて、その方向で認めるか認めないかという、今、議論をしておりますので、この「公募する」という文言を残したまま、国

に対しても、いろんなどころにも説明をなされるのか、ということですね。島本町議会だけではなく、そういったことを国にもいろいろと資料の提出を求められていると思いますので、このまま残されるということは不適切です。答弁を求めます。

それで、それを公募することを、例えば、百歩譲ってできないものとして私たちが認めたとしましても、第7条の補助金申請、これは素案ですから言わせていただきますけれども、最後のただし書きですね、「ただし、補助年度事業計算書及び当該年度収支予算書の提出は省略できるものとする」、ここは甘あまなんですね。ここはしっかりと、お聞きすると、この閣議決定がなる前から準備をされ、もともと、こういったものを充てて補助採択要望があったということではないということですから、十分に準備をされているということを考えますと、事業計算書、収支予算書ぐらいは出せるだろうというふうに思いますので、それはやっぱり省略せずに、しっかりと出していただくと。モデル事業だということで附則にうたわれるということをおっしゃっておられますけど、それはまだここには示されてませんので、それなしで、ここで判断を迫られるということであれば、しっかりと事前の補助金申請書、そして終わった後の報告書、そういうものは出していただくんだと。モデル事業ですからね、そこはしっかりとやっていただく。

そして、先ほど副町長も答弁がありました。あくまで、あそこは公園でありますし、様々な思想信条の、そういった法人でもありませんので、過去の思想を賛美するような、そういった事業ではないんだということはね、文書においても、また収支予算書、決算書においても示していただきたいと思えますし、私たちもモデル事業として、これが今後、またこういったものが続けていかれるのかどうか、国としてもやっていかれるのかどうか、効果があるのかということもね、大いに注視していかないといけないと思っております。

その点では、公募しないのであれば、やはり厳正な書類の提出を求める。そのバランスぐらいは取る必要があるのではないのでしょうか。その辺、答弁を、これは町長だと思っております。都市創造部長の判断ではちょっと限界があるのではないかと思いますし、公募しないでするのであれば、この素案はもう成り立ってないわけですから、全体的にしっかりと公正さを保つために、国・府、そして私たち議会、住民にも、きっちりと説明ができるような内容に改めていただきたい。答弁を求めます。

乾副町長 今回の事業につきましては、モデル事業ということで実施を考えております。それと島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱（素案）、これはあくまで「素案」でございます。予算が通りまして、これを精査をしなければならぬ。「公募」と書いてますけども、どういう公募をして、どういう審査をするのかということも、ここには触れられておりません。

従いまして、これはあくまで「素案」でございますので、今後、モデル事業以外の事業については、これを精査したうえで、きっちりと、この要綱に従って事業を実施して

いく、こういうことになってこようかと思しますので、この要綱（素案）につきましては、あくまで、たたき台というご理解をお願いをいたしたいと存じます。

以上でございます。

都市創造部長 島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱（素案）で、第7条で「補助金の申請」ということでお示しはさせていただいております。この素案では、ただし書きということで、補助年度事業計画書及び当該年度収支予算書の提出は省略できるもの、ということで記載はしておりますが、本ケースにつきましては、にぎわい補助金の申請をいただいて、審査をして、交付申請をするということで、補助金の申請の段階で出ている書類については省略をできるということで、今、ただし書きに書かせていただいている補助年度事業計画書及び当該年度収支予算書につきましては、この補助金申請の段階で添付をされておる場合は省略をできる、ということで考えておるものでございます。

以上でございます。

河野議員 今、副町長の答弁で、あくまでたたき台ということですが、議会にお出しになるということはね、たたき台ですが、この補助金を今回のにぎわい創造事業に支出する、この予算の考え方を示すものだと思っておりますので、すでに出されたときには、もうこれは変わっていたというようなものでは、それでしたら当座、当面の前提で説明をいただくべきだと思っております。出したところで、もう公募の話が消えていると。では、今回の当該団体に出される予定と聞いているモデル事業には、実施要綱なしでおやりになるおつもりなのか。議決を得た時点で要綱を改めて制定して、それに基づいて支出をするということがなければ、本来ではないと思しますので、そのときに、そういったことをちゃんとやって欲しいということをお願いするわけですか。

だから、これは「素案」ということは十分承知してしますので、やはり初めてのモデル事業でありますから、収支の手続きも含めて、しっかりと公金支出に当たるものの分としても、ちゃんとモデル的にやっていただきたい。モデルからそういうことを崩してしまつたらね、もう前例になってしまいますので、本来は国の示しているものの目的を果たすようなことにはならないと思います。

再度の答弁を求めますし、第8条の実績報告の報告書は、収支報告も伴うものというふうに認識しておりますが、間違いはありませんか。答弁を求めます。

それから、あと先ほどの総合政策部長のほうから答弁がありました「総合戦略」策定支援業務についてですが、このアンケート調査や基礎調査の項目選定については、一定、国からのひな形みたいなものが出されるのか。しかしながら、もし、それが出されたとしても、一定、やはり島本町の状況に合わせたアンケート調査の項目、基礎調査の項目の選定は必要であろうと思っておりますが、その点はお考えはありますか。答弁を求めます。

乾副町長 まず、第1点目のモデル事業でございますが、これにつきましても、ご指摘が

ございましたように公金を使って実施をするものでございますので、モデル事業用の要綱はきっちり作ります。それに則って、進めていく。その以降につきましても、この素案ですね、精査をして、これも税金を使って実施をするものでございますので、きっちり精査をし、要綱に従って実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱（素案）についての再度のお尋ねでございます。

素案の第8条に、実績報告ということで規定をしてございます。この中で、「補助金の交付の決定を受けた補助対象団体は、規則第8条に規定する書類の」ということで、この規則第8条に規定する書類というのが補助年度収支状況報告書ということで規定がされてございますので、その他にということで、島本町にぎわい創造事業報告書の提出を求めるものでございます。

以上でございます。

総合政策部長 今回の「総合戦略」のアンケートの実施についてでございますが、これにつきましては、一定、国のほうでも、こういった形でというふうな項目の事例はございますが、これは本町に合った形で、その地域の実情に合った形で実施をなささい、というふうなことでございますので、年齢階層別の人口、それと産業分野別の従業員数に応じて、その現状と将来の動向についての経過を整理をするというふうなことでございますので、その地域によっては、例えば子育て世代に限定をしてアンケートを実施をするという自治体もあるというふうに聞いておりますし、就業の問題、居住に関する問題、そういったことに絞ってまた実施をするというふうなこともお聞きをいたしておりますが、本町につきましては、いわゆるアトランダムな形で抽出をして、そして、その内容については子育ての問題、住居の問題、環境の問題とか教育も含めて、あらゆる項目を設けて、アンケートを実施をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時39分～午後2時55分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

田中議員 プレミアム商品券の件について、ちょっと各論的なところの分を一つ、伺いたいんですが、1億2千万円分の商品券を売るということは、1万枚、1万2千円のを1万枚売るという計算になりますよね。つまり、島本町の世帯……（「2千万だ」と呼ぶ者あり）……、だからプレミアムのが2千万だから、1億2千万やんか、ちょっと計算してみいな。1億2千万円分ですよ、そうですね、そうですね、正しいでしょう。ということは、島本町1万2,600世帯ですか、あるんですけど、大半の世帯が1万円の商品券、

つまり1万2千円まで買える商品券を買うということですから、売るのは大変やと思うんですよね。商工会のほうに委託するとして、売り切れないと返さなくちゃならないですね……（「2,800万しかないねんで、原資」と呼ぶ者あり）……。それはだから、ようわからん人やな。ちょっと、後にしてよ、それ。

それで、委託するにあたって、500円24枚綴りを1万円で売るというふうに先ほどおっしゃってましたけど、それは金のある人は1万円、ポンと出すかも知れないけども、出せない人もいる。そういう人が利用するために、6千円分の商品券を5千円で売る。つまり、12枚で売る。あるいは3千円分の商品券を2,500円で売る。そういうような売り方も、商工会のほうに指導されてはどうかと思うんですけども、そういう点についてはいかがですか。

それから、これはあくまで、この補助金の趣旨は、地域を活性化する、地域振興のための補助金でありますから、できる限り大手の、ダイエーとか生協で主力に買い物をしてもらいよりも、島本町内の中小業者のところで買ってもらうような施策も必要じゃないかと思います。その際に、質問なんですけれども、これは小売店だけで使用されるのか、それとも飲食店とか散髪屋さん、あるいは美容室でも利用できるのか。その辺りを、ちょっと教えていただきたいと思います。

取りあえず、それだけ、お願いします。

（午後2時57分 河野議員出席）

総合政策部長 今回のプレミアム付きの商品券についてでございますが、これにつきましては、今、田中議員のほうからご指摘のありましたとおり、今現在、24枚綴りということで予定いたしておりますが、考え方といたしましては、例えば、そこまでの消費を求めないというふうな方については3千円とか6千円、そういったことも当然、一定考える必要があるというふうに考えておりますので、ちょっとまだ決定ではございませんが、今後、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

それと、今回のプレミアム付き商品券につきましては、使い切るというふうなことが当然前提になってきますので、基本的には中小の業者に焦点を当てた活性化策というふうなことでございますが、なかなか、それで使い切れるのかどうかというふうなこともございますので、そういった利用先については、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、1万円分というふうなことでございますが、これは地域によっては、例えば3万円とか5万円というふうな形で、その幅を持たせている自治体もございますので、そういったことも含めて検討する必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、使用可能な範囲というか、店舗ということでのお尋ねでございます。一応、現在予定しておりますのは、商工会に加盟されているということをお前提で

はございますけど、飲食店とか散髪屋さんも可能というふうにお聞きをしております。
以上でございます。

田中議員 あと一つ、例えば、島本町にお勤めの高槻在住の町の職員の方、その方も、この商品券を購入できる、こういうふう理解していいんでしょうか。

都市創造部長 ご指摘のとおりでございます。
以上でございます。

戸田議員 民生費児童福祉費、産前産後ヘルパー派遣業務について、問います。

民生費で委託費にあがっています。担当は子育て支援課とのことですけれども、こんにちは赤ちゃん事業が4ヵ月訪問で全戸訪問されているということですから、顔の見える関係で、ニーズを把握して申請を受けるのが理にかなっていますし、利用後の様子も把握できるのではないかなと思っていますが、この辺りは、どのようになっていますか。委託費とありますが、これはどういうふう事業を行っていくのか、お示してください。また、万が一のトラブルや、本人の「困り感」に対応するのは、どなたになるんでしょうか。その辺りを、お示してください。

そして、この35万5千円という積算根拠です。対象者は、どんな方を見込んでいらっしゃるのか、何件ぐらいの利用が想定されているのか、お示してください。そして期間ですね、産前・産後の定義、それと何をお願いできるのか。第1子、上にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるとか、その子が小学生かどうかとか、様々なケースがあると思いますので、その辺り、ヘルパーさんに何を頼めるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、離宮の水保存会施設管理補助について、問います。

離宮の水の井戸の周辺の竹の垣を補修というか、直されると認識してますけれどもね。その横には、石でできた将棋盤がありまして、調べて見ると昭和37年、これは桜の友と書いて「おうゆう」と読むのでしょうか、桜友棋会というんでしょうか、そういった団体が将棋に縁のある水無瀬神宮に奉納された、というふうにわかりました。もともと私、気になっていたんですが、垣の外側に位置していて、あるかないかがわかりにくい。また、案内ボランティアさんなんか案内されるときも、それが垣と駐車場の間に挟まって、とても暗いイメージになってしまっている。それで、できることならば、竹垣を変えられるときには、ぜひとも将棋盤まで囲っていただけないものだろうかと、過去に何度か、もうずいぶん前なんですけれども、保存会の方に申し上げた記憶があります。しかし、あまりにも年度が経っていますので、今回の柵を替えられるときには、ここをぜひご検討いただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、にぎわい創造事業補助金の20万円でございます。桜井の駅跡の歴史を考えるとときには、三つの視点が必要だと思います。一つは馬借であった頃、つまり、馬のレンタル屋さんと言うんでしょうか、都からの伝達の過程で西国街道に馬借があった、馬を繋ぐ場所があったと思うんですね。その時代のこと。もう一つは、伝承ではあります

けれども、軍記物語『太平記』に書かれたシーン。そして、先ほどご答弁にありましたように明治、大正、昭和の戦意高揚の舞台となったこと。この三つを分けて考えなくてはなりません。

楠公父子の別れは、史実ではありません。楠木正成、正行親子がここで別れたという、あくまでも伝承であって、軍記物語の『太平記』の、しかも一方側から書いたワンシーンだと思います。しかしながら、紛れもなく桜井の地は楠木正成縁の地であり、名高い場面だけに——後世の脚色が多いのですけれども、桜井にある八幡宮、あの神社には別れの際に弓矢が納められたと言われ、矢納神社と呼ばれているのも知っておりますし、正成を泊めたというおうちがあるとも聞き及んでいます。地元の方が誇りに思われるのは当然ですし、町のにぎわいにと思われるのも、当然です。

しかしながら、私は、事はそう簡単ではないと思っています、後世の脚色が多いからなのですが。先ほどもおっしゃったように、思想信条に全く関係なく、にぎわいをされる。仮に思想信条があったとしても、様々な解釈もできますし、紛れもなく、あの地は「桜井の地」ですから、こういった方がにぎわいのイベントをされるのは、全く私にも疑義はありません。

しかしながら、補助金となると、事は違ってまいります。お尋ねします。

モデル事業となる楠公六八〇年祭、開催の狙い、目的はどのようなものですか。事業内容の中に、この狙い、目的等が書かれていません。講演をされるようですが、内容が全くわかりません。講師が書かれていません。把握されていますか。把握せずに補助金を出すのですか。それから、謡曲・詩吟の演目は何ですか。把握されていますか。正成に関わる展示パネルというのものもあるようですけれども、どのようなものでしょうか。

次に問いたいのは、「楠公六八〇年祭」という、チラシにあるタイトルです。これに問題はありますか。数字が680という唐突な数字なんで、これもびっくりするわけなんですけど、何よりも問いたいのは、楠公六〇〇年祭が、昭和10年だったと思いますが、大々的に行われました。そのときの六〇〇年祭とは、どのようなものだったのでしょうか。当該地が背負う、歴史認識を問います。

このイベントは、タイトルからして楠公六〇〇年祭、あるいは生誕六五〇年祭並びに必勝記念祭と、連続した行事ということになってしまいます。このタイトルを使われる限り、そういう過去の経過から逃れられない。これに、私は問題があるのではないかと考えています。認識を問います。

また、この「桜井の子別れ」は、本当に全国的に有名です。実は私も、当該地で案内ボランティアをさせてもらっていました。あらゆる方が訪ねてこられ、特に多く高齢の方、いわゆる戦前教育を受けた方が、死ぬまでに一度、などと言って訪ねてこられることも多々ございます。その理由は、国語や修身、国史の教科書に必ず、このことが載っていたからだと認識しています。戦前の教育とは、国家目的に忠実な人間を、人を育成

することを目指したものです。「国のための子」であることを求めたものです。滅私奉公という碑も残っておりますけれども、国民の隅々に至るまで、天皇制イデオロギーの浸透が図られた時代に、六〇〇年祭が盛り上がっていたのではありませんか。

そして、補助金のことなんですけど、これをモデル事業とされるにあたって、どのような議論がありましたか。モデル事業がこの楠公六八〇年祭であることで、楠公を讃えて行事が推奨されるというイメージが、後々まで定着してしまうのではないかと心配しています。いかがでしょうか。当該イベントがモデル事業と認められるならば、今後、様々な思想信条に大きく関わる催しを断る理由を欠いてしまうと思うのです。これを私は大変心配しております。この辺り、どのような議論がありましたか。

そもそも、楠公さんを記念して讃えとおっしゃるのですが、楠木正成とはどのような人物だったか、島本に住み、避けては通れない楠公さんの問題に向き合う中、私の中での楠木正成の人物像は、伝えられている忠君愛国とは違うという、そういう印象でございます。「楠木正成」という人物を様々な角度から見つめ直すことは、私はとても意義のあることだと考えています。しかし、そういった視点があるとは、お示ししていただいたイベントの内容からは、感じるできません。これは私がそう思っただけかも知れません。町が当該事業に補助金を出されるということは、この点、どのように判断されているのでしょうか。私は、楠公六八〇年祭、それを讃えるという、このタイトルがある限り、どうしても認めることができないのです。こここのところの認識を問うておきたいと思います。

そして、この主催者団体のこれまでの活動内容、会計報告などの提出は求められたのでしょうか。過去の実績等を把握しておられるのでしょうか。今まで行われてきたこと、どのようなことか認識して、補助金を出しておられますか。

以上、問います。

教育子ども部長 それでは、まず、子育て支援に関する産前・産後のヘルパー派遣事業について、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の担当課ということで、今回、子育て支援課のほう窓口となりまして、この事業を立ち上げることになりました。ご指摘のように、母子保健のほうとも当然重複する部分ではございますけれども、去年の4月には、子ども・子育て支援の窓口の一本化ということで教育委員会が担当することになりました。大きな意味合いでいいますと、子育て支援の一環であるという位置づけのもとに、今回、立ち上げということで子育て支援課のほう担当することになります。運用にあたりましては、当然、保健師等が妊産婦への関わりというのは非常に多いということになりますので、その運用にあたりましては、当然、保健師と連携を取りながら、必要な方にヘルパーを派遣していくという形になってまいります。

それから、2点目の事業の実施方法でございますが、これは町直営で実施するのでは

なくて、民間のほうに委託をいたしまして、ヘルパーの派遣をしていただくというふうに考えております。また、トラブルがあったときの対応でございますが、委託先はまだ決まっておられませんけども、一時的には委託先が対応することになりますけども、当然、町の事業として実施をしておりますので、トラブル対応にあたりましては、両者が協力をして対応にあたるということで考えております。

それから、積算の根拠でございますが、これは近隣自治体でも先行して実施されている自治体がございますが、その状況なんかも聞きながら、本町での想定される年間の利用申請というのは10件から15件程度であろうというふうに見込んでおります。そういった中で、派遣回数については15件といたしまして、1件当たり10回利用されるとして、150回を想定をいたしております。その150回にかかりますヘルパー派遣にかかる費用と、委託先にお支払いいたします事務費等の費用、それと派遣にあたって、妊産婦に対するヘルパーの資格というのは特にございませんので、ある一定の知識を持った方を派遣しないといけないというふうに思っておりますので、単に、今、高齢者等へのヘルパーとして活躍されている方もいらっしゃいますけども、それに加えて、子どもに関するヘルパーのあり方といいますか、どういう支援をしていくかという内容、あるいは気をつけなければならない点、そういったことの研修も、その委託先をお願いしていこうというふうに考えておまして、そういう費用も含めて35万5千円ということで、今回、計上をさせていただいております。

それから、産前・産後の定義ということでございますが、今、本町で考えておりますのは、一応、出産予定日から数えまして2ヵ月前から、産後、お子さんが産まれてから1年間程度を派遣の対象範囲としようというふうに考えております。

それから、対象者と依頼内容でございますけども、対象者は、今、申し上げました産前・産後の方に対する派遣ということでございます。それから、依頼の内容でございますけども、掃除でありましたり食事作り、あるいは買い物。もし、子どもさんがいらっしゃる場合には、幼稚園とか保育所の送迎等についてもお願いできればというふうに考えております。その辺については、弾力的に運用していきたいというふうに思っておりますけども、初めての事業の中で、いろんな要望も今後出てくるかも知れません。そのときには、適宜、柔軟に対応していきたいなというふうに考えております。

それともう1点、「楠公六八〇年祭」の件でございます。

教育委員会といたしましても後援をするということで、後援名義の申請がありまして、一応、許可をさせていただいております。この団体につきましては、平成23年度に生涯学習団体ということで教育委員会でも認定をいたしております。毎年、活動されておまして、今回の後援申請では、幾つかの要件はございますけども、その中で芸術文化活動を目的とする事業であるというふうに大きくは捉えまして、今回、生涯学習関係団体であるのと、今回、実施されるイベントの内容が文化活動であるということで許可をさ

せていただきました。

申請に際しては、一定プログラムといいますか、予算書も含めて申請をいただいております。先ほどありました、細かい演目であったり、どういった方がどういう演目で発表されるかというような点については、具体的な点まではお聞きはしておりませんが、全体を見まして、島本町の小学校のPTAの方であったり、また島本高校の吹奏楽部なども参加されるようでございますので、広く、多くの住民の方を対象に開催される内容であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、にぎわい創造事業補助金についてのお尋ねでございます。

まず、今回の事業につきましてはモデル事業で実施をするということで、そのモデル事業の対象ということで、今回、楠公六八〇年祭ということで位置づけをさせていただいたところでございます。事業実施にあたりましては、庁内関係部局でいろいろと議論させていただいて、今回、実施をさせていただくわけでございますけれども、当初の目的といたしましては、住民団体等の創意工夫による自発的なイベントに対して補助金を交付することで、町の活性化及びにぎわい創造に寄与することを目的としているということが前提にあるわけでございます。

それにあたりまして、まず後援申請ということで承認をさせていただいております。その中に事業計画書、それから事業予算書、それとパンフレット等、資料として提出をいただいております。その中で、今、ご質問がありました講演会ということで事業内容のほうにも記載をされてございます。講演にあたっての講師につきましては、元湊川神社の宮司さんの方だというふうにはお聞きをしております。他にもいろいろと予定をされておりますが、詳細については、特に今のところ、まだ確認ができていないということではございません。一定、大まかな内容については事業計画書等、提出していただいている中で確認をさせていただいておりますという状況でございます。

それから、モデル事業として実施するにあたりましては、先ほども一定、ご答弁をさせていただいたところでございますけれども、本町といたしましては、にぎわい創造事業に対して補助をするということで、町の活性化、それからにぎわい創造ということに向けて、町としても努力をしていきたいということの一環でございます。その中で、今回、予定されております事業につきましては、年度当初ということで、5月10日ということが、まず予定されている時期であるということと、それから、一定の事業を実施するにあたって、今後、継続的にやっていくにあたりましては、一定のモデル事業としての検証等も必要であろうということで、今回、この事業を抽出させていただいております。

あと、今回の楠木正成ということの中で、六八〇年祭が実施をされます。私も、この事業が実施されるにあたりまして、また改めて、この歴史的な部分についてはいろいろ

とインターネット等通じ、町史等で、一定、昔の背景というのは勉強させていただきました。なかなか戦争前後の中で、いろいろと、この方が国家の主導のもと、利用されたということは理解しております。ただ、そういう事実もある中で、町としても、あの場所、やはり史跡桜井駅跡公園というのは、一つの重要な町としての観光スポットにはなるということは理解しておるところでございます。その有効活用ということも、今後も継続的にやっていく必要があるということで、今回、このモデル事業を実施させていただく中で、効果等検証しながら、継続的に事業を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 私、聞き逃したかしら。離宮の水保存会の件、もしご答弁漏れているようでしたら、次でいいので、お願いします。

産前・産後ヘルパー派遣業務なんですけれども、これは個人が、利用者さんが使われる上限ってあるんでしょうか。10回ぐらいと想定されていると思うんですけど、何回、ちょっと細かいことで申しわけないんですけど。それから、利用者さんの負担額はあると想定されてますか。

そして、今回は交付金を活用されるわけなんですけど、施政方針に掲げておられるので、今後、ニーズがあれば町の単費でも継続するという覚悟で行われるものなのか、確認しておきたいと思います。

子育て支援課と、そして健康福祉部のほうで、いきいき健康課でしたでしょうか、連携を取ることなので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、また申請した側は、保健師さんを通じて町に申請していると思ひていらっしゃるわけだから、委託先のヘルパーさんとのトラブルがあったときに、それは委託先のヘルパーさんだからね、というふうに投げられてしまうと非常に不信感が起こってしまうと思ひるので、一定、きっちり整理をして、ヘルパーの派遣事業先に要望・苦情するものと、町が的確に対応するものと、うまく仕分けて、そして本人にそれをわかりやすく伝えていただけるようお願ひしたいと思ひています。

離宮の水については、ご答弁いただくということで、にぎわい創造事業補助金の、この「楠公父子の別れ」なんですけれども、教育委員会がおっしゃったように、当初は後援の要望だったと思ひます。それが、いつの間にか補助金になっているなというのは、しかも、それをモデル事業とされたとか、様々にいろいろ補助金のあり方としても大いに疑義があり、思うところはあるのです。しかし、生涯学習団体であるということで、今までの活動も一定把握されて、文化活動事業とされていると。その辺りは、グレーゾーンでありながら、わからなくもないと。実をいうと私は町制70周年のときに、例えば、あの地で謡曲の『楠の露』という演目がございますから、それをされたら、他ではあまり演じられないものですので、非常に注目を浴びるだろうなというふうに思ひたことも

あったぐらいです。

ちょっと、私事で申しわけないんですけど、私、紫明小学校という京都の学校を出ております、小学校。この紫明というのは、頼山陽の山紫水明から取っているんですけども、明治天皇が詠まれた「子わかれの 松のしづくに袖濡れて 昔をしのぶ さくらゐのさと」という碑が建っている、陸軍の碑の裏側に頼山陽の詩がありまして、非常に感銘を受けた。しかも、小学校の大大先輩の方で町内の方が、小学校のときに遠足でここまで来たとおっしゃるんですね。大先輩の方が、やはり遠足で来られていたと。そして、そのときは、生徒は国防色または紺色の学童服を着ており、その左胸部には住所・氏名と血液型が墨で書かれてある白い布が縫い付けてあった、そういうふうにおっしゃっているわけです。

幾らくさんの方が来られると言っても、やはり、この地はそういう歴史を背負っています。そのことが、「楠公六八〇年祭」というタイトルを使われること。先ほど、この六〇〇年祭はどういうものでしたかというのも、実はご答弁いただけてないんです。このときは、駅に仮設のプラットホームが作られて、楠公詣でのためだけに、そこにJR、当時の国鉄が停まった。それぐらい大々的に行われた事業であったと認識しています。駅跡地点に、臨時仮設停車場が設けられたという。これが、今の島本駅ができるという悲願になっていると私は思っているわけなんですけれども、「楠公六八〇年祭」というタイトルに問題はありませんか、という1回目の質問に、なぜ、お答えいただけないのでしょうか。時代背景、ここを考えれば、町として補助金対象とするのは、本来ならば慎重にならざるを得ないはずなんです。反対する意見はございましたか。改めて、歴史認識を問います。

そんなものは大げさじゃないか、とおっしゃる方が多いかと思うんですね。しかし、この後援のお願いをされている文章には……（「議長、整理」と呼ぶ者あり）……、島本町楠公父子の会の会長並びに準備委員会の委員長名で、文書で「楠公六八〇年祭開催についてお願い 昭和10年5月16日、桜井駅で楠公六〇〇年記念祭が盛大に挙行されています」、さらに「当時は楠公神社の建立計画、国鉄の桜井の駅建設計画など盛り上がりましたが、戦争の長期化に伴い見送られるに至りました」と、「盛り上がる」というような表現を使っているわけですね。従いまして、この会の思っていることが垣間見えるように思うのです。補助金対象として、どのようにお考えなのか。ぜひ、お答えいただきたいと思います。

教育子ども部長 産前・産後ヘルパーの派遣事業についてでございます。

まず、利用の上限ということでございますが、回数的には10回程度までを想定しております。

それから、負担額についてでございます。近隣の自治体でも実施をされておまして、その辺も勘案したうえで、一定の負担をお願いしていこうというふうにご検討しております。

ただ、負担にあたりましては、住民税の課税・非課税、あるいはひとり親家庭等については、一定の軽減措置も設けていきたいというふうに考えております。今回、予算要求をさせていただいております積算の中では、1時間当たり、市町村民税の課税世帯で700円という設定をさせていただきたいなと思っております。そして非課税世帯については、300円というのを想定をさせていただいております。

それから、補助金についてでございますが、今回、地域住民生活の緊急支援のための交付金ということで、満額交付されるということで、この事業を立ち上げますが、今後の見通しといたしましては、今年4月から始まります子ども・子育て支援新制度上におきましても、国から新たに利用者支援事業というのが示されておまして、その中で産後ケア事業というのが補助メニューに盛り込まれております。ただ、詳細がまだ示されておきませんので、この事業がそこに合致するのかどうかというのは不透明でございますけれども、こういう補助金を利用できるのであれば、将来的にはそっちのほうの補助金を活用して、当然、この事業は必要な事業ですので、単年度で終わるべきものではないというふうに思っておりますので、継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、今回の事業につきましては民間事業者に委託ということで考えておりますけれども、先ほどの私の説明がちょっと悪かったのかもわかりませんが、委託をするんですけども、利用にあたりましては、介護保険なんかと同様に、利用者さんと事業所さんとの契約において実施をしていきたいなというふうに考えております。そういったことについては、利用者の方には、当然、いろんな場面で周知をしていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

乾副町長 楠公六〇〇年祭と、六八〇年祭の相違というんですかね、これも町史に出ておるんですが、「国家総動員法が出され、国家の総力をあげて、『新東亜』の建設に邁進すべしと宣伝した。」、「こういう風潮が強まれば強まるほど、桜井駅祉、楠公父子訣別之所は、はなやかにもてはやされた。昭和十年は、丁度六〇〇年にあたり、盛大な記念大祭が開催された。」、これは町史にはもう少し詳しく書いているんですが、当時の軍人とか、それから役場の職員、町職員等々が集まって盛大に開催をされた。その背景は、やはり戦時中ですので、忠君愛国精神というんですか、そういうことを鼓舞するために六〇〇年祭が開催されたと。

先ほど、ご指摘のありましたように、当時、この昭和10年に大楠公六〇〇年記念大祭が盛大に開催された。「当時の来賓送迎のため、駅跡地点に臨時仮設停車場が設けられたと言われております」というふうに、盛大に、軍関係者等々を相当集めて催しをされた。これは楠公さんだけに限らず、全国的に楠公六〇〇年祭の、これは神社仏閣ですと、法要が盛大に行われております。ただ、楠公史跡は神社仏閣ではありませんので、そうい

う法要事業は行われておりません。ここにたくさん、開催された地名、全国的に多くの場所で実施をされております。その趣旨は、「非常時の日本を支える忠誠の意識の不朽の国民を持つこと」、そういう国民を育てるという趣旨でやられております。

ですから、今回の六八〇年祭の趣旨とは、全く違うわけでございます。思想信条の自由、そういうもとで、本町にある由緒ある楠公さんで祭りが行われるということで、六〇〇年祭と六八〇年祭の趣、趣旨、目的等は全く違う。この点につきましては、ご理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

都市創造部長 それではまず、議案書 34 の 11 の離宮の水保存会施設管理補助について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の石製というか、石でできた将棋盤の存在については認識をしております。今回、水場の辺りの柵の改修ということを考えておるわけですが、今、ご要望のあった内容につきましては、敷地が水無瀬神宮さんの所有されている敷地内ということでございますので、一定、水無瀬神宮さんのご意向も確認するというので、調整を取っていきなというふうに考えております。

それと、今回、楠公六八〇年祭につきましては、後援申請ということで申請がございました。その際に、事業目的につきましては確認をさせていただいておるところでございます。「楠公 680 年を迎え、改めて史跡桜井駅跡の歴史を身近に感じていただき、歴史文化を後世に継承するとともに、文化を通じて住民の交流と地域の活性化を図ること」ということを目的にされているということ、確認をさせていただいております。こういう趣旨から、一定、後援ということには承認をさせていただきまして、それを受けまして、事業実施にあたっての補助ということについてもご要望も出ておりましたことから、関係部局の中で協議をさせていただいて、モデル事業として今回の国の補正予算を活用して実施をするということで事務を進めさせていただいておるものでございます。

各関係機関との協議の中でも、先ほど来あります楠木正成の歴史的な背景等につきましては、一定、その中でも話題にはなっておりました。そういうことを踏まえる中で、モデル事業ということで実施をしたいということで決定をさせていただいておるものでございます。

以上でございます……（戸田議員・自席から「これがモデル事業の前例になったら、今後、様々なものが出てきたとき、どう判断するのか」と発言）……。

今回、創設を予定しておりますにぎわい創造事業補助制度につきましては、補助制度の目的といたしましては、先ほどもご答弁をさせていただいておりますが、「住民団体等の創意工夫による自発性のあるイベント事業に対し補助金を交付することで、町の活性化及びにぎわい創造に寄与することを目的とする」ということが大前提でございますので、その目的の趣旨に基づきまして、今後も適切に公募等をする中で、実施団体の決

定にあたっては進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

平井議長 できるだけ簡潔に、質疑をお願いします。

戸田議員 はい。狙い、目的が書かれていないのでわからない、あるいは講師の方が湊川神社の元神職の方ということで、なかなか、どうなんだろうかなと思いますけれども、六〇〇年とは全く違う、そういうふうにおっしゃるわけなんですね。

しかし、このチラシを見た限りでは「六八〇年祭」と大きく書かれていますから、後々の歴史で見たら、六〇〇年祭がこうこうで、六五〇年祭はそれに、戦争に勝つこと、目標というのが入ってきて、さらに六八〇年となったときに、明確に、ここは違うんだというところが、このチラシで全くわからないというのが非常に残念だなと。

これから、まだ時間は十分にあるので、その辺りのところを十分に精査されて、そして周知されると、誤解を解くことができるのじゃないかなと思うんですね。「親子の絆を讃えて」とありますけれども、別れるというのは、慈愛でも讃えるでも絆でもなく、もはや後醍醐天皇に戦争は避けるべきだ、尊氏と和睦せよと説いたがかなわなかったので、自分は天皇を裏切ることにはできないが、息子は死なせるわけにはいかないと、楠木正成の合理性、無駄な戦争で息子を死なさない、そういうのが働いたのじゃないかなと私は、この島本に住んで、そこまで思い至るようになったのです。そういう人物ではなかったかと、楠木正成は。

そして、それはなぜかと言うと……（「いい加減にして、議長、整理」と呼ぶ者あり）……、味方敵方の戦死者を……。

平井議長 質疑をしてもらわないと困るんで。

戸田議員 区別なく吊った。そして、敵を「敵」と呼ばずに「寄せ手」と呼んだ。あるいは、寄せ手の供養塔を建てて法要を行ったとか、様々なことが……。

平井議長 質疑してください。

（「歴史の勉強は終わりだ」と呼ぶ者あり）

戸田議員 今回のことをきっかけに、改めて、私の中で様々に検証されたわけです。このイベントが、市民にとってもそういうふうになるようなイベントになるのか。そこところが非常に重要だと思っているのですね。

「子別れ」と言っても、ほんとに11歳だったかどうかは全くわかりません……（「わからんことを言うなよ」と呼ぶ者あり）……。史実に基づいたものではない、11歳ではなかったという、そういう説もあるわけです。つまり、11歳にしておかないと、ここで子どもを逃がすことができなかったという、そういうふうな推測を——これは私の検証ですけど、思っているわけなんです。

歴史というものは様々なロマンがあって、解釈によって様々にされる。従って、この六八〇年祭が将来検証されるときに、六〇〇年、六五〇年、六八〇年というふうの流れ

にとらわれないか。そこをどのようにお考えか、もう一度聞きたいのです。なぜかという、集団的自衛権の行使容認、そういったことと……（「どこまで広げるの」「考えすぎや」他、議場内私語多し）……関わりかねないと、誤解を招くからなんです。

平井議長 静かにしていただきたいのですが、質問がちょっとおかしい。集団的自衛権と結びつけること自体が、ちょっと違うよ。

戸田議員 そういう時代において六八〇年祭が開かれるという、そういうところをどのように歴史認識されているか、そこを、しっかりと問うておきたいと思います。

なぜならば、この島本町にとって、この桜井の駅跡というのは本当に大事だからです……（「質問を整理して」他、議場内私語多し）……。議長。

平井議長 静かにしてもらわないとあかんけども、質疑も、ちょっと飛躍したりするところがあって、簡潔にしてもらわないと。そういう部分が、皆さん、やっぱり出るんでね。

戸田議員 では、今、飛躍しているというご指摘を受けましたので、申し上げますけれども、そういった社会情勢にあるということは事実です。何も飛躍しているのではなくて、私がそういう時代に、このようなイベントを町が補助金申請をする、後援するということに関して、どのようにお考えですかと訊いている。飛躍していると思っていられるのは皆さんであって、私は……。

平井議長 だから、そういうふうにもう最初から言うてくれればいいのであって、いろんなことを付け加えるさかい、おかしくなってくるんで。最初から、それはどうですかって問うて、それだけで済む話でしょう。

戸田議員 それは、この場で考えてお話ししていますので、わかりにくかったかも知れませんが、今はもう、わかっていたということですね、答弁をいただけますね。こういうふうにもう不適切な発言がある中で質問することは、非常に難しいことなんです……（「質疑をしないからでしょう」と呼ぶ者あり）……。そこを、あまりにも不規則発言が多いので、ちょっと整理していただかないと、大変質問がしにくいと思います。

平井議長 簡潔にしてください。

戸田議員 では、簡潔にいたします。もう一度、わからないといけないので簡潔にいたします。

今、社会情勢の中で、大綱でも申し上げました。「戦後から戦前に」、そういうふうに移っている時期に立っていると言っても過言ではないと、私は申し上げました。現政権が進めていることは、戦争ができる、戦争に関わる国にしていくという可能性があります。そのような時代背景の中で……。

平井議長 だから、現政権が戦争云々というのは、全く、この議案、関係ない話でしょう。六八〇年祭とは関係ない話でしょう。

戸田議員 関係がありますよ、社会的背景によって六〇〇年が開かれました。

平井議長 それは、戸田さんが個人的に思っている話であって。

戸田議員 私は、自分の議席で私の意見を発言しています、私の質問をしています。

平井議長 意見はいいんです、意見はしなくていいから、質疑をしてくださいとお願いしています。

戸田議員 背景を説明しています。意見ではなく、答弁をいただくための背景を説明しています。六〇〇年というものが開かれたときの社会的背景……（議場内私語多し）……、六八〇年祭が開かれている社会的背景を比較して、どのように思われますかと。そして、ご答弁に求めることは、このチラシを今ならば誤解を生むことがないようなものに変えていける可能性があると思っていますので、ですから、問うています。せっかくの自主的に市民活動されている、用意をされて企画されたところが誤解を招かないように。

実は、この団体ができるとき、私は複数の方から、楠公さんに興味があるんやったら入らないかと誘っていただいているんです。従って、どうか、誤解のないような広報の仕方をお願いしたいなと思って、質問します。よろしいですか、これで。

（午後 3 時 46 分 河野議員退席）

乾副町長 戸田議員のご質問に、お答えをいたします。

戸田議員のおっしゃっているのは、私、再三申し上げてますように、皇国史観、あるいは尊皇論、これは天皇中心主義ですね。今は民主主義、全然、時代背景が違いますね。当時は、皇国論にしましても尊皇論、あるいはその後の尊皇攘夷論、これはすべて、天皇を中心に国を治めていく、そういう基本理念ですね。戦後は民主主義、その時代背景が全く違うわけです……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

それと、この菊水のマークですね（町旗を示して）、これも町史に出てるんですけども、島本町の菊水、町章、これは「楠公の菊水を島本に図形化し、明るく環境の良い、本町の未来を象徴しています」と、これは本町例規集に規定をされております。それから、町史にも町章に関する記述がございまして、「昭和四十三年に明治・大正・昭和の三代にわたり、第一小学校の玄関にとりつけられた住民にも親しまれてきた『菊水』の形を元に町章に決めた。すなわち、島本の島（嶋）を菊の花びら、本を水にたとえ明るく環境のよい未来の島本町を表現している。」、この最後のほうに、「しかしながら、正成のばあいたんに国家によってふきこまれたというだけでなく、義経や秀吉などと同様に、国民的英雄、人気者たりうる要素があったことも事実である。その巧みな戦術、悲劇的な最期など、不運の英雄に対する『判官びいき』の心情にマッチするものが確かにあったのである。当島本町が菊水のマークを採用したことも、いささか過去の歴史観にひきずられた面がないではないが、正成に対する根強い憧憬を示しているといえよう。」、こういうふうに正成と本町の深い関わりが町史にも示されており、それが町章にも表現をされておる。そういうことでありまして、当時の歴史観、天皇中心主義から現代の民主主義に変わっている。その背景が大きく変わっている中で、同等に解釈する

のは、私自身は違和感がございます。

以上でございます。

(午後 3 時 48 分 河野議員出席)

岡田議員 もう私、静かに座つとろうと思ったんですが、数点、座つとることができませんので、発言させていただきます。今回の緊急支援の中で、産前・産後のヘルパーの事業に関して質問をさせていただきたいと思っております。

事前に、議案の説明もいただいておりますが、ある程度、わかっております。その中でも、今回は子育て支援課がこれを担当ということですが、予算の計上は民生費としてあがっているんですね。私はここを、なぜなのかということをしごく疑問に思いました。これは先ほどもおっしゃってましたが、4ヵ月の子どもの、こんにち赤ちゃん事業があるんですね。ここは保健師さんが訪問をされるということなんですね。今回の産前・産後ヘルパーはヘルパーさんが訪問されるということで、これは委託されて、もちろん研修もされるということをお聞きいたしておりますがね。

私が言いたいのは、この利用者の負担額を先ほど、これが決定したかどうかは定かではございませんが、700 円ということをお聞きいたしました。これはね、女性として、本当に大事な事業なんです。やっぱり、これは職員の方以上に私たちのほうが良くわかっていると思うんですけどね、産後というのはほんとに大変な時期なんです、これは。もう疲れて疲れて、ほんとに疲れて、赤ちゃん、ものを言いませんので、泣き声だけで判断するという大変な時期で、ほんとに産後、疲れが溜まってくる時期なんですね。この時期に手助けしていただくことに関して、700 円をいただくという。私、これはね、他の自治体を見ても、無料のところもたくさんあるんですよ。その中で島本町が 700 円に設定されたということが、あまりにも、何を根拠で 700 円とされたんでしょうかね。ほんとにうれしい事業なんですけれどもね、この利用者負担額を 700 円というのには、ものすごい私は、ちょっと黙っておれないというんか、このときって、ほんとに赤ちゃんにも紙おしめとか、すごくお金が要る時期なんです。ですから、そういうことも全部考えて、そして今、少子化で少しでも子どもをたくさん産むという、そういうような方向性になっているにも関わらず、このときに、やっぱり、このお母さんたちにもう少し光を当ててあげて欲しい。そのような思いで質問させていただいております。700 円の根拠を教えていただければ、ありがたいと思っております。

それと、プレミアムの商品券でございますが、これはいろんな自治体の中、またいろんな方の話を聞きましても、やはり山間部ですか、こういう田舎町の山間部のほうは、ものすごく、これを全部売りさばくのが難しいということを言われているわけなんです。それで、地域の中の商店街のみでやると規模が小さくなってね、所得政策に陥ってしまい、消費喚起の効果を十分に活かされないということで、その自治体によっては広域化にしたりとか、また地域外でも使えるとか、いろいろと工夫をされておられます。

やはり島本町も、この地域だけで使うというようなことではなく、もっともっと旅行で使うとか娯楽で使うとか、電化製品で使うとか、いろんなところにもっともっと幅広く使えるようにするほうがいいのではないかと、そのように思っております。

それとあわせて、やはり、子どもさんがたくさんいらっしゃる世帯のところですね、18歳未満の子どもさんがたくさんいらっしゃる家庭におきましては、また割引をされるとか、そしてひとり親家庭の子どもにおきましては割引をされるとか、その辺の配慮も、ぜひお願いしたいと思っておりますが、その辺はどのようにお考えをされているのでしょうか。

それと、これは緊急支援交付金でございますので、できるだけ早く皆さんに売っていただくということで、できるだけ早くこれは実施していただきたい、このようなことも思っておりますが、具体的に答弁いただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

それともう1点、お訊きしたいことがあるんですが、JR島本駅のところに水道水をつけるということが、この中にあがっておりますが、地図をいただきましたら、水道の配線（管）の部分というのはわかりますが、この水道は、どの辺につける予定になっておりますでしょうか。やはり島本町の水は大変おいしいので、ぶっきらぼうに、水が出るような形の水道をつけられると、他府県から、また水をペットボトルに入れて帰るとか、いろんなことがありますので、どのような水道を、どの場所につけられるのか。その辺もわかれば、教えていただけますでしょうか。

以上3点、お願いたします。

教育子ども部長 まず、産前・産後ヘルパーに関わってのご質問でございます。

まず、予算費目が民生費になっているということでございますが、予算上、この児童福祉に関わる部分については、保育所の経費もそうなんですが、民生費であげさせていただいております。これについては、一定、国のほうから示されています予算費目に沿った形での予算編成となっておりますので、これを教育費にしなければおかしいということにはならないというふうに思っております。

それから、利用者負担の700円の考え方でございますが、この事業を計画するにあたりまして、府内の自治体の、先行して実施されている自治体の調査をいたしました。その中で五つの自治体があがってきまして、無料の自治体も二つ、そのうちございましたが、それ以外に700円という負担を取られている自治体も二つの自治体がございました。あと1時間当たり400円というところもあって、負担のあり方についてはいろいろあると思います。

ヘルパー派遣で考えますと、介護保険で言いますと利用者は1割負担ということで、全く無料ではないということになります。介護保険なんかは65歳以上の方であっても、介護保険料を毎月払わなければならない。そういう保険負担をしつつ、利用者負担も1割あるという中で、この事業だけ全く無料にしてしまうというのはいかがなものか、と

いうことで設定をさせていただいたのと、現在、ファミリー・サポート・センターでの派遣の費用についても、利用者負担については1時間700円という設定になっておりますので、それとの整合性も図ったうえで、今回、700円ということに設定をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、戸田議員の質問の中でも申し上げましたように、住民税の課税されている方に対しては700円で、非課税の方については300円にしようというふうに思っております。生活保護であったり非課税世帯のひとり親家庭ですね、そちらのほうについては無料という設定をしたいというふうに考えておりますので、一定、所得に応じた形での配慮はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、あと桜井駅跡の水道の設置ということでございます。

設置場所につきましては、駐輪場のあるほうの西国街道寄りに設置を予定しております。先ほどありましたように、自由に使えば、水を出しっ放しにするはずとか、その水を汲んで帰る人が増えるんじゃないかというご心配もあります。その辺、まだ、どういう形でのものをつけるかというのは確定はしておりませんが、その辺も十分考慮したうえで、どういう形のもを設置するかということについては検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、プレミアム商品券についてお尋ね、3点、ご答弁申し上げます。

まず、1点ですが、幅広く使えるほうが良いのではないかと、という点でございます。特に広く、広域的に使えるということになりますと、大規模商店がある近隣の自治体に流れてしまう可能性がありまして、町内での消費に繋がりにくいというふうに考えておるところでございます。その観点からも、町内での使用ということを考えてございます。

それと、多子世帯への配慮についてでございますが、実際に買われる方が多子世帯であるかどうかという確認が非常に難しいのではないかと、というふうに考えております。そこら辺の担保をどうするのかというのが困難であるというところがある、というふうに認識をしております。

それと、実施時期についてでございますけれども、現状では夏頃から販売を予定しておりますが、商工会と協力して、早期に実施できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。答弁いただきましたが、どうも、気持ちが伝わってないような答弁ばかりだったのではないかと、思っております。

もう、700円に決定されたかと思いますが、まだでございましたら、やっぱり、この年代にもっともっと光を当ててあげて欲しい。そのように、しっかりと訴えさせていただきたいと思っております。子どもを産み育てる、このこと自体がほんとに大変なこと

で、ここからお金を取っていかうという、これは、いいんですけれども、できるだけ低くお願いしたいかなというふうに思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

それと、こんにちは赤ちゃん事業というのが民生のほうですので、この辺のヘルパーさんとの意見交換というんですかね。たぶん、同じおうちに重なると思うんですよね、ヘルパーさんを頼まれる家庭というのは。その辺の意見交換というんですか、委託されるということですが、ちょっと、どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思っておりますし、できれば、他の市町村もそうなんです、就学までのところの窓口は、ここに行ったら、もう何でも解決できるというような組織にしていきたいなという思いを、ほんとは持っております。民生のほうに行ったり、子育て支援課のほうに行ったり、あっち行ったりこっち行ったり、職員はわかってるんでしょうけれども、住民さんにとってはね、ほんとにどっちに行ってもいいかわからへんようになるっていう声が多いんですよね。

それとあわせて、今度、乳幼児医療費も子ども医療費というふうになって変わってますのでね。ほんとに住民さんって、職員さんが思っている以上に窓口がわからへんっていうのが、実際、そうなんです。ですから、そこに行けば何でも教えていただける、わかるというような、そういう組織を作っていただきたいなというの、これは希望として、ぜひ、お伝えさせていただきます。

それと、プレミアムのことですが、確かに島本町の商工会に委託するんですから、それは外のほうで使ってもらうのは嫌なことは確かだと思うんですけどね。この2千万の国からいただいた交付金を、捌かなあかんのですよ、残したらあかんのですよ。そういうことから考えたら、やっぱり、いろんな事を考えてやっていかんかったら、あと、もう残るようなことをしたら大変な状態ですので、ぜひ、住民さんが何を希望されているかということをしつかりと考えていただいて、何か、三つあるそうなんですけどね、何が買えるか、どこで使用できるか、誰が使えるか。やっぱり住民の立場になって考えていただきたいなというふうに思いますし、先ほども申し上げましたように、何か、もうあかんかのような答弁でしたが、多子世帯、18歳未満の子ども3人以上、多子世帯、この方たち、そしてまたひとり親家庭の方に関しては、ぜひ割引をしていただきたい。このことも、よろしく願いをいたします。

先ほどのJR島本駅の水道のことに関しては、わかりました。この2点について、再度、答弁をよろしく願いいたします。

教育子ども部長 産前・産後のヘルパー派遣に関しましてでございますが、現在でも、子どもさんに対しまして、こんにちは赤ちゃん訪問事業というのは、いきいき健康課のほうで実施をしておりますけれども、その中では、訪問に関しまして検討会というのを毎月、実施をされております。そういったところで関係者の情報共有をしているということでございますので、そこでも、今回、新たに始めますヘルパー派遣につきましても、情報

共有ができるように、今後、いきいき健康課と子育て支援課のほうで十分調整をしていきたいというふうに思っております。

あと、このサービス利用に関してでございますが、保健師と申しますか、訪問時に、そういう相談を受けることが多いと思っておりますので、それをわざわざ、改めて教育委員会の子育て支援課に相談に行きなさいとか、そういうことにはならないように、お互い、保健師と子育て支援課のほうでも同じ情報を持って、保健師からこちらのほうに伝わるというような形に連携はしていきたいというふうに思っております。

あと、窓口に関しまして、なかなか「子育て支援」と申しますのは大きい部分でございますので、医療も含めてとなくなってきますと、なかなか島本町の組織の中では、現状では難しいのかなというふうに思っておりますので、その点については、それぞれの職場の職員が子育て支援に関わるサービスについて内容を熟知して、住民の方に説明ができるというようなスキルアップを、今後とも引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 先ほどのプレミアムの商品券についてでございますが、これについては先ほど都市創造部長のほうからご答弁がございました。実施にあたって、様々な課題も当然あるというふうには認識はいたしておりますが、実施できるかどうかというふうなことも含めまして、他の自治体の事例等も参考にして、岡田議員のご指摘の点、十分踏まえまして検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

川嶋議員 私もちよっと、産前・産後ヘルパー事業についてお伺いします。

先ほどいろんな内容、実施内容についてのご説明が、他の議員のご質問の中にもありまして、その中で想定されている妊婦さん、また出産後の方の申し込み件数ですね、それが10～15件ということで、先ほどご答弁されておりました。これは毎年、島本町の妊婦さん、出産される方の人数というのはどれぐらいあって、また、この10～15件というのはどういう根拠でこの数字が出てきたのか、お示しいただきたいのと、先ほど岡田議員がおっしゃいましたように、この負担額ですね。これも日本共産党さんの資料の中にもありますように5団体の内容が示されておまして、その中で2団体が無料になっております。その中で回数とか、それは様々なんですけれども、確かに、先ほどおっしゃいましたように介護ヘルパーの方々の感覚でいくと、またその点においては、そういうお金の問題も発生してきたりとか、ファミリー・サポート・センターですね、こういう方々の負担とかを考えると、その辺は不公平さのないようにしなければならないという、そういう観点からかなということもあるんですけれども、確かに、これは産前・産後だけなんですよね、この産前・産後ヘルパー事業というのは、その期間の限定のことであると思っております。

だから、その辺において、先ほど岡田議員もおっしゃったように体力的にも精神的にも、ほんとに産前・産後、特に産後は要ります。また、最近は布おむつで毎日洗濯をしてという、そういうお母さん方も減ってきており、ミルク代、おむつ代と、出産後というのはかなりお金もかかってくることも多々あります。産着もたくさん要るような、産後という、やっぱりそういう状況で関わってくる部分もあると思うんです。だから、そういう意味合いも兼ねまして子育ての支援という意味で、産み育てる、そういう方々に安心を与えるという意味でも、この辺はちょっと、無料ということ、もう一度私からも言いたいですけれども、検討をしていただけたらなと思っております。

その中で、例えば期間を1年にするのではなく、もう少し、半年、6ヵ月までにするとか、あとはまた保健師さんとか、いろんな連携は、その後も切れ目のない連携は、その分、町としてもしていかなければならないとは思いますが、この産前・産後ヘルパーに関しましても、そういう部分で考えたときに、そのように検討していただけたらと思っておりますが、その点について、もう一度、お尋ねいたします。

教育子ども部長 本町の年間の出生数ですが、大体260～270ぐらいの出生があるというふうに認識しておりますけれども、昨今、若い方の転入もあって増えてきているということは認識をしております。この事業自体、まだ全国的に見ても、大阪府内でも、実施されている自治体自体がまだ少ないというふうに思っております。把握しております自治体については、先ほどございましたように資料請求のあった部分でご紹介をさせていただきます。先ほど、岡田議員のご質問でも、利用者負担についてはちょっとご説明をさせていただきましたとおり、他のサービスと一緒にできないということではございますけれども、一定、やっぱり制度設計をしていくうえでは、他のサービスとの整合性とか、その辺も考慮したうえで設定していく必要がありますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

川嶋議員 ちょっと、答弁漏れも一つあったんですけれども、先ほどの、この出生数の中から、対象者というか、申し込み対象者の予測として10件から15件というのがあったんですけれど、これはどういう根拠で出たのか、すみません。

それと、先ほどの、そういう負担ですね。それに対しては、かなり厳しいようなご答弁でございました。しかしながら、思いとしては、ほんとにそこだけはちょっと、もう一度言います、考えていただきたいなと思っておりますが、ほんとに産前・産後という特別というか、その時期しかないんですよ。だから、そういう点においては財政面でも様々負担が、事業費、かかってくるかと思っておりますけれども、そういう点で、町長といたしまして、その点、できることならそのようにしていただきたいと思いますと思っておりますが、その点、よろしくお願ひしたいと思うんですが、ご答弁、検討をもう一度、できる方向でしていただけたらなと思っております。例えば、10件から15件と

いうのが少ないか多いかというのは、この点については判断にはなかなかしかねる部分もありますけれども、その点、いろんな状況を踏まえて、もう一度検討していただければと思っております。

それと、あとサービス内容なんですけれども、これは様々な自治体の中でも、様々掲げておられます。この内容は、その自治体が特定したものに限るのか、それか、そのお母様が望まれることに対しては、そのヘルパーさんは聞いていただけるのか。そのお母さんによってはそれぞれ違うかと思えますし、上にお子さんがいらっしゃる方でしたら、またその点も関わってきますので、家庭環境によって様々違うと思えますので、その点については、どのようにお考えか、お示してください。

教育子ども部長 すみません、先ほど答弁漏れがございまして。

10件から15件というふうに試算しましたのは、先行して実施されている自治体さんの状況を聞かせていただきまして、そこから人口的な割り算をしまして算出をいたしましたら、この程度の件数になるだろうという見込みでございます。実際、やってみれば、もうちょっと増えるかもわかりませんので、予算的に足りなくなれば、また補正予算をお願いすることもあるかもわかりませんが、取りあえず、先行されております自治体の状況から算出をして、10件から15件ということで考えたところでございます。

それから、サービス内容につきましては、戸田議員のご質問でも申し上げましたけれども、一定、柔軟性を持って対応していきたいというふうに思っております。ですから、ニーズに応じた形でやっていきたいとは思いますが、例えば犬の散歩をして欲しいとか、そういったところまでやるのかどうか。その辺については十分検討したいというふうに思っておりますので、最低限、食事、買い物、それから子どもさんが別にいらっしゃれば保育所・幼稚園の送迎等についても、一定認めていくべきだろうというふうに思っておりますので、その辺も、先行して実施されている自治体の要件なんかも見させていただいておりますので、ニーズに合った形で、柔軟に実施をしていきたいというふうに思っております。

費用負担のことについては、ちょっと繰り返しにはなるんですけど、取りあえず、この形で今は考えておるんですけども、これも今後の利用者ニーズとか、これで全然利用者が出ないとか、そういうことになってくれば、この事業自体、それがネックになっているということになりますので、その辺については見直しも必要だろうというふうに思っておりますが、現時点では負担は求めていくということで、700円ということをあげさせていただいておりますけども、その辺については、再度、財政の予算的なこともございますので、内部で協議はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 ご答弁、いただきました。ありがとうございます。

一応、その負担額に関しましては、再度、検討の余地を与えていただいたと理解して

いてよろしいでしょうか、そのように思っておりますけれども。そういう点において、ほんとにこれから、初めて赤ちゃんを産んで、産み育てていく方、そして2人目、3人目と産んでいかれるお母さんたちにとって、やっぱり、その点の心の負担軽減、そういうことはほんとに大事であるのではないかと考えておりますので、その点、しっかりと今後にも、先ほど継続事業という話も出ておりましたので、これからのことも考えまして、そういう意味では考えていただければと、もう一度、再度、強く要望いたしておきます。

あと、内容ですね。それに関しましては、先ほど部長がおっしゃったように犬の散歩とか、そういう全般の生活に関わるような、日頃の生活に関わるようなことは、ほんとに難しいかと思っておりますけれども、やっぱり子育ての中での、家の中での基本的な中で、これは今、思ったのが、この5団体の中でのサービス内容がバラバラだったんで、そういう点において、ちょっと兄弟の世話とか入っているところと入っていないところとか、保育所・幼稚園の送迎とか、そういうのが入っている団体と入っていないところとかがあったので、そういう意味で、これは各自治体が断定するのかなと思ひまして、お聞かせ願いました。そういう点においては、柔軟に対応していくということでしたので、その点についても理解いたしました。

これで、質問を終わります。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後4時23分～午後4時35分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

他に質疑ありませんか。

外村議員 5～6点、質問させていただきます。

1点目ですね、交付金、今回、地域住民生活緊急支援のための交付金ということで、地域消費喚起型と地方創生先行型と分かれているそうですが、いずれにしても本町にとっては5,021万8千円と。これは一覧表、資料請求させてもらって、近畿、大阪の43団体の見たら、島本町以外、この交付金の算定方程式というのがあると思うんですけど、細かい交付要綱の中には書いてましたけども、端的・簡潔に、どういう計算式でなっているのかというのを、ぜひ、教えていただきたい。というのは都市よりも地方、過疎地に有利になっているのかなと思うと、そうでもないし、熊取町なんか、かなり1億近くあるし。高槻市も約5億あるんで、うちの10倍、大体合っているのかなというふうにも思うんですけども、ちょっと、この方程式、教えてください。

それともう1点は、大阪府も66億ほど、合わせてあるわけですけども、大阪府の66億については、これは大阪府がどういう配分をするのか。それによって、また島本町にも一定の配分があるのか。その辺のことをお聞かせ願いたい。

それと、これは限度額となっておりますから、当然、マックスこれであって、足りない分は、具体的にはもっと減るのかも知れませんが、その分は財政調整基金の繰入でまかなうということで歳入の話があったんですけども、いつ頃、最終的に決まるのか。これもわかっただら、教えてください。

2点目、「総合戦略」策定業務ですか。これは私も、平野議員からありましたけども、何か委託業者に丸投げみたいな形のやり方はして欲しくないなという思いがあるんですけども、ただ、時間的な制約もあるということと事務量というのがあって、致し方ないと思うんですけども、ぜひ町の職員だとか、できたら町の住民代表からも入って議論するというふうな形で、やっぱり島本町にふさわしいものにして欲しいと。ただ、聞くと、何かアンケート項目にまで国のほうから、ある程度アイテムが指定されているみたいなことを聞くと非常に違和感を感じるわけですけども、ぜひ、島本町にふさわしいものにして欲しいというのがお願いなんですけども。そこで、お訊きします。

アトランダムにアンケートを取るとおっしゃってます。じゃ具体的に島本町、1万2千世帯以上あるんですけども、どれぐらいのところに訊かれる予定なのか。それとあとアンケート項目についても、私は本来なら、これと直接リンクしないか知りませんが、島本町の広報のあり方だとか、ほんとにホームページやとか広報、どれだけ見てるかというようなことも訊いて欲しいなと思ったんで、その項目を入れて欲しいと思うんですけども、そんなことは入れられる余地がないのか。その辺の自由度を教えてください。

それと3点目、プレミアム商品券について。これは商工会に丸投げされるということですけども、これはやっぱり税金使ってるわけですから、商工会に入っていない店には使えないということになってるけど、これは不公平だと思いますので、島本町に存するすべての店で使えるというのが大前提であるべきだと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。それと、それに関連して、じゃ商工会に属している店が何軒あって、属していない店が何軒あるのか。わかっていたら、教えてください。

もう一つは、プレミアムについて2～3日前に、先ほど岡田議員からも出てましたけど、例えば堺市では7億1,200万ほど使うらしいんですけども、1冊1万2千円で1万円で売るというふうなことがありますけども、その他に中学生以下の子ども1人ごとに、またさらに千円ディスカウントする。障害者だとか障害者手帳持つ子どもさんには、さらに千円割り引くというようなことも、細かい、また施策をされています。当然、財源が多いからそういうことができるのかも知れませんが、手間の関係もありますので難しいでしょうけども、ひとつ、参考にさせていただけたらありがたいなというお願いでございます。

あと、先ほどもちょっと私、2千万円ということは1万人分ということで、売れ残ったら困るといふような話もございましたけど、私は逆に、すぐ売れてしまうんじゃない

かと思っておりますので、その辺の考え方、だいぶ違うなと思って聞いておりました。私なんぞは率先して買いたいと思いますけども、あまり議員が率先して買うたらまずいのかなと。売れ残ったら買おうかというふうに思ってたんですけど、この辺は、私は売れ残らないと思っております。

4点目、離宮の水の保存会の件ですけど、これは70万円の今回、施設管理補助ということで、毎年、この保存会には20数万円、24万円か20万円か、忘れましたが、補助金が出るわけですから、今回、どういうものに使われるのか。ぜひ、ここの内容を教えていただきたい。私としては常々、あそこ、町外からたくさん来て、何回も、何リッターも持って帰られるというのは非常に苦々しく思っていましたので、今回、70万もかけるなら、課金システムでも採用していただけるのかなと期待しておりますので、その辺の内容、ぜひ教えていただきたい。

それと、にぎわい創造補助要綱の件ですね。私も今回、資料請求を人びとさんがしていただいたお陰で、こういうことがわかって、ほんとに何か、今回、すでに決まっているにも関わらず、公募するというような要綱を作って、まさに泥縄式の不透明なやり方をされているということに、非常に私は不信感を持っております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。例え20万の補助金とは言え、こんなことが、資料請求しなかったら、何もわからないでスッと通ってる。私は、ほんとにびっくりしました。

だから、これはやっぱり、今回の件がどうしてもというんだったら、私は父子の会がそれだけの努力されているんだったら、それは支給してもいいと思いますけど、この補助金要綱に則ってやるというのでは矛盾があると思いますので、要綱は要綱できちっと作ってやっていただきたいというお願いと、これは来年からこういうふうに制度化するんであれば、予算的に、今後、どういうふうにしていくのか。1件20万で何件、毎年されようとしているのか。これは一過性のものなのか、継続する事業なのか、その考え方を教えていただきたい。

先ほど、条項について細かく出てましたけども、第5条の第2項に、公募に関する規定、「必要な事項は別途定める」、これは別途、きちっと示していただきたい。第7条でただし書きは、これは必要ではないかと思っておりますので、不要だと思っております。この辺は、精査したうえで、改めて議会に提示していただくようお願いします。

それともう1点は、桜井駅跡に水飲み場、手洗い場を造るという話でしたけども、これは600万ぐらいかけてやるというにしては、また、岡田議員からも心配されてましたように、ほんとに蛇口をちぎってしまうだとか、出しっ放しするだとか、いろんなことが想定されますので、これについてはほんとに慎重な施設にしてもらわないといけないと思うのが1点と、これだけの金をかけてやろうというのは相当多くの方からのニーズがあったと思うんですが、どういうニーズがあったというのを裏付けにされているのか。ぜひ、その裏付けについてのご回答をよろしくお願いします。

以上です、取りあえず。

(午後4時43分 伊集院議員退席・出席)

総合政策部長 まず、今回の地方創生の交付金についてでございます。

総額につきましては、今、外村議員のほうからございましたとおり、総額で5,021万8千円を予定いたしております。

これの算定式でございますが、これにつきましては、まず大きく申し上げますと、人口と財政力指数、それと寒冷地手当の支給の状況というのがございます。人口につきましては、平成22年の10月1日現在の国勢調査の人口をベースに算定をするということとされております。それと財政力指数につきましては、財政力の低い団体については少し手厚くするというふうな、そういう一定の算式がございまして、それに基づいて算定をされるということでございます。それに加えて、例えば、その地域の年間の小売りに関する販売高、それとサービスに対する収入額、そういったことも加味されるということでございます。

それと、寒冷地手当につきましては、特に過疎地といいますか、そういう寒冷地について一定の補整係数ということで加算されるというふうなことでございます。本町については、特に寒冷地の指定はございませんので、1.0で未給地ということで、そういったことで交付金の額が算定されているというふうなことでございます。

それと、「総合戦略」の策定の業務について、一定、コンサルのほうにお願いをするというふうなことでございますが、これは全く丸投げをするということではなしに、先ほども少しございましたが、こういったアンケートの項目をするのかということについては、国のほうの一定の指針はございますが、これは地域の実情にあわせて、今後の長期ビジョンを立てるうえでこういったことが必要なのか。これはもう、その地域の自治体の意向に沿った形でのアンケートができるというふうに考えておりますので、この項目につきましても、幅広い見地からアンケート項目の検討と、それについて、こういった形で実施をしていくのか。これは、例えば「総合計画」では3千人の方をアトランダムに抽出をしたというふうなこともございますし、そういったことも参考にして、今後、詳細については詰めてまいりたいというふうに考えております。

検討委員会で、やはり検証するというふうなことでございますので、これにつきましては学識経験者、また住民の代表の方も入っていただいて、しっかりと検証に当たっての議論をしていただいて、今後の中長期のビジョンを策定をしてまいりたいというふうに考えております。

それとあと、プレミアムの商品券についてでございますが、これは商工会に委託をするというふうなことでございますが、特に今回のプレミアムの商品券の趣旨につきましては、特に商工会に入っていないと駄目というふうなことでは、なかなか消費についても、本来の、今回の交付金の趣旨から少し逸脱するのではないかなというふうに考えており

ますので、これについても一定、今後検討が必要である、このように考えております。

それと、大阪府の今回の地域創生のための取り組みでございますが、本町ではプレミアムの商品券というふうなことで考えておりますが、これは都道府県と市町村の役割分担というのが一定ございまして、本町ではプレミアムの商品券、他の自治体でもほとんどそういった状況でございますが、例えば大阪府では旅行券を発行する、それと大阪産（もん）といいますか、ふるさとの名物の商品券、こういったことを発行するという、大阪府ではそういったことを予定をされております。地域によっては、市町村と都道府県が協働して、こういった事業を実施するという、そういったメニューもございまして、本町ではプレミアムの商品券、大阪府では旅行券、それとかふるさとの名物の商品券、そういったことを実施をされるということで、お聞きをいたしております。

それと、プレミアムの率についてでございますが、これについては地域の様々な取り組みがされております。本町では2割のプレミアムということでございまして、例えば中学生以下の子育て世代に手厚くプレミアム率を上乗せするというふうな自治体もございまして、障害者ですとか、一定の生活弱者と言われている方についての率の上乗せ、こういったことも実施をされておりますので、こういったことについても、今後、参考にはしてまいりたいというふうに考えております。

それと、商品券の消費について、これについてはできるだけ早期に実施をするようにというふうに、国のほうからもそういった見解が出されておりますが、地域によって、消費の動向が一律ではないというふうには考えております。ですから、商店の多いところと少ないところによって、その消費される時期も若干異なってくるのかなというふうには考えておりますが、できるだけ早期に消費をしていただけるような、そういうふうな形で事務のほう、進めてまいりたいというふうにご検討しております。

私のほうからは、以上でございます。

都市創造部長 それでは、プレミアム商品券に関しまして、現在、商工会に加盟している店舗数でございますけれども、平成26年3月31日現在で360店舗となっております。未加入の店舗数については、ちょっと把握しておりません。以上でございます。

それと、島本町にぎわい創造事業交付要綱については、今回、素案ということでお示しをさせていただきました。今後、再度、詳細については精査をする必要があるというふうにご検討しておりますので、精査でき次第、議員の皆様方に、またご報告はさせていただく必要はあるのかなというふうにご検討しております。

それと、離宮の水保存会施設管理補助ということで、今回、70万を予定しております。今回の70万につきましては、内容としまして、柵の付け替えを予定しているということでございます。平成27年度の当初予算におきます補助金といたしましては、水質調査とか清掃などの費用として、27万円を予定をしておるものでございます。

以上でございます。

教育子ども部長 史跡桜井駅跡の整備事業でございますが、今回、水道を新設いたしましたして、その水を次、下水のほうに流す必要がありますので、下水道への接続も含めた工事費用となっております、高額な金額になっているということでございます。

今回、水道を設置するということにつきましては、やはり島本駅前のにぎわい創造ということで、今後さらに、この桜井駅跡を活用したイベント等も実施をしていきたいというふうに思っております。これまでも幾つかのイベントはやってきておるんですが、水がございませんので、歴史文化資料館から運んでこなければならぬというようなこともございました。そういった不便さもあって、なかなかイベントに利用しづらい部分もございましたので、その辺、設置することによって解消され、さらに駅前のにぎわいが見込まれるのではないかなというふうに思っております。

昨今では、公園でもそういった水道設備というのは設置されつつありますので、そういったことからしても、1ヵ所はこういった設備が必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございます。よくわかりました。

ぜひ、質問以外に要望もいっぱいしましたけども、商工会のプレミアム券につきましては、未加入の店が何軒あるかも調査していただいて、調査しなくてもいいから、使えるようにしていただけたらいいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

それと、離宮の水の件について、柵で70万円もかかるのかわかりませんが、ほんとにこれ、一回、課金システムについて考えていただくように、ぜひお願いしたいなと思います。これはほんとに、限りある資源が持っていかれるのは気分悪いので、ぜひ、よろしくお願いします。

あと、先ほど大阪府に、今回、二つの交付金で約66億ぐらいあるわけですが、今、総合政策部長のご説明では旅行券を大阪府が発行すると。名物の商品券も発行することですけれども、これに50億も使うわけですか。例えば、地域消費喚起型には大阪府は約50億7,300万使うわけですが、50億も旅行券に使うわけですか。そのへんはちょっと。それで一切、各市町村には配付されないのか、配付してはいけないような仕組みになっているのか。その辺、もう一度、教えてください。

総合政策部長 今回の大阪府の地域創生に対する交付金でございますが、かなり多額な額になっております。一例で申し上げたのが、そういった旅行券を発行して、そして消費の喚起に繋げていくということを考えておるということでお聞きをしております。それと、ふるさと名物の商品券ということで、大阪府内の地域でいろんな特産物がございしますので、それを商品券として発行するというふうな、そういうことが一例としてあげられておまして、その他、多子の世帯、第3子以上の世帯に対する支援というふうなことも考えておられるということで、ちょっと具体的にはまだ、詳細については決定して

おられないというふうには聞いておりますが、そういったことを中心に実施をしてまいりたいというふうにはお聞きしておるといふことでございます。

それと、市町村への配付というふうなことでございますが、これは都道府県と市町村の配分額というのが決定しておりますので、大阪府は大阪府の事業に充てる、市町村は、本町では5,021万8千円の交付金ということでございますので、それぞれメニューにあわせておりますような事業を実施してまいりたいというふうなことで、今、検討いたしております。

以上でございます。

外村議員 それはよくわかりましたけれども、大阪府は我々のところも網羅しているわけですから、配分という形じゃなくても、やっぱり一定、各市町村が潤うような仕組みを導入すべきだと思うんですけど、これは大阪府の議会が決めるのか知りませんが、市町村議会、市町村会としても大阪府に対して、これだけの金があるんなら、大阪府が勝手に旅行券に使おうが何に使おうが放っといてくれという仕組みではおかしいと思いますので、要望する仕組みがないのか。ぜひ、その辺は考えていただきたい。これは要望ですけど、よろしくをお願いします。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

伊集院議員 種々、質疑がもうほとんど出てますので、ちょっと重複しないようにしたいんですが、まず1点、三川合流ですね、若山神社の展望台を整備される。この整備されるのがどれぐらいの規模かがちょっとわかりませんが、春も近いですし、ハイカーも増えつつある時期であります。この整備にかけましてはスケジュール、どのようにお考えか、1点、お伺いします。

それともう1点、ちょっと、これは重複する点ですが、にぎわい創出団体補助ですね。先ほど来の質疑で、歴史から思想の話に持っていかれて、ちょっと、よくわからなくなりましたので、再度確認しますけどね。まず、国の補助がございまして、これ。その国の補助において、先ほど外村議員からもありましたように、地方創生先行型と地域消費喚起・生活支援型、この点があると思います。この補助を受けるにおいても、本町としては、やっぱり基本目標、こういうものを掲げられているはずですね、そういうふうになっているはずなので。まず、その点の土台の部分、この補助金についての趣旨、国の考えもありますし、町の考えの目標、基本目標を持たれてると思いますので、その点のご紹介をお願いします。

都市創造部長 それでは、三川合流地点展望施設整備工事100万円についてのお尋ねでございます。

今回、若山神社内で展望できるということで、三川合流地点を展望するにあたって、一定の施設整備をしたいということでございます。内容といたしましては、パネルの設

置、それからベンチの設置を予定しておりまして、時期につきましては、なるべく早い時期に工事をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

総合政策部長 今回の地方創生の交付金についてでございますが、これにつきましては、ただいまありましたとおり、一つには地域消費の喚起・生活支援型の交付金、それと地方創生の先行型というふうな形で、大きく二つに分類をされます。地域の消費喚起というふうなことで申し上げますと、先ほどからございましたプレミアム付きの商品券の発行。それとあと地方創生の先行型といたしましては、「人口ビジョン」「総合戦略」の策定が大きく分類としてはございます。それとあと定住・観光プロモーション事業、そしてもう一つは子育て支援事業というふうな形で大きく分類をいたしておりますが、「人口ビジョン」につきましてはアンケート調査等の実施を考えております。

それとあと定住・観光プロモーションというふうなことで、定住と観光計画の策定というふうなことでございます。それとあわせて地域資源の調査、いわゆる地域資源の掘り起こし、こういったことも今回の調査の中で実施をしまいたいということでございます。それとあと本町の紹介と申しますか、情報発信のためのパンフレットの作成、PRツールの作成というふうなことで、情報発信をしまいたいと。そして、それにあわせてにぎわい創造ということで、本町の知名度のアップ、そして他自治体からの集客、そういったことを、今回、この定住・観光プロモーション事業の一つとして実施をしまいたいというふうに考えております。

いわゆる、今、東京一極集中というふうなことが広く言われておりますが、地方への新しい人の流れを作るというふうなことが、今回の地方創生の大きな役割であるというふうにも考えておりますので、そういった本町の地域資源を活用した事業を実施をしまいたいというふうに考えております。

もう1点は子育て支援事業というふうなことで、産前・産後のヘルパーの派遣事業、こういったことも、この交付金を活用して実施をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。要は、大きく地方創生先行型、「人口ビジョン」、また定住と観光プロモーション、また子育てですね。大きく3枠になる中、確かに国政のほうでも、東京一極集中を外していかなければならない、地方への新しい人の流れを作るということで動いているのも事実です。本町としても、先ほどありましたように地方への新しい人の流れを作る観光プロモーション事業ですね、こういったことを掲げられたということですね。

そのうちにありますにぎわい創造団体補助金、これにおきましては、いわゆる町の知名度という言葉で先ほどご答弁ありましたけど、町の知名度を上げるには、本町の中で

全国版、本町内の人じゃなくて、町外の人間を呼び込むとすると、今で言うとサントリーさん、これをよく、町長も施政方針に書かれているようにサントリーさんを使われております。じゃ、次の知名度というのは、やはり「楠公さん」ではないかという部分であります。本町の中の現時点での全国版で、要は知名度が高いとなっていくと、優先順位でいくと、他にも多々ありますけども、まず一般的にわかりやすいのがサントリーさんでもあれば楠公さんであるというふうに私は捉まえていたんですが、先ほど来の質疑の中で考えると、私はこの国の補助金を活用されるのに、要は本町への人の新しい流れ、これを作っていくということを掲げられて、こういうモデル事業というのが出てきたのかと思っているんですが、そうじゃないのかどうか、ちょっと確認させていただきます。

それと、三川合流のほうですね。ベンチ等の設置だということですから、大がかりな工事ではないように見受けられますので、早期にできるという、予定完了はちょっと出していただけませんでした。早期に取りかかれるという——可決されたらの話ですけどね、そういうことなのか、ということですね。理解いたしました。

戻りますけども、町として補助モデル、町の知名度を向上させるということにおいての町の考え、再度、それも踏まえてお伺いします。

総合政策部長 地方創生の趣旨につきましては、先ほど申し上げましたが、「長期ビジョン」と「総合戦略」、こういうふうな形で、それぞれの地域において戦略を策定しなさい、というふうなことでございます。その中で、例えば長期のビジョンで申し上げますと、人口減少問題に歯止めをかける、そして東京一極集中の是正というふうなことで、地方に新しい人の流れを作るというのが、大きな目的でございます。その中で本町では、やはり他自治体、他市からの、町外からの集客というふうなことが大きな課題ではないかなというふうに考えております。そういう意味で、定住・観光プロモーション事業として、こういったメニューを検討しているわけでございます。

今、ご指摘ありましたとおりに、例えば本町ではサントリーさんが非常に、社会的にも有名な企業さんでございまして、それにあわせて「楠公さん」というのは地域の皆さん方、町内の皆さん方も、私も小さいときから遊んでたというふうな思いもありますので、そういったことで新たな集客を図るというふうなことで、今回、一つのプロモーションの中の事業として予定をしているわけでございます。そのほか水無瀬神宮、若山神社等々ございますが、大きな本町の観光資源の掘り起こしというふうなことで、今回、この交付金を活用して本町に集客を図っていく、地方へ新しい流れを作るというふうなことでございますので、そういった趣旨で、この交付金を活用してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 三川合流地点展望施設整備工事についての再度のお尋ねでございます。実

施時期について、ということでございます。

議員ご指摘のとおり、可決されましたら、一日も早く整備に向けて工事を進めていきたいなというふうには考えてございます。本来、今年ももう桜の時期を迎えるわけですが、それにはちょっと間に合いそうにはないんですけども、できるだけ早く工事のほうは進めてまいりたいなというふうに考えております。

それと、今回のにぎわい創造事業補助金につきましては、議員ご指摘のとおり、人の流れを作るための補助金でもございますので、このことから、まずは、すでに知名度の高い施設の活用という観点を含めて、モデル事業とさせていただいたところもございます。よろしく願いいたします。

平井議長 他に質疑ありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 2014年度島本町一般会計補正予算(第11号)、反対の討論をいたします。

「地方創生関連法」に基づいて、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付されるということになりまして、島本町にも5,021万8千円の交付額が認められているところでございます。地方創生ということにつきまして、何も否定するものではありませんし、地域が元気になるということは非常に大事なことであります。

しかしながら、やはり国の政策として根本的に地方が元気になるにあたっては、雇用政策や農業政策、農林業を破壊しない政策、それから消費税をやはり上げない、そういったことも重要なことだというふうに思いますが、残念ながら、そういった方向ではなく、今回の交付金で何か一時的に対処しているような気がいたします。一時的な、選挙前のバラマキというような評価もありますけれども、そういったことが否めません。

しかしながら、財源としていただいた以上は、有効に活用するという方法もあるかも知れませんが、その中でも、やはり私は「総合戦略」策定、それをコンサルタントに委託するということが、また、これまでのいろいろな計画策定の実績を見ますとね、コンサルタント任せが多いのではないかとこのように思っておりますので、やはり地域のことをよく知る、職員や地域住民の自主的な手で作るというのが有効だというふうに私は思っております。その点につきましては、改めて申し上げたいというふうに思っております。

商品券に関しましては、はたして、このことだけで消費喚起ができるのかというふうに思っております。やはり消費税のアップをさせない。結局、消費税が上がったために消費を抑制しているということもありますし、社会保障を切り下げているから財布の紐が固くなる。将来的な自分の老後とか、いろんな事を考えますと、なかなか消費ができ

ないということになっていると思いますので、そういった政策がセットでなければ、これも一過性に終わるのではないかというふうに思っております。

質疑の中で時間も費やしました、にぎわい創造補助金ですけれど、20万円ですね。これは国の交付金を財源とした補助金で、2015年度の予算にも計上されておりますし、それは町の事業として継続的に行われるものだというふうに認識しております。

まずは、この20万円の支出の根拠、支給根拠になります要綱が、結局、ないということですね。今、提案されている素案第5条には、補助対象事業は公募とあるわけですから、その要件には値しない。公募でモデル事業、この事業を採択したわけではありませんので、結局、素案になるこの要綱は、この事業には適用されないということですね。つまり、このモデル事業の根拠になるものがないのに補助金を支出するということは、大いに疑義のあるところですよ。改めて作りますとおっしゃいますけど、この議決の場で、議決する段階で、根拠になる補助金要綱がない中で認めるということではできません。

さらに、このモデル事業ですけど、「楠公父子桜井の駅の別れ六八〇年祭」ということですけど、過去の歴史、特に戦争の歴史を大いに背負ったところです。桜井駅跡、楠公精神、楠木正成にまつわることに关しましては、やはり戦争を遂行した、戦争賛美を促すような国民の意識醸成がされる場所であったということを経験すると、そうそう観光スポットだからとか、人を集客できるからだとか、そういったことだけで地域の知名度発信とかいうことになると、少し、私は慎重さが足りないのではないかというふうに思っております。モデル事業として補助金を出すというにはふさわしくない、というふうに思っております。

何も、楠公父子の会の住民団体が事業を行われることそのものに異議を申し立てているわけではない、そこははっきりと申し上げたいというふうに思っております……（「言っているじゃないか」と呼ぶ者あり）……。補助金を出す、公金を出すということについて、問題があるということをお願いしているということですので、今、しなければならぬということはないことはね、やっぱり平和の大切さや戦争を知らない世代の若者に、戦争の体験や戦争の被害、また植民地支配と侵略、そういったアジア諸国の人びとが犠牲を払った、そのところをきっちり、島本町としては「平和と基本的人権尊重のまち」として継続していかなければならないと思います。そのことを、この場所、この史跡桜井駅跡のことを語る際には、一方で、そういう事業を行うという町の姿勢がなければ、やはり認めることはできないと思います。

以上を申しまして、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）に対し、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合

戦略」が12月27日に可決され、地方創生担当大臣より直々に議長宛て、町議会にも「地方版総合戦略」の策定などについての手紙が届いています。このことによりましても、第11号補正は国の特定財源5,021万8千円の交付金と本町の一般財源345万8千円を合わせ、歳入歳出補正総額5,367万6千円を追加し、歳入歳出予算総額104億8,393万1千円となります。

まずは、この「人口ビジョン」「総合戦略」の制定に、アンケート調査、その調査結果に基づく分析に650万の交付金を使用し、750万の事業費を考えておられます。人口減少、超高齢社会を迎え、この少子高齢化時代をシビアに受けとめ、パイは限られている中の対策を練っていく、この本町の将来ビジョンの土台になりますことを要望いたします。

地方への新しい人の流れを作る基本目標に、定住・観光プロモーション事業について、定住・観光計画策定や地域資源調査整備に、パンフレット等のPRツールに情報発信など、専門家による質の高いメディア戦略を展開されるようですが、やはり島本町を一番よく知っている、一番よく愛している住民、職員があつての土台で、委託との一言で済まされないように願います……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

そして、人の流れを作る、この基本目標に、若山神社から三川合流地点を眺められる展望施設の整備、また離宮の水保存会施設整備や、桜井駅跡の水道設備の整備など、何年もの要望によりやく応えられる特定財源も確保し、実現できることを大変評価いたします。

また、地方創生・人材支援制度や、地方創生コンシェルジュ制度等による人的支援を国としても支援する中、にぎわい創出団体補助金モデル事業として、住民の、また実行委員による手作りの楠公六八〇年祭をされる団体への補助。町は日頃、「歴史や水が本町のウリ」との施政方針が何年も続きました。楠公さんの全国的にもファンが大変多い状況です。こういった中、町の代わりに住民が主体的に努力をされる団体への補助におきましては、町の知名度向上へと将来は繋がっていくように願ひ、モデル事業ということですから、分析もあわせて忘れず、新しい人の流れを作ってください。決して、これにおける思想信条に流れるものではなく、町の純粋なまちづくりへと、町の知名度向上へと繋がってきますように要望させていただきます。

また、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる基本目標の子育て支援事業、待ちに待った産前・産後ヘルパー派遣事業です。その支えとなる保育士やベビーシッターなど、子育て支援関係者への研修や意見交換なども予定されています。詳細については、ご答弁でもありましたが、一定の案を持ちつつ、これからというようなこととなりますが、早期に実施できることを願ひ、そして国の動きではワンステップ拠点と考えていることに、子育て世代包括支援センターも見据え、現在、教育委員会が担当していることに、母子保健との協力をもって将来移行していくのかどうかも、早期に検討を要望

いたします。

最期に、唯一危惧していますプレミアム商品券、本町にとっては大変難しい、細かい問題点が多々あると思います。商工会への委託とされますが、商工会も危惧していることが、多々声があがっております。商工会と町のタイアップでなければ厳しいと思われる中、バックアップが必要不可欠ですので、他自治体情報も十分に提供しながら、協議を幾度も持つように願ひまして、各事業実施にあたっては留意され、実施の詳細や、実施までにおけるの随時ご報告を強く要望いたしまして、予算においては賛成させていただきます。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第11号)について、公明党を代表し討論を行います。

国の平成26年度補正予算(第1号)に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起に向けた地域の実情に応じた事業及び「まち・ひと・しごと創生」に向け、地域の実情に応じた事業を実施するものであります。

特に、産前・産後ヘルパー派遣事業については、産前・産後に家族等から支援を受けることが困難な母親に対し、調理や掃除などを行う新たな支援として実施をされます。こんにちは赤ちゃん訪問事業との連動で密な連携が取れるようにしていただきたいということと、実施内容であります。各自治体でそれぞれの形があるのは当然かと思ひます。特に負担額ですが、公明党といたしましては無料を希望するものであります。実施後、利用者ニーズにより見直しをするとのご答弁でした。負担額をはじめ内容については、しっかり見直しをしていただけるよう、強く要望いたします。

また、プレミアム商品券につきましては、18歳未満で3人以上いる多子世帯、ひとり親家庭、また生活保護世帯、障害者世帯に対しての割引を望むとともに、実施時期についても、緊急支援でもあることから、早期に実施していただけるよう要望し、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党議員団を代表して、第34号議案 島本町一般会計補正予算の賛成討論をいたします。

この補正予算は、国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金によって組まれるもので、政府が「まち・ひと・しごと創生」の名で具体化した施策には、この島本町が組んだ予算に見られるように、地域産業の振興、出産・子育てへの応援など、効果的な施策支援の内容もあります。

けれど、この間、消費税の増税で深刻な景気の悪化が続き、住民の生活は物価の値上がり、給料や年金の減少の中で、大変なものになっています。一時的なプレミアム商品券などの支援で生活が持ち直すものではありません。今後も、町民生活の防波堤となる自治体の役割をしっかりと発揮されることを要望いたします。

また、島本町にぎわい創造事業補助金交付要領素案ですが、今回の六八〇年祭はモデル事業とのことです。今後の自発的なイベント事業への補助については公募をすること、そして、第2条の補助対象事業の内容をしっかりと押さえられるということ、つまりは、この「素案」の内容を適正に実施していただくことを要望して、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）に、私・戸田より賛成の討論をさせていただきます。

大きく2点について、述べます。

定住・観光プロモーション支援事業に関わり、申し上げます。

質疑では申し上げることがありませんでしたが、私がかねてより大山崎町との広域連携、観光における広域連携が非常に重要だと申しております。京都という国際的な歴史都市に連なる強み、東京オリンピックが大きな山場と考えていますし、その後も持続可能な地域観光スポットとしての魅力を維持していける潜在能力があります。これらを、はたして活かしているのか、理解できているのか、ということを考えております。大山崎町と山崎地区は、中世、一つの街として自治が認められていました。歴史的・文化的繋がりが強うございます。

とりわけ、また昭和には民間人の鮮やかな歴史が刻まれています、昭和初期。サントリー山崎蒸留所創業者鳥井信治郎氏、ニッカウキスキー創業者竹鶴政孝とその妻リタさん、アサヒビール大山崎山荘美術館となった大山崎山荘の加賀正太郎氏、これらは皆、ウイスキーに関わりのある方です。そして昭和初期の実験住宅、日本初の環境住宅と言われる聴竹居、京都大学の藤井厚二先生の建築であり、また住居でした。同時期に、山崎の地に住まわれています。これらを訪れて研究している職員がどれだけいらっしゃるのか。そしてまた、大山崎町にある利休の手がけた茶室で唯一現存するものと言われていた待庵、茶室建築として大変貴重な水無瀬神宮の灯心亭、これらは茶文化に関わるもので、皆、名水、お酒も茶文化も、「名水」と関わるものです。

まず、歴史的にその価値を知り、地域住民が誇りに思うことが重要であり、それがなければ観光資源に繋がることはできないと、私は考えています。「にぎわい創造課」という組織名称が、にぎわい＝人が呼べる、人が集まるイベントの開催となるならば、それはあまりに軽すぎると思います。要望があったから、人が集まるから、新たに補助金制度を申請して補助金を支給する。その姿勢は、非常に残念に思いますし、厳しく問うて

おきたいと思います。

歴史的認識につきましては、桜井の駅跡について、副町長、教育長、にぎわい創造課の担当部長より、それぞれご答弁をいただいて確認できたところです。また、教育子ども部長は、主催の当該団体が文化事業を行ってこられた団体であるというように判断されています。

さて、島本駅ができる前までは、楠が生い茂り、ひっそりとした、薄暗い、本当に忘れられたような静かな公園でした。島本町は、あえて、この場に目を向けなかったと思います。大変難しかった。しかし、JR島本駅ができたことで、にわかには表舞台に立ちました。桜井駅跡の新しい目覚めを見届けなければならない、とおっしゃった住民さんもいらっしゃいます。麗天館の「天」は、おそらく天皇。舞台の中央がくぼんでいるのは、ここに祭壇があって祭られていたから。そのような写真が町制70周年の「昔の写真展」で紹介されていました。桜井の射撃場があったことも、このときの写真で知った記憶があります。この地は、昭和の負の歴史を明らかに背負っています。

今年、昭和90年。戦前・戦後という括りではなく、「楠公さん」という場を通して、昭和という時代を俯瞰的に見つめる必要はあると思います……（「討論をして」と呼ぶ者あり）……。慎重に取り扱われるべきであって、聞き取りや資料の収集にこそ島本町は力を注ぎ、昭和の記録とする。軍記物語『太平記』のワンシーンとしての楠公さんではなく、昭和前記の歴史をしっかりと、事実として発信すべき。それが基礎自治体の行う生涯学習教育、歴史文化施策ではないか。ここがしっかりとしていなければ、讚えるイベントに補助金を出すことに大変疑義が生じてくると、私は思っております。

「集団的自衛権」という文言を使った途端に、不規則発言が飛び交ってありました（「討論は議案に関して」と呼ぶ者あり）……。歴史的背景、今の時代の背景を述べました。当該事業に、「六〇〇年」と同等の意向があるとは、私自身、露と思っておりません。副町長も、そのことははっきりと申されました。当該地を、かつてボランティアで案内させていただいたささやかな経験がある私ですが、そのとき、今こそ伝えていけるということがあると、ずっと思っていたものです。しかしながら、人8でお示しいただいた資料には、広報ツールと思われるチラシがありましたが、そのことを伝えることができないと判断しています。六八〇年を全面に押し出しておられる。人が流れる、出会うというような狙いが、全く示されていません。誤解を招きませんか、どう考えるのですかと、町の見解を問うたものです。

また一方で、「楠木正成」という、歴史上注目されるべき人物が南朝時代は国賊とされ、そして明治には讚えられ、昭和には利用されました。本人が最も困っていらっしゃると私なんかは思ってるわけですが、桜井の駅跡があるこの地で、楠木正成という人物を様々な角度から見つめ直す格式ある催しとなるよう、しっかりと、補助金を出される町として見守っていただきたいと思っております。

なお、新しく設けられた事業対象の補助金制度の導入といたしましては、全く不適切であったと判断していることを最後に申し添えます。これは、桜井の駅については長く質疑、そして討論させていただきました。

他の点につきましては、何ら疑義がございませんし、また産前・産後ヘルパー派遣事業等、新しい事業も始められますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、私・戸田の賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第34号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第11号）に対して、賛成の討論します。

今回の補正予算は、国の地域住民生活等緊急支援交付金事業を受けての補正予算・事業でございますが、この交付金事業がほんとに持続可能なふるさと創生に繋がるかどうかというのは、単なる一過性のバラマキじゃないかというような議論、いろいろありますけども、本町議会及び本町では、そのことに決定権を挟む余地がなかったわけですから、交付金が決まった以上は、いかに生きた金を使うかということに専念していただきたいと、まず、冒頭に申し上げました。

先ほどの質疑でも言いましたけども、特に「総合戦略ビジョン」策定ですか、この事業につきましては、ほんとに単に委託業者に任せるのではなく、検討委員会も立ち上げて住民も入ってもらおうということでもございましたんで、ぜひ、そのような進め方にしていただきたい。途中では、進み具合もぜひ議会にご報告いただきたい。

あわせて、定住・観光プロモーション事業につきましても、同じく委託業者に任せるんじゃないくて、ふるさとをよく知っている、ふるさと案内ボランティアの方々の意見も取り入れるなどして、ぜひ、島本町オリジナルのものになるようにしていただくよう重ねてお願ひします。

もう一つは、プレミアム商品券につきましては私も言いましたけども、これは国の税金を使ってるわけですから、町商工会に任せるのではなく、町も参画して、商工会に属している店舗のみ使えるというのは、絶対にこれは避けていただくようお願いいたします。

最後に、いろいろ議論がありましたにぎわい創造補助金、これにつきましてはいろいろ人びとの新しい歩みさんの資料要求で、その発端は昨年4月に、この楠公父子の会の方が島本町に要望出していたということですから、1年以上前に出されていたものを、なぜ今頃になって泥縄式みたいな交付要綱を作ってやろうとしたのか、私はそれが解せませんが、いずれにしても、この要綱は全く意味がないということで、要綱に則った事業じゃないということを、私ははっきり申し上げておきます。それに則った事業じゃないということを、ぜひ認識したうえで進めていただきたい。お願ひします。

いずれにしても、こんなことがわかった以上は、ほんとに島本町の行政がいかに透明性を確保してなかったかということの一端を示したことになると思いますので、これはほ

んとに、私は事の重大性を良く認識していただくようお願いしまして、賛成の討論いたします。

以上です。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第34号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、3月6日から3月25日までの20日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月25日までの20日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして、散会いたします。

次会は、3月26日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時34分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 1 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
- 第 1 2 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 第 1 5 号議案 島本町保育所条例の一部改正について
- 第 1 6 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 7 号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 1 8 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 9 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 0 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 号議案 平成 2 7 年度島本町一般会計予算
- 第 2 2 号議案 平成 2 7 年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第 2 3 号議案 平成 2 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 4 号議案 平成 2 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 5 号議案 平成 2 7 年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 6 号議案 平成 2 7 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第 2 7 号議案 平成 2 7 年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第 2 8 号議案 平成 2 7 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第 2 9 号議案 平成 2 7 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第 3 0 号議案 平成 2 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第 3 1 号議案 平成 2 7 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第 3 2 号議案 平成 2 7 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第 3 3 号議案 平成 2 7 年度島本町水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 1 1 号）

平成 2 7 年

島 本 町 議 会 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 5 号

平 成 2 7 年 3 月 2 6 日 (木)

島本町議会 2月定例会議 会議録 (第5号)

年 月 日 平成27年3月26日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	柴山 則文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由岐 英
健康福祉 部 長	近藤 治彦	都市創造 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌
消 防 長	木下 光平	教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美
都市創造部 都市計画 課 長	西谷 輝男	都市創造部 都市計画課 参 与	小西 勝	都市創造部 都市計画課 係 長	今井 康仁

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議会総務 課 長	猪倉 悟	書 記	村田 健一
書 記	小東 義明				

議事日程第5号

平成27年3月26日(木) 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算
第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第31号議案 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算
日程第3 第35号議案 教育長の任命につき同意を求めることについて

- 日程第4 第36号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 第37号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第6 第38号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成26年度1月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてから、第33号議案平成27年度島本町水道事業会計予算までの23件を、一括議題といたします。

なお、本案23件につきましては、去る3月5日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

まず最初に、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

伊集院委員長(登壇) おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました条例案3件と新年度予算案10件につきまして、3月9日から11日までの3日間、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、1日目の3月9日は、最初に条例案3件の審査を行い、続いて第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算(所管分)の歳入の全部と、歳出のうち議会事務局所管分の審査を行った後、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の途中まで審査を行いました。

2日目の3月10日は、前日の議事を継続し、第21号議案(所管分)の歳出のうち、総合政策部、総務部及び行政委員会事務局所管分の続きと、都市創造部所管分の途中まで審査を行いました。

3日目の3月11日は、前日の議事を継続し、第21号議案(所管分)の歳出のうち、都市創造部所管分の審査を行った後、第2条 債務負担行為から第5条 歳出予算の流用までの審査を行い、第21号議案(所管分)の審査を終了しました。その後、八つの特別会計と水道事業会計の新年度予算案について審査を行い、同日で、本委員会に付託さ

れました案件のすべての審査を終了しました。

このような審査経過を経まして、3月11日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について、第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算（所管分）及び第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算については賛成多数で可決すべきもの、そのほかの10件については全員賛成で可決すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

平井議長 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

平野委員長（登壇） 皆さん、おはようございます。民生教育消防常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました条例案7件と新年度予算案4件について、3月13日、16日及び17日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、1日目の3月13日は、最初に条例案7件の審査を行い、続いて、第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算（所管分）の歳出のうち、健康福祉部所管分の途中まで審査を行いました。

2日目の3月16日は、前会の議事を継続し、第21号議案（所管分）の歳出のうち、健康福祉部所管分の審査の続きと、教育こども部所管分の途中まで審査を行いました。質疑の中で、4月からの学童保育室の入所に多くの待機児童が生じていることについて早期に対応を望む意見があり、執行部としても「学校長と協議をして可能な限りスペースを捻出し、新1年生を中心に、できるだけ早期に方針を決定したい」との答弁がありました。

3日目の3月17日には、前日の議事を継続し、第21号議案（所管分）の歳出のうち、教育こども部所管分の審査を行った後、消防本部所管分の審査を行い、第21号議案の審査を終了しました。その後、三つの特別会計の新年度予算案についてそれぞれ議案ごとに審査を行い、同日で、本委員会に付託されました案件のすべての審査を終了いたしました。

このような審査経過を経まして、3月17日の委員会において討論・採決を行いました。

採決の結果、第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算（所管分）、第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算及び第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算については賛成多数で可決すべきもの、そのほかの6件については全員賛成で可決すべきものと、それぞれ決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

平井議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案 23 件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第 11 号議案から、順次、討論・採決を行います。

ただし、第 28 号議案から第 32 号議案までの各財産区特別会計予算の 5 件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 11 号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表し反対の討論を行います。

このたびの国の改悪法は、教育長と教育委員長の職を兼ねる「新教育長」を設け、これは首長が任命し、議会の同意を得て決定に至ります。結果、新教育長に対しては、教育委員会に指揮監督権はなくなり、教育長の権限強大化、首長の意を受けて教育委員会を支配する存在になりかねません。

国の専決事項として、町独自の判断・選択というものではないということは十分承知しておりますが、私たち党派は教育委員会のチェック機能・民主性・独立性を担保するために、過去の島本町の教育行政の施策・方針決定などの島本における事例や課題を検証、是正すべき余地はあるとして、これを中心に本会議、委員会とも質疑を行いました。

第 1 に、町教育委員会の改革への提起、政治的介入から自主性・自由自主性を守ること、公選制などの改革が必要であるというふうに示しましたが、その担保は示されておりません。

2012 年度に教職員個人アンケートを、十分な議論もないまま大阪府の通知にそのまま従い、未だに継続しておられます。2006 年度には第二保育所民営化・就労支援型幼稚園の基本方針を、川口町長、総合政策部主導で決め、民生・教育委員会及び幼稚園・保育所の現場の意見を反映せず、案でもなく「基本方針」として発表し、強行しようとしたこと。諮問された住民福祉審議会の審議すら一方的に中断し、強行しようとしたこと。さらに、就労支援型幼稚園の早期前倒し実施を求める要望書を取り巻く公文書偽造の疑

いまで、この本会議での議論に至ったことなど、記憶に新しいものです。

島本町のこの最近の事例を鑑み、さらに所管常任委員会の質疑・答弁を踏まえて、今後、教育施策の大元・方針となる大綱を定める権限を首長に与えることで、今後の町長の思想信条、宗教、政治の不当な介入圧力によって、その強権に歯止めがきかなくなる。このことは十分に考えられます。容認できるものではないとして、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正についてに対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

これまで、教育行政運営の課題に、その指摘、また課題解決への議論を長年費やしてきました、今回、ようやく組織的問題の改正から、子ども達のため、教育のために第一歩となる改正です。

これまでの課題に、大きく4点の改正を述べます。

一つは、非常勤であります教育委員長は、教育委員会の代表者であり、会議の主催者であります。常勤である教育長は、具体的な事務執行の責任と、事務局の指揮監督者でありました。ここに至るまでの課題として、緊急事態や会議招集のタイミングに非常勤の方々のできる限界、例えば、現在の社会の問題であります子ども達のいじめ問題、悲鳴が聞こえてまいります。こういった中、非常勤で、必ずしも迅速に動ける状況であるとは言えない。こういった中、また一般の方々も素朴に、教育長と教育委員長との違いや、責任はどっち、との疑問点も我々は受けてまいりました。

こういった課題に、補佐的なことをいただく非常勤の方々と、やはり第一義的責任を持つには常勤の方々でなければならないですし、当然、緊急時の委員会、会議の招集タイミングも常勤の方でなければできないものであると。この教育長と教育委員長を一本化し、常勤である「新教育長」とされ、任期も定められますことを、当然評価いたします。

そして、今まで財政の権限に条例案の上程権限や人事権など、町執行部にあるにも関わらず、教育委員会は教育委員会と、答弁で切り離されており、最終責任はどっちとの課題も、この新教育長の任命は、町長とこの議会の承認となりますことから、任命権者は二元代表となりますことに、この任命責任も明確化されました。

二つには、一つ目で述べました改正に、やはり新教育長の責任の重さはさらに増すわけありますので、新教育長へのチェックに、教育委員会によるチェック機能の強化、また原則として会議の議事録の作成に公表することとされますので、会議の透明化が図れると、一定評価いたします。

三つには、冒頭の一つ目で述べました、今までの課題の、教育行政とまちづくりを司る首長側との弊害において、互いに議論を尽くす場に「総合教育会議」を設置されるこ

とにより、現場の声と予算編成に、執行や、条例案上程や人事権とが総合的に会議を開き、意見の合意へと協議・調整を尽くされることを大変評価いたします。反対の討論の中にも「支配」とありましたが、決して支配ではなく、とことん議論を尽くされること、この点を大変評価いたします。

そして四つ目には、三つ目の議論を尽くされた前提で、協議・調整を経て、教育に関する大綱を町長側が作成することに、一つの自治体、地方公共団体として、教育の目標や施策の根本的な方針など、教育政策に関する方向性が明文化されることに、町民にとってはわかりやすく、さらに前に述べました弊害を回避でき、大変評価いたします。

委員会でもありましたように、意見が合意できないものを総合教育会議でとことん協議・調整を尽くされる、このこと自体が一番大切であります。課題の本質を現場だけに押しつけるわけではなく、町全体での課題として、今後の日本、そして今後の島本町を背負っていく子ども達のために、教育行政の課題において、これらの対策が取られたと一定評価しまして、実施にあたっては協議・調整を尽くしたが、合意を得ないものも出てくるかも知れません。そういった場合こそ、大きな課題であり、注視され、本町の問題として、数年かかってでも議論を尽くしていただきたいと要望を添えまして、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論をいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、「島本町事務分掌条例」等の一部改正を行うものです。新制度は、教育に選挙で選ばれた時々の首長の介入を許すものです。新制度そのものに賛成できかねます。

確かに、これまで教育委員会の閉鎖性、形骸主義、責任感の欠如、名誉職化などが問題視されてきたことは事実です。しかしながら、教育委員会や教育委員長に適任者を据えていれば、そのようなことは本来避けられるはずです。また、教育委員会の形骸化・名誉職化は、事務執行機関である教育委員会の事務局のあり方によるもので、必ずしも制度そのものにあるとは言えません。むしろ、改正によって、選挙で代わる首長の影響を受け、安定的・継続的に教育行政を行うことが難しくなることのほうが、深刻な事態をもたらすと危惧しています。

首長が関わる「総合教育会議」において大綱を作成するとのことですが、子ども達が教育を受けるうえで、首長の個人的な価値判断や、特定の党派的影響から中立性を確保することができるのか、その保障はありません。

委員会質疑で他の会派が述べられたように、児童生徒による教師の評価アンケートの実施や、内申に反映させる中学生のチャレンジテスト、大阪府において現在行われていること。そして、過去には式典における君が代斉唱を口元でチェックするということも

ございました。個人の思想信条の自由を奪う行動が取られています。

議会に予算案を提出する首長側が教育長を任命し、教育行政に自らの価値観で積極的に関われる制度において、誰が首長・教育長の独断を止められるのでしょうか。

新制度に反対する者として、島本町事務分掌条例等の一部改正については、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部を改正する条例について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

教育における政治的中立性・継続性・安定性を確保しながら、地方教育行政において責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築など、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う所要の改正です。

今回の改正のきっかけとなった理由は学校の不祥事、平成23年10月の大津市の中2のいじめによる自殺事案、24年の桜宮高校での体罰が原因とみられる生徒の自殺などに対する行政側の事後対応等に社会的批判があったことから、これまで論議がされてきました……（「そうです」と呼ぶ者あり）……。

今回、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者として、「新教育長」を置くこととなります。従って、町長のリーダーシップを発揮させるための教育行政や財政の権限、条例案などに責任を与えることにより、町長と教育委員とが意見交換ができる「総合教育会議」が設置されることとなります。そこで協議を行い町長が教育の大綱を策定することとなり、町長の教育行政に関与する責任が強まるため、行政全体で考えることとなり、教育行政が遅延なくスムーズに進むことを大いに評価し、賛成の討論とします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第11号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 多 数 起 立 ）

平井議長 起立多数であります。

よって、第 11 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日本共産党を代表し賛成の討論を行います。

産業医の報酬の増額は、必要な措置として、かねてから議会・委員会で他の委員よりも指摘のあったところですので、評価いたします。

学校産業医の新たな設置について、一般行政職での相談実績を受け、府内市町村での配置について、他市町村の水準では設置できていない自治体も少なくなく、必要な措置であると評価をいたします。

一方で、少人数学級の措置も未だありませんし、島本独自の学習状況調査が加わり、生活指導担当配置も長年措置されないまま行事や部活動指導、それらによる多忙化が教職員の心身の疲弊を招いております。どの子もわかる授業実践のための教材研究や、児童生徒一人ひとりと向き合う個別対応や生活指導などに費やす時間が減り続けていることなど、教師の中心業務以外の業務が増大していることは各方面の調査でも明らかです。

先ほども申し上げました、大阪府教委の押しつけに従った教職員個人アンケートの実施などは、保護者、生徒、教職員間の信頼関係の構築には逆効果であり、学校間などの競争を激化させている。この環境の抜本的改善こそ求められていることを申し添えまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本件は、特別職の職員で非常勤のものの待遇改善をするものです。産業医とは別に学校産業医を、また認知症地域支援推進員を追加されるものです。

今回、産業医とは別に学校産業医を新設されたことは当然のことであり、これまでの対応に疑問を感じるどころです。「労働安全衛生法」では、常時 50 人以上の教職員を使用する学校は、産業医の選任は必要であります。本町としては、50 人未満の学校も、教職員の安全と健康のために職場環境づくりの向上を図るよう、学校全体に配置されるものです。報酬についても、大幅な事務量の増加もあるものとのことであり、仕事に合った報酬は当然のことと判断します。

また、認知症地域推進員を新たに設置されるもので、認知症になっても、住み慣れた

地域で生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことから、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、公明党を代表いたしまして討論を行います。

新たに、学校産業医及び認知症地域支援推進員の報酬設定を行うものです。教職員の健康管理や職場環境づくりの向上を図るため、教職員を対象とした産業医を 1 名配置するという事です。月 1 回、ふれあいセンターにおいて教職員の健康相談を実施することです。すでに行われている現在の職員の産業医に打診されているとのことですが、報酬額も 2 万から 3 万に増額されるものです。私たちは、女性職員、教職員においては、女性産業医を要望いたしたいと思います。

また、認知症地域支援推進員につきましては、平成 30 年までに全市町村で認知症総合支援事業の実施が義務づけられており、新たに設置するという事です。基本報酬が 16 万 8 千円、職務内容に応じて加算するという事で、金額におきましても妥当と判断し、賛成としたいと思います。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

産業医の報酬については、その専門性と、本町におけるきめ細やかな職務内容に比べて報酬が少なすぎると、かねて指摘してきました。増額に疑義はなく、極めて妥当であると判断いたします。

学校産業医の配置については、すでに 2007 年 12 月の文部科学省通知「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」が伝えているように、2008 年 4 月からは適用対象外であった学校においても面接指導が実施できるよう速やかに体制を整えることとされており、遅きに失したという思いはあります。学校教育現場の職員に、児童生徒としっかり向き合う時間がなくなって久しいです。教育現場に時間と気持ちの余裕がないことは、想像以上です。メンタルストレスも相当で、精神疾患の先生も少なくなかったと認識しています。クラブ活動の引率を労働時間と考えるならば、土日ほとんど休みが取れていない先生もおられ、教師の勤務体制を根本から問い直す大きなきっかけになると思います。他の自治体に先駆けて配置されているということは、大変評価するものです。

教職員の心身の健康を確保するのはもちろんのこと、生徒・児童の「育ち」という視点から見ても、議論の余地なく必要であり、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第 12 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

特別職の職員で非常勤のものの待遇改善として、産業医の報酬額の増額を行うとともに、学校産業医及び認知症地域支援推進員についての報酬額を新たに規定するものです。

学校産業医については、常時 50 人以上の労働者を使用する現状にないことから、産業医を設置する法的義務はないものの、面接指導体制の充実を図るため設置するものであり、これは教職員の健康管理や快適な職場づくりに資するものと考えます。

また、認知症地域支援推進員については、法律の施行により、認知症総合支援事業の実施とともに推進員の配置が義務づけられていること、その報酬額についても、他の非常勤特別職と比べ均衡が取られており、職務内容に応じた報酬額が設定されていることなどを踏まえ、今回の改正は妥当なものであると考えます。

さらに産業医については、今回、月額 2 万円から月額 3 万円へと 1 万円の増額改正を行っておりますが、昨今の労働環境の変化に伴う業務内容の多様化・複雑化とともに、他団体の報酬額と比較いたしますと、産業医報酬月額 3 万円は妥当な額であると考えます。

以上のことから、今回の改正については妥当なものであると判断し、賛成の討論いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 12 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 12 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の討論します。

現状 27 職種で、約 290 人ほどいらっしゃる臨時職員の中の、11 職種約 84 人に相当する方々の時給単価をアップするという待遇改善案で、反対する理由はありません。

背景を伺いますと、臨時職員の採用にあたっては、どうしても本町近隣の自治体との競争になると厳しいものがあるとのことですが、府下 9 町村及び北摂 7 市の実態調査からの時給水準だけを見比べると、決して本町の水準が見劣りしているとは思いません。むしろ、高いほうの部類に入るように思います。私なんぞは、ほとんどの働く場所が比較的駅から近く、また町内在住者であれば職住近接で、アットホームな職場が多いと考えますので、単に時給単価だけの比較で職場を選ばれるとは思いません。

正規職員よりはるかに多い人数の臨時的任用職員の方々に支えられている本町としては、今後とも職員の採用・補充は重要なテーマです。就職先の決め手は単に時給単価だけではなく、それ以外の要素も十分に考えられますので、その点をよくリサーチ、アンケート実施などして、今後の採用活動に活かしていただきたい。

今回の待遇改善で、約 630 万円ほどの歳出増が見込まれるとのことですが、その分はどこかで削減できる余地がないか、知恵を絞って歳出削減に努力をお願いして、賛成いたします。

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

2 年ごとに、近隣自治体との比較調査を行い、適切な人材を確保する意味でも常時見直しを行っておられるとのこと。図書館事務、介護、保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員など 11 職種において時間給を、それぞれ 15 円から 50 円値上げされるものです。臨時的な任用で専門性が求められる行政サービスを担ってくださる職員の待遇改善は必要不可欠のものであり、賛成いたします。

また、その多くが女性であることから、女性の社会的地位向上にも、この問題の解決は不可欠です。今後も引き続き、臨時的任用職員の待遇改善と適切な人材確保に努めてください。

なお、正規職員と同等の職務を担っておられる場合は、雇用形態そのものの見直し・改善を行う必要があることも事実であり、より安定した雇用状況で働いていただけるよう、可能な限りの改善を求めるものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第 13 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、公明党を代表し討論をいたします。

2 年に一度の割りで、府内 9 町村、また北摂 7 市の非正規職員の勤務条件・実態調査

結果で見直しをされているということです。その結果、他の団体より低かったこと、また人員確保が難しいことなどを踏まえて、今回の改正とお聞きいたしております。

対象にあたる図書館業務事務員、介護員、保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員、支援講師、延長保育士、介護保険専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の11職種であります。時間給といたしましては15円から50円、増額改正を行うものです。

当町におきましては、人材が途中で辞めていく、このことに関しましては、とても残念に思っております。私たちは、時給だけの問題で解決はできないのではないかと、このように思っておりますが、今回の改正におきましては金額的に妥当だと考え、賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

島本町行政においては、20年以上前から臨時職員の方々が、従来、正規職員が担ってきた責任や、幼稚園や保育所、図書館においては、クラス担任などを担ってこられております。今回の時間給のアップは必要な措置として認め、さらに引き上げることを求めるとともに、一方で、こういった責任のある部署については正規職員が担うということを中心に改善をされる努力を強く求めておきます。

議案資料に示された職種別の改正内容について、社会福祉士、精神保健福祉士は、現状ではフルタイム、非常勤嘱託としての配置をされており、臨時職員はいないとの答弁がありました。一方で、非常勤嘱託化への要望が出されている他の職種で改善に至っていないものもあるということが、総務建設水道常任委員会の質疑で明らかになっております。説明のつかない、妥当性を欠く人事は、職員全体の士気、やる気、公務員としての全体の奉仕者であるという意識向上にはマイナスに働きます。

人事担当におかれましては、真摯で公正・公平な人事管理を強く求めまして、このたびの改善については賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

臨時的任用職員の待遇改善として、所要の改正を行うものです。今回、図書業務補助、介護員、保育士、保健師等、11の職種にかかる臨時的任用職員が対象となります。

現行から、職種により時給15円、20円、30円、50円、加算され、10町村と比較すれば時給が一番高い1位が多く見受けられますが、近隣市との財政規模等で比較するには一概には言えませんが、自治体間の競争に優秀な職員の確保には必要と考えます。

原則2年に一度の割合で実施する府内9町村及び北摂7市の非正規職員の勤務条件実態調査結果を踏まえ、財源の負担を抑えることは必要であります、資格をお持ちの職

員と優秀な人材確保に、募集活動等にも努められますようお願いいたし、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 13 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 13 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 14 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第 14 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の討論をします。

幼稚園と保育所の保育料が上がります。どちらも、国の子ども・子育て新制度の中で変わるものです。幼稚園の保育料は約 85%が値上がりになり、保育所は 36%が値上がりになります。その値上がりの内容については、今までの成り立ちも違い、性格が大きく違うところですが、値上がりということでは違いありません。

まず、幼稚園保育料に関しては、2017 年度から激変緩和措置を終え、最高額では 2 万 3 千円になると示されています。経過措置の延長も視野に入れておられることは認識しておりますが、昨年 11 月に保護者への説明会が行われた。その時期を考えると、10 月に私立幼稚園募集時期には 3 年保育の私立幼稚園を選択する、そういう余地が与えられなかった保護者の状況を鑑み、さらに措置を講ずることを、会派としても強く求めておきます。

保育所保育料については、時間認定という新しい考え方も入ってきており、このことで時間外保育料との関わりも出てくる可能性もあるところです。

今回の保育料改定が国の制度の実施に伴うものであり、これを機に、私たち日本共産党町会議員団が長年求めてきた、段階を増やし、保育料の負担を緩やかに上げていくという以前の方法に戻す措置も取られました。その努力は認めるものですが、保育の内容も変わらず、値上げの影響を受ける保護者の納得は得られるものではありません。何よ

りも、説明会もなく、3月に通知をし、4月から負担増というのは、最悪のやり方だと考えます。

説明会を町立幼稚園保護者会には実施をし、保育所保護者会には実施をしないというのは断じて認められません。当面、島本町が経過措置を取る努力を払い、「税と社会保障の一体改悪」新制度による住民と市町村へ新たな負担を強いるなどという声をあげ、国の負担と是正を求めるといふ、もう一段の努力をお願いして反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定めるため、新たに条例を制定するもので、保育所、幼稚園、認定こども園及び19人以下の小規模保育園等も含み、公営・民営、すべてが対象となり、本町では現在7所・園が対象となります。また、町外の私立幼稚園や保育園等を利用した場合も、町内在住の方が利用される限り適用されます。

幼稚園が対象の1号認定保育料区分を、国においては5区分が示されていますが、本町では所得に応じた10区分と細分化されました。また、保育所が対象の2号・3号認定保育料設定には、国においては8段階に区分されていますが、本町においてはさらに細分化し、17段階に区分されました。生活保護世帯や低所得層には無料や低く設定され、保育料の減免を図ってはおりますが、中間所得層は、近隣自治体と比較すると、少しだけ高い設定となっているように思えます。しかしながら、本町では食料費1千円から2千円を踏まえており、また保育士の配置基準も高く設定されていることを踏まえた金額設定だと思います。

国や近隣自治体においては少子化が進み、子育て世代の減少も見られる中、本町においては大型マンションの建築や宅地開発による住宅の増加により、人口の減少も一定抑えられ、数年前より、少し増加傾向が見られます。

若い住民の方や保護者が安心して働いていただけるため、保育所等施設の整備、また利用者負担額等にご理解いただくよう、説明等、周知に努められますようお願いし、賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、反対の討論をいたします。

子ども・子育て支援新制度が本年4月からスタートいたします。保育の施策の方向として、子ども・子育て会議及びパブリックコメントなどを経て「子ども・子育て支援事業計画」が策定されたところです。

新制度では、子どもの保育の必要性の認定を受けて、給付制度である教育・保育施設

や事業を利用します。これは介護保険制度の流れを汲んでおり、利用者の介護度に応じてサービスの利用量が決められ、その範囲内で利用者がサービスを選んで利用する仕組み、それに準じたものです。とは言え保育施設は基本的に子どもの生活の場であり、子どもの発達や教育の場であるため、介護保険のようにはいかないというふうに思います。

保育の必要性の認定では、個々の家庭の教育・保育の希望や就労状況等を勘案し、幼児教育を必要とされる場合は1号（幼稚園・認定こども園利用）、保育を必要とされる場合は2号・3号（保育所・地域型保育事業利用）として、支給区分認定を行います。

本条例では、国の基準をもとに、認定ごとの利用者負担額（保育料）を定めるものです。1号認定には幼稚園・認定こども園を利用することになり、1号認定にかかる保育料は、10階層により所得に応じた負担となるよう設定されました。これまで公立幼稚園に関しては、入園金は要るものの保育料は月額8千円と安く設定されておりました。広く幼児教育を提供するという意義があったものです。新たに設定された保育料は、低所得者層にも配慮されてはいるものの、85%の利用者が高くなる見込みです。2年間の経過措置は設けておられますが、大きな変更です。

長時間や土曜日、夏休み等の預かり保育のある第一幼稚園と、それがない第二幼稚園との——公立の幼稚園ですが——サービスの格差が生じ、利用者の不満はさらに強まるというふうに予測します。また、私立幼稚園を選択され、公立園としての存在も危うくなることも心配です。公立幼稚園としての役割を果たすために、負担の増える階層の保育料の引き下げが必要と考えます。

2号・3号認定の保育所保育料については、17階層まで細分化されたことは、現行から比べては良くなりました。しかし、実質36%の方が高くなる層については、やはり引き下げが必要だと考えます。

保育の利用時間を、標準時間1日11時間、短時間では1日8時間と認定されます。利用者の負担も短時間の場合は標準時間より安くなりますが、保育利用以外の時間外保育料が徴収されます。島本町では、短時間のコアタイムは8時から4時・9時から5時と2パターン設定し、朝の時間外保育料は徴収されず、配慮もされていますが、30分当たり、遅くなれば1回で200円かかります。標準時間と短時間の利用者負担の案では、200円から1,600円の差でありますので、数回、お迎えが遅くなるだけで標準時間を超える保育料となります。これは国の制度に伴うものですので、島本町の問題ではありませんが、こういった保育料になっていることを考えますと、やはり実質36%の高くなっている層については、再考が必要だと考えます。

また、幼稚園保育料については子ども・子育て会議にも諮り、議会にも説明し、保護者説明会も行われましたが、保育所保育料については、変更があるにも関わらず同様の手続きをされていません。また、保育料案についてもパブリックコメントしている和光市などの事例もあります。

今回の条例に反対する大きな理由が、ここにあるものです。保育料が高くなる方がおられることを考慮すれば、当事者の立場に立ち、行政を行う姿勢が欠けていたと言わざるを得ません。また、行政の説明責任の「基本条例」にも反しています。教育こども部として、この子ども・子育て制度に伴う地域型保育事業の職員配置等については努力もされ、評価もしていたところですが、この説明責任不足については、本当に残念な思いです。

以上をもって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等について、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、公明党を代表し討論を行います。

平成27年4月1日から本格実施されます子ども・子育て支援新制度に伴い、幼稚園・保育所の利用者負担額等を定める必要があるため、新たに条例を制定されるものであります。新制度における利用者負担は、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされていることから、現行の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である本町の条例で規定するものであります。

本町の利用者負担の設定は、幼稚園保育料については、国の水準では5階層のところを10階層にされ、27年度と28年度は経過措置を設けておられ、29年度については社会情勢等を勘案し、27年度中に29年度以降の経過措置を判断するとされています。その際の説明も、保護者の方へも十分していただけるよう要望しておきます。

保育所保育料については、国水準では8階層のところを17階層まで細分化され、主食費込みの設定となっております。低所得者の方には手厚く、保育所を利用しやすいようにされており、幼稚園・保育所ともに利用者への配慮等具体的にされており、一定評価するものであります。

特に、幼稚園については保育料が激変し、中には民間並みの方もいらっしゃるのではないかと考えております。ソフト面・ハード面において、整備が十分なされ、町立幼稚園の魅力発信、また保育所に関しましては保育環境のさらなる充実へのご努力を要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、私・戸田より賛成の討論をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴うものです。幼稚園保育料については、入園料

5千円を廃止、これまで一律に8千円であった保育料を、市町村民税所得割による町独自10区分で設定されます。ただし、今年度はこれまでの年間負担額を超えるものではなく、平成27年度・平成28年度の経過措置については近隣自治体と比べても劣ることがなく、きめ細やかな配慮がされていると判断いたします。低所得者に配慮する保育料にするという、基本的な考え方も評価するものです。

ただ、平成29年度に経過措置がなされない場合、急遽2倍の負担になる家庭が少なくありません。入園を決める際に保育料が示されていなかったことを考えると、心情的にも経済的にも、保護者の理解は得がたいのではないかと懸念するものです。これについては、平成27年度中、早急に決定するとのことご答弁ですので、歳入額への影響規模と比較検討のうえ、再度、理にかなった措置を求めておきます。

保育所利用については、低所得者に配慮した基本的な考え方は評価するものの、36%のご家庭が負担増となっています。これについて、説明責任が果たされなかったことは遺憾に思います。

また、3歳児未満のお子さんを持つ第8階層、高額所得者に大きな負担を強いるものとなっています。夫婦がともにキャリアを積んで、第2子を授かることを厳しくするものと考え、納得できかねるものです。これについては町財政への影響額を鑑み、早急に見直しされることを求めておきます。

なお、主食費を別途徴収していないことや、町基準の保育士配置による財政負担増など、島本町が独自に努めてきたことは積極的に公表し、保護者の理解並びに納得感を得ることも必要であると私は考えています。

町立幼稚園の預かり保育についてです。いわゆる就労支援型預かり保育の希望者が1名であると認識しています。このことを重く受けとめていただきたい。ニーズ調査も行わず、保育士や幼稚園教諭からの意見聴取も十分でないまま、保育の実態を理解せずに新たな制度を設けた結果です。多様な選択肢があることは保護者にとっては望ましいことではありますが、費用対効果という点では、ほかにできることがたくさんあったわけですから、大変残念な結果となっています。なぜ、このようなことになっているのか、公文書の取り扱いも含めて、反省から始める改善を求めておきます。

町立保育所の時間外保育料について。標準保育・短時間保育という時間認定のあり方は、子どもの視点や保育の現場の事情に即さないもので、新制度における大きな問題点と考えます。島本町は、コアタイムをツーパターン設定されるとのこと。複雑な事務事業を行わなければならないこととなりますが、長時間保育・短時間保育の認定については、保護者の事情を鑑みて、随時柔軟に対応していただくようお願いいたします。また、運用の過程で課題を精査し、よりよい制度に向けて改善、新たな制度の構築等に努めていただきたいと思っております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、賛成の討論します。

従来、保育料は「幼稚園設置条例」や「保育所条例」等、条例施行規則にて定めていましたが、今回の新しい子ども・子育て支援新制度により、幼稚園・保育所・小規模保育事業等のいずれも、施設型給付・地域型保育給付として財源が一元化されたので、新たに条例を制定して、利用者負担等の規定を集約するものです。

本町の案では、幼稚園については所得階層を10段階に、保育所では17段階にと、細かく分けて料金設定されたことは、できるだけ保護者の所得水準に見合い、かつ、いかに納得感の高い応分の負担をしていただくかに苦心された後が窺われ、一定の評価をします。

しかしながら、幼稚園については、現行のほぼ一律から大きく10段階に変え、所得に見合った応分の負担を求める、すなわち低所得層には軽減、中間所得層以上には負担増、約85%の保護者は負担増になるという構図に大きく変わります。ただ、27年から28年の2年間には緩和措置がありますが、高くなる層の保護者には、十分過ぎるほどの説明が不可欠です。経過措置の間に、何度でも納得していただけるまで説明し、場合によっては負担構成を少し変えるなり、柔軟な発想で対処願います。

保育所につきましては、国基準の8段階をさらに細分化して17段階と、きめ細かい階層にして、より納得してもらいやすい設定とされたことは理解します。しかし、これも幼稚園同様、中間所得層のD7階層以上のうち約36%の保護者が負担増になり、こちらは経過措置がないので、保育料がいきなり今年から高くなる保護者の方々の理解をどうして得るかのご努力を、引き続きお願いします。

いずれにしても、制度の変わり目には、当事者の理解を得るためには、誠心誠意、その背景、意図、そして何より充実した保育内容を提供していくという、今まで以上の保育内容を提供していくという強い意志の説明が必要でございます。そういった努力によって、いかに納得感の高い値上げをご理解いただくかに、引き続きご配慮、ご努力をお願いします。

また、政府は消費税増税分はすべて子育て・福祉・医療等の社会保障に使うという約束でありますから、国や府に対しては、財源確保になお一層強い要望をお願いします。議会としても、応援いたしたいと思えます。

以上をもって、賛成とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本件は、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して「子ども・子育て支援法」が成立し、本町においても、昨年の9月定例会議（後半）において「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を制定しました。

平成27年4月から、子ども・子育て支援制度が始まることから、認定こども園や、新制度に移行する幼稚園・保育所・小規模保育等への給付が創設されるため、保育料を決める必要があることから提案されたものです。

今回の条例制定は、子どもや保護者の置かれている環境や就労実態等に応じて、子どもの健全な育成を図る観点から、必要な範囲で利用できるようにするもので、預かり保育や時間外保育などの利用者の負担額等の制定が行われるものです。

国の考え方は、保育料の上限額は現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同じ程度とされ、保育料は基本的にはどの施設・事業所でも同一の負担額となります。

本町の1号認定保育料は、国の5階層に対し10階層まで、2・3号認定保育料は8階層から17階層まで細分化し、より所得に応じた負担額になるよう設定し、低所得層には安くなるよう、また同一世帯に2人以上の就学前の子どもがいる場合には多子世帯軽減を図るなどの策を講じており、受益者負担の観点からも、やむを得ないものと判断し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、賛成の討論を行います。

今回の条例制定は、保育所や幼稚園などの保育料を、国の定める上限を限度として定める内容が主なものですが、本町においては、教育を受けた場合の1号認定の保育料を、国が示す水準では5階層とされているところを10階層にまで細分化し、より所得に応じた負担となるよう設定するとともに、低所得者層にはこれまでよりも安価になるような設定がなされ、小学校3年生までの子どもがいる場合の多子世帯軽減や、急激な保育料負担を避けるための2年間の経過措置が設けられております。

また、保育を受けた場合の保育料である2号認定及び3号認定にかかる保育料についても、国が示す水準では8階層とされているところを17階層にまで細分化し、所得に応じた負担に設定するとともに、低所得者層に配慮した設定とされているほか、同一世帯に2人以上の就学前の子どもがいる場合の多子世帯軽減についても配慮されております。

町財政が厳しい中、町独自の工夫が見られる一方、所得の比較的多い世帯には、これまで以上のご負担をおかけすることになります。保育所の保育士配置基準を国基準を上回る手厚い配置とされているほか、主食費を別途徴収していないことなどからします

と、これまでの保育水準を下げることなく維持するための、やむを得ない措置であると
考えます。

今後とも、本町の教育及び保育の水準を維持しつつ、より質の高い教育・保育が提供
されることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 14 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 14 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 08 分～午前 11 時 25 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正についてに対する討論を行いま
す。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正について、反対の討論をいたしま
す。

この条例の、保育の実施基準を削除するということですがけれども、これにつきまして
は、すでに「子ども・子育て法」に定めてあるので必要がない、というふうな担当課の
説明でありました。

しかし、私はやはり保育の必要性の認定について、1号・2号・3号の支給認定区分、
または、その認定に関わる事由や区分、優先利用の事項などについては、きちりと明
文化して定めるべきだということを申し上げてきました。やはり、この保育の必要性の
認定については島本町が認定するわけですからね、そこに責任がありますので、条例と
いうのは自治体の法律でもあるということを考えますと、法に書いてあるから良いのだ、
ということではなくて、条例にきちんと規定するという必要があるかというふうに思い
ます。

そのことをもって、この保育所条例の一部改正については反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第 15 号議案 島本町保育所条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して賛成の討論をします。

保育の実施基準について条例から外されることについては、やむなしとは認識をいたしますが、この実施基準及び障がい児保育等については、保護者に配布される保育所の入所要項の記述、これには必ず残し、広報あるいはホームページ等、あらゆる機会を捉えて、町民にきちんと知らせていただくように強く要請をいたしまして、賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 15 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 15 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第 16 号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表しての賛成討論をいたします。

島本町の地域包括支援センターは、直営で相談事業や介護予防事業、権利擁護事業など、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう尽力していただいております、センターや職員さんへの評価も高いです。それ故に、この条例は非常に膨らみがなく、残念だというふうに思います。条例内容に不備があるわけではありませんが、やはり読んでわかる条例とすべきではないでしょうか。センターの役割を盛り込み、また職員及び運営に関する基準をきちっと定める必要があるかというふうに思

っております。

職員数は規則どおりですが、今後の総合支援事業の構築に果たす業務も増加することが予測されます。前の第12号議案で定められました認知症地域支援推進員の配置は評価いたします。しかしながら、3職種の専門職員は、正規職員の雇用が必要だというふうに思っております。

また、実施事業についても条項を設け、具体的に包括支援事業や介護予防事業などをするということを書く。また、介護保険運営協議会の中にあります地域包括支援センター運営協議会の存在、またその意見を踏まえて運営を確保するというような内容についても、明記する必要があるのではないかというふうに思っております。

その点を申し述べまして、賛成といたします。

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第16号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第17号議案 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表しての賛成討論をいたします。

これについても、やはり条例の制定でありますので、条例の条文を、読んでわかる内容にするという必要性が本来はあったのではないかと思っております。引用だけではなく、国基準の省令どおりというような形での引用ではなく、きちりと明文化するという必要性があると思います。

また、記録の整備については、町独自基準で5年間保存するということについては評価するものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 17 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 17 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 18 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 18 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 18 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 19 号議案 島本町介護保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第 19 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表して反対討論をいたします。

まず第 1 に、今回の介護保険の設定をするにあたって、段階を 12 に増やされたこと、特に所得の高い層の段階を増やして応分の負担をしていただくという考え方をされたこ

と。このことは認めるところです。

しかし、町がされた実態調査においても、保険料が高いとの声が多数寄せられています。保険料を納めたうえに利用料を払うのが大変だ、との声もたくさんありました。資料番号日 58 によると、特に滞納の多いのが第 2 段階と特例第 4 段階になっています。どちらも、所得金額の合計が 80 万円以下の世帯です。全階層が値上げとなっております。ここも、今回値上がりすることにより変わりはありません。

年金生活者の生活は、年金の切り下げ、消費税の増税、物価の値上がりで、本当に大変になっています。家族がいても、若い層の生活も同じく余裕のないものになっており、わずかな値上げだから、では済みません。他市の減免制度の資料もいただいております。いろいろなやり方で、33 の自治体が保険料、8 自治体が利用料を減免しておられます。島本も減免制度を導入すべきと考えます。同時に国に対し、国負担割合分をきちんと負担するよう強く働きかけていただくことを求めます。

第 2 に、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置について申し上げます。

昨年 6 月に可決された「医療・介護総合法」により「介護保険法」が改定され、今年 4 月 1 日から実施されます。2000 年に、「介護の社会化」を掲げて介護保険が導入されてから、今年で 15 年目です。

今回の改定は、過去最悪の内容とされています。通所介護と訪問介護に関わる予防給付から要支援 1・2 を外し、第 6 期介護保険事業の間に市町村が主体である地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行させることになり、介護予防と生活支援について、NPO、ボランティアなど、多様な主体による多様なサービスの提供を推進することになります。中央社会保障推進協議会が全国の自治体を対象に実施したアンケートでは、要支援者の通所・訪問介護の受け皿である多様なサービスの提供について、73%の自治体が「不可能」「見通しなし」との答えだったそうです。サービスを提供する組織がない、要支援者が必要なサービスに自治体間で差ができると、切実な声が寄せられたそうです。

2 月 4 日に発表された厚労省の自治体調査でも、2015 年度中に移行するのは 114 自治体で、全国で 7% で、そのうち 4 月 1 日から実施できるのは 78 自治体のみです。ここでも「受け皿が準備できない」が、移行できない大きな理由になっていると言います。

島本町でも、この条例の附則で実施を延期しておられます。昨年、民生教育消防常任委員会で視察した杵築市でも、一般会計から資金を投入して先取り実施をしておられました。町が実施するときには、内容を充実させようと努力するほどに、大変なことになると思われます。

介護保険料など負担の問題と合わせて、住民に説明会を実施すべきです。国に対し、財政面でもしっかりと支援をするよう働きかけてくださることを強く求めて、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、討論します。

本年は改定の年にあたっており、平成27年から29年までの3年間の介護保険サービス量を見込んだ「第6期介護保険事業計画」策定のための介護保険事業運営委員会にて調査・審議された結果で、保険料の改定案がなされたものと認識しています。

介護保険を取り巻く状況や背景としましては、2025年には65歳以上の高齢者数は3,657万人、要介護率が高くなる75歳以上人口は2,179万人と想定されている一方、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の数は2025年以降減少していくという、財源的にも厳しい現実があることです。

今回の制度改正の骨子は、主として、地域でのケアシステムの構築と充実、全国一律の予防給付から、市町村が独自に取り組む地域支援事業に移行させること、そして低所得者の保険料軽減と、所得や資産のある人の利用者自己負担を見直すことなどです。

本議案は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率の改定が主たるものですが、今回、第1号被保険者の介護保険料負担割合が給付費全体の21%から22%になることと、給付費が3年間でおよそ14%ぐらいアップするということの推計によるものです。

保険料率は、所得水準の段階によって、従来の10段階から、さらにきめ細かく12段階に設定されました。しかし、すべての階層でアップとなり、最高の階層、年収ベースでいくと約1,200万円クラスでは、約2倍となります。なお、最も所得の低い生活保護受給者でも月額1,800円から2,450円と36%、大幅にアップになることについては、個々の事情を勘案して柔軟な対応や、何らかのセーフティーネットを設けられることを強く要望します。

今回の保険料水準は、第5段階の基準額で約8.9%の値上げとなるが、3年前の第5期の改定時は基準額で約13.6%の値上げだったこと。また、この保険料基準額の大府下での平均は、およそ5,500円ぐらいだそうですから、三島地区市町の中でも高槻市に次いで低いほうから2番目、府下でも低いほうから3～4番目ということや、高齢率の上昇を考えれば、今回のアップ水準については致し方のないことかも知れません。

しかし、根本的には、消費税増税は社会保障に全額回すという国民への約束を政府が果たすこと、すなわち公費負担比率を拡大することについて、国への強い要望をさらに求めていただくよう、よろしく申し上げます。

以上です。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第19号議案 介護保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論をいたします。

第6期の「介護保険事業計画」のサービス費を算定して、介護保険料の改定案が示されました。府内自治体では低い保険料とほいうものの、月額基準額を4,500円から4,900

円と、値上げするものです。苦しい生活を余儀なくされている高齢者にとっては、負担となるものです。

65歳以上の人の第1号介護保険料は、すでに高齢者の負担の限界を超えています。減額され続けている年金額と消費税増税は、高齢者の生活を大きく圧迫している実態があります。

さらに、国の介護保険制度の改悪により、要支援のホームヘルプとデイサービスを保険制度から外すという問題、また一定の所得者に対して2割を負担化するということ。特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定するなど、負担増とサービスの切り捨てが行われようとしています。まさに、保険料は払うのに介護が受けられない状況が生まれます。このような中、介護保険料を引き上げることは認められません。

消費税率を8%にあげた今年度、増税による増収は5兆円と見込まれています。ところが、政府はそのうちわずか1割、5千億円しか、社会保障の充実に回していません。給付費の増加については国に負担を求め、島本町の介護保険事業者としては、さらに基金を取り崩し、保険料の引き上げを抑えるように求めます。

また、国は介護報酬の引き下げを行いました。介護施設への影響と、介護現場で働く方の処遇改善は図れません。人材の不足で、利用者のサービスの質の低下も招きかねないという状況が生まれます。

特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定することになりましたが、特例入所として、要介護1・2の方も、ある一定の理由があれば入所も認められるということになりました。それについては、例えば認知症の人などが不利益を蒙らないよう、少なくとも認知症の方は要介護1以上の認定になること、要介護1・2であっても特養入所の対象とすることなど、町が施設に対して意見を出す、そのような方策もありますので、利用者の立場に立っての対応を求めます。

認知症は、初期からの適切なケアがあれば多くは在宅で暮らせると、介護現場での取り組みが実践されているところです。ところが、このように要支援の方を保険制度から外すということや、要介護3以上の人に入所要件を限定ということなどから、特養などに入れられない方や、十分なサービスを受けられない方、その方たちが、結果的には精神科に長期入院させられる、そのような形になると、新オレンジプランの中には盛り込まれております。本当に、地域で医療や介護を充実させて在宅で暮らす、ということができなくなる可能性もあります。

そういった制度改悪の問題点も指摘しまして、この条例改正には反対します。しかし、議会に提案する前に、保険料の案について介護保険事業運営委員会にて諮問されたこと、これにつきましては長年主張してきたことでもありますので、一定、住民の意見反映ができたものというふうに思っております。

以上をもちまして、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

前の賛成討論にもありましたように、本町としては12段階と細分化を増やされた、このご努力は一定評価いたします。また、先ほど来からの討論であるように、今後の本町においても、この条例改正をもとに、今回、大阪府内では平均約5,500円を大きく下回り、本町は4,900円と、府内自治体の中トップクラス、上から2番目の少ない徴収額となっています。

これから危惧するには、やはり財源の確保という部分でございます。介護保険におきましても、国においては消費税のアップをされておりますが、ここにおいて介護保険関係の費用というのが組み込めていない状況であります。本町においても、この多少の費用負担が上がっていく部分がございますが、ニーズと、そして、その土台となります財源確保、大きな改革が必要であるということを鑑みまして、将来を見据えた検討を、この改正をもとにされながら、また検証いただきますことを要望いたし、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正につい

て、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

市町村単独助成分を対象とした新子育て支援交付金が創設され、特定財源として2,823万1千円の歳入を見込み、本年度7月から通院費助成の対象者を就学前までから小学校6年生までに、入院費助成の対象者を小学校6年生までから中学校3年生までに拡充、「子ども医療費助成」と、制度名を改められます。所得制限は設けないとのこと、このことを評価いたします。

過度に医療に依存しない子育てが行われるよう、随時、啓発に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、日本共産党町会議員団を代表して賛成の討論をいたします。

今回の島本町の「乳幼児医療費の助成制度」から、「子ども医療費の助成制度」への改正、これには賛成するところです。一昨年、大阪府議会で宮原日本共産党府会議員が松井知事より「乳幼児医療費助成制度を見直す」との答弁を得て以来、島本町内で、せめて通院助成を小学校までとの署名運動が起こり、その署名が町長、知事に届けられ、議員にも力添えをとの要請が寄せられていたところでした。

大阪府の見直し内容は、年齢こそ2歳から就学前までとしたものの、所得制限を、以前は608万だったものを319万にしてしまい、これでは全く改善とは言えないものでした。島本町としても、新子育て支援交付金が追加されての今回の助成拡充の実現でした。

今後、段階的拡充を目指す、そのためにも大阪府に対し、名実ともに拡充への見直しを強く求めていくようお願いをして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第20号議案 島本町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、公明党を代表し討論を行います。

今回の改正は、本年7月より、通院費助成の対象者を就学前までから小学校6年生まで、入院費助成の対象者を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大され、制度名を「子ども医療費助成」に改められるものであり、引き続き所得制限は設けず、対象者すべての方が利用でき、より多くの方が対象となったことは大変喜ばしく、評価するものであります。

しかしながら、自治体格差はまだまだあり、統一性としては保たれていないのが現状であります。引き続き府への要請とともに、本町としてのシミュレーションを行っていただき、入・通院ともに中学校3年生までの助成とできるよう、引き続きの検討を強く要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第 20 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

ご承知のとおり、高槻市と島本町は同一の医師会に属します。高槻市では、平成 26 年度より中学 3 年生まで通院・入院費とも助成がされています。本町では、中学生の通院費の助成はありません。あと 1 千万円程度の予算措置で、通院費も高槻市と同一になります。

島本町への定住促進を進めるためにも、高槻市と同一の助成は必要です。早急に、高槻市と同一レベルに引き上げることを要望し、この議案に賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第 20 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論します。

今回の改正は、かねてより要望の強かった助成拡充で、子育て世帯からは喜ばれるものとして、英断を評価します。特に、幼少期から小学校 6 年生頃までは小さな病気にもかかりやすく、通院費助成の拡大は、「子育てしやすい島本」を標榜するには大変良かったと思います。また、入院費助成の中学校 3 年生までの対象者拡大につきましては、実際上は、それほど多くの人数にはならないであろうという判断のもとに決断されたことは、理にかなっていると考えます。

しかしながら、財政が厳しいという中、本制度採用による来年度以降の通年での歳出アップ額は、年間約 2,600 万円とのことですので、幾ら大阪府からの補助金や交付金が一定見込めるとは言え、町単費の持ち出しが増えることは確実であります。ぜひ、どこかで歳出の削減を図っていただき、少しでも持ち出しが少なくなりますよう、全部門あげて知恵を絞っていただきたいということを要望しまして、賛成とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第 20 号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、自由民主党クラブを代表し賛成の討論をいたします。

助成の対象者を拡大することにより、子どもの健康保持・増進及び子育て支援の充実を図るための改正であり、先ほど来の討論のとおり、評価するところではございます。

しかしながら、本町におきましても、今回のこの 27 年度においては 8 ヶ月分の医療費、また扶助費の部分、2 千万弱かかってくる部分がございます。これから毎年かかってくる内容において、先ほどもありましたように財源確保の努力もしていただきながら、また大阪府に対しても要請を続けていただきたいということをお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時55分～午後1時00分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第21号議案 2015年度島本町一般会計予算について、日本共産党町会議員団を代表して反対討論をします。

法人税率の変更による減収見込み4千万円が、委員会質疑でも明らかにされました。島本町財政への影響は少なくありません……(「なんで反対なの」「聞いてください」他、議場内私語多し)……。住民にとっても、少子高齢化の中で年長者移送サービスの一部切り捨てなど、度重なる町行革などでの住民負担増、見舞金の削減などが響く中、物価上昇に賃金アップは到底追いつかず、消費税増税とともに年金削減、年少扶養控除廃止の影響などが加わっています。

各常任委員会審査を経て、今年度から「税と社会保障の一体改悪」の目白押し、住民、職員とも苦難が予想される歳入歳出予算であることが明らかになっています。

まず、賛成すべき点を述べます……(「なんで反対なのに」他、議場内私語多し、「議長、注意して下さい」と呼ぶ者あり)……。

「非核平和宣言都市」の啓発看板をリニューアルされます。核兵器廃絶に向けた国際会議開催の年にふさわしい講演会の開催や職員派遣等、各課の独創的な取り組みに期待をいたします。

人権協会への委託事業の適正化、駐車場用地の町直営への移行の検討を表明されたことです。また、遅きに失しましたが、人権文化センターのバリアフリー化に取り組まれます。

次に、正規職員の増員、260人から264人に増やされ、保育所のクラス担任に1名の正規職員の配置がかなうと聞いています。これからも毎年職員採用をされて職員構成にゆがみが出ないように、そして非正規職員比率を下げて行かれる努力、自治体が低賃金・

不安定雇用を率先するなどということのないよう努力をお願いします。また、非常勤職員の待遇改善・時間給アップをされたことも、一歩前進と認めるところです。引き続き、清掃工場、図書館、幼稚園、浄水場などの施設長配置に、課長兼務や週4日での実態を改善するよう求めます。

次は、小・中学校の耐震化、遅くなったとは言え、ようやくすべての学校の耐震化に向けて動き出したことは評価をします。中でも、第一中学については工事期間も長く、近隣への影響も大きいことから、丁寧な説明と、理解を求める説明会を開いて欲しいとの声が、個人、管理組合等団体から寄せられています。ぜひ、説明会の開催をお願いします。

教職員対象に産業医を配置されたこと、乳幼児医療費助成制度から子ども医療費助成制度に変え、年齢を引き上げられ拡充されたことを評価します。それとともに、大阪府の補助をもとに段階的に18歳までの拡大、これを求めます。

そして、ごみ・し尿災害時相互連携協定、これへの本格的な協議を進められることです。このことは、当議員団が5年前から要望していたことでもありました。

ふれあいセンターの録音室の再開に向けた改修もされます。この部屋の使用条件等については、利用者や専門職の方の意見を広く聞いていただくようお願いをいたします。

町営住宅のエレベーターの改修に引き続き、年長者のためにバリアフリーも視野に入れた改善の早期検討を求めます。

広報を、A4版化にされます。読みやすく、保存しやすいものになると期待をいたします。

次に、実施にあたっては課題が多く、検討を要するものについて述べます。

プレミアム商品券については、実施に反対はしませんが、一過性のもので、景気の浮揚には役立たないものだと考えております。地方創生まち・ひと・しごと創生計画策定については、まちづくり支援業務の抜本是正、公共施設総合管理計画策定と合わせ、町内の阪急水無瀬・JR島本・山崎周辺でのまちづくりで、あるいは小学校区住民委員会単位などで住民の意向調査やフィールドワークを実施し、各地域に担当職員を決め、住民の広範な参加で、財政・まちづくり・福祉の問題を討論する場を作るべきと考えます。

2013年度、地区計画の条例制定の該当地域の開発行為をはじめとして、近隣への丁寧な説明、交通量、騒音、振動などの現状非悪化を担保するため、騒音・振動・交通量等の現状把握を行い、悪化させないように努めること。特に百山、桜井の名神高架下の交差点及び高浜幹線など、大型車両の往来、交通量増大には、安全対策を急ぎ行うことが必要です。

また、社協委託の生活困窮者自立支援相談事業の実施については、福祉事務所を基本とした相談の進め方を求めておきます。

最後に、反対すべき点について、述べます。

マイナンバー制度は、公と民間とが共通して利用することになる。個人のすべての情報がここに集められ、預金、ローン、借金、滞納、病気、すべてのところで利用されることになる制度で、個人情報を守られないと、今までも言ってきたところです。すでに実施している国では、なりすましの問題が起こっています。カードを誰かに悪用されたとき、それを為したのは自分ではないと証明することは非常に困難なことです。住民にとって、良いことは何もない制度であると考えます。

歳入の財産収入に関わる問題が、多岐にわたっています。かねてから委員会、本会議において、用地買収・町有地売却等については、方針決定までに、住民の合意、議会の論議等、民主的な意思形成過程を踏まえるべきと主張してきたところです。

特に、町有地売却に際しては、売却方針の発表、土壌調査、関係機関調整を見通した効率的・効果的な売却スケジュールのもとでの適正な事務と、予算計上の適正な手続き、住民への周知と透明性を求めてきました。今後、町有地売却の契約にあたっては、議決事件に至らない案件であっても、売買契約内容に「町議会の議決をもって契約成立」という文言を入れるなど、執行上での措置を講ずるべきだと考えます。

まちづくり支援業務の予算計上について。JR島本駅西側土地区画整理事業は、この期に至っても執行部、地権者、区画整理事業組合のそれぞれの責任や課題を明確にせず、2014年度執行できる見通しもなく、議会での一般質問への答弁以外に議会への説明が行われず、予算成立の後に減額補正をしながら当初予算にも計上しておく措置が講じられた点には、苦言を呈しておきます。

町内での実績を持つ社会福祉法人に公有地を貸与される時、当初、当然、有償貸与であるという対応をされました。以後、議会では、有償貸与の要望が出たから有償で貸した。一方で他団体の無償貸与との整合性が問われれば、条例で無償の対応にするという変遷を辿っています。執行部のこの間の町有財産の無償貸与への基準・姿勢は、厳しく検証すべきです。条例・規則に照らして、説明のできる進め方をお願いしておきます。

人権協会への現在に至る駐車場用地賃貸借への新たな疑義があります。河野議員の質疑に対し、当該駐車場を誰に貸しているかは把握していないというような総務部の答弁があり、その後、他の委員からの質疑に対し総合政策部長から、当該駐車場の賃貸借を地域人権協会会員で占めていることはないとの明確な修正が入った。この二つの答弁は明らかに不一致であり、議会への再度の説明を求めるところです。

関連して、人権文化センター2階図書室の横に、利用者の安全確認ができるようにと事務室を設置し、懲戒免職処分の当該職員が配置されていた、2年で使われなくなった、この部屋。人員配置への財政支出、費やした金額を考えれば、人権文化センターの今回見送られたエレベーター設置や男女共用の障がい者トイレは、もっと早期に実現できたはずだと残念でなりません。この際、地域人権協会への人権就労ケースワーク委託は町直営で行うこととすべきと考えます。当該団体との委託関係への猛省と、即時是正を求

めます。

保育所保育料は、利用者の36%が値上げになります。子ども・子育て新制度については、ケリヤホールで講演会を開催されましたが、残念ながら質問の時間が取られず、一方通行の講演で終わりました。保育所保護者は値上げの説明も、新制度の説明も受ける機会がありません。幼稚園では設けられた値上げへの経過措置もない状態です。しかも、保育所の入所状況は年度当初から定員を超え、高浜学園が開所しても、過密がすっかり解消してはいません。休職中の方の待機も出ている状態です。

学童保育は、保護者の就労などで児童を看護する人が家庭にいない児童の、家庭に代わる場であります。すでに二桁の待機児童が明らかになっています。保護者にとっては、保育所が増え就労できたのに、学童に入れず退職を余儀なくされるという事態がすでに起こっています。学童と放課後子ども教室の安易な統合ではなく、現場指導員との協議のうえで、高槻市の臨時保育施設のような、公共施設での緊急措置を求めます。

小学校では、相変わらず業者の学力テストが行われ、中学では府のチャレンジテストが行われます。子ども達と教職員の負担も大変です。教職員個人アンケートとともに、学校間、教職員間、児童・保護者の間の競争をさらに激化させる事業の中止を求めます。

難病者福祉金が削減されました。病気を抱え、ただでさえ大変な難病患者に冷たい町政と言わざるを得ません。

し尿中間処理施設の実施設設計が計上できない。町内建設の方向の停滞について、広域化が財政支出の問題を解決するという執行部トップの発言は、厳に慎むべきと考えます。また、住民に対し具体的な試算も示さず、住民に期待や幻想を抱かせるようなことも慎むべきです。こうした言動は、今後の多方面での広域行政に支障を来し、多団体との関係を悪化させかねません。委員会質疑・討論を通じ、候補地周辺の自治会からは住民ホール跡地への建設については反対ではない、という状況が把握できました。高槻市東上牧自治会からの衛生化学処理場の撤去要望に関して、島本町は、町域内におけるし尿中間処理施設の早期の設置に向けて鋭意検討を進めていると、2012年2月に回答しておられます。広域行政勉強会での議論、高槻市との要望回答の経過、選定調査の一連の内容を全住民に説明し、意見聴取を求め、責任のある判断が議会とともにできるよう努めるべきです。

都市計画審議会委員報酬、まちづくり支援業務の問題です。JR島本駅西側開発事業は、いよいよ振り出しに戻る時期に至っているようですが、執行部、地権者、区画整理事業組合の、それぞれの責任や課題を明確にせず、見通しもないまま、予算だけは計上されています。

ここ数年間、町有地売買・活用に関わる町長の施政方針の二転三転、あるいは減額補正によって事実上の不執行、これを繰り返すような事態が続いています。もちろん、その経過の詳細な説明が住民にも議会にもできず、不透明極まりないものになっています。

これら事務事業に対応する部局や職員を幾ら増やしても、事業の進捗はおろか他団体の不信感の増大を招き、事によれば重大な責任を問われる事態に至る。職員は事務遂行の見通しも持てない。心身ともに疲弊するだけであることは、容易に見て取れるところです。町長は、議員全員協議会や住民に対し、まちづくり支援業務の一連の経過を説明し、今後は職員、地権者組合の責任分担を明確にすべきです。

小規模自治体において、町長、副町長の果たす責任や範囲はもっと広く捉え、まさに施政方針で示された「直面する課題に真正面から向き合い、そして何よりも変革を恐れず、前へ踏み出す勇気を持って取り組む必要がある」、町長が、まず、この模範を示すべきだということを申し述べ、反対討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

平成27年度当初予算は、歳入歳出総額で117億円と、前年度比12億5,600万円、率にして12%の増額。ここ数年間では、過去最高の当初予算になっています。

その主な要因として、教育費で昨年の13億6,474万円に対し26億2,723万9千円と、2倍近い増額となっていることがあげられます。特に、対応が遅れていた学校の耐震化工事を、27年度中に竣工しなければ補助金の上乗せ分が確保できないことから同年の工事発注になった状況については、今後の公共施設のあり方について課題とすべきであると指摘しておきます。

主要な施策については、防災ハザードマップ更新事業、避難場所看板更新事業、人権文化センター改修設計業務、ふれあいセンター施設整備事業、清掃工場施設維持管理業務、橋りょう補修補強事業、町道広瀬桜井幹線整備事業等の、住民の安全・安心を確保するための予算計上となっており、一定、評価します。

ふれあいセンターについては、今後も長期間、快適に利用していけるよう、事後的修繕ではなく、計画的修繕で実施すること。また職員が安全に業務ができるように、庁舎の耐震対策あるいは移転も含めた建て替え等について、早期に方向性を出されることを要望しておきます。

特に、防災・減災に関する施策については、避難場所看板更新事業、防災ハザードマップ更新事業、新設される避難所の戸別受信機設置等、住民の安全がより確保できることを評価します。新設される避難所は、町全体のバランス、今後の災害別避難所の方向性を考慮し、選定していただくこと。また防災ハザードマップ更新事業については、今回、間に合わないかも知れませんが、新設される避難所の追加や、避難所を災害別に表記し、より一層有意義なマップとなるよう、その他の内容も含め充実していただくことを要望しておきます。

森林保全に関する施策については、島本の大切な自然を守るための重要な施策で、委

託料の中には森林保全業務 450 万円、森林病虫害等防除業務 151 万 2 千円や、補助金として造林補助 10 万円等が計上され、森林が一部保全されることを評価しますが、町の約 7 割を占める森林整備には多くの財源が必要であり、また多くが民有地であるため難しいとは思いますが、長期的な計画を検討され、豊かな自然を維持するためにも、予算が遅れることなくスムーズに執行されますことを要望しておきます。

また、平成 27 年 10 月にはマイナンバーが通知されることになっています。そのマイナンバー導入のための業務委託をし、住民票を有するすべての方に番号をつけて、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関にある個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。行政の効率化と、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会の実現を目指す事業であると評価します。

本年 4 月から実施されるホームレス広域対応自立支援相談事業、生活困窮者一時金生活支援事業の負担金が計上されており、生活保護に至っていない生活困窮者に対する支援事業を広域的に行うものであり、また生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計相談支援事業も社会福祉協議会へ委託して、生活困窮者への支援を実施するもので、評価します。

山崎保育園と、3 月にオープンした高浜学園に、運営のための補助金や扶助費として施設型給付費が支給され、待機児を出さない体制ができたことは大いに評価するものです。

また、災害避難所として指定されている第二保育所の耐震診断結果は Is 値 0.63 でありましたが、本町の災害避難場所指定については Is 値 0.75 まで引き上げる必要があり、その耐震補強工事実施設計が予定されております。住民の安全を確保するための事業であり、耐震補強工事についてもできるだけ早く実施されることを要望しておきます。

住民を災害から守るため、日々訓練されている消防団の活動において、三島地区大会が 5 年に 1 回、回ってくることから、その訓練のための備品及び経費と、消防車両の老朽化による購入及び広瀬分団に小型動力ポンプの更新などと停電時に対応するための自家発電機設備など、住民の安全を確保するための経費であると判断します。

小・中学校の教員の健康管理は、これまで主に学校医の対応で行われていたかと思いますが、今回、教職員の健康障害や長時間労働の問題から、法規基準でなく、本町独自に学校産業医を置いて、教職員の心身の管理を面接指導等で行う体制ができることは、児童生徒にとっても喜ばしいものと評価します。

放課後の子どもの居場所として、学童保育室について、第四学童保育室プレハブ建て替え設計業務をはじめ第二小学校の法定外公共物表題登記業務などは、今後の学童保育児の増加に 대응するためにも必要であり、計画どおり進められることを要望します。

第一・第二・第四小学校の耐震補強工事が、7 月から来年の 2 月末竣工を目標に、同時期に動き出すこととなります。また中学校においても、第一中学校仮設校舎耐震補強

等工事、第二中学校給食棟設置工事など、大型工事が予定されています。遅れはしたものの、必要なものばかりであります。工事期間中、学校のクラブ活動や、学校施設を利用する各種団体や地域住民の方には協力をいただくとともに、安全第一に工事を進められることを要望しておきます。

また、少子高齢化の時代に伴い、子どもの健康の保持増進及び子育て支援の充実を図るため、本町においても7月から乳幼児等医療費助成の対象者の拡大、また昨年の消費税引き上げによる影響を緩和するため、前年度に引き続き臨時的に実施された国庫補助による給付金事業が継続されることは、一定評価します。

町税の大幅な減収見込みや、耐震化工事、扶助費の増大、民間保育所への運営補助費等の経費の増加により、積立基金10億4千万円の取り崩しなど、厳しい予算編成ではありますが、歳入の確保と、徹底した歳出の削減等、持続可能な行財政構造の確立に向け、行財政改革を進めるとする町長の施政方針での決意を信頼し、賛成の討論とします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 2015年度島本町一般会計予算、反対討論をいたします。

反対の理由を述べます。

1点目．2015年度一般会計予算117億円の歳入においては、町民税の法人住民税の、法人税割の税率の引き下げが財源の減少の要因ともなっています。国の税制改悪による影響であることを指摘しておきます。

2．子ども・子育て支援制度に伴う特定教育・保育施設の保育所保育料については、前の関連条例で述べましたとおり、負担増となる方が36%もおられること、そのことについて保護者への説明会が実施されなかったこと。これは「行政の説明責任に関する基本条例」に反していると言わざるを得ません。

3．財源確保のためには、財政コスト削減に取り組むべきこと、多々あります。入札による電力調達、随意契約の見直し——特にシステム関連、島本町主催行事等の懇親会の廃止、補助金の精査——特に補助金の使途について飲食への支出は禁止すべき、計画策定の委託の見直し、公共工事契約について内訳書の公開、工事請負及び業務委託契約金額の積算の精査、まちづくりプロジェクトチームの部局から課または室への格下げ、議会議員の審議会等への報酬廃止などで捻出した財源を、社会保障費等に充当可能になります。その努力が、新年度予算には見られないということです。

4点目．歳出においては、2015年度に共通番号制度が実施されるため、新年度予算はマイナンバー予算と呼ぶに値するものです。1億745万5千円の支出となるシステム改修や、通知カード・個人番号カードの発行と、「個人情報保護条例」の改正等が行われます。国民一人ひとりに番号を振り、複数の機関がそれぞれ共通番号（マイナンバー）を付して管理している同一人の個人情報を紐付けし活用する仕組みで、まさに名寄せ・データマッチングを行うことを目的とした制度です。国は税と社会保障の給付と負担の

公平や、行政事務の効率化、手続きの簡略化などを目的としていますが、これまで一般質問や予算質疑などで問題点を指摘してきましたとおり、政府自らも「民主主義の危機を招くおそれがある」と認識し、国家による個人情報の一元管理や個人情報の漏洩、差別的利用、不正利用な改ざんによる財産の被害などが生じること、結果的には制度による所得の把握に限界があることや、福祉・医療の利用の抑制に使われること、警察等の治安管理や「特定秘密保護法」でも利用されようとしています。番号制度の構築にかかる経費は不明確なままで、実際に国の財政措置は大きく後退し、島本町の多額の費用負担が生じています。

個人のプライバシー等の権利が一度侵害されると、拡散した情報をすべて消去・修正したことが困難であるなど、その回復は容易ではありません。私は、住基ネットが憲法13条違反であることで、違憲訴訟に原告として参加しました。その際、最高裁判決はデータマッチングをしないことを条件にプライバシー侵害の危険はないとし、合憲としています。その考え方からすれば、共通番号制度はデータマッチングが目的の制度ですので、明らかに憲法違反です。

国の制度なので、地方自治体では拒否できない、制度に問題があっても仕方がない、という考えもあるかも知れません。しかし、憲法に保障されている個人の尊重、そして住民の基本的な人権、プライバシー権、自己情報コントロール権が侵害されるとわかっていながら、制度実施を認めることは、住民利益に反します。実質的な運用を担うのは、あくまでも自治体です。共通番号制度の基礎となる住民基本台帳や住基ネットは自治体の事務であり、住民情報の管理責任は町長にあるのです。国まかせにせず、自治体が責任を持って対応していく姿勢こそ問われています。総務建設水道委員会で指摘のあったように、7割の国民が制度については知らない、ということが言われております。メリットだけではなくリスクも知らされない中で、制度導入をすべきではありません。

この制度にかかる1億円を超える予算は、真に社会保障に使われることが有効だと思います。島本町がなすべきことは、共通番号制度の実施の延期・中止を国に求めることだと思います。

5点目です。阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、住民アンケートなどでニーズを把握したうえで、公共施設としての活用を検討することが重要で、売却方針は白紙に戻すべきと考えます。

6点目です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、2015年度から教育委員会制度が大幅に変わります。首長の教育権限が強められることとなります。首長が主催する総合教育会議が設けられ、首長によって新教育長が任命されることとなります。教育の中立性・独立性は維持されるのか、首長の政治圧力が強まるのではないかとといった危惧が持たれます。学校教育の当事者である子ども達、保護者、現場の教職員の意思尊重が、何よりされるべきだというふうに思っております。

来年度は、中学校の教科書採択がありますが、これにつきましては、総合教育会議の協議題とするべきではない旨の文部科学省通知があります。政治的中立性の要請が高い事項でありますので、教育委員会が独立して行うものであり、首長の関与があってはならないというふうに考えます。そのことも申し添えておきたいと思えます。

以上が、反対の理由です。

次に、町政の問題点として指摘する事項を述べます。

1. し尿中間処理施設について。し尿処理は住民のライフラインです。中間処理施設の必要性が課題となって、約15年経ちます。広域処理については、高槻市にすでに断られており、他の自治体との協議をしないならば、町の方針どおりに町内での施設整備をせざるを得ないと判断します。その事務が遅れるほど、現施設の維持管理費が年々生じ、財政負担になるのみです。東上牧周辺住民との約束を反故にすることにもなります。高槻市への再度の広域処理の協議はかえって無責任で、自治体として行政能力のなさを問われることになると考えます。町内施設整備の停滞は、早期に解決すべきです。

2. 正規職員を上回る290人もの臨時職員が、島本町の公共サービスに従事しております。そのうち保育士、幼稚園教諭、学童保育室指導員、図書館司書、看護師、保健師、介護支援専門員などの継続的な任用で働く——これは空白期間があるとは言え、そういった任用の形式ですが、専門職も多く占められています。非正規の職員の実態調査を行うことを、まずは求めます。賃金のアップが図られたものの、正規職員並みの待遇改善や雇用の安定化を図る抜本的な改善策を図られないということは、島本町がワーキングプアを作り出していることとなります。公共労働における格差と不平等を是正しなければなりません。

3. 生活困窮者自立支援事業が始まります。事業の根拠法である「生活困窮者自立支援法」は、「生活保護法」の改悪とセットで出されたものです。本来、生活保護の利用が可能の方が、自立相談支援の窓口で利用に繋げることなく、相談者が不適切な扱いを受けることがないように、配慮していただきたいと思えます。島本町においては、必須事業として自立相談事業の実施並びに住居確保給付金の支給を行い、任意事業として一時生活支援事業・家計相談支援事業を実施されます。一時生活支援事業に関しては有期であり、その間に就労できなかった場合は、その後でどのような生活保障を受けることができるのか、住宅確保給付金による家賃補助も有期であり、家計相談支援事業による貸付は借金となります。そのことを考えますと、生活困窮者へのセーフティーネットになるのかどうか、長期的な視点での生活保障の仕組みを作らないといけないと思っております。委託事業を行う社会福祉協議会と町との連携が必要です。学習支援事業等については特に行わないとのことですが、類似の社会資源である「ゆめ本部」の学習支援を活用していくとの答弁でした。目的に応じた機能とするためには、こどもに寄り添う支援スタッフの十分な研修も必要と考えます。

4点目です。住民の財産である公共施設に関する「公共施設等総合管理計画」策定にあたっては、住民の合意形成が一番重要です。計画案について、パブリックコメントのみならず住民への説明会など、対話型の意見交換会等を求めます。

5. まちづくり活動支援業務についてです。180万円の予算が計上されていますが、本年度は不執行となっております。JR島本駅西地区土地区画整理事業に関わる町の技術支援の範囲外の問題である、事業協力者に選定された大成建設と土地区画整理事業準備組合との調整に職員は多大な業務を担わされ、本来のまちづくりの意欲に結びついていないと拝察します。また、随時事業進捗についても情報を公開し、議会に報告をすべき事項だと思っております。

2015年度においては、「大阪府都市計画区域マスタープラン」の見直しにあわせて、保留区域の再指定を行うという予定にされております。都市計画審議会の付託案件ということですが、私は、改めて西側のあり方については町住民に問う必要があります。そのためには、この案件につきましては住民説明会を実施する必要があるというふうに考えておりますので、要望いたします。

6点目。島本町清掃工場包括運営については、検討委員会報告書を議員全員協議会にて報告をし、議会の意見も参考にし、行政だけで拙速に方針を決めないでいただきたいと思えます。

7点目。新たな認可保育園が開設されたことで、保育所の待機児童は生じていません。努力をされたというふうに評価しておきます。しかし、過密状況の改善ができていません。4月当初より、定員に対し、町立第二保育所は27%を超え、第四保育所は45%を超え、山崎保育園は36%を超えて、深刻な状況です。「子ども・子育て支援事業計画」によれば、供給不足を定員の見直しで対応すると言いますが、本末転倒です。ゆったりとした保育環境こそ、保障すべきと考えます。

8点目。学童保育室の待機児童が、4月当初16人も発生しました。民生教育消防常任委員会で質疑され、対応策を求められたところです。新1年生の受け入れについては検討するというので、一定の努力はしていただきました。感謝したいと思っております。しかし、第二・第四学童保育の室の確保に向け予算化されてはいるものの、来年も同様な状況は予測でき、対応が追いついていません。学童保育室に入室がかなわず、保護者が仕事を辞めなければならない事態を招いていることには変わりありません。早期の対応を求めます。

9点目です。教育委員会所管の桜井駅射撃場建設由来石碑、総務部所管の平和塔のふれあいセンターへの移設に関わっては、戦争の悲惨さと反省、不戦の誓いの碑としての保存を望みます。

最後に、3月25日、朝日新聞朝刊の投書欄に、島本町の小学生（10歳）のお子さんの投書が載りました。「東京に行っても大切な島本」という題名の投書です。少し紹介

しますと、「親の転勤で大阪の島本町から東京の品川区に引っ越すことになりました」、少し略します。「品川区には公立の小中学校を選べる『学校選択制』の制度があり、幾つかの学校を見学しました。最初は温水プールがあり、かわいい制服の小中一貫校にここがりましたが、結局、普通の小学校を選びました。島本で教わった『6年生になったら最高学年として恥ずかしくないように過ごそう』ということをして三学期の『2分の1成人式』で思いだし、6年生で立派に卒業することを楽しみにしている自分に気付いたからです。自然豊かな地で子どもをのびのびと育てたいと、両親が選んで住んだのが島本町です。私は島本でいろんなものを見て育ちました。私にとって、とても大切な場所です。私はきょう、出会った人たちへの感謝の気持ちをバッグにつめて、新しい地へ旅立ちます。」という投書でした。

このように、島本町で育ち、島本町の教育を受け、この町の良さを誇りに思ってください子どもさんがいらっしゃるといこと。これは町政に関わる職員の皆さんや私たち議員の喜びでもあります。このことを、皆さんにもお伝えしたいので引用しました。

2015年度予算には、学校の耐震事業や中学校給食、子ども医療助成の拡充、環境基本計画に基づくプロジェクト事業、防災ハザードマップの更新事業、保育所耐震事業など、住民が安心して暮らせる施策や事業はたくさんあり、評価いたします。しかし、前に述べました理由をもって、2015年度一般会計予算には反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第21号議案 平成27年度一般会計予算について、公明党を代表し討論を行います。

歳入歳出総額117億円、計上されており、前年度当初予算に比べ12億5,600万円、率にして12.0%と、大幅な増となっております。

主な要因は、小・中学校耐震事業、中学校給食棟設置、橋りょう補修補強の投資的事業のほか、平成27年3月に新たに開園する民間保育園に対する扶助費及び補助金等について、前年度予算額を大きく上回っていることによるものであります。また、歳入での法人税で、一部大手企業の経営悪化に加え、税制改正に伴い法人町民税の税率が引き下げられたことによる減額等、数々、委員会で発言をいたしました。

平成28年度より、ごみ袋の透明化と、水無瀬駅前ロータリー一時駐車場の設置については、評価をいたします。防災マップ更新については、土砂災害警戒区域の公表を義務づけること、学校の通学路には防犯カメラの設置を、また町が責任を持って行うこと。そして、マイナンバー制度については住民の方々に丁寧な説明が必要なことを申し添えます。

東大寺公園での駐車の問題、条例の中には罰則規定が入っていないため、入れたほうが良いと私たちは考えております。高浜幹線の交通安全対策は、早急に願います。

特に、し尿中間処理施設においては、再度、高槻市さんへ広域的にお願いすべきと訴

えました。島本町の今後を考えたとき、必ず住民に理解していただけることは間違いありません。時の大切さを訴えたいと思います。時を見逃すことは、チャンスを逃すことです。し尿中間処理施設の広域を、公明党は再度要望いたします。

「生活困窮者自立支援法」が27年4月に施行されることに伴い、生活保護受給に至らない生活困窮者を対象に、自立相談支援、住宅確保給付金の支給、一時生活支援・家計相談支援の事業として、生活困窮者自立支援事業が新規事業として実施されます。広報については、広く周知をされ、各関係機関が一体となり、きめ細やかな支援となるよう要望いたします。

がん対策については、引き続き対象者の方に検診の無料クーポン券を配付、過去5年間受診されていない方に対し、再度無料クーポン券を配付をされ、受診率向上に努められることは大変評価をいたします。

学校の耐震化について、27年度、一小・二小・四小・一中の耐震化工事が行われることは、27年度末には全国的に耐震化率がほぼ100%となる見込みの中、ようやく本年実施されることは安心するところでありますが、全国的にも工事の集中や、また東京オリンピックへの建設ラッシュ、東日本大震災の復興への加速に伴い、業者の確保、工事日程等、懸念される部分もありますが、計画どおりの工事の進行と無事故を強く要望するとともに、三小についての基本構想を、しっかり、スピード感を持って進めていただけるよう、あわせて要望いたします。

学童保育について待機が発生していることから、早急に対策を講ずる必要があると訴えをさせていただきました。27年度においては、1年生のみを受け入れる体制を作っていたことは評価するところでありますが、今後の各小学校において、学童保育室の今後の学年の拡充などを鑑み、プレハブの建設を計画されております。学童保育は、保育所からのスムーズな流れの確保は不可欠であり、新たに建設されるまでの待機対策はしっかりとなされるよう、強く要望いたします。

通学路の交通安全対策、防犯対策については、関係部局と密に協議をし、改善に向けてのご努力を要望いたします。

成人式について、会場等、改めて式典にふさわしいものになるよう、実行委員会とも具体的に協議をしていただき、よりよいものとなるようお願い、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

外村議員 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算に対する反対の討論します。いっつもながら、私は厳しいことを申し上げますが、どうか、趣旨を十分お酌み取りいただきますようお願いいたします。

少子高齢化による扶助費や医療費等の増大のうえに、公共施設の老朽化対策などにより、歳出要因は増えるばかりです。特に今年は、小・中学校の耐震工事や中学校の給食棟建設などによる教育費の大幅増のほか、子ども医療費助成の対象者拡充等で、昨年比

約 12 億 5,600 万円の歳出増予算となっております。基金の大幅な取り崩しや町債の発行などで収支を合わせるといふ、苦しい財政運営となっております。

かかる状況のもと、毎年のように予算編成方針として掲げられている「徹底した歳出の削減」は、一体、どこにどう具体化されているのかが見えません。委員会での説明においても、予算の組み方は例年どおりの感が否めません。新しい施策によって歳出が増えれば、その分は同額とまでは言いませんが、どこかで歳出を削る努力がなければ、歳出総額は増えるばかりです。かといって、本町のように小さな自治体が独力で歳入を増やす選択肢は限られており、企業誘致や町有地など資産の切り売りにも限界があります。

昨年も申し上げましたが、今、最も必要なのは歳出改革です。それも、福祉切り捨てや行政サービスの低下を意味する歳出削減ではありません。具体的には、やはり大口歳出の削減です。特に即効性のあるのは、電気代の削減です。本町の今年の電気代は 1 億 8 千万円と、昨年も相当アップしましたが、また今年も値上げの意向のようです。今年度、ようやく私の大綱質疑に対して、本年度を目処に P P S を含めた総合的な検討を進めるといふ答弁をされましたが、あまりにもアクションが遅過ぎます。必ず検討の成果を出して、早期実現をしていただきたい。

2 点目は、年間 140 件、約 18 億円強の入札案件の工事費や物品購入の厳格な予算査定と圧縮策に、今一度、知恵を絞っていただきたい。それこそ、その道の専門技術者を採用してでも、従来とは違った方策を講じて削減に努めていただきたい。

ほかでも、例年のごとく全部門にわたって委託料の多さに驚きます。ほんとに委託しなければできない仕事なのか、委託するにしても、もっと削減する余地はないのか、今一度、考えていただきたい。

また、町長の予算編成方針の一つに、昨年同様、「不用額の前年度比 50% 目標に減らせ」というのがありますが、本当にどこまで今年度予算案にそれが反映されているのか、見えません。ぜひ、決算で成果をお示しいただきたい。

また、今年の機構改革では、「総務・債権管理課」という名称までつけて、町の債権管理や回収に対する強い決意を示されました。それも大切なことですが、それ以上に本来力を入れるべきは、厳格な歳入管理と歳出管理ではないでしょうか。滞納繰越金や奨学金返還金など、その残高に対する歳入計上額があまりにも少な過ぎるのも、消極的としか見えず、納得がいきません。

いずれにしても、大幅な歳入増が見込めない以上、持続可能な自治体運営に欠かさない徹底した無駄の排除、歳出削減、真に競争原理の働く仕組みなど、歳出における従来からの考え方を根本から見直し、予算執行に知恵を絞っていただきたい。お願いします。

以下、個別に申し上げたい意見・要望について、言及します。

総務建設関係。

1点目、予算案に反対する最大の理由は、常々からも、大綱質疑においても申しましたが、住民への説明責任が十分に果たされていると思えない点です。住民に支持される行政運営をするには、不可欠なことです。今一度、「まちづくり基本条例」の精神に立ち返って、姿勢を改めていただきたい。特に、広域行政勉強会における中間報告以後の状況変化、その後の状況などについて、適切なタイミングで説明されてこなかった結果として、し尿中間処理施設の町内建設方針に対する住民の理解や認知度が不足し、今の事業の停滞を招いていることは否めません……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

他でも、公共施設適正化基本方針について、JR島本駅西側土地区画整理事業の現状や見通しについて、若山台調整池の今後の扱いや見通しについて、そして今年マイナンバー制度の導入についてなど、大きなテーマや施策に関しては、そのつど住民説明会を実施すべきだと再三申し上げても、一向に耳を傾ける姿勢は示されませんでした。

コンパクトタウン島本なればこそ、可能な強みでもあります。パブリックコメントや広報、ホームページ、ケーブルテレビなどの媒体による一方通行の周知だけでは、到底、住民の正しい理解は得られません。現状の広報活動に関しても、どれだけの人がほんとうに理解されているのか。一度、住民アンケートを取ったらいかがでしょうか。ぜひ、実施していただきたい。今年ちょうど、地方版総合戦略策定をされるとのことですので、ぜひ、その中の住民アンケート項目の中に組み込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。特に、今後、進めなくてはならない公共施設の適正化事業については、これこそ多くの住民の皆様理解を得るうえで、粘り強い、丁寧な説明が不可欠であることは、先進自治体の視察研修などにおいて学んだことであります。いずれ時期を見て、適切な説明会を実施していただきたい。

2点目。「中長期財政収支見通し」については、26年度決算後、早期に作成、お示しいただきたい。今年度も、昨年に続き大幅な額の基金繰入や町債の発行による予算案となっています。この大幅な歳出増は、本年度がピークなのか、今後も続く可能性があるのかないのか。今後、数年の町の財政収支見通しがどうなるのかの認識を皆で共有することは、行政運営上、極めて重要であると考えます。また、人口増や住宅建設に伴う税收の伸びや、企業の転出予測による減収などがどう影響するのかなども、関心の高いところだと思います。

3点目。清掃工場の包括運営の検討については、近々、検討会の報告がいただけることですが、議会の意見も十分に踏まえたうえで結論を出していただきたい。

4点目。し尿の中間処理施設建設問題に関しては、信念を持って、早急な現状打開に取り組まれますよう、お願いします。そして、一日も早い建設・早期撤去で、無駄な歳出を続けないようお願いします。

5点目。JR島本駅西側土地区画整理事業がストップしたまま、現状や見通しについて住民への説明もないままに、本年もまちづくり活動支援業務名目で180万円を計上す

るについては、その内容において、本町の税金を投入する項目も根拠も曖昧であります。特に、本事業の不動産鑑定に80万円を本町が負担する根拠や、本事業に対する本町の立場と役割を、今一度、明確にする必要があると思います。

6点目．JR山崎駅の自転車駐輪場利用者に対する利用料軽減措置の導入お願い。大山崎町との協定により、本町が支払う負担金が本年度から無償になると、昨年、確認しました。税の公平性の観点から、以前から私が要望しています本町の利用者に対する補助、割引サービスについて、水無瀬駅・島本駅両駐輪場利用者並みのサービス策を、ぜひ、改めて再検討いただきますようお願いいたします……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。手法は、おまかせします。

7点目．パスポート事務の高槻市への事務委託について。今年1月から2月20日までの本町住民の利用実績が、申請で158件だったそうですが、ぜひ時期を見て、利用者の利便性に対する感想を聞くなど、実態調査をお願いします。

8点目．阪急バスロケーションシステムに対する補助金の支出について。いかに住民サービスの向上に繋がる公共交通への補助とは言え、民間会社に公金を支出するには、それなりの根拠や理由が示されるのは当然であり、補助金交付要綱予定では、議論すらできません。交付要綱を策定してからでも遅くはありません。今回の予算案には認められない。このことも反対の理由であります。

続きまして、民生教育関係、特に学校関係。

1点目．高浜学園が3月にオープンしましたが、本町期待の4番目の保育所として、保育内容・状況など注視しながら、過密状態にある本町の保育ニーズに応じていただきますよう、強いご指導をお願いします。

2点目．学童保育の待機児童が16人とのことですが、とにかく応急措置としての対応で、保護者の就労状況に影響が出ないように、くれぐれもご対応、よろしくをお願いします。また、今後のニーズ増大に対する抜本的な対応策も、よろしくをお願いします。

3点目．幼稚園・保育所の保育料が新しく設定されましたが、安くなる階層はいいとしても、高くなる階層の世帯については厳しいものがあります。スムーズなご理解を得るには、懇切丁寧な説明と、料金アップに対する納得いただけるような保育の質の向上などの努力が欠かすことができません。そのことは行政の責任として必須です。ぜひ、やっていただきたく、お願いします。

4点目．今年には特に学校関係で多額の工事発注があります。工事費査定、発注に際しての予金額査定や、最低制限価格設定には、厳格な審査をよろしくをお願いします。

5点目．町立キャンプ場については、前にも申しましたが、収支実態から見ても、今一度、町民の利用状況や意向、仮に廃止した場合の影響などを精査したうえで、思い切って廃止の方向で検討されることを提言します。

以上、るる申し上げましたが、今年是一般財源で1億3千万円の減収にも関わらず、

学校の耐震化工事など大型工事に、子どもの医療費助成拡充や臨時的任用職員の待遇改善など、継続して歳出する歳出拡大費目もあり、大幅な歳出増となっています。職員の皆様には、この事実をよく受けとめていただき、個々の歳出執行に際しましては極力少なくするよう、最大限の知恵と工夫をお願いする次第です。

各論では評価するところもございりますが、総論として、町政のガバナンスとして、総論で反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第21号議案 島本町一般会計予算について、私、戸田より賛成の討論をさせていただきます。

平成27年度当初予算については、町民税法人分で約1億5千万円の減額、一般財源でおよそ1億3千万円の減収見込みということですから、従前にも増して厳しい財政状況の中、積年の課題であった小・中学校の耐震補強工事、第一・第二・第四小学校及び第一中学校において実施されます。第三小学校は、保育所や学童保育室を含めた基本構想を検討中とのこと、先進的成功事例となるよう、関係機関との丁寧な協議をお願いしたいものです。

第四学童保育室のプレハブ建て替え設計業務や、第二学童保育室のプレハブ保育室の新設事務を進めるにあたっては、待機児童を抱えたご家庭の事情を考慮し、迅速な対応をお願いしたい。子どもが1人で自宅にいるということが社会的に望ましくない時代になってしまいました。児童が自宅で留守番をしていて火事で亡くなる、という事件もありました。喫緊の課題として取り組んでください。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度のもと、島本町の子育て支援が始まります。本制度には認めがたいところが多くありますが、常に子どもの権利が守られるよう、町が責任を持って保育の質と量を確保すれば、多様化していく保育のニーズに柔軟に対応できる。地域に根ざした子育て環境が、互いに顔の見える島本町ならば作れると考えます。新たな高浜学園を含めて2所2園が、そして幼稚園も含めて、それぞれの特長を活かして相互に高めあえるよう、子育て支援課の調整・指導を求めておきます。

中学校給食棟の建設と同時に、いよいよ給食の内容を検討する時期となります。米、豆、野菜、魚、海藻などを中心とする和食の良さが見直され、日本人として当たり前の給食に変えていこうという全国的な流れがあります。「学校給食法施行規則」による給食区分に必ずミルクが含まれていることから、牛乳が外せないと従前思われてきたことも、今となっては「誤解」と言われています。調査研究を怠らず、生徒の将来にわたる健全な食生活に繋がる完全米飯の導入につき、チャンスを逃すことがないように求めるものです。

かねてより求めていた、正職員の学芸員が実現します。島本町の文化施策充実に期待するとともに、他の先進国に比べて雇用関係が劣る学芸員の社会的地位向上に寄与する

ものと評価いたします。

「平和の塔」は、憲法学者の揮毫によるものと認識しております。移設を機に、「平和の塔」の歴史的な価値を次世代にしっかりと残していただきたいと思います。

待ち望まれた学校産業医の配置については、現場への周知を図り、職員が利用しやすい環境づくりに努めて下さい。

乳幼児医療費助成制度につき、「子ども医療費助成」と制度名を改め、特定財源を見込んでの拡充です。賛成はいたしますが、過度に医療や薬に依存しない子育てが行われるよう、保護者への啓発に努めて下さい。

地域包括センターに認知症地域支援推進員を配置されること、障がい者福祉における基幹相談支援センターを新たに設置されること。小さな町ならではの細やかな福祉事業は、島本町の誇りです。この町に暮らせて良かったと思っていただけるよう、引き続き住民福祉の向上に努めてください。

産前産後ヘルパーを、国の財源を活用して始められます。授乳・沐浴補助など育児に関すること、調理・清掃など家事に関することの援助を民間事業者に委託して実施するもので、核家族化が進む時代の産前産後の女性を助けるものと、大いに期待します。しかし、一方でトラブルによってストレスを抱えてしまうことになりかねないケースが想定され、子育て支援課といきいき健康課との連携をしっかりと取り、委託業者に丸投げすることがないように求めておきます。また利用料については、受益者負担の考え方により、適切な利用料を求めておきます。

数年来、大雨による災害が続きました。総務建設水道委員会において、若山台調整池の売却に関して事実上の凍結と受け止められる副町長のご答弁がありました。既設の公共施設を活かし、防災・減災に努めるのは当然のことであり、正しい判断です。課題であった桂川水位状況の収集と避難勧告等の判断伝達については、いざという際の適切な対応をお願いいたします。

危機管理室における細やかな防災出張講座並びに避難行動要支援者の避難支援プランに基づく住民との協力体制は、住民と行政との協働を実現するものと、さらなる取り組みに期待します。災害ごとに設置する避難所に新たに設ける看板については、多言語対応が必要であり、できる範囲内でのベストの選択をお願いいたします。トッパンフォームズ関西株式会社大阪桜井工場をはじめとする民間事業者との協議・協定など、着実に事業を進めておられますが、別途、避難所の検討も必要不可欠と判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。

求めていた災害復旧費の見直しについて、増額内容は妥当とは認めますが、便乗した公共工事实施が安易に行われることがないように、議会への説明責任を求めておきます。

「公共施設等総合管理計画案」の策定を、コンサルタント事業者に頼ることなく、全庁的な課題として庁内で取り組んでおられます。この問題は、大型施設の公共工事で無

理な財政負担を次世代に強くないという視点を持って取り組むべき島本町の課題です。生きた計画になると、期待をしているところです。従って、パブリックコメントだけでは拾うことができない次世代の意見を尊重する必要があり、首都圏を中心に行われているワールドカフェの手法などを用いて、積極的に次世代の意見に耳を傾けて下さい。また、水無瀬駅前の高槻交通跡地については本計画にも関連するものであり、将来的に公共施設に活用することで、水無瀬駅周辺に良い影響を及ぼすことが想定できる町有地として、売却することには反対です。

「環境基本計画」をもとにして、重点プロジェクトに取り組む活動がいよいよ始まります。島本町環境未来ネットの発足とともに、住民の環境への意識が高まることを期待します。また、計画策定を機に、ホタルの放流、ニジマスの放流・つかみ取り事業を廃止し、その財源を市民主体の環境活動に充てられるとのこと、評価いたします。他地域で捕獲したホタルを放流することについては、全国ホタル研究会が2006年に発表されたガイドライン『ホタル類等生物集団の新規追加移植及び環境改変に関する指針』に基づき、パブリックコメントにおいて問題点が指摘され、環境保全審議会においても学識経験者より問題が指摘されていました。今後は、水質の地道な調査や、住民の意識改革を行い、自然にホタルが育つ水無瀬川水系の環境整備に努めてください。

定住・観光プロモーション事業850万円を行う年度です。質疑では述べられませんでした。抽象的な、きれいな文言で町を紹介するのではなく、例えば、大阪府内において唯一名水百選に選ばれた水質、世界に誇れるジャパニーズウイスキーを育む水系など、具体的・客観的な表現で、地域の魅力を発信してください。全国に、水と緑に恵まれた自治体がたくさんあるからです。付加価値を付けた、日本人を対象にした街歩きと、外国人への魅力発信を分けて考える、いわゆるインバウンド・アウトバウンドと呼ばれる観光のあり方を探るため、まずは職員自ら地域の資源を楽しく把握して、研究してください。

今後、島本町の農業を守っていくことは、ますます難しくなるのが現実ですが、良い水に恵まれた土地は、本来、農業には好条件のはずですから、にぎわい創造課におかれましては、タケノコや露地物の農作物など、今や貴重となっているこれらのものを町の資源と捉えて活かすよう、努めてください。

以下、改善を求める点も少なくありません。

子ども・子育て支援新制度の初年度にあたり、国の制度が定まらないまま、間違いないよう事務を行わなければならなかったという厳しい事情は理解します。保育所・高浜学園の建設の遅延もございました。しかしながら、転園を希望されている方に高浜学園の施設見学の機会がなかったこと、入所・入園通知以降の手続きスケジュールのタイトなこと、町の説明不足や対応に不信感がつり、保護者が心労を寄せてこられております。今後は、より保護者の立場に立った手続きに改めてください。また、それができ

ない場合には、理解を得られる説明技術の習得、心ある対応に努める必要があると感じております。

第四小学校区をはじめとして、学童保育を利用する児童が増えることは予想できていたにも関わらず、対策が後手になりました。10数名の学童保育室の待機児童が発生しました。問題を先送りにしたというよりは、耐震化や過密保育、待機児童など、他に課題が山積していて対応したくてもできなかった、というのが現実と私は見えています。各校への冷房設備の設置こそ目前の課題であるという議論が議会でもあり、過去に、これを優先したという事情もございます。しかしながら、熟議を経た計画をあらかじめ示したうえで、計画に基づいた事務事業が行えない、それが問題と思っています。これらはすべて執行部トップの決断力、これを欠いた結果ではないかと思っておりますので、そここの改善を求めるものです。

まちづくり活動支援業務 180 万円並びに都市計画審議会委員報酬です……（「議長、整理して」他、議場内私語多し）……。JR 島本駅西土地地区画整理事業については、現在、大阪府に保留区域申請を行っていますが、平成 28 年 1 月頃に予定されている都市計画決定が非常に重要な局面となります。住民説明会、公聴会の開催、都市計画審議会での適切な……。

平井議長 できるだけ簡潔に。

戸田議員 はい。資料提供による説明責任等を求めます。また、審議会の学識経験者には、景観を含む複数の有識者の選任が必要です。50 年に一度あるかないか、島本町の将来像を決める重要な局面において、地権者のご意向と繰り返すばかりで、結果的に当該事業の難航を見ました。病院と学校を核とするならば、その教育が町に及ぼす影響はどのようなものか、町としてどのような医療事業を希望するのか、道路の接道や踏切はどうするのか、市民的・政策的な議論が必要です。

また、これからの都市計画は、自然環境、景観の美しさ、文化的要素が欠かせない要素です。都市計画課におかれましては……。

平井議長 委員会じゃないんだから、討論をして。

戸田議員 このことを踏まえて景観施策を進めていただくよう、伏してお願いいたします。

人権ケースワーク……（「時間を考えて」他、議場内私語多し）……事業は、もはや直営で行うべきです。現状のままでは……。

平井議長 それは討論じゃないから、あんまり、そういう意見を討論の中へ盛り込んでしもうたら、委員会で言う話なんでね。

（「討論はいいけど、簡潔に」「他の討論と」「うるさいな」他、議場内私語多し）

平井議長 できるだけまとめて、簡潔にしてもらわないと、そういうふうな組み立てをしてもらったら……。

戸田議員 あと、今、討論を短くというふうに議長からご指摘を受けています。不規則発

言が……。

平井議長 短くというよりね、内容が、一つひとつ、そういうコメントをつけだしたら、討論ではなくなっているから。討論してもらわんと困ります、ということで。

戸田議員 このまま、議論続けていいんですか。他の方も同じだったと思うんですけども。

平井議長 まず、討論をしてください。あまりにも一つの文言が長いから、一つに対する意見が。

戸田議員 現状のままでは、様々な人権問題に困っておられる住民の相談への一歩が期待できません。例えば、思春期のLGBTの相談などにも広く対応できるよう、時代にふさわしい体制を調べてください。

なお、生徒の個人情報については、今後、自衛隊地方協力本部より閲覧の求めがあっても、中学生の名簿の閲覧には許可しないよう求めておきます。

広報しまもとについて、本年度にA4版に変えて内容を一新されるとのこと。住民から期待が寄せられていることでもあり賛成するものですが、懸念するのは、月1回の発行となり、住民活動への支援が縮小されることです。

委員会質疑では、自身に与えられた多くの時間を、政治家をめぐる広報しまもとのあり方に費やしました。第989号において、現職の衆議院議員を講師に招いたいきいき健康課の所管の記事が存在していたからです。問題点は、次のように整理できます。①「みんなの広場」記事掲載希望者へのお願いとして、町議会議員の名前は載せないと住民に告げていながら、執行部自らは現職国会議員の名前を掲載しています。公平性・整合性を欠いています。②故意になのかどうか、主催者が記載されていないことにより、島本町いきいき健康課が現職衆議院議員を講師に招いていると受け取れる記事になっています。③主催者は補助金団体である年長者クラブとのこと。補助金の交付先の事業として適切かどうかの問題です……（「あと何分かかるの」と呼ぶ者あり）……。④講師を依頼したときには議員でなかった、という理由を正当化しています。すべて、改めていただきたい……（「予算に関係ない」と呼ぶ者あり）……。

今回、これに関する副町長の答弁を聞いていて確信したことは、島本町執行部が人口3万人の住民のための機関として機能していないのではないか、ということです……（「失礼や」と呼ぶ者あり）……。ここに問題の本質があります。JR島本駅西土地地区画整理事業の難航、し尿中間処理施設の候補地選定と広域行政の考え方、水無瀬駅前高槻交通跡地の活用方針、島本町地域人権協会への町有地の貸付、楠公六八〇年祭を機にした補助金制度の創設の手法、島本町議会との関係性など、これらすべてに関わることと私は考えます。都合のいいようにルールを解釈して正当化することに力を注ぎ、政策の大きなテーマに大局的に向き合えていません。そのことが、若手課長、係長にどれだけの負担を強いているか、自覚しなければなりません。

最後に、給与体系の見直しについて、是正の必要性は認めるものの、成果主義は日本の経営の衰退を生み、国際社会で日本企業が力を失った要因と、私は考えます。評価を背景にした職員の働き過ぎや精神疾患は、組織にとって大きなマイナスです。弱さを補い、チームで頑張る場の集合体、チーム島本として行政執行に臨んでいただきたい。「仕事の報酬は仕事」、ソニーを輝かせた創業者井深氏の言葉です。若い皆さんには「小さくとも輝くまち」を目指して、いつか必ず仕事で報われるときが来ると信じて頑張ってください。

なお、共通番号制度については、人びとの新しい歩みの平野議員が反対討論で発言されたと同様、反対するものです。しかしながら、提案された予算の多くは島本町住民にとって必要不可欠のものであり、平成 27 年度一般会計当初予算には、戸田は賛成いたします。

以上です。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第 21 号議案 平成 27 年度一般会計予算に対し、賛成の討論をいたします。

平成 27 年度の予算の歳入歳出を見ると、歳出では小・中学校校舎の耐震化工事に関連するものが突出し、巨額になっております。ご承知のとおり、島本町の近隣の高槻市や大山崎町ではそれらを早々と終えている中、一昨年 12 月には文部科学大臣から、学校関連の建物の耐震化工事を速やかに進めよとの勧告文が届きました。学校校舎等の耐震化に関わる補助は平成 27 年度で終わり、平成 28 年度からは、その補助は続くものの、その補助率が大きく下がります。町長はじめ町執行部が、これらの工事を今まで先送りしてきたために、土壇場に追い込まれてしまった結果です。このため、町の残り少ない積立金を 10 億 4 千万円も取り崩さなければならないのです。

一方、歳入では、平成 27 年度は町内の企業の業績不振によって、税収が 1 億 4,500 万円も落ち込むと予想されています。歳入を増やす努力については、私は一般質問で、ふるさと応援寄附金をもっと集めるべきだと進言しました。

人口約 3 万 2 千人の長崎県平戸市では、平成 26 年度に寄附件数が 3 万 697 件、寄附金額は 12 億 7,884 万円に達しています。私たちの島本町は 11 件、38 万円です。平成 27 年度の予算に至っては、たったの 100 万円です。

私は、現在の本町の財政状況に危機感を抱いております。平成 27 年度予算が本会議で可決されても、今日の財政状況を見据え、歳入増・歳出減に鋭意努力していただくことをお願いします。

以上、苦言を申し上げましたが、この議案については賛成するものです。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

関 議員 第 21 号議案 平成 27 年度島本町一般会計予算について、討論をいたします。

平成 27 年度予算の概要については、本町の主な一般財源が約 1 億 3 千万の減額となるなど、依然として厳しい財政状況の中にあつて、小学校施設耐震化事業、中学校施設耐震化事業に多額の歳出をすることは、今後の本町の財政にとってかなりの財政負担を強いることとなりますが、全国的に後れを取っている子どもの安心・安全の確保の状況を顧みますと、絶対に必要不可欠な歳出であると判断いたします。

しかし、細かい項目に目を向けますと、普通財産の駐車場の貸出については、これまでの人権協会との契約から、町が直営で行うとのことですが、総務建設水道常任委員会における、その説明の中で、駐車場の契約者については、これまでは人権協会が契約しているものであるため、町は把握していないとの答弁をする一方、人権協会以外の方も契約していると言い切る答弁もあり、理事者の答弁としては一貫性を欠くものであります……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

今後は、本町が直営で行う事業である以上、より公明正大さが求められることから、27 年度の決算においては不信感を持たれることがないように、明白に事業状況を説明されることを要望して、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第 21 号議案 島本町一般会計予算に対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

ただ冒頭に、町民の生活安全を支える予算に反対されるには、せめて修正案を持って反対いただきたい。予算は町民に直結する予算であること、町民に即座に影響を与えるということを冒頭に申し上げ、平成 27 年度、国の地方財政対策では地方創生に取り組むためなど、地方一般財源総額について前年度以上の水準が確保されたことや、地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を最低限に止め、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するなど、財政の質の改善も図られたことを一定評価し、予算規模は、過去の平成 7 年の最高額から 3 番目の総額となっています。

その要因としては、第一・第二・第四小学校をはじめ小学校の耐震補強工事事業に約 8 億 8,480 万円ほど、中学校施設耐震事業に 2 億 840 万円ほどを主に、中学校給食棟の建設や、民間保育園の開園に社会保障関係経費の増大などによります。一方、自主財源となります町民税法人分では約 1 億 5 千万円の減額など、主な一般財源で約 1 億 3 千万円の減収を見込んでおられます。本町の大型建設事業など山積している課題を見据えるに、この予算編成を鑑み、財政状況としては厳しい見通しを危惧しなければなりません。

よって、積立基金においては平成 26 年度見込みの残高は約 42 億円となる見込みで、27 年度で約 10 億 4 千万強ほどの取り崩しがあります。この予算編成を勘案した残高見込みは約 32 億円となり、そのうち、柔軟性のある、使用できる基金の財調・公共施設整

備・減債などの積立基金残高見込みは約 26 億円であります。

あくまでも「中長期財政収支見通し」の中だけでも、投資的経費で平成 30 年までで 48 億円ほどが必要であるとの見解のご答弁をいただいております。このままでの運営では、明らかに資金不足に陥る危惧に、以前から指摘してまいり、広域行政の必要性を訴えてまいりました。この 27 年度の施政方針では、なにやら今までにない覚悟をお示しされたということは評価いたしますが、特段の具体の改革は示されていないことは残念であり、また将来の島本町の財政を危惧する苦言は、強く述べさせていただきます。

時間も最後の討論となっておりますので、同志会派自民無所属の会の討論でも、防災ハザードマップの更新事業をはじめ各詳細においては同様内容におきまして省略をさせていただきます、議会運営委員会への協力であります。こういった中で省略をさせていただきます、皆様と重複しない点の観点のみを、数点、述べます。

27 年度の根幹ともなります前半議会での、26 年度の 11 号補正の繰越明許において、実質上、この 27 年度の実行ですので、地方創生に各自治体は少子高齢化時代の生き残りをかけ、必死に、積極的に、国・政府に働きかけています。本町は大阪府を介してしか動いていない状況に、もっと積極的に政府へも陳情や働きかけを求めていると指摘し、そのためにもしっかりと人口ビジョンに地方版の総合戦略の策定で、本町のウリや、本町の将来のまちづくりの方向性を、一丸となって自治体間競争へ立ち向かっていただきたいと強く要望いたします。

また、世界情勢においてもテロ事件が多発している中、この日本でもサリン事件など、悲惨な事件もありましたが、サリン等、危険な生物化学物質が存在する現場での救助等の活動に化学防護服更新、また災害時の際も鑑み、府の補助金を活用したエンジンカッターの購入、通信司令室の自家発電設備や広瀬分団の小型ポンプ更新、さらには広瀬幹線また広瀬桜井幹線の拡幅工事、引き続きの橋りょう補修補強の事業、河川の浚渫工事など、本町の町民の安心・安全に繋がることに、一定評価します。

社会福祉施設整備審査委員会にて、待機者がおられる特別養護老人ホームの開設のため、27 年度は事業者の公募と決定をされ、28 年度に工事着工を予定されています。29 年度には開設を希望したいところですが、国庫補助の交付スケジュールを注視されるようお願い、29 床以下の規模でニーズをまかなえるのか、危惧しておりますが、要望してきた特別養護老人ホームの実現を評価し、速やかに取り組まれますことを要望いたします。

中学校教科書採択におきまして、選定委員会で審議するまでに、大阪府の選定での絞り込みを指摘してまいりました。特に歴史・社会において、実質にあった歴史の記載、また選挙権も 18 歳以上との改正もあり得るかも知れない中、採択には注視されることを要望し、中学校給食棟設置事業をはじめ第二小学校西側のトイレ及び第二中学校のプールなど老朽化に改修工事に向け設計業務、さらには学童保育室の老朽化に加え保育ニーズの高まりと、「児童福祉法」の改正で 6 年生までの対象となったことに、学童保育整

備事業をされることを評価いたします。

昨年4月に、国からの通知において「公共施設等総合管理計画」の策定が要請され、遅くとも28年度までに設定しなければならない方針です。本町は、昨年6月に策定されている「島本町公共施設適正化基本方針」を更新する形での設定策定として、平成27年度中の制定を目標とされました。その努力目標を裏切ることなく、また更新といえども、内容にも力を入れてあたっていただくことを強く要望し、賛成の討論といたします。

平井議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時29分～午後2時40分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、日本共産党町会議員団を代表して賛成の討論をします。

今まで、毎年のように値上げが続いてきました。そのうえ広域化が図られようという中で、大阪府では共同安定化事業にも所得割が持ち込まれ、交付金より拠出金のほうが多いという状態です。一方で大阪市など、ここは赤字財政だったところの赤字が減ってきているそうです。広域化での保険料平準化で、保険料が上がるともいいます。

このような中で、基金を保有して健全に運営している島本町の保険事業ですから、来年以降も保険料の値下げを目指すためにも、広域化はやめて、国・府に対し補助率を上げ、各自治体を支えるよう、しっかり求めてください。

また、保険事業として人間ドックへの助成を求めてきました。特定健診では見つけられない全身のチェックのためにも必要と考えます。

以上を求めて、賛成の討論とします。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の討論をします。

本町の国保会計は黒字を維持していますが、予算規模は年々増え、今年度は昨年比5億5,600万円と大幅増となっています。被保険者見込み数が若干減の7,400人と想定されていて、1人当たり年間保険料も珍しく前年度比0.4%減の10万5,078円の仮算定となっています。正式には、7月本算定で決定されます。

国保財政に関しては、全国的に被保険者の4割が高齢の年金生活者や失業者などの無職という状況もあって、病気にかかる率も高く、勢い医療費が嵩むという悪循環から、他の健康保険組合などより保険料が高くならざるを得ないという難しい実態があります。

一方、本町の国民健康保険財政における1人当たりの療養諸費は大阪府下でもワースト4という高額の一方で、保険料は15位という状況にあると。これは24年度実績、昨年の事務事業報告にもありました。この4番目に高い医療費の要因や実情を徹底的に分析して、医療費の高騰を抑える努力をしなければなりません。また、特定健診の受診率をさらにアップさせるための策や、レセプトチェックによる実態把握等、対策の実践をお願いします。

本町でも、ジェネリック医薬品の希望カードを配布したり、薬価の差額通知による促進策など実施されているそうですが、効果のほどはいかがでしょうか。生駒市では、約50軒ある薬局の中から優秀な薬局に対し、市が「ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定をして、種々の特典を与えて促進する制度を実践されているという実例もあります。ま

た、医療費の不正請求事件は全国日常的に発生して後を絶ちませんが、厳しい姿勢で臨むことが抑止力に繋がると考えています。

ところで、政府はいよいよ2018年度から、国保運営の主体を市町村から都道府県に移すと表明しました。国保事業の財政状況が悪い自治体が多く、その打開策として、運営主体を市町村から都道府県に広域化するとともに、比較的所得の高い大企業健保や公務員共済組合の負担を増加させようという目論見であります。中でも、特に大阪府下の自治体は軒並み悪い状況で、なんと43市町村の中で24自治体が赤字財政だそうです。これは平成23年度実績、大阪府調べです。

このように赤字の自治体が多い中で、どのような手法と公平性を担保しつつ広域化を図ろうとするのか、極めて重要で、慎重な議論が必要なテーマです。黒字に努力してきた本町にとって、安易に進められないように注視願いますとともに、本件に関する国や大阪府などでの議論の状況は、タイムリーに情報開示、お願いします。

以上をもちまして、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

今回の国民健康保険事業特別会計予算は、前年に比べ5億5,600万円の増額で、40億2,600万円であります。主たる財源は、特定財源であります国・府とその他の国保連合会からの支出金と、一般財源からなるものです。平成27年度においては、共同事業拠出金総額9億205万円のうち、8億774万5千円が国保連合からの交付金であります。

これらの国民健康保険制度を取り巻く環境は、年齢構成も高くなり、医療費水準も上昇することになります。低所得者には保険料負担が重くなり、収納率の低下に繋がり、保険財政運営が厳しくなってきます。医療費の増加に対し適正化を求めて、資格点検事務、レセプト点検事務の強化や、ジェネリック医薬品の希望シールの配布、また差額通知を実施することで、後発医薬品の普及促進を図ることにより、医療費の抑制に努めるとのことです。

あわせて、本年度からスタートの「データヘルス計画」は、レセプトや健診等のデータの分析に基づいて、効率的・効果的な保健事業を実施するための計画であり、データに基づいたアプローチにより、今後も保健事業に積極的に取り組んでいくことから、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、公明党を代表し討論を行います。

年々増加する医療費に関し、レセプト点検やジェネリック医薬品の普及促進等、医療の適正化に関しましてのご努力、大変評価しておるところでございます。特に、これま

で強く要望をしましてまいりましたピロリ菌検査が特定健診の受診時、集団・個別ともに40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に実施されることになりました。

また、すでに実施をされている前立腺がん検診のPSA値検査も、27年度より個別も実施されるということになりました。これに関しまして大変評価をいたし、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

平野議員 第23号議案 島本町国民健康保険事業特別会計予算、保留の討論をいたします。

国民健康保険事業は、島本町の全世帯の3分の1ほどの世帯が加入する、町における中核的な医療保険制度となっております。2015年度の1人当たり年間保険料は10万5,078円と、前年に比べ456円、率にして0.4%の減となっており、予算上は保険料の負担増とはならないということで、住民にとっては非常に良いことです。

今後、国は国民健康保険を広域化する方向です。大阪府国民健康保険広域化等支援方針も示されております。これについては、さらなる保険料アップに繋がることが明らかです。後期高齢者医療制度でも明らかなように、広域化されれば、自治体に賦課権限がなく、独自の減免制度もできなくなります。自治体独自で実施してきた健康づくり等、医療費の抑制に繋がる努力が活かされないこととなります。国保の広域化はやめるべきということを述べておきます。

保険料が引き上げられないということからすれば、本来は、この予算を認めるべきですが、一般会計の討論で述べましたように、国民健康保険システムの共通番号制度の対応の改修予算が含まれていますので、保留といたします。

(午後2時51分 平野議員退席)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

(午後2時51分 平野議員出席)

引き続き、第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討

論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党町会議員団を代表して反対の討論をいたします。

後期高齢者医療の保険料は広域連合で決められ、島本町で独自に決められる制度ではないとは言え、75歳以上だけを抜き出して安上がり医療の保険制度をつくるという、とても高齢者を大切にすることでない、この制度です。

せめて後期高齢者医療財政安定化基金を活用して、早期に保険料の抑制を図るよう、府に対し強く働きかけるよう求めて、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 本案に賛成の発言の方がおられませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第24号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算について、日本共産党町会議員団を代表して反対の討論をします。

「第6期計画」の初年度として、本事務事業については、第19号議案、介護保険料や総合事業に向けての反対討論ですすでに述べました。

介護保険料の段階を12に増やされたこと、特に所得の高い層の段階を増やして応分の負担をしていただくという考え方をされたこと、このことは認めるどころです。しかし、わずかと言えどもすべての段階での値上げとなり、島本町には、未だ独自の減免制度もありません。また、町が実施した実態調査の自由記述では、たくさんの方が、介護保険制度がわかりにくい、保険料が高いと訴えておられます。介護保険制度が大きく変えられ

ようとしているところでもあります。パブリックコメントでも、たくさんの声が寄せられています。

29人以下の地域密着型小規模特別養護老人ホームを造るという計画も、待たれていたことではありますが、サービスを向上させれば介護保険料の値上げに繋がる、この仕組みが介護保険制度であること、これを住民に伝える必要があります。さらに、特別養護老人ホーム待機者の現状を考えると、せめて50人以上の施設が必要であることは明らかであるのに、29人以下の施設を造るということにしたのは、大阪府の補助金大幅削減などの課題もあり、困難であったためであると私たちは推察いたしますが、これらと「第6期計画」の新たな総合事業の問題も含めて、住民に丁寧な説明と議論の要るところだと考えます。

このままでは、介護報酬削減で、現行施設の運営や介護労働者の劣悪な労働条件に拍車がかかり、さらに介護職員の確保に支障を来し、年長者の尊厳ある生活の保障はほど遠くなることは明らかです。今こそ、住民への双方向でやりとりのできる説明会の実施が迫られる時期にきています。

総合事業の議論の仕組みづくりもなく、住民説明会の実施の予定もない島本町の現状とあわせ、「保険あって介護なし」、サービス切り捨てと自治体財政負担の増大という、過去最悪の国の介護保険制度改悪の初年度としての、この予算、これは容認するわけにはいきません。よって、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

少子高齢化の進展に加え、団塊の世代第1号被保険者が高齢化を迎えることに相まって、今後も高齢化率は加速すると予測されます。

特別会計予算は、総額19億9,300万円、前年と比較して1,400万円の減、率にして0.7%減の計上です。歳入の中、団塊の世代第1号被保険者の介護保険料を4億5,012万2千円計上されています。主な歳出においては、「第6期介護保険事業計画」に基づき保険給付費について、平成27年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額や、サービス利用にかかる審査支払手数料として17億29万円が計上されています。

介護保険システム改修、マイナンバー制度により対象者の把握の確認業務の利便化や、また施政方針で述べられています特別養護老人ホームの整備の検討では、前の一般会計の社会福祉施設整備審査委員会を踏まえ述べたとおり、特別養護老人ホームの開設にご努力を要望し、賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第25号議案 介護保険事業特別会計予算に対して、反対の討論をいたします。

前の「介護保険条例」の一部改正で述べましたように、保険料について、また介護保険制度の改悪とも言える内容につきまして、見解を述べたとおりですので、またそれに加えまして共通番号制度対応のシステム改修予算が含まれているということをもって、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算について、賛成の討論します。

本年は、「第6期介護保険事業計画」策定年度です。介護保険事業予算は、65歳以上の第1号被保険者人数が増えるに従い、給付費も増えます。今年度の予算規模は、昨年より1,400万円減の19億9,300万円となっていますが、それは地域支援事業費の大幅減によります。

当保険財政は、今回の改定で財源全体のうちの22%を第1号被保険者が支払う保険料で、残り28%を40歳から65歳未満の第2号被保険者が、残り50%を国や府の公費でまかなうとなっていますが、少し配分は変わりましたが、高齢化が進むと、公費の現状50%負担比率を拡大しない限り、被保険者と第2号被保険者の方々にしわ寄せが行きます。今後、さらに高齢化が進めば、財源の国・府の負担割合50%以上にするということをしていない限り、財政が成り立たないということが必定であります。

本来は、消費税アップの名目は社会保障に使うということですから、その財源から逆算して、国の負担を拡大するべきです。前の19号議案で申し上げましたが、今回の保険料改定では、全階層でアップするという厳しい状況になっています。団塊の世代も、ほぼすべてが第1号被保険者になりました。私も昨年、その仲間入りをしましたが、幸い、我々の世代は戦後の幸せな時代に育ったせいか、皆さん、比較的元気な方が多いのは救いです。

いずれにしましても、健康保険の医療費と同様、介護サービス費抑制に寄与する介護予防事業に注力していただきたい。本町の介護予防活動の一環である「いきいき百歳体操」普及活動は評判のようで、引き続き、それ以外の予防事業についても注力していただきますよう、よろしく願いまして、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本件は予算総額19億9,300万円で、前年度に比べ1,400万円の減額であります。減額の主なものは、地域支援事業費のうち介護予防事業費において1,924万4千円減額とな

っており、平成 27 年度から始まる「第 6 期島本町介護保険事業計画」の初年度になります。

加齢に伴って生じる心身の変化に起因して要介護状態になり、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活ができるよう、必要な保健・医療サービス及び福祉サービスを実施しなければなりません。要介護状態等にならないようにするには、予防介護状態等の軽減・悪化の防止などの施策が必要であります。そのために、介護予防等事業包括的支援事業などの地域支援事業を行わなければなりません。また、保険料のアップを抑えるためには、基金からの繰入をしたり、介護保険料給付準備基金の取り崩しをしなければなりません。

高齢化が急速に進むことにより介護認定者数も増加し、各事業の利用者も増えることになります。介護保険料の上昇も避けられないことになります。そのためには、今、必要な介護サービスを削るというのではなく、本町で暮らすお年寄りに、できるだけ元気で長く生きてもらい、介護サービスが必要になる人をできるだけ少なくし、介護を必要としない心身を作ることが必要であります。本町では、「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」などが実施され、効果をあげていることは大いに評価できます。

平成 29 年度までの 3 年間、「第 6 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に沿った事業を展開されることを要望して、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 25 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 25 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 26 号議案 平成 27 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 26 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 26 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 27 号議案 平成 27 年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 27 号議案 平成 27 年度公共下水道事業特別会計予算につきまして、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

公営企業会計適用基礎調査業務 400 万円が計上されています。人口 3 万人以上の団体について、平成 27 年度から 31 年度までを集中的取り組み期間として公営企業会計の適用を促進するという国の方針により、移行に向けた調査業務を行うものです。汚水に関して、使用料と運営費を企業会計で見ることにより、利用者負担が増す可能性があるのではないかと考えています。調査報告については、議会への丁寧な説明を求めるものです。

固定資産調査事務においては、会計業務に専門性のある方を臨時的に任用し、職員の専門的知識を高めながら業務を行う事が得策と考えます。検討をお願いします。

関戸裏水路の改修につきましては、民家の出入り口に架かる橋の原状回復も含めて、景観に十分配慮して工事を進めていただくよう、再度求めておきます。

以上です。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 27 号議案 2015 年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

まず初めに、淀川右岸流域下水道維持管理負担金について、ようやく交渉がまとまり、負担金の中での流量及び計画面積での改正がなされました。その交渉経験により考えることは、私たち会派としては、長年、この点を要望してきたわけですけど、昨年度には住民から公金の不当な支出ではなかったのかという住民監査請求も出ておりました。まさに、この点での交渉・協議というものは、広域行政上の交渉によって島本町の財政負担を軽減するというものの取り組みであったと思われまます。ただ、この意思決定や交渉

開始は遅きに失したのではないかとということで、苦言を呈しておきます。

そういったことも考えますと、過日の住民負担増、公共下水道使用料の値上げなど、そういった負担増をする前に、島本町執行部としてすべきことは、他にでもたくさんあったというふうなことが言えるのではないのでしょうか。その点を申し添えます。

また、公営企業会計適用基礎調査業務、この会計の見直しであります。委託料とはいいますが、相当な作業が想像できます。人員の適正な配置が求められます。

委託料・工事請負費では、雨水排水雨水幹線接続、特に関戸裏1号水路改良工事など、防災・環境上、必要な予算と認めまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算につきまして、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

この27年度におきましての雨水整備として、山崎地区の関戸裏第1号水路改良工事を実施され、また「山崎ポンプ場長寿命化計画」に基づき山崎ポンプ場施設機器延命更新事業を引き続き実施されるということであります。

また、汚水整備につきましては、高浜一丁目及び二丁目の一部における面的整備も実施されます。

こういったことを大変評価いたしまして、高槻市にごぞいます流域下水道の高槻島本雨水幹線と上牧新川水路との接続工事につきましては、青葉地区の浸水解消に向けて本年度から工事を着工されるとお聞きしております。そして、来年の28年度の完成を目標とされておりますので、この点を大いに、計画どおりにできるように要望いたしまして、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、賛成の討論します。

下水道事業は、住民生活に不可欠なライフラインとして、そのエリア拡充、施設や管路のメンテナンスに日夜努めていただいていることに感謝申し上げます。

本年度の予算案は、昨年より1億3,330万円増の14億1千万円ですが、主には下水道整備費においての1億1千万円増です。今年度は、公営企業会計に移行するための基礎調査業務として400万円を計上されました。導入のメリットとして、経営基盤の強化や固定資産の把握が可能になるなどをあげておられましたが、実際に導入の際には、具体的な形で、どのような恩恵や効果があるものか、お聞かせいただきますようお願いいたします。

また昨年も申し上げましたが、歳出に占める公債費の割合が高く本年度も7億1,900万円と、歳出全体の51%となっています。町債残高につきましては、毎年、着実に減らしていただいておりますが、低金利時代における今年度の1億7千万円という利払い費は

大金であります。金利動向と町債の発行残高管理には引き続き十分な配慮と、適切な対応をお願いします。

下水道建設費におきましては、山崎ポンプ場の施設機器延命更新事業委託費用の2億4,200万円、これはもうすでに決定済みということですが、他に五反田雨水幹線整備実施設業務の委託料3,500万円、高浜地区污水管渠築造工事、関戸裏水路の改良工事費用として7,700万円を計上されていますが、発注に際しましては厳しい査定のうえ、公平・公正、透明性の高い競争原理のもとでの予算執行事務をお願いします。

それと、毎年申し上げていますが、未接続世帯への解消に向けた取り組みも、引き続き税の公平性の観点から努力されますよう、よろしくをお願いします。

なお、長年の懸案事項でありました東大寺緊急土砂置き場を下水道計画区域面積から外すという件に関しましては、少し時間がかかりましたが、ようやく努力していただきまして、27年度から支払いが要らなくなったということを聞いております。これは大変よかったと評価しております。

以上を申しまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第27号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第28号議案から第32号議案までの平成27年度島本町各財産区特別会計予算5件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案 5 件に対する委員長の報告は、可決であります。

第 28 号議案から第 32 号議案までの 5 件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 28 号議案から第 32 号議案までの 5 件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 33 号議案 平成 27 年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 33 号議案 2015 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党島本町会議員団を代表し反対の討論を行います。

大半においては必要不可欠な予算であるということは十分に認識しておりますが、その点において賛成すべき点、課題と考える点、反対すべき点について、申し上げます。

主に、賛成すべき点の中で特筆すべき点のみ、申し上げます。水質年報が 3 年に一度の発行として予算を計上されておられます。日々のデータ管理を入力され、それを本来業務として職員の手作業で、最終的には印刷製本費のみの委託として 11 万円の計上がされています。巻末には毎回、研究課題というものを特集ページを組まれている。そういう中で、水道事業の継承、質の向上に繋がる地道で貴重な作業であるというふうに認識しております。島本町の誇りである水の資源、水質検査、浄水場を守る体制整備の強化を図るべき点については、申し添えます。

実施にあたって課題と考えることについては、過年度から繰り返し質疑をしておりますが、島本町のおいしい地下水、安全・安心な地下水ということでは至上主義を取られ、住民の願いである、せめて飲み水だけでも 100%地下水をと求めておられる。この点についての手法の検証を求めます。

引き続いての水道料金の値下げです。企業団水になってから、二度、引き下げがありました。2014 年度では、400 万円の島本町の負担軽減に繋がったと聞いております。もともと 2009 年までの大阪府による過大な水需要予測によって、過大な水道料金を払わされてきたというものについて、大阪府議会で府会議員の追及によって、この水道料金、下方修正をしたことによるものと思われしますので、今後もこの点、注視されて、引き下げに向けての取り組みを求めておきます。

最後に、反対の理由を申し上げます。安心・安全、低廉の水道事業という点で、2015 年度以降、さらに人員態勢では深刻な 1 年間を迎えることについて申し上げます。

浄水場運転管理を、24 時間指定管理者委託であるということについては、会派としてはすでに反対の立場を取ってきております。しかしながら、この 24 時間指定管理者によ

る運転管理を百歩譲って認めたとしましても、2015年度の職員数は予算書上で見ますと、2014年度当初と比較すると、予算書収益的支出の中では原水及び浄水費が一般職が2名から3名に増員、配水及び給水費では一般職が1名で変更なし、しかし、総係費では一般職が7人から5人へと減少になっております。単純に全体では1名から2名の減少ということになります。さらに2015年度末の退職手当の見込みとしては2人分を積算されておられます。本年度末と比較すると、2015年度末は3人の職員数が減員するということが想定されます。経験の蓄積、技能継承を含めて危機的な状況に陥るのが2015年度であるというふうに認識しております。

浄水場管理、委託業務も含めた日々の業務につきましては、上下水道工務課・業務課双方に、現在、係長も次長も存在しません。また、浄水場では正規職員が実務経験1年に到達する人が1人、浄水場長は課長と兼務という、どこの角度から見ましても異常な事態であるというふうに思い、この点、島本町水道事業の管理者は軽視をされているのではないかと思います。

参与の給料表改定や、まちづくりプロジェクトチーム設置などの機構改革など、合理化を図られていることに照らしても、あまりにもバランスを欠く人員配置ではないでしょうか。議会人として看過できず、本予算については反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

「水」は人間が生活するうえで必要不可欠なものです。上水道は、ライフラインとして地震等の災害時に壊れてはならない大切なものです。

主な27年度の施策については、大藪浄水場運転管理業務に4,900万円、大藪浄水場浄水池新設工事に5千万円、老朽管布設替え工事に1億3,700万円を計上するものです。

また、災害時も含め、安定供給を図るための複数水源である大阪広域水道企業団から年間約10%の受水も行われ、町民が安心して飲める水の安定供給に対する施策が盛り込まれていることを評価します。

今後も、町民が安定的に、安心して飲める水の供給に努めていただくことと、大地震発生時にライフラインとしての役目を果たすためにも、老朽管布設替えの計画を前倒ししてでも、できるだけ早く完了することを要望し、賛成の討論とします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

水質に劣る井戸に代わるものとして、第2大藪取水施設新設の実施設計業務が計上されています。大藪浄水場浄水池新設工事、管路計画に基づく老朽配水管布設替え工事など、すべて島本町の水道水のおいしさを守る重要な事業です。

また、上下水道部別館庁舎の機能を他の施設に統合、解体撤去し、土地の賃貸契約の終了に向けて事務を進めるとのことです。公共施設の適正な配置という点からも、当初の計画よりも早い段階での別館庁舎廃止は妥当であり、評価いたします。

水道事業会計は、収益的収支で1億2千万円の利益を見込んでおり、大変ありがたいことですが、島本町の都市ブランド戦略に欠かせない「おいしい水道水」を将来にわたって維持するためには人材育成が不可欠であり、収益の一部を適切に人材育成に費やしていただきたいと考えています。引き続き、水質の維持と供給に努めてください。

以上です。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算について、賛成の討論します。

水道事業も、下水道と同じく住民生活に一時として欠かすことのできないライフラインとして、24時間、365日、安全で安心して飲める飲料水の確保、維持に努めていただき、ありがとうございます。

本町の水道事業会計は毎年黒字を維持していただいております、27年度も1億2千万円の利益を見込んでおられます。そんな中、昨年4月の消費税アップに伴う水道料金値上げ議論の際には、一定期間の値上げ緩和猶予措置をお願いし、私は反対いたしました。どんなに生活が苦しくても、水道や電気は使わざるを得ません。黒字会計である水道は、過去の消費税アップの際にも、一時期、内税扱いにして値上げを先送りしたという経緯があることを踏まえて私はお願いしたのですが、かないませんでした。現在、本町在住者の中で水道代が払えないような厳しい状況の世帯が何世帯あるかは存じませんが、万が一、そんなことが発生する場合は、ぜひ民生部との連携によりセーフティネットが働くよう、十分な配慮をお願いします。

なお、水道事業におきましても、たくさんの工事発注がございますが、下水道事業会計でも申しあげましたように、工事の発注、金額の査定につきましては、ほんとに大きな金額でございますので、十分、厳しい査定をして歳出削減に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、上下水道部別館用地の賃借料152万8千円につきましては、返却するということが決まったそうですが、今年度はまだ払わざるを得ないようです。ぜひ、早期に撤収していただいて、来年度以降、払わなくて済むようにご努力いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 33 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第 33 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 3、第 35 号議案 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第 35 号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

(第 35 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新たに任命するものでございます。

次の 35 の 2 ページに、議案資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和 47 年 3 月に金沢大学教育学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和 47 年 4 月に箕面市立第二中学校教諭として勤務され、平成元年 4 月に箕面市教育委員会事務局萱野青少年会館指導係長、平成 10 年 4 月には箕面市教育委員会事務局学校教育課長、平成 12 年 4 月には箕面市立第二中学校校長、平成 18 年 4 月には箕面市立第三中学校校長、平成 20 年 4 月からは箕面市教育センター教育専門員を歴任され、平成 23 年 6 月末に退職をされておられます。

また、平成 23 年 7 月からは、本町の教育委員、そして教育長に就任をされ、現在、2 期目の任期途中ではございますが、本年 3 月 31 日付けで退職されることとなっておりますことから、平成 27 年 4 月 1 日からの新制度のスタートにあわせて教育長として新たに任命することとし、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員 提案されています岡本克己さんは現教育長でありますので、教育行政においてはどのような方であったかということについては、全くわからないわけではありません

が、改めて、この新教育制度に伴っての任命なので、2点、お尋ねいたします。

「新教育長」は町長が任命するという事で、現行の教育長よりは権限が強まるということだと思います。そういうことを考えますと、教育長の職務権限や教育委員会の機能などは、従来どおりというふうに私は思っているのですが、そのように理解していいのかどうかということ、お訊きいたします。

2点目ですけれど、新教育長の任命に関しては、これは人びとの新しい歩みの大綱の質疑の中でも述べていることですが、2014年7月17日に文部科学省からの通知によって、新教育長の任命に関しては、「教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質、能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続きを経ることが考えられること」とあります。この「候補者が所信表明を行った上で質疑を行う」ということについて、できれば保障していただきたい、そうしていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

総合政策部長 まず、新教育長につきましては町長が任命するという、そのようになっております。

そして、教育長の職務権限につきましては、従来どおりかということですが、新教育委員会制度につきましては、新たに「総合教育会議」というものが設置をされます。本町では、本年4月1日から新しい制度に移行するということですが、この総合教育会議につきましては首長が招集をして、会議については原則公開ということで、構成員が首長と教育委員会ということになります。そして、その総合教育会議には、教育長が当然構成員として入るわけですので、そこで様々な教育の問題について議論を交わして、そして大綱を策定する。その大綱に基づいて、それぞれの教育行政を執行していくということですので、さらに、その職務権限といいますか、教育委員会の守備範囲が非常に重くなっていくというふうには考えております。

それと、新教育長の任命についての所信表明ということですが、これにつきましては、過日の議会におきまして、岡本教育長のほうから所信表明といいますか、ご挨拶の中で、今後の教育行政のあり方について述べられております。そのとおりでございますので、それについては、そういった所信表明に代わるとご挨拶というふうなことでされておるといふふうに認識はいたしております。

以上でございます。

平野議員 1点目の質問ですけれども、教育委員会の「守備範囲が重くなる」というようなことをおっしゃっております。この「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の国会審議の中で、文部科学大臣が教育の政治的中立性・継続性・安定性の重要性を繰り返し答弁し、改正案にしても、教育委員会の権限と役割には変更がないこと、教育委員会が合意していない事項については首長が策定する大綱の尊重義務

のないことも、確認されてきた経過があります。ですから、新たな教育長であっても…
…。

平井議長 教育長の任命案件なんで、あんまりそっちのほうに入っていくと、ちょっと違うと思うのでね。

平野議員 新制度における新教育長の権限のことを申しております。

平井議長 いやいや、権限じゃなしに、要は任命なんで……（「任命やで」他、議場内私語多し）……、それは関係ないです。

平野議員 ですから、今、申したように首長が策定する大綱の尊重義務もないということを確認された経過があるということですね。ですから、私は教育長の職務権限や教育委員会の機能というのは従来どおりであるというふうに思っております。「重くなる」という言い方が、ちょっとよくわかりませんが、その国会審議のとおりだというふうに考えておられますか。

それから、所信表明のことですけどね。大綱質疑の答弁は、決まってからご挨拶をされるということでした。それは従前から、そのようになさっております。私が申し上げているのは、この文部科学省の通知は、「候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど丁寧な手続きを経ることが考えられる」というふうに、文科省の通知で示されているわけですから、できれば、そういった機会を保障していただきたいということを申し上げているのです。

総合政策部長 まず、前段のお尋ねでございますが、私、教育委員会、教育長としての責務が重くなるというふうに申し上げましたが、これにつきましては教育長として、教育委員長と、今回、教育長が一本化をされて、そして新たな新教育長が設置をされるというふうなことでございますので、そういった意味も含めて申し上げたものでございます。

そして教育委員会としては、新教育長へのチェック機能の強化と会議の明確化というふうなことが、今回の改正のポイントの一つでもございます。そういった中で総合教育会議を設けて、そして首長と教育長、それと教育委員さんも含めて、総合教育会議の中で協議・調整を行っていくという意味で、職務権限といいますか、そういったことについては、さらに明確化をされるというふうなことで申し上げました。

それと、所信表明の件でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、一定、再任された段階で教育長のほうからお話がございましたので、今回、改めて新教育長のほうから所信表明といったことは、現在は考えておりません。

以上でございます。

外村議員 これ、任期が書いてないので、任期がないというふうに理解するんですけど、町長が任命して、町長が代わった場合は、任期がなければ、町長が代わるごとに任命し直されるのか。その辺はどうなっているのか、教えてください。

総合政策部長 まず、任期でございますが、この任期の規定は3年ということで規定をさ

れております。

以上でございます。

外村議員 他のこういう同意案件なんか、ちゃんと任期書いてるのに、今回だけ、なぜ任期が書いてないのか。今、訊いたら、任期3年って言われるから、ちゃんと書くべきじゃないですか……（「法律で決まってる」と呼ぶ者あり）……。

総合政策部長 議案の資料の中で任期の記載がない、というふうなご指摘でございますが、これにつきましては、新教育長の任期が法律で3年ということで定められておりますので、ちょっと、そういった点については今後留意をしまいたいと考えておりますが、新教育長の任期は3年ということでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 先ほど質疑の中で述べましたようにね、この法律の改正の中で、文部科学大臣がおっしゃっておりますように、教育の政治的中立性・継続性・安定性の重要性を繰り返し答弁したということ、教育委員会の権限と役割には変更がないこと、教育委員会が合意していない事項については首長が策定する大綱の尊重義務がないこと、が確認されているということです。新たな新教育長が提案されておりますが、この岡本克己さんにおかれましても、そのことをしっかりと遵守していただくということが重要かと思えます。

また、岡本克己さんにおきましては現教育長でもありますし、教育委員として、教育委員会で教育長として選ばれた方ですので、その点につきましては信頼の置ける方だというふうに思っております。

そういう意味で、制度自体の問題点はありますけれども、ご本人の人格など、また教育行政への姿勢なども鑑みまして、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成といたします。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後 3 時 39 分 河野議員・佐藤議員退席)

これより、採決を行います。

第 35 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 35 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

(午後 3 時 40 分 河野議員・佐藤議員出席)

それでは、ただいま任命同意されました岡本教育長が議場におられますので、この際、ご挨拶をいただきたいと思っております。

岡本教育長(登壇) それでは、町長からご提案いただきました、来る 4 月 1 日から始まります新制度のもとでの教育長の選任にあたり、ご同意いただきましたことにつきまして、まず、御礼申し上げます。

このたびの新教育長の制度につきましては、大綱答弁で町長のほうからもご答弁いただきましたように、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保するとともに、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、また地域の民意を代表する首長と教育委員会との連携強化等を目的とした教育長の新しい位置づけや総合教育会議の設置を、大きな柱としてなされた制度改革と認識をいたしております。

喫緊の課題であります子ども・子育て支援新制度の取り組みや、保育所・幼稚園・小・中学校の耐震補強等工事、また中学校給食等の速やかな事務の推進にあたる姿勢につきましては、前の大綱質問でお答えをいたしましたとおりでございます。

すでに、これらの課題も踏まえ、平成 27 年度の本町の教育方針については「教育重点目標」として事務局素案を提起し、校・園・所長会等関係者をはじめ各教育委員の皆様のご意見集約を終え、最終的に教育委員会議でご意見をいただき、策定いたす予定となっております。

その内容につきましては、この場で詳細を申し述べることは時間の関係でお許し願いますが、大きな柱立てとして、知・徳・体の調和と生きる力の育成、信頼される学校・幼稚園・保育所づくり、生涯学習の推進の 3 点をあげております。これら 3 点の柱のもとに、昨年度の実績や総括を踏まえ、本年度の目標と留意事項を 17 項目に分けて設定しております。

なお、それらを具現化すべく、経常経費をはじめ必要な経費を 27 年度当初予算として町長から提出いただき、先ほどご可決いただきました。重ねて御礼申し上げますとともに、着実に事務を進めてまいります。

これまで、本町の教育方針につきましては、「大阪府教育振興基本計画」や大阪府教育委員会の市町村教育委員会に対する指導助言事項を踏まえつつ、町教育委員会として、

単年度ごとではありますが、継続した形で、前に申しあげました「教育重点目標」を策定いたし、基本方針としてお示ししてきたところでございます。

平成 27 年度からは、改正法の趣旨に従い、新しく設置される総合教育会議において、「教育重点目標」に沿って、教育委員会としての考え方を町長にご説明させていただくとともに、町長からの教育行政の大綱や教育の条件整備などの重点施策、また緊急の場合に講ずべき措置等のご提案も十分お聞きいたし、双方の協議を踏まえ、たうえで「しまもとっ子」の育成とともに、住民の皆さんへの生涯学習や子育てへの支援とあわせ、島本町の長期教育ビジョンとなります教育に関する大綱を策定いただくようお願いいたし、策定後は、その実現に向けて誠実に取り組んでまいります。

結びにあたりまして、はなはだ不十分とは存じますが、ただいま申しあげました所信を踏まえ、4 月以降、微力ではありますが、全力で取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 44 分～午後 3 時 55 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、第 36 号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第 36 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 36 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、前委員の退任に伴い、その後任として選任するものでございます。

次の 36 の 2 ページに、議案資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和 48 年 3 月に大阪経済大学経営学部を卒業されておられます。

次に、職歴でございますが、昭和 43 年 4 月に島本町職員として採用され、その後、昭和 57 年 4 月に自治推進部企画調整課長、昭和 63 年 7 月に企画財政部税務課長、平成 2 年 4 月に企画財政部企画室長兼人権啓発推進室長、平成 6 年 4 月に町長公室理事、平成 8 年 4 月に教育次長、平成 13 年 6 月に職員を退職の後、助役に就任されており、また平成 16 年 9 月に固定資産評価員に選任されました。その後、平成 20 年 11 月に副町長、固定資産評価員を退任をされましたが、平成 24 年 4 月から改めて副町長に選任され、現在に至っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第36号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、第37号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第37号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第37号議案 朗読)

次に、37の5ページ、「第2表 繰越明許費補正」でございます。

「町道桜井50号線整備事業」の追加設定でございます。当該事業につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第9号)におきましてご可決いただき、事務を進めてまいりましたが、町道桜井50号線用地の未買収部分の売買や賃貸借の支払いに際し、複数の地権者との調整に時間を要し、年度内にすべての事務処理が完了できない見込みであることから、繰越明許費の追加設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

37の9ページの、「歳入」でございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金180万円の減額につきましては、年度間の財源調整として、減額するものでございます。

続きまして、37の10ページの「歳出」でございます。

第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費180万円の減額につきましては、JR島本駅西地区の土地区画整理事業の進捗状況を踏まえ、まちづくり支援業務にかかる委託契約を見送ったため、減額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 12 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 資料をお示しいただきました。人 2 で請求しました、医療法人清仁会と交わした文書に基づき、まず 1 点目、質問いたします。

平成 26 年 6 月 23 日でしょうか、このときの文書、意見書というもので、「平成 22 年より島本駅西地区開発構想に医療法人清仁会として参画してきました」というふうにおっしゃっています。当初、名前、このことは事実には表せないけれども、ここへの進出を、この時点から希望されていたと認識してよろしいですか。

2 点目は、「島本町西地区開発計画は、地権者の土地利用の問題ではなく、島本町の社会基盤をどう整備するのかの行政課題ではないでしょうか。早々のご回答をよろしくお願いいたします」と、清仁会がおっしゃっております。これについては、島本町としてはどのような回答をされたのでしょうか。平成 26 年度、都市計画整備推進センターの支援が得られなかった、契約が巻けなかったということなんですけれども、これらのやりとりについては島本町が独自に行っていたと、そのように考えていいのですか、というのを訊いておきます。

さらに、人びとの人 3 の資料に基づき、お尋ねいたします。これは平成 26 年 11 月 20 日、地権者の方への全体説明会において示された、パワーポイントで作成された資料が含まれています。その 13 ページのところに経過報告として、準備組合から打診を受けた「大成建設の意向」というのがございます。これは私が過去に一般質問でも問いました。7 月 14 日と記憶しておりますけれども、理事会のほうから、当事業を進めるにあたっては大成建設さんのご協力が必要である、というような趣旨の文書を出されました。総会に諮る必要がある、ということを明記したうえで出されました。それに対する回答に値すると考えられる、平成 26 年 7 月 22 日時点の大成さんの意向です。

その中に、水無瀬病院については早期の移転を望んでおり、スケジュールが間に合わなければ進出は困難となる、大成建設としては病院の進出が必須事項である、とあります。これに関連して、先ほどお尋ねいたしました水無瀬病院、医療法人清仁会はどのような意向であられるのか。現時点でお答えになれる範囲内でお願いたします。

相当時間が経過しており、「病院の進出をはじめ区画整理事業以外の他の課題が多い」と、大成建設さんはおっしゃっています。この「他の課題」とは何でしょうか。お示してください。この課題解決の見通しを示せるのであれば、理事会の意向を検討しても良いですと、大成建設さんはおっしゃっていると思います。文面から、そのように受け取れます。従いまして、「他の課題」とは何かということをお示してください。

それと、ちょっと遡って前後しますけれども、一般質問で申し上げました府との協議、

このとき、北部大阪都市計画島本町の区域区分の変更についての協議の中で、保留フレーム設定に個別地区調書というのをを出されてまして、私は事実と違う記述がされている、第3回総会において事業協力者を選定し、あたかも今も事業協力者との事業の進め方、今後の方針について協議を重ねられているというような表現が事実と違うのではないかと、質問しました。そのご答弁は一定理解をするものなんですけど、ここでもう一回、整理しておく必要があると思います。

確かに、この文書そのものは問題があると思うんですけども、事実として、第3回総会において準備組合さんが白紙撤回、大成さんとの関係を白紙撤回する、そして新たに事業協力者を募集するというふうに決められたのは事実です。しかし、それを大成側に文書では出しておられない。大成側は、そのことを認めておられない。従って、事実上は、今なお大成さんとの協力関係が継続している、難航しているけれども継続していると。よくおっしゃいます「円満解決」に向かって最大限の努力をしておられると、このように受けとめて良いですか。

このような一連の努力の中に、都市整備推進センターは関わっておられない。契約を巻かずに、島本町のチーム7でしょうか、7人の職員が関わってきたというふうに理解してよろしいでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長 それでは、戸田議員のほうからご質問いただいた件につきまして、順次、ご答弁申し上げます。ちょっと順不同になるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、人2で資料請求のございました件でございます。水無瀬病院からの文書ということで、その中に平成26年6月23日付けの意見書というものがございまして。その中で、2点、ご質問があったわけでございますけども、「島本町西地区開発計画は、地権者の土地活用の問題ではなく、島本町の社会基盤をどう整備するのか、行政課題ではないでしょうか」という問いがあったわけでございますが、本町といたしましては、JR西地区のまちづくりにつきましては組合施行という中で、現在、町のまちづくりの方針と整合を図りながら進めているということでの基本的な考え方を持っておりますが、改めて回答ということではさせていただいておりませんけども、基本的な考え方につきましては、従来からもご説明をさせていただいていた経過がございます。

それから、「平成22年より島本駅西地区開発構想に医療法人清仁会として参画してきました」という件につきましては、後ほど、ご答弁させていただきます。

続きまして、人3で資料請求をいただきました件でございます。平成26年11月20日にということで、全体説明会を準備組合のほうでされてございます。その資料に基づきまして、ご質問された内容でございます。

その中の、パワーポイントの資料ということで、13ページでございますが、「大成建設の意向」ということの中で、大成建設としては病院の進出は必須事項であるという件

についてでございます。この件につきましては、水無瀬病院さんにおかれましても、JR島本駅への進出ということを中心に考えておられるということは、確認をさせていただいておったところでございます。

それから、区画整理事業外の、「他の課題が多い」という点についてでございますが、この点につきましては、課題といたしましては、一つには、昨今のオリンピックの需要で資材や人件費が高騰しているという点。それから、本地区の場合、町道桜井50号線の用地の一部がまだ未買であったこと、それから、「その他」といたしまして都市計画の手続き等があげられておるというところでございます。

それと、大成建設との協議についてということで、継続的にさせていただいておったわけでございますけれども、基本的には、大成建設さんとの円満解決に向けてということで、現在も協議を進めさせていただいておるところでございます。その協議にあたりましては、私の部であります都市創造部と、それから総合政策部と連携で対応させていただいておるところでございますが、都市整備推進センターとは契約は巻けておりませんが、これまでの関係から、いろいろとご指導に与りながら、大成建設さんとの円満解決に向けて、今、協議を進めさせていただいている状況でございます。

私からは、以上でございます。

都市計画課長 水無瀬病院さんが平成22年からということでございますが、その件につきましては、水無瀬病院さんは本事業が始まる以前から町域内での移転を検討されていた経緯もありまして、できる限り早期に新病院の開院のほうを希望されております。一方で、本地区への立地を希望されてからは、時間の経過等によりスケジュールが変化しているが、本地区への立地につきましては、現在もなおご希望いただいているものと、認識のほう、いたしております。

以上です。

(戸田議員・自席から「都市整備センターの関わりは」と発言)

都市創造部長 申しわけございません。センターさんとの契約が巻けてないということについてでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたが、現在、大成建設さんとの円満解決に向けてのということで、鋭意協議をさせていただいております。この点につきましては、土地区画整理事業を進めるということの本来の趣旨ではなく、センターさんといたしましては、土地区画整理事業が前進するということに対して支援するというのであれば契約を巻きたい、ということでございますので、現段階では、大成建設さんとの円満解決ができない限り契約のほうは見送りたい、というお話もあったことから、現状としましては契約を巻けていないというところでございます。

以上でございます。

戸田議員 センターさんとの契約が巻けてないというのは、理解しています。センター側が契約にサインする段階ではないと判断されたのはいつですか。これは、お答えいただき

たいと思います。

水無瀬病院さんが当初より町域内で、そして区画整理事業が始まってからは当該地区に、そして今、スケジュール等変化した中でも、続けて進出というか移転の希望をされているということは、よくわかりました。わかりましたというか、説明により理解しました。

大成建設さんが、区画整理事業以外の課題が多いとおっしゃっている点、用地が未買のところがあるということとか、よく言われる資材・人件費の高騰、あるいは消費税の問題もあると思います。都市計画のスケジュール、当初より遅れている。5年の保留区域内で実現しなかった。そういった課題に関して、回答を大成建設さんは求めておられると思います。しかしながら、まだ島本町はこれに関しての回答を行っていないのではありませんか。文書による回答等が、なかなか島本町側から得られない。先ほど、医療法人清仁会に対しても、ご質問に文書では答えていないという、このところが、やはり難航してしまう要因になっているのではないかなと思うのですが、文書での回答を行っておられない、そのことについて、ご説明いただきたいと思います。

事業協力者を再び大成に戻すというような理事会の思い、そして、それを進めていくについて今なお大成さんとの協力関係を協議しておられるということは、保留区域申請の中で、白紙撤回という第5回のことが明記されなかったということは、一定の整合性があるなどは思っています。

今、問題になっているのは、この大成さんとの契約が成立しているか否か、契約関係にあったかなかったかということかと思うんですけれども、これについて町の見解、それから大成建設のご見解、これは中身をどうこうと踏み込むではありません。それぞれの見解はどのようになっているのか、それをお示しいただけたらと思います。可能な範囲内で結構です。

都市創造部長 それでは、まず都市整備推進センターとの契約についてのお尋ねでございますが、都市整備推進センターとは、再度調整ということでさせていただいている経過がございます。最終といたしましては、2月18日に都市整備推進センターのほうにお邪魔をさせていただきまして、これまでの経過を説明する等々の中で、一定、今後の契約について確認をさせていただいたところでございます。その際には、契約は見送りたい、というお話がございました。

それから、大成建設さんからいただいている文書への回答等についてのお尋ねでございます。本町といたしましては、基本的には対面したうえでの協議をさせていただく中で、一定の本町の考え方等についてはご説明をさせていただいております、まずは円満解決に向けた方向性の模索ということで協議をさせていただいているところでございます。そういう観点からということもありまして、文書回答ということでは、今現在させていただいてはおらない内容については、一応、基本的に対面での協議ということで

事務を進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます……。すいません、それと大成建設さんと町との契約に関する見解についてでございますが、本町につきましては、町の顧問弁護士とも確認というか相談をさせていただく中で、一定、契約関係にはないということでの認識で、大成さんとはお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます……。(戸田議員・自席から「大成さん側は」と発言)……。申しわけございません。大成建設さんからは、人2の資料請求でもございましたが、平成26年10月20日付けで文書をいただいておりますが、「事業協力者にかかる契約の解除についての協議」ということでの文書をいただいているということでございますので、一定、大成建設さんにおかれましては、事業協力者にかかる契約ということについては契約関係にあるというふうに認識をされていると理解しております。

以上でございます。

戸田議員 契約についての考え方が、双方で相違があると。そのことの調整が必要であるのだろうなということは理解できるわけなんですけれども、それぞれの根拠、本来ならばお示しいたきたいんですけど、ここでは、そこまでは踏み込まないことにいたします。

大成建設さんは、私が情報公開請求をした資料、そして今回の議会での資料の請求にも応えてくださっているように、資料に関してはすべてオープンにするという姿勢でおられます。ただ、黒塗りになっている部分は、未だ準備組合にお示しができてない段階で他者にお知らせすることはできない、ということで黒塗りになっていると認識しているわけなんですけれども、その意味では、早急に全体説明会を開く時期が来ていると思うわけなんですけど、今、ここで申し上げたいのは、これまで私が知り得る範囲内の情報、資料や傍聴していたことで、土地区画整理事業の様々な中身の条件ということは私が関与することではありませんが、大成建設さんとの協力関係をすると選定された、その経緯。そして白紙撤回された経緯の中に、このことにおいては大成建設さんには瑕疵がなかったと私は思っているのです。

ボタンの掛け違いや、地権者の皆さんの様々な思いから事が難航しており、職員の方の必死の努力にも関わらず、現在、物事が前に進んでいないということは遺憾ではありますが、希望はあると思っています。

私は、この土地区画整理事業、これは島本町の将来、50年にあるかないか、大きなターニングポイントになっていると。田園風景を、もし失うことになるのならば、それに見合う、あ、良かった、さすがだというようなまちづくりが行われなければならない。そのことに関して……。 (「議案とどう関係があるんだ」と呼ぶ者あり)……。職員が努力されてきたこと。しかしながら、センターの協力は現時点では得られていないこと。新たに平成27年度当初予算であげられる、これを判断されるに至った——繰り返しにな

りますけれども、もう一度、判断されるということは、大成建設さんが課題とおっしゃっている様々な要件が、一定、解決の方向に向かっていると考えてよろしいですか。ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長 大成建設さんが言われている「多くの課題」についてでございますけれども、一定、課題整理には時間がかかる内容もあるのかなというふうには、今、認識をしております。

平成27年度に向けましては、現在も、先ほどもご答弁させていただきましたが、大成建設さんとの円満解決に向けて鋭意協議をさせていただいております。早期にそれが解決できることを望んでおるわけですが、早期解決に向けて努力するとともに、平成27年度におきましても、一定、土地区画整理事業が前へ進むようにということで考えております。

その中で、事業を進めるにあたりましては、平成24年、25年、26年につきましては、都市整備推進センターと契約を巻くべくお話も進めてきたところでございますけれども、一定、平成27年度につきましては、土地区画整理事業を扱うコンサルタントも一つ視野に入れながら、業者選定については考えていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 今、戸田議員がいろいろとたくさん質疑をさせていただいて、十分、答弁について納得できてないところもあるんですが、たくさん資料をいただいております。ちょっと前後すると思いますが、お答えください。

先ほど言っていた大成建設さんと区画整理事業準備組合ですね、との契約関係は発生していた、いない、ということの行き違いは答弁から推察されましたし、ここに示されている、例えば11月、土地区画整理準備組合第20号、これは私たちの会派も要求させてもらいました大成建設、水無瀬病院、西大和学園など、また大阪府のほうは資料が出ませんでした、「協議内容のわかるもの」ということで請求して、出していただきました。平成26年11月17日付けでJR島本駅西土地区画整理準備組合理事長・清水照光氏より大成建設株式会社関西支店統括開発部長宛てに出された文書です。そこにも、「両者の間において契約関係は発生していないものと考えております」と、はっきり書かれていますので、先ほどの答弁は、そういうことなんだなと思っております。

ただ、ほんとに、この180万の予算を組むにあたって、当初予算でも議論がありましたし、3月の26日のほんとに最後になってね、減額補正ではありますけれども、ゼロ執行であると私は認識しておりますが、かねてから、まちづくり支援業務に100万円という予算を計上されていたものに、わざわざ80万円を積み上げておられる。しかしながら、先ほど都市創造部長の答弁では、2月18日に出向いて、都市整備推進センターとの話し合いの中で契約は見送りたい、これは2014年度の2月18日の話なのですよ。

そういうふうに理解をすると、本来であれば……、2015年の2月18日ですから、2014年度事業の話として、契約が巻けないかという話をされたとも理解できます。しかしながら、本来、もう事業の年度末に至っているところで、そんな話をされていたのだなどいうことを考えますとね、この80万をわざわざ上乗せして、土地鑑定ということまで、前年度の予算積算の段階で積み上げた予算を出されたということと、あまりにも執行内容との不整合といいますか、と思います。

すでに、去年の予算積算の段階ではこういった事態に至っていたわけですから、わざわざ土地鑑定の費用80万も上乗せをするという、このことに何の合理性があったのかということ、はっきりと答弁をいただきたい。一方、土地の鑑定だけでもなんてことを答弁されてたと思うんですけどね。それが何の有効性があったのか。事態を進展させるような、何か根拠があったのか。この際ですから、後学のためにお訊きしたいと思います。私は、こういった面については非常に専門性がないので、わかるようにご答弁をいただきたいと思います。そのうえでの減額補正ですのでね、きっちりのご答弁ください。

それから、前半議会でいただいている資料の中で、平成26年10月定例監査結果報告書にも、このことは各課ごとの総括として書かれています。都市創造部、監査日平成26年10月28日、都市計画課、「上半期における事務事業は、概ね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認める」と書かれています。また、「JR島本駅西地区におけるまちづくり支援については、調整が難航しているが、課題を整理した上で解決に向け協議を継続されたい」、これは上半期の例月出納検査ですから、これを受けられて、「課題を整理した上で」と書かれています。どのような課題を整理されたのか。まずは、執行部における課題についてはどう確認をされたのか、1点です。お答えください。

それから、当然、この土地区画整理事業準備組合の地権者、当事者においては、課題は何だったのかと、どのように総括されているのか。この点も、私は非常に大事でないかと思っております。その点については、どう把握をされているのか、答弁を求めます。それは、もうすでに済んでいるものとして思っていますので、明確に答弁をお願いいたします。

都市創造部長 申しわけございません。まず1点、先ほど、都市整備推進センターさんとの最終的な協議についてでございますが、平成27年2月18日ということで、この平成26年度の契約に向けて、繰り越して契約を巻くという手もあったかなというふうには考えておるところもございましたので、そういうことで契約が巻けるかどうかということの最終判断として、平成27年2月18日に協議をさせていただいてございます。年度当初にも、一定、組織の機構改革もございましたので、都市整備推進センターのほうには出向かせていただく中で、本年度の契約に向けて協議もさせていただいた経過もございます。

それから、土地区画整理事業以外の課題についてということで、執行部側ということでしたが、先ほど、戸田議員のご質問にもご答弁させていただいたとおりでございます。課題としては、大成建設さんからの課題提示もございましたが、本町としても一定の課題というのは整理をさせていただく中で、今後の事業を進めるにあたっての課題整理が必要という状況になっておったというところでございます……（河野議員・自席から「中身を」と発言）……。

その中身でございますけども、先ほどもご答弁させていただいたとおりでございます。駅前地権者の問題等々、それから資材とか人件費の高騰、だから事業費が高騰することでの見直し等が必要になるということと、それから都市計画の手続き等ですね、そういう点で課題があるということで整理をさせていただいたものでございます。

それと、当事者の課題ということでございますけど、それは私の思いにはなるかと思うんですが、今回、事業協力者の選定に際して、一定白紙撤回になったという経過がございますけども、現在も大成建設さんとは円満解決に向けて協議をさせていただいている段階でございますが、それと土地区画整理準備組合理事の方と、それから本町、事務局として都市創造部の職員があたっておるところでございますけども、やはり双方の信頼関係を構築するということが非常に大切であったなというふうには、私自身は感じているところでございます。

以上でございます。

河野議員 何か、二者について私、課題を、執行部においてはそういうふうには認識されている。じゃ準備組合、地権者におかれては、どのような課題があったかと総括はされますか、ということについては、二者、執行部と地権者との二つの間の関係性の課題をおっしゃいましたけども、そういうふうなことでは、私は「逃げている」というふうには言わざるを得ません。やはり、それぞれがそれぞれの立場で、ここに書かれているように、課題を自分たちの問題として、それを言ったら振り返っていただくということが必要ではないかと思っておりますので、執行部の答弁は、この議場で再々聞いておりますが、土地区画整理準備組合、地権者の方として、どう総括、検証されているのか。言いづらいつところがあるかも知れませんが、今、執行部におかれては把握はされていないというふうには認識いたしますが、間違いありませんか。

ただ、そういうことであれば、2015年度にまちづくり活動支援業務、また委託料をあげているんですよ。すでにセンターとの委託契約は巻けそうにないということも、今、この時点で改めて認識しましたが、2015年度予算の執行も、さっき予算可決したんですけども、私たちの会派は大問題だと言っておりますが、そういうことを繰り返すおそれが多分にあると思います。それで地権者の総括を、把握している範囲でお示してください。ないならないで、明快にお答えください。あくまで執行部が捉えておられる範囲でしかない。いかがでしょうか、答弁を求めます。主語をはっきりさせてください。答弁を

求めます。

先ほど、答弁漏れあります。土地鑑定の値段を80万上乘せしてまでやろうとした、何らかの、この問題解決の合理性があったのか、その知恵はどこから出てきたのか、改めてお訊きいたします。同じ金額が予算計上されてますので、そこの検証はどうですか、答弁を求めます。

それから、そうは言いましても、機構改革までされて、これに関わる職員の数は明らかに増やされています。課も二つに増えました。相当な、厳しい財政という中で人員を投入していますので、その点、2015年度におかれても同様の体制で続行されるおつもりでしょうか。その点は、町長における検証について総括を求めます……（「2014年度の補正予算だ」と呼ぶ者あり）……。わかっていますよ。その点で、同じ体制でやっつけられるおつもりなのか、お尋ねいたします。

都市創造部長 まず、不動産鑑定についてでございますけども、不動産鑑定の実施にあたりましては、当該地区の実勢価格等を算出することで、地権者におかれましてスムーズな合意形成に繋がるものというふうに考えておるものでございます。

それと、人3のほうで資料請求がございまして、地権者への全体説明会ということで、平成26年11月20日にさせていただいております。その際には、大成建設との協議の経過とか、事業者のヒアリング、それから事業者のヒアリングの結果を受けての準備組合理事会の意向等々、こういう点について経過報告等も踏まえまして、ご報告をさせていただいたところでございます。

やはり地権者の方といたしましても、今の事業が早く進むようにということでの強い意向は持っておられます。そういう中で課題整理が必要ということで、まずは大成建設さんとの円満解決が第一義であろうというふうに認識をされている、というふうに理解をしております。それにあたりまして、先ほど来あります「課題がある」という部分については、今後も整理をしながら、大成建設さんとは円満解決に向けて協議を進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます……（河野議員・自席から「土地鑑定の80万の合理性は」と発言）……。不動産鑑定を実施するにあたりましては、当該地区における土地の実勢価格を算出することによりまして、都市計画手続きにおける土地区画整理事業の事業計画等を円滑に作成できるだけではなくて、当該土地の実勢価格や今後のまちづくりの方針等を地権者の皆様にお伝えすることによりまして、事業実施に関わる合意形成を円滑に行うことができるというふうに判断をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

河野議員 今、質疑をしているのは平成26年度、2014年度の補正予算についてですけども、いよいよ、あと5日、6日後には2015年度が始まって、新しいまちづくり活動支援業務がスタートするわけですから、それに絡めて、2015年度についての体制をどうす

るのかと問わせていただきました。その点については、町長に答弁を求めます。

それから、今、土地鑑定のご答弁をいただきましたけれども、この土地鑑定も含めて都市整備推進センターに委託をされようとしていたということなんですね。じゃ、なぜ、それは執行できなかったのか。事態は1年前と比べて大きく変更はできていないというふうに思ってますが、その時点で、昨今の今頃、80万を上乗せして、少しでも進捗を図ろう、地権者への情報提供をしようと思われたというふうに思っておりますが、それもしなかったということについての根拠が、ちょっと不明です。それで翌年度、2015年度は、これは執行の見込みは十分にあると。どこに契約をされるのか、誰がするのか、答弁を求めます。

都市創造部長 申しわけございません。土地の鑑定業務につきましても、当初からは都市整備推進センターの契約の中で執行する予定ということで考えておりました。今回、その鑑定業務についても不執行ということで減額をさせていただくわけでございますけれども、その要因といたしましては、現状を鑑みまして、事業の進展の際に最新の鑑定価格を把握する必要があるということで、現時点では保留をするということで判断させていただいたものでございます。

以上でございます。

川口町長 まず、4月からの人事異動につきましても、まだ決定したものはございませんので、この場で申し上げることはできませんが、課題の解決につきましても、まちづくり推進プロジェクトチームも関わっていただいておりますので、そのあたりの関わりをどれぐらい関わっていただくか、そこら辺で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

外村議員 1点だけ、私も、この180万につきましても27年度予算にも計上されているということで、よくわからないという話でしたが、いずれにしても、予算計上して不執行になるということは、一定、行政としては失態であると。しかも、もうかれこれ2年近く、この事業はストップしている。しかも、これは組合施行と言いつつ、町の職員がたくさん関わって、毎年100万、180万と計上してきた。

こんな状態におきましてね、私は毎回言っているように、やっぱり、町の将来を一変させるような大きなプロジェクトとして期待している人もいっぱいいるわけです、町民の中にはね。だから、この2年の停滞している中で、まだこんな状況になっているにも関わらず、1回、住民説明会をなさないと、前から何回も言っているわけですよ。今回、こんなことになっても住民説明会をする意向はないんですか……（「そうだ」「今の時点でできない」と呼ぶ者あり）……。

都市創造部長 今、外村議員のお尋ねの町民というか、そういう意味での全体説明会については、現時点では考えてございません。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第37号議案 2014年度島本町一般会計補正予算(第12号)に対しまして、日本共産党町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

今日は、もう3月26日であります。2014年度4月1日からスタートした執行予算の
はずが、本日付けで減額補正となるというふうに至った理由については、るる、先ほど
答弁をいただきました。しかしながら、過日の2015年2月18日に、この委託料に関し
て都市整備推進センターに出向かれたけれども、契約は見送りたいと言われている。し
かしながら、2015年度予算に同様の予算が委託料として計上されている中で、すでに年
度初めのこの事業の進捗は暗礁に乗り上げていると言わざるを得ません。そして、その
100万円にプラス不動産鑑定をして、より地価について情報提供をしようというふうな
内容についても、都市整備推進センターに含めて委託をしようとしていたという中身を、
答弁でいただいております。

しかしながら、準備組合、土地区画整理事業ということについての地権者としての、
どのような総括をされているのかということについては、不十分な答弁であったと認識
しております。相互の信頼関係ということですが、やはり双方において、それぞ
れが取った行動についての振り返り、総括というものが、私自身はこういった分野につ
いては専門性はありませんが、しっかりと総括をし、取った行動についての責任というも
のを、やはり明確にさせていただきたい。そのうえで、予算執行にあたっては、やはり議
会に対しての一連の経過の説明、そして、いよいよ「北部地区計画」の関係では、都市
計画審議会も開かれますので、当然、その時点では保留フレームの再設定なども含めて
は、住民に対する説明は求められるものと。この点は厳しく求めまして、賛成の討論と
いたします。

平井議長 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求め
ます。

戸田議員 第37号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第12号)につきまして、
人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論をさせていただきます。

まちづくり活動支援業務とは、そもそも何だったのだろうかと思わずにられない…
…(「そうだ」と呼ぶ者あり)……、そのようなマイナス補正でありました。JR島本
駅西土地区画整理事業に関わる技術支援の範囲外の問題、すなわち事業協力者と選定さ

れた大成建設さんや、様々な関係機関並びに土地区画整理事業準備組合との調整に、ここ数年、職員は大きな役割を担われ、様々な時間とエネルギーを費やしてこられました。本来のまちづくりの意欲に結びつかないと思っています。

しかしながら、ご答弁を聞いておまして一定前進している……、協議関係においては、過去よりもご答弁に変化が見られているというふうに私は思えなくもない。いずれにしても、契約を巻けていないということでマイナス補正しなければならないということは十分に認識しておりますので、平成27年度当初予算で当該事業を再び予算計上されておりますので、そちらのほうで頑張ってくださいということ、申し上げまして、当補正予算には賛成いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第6、第38号議案 島本町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡田委員長 (登壇) それでは、第38号議案について、提案説明させていただきます。

第38号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について、議会運営委員会の提出議案でございます。

提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

現教育長が、本年3月31日で、いったん退任されることが決まっております、改正法の規定により、4月1日から教育委員会の「委員長」という職がなくなり、委員長と教育長を一本化した、新しい「教育長」が置かれることとなります。

島本町議会委員会条例第17条には、「出席説明の要求」という規定があり、その中に「教育委員会の委員長」という文言があることから、今回、この文言を、本年4月1日から「教育委員会の教育長」と改めるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。よろしくご可決いただきます

ようお願い申し上げます。

以上です。

平井議長 お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第 38 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第 38 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、2 月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

ここで、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長(登壇) 平成 27 年島本町議会 2 月定例会議が閉じられるにあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

この 2 月定例会議におきましては、平成 27 年度島本町一般会計予算や各会計予算、条例の制定や一部改正など、数多くの議案をご審議いただきました。提案いたしました議案に対しましてはご可決をいただき、ありがとうございます。また、本会議場や各常任委員会で、様々なご意見、ご指摘をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、来週から新年度が始まりますが、この 3 月 31 日をもちまして、後ほどご挨拶をさせていただきます島田総合政策部長や木下消防長を含め、7 人の職員の皆様が定年退職を迎えられます。これまで、本町の発展と住民福祉の維持向上にご尽力いただいたことに対しまして、感謝申し上げます。ご苦勞様でございました。

そして、4 月 1 日からは 9 人の新規採用職員、5 人の任期付き職員を迎え、平成 27 年度がスタートいたします。地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなる中、新たに加わった職員とともに、「スピード感を持った課題の解決」「味わい深いまちづくり」に、全職員が一丸となって取り組んでまいります。これからも議員の皆様のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。お疲れ様でございました。

平井議長 これをもちまして、平成 27 年島本町議会 2 月定例会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、6 月 23 日午前 10 時から、会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 4 時 5 4 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

- 第11号議案 島本町事務分掌条例等の一部改正について
- 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第13号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 第15号議案 島本町保育所条例の一部改正について
- 第16号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第17号議案 島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第18号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町介護保険条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 平成27年度島本町一般会計予算
- 第22号議案 平成27年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第23号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25号議案 平成27年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 平成27年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第27号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計予算
- 第28号議案 平成27年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第29号議案 平成27年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第30号議案 平成27年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第31号議案 平成27年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第32号議案 平成27年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第33号議案 平成27年度島本町水道事業会計予算
- 第35号議案 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第36号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

第 37 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 12 号）

第 38 号議案 島本町議会委員会条例の一部改正について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 3 月 2 6 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（6 番）

署名議員（1 4 番）

平成27年島本町議会2月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	「まちづくり事業推進プロジェクトチーム」の組織と職務	2月27日 村上議員
	これまでに一般質問で取上げた諸課題のその後について	〃 関 議 員
	1. 住民（文化）ホール・町立プール廃止後の弊害を問う 2. 第四保育所建て替え一超過密化解消を問う 3. し尿中間処理施設 町内建設について問う	〃 河 野 議 員
	1. 高齢者の交通権について 2. JR島本駅の西側を出て桜井方面に至る里道の拡幅について	〃 佐 藤 議 員
	1. 子ども・子育て事業の充実をめざして 子どもの権利の視点から 2. 中学校給食に完全米飯導入を～和食を中心とした献立の意義～（その2） 3. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う（その3）	〃 戸 田 議 員
	ふるさと納税について	〃 田 中 議 員
	し尿中間処理施設の町内建設事案と今後の広域行政への取り組み姿勢について問う	〃 外 村 議 員
	1. 島本町のし尿処理問題について 2. プライバシー侵害はないのか、共通番号制（マイナンバー制）	〃 平 野 議 員
第 1 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月2日 原 案 同 意
第 2 号議案	町道路線の廃止及び認定について	〃 原 案 可 決
第 3 号議案	島本町行政手続条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 4 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 5 号議案	島本町税条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 6 号議案	島本町手数料条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 7 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 1 0 号)	3 月 2 日 原 案 可 決
第 8 号議案	平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正 予算 (第 2 号)	” 原 案 可 決
第 9 号議案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正 予算 (第 4 号)	3 月 4 日 原 案 可 決
第 1 0 号議案	平成 2 6 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	” 原 案 可 決
第 3 4 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 1 1 号)	3 月 5 日 原 案 可 決
第 1 1 号議案	島本町事務分掌条例等の一部改正について	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 1 2 号議案	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 1 3 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ いて	” 原 案 可 決
第 1 4 号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の利用者負担額等に関する条例の制定について	” 原 案 可 決
第 1 5 号議案	島本町保育所条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 1 6 号議案	島本町地域包括支援センターにおける包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の制定につ いて	” 原 案 可 決
第 1 7 号議案	島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 に関する基準等を定める条例の制定について	” 原 案 可 決
第 1 8 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 1 9 号議案	島本町介護保険条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 2 0 号議案	島本町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一 部改正について	” 原 案 可 決
第 2 1 号議案	平成 2 7 年度島本町一般会計予算	” 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 2 号 議 案	平成 2 7 年度島本町土地取得事業特別会計予算	3 月 2 6 日 原 案 可 決
第 2 3 号 議 案	平成 2 7 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 4 号 議 案	平成 2 7 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 5 号 議 案	平成 2 7 年度島本町介護保険事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 6 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 7 号 議 案	平成 2 7 年度島本町公共下水道事業特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 8 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 2 9 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 3 0 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 3 1 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 3 2 号 議 案	平成 2 7 年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	” 原 案 可 決
第 3 3 号 議 案	平成 2 7 年度島本町水道事業会計予算	” 原 案 可 決
第 3 5 号 議 案	教育長の任命につき同意を求めることについて	” 原 案 同 意
第 3 6 号 議 案	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	” 原 案 同 意
第 3 7 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 1 2 号）	” 原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	島本町議会委員会条例の一部改正について	” 原 案 可 決